

収蔵史料目録六

粉河町荒見 北一夫氏旧蔵
北家文書目録

和歌山県立文書館

目次

目次	1	一般	74
凡例	4	年頭お礼席順替願い	81
和歌山県下都市町村区画図	6	高野山	83
解題	7	明治初期	84
北家系図	24	その他	85
目録			
I、中世文書	29		
II、九頭大明神・宮座			
1 座定	31	2 村政	109
2 神職等仰付	32	a 村定・掟	111
3 入座・座送り	33	b 土地・高	113
4 勘定筋	35	c 年貢・上納	115
5 遷宮・普請関係	41	d 人別・宗旨送り等	125
6 宝暦三年の出入関係	46	e 諸事件に関するもの	131
7 神宮寺・陀羅尼関係	47	f 救	133
8 近代	49	g 巡見	134
9 その他	50	h 公儀改め	135
III、公の仕事に関する文書		i 庄屋として請証文	135
1 地土		j その他村政全般(近世)	136
a 地土(紀州藩関係)	51	k 堺県・五条県下	139
b 地土(高野山関係)	74	l 荒見村(和歌山県下)	143
		m 村絵図	145

n	源次郎株相続一件	146
o	山関係	149
p	水利関係	152
	大川	152
	安楽見井	154
	檜原・檜谷と槇尾谷	156
	島田	161
	清水	163
	その他	164
3	近代役場関係	
a	近代初期(明治5年4月~同6年7月以前)	172
b	第三大区四小区戸長・小区長	173
c	県会議員	192
d	衛生会委員	193
e	那賀郡長	194
f	その他年不明分等	204
g	学校世話掛り	205
IV、北家(私)に関する文書		
1	家	
a	系図・由緒	207
b	家族関係(近世)	209
c	家族関係(近代以降)	216
d	書状・その他(個人別)	231
e	北家と寺	246

f	自由民権運動	247
2	家経営	
a	土地・高関係	249
b	家財政	256
	高・納め	256
	金銭出入	258
	賦金・貸借	263
	普請・日雇入用	267
	仕切・受取り	269
	その他	274
c	商業(酒造・鉱山ほか)	277
d	医業(私的文書・医学修行関係も含む)	283
3	家来筋・雇人	
a	家来筋出入	293
b	雇人	300
c	小作・下作預りほか	303
V、金銭貸借関係一括		
1	借用	
a	北家関連	304
b	北家が請人・庄屋の分	308
c	北家以外分	310
d	借金返しほか	311
2	売券	
a	北家関連	313

	b	北家が請人・庄屋の分	315
	c	北家以外分	317
	d	村土地売り	332
	3	講・頼母子関係	334
	VI、その他文書		
	1	森田節齋関係	347
	2	学芸・武芸・諸書等	354
	3	北家外文書	369
	4	分類不明文書	370

凡例

- 一 本目録は、収蔵史料目録の第六集『粉河町荒見 北一夫氏旧蔵 北家文書目録』である。
 - 一 本目録には、北家文書約四七五〇点をおさめた。
 - 一 本目録には、一部を除き、原則として昭和一五年（淳太郎妻ナカ氏死去）以前の資料をおさめている。
 - 一 本目録では、資料群の内容と構造を考慮して項目を設定し、編成した。なお、複数項目に重複掲載したものは、△印を付した。
 - 一 各項目内の資料の配列順序は、原則として同様事象のものを集め、その中で年月日順とし、年代が明記されているもの、干支・月・日等のみ記されているもの、年代不明のもの順に記載し、同年同日や年代不明の資料については資料番号順とした。なお、年代を推定した場合は該当する時期に掲載した。また、一部人名別配列とした項もある。
 - 一 目録は、原則として資料ごとに資料番号・標題・年月日・作成者・宛名・形態を記載し、必要に応じて備考を付した。
 - 一 資料番号は整理時に付した番号で、閲覧申請等はこの番号で行う。
 - 一 標題は、原則として原題を採り、原題のみでは内容が類推できない場合については内容にしたがって（ ）内に補足した。また、原題がない資料については、内容にしたがって「」内に記した。
 - 一 標題欄中の「」は、編者が必要に応じて一括や綴りに与えた総称で、必要に応じて次行以降に枝番号等により詳細目録を付けている。
 - 一 年月日は、原則として資料が作成された年月日とし、推定した場合は（ ）に記した。
 - 一 作成者・宛名が多数であり欄内に全員を記入できない場合は、原則として適当と思われる名前を記し、それ以外は「外○人」とした。
 - 一 本目録掲載資料には同一文書の原本・写・案等が多数存在する。それらを区別するために、作成者の印がある場合は（印）、花押がある場合は（花）、書印は（書）、拇印は（拇）、爪印は（爪）と記した。
 - 一 形態は次のとおり記した。
- 状 …………… 折紙・横折・豎折以外の一紙文書（継紙、切紙などを含む）
- 折紙
- 横折…………… 一紙を横折にしたもので、原則として綴られていないもの
- 豎折…………… 一紙を豎折にしたもので、原則として綴られていないもの

罫紙

縦帳

横帳

横半帳

卷子

軸装

綴り …… こより等により複数の文書が綴られたもの

そのほか、必要に応じて封紙、封筒、短冊、図などと記した。

・備考については、特に欄を設けず標題欄中に*を付して記入した。

一 本目録においては、一部人名、地名等を除き、原則として常用漢字を使用し、かな文字についても変体かななどはひらがなに改めた。

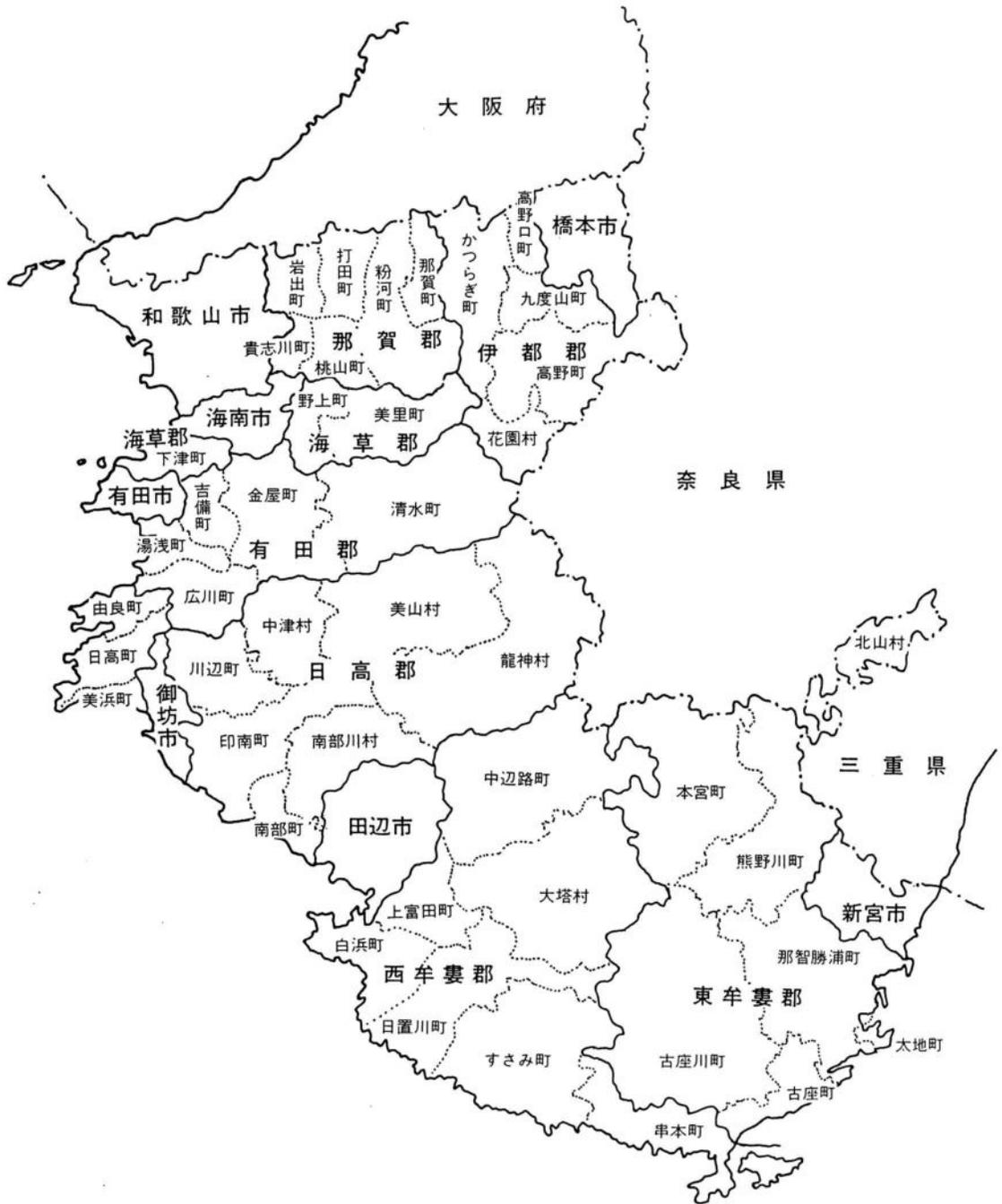
一 虫損などにより判読できない文字がある場合、字数を確定できるものは字数分を□で表し、字数不明のものは□□とした。

一 本目録に収録した資料は、未撮影の一部のものを除き、当文書館においてマイクロフィルム等の複製物による閲覧・複写が可能である。

一 本目録では、原本の記載にもとづいて職業・身分などに関する差別偏見を表現する用語をそのまま使用している場合もあるが、歴史的事実にも

とづく客観的な研究をすすめるためであり、もとより不当な差別を容認するものではない。

和歌山県下郡市町村区画図



北家文書解題

一、伝来と受け入の経緯

北家文書は、那賀郡粉河町荒見の北一夫氏旧蔵文書約四七五〇点の総称である。北家文書は、中世以降現在までの諸資料を含み、『和歌山県史』や『粉河町史』等にも掲載されており、全国的にも有名な古文書群の一つである。

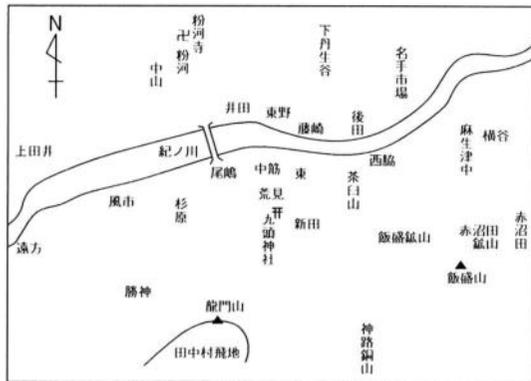
当館受け入れの経緯は、伝来の古文書の将来的な保存について考えておられた旧所蔵者の北一夫氏が、今後散逸することなく将来に残すため、確実に預かってくれるところはないかと、粉河町史編纂室の調査で来宅した和歌山市立博物館長(当時)三尾功氏に相談された。そこで三尾氏は丁度この頃開館した当館を紹介された。これを聞き、北氏は、自家でこのまま保存しておくよりは県の文書館で一括して保存し公開する方が良くいと決心され、平成六年七月に、当館に寄贈されたのである。寄贈時に北氏より「展示及び目録等については北一夫旧蔵文書であることを明記すること」が特約事項として付されたことから、文書群名を「北一夫氏旧蔵北家文書」とすることになった。

二、荒見(安良見)村について

荒見は現那賀郡粉河町の一大字であり、紀ノ川中流域南岸に位置する。北は紀ノ川、南西に龍門山があり、西は同町杉原、東は那賀町西脇(麻生津)に接する。安良見とも書き、当目録上でも「安良見村」と記された資料が多い。荒見荘とも言う。『紀伊統風土記』によると、村内は西

安良見・中筋(中世には荒見)・東安良見の三つに分かれていたようである。

中世には粉河寺領であったが、天正二〇(一五九二)年豊臣秀吉の高野山寺領朱印状には荒見村の名があり、以降近世を通じて高野山学侶領となる。「天保郷帳」では四六七石余、「旧高田領取調帳」では四八一石。近世は高野山学侶方一四院の支配(相給)を受け、村内には院ごとの庄屋(院下庄屋)一四人が置かれていた。『粉河町史』第一巻によると、近世安良見村支配の寺院は、遍照尊院・蓮金院・丹生院・三蔵院・金剛頂院・蓮花三昧院・西禅院・天徳院・平等尊院・正智院・龍城院・日光院の一・二院(近世を通して変化なし)と、「増福院・宝林院」もしくは「金蔵院・心南院」または「増福院・修学院」など時期により変化が見られる二院であった(ちなみに近世後期に北家は正智院下の庄屋を勤めていたようである(III 2 c の項参照))。なお、他院の藪庄屋を勤めている資料もあるが、藪庄屋は藪借用人中から選ばれるので院下村庄屋とは違うものである)。なお、近世高野山は幕府の寺社奉行の管轄下にあったため、学侶領村支配の最高責任者である年預坊で埒があかなかつた訴訟(例えば四家の夫役免除問題等)などは、江戸の寺社奉行まで訴



図① 明治四十三年測図五万分一「旧版地図」を参考に作成

えられている。また、寺領内の警察業務担当者としては胡乱者改役がおかれ、北長左衛門もその任についていた（ア1番「胡乱者改役之事」寛政七年）。

近代になり明治二年八月一日に他の旧高野山寺領村と共に堺県に属す。明治三年四月二二日からは五条県所属にかわり、（同四年一月に五条県が廃止され、旧高野山領は和歌山県に合併されたが）同五年二月一五日実質的に和歌山県所属となる。大区小区制下では第三大区四小区荒見村、明治二二年には竜門村の一大字となり、昭和三〇年からは粉河町の一大字となる。

三、北家について

系図および伝承によると、北家は天武天皇から四代目の清原夏野の子孫にあたり、鎌倉期に紀州に流浪し、承元年中守護佐原十郎左衛門尉義連が粉川寺を攻めた時に与力して、その勲功により荒見・水原（杉原）・麻生津の三ヶ庄を賜いこれ以後家の名を住地の荒見とした（荒見定治）とある。その後当地



写真1 旧北家屋敷



写真2

北家石垣 この石垣は名古屋城の石垣と同じ作者であるという。写真2は現在の様子



写真3

の土豪となり勢力を張ったが、室町・戦国期から北（喜多）を称する（この時他の兄弟が分家し、それぞれ中・西を称する。西家はその後文禄年中に二家に分かれ、中家は早くなくなる。またそれより早く応仁年中に新が分家）。大坂の陣では、真田左衛門尉信賀に味方して籠城し、落城後は一時作州へ落魄していたが、赦されて帰郷し、初代徳川頼宣より家禄をもらい、六十人者となっている（『南紀徳川史』一一冊の「元和八年被召出地士六十人者姓名」に賜五十石、喜多長左衛門、寛永十一戊年新規召抱とあり。「六十人者地士組分け」には川合刑部組に荒見北長左衛門とある）。近世荒見村は高野山学侶領であり、北家は高野山寺領地士として勤め、幕末を迎える。北家は、近世には何度か藪庄屋・庄屋を勤め、土豪の流れをくむ地士として、年頭や藩主の代替り時には御礼にも出席し、近世末期には異国船来航による警護や天誅組騒動による国境警護も勤めている。産土九頭神社宮座では上庁に属し、所有地も多く、

いつの頃からか医師も勤めており、明治前期には戸長や郡長をとめ、中世以来長きにわたり村内で重きをなす家であった。そのため、中世以来の伝統ある優位者という立場を主張するあまり、近世には、度々村民衆と対立して出入訴訟問題が起きている。また反対に、諸証文の請人としても多く名をたづねている。文書上は「喜多」姓が多く見える。



写真4 北家墓所 屋敷から北東の方角
(荒見村愚中林)

北長左衛門忠鶴(淳介、九臯)について

近世北家当主の多くは「長左衛門」を名乗るが、長左衛門忠鶴は早くから老齢の父に代わり地主としての勤めをはたし、文久三年の天誅組騒動時にも高野山に詰め、天誅組の高野山への一味強要の情報を紀州藩に伝えるなど、活躍している。元治二(一八六五)年三月に父忠英の死により家督を相続、明治四年二月には、湯浅藤左衛門退役による村惣中入札の結果荒見村庄屋となり(五条県下)、以後継続して公的な職務につく。明治五年四月には荒川組(その後第三大区四五六小区)郷書記、明治七年六月特選議員、同年八月第三大区四五六小区副区長、同年一月第三大区四五六小区区長、同八年一月第二十番中学区取締り兼務、同年三月地租改正取調べ兼務、同一二年四月那賀郡県会議員当選、同一三年五月県の公選により衛生会委員、同年六月那賀郡荒見村・杉原村衛生委員、そして同一三年一月四日より那賀郡長となる。

解題

また、医師としては、天保一一年二月から五年一ヶ月間京都の船曳紋吉のもとで修行し、弘化三年正月より自宅で漢洋折衷法産科医を開業している。他に酒造や鉱山業などもおこなっていたようである。他方幕末には森田節斎をかくまうなど、知識人との交流も盛んであった。

しかしその後明治一五年九月、那賀郡長の職についてわずか一年一〇ヶ月、五七歳の若さで急死する。はっきりした死因はわからないが、疫痢と書かれた資料もある(この歳の七月には泉州内畑村の親戚が、そして八月末には次男岱次郎も急死している)。早世しなければ、更なる活躍が見られたであろう人物である。



写真5 北長左衛門忠鶴



写真6 北家門前 右2人目北淳太郎、
3人目武岡豊太



写真7 淳太郎葬式
奥の額は千24番(北家座敷)

よると一七年)に家を弟に預けて大阪へ出ている。その理由は、口伝によれば、父の急死による財政的な危機があったからであるという。そしてその後約二五年間大阪で医院を開き、またその間弟の数人を呼び寄せ医師としていた。明治四三年三月になって帰郷し、荒見の自宅で医院を開業、昭和五年に没している。淳太郎には二男四女がいたが、長男・三女・四女以外はいずれも夭折し、長男什共も大正一二年に一九歳で没した。

北一夫氏(旧蔵者)について

什共・淳太郎亡き後、昭和一年に養子となり四女喜久子氏(日本画家)と結婚し、北家の跡を継いだのが、旧蔵者の北一夫氏である。一夫氏は明治三七年に和歌山市で生まれ、

昭和一年に文学活動を通じて知り合った喜久子氏と結婚、昭和二五年一月には公選制の和歌山県教育委員に当選し、公選制教育委員が廃止されるまで二期六年間教育の推進に尽力された。

また、和歌山県の地方史研究や文学活動・原水爆禁止運動にも活躍。地方史研究協議会は初期からの会員で、昭和三七年委員・昭和四一年評議員就任・平成六年まで本会役員を勤められ、昭和三八年一二月発足の和歌山史学会では会長、昭和四〇年社団法人和歌山県文化財研究会の創立にも参画され、理



写真9



写真8

北一夫氏夫妻

事・常務理事・参与を歴任されている。平成三年一月には自家に「北喜久子水墨画美術館・北家歴史古文書資料館」を設立。平成七年に当館へ古文書類を寄贈の後、同年一〇月には第四六回地方史研究協議会大会(和歌山市で開催)でその業績を表彰されている。平成九年一月二日没。以上のように、一夫氏は特に戦後の和歌山県における歴史研究の発展に尽力して来られ、自家の古文書類についても、いかに大切なものであるかということをよくご存知で、それを将来に残す最良の手段として、当館に寄贈されたのである。

なお、解題の最後にチ4番資料等をもとにした北家系図を付しているので、参照されたい。

四、高野山寺領地土について

高野山寺領の地土については、詳細はまだわかっていない。北家文書を見るかぎりでは、直接の支配は高野山(荒見村は学侶領)から受け、一般の諸触れも高野山から来、諸勤めも一般には高野山に對し行っていたようである。しかし、紀州藩との関係が全くなかったわけではなく、年頭御礼に和歌山城に参上し、藩主の参勤交代時には道筋にお迎え・お見送りに出、諸祝い時にお城で行われる大御能時にも拝見を許されている(これは「地土」自体が紀州藩より任じられたものであるからであろう)。但し、紀州藩より勤めを命じられないため、勤功をあげられず、勤功のあった新参の地土より御礼時の席順が後ろになってしまい、自分達(高野山寺領地土)へも勤めを命じていただきたい旨を陳情している資料もある。なお『粉河町史』や『かつらぎ町史』に高野山寺領と地土について取りあげられているので、ぜひ参照いただきたい。

五、森田節齋と北家について

森田節齋(益、謙蔵)は文化八(一八一)年に大和国五条鳥居町の医師森田文庵の二男として生まれた。父の没後一五歳で京都に遊学、猪飼敬所や頼山陽に学び、一九歳の時江戸昌平黌に入り古賀洞庵に学んだ。その後各地で塾を開き門人を教えながら転々とした。

京都・倉敷でも塾を開いたが、文久三(一八六三)年門人の乾十郎・原田亀太郎等が天誅組に加わったことや尊王倒幕主義思想等から、取締りを恐れ帰郷し各地で潜伏していたが、旧知の那賀郡切畑村医師林南溪の紹介で、慶応元年末に北家に寄寓した。慶応二年中には北家持庵愚中庵(善通寺)に移り住み、一時淡路島へ渡るが、



写真10 森田節齋墓
左から節齋・無絃・司馬太郎墓

慶応三年九月にまた愚中庵へ帰った。その後慶応四年春には妻無絃・子息司馬太郎と共に九頭神社事務所に移り住んだが、同年七月二六日に疫病にかかり没した。節齋は荒見村滞在中にも付近の子弟を教えており、そのようなことから北家をはじめ近郷には、節齋の書が多く残っていたということである。節齋墓地は、小字愚中林(善通寺)の北家墓地の一隅に作られたが、現在は、明治二九年に没した妻の無絃(節齋没後荒見村で簡塾を開き、後安楽川村に移って塾を続けていたが、その後東京で没)と、明治三二年に没した長男司馬太郎(小笠原で没)の墓も並んで建ち、昭和三三年四月に県指定文化財となっている。

その後北家では、淳太郎・一夫の両当主が森田節齋の顕彰運動に力を

そそぎ、武岡豊太氏による講演会や展示会等に協力をした。また、役場に置かれた「節齋会」では昭和一二年に「節齋森田先生之碑」を九頭神社前に建立している。その後、昭和四二年一〇月には一夫氏が中心となり「節齋森田先生百年祭」も執行されている。

六、九頭神社と宮座について

荒見村の産土神社である。資料によると、元は現在の地より東北に約二〇〇メートルの地(馬場田・新家屋敷地)にあったが、天正年中に五大院有真が北家所有地の山を開き現在の地に遷したという。

中世から続く宮座は、上庁・下庁にわかれ、上庁は北・新・西・中(中家がなくなつてからは西)の四家とこの四家の庶子三家(すなわち土豪荒見氏の子孫)で、下庁は荒見村内の旧家や有力者・上庁四家の家来百姓等(人数は不明)から構成され、更に下庁は東・西に分かれていた。そして上庁が宮座のこと全てを差配し

ており、タ16・タ19番の文禄二(一五九三)年の「定(御神前作法御取立書付)」には禰宜は往古より社司喜多(北)家の職分なりとあり、明治四(一八七二)年の資料(エ314番)でも社司北長左衛門・神主新重三郎・祠官西重太夫・禰宜北龍三(孫助)と署名がある。

宮座は明治五(一八七二)年には廃止されたが、それ以前、新たな宮座加入は原則として認められず、北家文書内

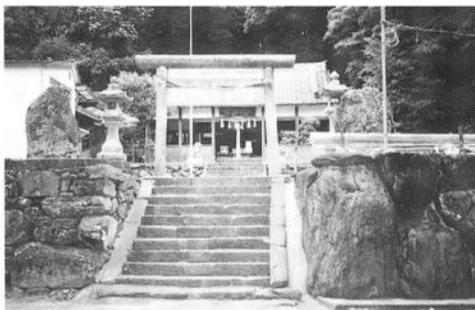


写真11 九頭大明神

にも近世後期に新たな地主株取得者が座入を希望した際の困難な経過が見えるものがあり興味深い。

＊九頭神社と同宮座・文禄二（一五九三年）の「定（御神前作法御取立書付）」（タ16・タ19番）の作成時期分析等については、最後に挙げた当館紀要九の伊藤論文を参照されたい。

七、文書群の保存状態

北家では、従来古文書や物品等は蔵で保存されていたが、一部は旧屋敷一階入った所の、医院待合室の一隅にも置かれていたようである。その後屋敷は建替えられ、平成三（一九九一）年一月には旧蔵者である北一夫氏により敷地内（門跡地）に「北喜久子水墨画美術館・北家歴史古文書資料館」（資料ツ5参照）が設置され、北喜久子氏の水墨画と共に古文書類もここに展示・保存されていた。全体的に保存状態は良好であると言える。



写真14



写真13



写真12

受入作業時の状況（北家歴史古文書資料館にて）
写真14では森田節斎「犬説」軸（チ15～チ18番）が展示されている。

保存容器一覽

当館受け入れ時、額や卷子・北家歴史古文書資料館の展示ケース内にあったもの（タ箱・チ箱）以外の大部分の文書は、木製の箱等保存容器（写真12参照）に納められていた。文書館では、状態の良いものについては箱も燻蒸消毒して、元の箱に納めたまま保存している。以下に受け入れ時の各保存容器について記しておく。

箱記号	形態	大きさ（縦cm×横cm×高cm）	備考
ア箱	木製トランク	41・5×70・5×37・4	表面白擬革張、鍵穴・金属取手あり
イ箱	木製箱	43・5×58×32（最大）	黒塗り、両側に金具付、蓋真中で割れる
ウ箱	木製箱	26・8×38・5×27	黒塗り、側面に金具付、（蓋上書）「日記箱 安良見村氏人中」、（蓋裏書）「寛文三癸卯九月吉祥日」
エ箱	木製箱	62×34・3×29	黒塗り、両側に金具付、蓋は別物
オ箱	木製トランク	59・6×33・8×31・2	茶色、元は柿渋紙張か、蝶番・鍵部分あり、古文書外の物や昭和期の短歌関係雑誌等が多く入っており、今回は、この中で昭和15年以前の文書情報のみ掲載した
カ箱	木製箱	28×43×41	黒色、蓋皮張か、内側は塗り

キ箱	木製箱	29・8×46・5×41・1	黒塗り、蓋皮張か、内側も塗り
ク箱	木製箱	28・4×41・2×38・2	黒色、両側に金具付
ケ箱	柳行李	55・2×34・35×22・3	蓋なし、底破損の為中性紙箱に入替える
コ箱	ダンボール箱	—	—
サ箱	木製箱	70・6×19・6×26	中性紙箱に入替える
シ箱	木製箱	39・7×27・7×24	黒色、(蓋上書)「金□□(摩滅)」・(箱側面書付)「金剛宝寺」「護摩堂常什」 「□正六年三月日」「支分箱」
ス箱	木製箱	50×19・4×13・5	黒色、中段あり、(箱裏書)「文庫 喜多 大太郎求之 戊戌天保九年閏四月日書是」
セ箱	木製箱	68・1×13・4×9・2	漆塗り、かぶせ型
ソ箱	木製箱	39・1×9・85×9・75	被せ型、中は襖紙等、目録掲載資料なし
タ箱	箱なし		黒色、中は和歌短冊83点のみ
チ箱	箱なし		受け入れ後は中性紙箱で保存
ツ箱	箱なし		軸・額中心、箱に入らないもの多い 追加受け入れ等のもの、受け入れ後は中

性紙箱で保存

なお、カ・キ・ク箱の蓋裏には「この箱の古文書類は如何なる筋から達しがあつても家から外へ貸してはならない。家の中で見て貰ふこと昭和四十二年三月二十九日北淳太郎四女北喜久子」との書付が貼られている。

八、文書群の整理方法について

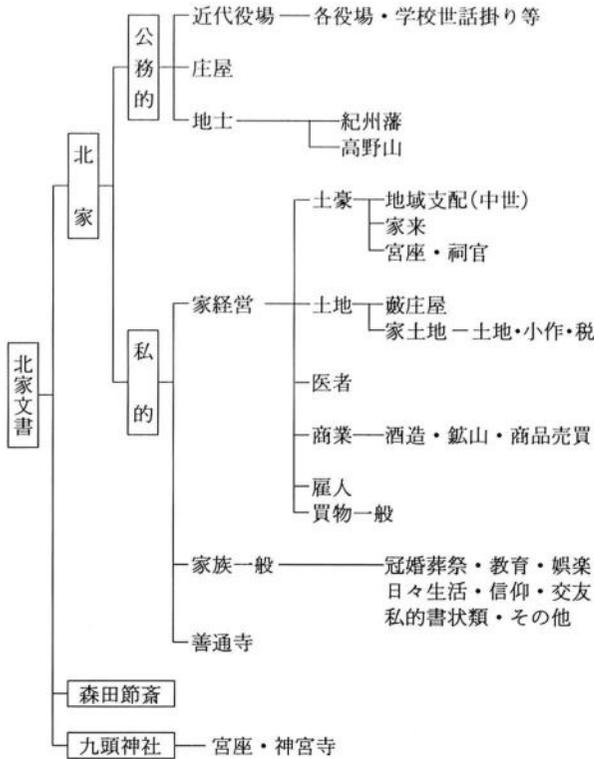
整理については、受入時の状態を「現状」とするため、まず各収納容器に適宜ア～ツの記号を付して箱番号とした。次に、各箱で文書1点ごと以上に(年代や内容に関係なく)数字の1～の番号(資料番号)を付していった。すなわち、ア箱の1番上にあつた文書は「ア1」番である。また、北家文書は過去に何度も調査され、それとは別にご当主の一夫氏も独自に調査されていた関係から、紐やコヨリで一括に束ねてまとめられた文書塊が大変多いという特徴があるが、これも一括の意味の有無にかかわらず一括塊で資料番号を一つとし、一括内の各文書には上から子番号・孫番号を付している。これは、番号により文書の現状を保存するということと、整理時にいちいち一括内の文書の関連を分析し、一括の意味の如何を考へることがほぼ不可能(文書数が大量)であつたためである(すなわち、ケー3の束の上から5番目の文書はケー315番となる)。なお、この資料番号付けは、細く切った和紙様中性紙の端に鉛筆で番号を書き、各文書に挟み込むという方法をとつた。

番号決定後、または番号付与と並行して、文書一点ごとに整理カードを作成(A4版用紙に鉛筆書き)した。

一方「原文書」は保存のため(閲覧には原本ではなく複製物を供する



図② 「北一夫氏旧蔵 北家文書目録」の編成



図③ 文書群の構造

という当館の原則により、整理カード作成後に一点一点写真撮影し、マイクロフィルムを作成した後、収蔵庫で保存している。

九、文書群の概要と構造について

北家は中世以来の土豪であり、高野山寺領地主・医師・神社禰宜株持で宮座上戸家、そして近代初期には区長・郡長等を勤めた、いわゆる地方名望家であった。そのため、個人の家文書と公務関係文書(地主・役場)・神社宮座関係文書が混在している。構造としては、図③にあげた型であろうと考えられる。しかし、これまで多くの調査が入っていることなどで、もはやこの構造を復元することは困難であった。

一〇、目録編成について

目録を編成するにあたり、一番困ったのが、一括塊(束)文書の扱いについてである。先にも述べたが、この文書群の多くが既に何度かの調査を受け、また収納の都合もあったのか、一括にまとめられているものが大変多い。それが作成時の「原状」のままか関連文書を一括に束ねてあるのならば良いのだが、関連の無いものまで一括に束ねているものが、大変多いのである。本来、目録等においては、一括文書は一括状態のまま掲載するという原則がある。しかし北家文書の場合、そのような方針で目録を編纂すると、かなり混乱した内容になってしまう危険がある。そのため、本目録においては、一括の原則によらず、各々の内容を検討した上で、それぞれ一番良いと考えられる項に掲載している。そのため、目録上において一括状況や受入時の「現状」を知る手掛かりは、整理時に付した資料番号しかない。従来点数の少ない文書群の場合、資料番号順の目録や一括状況を示す索引を付して利用者に「現状」をお知らせしていたのだが、今回は点数が膨大なため、それも付すことができなかつた。利用者には大変ご迷惑をお掛けするが、資料番号順の目録を当館閲覧室に設置しているので、「現状」はそちらでご確認いただきたい。

本目録の編成方針としては、全資料を内容で考慮した項目(図②)で分けて、その中で更に細かい関連内容で集め、その上で作成年代順・もしくは作成宛名等の人名ごとにまとめて掲載している。更に複数の項目や事項に関連するものは、一部重複させて掲載している。しかし、項目は大変大まかなものであるので、利用に際しては必ず他項のものも参照いただきたい。

以下に本目録の項目を記し、一部については簡単な内容説明も付しておく。

I、中世文書

中世土豪時代の資料の多くは土地の売券と寺社への寄進状である。最も年代が古いものは元弘三(一三三三)年の〔合戦忠勤状の写〕であるが、これは後年の写しである。売券で一番古いものは寛正二(一四六一)年のもので安良見家頼から根来寺花藏院あてのものである。

II、九頭大明神・宮座

荒見村の氏神である九頭神社と、同社の宮座に関する資料を集めた。

- 1 座定 宮座の規則について定めた座定を集めた。
- 2 神職等仰付 北家の職分である禰宜職を、他者へ仰せ付けた際の請書や、年々の当屋の書上等を集めた。
- 3 入座・座送り 宮座への新規加入時の条件を定めた証文、宮座構成員の家が養子を迎える際にやり取りされた座送り証文等を集めた。九兵衛入座に関する一件資料がままとまっている。
- 4 勘定筋 年々の勘定帳等を集めた。文化六年以降ままとまって残っている。

5 遷宮・普請関係

6 宝暦三年の出入関係 元文五年争論(III 1 f 参照)の寺社奉行裁許状に、地士は村方の寄合に出座してはならない旨があったため、遷宮に関する寄合への地士の出座をめぐる争論となった。寺社奉行より氏神筋は仕来り通りと仰せがあったため、地士の出座を認める内容で高野山の裁許が出されている。

7 神宮寺・陀羅尼関係 神宮寺普請関係資料はこちらに納めてある。

8 近代

9 その他 神社条目、御師関係資料等がある。

III、公の仕事に関する文書

1 地士

a 地士(紀州藩関係) 年頭お礼罷出、上様御帰城・江戸へ御立ちの知らせとその時の道筋での御礼、御城での御能拝見等に関するものが大部分を占める。高野山寺領地士と紀州藩の関係を見る上での重要な資料である。

b 地士(高野山関係)

一般/年頭お礼席順替願い/高野山/明治初期/その他

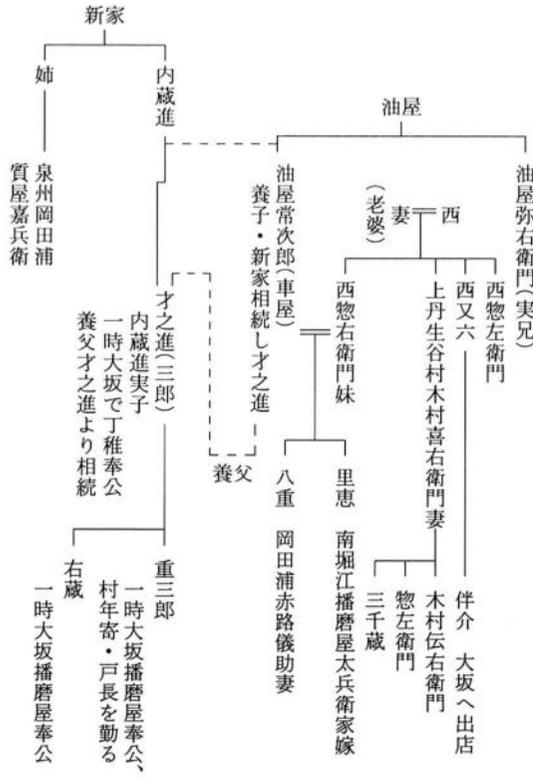
この項は、領主高野山とのやりとりについてのものであるが、紀州藩への年頭お礼時等の席順につき訴えている文書の多くが、紀州藩ではなく高野山役人あてに出されているのは、興味深い。幕末出陣関係あり。近代になっても、明治四年一月の社寺領上知布達まで旧領村々の年貢収納権は高野山が持っていたため、明治期文書にその関係のものが数点ある。

c 西家 西家は中世に北家(荒見家)から分かれた家で、始めは一家であったのが、近世には惣左衛門家・十太夫家の二家となる。共に荒見村の主たる地士であり、北家とのかかわりも多い。

d 新家 新家は中世に北家(荒見家)から分かれた家で、荒見村の主たる四家の一で、近世後期には地士であった。(系図参照)。また資料中では「南」家と呼ばれることもある。北家文書中では近世後期〜末期の新家内の家督相続問題と、それに関連して北家と

の間に起きた水利問題・金銭貸借問題に関するものが多い(新才之進関係)。他に、幕末〜近代初期では新重三郎が村役人として出て来る(幕末荒見村年寄や明治一二年荒見・杉原村戸長など)。

(新家関係系図)



e その他士分の家 加和村野呂家士分・安楽川村津田家地土同様仰付、安良見村田中藤左衛門勲功により西渋田村湯浅清左衛門地士株相続仰付、などに関する資料。地士や帯刀人株の新たな相続や新規任命が多くなる近世中〜後期のもの。

f 地士四家と村人出入 北家・新家・両西(十太夫・惣左衛門)家の四家等が「平百姓」であるのに村夫役を勤めないこと(実際は四家の他に一四の庄屋も訴えられている)に対し、村内惣百姓が

解題

訴え出た一件の資料。夫役負担に難渋していた惣百姓が、元文三(一七三八年)に高野山に訴え出たが、その主張は認められなかったため、同五年五月には惣百姓一一人が寺社奉行に訴え出た。双方が江戸へ下って争ったが、大岡越前守により、四家は従来から夫役は免除され平百姓ではない、という裁断がくだされ、惣百姓の主張は認められなかった。これは、近世高野山寺領における地士・帯刀人(もしくは中世以来の土豪)について、一般村民がどのようにみていたかを知る手がかりとなる一件である。

g 百姓騒動と地士 安永五(一七七六)年の高野山寺領大一揆の時、北家はじめ新・西の荒見村地士は、初めは参加していたが、翌六年には託書を出して参加を止めたことから不問に付された。しかしこの大一揆では、地士一五人をはじめ多くの村役人や百姓がお咎めをうけ、獄門となった者もいた。北家の資料には、その後天明七年に、地士一五人のお咎めお許しを願うことになり、その協力の御礼一札が数点残っている。また、湯浅氏はこの大一揆時の忠勤に対し、苗字帯刀を許されている。他に文政二年の困窮時に小入用延期を求めるところから村騒動に発展しかけた時、多聞寺と北・西・新が曖に入り鎮めた一件資料もある。

2 村政 各方面で度々惣百姓と対立していたことから、北家がどれほど近世の村経営や村政にかかわっていたかはわからない。しかし庄屋を勤めた時期もあり、また高野山寺領地士・地域の有力者として村内にいたことから、村政に関する資料も見られる。

a 村定・掟 享保一二年から明治四年のもので、一般的なもの

ある。

- b 土地・高 元和六(一六二〇)年の、龍城院・歎喜院・西禅院領の地詰帳、慶安三(一六五〇)年の川原島に関する帳面ほか。
- c 年貢・上納 近世後期の悉地院・宝性院からの歳年貢受取類が多いが、これは北長左衛門が藪を借りている者の代表(安良見村藪廿一株世話人)であったからである。他に同人が正智院領村庄屋であった時の年貢皆済関連資料もある。点数が少ないので便宜上は百年代順に並べているが、この両者は違うものであるので、注意されたい。明治初期の村関係の年貢等も、ここに含む
- d 人別・宗旨送り等 人別・宗旨送り関係と往来手形に関するもの。ただし北家家族に関するものは、この項ではなくⅣ1の北家に関する文書の項に入れた。
- e 諸事件に関するもの 不心得改めや笥盗み取等小さな事件に関するもので、北家は噉や証人・被害者(北家土地内での盗難など)等であるものが多い。
- f 救 救合筋等数点。
- g 巡見 明治四年の鷺尾五条県知事の巡見の資料のほか、宝曆の巡見等近世のもの数点。
- h 公儀改め 武具・馬具改め関係のみ三点。
- i 庄屋として請証文 全て明治初期の借用証文で、その多くに北長左衛門が村庄屋として奥書している。
- j その他村政全般(近世) 普請に関する勘定書や覚が多いが、何の普請(河川や神社等)か判断できず、ここに入れている。
- k 堺県・五条県下 明治二年八月から同五年二月までの堺県五条

県管轄時期の村関係資料。明治四年二月末、北長左衛門の村庄屋選出時の資料もある。

- l 荒見村(和歌山県下) 実質的な和歌山県管轄以降の村関係資料。この時期については、Ⅲ3項の資料も参照されたい。

m 村絵図

- n 源次郎株相続一件 安良見村源次郎家は、仲嘉蔵を遠方村孫七郎へ養子に出し、源次郎株は要三郎を養子として迎えて源次郎とした。その後この源次郎は妻子を離縁し次右衛門後家へ入婿してしまったため起こる問題に、北長左衛門祖父時代の譲り土地等の問題がからんで起こる一件。この関連資料をまとめた。

- o 山関係 長田庄との山林出入等に関するものを中心。

p 水利関係

大川(安楽見井)・檜原・檜谷と槇尾谷(島田)・清水(その他) 村の水利関係資料が中心だが、檜原池(北・新両家の田地専用池)・槇尾谷池(北家専用池、北家地にあり)関係の資料は北家の水利に関するものが多く、新家との嵩上げ等出入資料は、この項の他に地土の新家の項(Ⅲ1d)にもあるので、参照いただきたい。また、便宜上小項目に分けているが、一点で数項目にまたがる内容を含むものもあるので、注意されたい。

3

近代役場関係 この項に含まれるものの大部分が、北長左衛門忠鶴に関連する資料である。先に紹介した通り、忠鶴は明治一五年九月まで、戸長や郡長等を勤め、地域行政にたずさわっていた。そのため、これら行政に関する資料も多く残っている。どちらかといえ

ば行政中での個人関係資料のようなものが多いが、中には全くの行政文書もある(古い年代のものほど)。

a 近代初期(明治5年~同6年7月以前) 明治五年四月の郷書記任命から小区に戸長・副戸長の置かれていた間(明治六年三月まで)の資料。郷書記のあと、長左衛門は副戸長・戸長となっている。

b 第三大区四小区戸長・小区長 明治六年三月に戸長が副区長に副戸長が戸長に変更された時期以降明治一二年に県会議員に当選するまでの資料。その間、長左衛門は明治七年六月特選議員、同年八月第三大区四五六小区副区長、同年十一月第三大区四五六小区区長、同八年一月第二十番中学区取締り兼務、同年三月地租改正取調べ兼務を勤めている。この内学区取締りについては便宜上gの学校世話掛りの項に入れたが、地租改正取調べ関係はそれだけ取り出すのが難しいものもあるため、この項に入れた。なおこの時期、大区小区の役人の名称は変更が多くややこしいため、ここに示しておくので、参照されたい。

明治四年六月「戸籍編成法ニ付其心得方」通達により市長・郷長(もとの大年寄・大庄屋)↓戸長、町役人・庄屋↓副戸長に任命。和歌山県管轄地を一三三区に定める。

明治五年四月二七日 太政官布告をうけ、市長・郷長・土族卒肝煎・町役人・庄屋・肝煎を廃止し、改めて 市長・郷長↓戸長、土族卒肝煎・町役人・庄屋↓副戸長、肝煎↓村代 とする。県内を五一区に区分し各々に戸長一人・一あるいは数町村に副戸長一人を置き、各区に一区役所を設けた。

明治五年五月一三日 大区小区制 県内を七大区六一小区に再

編、和歌山県では大区に区長を置かず、小区に戸長・副戸長を置いた。

明治六年三月 戸長↓副区長、副戸長↓戸長、村代・市村総代↓副戸長に改称

明治七年一月 副区長↓小区長と改称

明治一一年七月 郡区町村編制法公布により大区小区制廃止

(『和歌山県史』近現代一より)

c 県会議員 長左衛門は明治一二年四月の第一回の県会議員選挙で那賀郡選出(定数五人)の県会議員となる。本来任期は四年であるが、同一三年一〇月辞任し、翌月那賀郡長に任命される。

d 衛生会委員 明治一三年五月、長左衛門は県会の公選により衛生委員会の委員となっている。引継ぎの関係か県会議員辞任後の資料もある。

e 那賀郡長 郡長任命の明治一三年一月から急死の明治一五年九月までの資料。

f その他年不明分等 作成年不明の役所関係資料を集めた。

g 学校世話掛り a~fとは性格を異にするが、公の職ということで、ここに配した。長左衛門が第二〇番中学区取締りに任命されたのは明治八年一月であるが、それ以前の明治の学制実施初期の明治五年から、明治一一年頃までの資料がある。この中には、安良見小学校等の小学校の世話掛(各小学校に三~四人・富裕者や有志者から選任)の資料と、那賀郡・伊都郡の属する第二〇番中学区(その中に一八七の小学区がある)の学区取締り時の資料の両方があるので(点数が少ないため一項目とした)、注意されたい。

IV、北家(私)に関する文書 北家の私に関する資料をあつめた。

1 家

a 系図・由緒

b 家族関係(近世) 遺言と冠婚葬祭に関するもの中心。

c 家族関係(近代以降) 辞令と卒業等賞状類が多い。また北阿房三郎が明治一四年から一五年(父長左衛門の死去により退学か)に創立間もない明治法律学校(現明治大学)に在籍しており、当時の同校の様子がわかる資料が数点見られる。他に明治三〇年代前半の金融恐慌に関連して難波銀行破産事件債権者集会に関する資料も三点ある。

d 書状・その他(個人別) 北家文書には私的書状が多く含まれるが、その多くが作成年不明のものである。そのため、本目録では、大まかな差出・宛名ごとに集めて掲載している。なお、この項に仙次郎倅音次郎の奉公人請状が含まれているが、これは北家の奉公人ではなく、北は山田文英との個人的なつながりにより、加判人となっていることから、家の「その他」に関するものとして、この項に入れた。

e 北家と寺 北家の墓寺(持庵)である善通寺(または善頭寺)に関するものと吉宗朱印状の写。寺伝によると、明德・応永の頃臨濟宗僧愚中大通禪師が隠遁時にこの寺に住んだと言ふことである。近世には留守居を置いていたこともあったようだが、近世末には無住で、そこに森田節斎をかきました。吉宗朱印状写は、当家との関連の可能性も考えられるため、あえてこの項に入れた。

f 自由民権運動 明治一〇年代の国会開設請願・木国同友会・懇親会などと記念碑(県内四役戦死者)設立についての資料。

2 家経営 北家自身の経営に関する資料。

a 土地・高関係 土地関係資料中、北家の林等私有地での柴や下草盗み取りに関する資料は、本来家経営とは違う性質のものであるが、便宜上「土地」についての関連資料が含まれるこの項に入れた。

b 家財政

高・納め/金銭出入/賦金・貸借/普請・日雇入用/仕切・受取り
その他

c 商業(酒造・鉱山ほか) 北家は地士・医者である他に、近世末→明治前期頃には酒造業もおこなっていた。また、明治一〇年代には、鉱山経営(龍門山系には銅鉱脈があり幕末期から採掘され出した)もおこなっていたようである。この中で、ケ178番は、家ではなく小区長としての書類であると考えられるが、北家の鉱山経営にも影響している可能性から、III 3 bの項と合わせて重複掲載した。なお、この地域では、近世から鉱山については問題が多く、鉱毒流出が最も問題となるのは、この後明治二五年以降の時期である。北家では、酒造・鉱山共明治一五年の長左衛門忠鶴死後は、財政的な問題からか、なされなくなったようである。

d 医業(私的文書・医学修行関係も含む) 北家は近世以来医者でもあったため、医業・医術に関する資料も多い。長左衛門忠鶴の子息の多くが医者となった関係から、特に近代のものが多く、医学修業・医学校時代のものも多く見られる。この中にはIV 1 cの家族関係の項と重複となるものも含んでいる。

3 家来筋・雇人

a 家来筋出入 北家には、中世以来の家来筋の家があった。北家が家来百姓に屋敷や田畑を預け、かわりに北家への家来役(夫役)に従事させたりして中世以来の主従関係を継続させて来た。しかし近世になると、その関係(中世的な主従関係)につき異議を申し出る家来百姓子孫が出て来る。それは早く、寛永一三(一六三六)年には「喜多ノ内衆」二八人が訴訟を起こし在所を立ち退くという事態が起こっている。この時は、前々のごとく家来百姓として勤める旨詫びているが、その後も「家来筋」に関するいざこざは続いていたようで(「家来」数も減少していくが)、元禄期にも北から預かり地の所有権や家来役等からみ訴訟問題が起こっている。そして最も大きな事件が元禄一五年の彦左衛門が家来筋か否かについての訴訟で、これははじめ「代々家来筋ニ而御座候処近年相背候」ということで、高野山で詮議されていたが埒があかず、ついには江戸の寺社奉行(高野山は寺社奉行支配)への訴訟となる。その結果、宝永三(一七〇六)年には、虚偽の申し立てをしたというところで、彦左衛門は江戸十里四方・京・大坂東海道筋日光日光海道筋・紀州一國追放、荷担した市兵衛・藤兵衛は江戸十里四方紀州一國追放となっている。彦左衛門は敗訴したが、北家における中世からの「主従関係」は、紀州藩・高野山という近世支配の下では、早い時期に崩壊していったことがわかる。

b 雇人 家の奉公人請状中心。

c 小作・下作預りほか

V、金銭貸借関係一括

1 借入 金銭借入関係資料については、北家に関連のあるものと、全くないものがある。また、北家関連のものであっても、北家が借入主あるいは貸付者などの当事者であるもののほか、請人や村庄屋として署名しているだけのものもある。これらは本来各々別々の成立過程で考えなくてはならない(例えば公と私・自家と他家ほか)のだが、先にも述べたように、もはやその成立時の現状や北家に存在する意味が推測できないものも多いため、当目録では、便宜上金銭貸借関係という大きな項目を作り、その中で更に借入という項目を作り、資料各々の内容別に一括して並べることとした。

a 北家関連

b 北家が請人・庄屋の分

c 北家以外分 差出・宛名とも北家以外のもの

d 借入返しほか

2 売券 北家文書では、土地売券の多くがイ箱にまとめて収納されている。このうち最も古いものは寛正二(一四六一)年のもので、最も新しいのは明治六(一八七三)年のものである。しかしよく見ると、この中には北家の土地売買に関するもの、他家の土地売買に関するものも含まれており、なぜその証文が北家に残っているのかわからないものの中にもある。どうやら「売券」というキーワードでこの箱に集めたようである。この内中世のものはIの中世文書の項に配したが、これ以外のものは、一緒にしておくわけにもいかず、また意味もわからず(文書上には見えない北家との関連があるかもしれないのに)離すわけにもいかないので、「売券」という項を別にた

て、この中で、今わかる範囲で北家関連のものと、北家が請人・証人や村役人として名をつらねているもの、そして文書上には北家に関する書付がどこにもないものに分けて掲載した。なお、この項には、イ箱以外に収納されていた売券も勿論ある。

- a 北家関連
- b 北家が請人・庄屋の分
- c 北家以外分 差出・宛名とも北家以外のもの
- d 村土地売り 全て幕末で、北は村役人である。

3 講・頼母子関係 一般の講・頼母子講の他に新家・西家の金銭返済のための講等に関するものも含まれている。なお、この他に新家や西家・北家財政の項にも講に関する資料があるので、そちらも参照いただきたい。

VI、その他文書

- 1 森田節齋関係 次項(VI-2)に関連するものも多いが、特に節齋関係資料は別にしてここに集めた。節齋自筆の額や軸などは大きいものが多い。
- 2 学芸・武芸・諸書等
- 3 北家外文書 現在北家に伝来するが、北家とのつながりがよくわからない資料である。この中で、特に注目すべきものが、ウ143・ウ144番の資料である。これは「大般若波羅蜜多經卷第三百四十八」(奥書)「四国阿州クラ茂トノ十入(住人か)以心ノためニ 天正七年五月廿日」・「同卷第五百三十二」(異筆)「寛治四歳次庚午十

月日 一切経之内蜂田寺行願(行心)」とあることや法量・紙数等より、有田郡清水町三地区所有の大般若経(「元丹生大明神社大般若波羅蜜多經」…昭和五六年町指定・平成八年県指定文化財)の内現在欠本となっている二点であると考えられる。



写真17



写真16

ウ144番(首題部・尾題部)



写真19



写真18

ウ143番(首題部・尾題部)



写真15 大般若波羅蜜多經 (表紙)

4 分類不明文書

一一、掲載・研究・参考文献

北家文書・北家全般

『和歌山県史』中世史料一、近世史料四、中世編、近世編

『粉河町史』第一巻通史、第二巻史料I、第三巻史料II、第四巻史

料III、第五巻文化財・民俗

『高野山文書』第七巻 金剛峰寺編

『近世宮座の史的研究』安藤精一 昭和三五年 吉川弘文館

『紀ノ川流域堤防井堰等遺跡調査報告書II』二〇〇四年二月

和歌山井堰研究会

*掲載の絵図3が北家文書ア25-4番

「近世に於ける河南の諸相―安良見村の夫役割出入の展開―」

児玉正之 一九八〇年『粉河町史研究第8号』

「高野寺領の神主と神道裁許状」伊藤信明 平成一三年三月

『和歌山県立文書館紀要第6号』

「妻の後ろ座―高野寺領荒見村の宮座と頭屋―」伊藤信明 平成

一六年三月 『和歌山県立文書館紀要第9号』

「北一夫先生を悼む」三尾 功 一九九八年三月 『和歌山地方

史研究34』

*本目録の解題中で寄託経緯と北一夫氏についての部分では、

この文章を参考している。

高野山寺領（前記以外で）

『かつらぎ町史』 近世史料編、近代史料編

森田節斎関係

『節斎森田先生并無絃女子年譜』北 一夫 昭和四二年四月

『森田節斎の生涯』武岡豊太 大正一五年四月

*写真6はこの本に掲載されているもので、北家門前で北淳太

郎氏と共に武岡氏も写っている。

『森田節斎』新城軍平 昭和四八年七月 五條市発行

清水町三地区所有大般若経について

『中世村落寺社の研究調査報告書』

(財)元興寺文化財研究所 平成元年三月

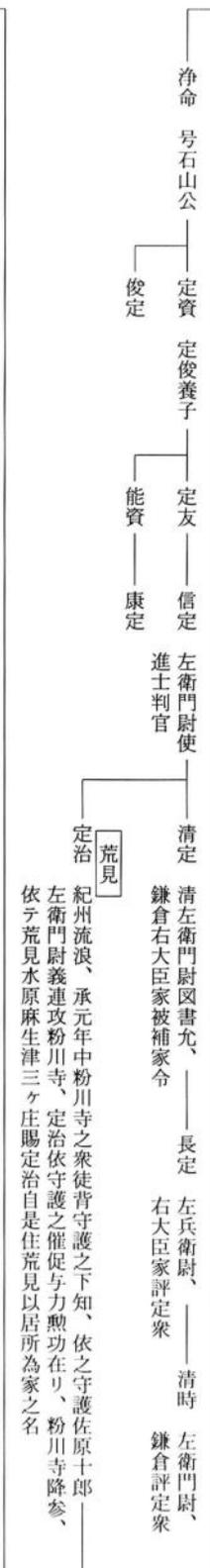
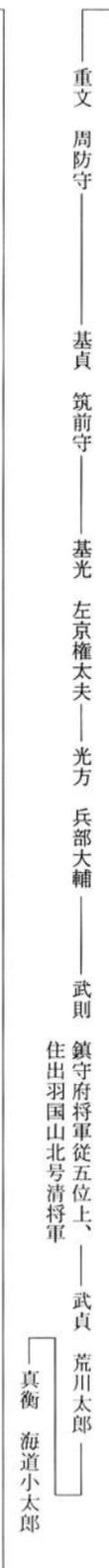
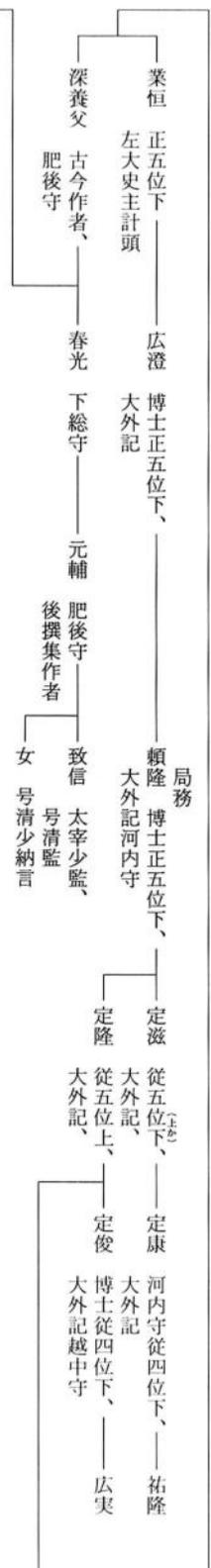
本目録作成にあたり、坂本緑氏、粉河町史編纂室宮木トシ子氏・増田博氏・岩鶴敏治氏に聞き取りや資料確認・現地調査等、和歌山県立博物館竹中康彦氏に大般若経の確認等でご指導・ご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

*本文書群の整理は、鎌田和栄・伊藤信明・藤井弘章がおこなった。

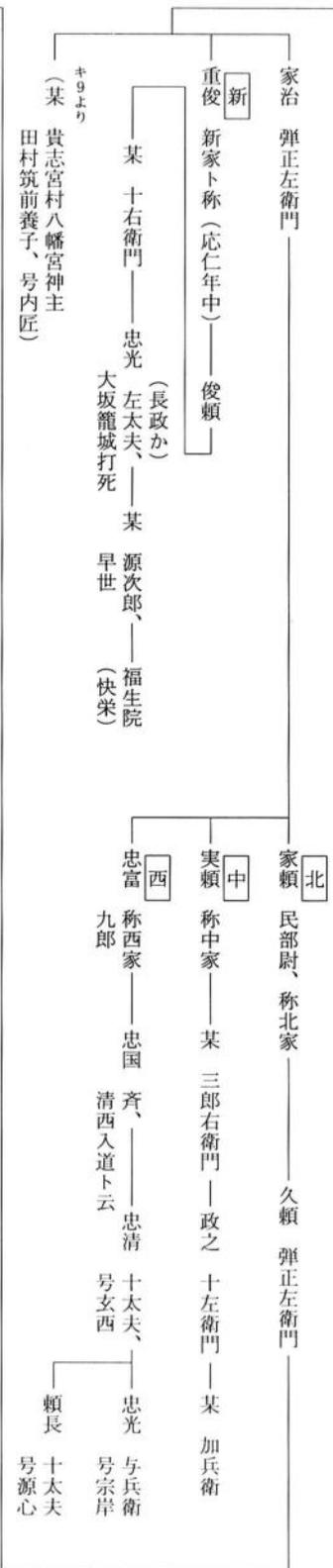
目録作成・調査は鎌田・伊藤がおこなった。

北家系図

人皇四十代、諱大海人、天武第三王子
天武天皇——舍人親王——御原王——中務卿——小倉王——夏野、本名繁野、任右大臣左大將——海雄 筑前守——房則 豊前守
贈大納言
正三位 清原 始賜清原姓



信治 清六郎——憲治 清太郎——朝治 彈正左衛門、元弘之頃粉川寺衆徒与宮方ニ与力シテ守護ヲ破ル、依之賜大塔宮令旨、後運勝居士ト云、創禪頭寺龍門庵等請愚中禪師令居
頼治 幼名二郎丸、後民部尉、実南朝博士・少納言
清原頼元之末子、家臣実勝時盛武末真方は近等補佐之（元弘年中南朝ニ与スル）



実頼 民部 家長 源四郎、高野ノ衆徒ニ一味シテ、
 庵ノ城持堅退粉川根来并信長公ノ勢後横死
 慶政 源之丞後改源七郎、実稲垣隼人佐清原信重二男、法名清岸ト云、
 喜多家依無統子俊光忠清僧有真等招之、
 喜多家相統、天正ノ頃近郷支配、

俊光 彈正左衛門、
 同国荒川庄下司平野家名跡

僧 有真、高野山五大院、
 荒見九頭明神再興

女 山口兵内（喜内太夫か）室
 女 城四郎兵衛室号長寿院
 忠政 源兵衛、依催真田左衛門尉信賀大坂籠城、
 落城之時作州稲垣新之丞慶成之宅ニ塾居、
 後依一統御大救婦故郷太守頼宣公賜家祿、
 長左衛門ト改
 成信 謂稲垣安兵衛、——成治 実忠政二男、
 頼宣公家臣 光貞公家臣
 僧 泉秀、高野山五大院、
 後還俗号喜斎、東家先祖
 新 忠之 源作、福生院ヨリ新家之讓請
 女 西十太夫頼長室

女 金谷次郎左衛門室
 忠晴 市太夫、
 号松陰居士
 成治 安兵衛、
 稲垣ノ統子
 忠頼 長左衛門、実西頼長之長男、
 号了徹信士（若頃より眼病患）
 女 忠頼室
 女 城四郎兵衛室
 忠親 長左衛門、
 号如閑居士、
 （寛延二年正月没、八七才）
 女 新源右衛門室
 僧 応詮律師
 （妻 於滿 正徳五年六月没）
 林光妙英大姉

章親 長左衛門後改市太夫
 僧 次男、京都戒光寺高堅、勅住泉涌寺賜紫方袍、
 月耕長老ト云（安永八年二月二七日没七八才）
 女 金谷孫左衛門正能（正純か）室
 女 宇野家養子
 吉左衛門ト云

忠章 長左衛門
 女 西惣左衛門忠直室
 僧 富春為京都戒光寺繼席
 早世
 忠義 長左衛門後改市太夫、（隨願院即往得生居士、
 文政元年六月二二日没六八才）
 女 古林昌齊室号授勝院
 女 妻木嘉左衛門室松寿院ト云
 女 宇治田弥右衛門室号一操院
 女 寒川新左衛門室直証院ト云
 （妻 保寿院浄智蓮生大姉、
 文政三年一月七日没六二才）

女 柳、奥主膳妻

(翠峯院臨水貞節大姉)

慶応四年閏四月九日没七一才)

妻 勢以、上手切畑林周藏娘

忠英 長左衛門号龍嶺、(元治二年三月二十七日没)

龍嶺院猷山忠英居士、

某 忠辰、半兵衛後兵部

ミ子 童女

女 奥孫四郎則義室

常 童女

某 野呂玄達養子

榮林童子

僧 最真、河州檜尾山観心寺多聞院兼同国狭山金藏寺

健道 忠鷹、河州狭山北条家臣冲家養子、
法輪院転生覚英居士(文政三年十一月十五日没二四才)

(平兵衛か)

周吉 円光童子

妻 フミ、上田井野口喜兵衛娘、嘉永六年八月宗旨送

忠鶴 玄鶴、長左衛門、淳介、号九阜、(文政八年生)、
初代和歌山県議會議員、那賀郡長、医師、和歌山県衛生委員、
明治一五年九月三日没、能照院寛岳義法居士

女 山田文英室

虎次郎 龍覚無量童子

女 志歌、了意童女(文政三年一月二日没二才)

官三郎 玉惜曙空童子

(女) お総 文政一〇年一二月九日生)

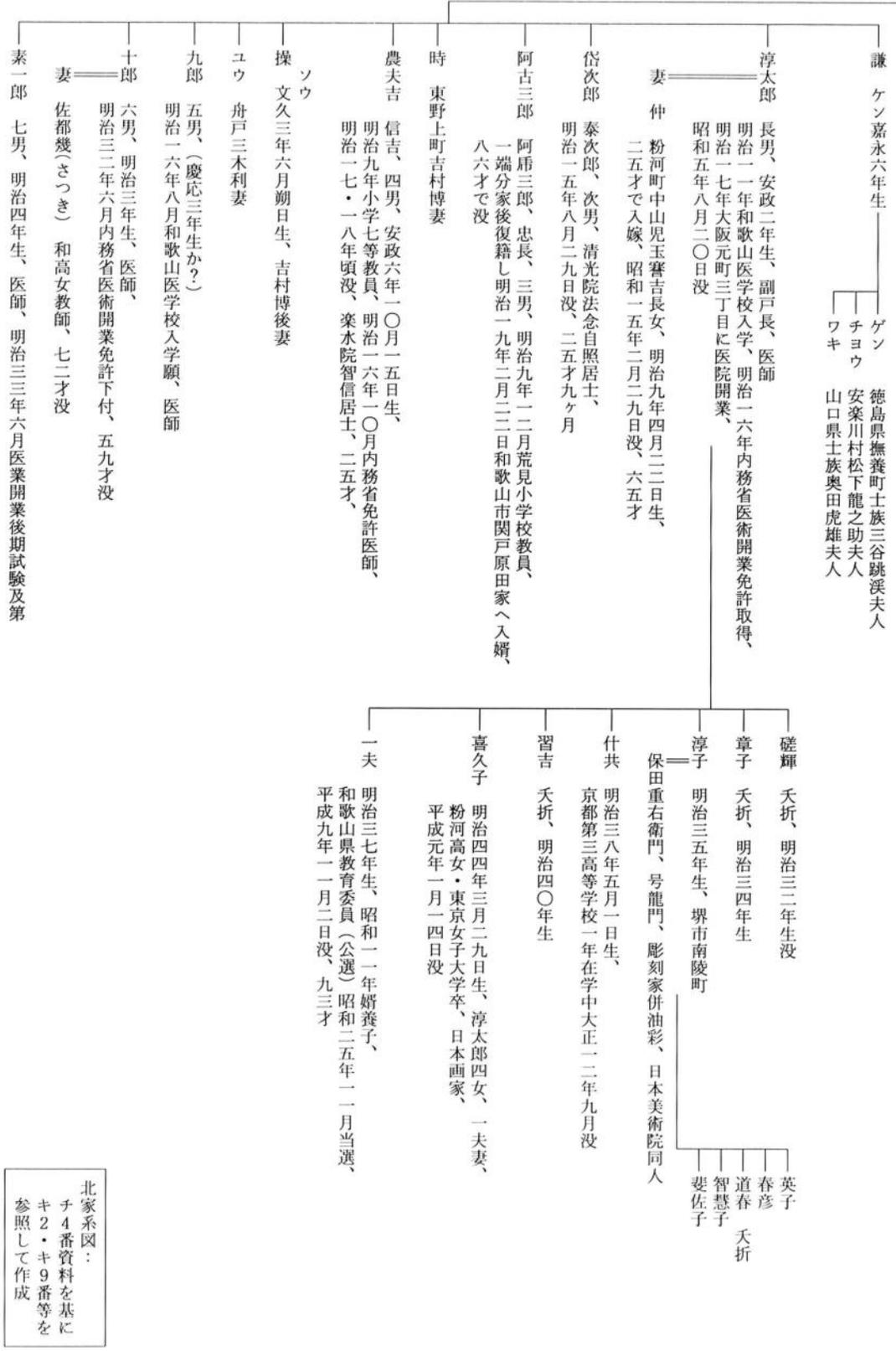
女 カノ、文政一二年二月三日生、
矢半田長三郎室、嘉永三年極月二三日入嫁

長田村深田、密門院真寂妙禪大姉、
明治三四年旧一〇月二五日没

女 おやそ、川永村川辺木村善十郎室、
徳貞院积妙浄、嘉永四年六月四日没

直 泉州泉郡内畑村北元良室、行年五十才
岸和田市南町現住(北病院)、
(明治一五年旧七月没か?)

..... (道太郎か?)



北家系図：
チ4番資料を基に
キ2・キ9番等を
参照して作成

粉河町荒見 北一夫氏旧蔵 北家文書目録

I 中世文書

資料番号	標 題	年 月 日	作 成 者	宛 名	状 態
イ-15	永代売渡申田地之事 * (端裏書) 「ヒカシアラミ アンノカイト」	享祿3年かのへとら 3月日	口入喜多実頼(花)、売主 おりやう	買主観音院	状
カ-82	奉寄進山之事(写) * 右之通り本紙有之処明治八年上願之際本紙とも差上候写	(本文) 永正7年庚午 2月23日(写日) 明 治8年以降	東頼、新俊頼、中実頼、 北久頼	安福寺	状
イ-334-2	奉寄進山之事 * イ334-1の写、東・新脇に源右衛門家・ 中脇に絶申候・北脇に長右衛門家と書付	永正7年庚午2月23 日	東頼(花)、新俊頼(花)、 中実頼(花)、北久頼(花)	安良見安福寺	状
イ-334-1	奉寄進山之事 * 裏打済	永正7年庚午2月23 日	東頼(花)、新俊頼(花)、 中実頼(花)、北久頼(花)	安良見安福寺	状
イ-334	【封紙包一括2通】 ↓詳細以下へ * (封紙上書) 「永正七年 庚午二月廿三日安福寺へ寄進ノ山書付 寄進状之写ナリ」				
イ-11	奉寄進山之事	永正7年庚午2月23 日	東頼(花)、新俊頼(花)、 中実頼(花)、北久頼(花)	安良見村安福寺	状
イ-18	永代売渡申田地之事 * (端裏書) 「アラミ 大石長トヨリ 深教」	明応8年己未12月15 日	売主往生院阿弥陀講衆 二膳相楽坊行秀・一膳小 坂坊行永	(往生院観音院深教房)	状
イ-17	永代売渡申田地之事 * (端裏書) 「アラミノ文書 キタ、イ」	明応5年2月28日	あら見北久頼(花)、ゑも ん太郎(書)	根来寺花蔵院	状
イ-1	永代売渡申山之事(写)	文明18年12月21日	野田原八郎範景	(調月中殿俊良)	状
イ-7	永代売渡申屋敷之事 * (端裏書) 「アラミヒコ三郎ノカキ内」	寛正辛巳2年12月21 日	安良見竹内実善(花・書)、 口入人衛門大夫	根来寺華蔵院	状
イ-6	永代売渡申田地事 * (端裏書) 「アラミアラ内 アラミアラ内」	寛正2年霜月16日	安良見民部尉家頼(花)	根来寺花蔵院	状
タ-5	〔合戦忠勤状の写〕 * 1点、(封紙上書) 「二通 元弘三年閏二月九日忠勤状之写・元禄 五壬申年八月四日武器書上ノ写」、一部変色・虫損、荒見朝治	元弘3年壬2月9日	左衛門尉景朝	粉河寺方	封紙包状

イ-4	本物返しニ売申田地之事 * (端裏書) 「東島田 (異筆) 七一」	日	慶長己亥4年文月28日	重介 売主新源乗(花)、口入西	買主喜多源七郎	状
イ-2	永代売渡し申作式之事 * (端裏書) 「ひこ大夫」	日	慶長戊戌3年11月吉日	西清助入道(花・書)	かい主喜多源七郎	状
タ-18	〔社頭一字喜多家山へ開造立につき上聴下聴中判形一通譲り証文〕 * 変色、これにより神社を代々所持すべき旨、タ17に同、原本か、△	日	文禄2壬辰年極月16日	五大院(印)有真(花)	喜多源四郎	状
タ-17	〔社頭一字喜多家山へ開造立につき上聴下聴中判形一通譲り証文〕 * 変色、写か、タ18に同	日	文禄2壬辰年極月16日	五大院有真(花)	喜多源四郎	状

II 九頭大明神・宮座

I 座 定

タ-19	定(御神前作法御取立書付) * 変色、タ16と同、(封紙上書)「九頭大明神来曆并ニ(摩滅・破損)五大院有真讓狀□□(摩滅)」、△ 文禄2壬辰年極月6日(奥判)文禄2壬辰年極月11日(文禄2年11癸巳である)	封紙包状
タ-18	〔社頭一字喜多家山へ開造立につき上聴下聴中判形一通譲り証文〕 * 変色、これにより神社を代々所持すべき旨、タ17に同、原本か、△	喜多源四郎
タ-24	紀州南賀郡安良見村上下両庁座居之者就争論定置条々 * 長文	安良見村上庁中
ア-242	〔物座中江御地頭様より下され候御条目〕 * (端裏書)「宮座筋」	杉原村久左衛門、遠方村
ア-249	〔物座中へ御地頭様より御下条目写〕 * ア242と条目部分は同	杉原村久左衛門、遠方村
ア-250	〔両座出入済につき御条目一札受取旨一札〕 * 座衆へも一札進	杉原村久左衛門、遠方村
ア-23-3	〔正月の神酒備など神前勤につき拔書〕 * (端裏書)「延宝年中御書付之拔書」	あらミ村座衆
ア-26-11	荒見村氏神職并庁之座席先格覺 * 喜多・西・新が神前上庁で村中の上座・神職は喜多家職分だが村内筋目を見合名代相勤、頭屋は平座の者順番	荒見喜多長左衛門

2 神職等仰付

ア-197	ア-27-6	ア-27-1	イ-313-3	ア-27-8	ア-27-7	ア-27-4	ア-27-2	ア-27-5	イ-260-2	イ-260-1	イ-260	エ-376 -5-2
当役覚	覚(九頭大明神代々禰宜職人につき書上) * (端裏書) 「三宅備前守様御役人 木仁右衛門殿へ 差上御吟味ニ懸申候書付也 宍通ハ奉行様ニ有」	天正年中より神職申付候(名前書上) * 包紙の裏、(上書) 「神職申附候請証文」	一札之事(神職仰付られ請一札) * 一部破損大・取扱注意△	一札之事(神職仰付につき) * 神職料田畑三反	一札(禰宜職仰付につき) * 前禰宜主計相果につき	一札之事(神職仰付につき) * 先の神職人相果、神職料田畑3反	一札之事(神職後役仰付につき) * 少損	一札之事(父子で不調法御立腹へお詫びし神職そのまま仰付につき) * △	一札(神前役仰付につき請状)	一札之事(的役仰付につき請状) * 本家角兵衛俸が的役無調法者故	【封紙包み状一括2通】 ↓詳細以下へ * (封紙上書) 「的射役申付候書付 安兵衛 伊八郎」	覚(氏神神職支配相違なき旨印形指上写) * 年預坊は一乗院・年預代は彦春房
	天明7年未正月日 () 明治4年まで、 裏表紙・文化5年改			元文4年8月日	享保8年卯ノ6月日	正徳4年午ノ8月日	正徳4甲午年7月晦日	元禄10丑年閏2月17日	享保19年寅ノ12月日	寛文5年11月11日		延享2年丑ノ5月日
			西良輔	修学院庄や禰宜助六(印)	主水(花)、同子新太郎(印)	禰宜主計(印)	禰宜主計(花)、証人半六(印)	禰宜主水(花)、証人子治右衛門(花)	安兵衛養子伊八郎(印)	安兵衛(花)		阿らミ村喜多長左衛門
			喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門		年預代
横半帳	状	状(包紙)	状	状	状	状	状	状	封紙包状	状		状

3 入座・座送り

ア-81-17	〔文化六年から安政二年当番人書上〕			〔文化6年〕安政2年			横帳
キ-42	乍恐口上(九兵衛宮座講中入座願い不許可につき講中連印) *西講中へも相談したが九兵衛家より入座例無いので	丑ノ霜月	安良見村東講中久太(印)、左衛門(印)、源三郎(印)、小四郎(印)、孫吉三郎(印)、彦太郎(印)、磯兵衛	年預代			
キ-48	乍恐奉願上口上(九兵衛入座一件に關し借り女房等は無関係の旨) *訂正・虫損あり	辰8月日	安良見村安福寺講中、小吉四郎、孫左衛門、左門、久太	年預代			
ア-26-1	暖証文之事(九兵衛入座願一件内済につき) *(端裏書)「九兵衛入座取暖証文」	寛政11年未9月日	九兵衛(印)、久右衛門(印)、外(印)、吉三郎(印)、杉原村弥三郎(印)				
ア-26-7	暖証文之事(平次郎入座につき) *東へ金12両・西へ金6両出し入座	弘化5年申3月日	平次郎、東講中年行司藤四郎、長左衛門、同西講中年行司尾崎藤左衛門				
ア-26-8	暖証文之事(平次郎入座につき) *ア267とほぼ同	弘化5年申3月日	平次郎、東講中年行司藤四郎、長左衛門、同西講中年行司尾崎藤左衛門				
ア-26-9-1	暖証文之事(平次郎入座につき) *ア267とほぼ同	弘化5年申3月日	平次郎、東講中年行司藤四郎、長左衛門、同西講中年行司尾崎藤左衛門				
ア-26-9-2	暖証文之事(平次郎入座につき) *案、ア267とほぼ同	弘化5年申3月日	平次郎、東講中年行司藤四郎、長左衛門、同西講中年行司尾崎藤左衛門				
ア-26-9-3	暖証文之事(平次郎入座につき) *ア267とほぼ同	弘化5年申3月日	平次郎、東講中年行司藤四郎、長左衛門、同西講中年行司尾崎藤左衛門				
カ-91-2	乍恐内存申上候(湯浅清左衛門上庁列席如何会谈決議につき) *訂正あり、所詮加入為致候事相成不申候よつて此段断申遣△	嘉永2年酉8月	安良見村地土中				
ア-26-10	暖証文之事(九兵衛弟定五郎入座につき) *寛政年中九兵衛入座時分家者入座不相成と有が此度弟定五郎別家致、外同様取暖則從御年預御間届之奥印戴	嘉永3年戌6月	暖人喜多長左衛門(印)、九兵衛(印)、講中惣代(印)、年預坊(印)				
キ-44	乍恐奉願口上(九兵衛入座願一件内済につき済状へ奥印願) *去寛政年中此件私親と杉原村弥三郎兩人へ内済取扱御内意に付、今般双方へ駈合別紙済状之通相済	嘉永3年戌7月	安良見村喜多長左衛門(印)	年預代			
キ-45	暖証文之事(九兵衛入座願一件内済につき済状)	嘉永3年戌6月	九兵衛(印)、講中惣代(印)、年預坊(印)	年預代			

キ-47	キ-46	ウ-27-12	キ-67	ウ-27-1	ア-26-6	ウ-27-10	ア-26-2	ウ-1-18	ウ-1-16	ア-26-5	ア-26-3	ア-26-12	ア-26-4
取暖証書之事(楠次郎入座につき定条々々) *楠次郎家は座筋目の家分かれ、今般上 庁へ銭60貫文・下庁へ400貫文出之	取暖証書之事(治右衛門・弥兵衛入座につき約定書) *去慶応2年9月北長左衛門・西惣左衛門暖にて宮座末 席加入、上庁へ銭120貫文・下庁へ400貫文出之	坐送一札之事(清右衛門養子行)	取暖証文之事(弥兵衛・治右衛門入座一件済につき) *座中一統へ金52両出させ宮座末席へ加入	取暖証文之事(治右衛門・弥兵衛入座一件済状) *昨五年公方様御進免献金仕動功で上様より 入座致させ候様仰出が座中一統不得心の処 入座	取暖証文之事(弥兵衛・治左衛門入座につき) *上様より入座致させ候様仰出、座中 一統へ金52両出させ宮座末席へ加入	座送り一札之事(善介養子行)	宮座送一札之事(善祐養子罷出につき) *下書	暖証文之事(利右衛門入座の件につき) *ウ116と同内容	暖証文之事(利右衛門入座の件につき) *東講中へ銀200目・西講中へ銀100目出入座、 座中3・4代休む株は座外、俸代には諸事講中同様	暖証文之事(九兵衛弟利右衛門入座望につき) *ア2613とほぼ同	暖証文之事(九兵衛弟利右衛門入座望につき) *東講中へ銀200目・西講中へ銀100目出し入座	書附之事(善四郎再出座願につき) *端裏書「安政五年十一月 善四郎出座彼是ニ付取暖証文控」	暖証文之事(勘兵衛入座願につき) *東講中へ金12両・西講中へ金6両出し入座
明治4年辛未9月	明治4年辛未9月日	慶応3年卯9月	慶応2年寅9月日	慶応2年寅9月日	慶応2年寅9月日	元治2年乙丑3月吉日	元治2年乙丑3月吉日			安政6年未2月日	安政5年年	安政5年年霜月日	安政5年年午9月日
楠次郎、東講中年行司井関養 三郎、西講中同断彦三郎、西 人吉兵衛外4人、上彦三郎、西 惣左衛門、兼神職北長左衛門	治右衛門、弥兵衛、西講中惣 代彦三郎、暖人清水治左衛門外4 三郎、上彦三郎、西彦三郎、兼 神職北長左衛門	安楽見村座中惣代治左衛 門、年行司新右衛門、平 次郎、九頭大明神社司喜 多長左衛門	弥兵衛(印)、治右衛門(印)、 東講中年行司善四郎(印)、西 講中同断八之丞(印)、上彦 三郎(印)、暖人(印)、西彦三郎(印)、 預惣(印)、治右衛門(印)、東講中 年行司善四郎(印)、西講中同断八之丞 (印)、上彦三郎(印)、暖人(印)、西彦三郎 (印)、兼神職北長左衛門(印)	弥兵衛(印)、治右衛門(印)、 東講中年行司善四郎(印)、西 講中同断八之丞(印)、上彦 三郎(印)、暖人(印)、西彦三郎(印)、 左衛門(印)	弥兵衛(印)、治右衛門(印)、 東講中年行司善四郎(印)、西 講中同断八之丞(印)、上彦 三郎(印)、暖人(印)、西彦三郎(印)、 左衛門(印)	安楽見村座中惣代治左衛 門、年行司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門	安楽見村座中惣代治左衛 門、年行司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門、大村同 社司喜多長左衛門	利右衛門、東講中年行司 八兵衛、西講中年行司利 孫市郎、同断次左衛門、同断 孫市郎、同断次左衛門、同断	利右衛門(印)、東講中年行司 勘兵衛(印)、西講中同断利八 (印)、上彦惣代暖人喜多淳介 (印)、暖人孫市郎(印)、治左 衛門(印)	暖人喜多淳介	利右衛門(印)、東講中年行司 勘兵衛(印)、西講中同断利八 (印)、上彦惣代暖人喜多淳介 (印)、暖人孫市郎(印)、治左 衛門(印)	次郎、西講中年行司民三 郎、暖人喜多淳介、同断西 重太夫、同断西宗左衛門	次郎、西講中年行司民三 郎、暖人喜多淳介、同断西 重太夫、同断西宗左衛門
状	状	中	状	状	状	中	西国分村宮座衆中	状	状	状	状	状	状

II 4 勘定筋

ア-98	ア-123	ア-97	ア-121	ア-122	ア-120	ア-94	ア-119	ア-100	ア-95	ア-96	キ-91
御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸入用勘定帳	御宮諸勘定記 *美濃判	亥ノ暮宮筋勘定帳 *美濃判	御宮諸勘定帳 *美濃判、干支違う	宮筋諸勘定覚帳	宮筋諸勘定帳 *美濃判	宮筋諸勘定帳	宮筋諸勘定帳	宮筋諸勘定帳	拜殿勘定目録帳 *虫損、美濃判
文政2年卯12月日	文政元年戊寅12月日	文化14年丁丑極月吉日	文化13年丙子12月日	文化12歳12月日	文化11年壬戌12月吉日	文化10年酉12月日	文化9年申12月吉日	文化8年末ノ12月日	文化7年午ノ12月日	文化6年巳ノ12月日	元禄12年卯7月吉祥日
村役人清左衛門	帳本喜多長左衛門	村箱本尾島直之進	帳本喜多長左衛門	村箱本清左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本尾島直之進	帳本喜多長左衛門	箱本清左衛門			安良見村中
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	竖帳

4 勘定筋

キ-43	座送り一札之事(養子罷越につき) *当村新田宗兵衛麻生津庄赤沼田某方へ養子、以後其御地座中へ加入可被成違候	(近世)	安楽見村新田弁天講中惣代弥兵衛、同村同断嘉左衛門、同村役人平次郎	状
------	--	------	----------------------------------	---

ア-134	ア-133	ア-132	ア-131	ア-130	ア-129	ア-128	ア-127	ア-126	ア-125	ア-99	ア-124	ア-342-2	ア-342-1
御宮勘定録	御宮勘定録	御宮諸勘定覚帳	御宮勘定録	御宮勘定録	御宮勘定録	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	村常式入用(神社関係諸費用)	村小入用常式帳(神社関係諸費用) *挟込文書あり↓ア34212へ
*美濃判	*美濃判	*美濃判		*美濃判	*美濃判	*美濃判	*美濃判	*美濃判	*美濃判		*美濃判		
天保2年卯12月吉日	文政13年庚寅12月吉日	文政12年丑ノ12月日	文政11年戊子12月日	文政10年丁亥12月日	文政9年丙戌12月日	文政8年酉ノ12月日	文政7年甲申12月日	文政6年癸未12月日	文政5年壬午12月日	文政4年巳12月日	文政3年庚辰12月日		文政3辰年正月吉日
帳本藤左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本三之丞	帳本新才之進	帳本藤左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本藤次郎	帳本喜多長左衛門	帳本藤左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本藤次郎	帳本新才之進		村役人
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	縦帳

II 4 勘定筋

ア-148	ア-147	ア-146	ア-145	ア-144	ア-143	ア-142	ア-141	ア-140	ア-139	ア-138	ア-137	ア-136	ア-135
御宮諸勘 <input type="checkbox"/> (紙) <input type="checkbox"/>	御宮勘定帳	御宮勘定帳	御宮勘定帳	御宮諸勘定簿	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定帳	御宮諸勘定帳	御宮諸勘定覚帳
*少し大、表紙欠損あり	*少し大								*美濃判		*美濃判		*美濃判
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (月日) 弘化 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 乙巳(2)年 12	日 天保15年甲辰極月吉	日 天保14年癸卯12月吉	日 天保13年壬寅12月吉	日 天保12年辛丑12月吉	天保11年庚子12月日	天保10年己亥12月日	天保9年戊戌12月日	天保8年丁酉12月日	天保7年申12月日	天保6年己未12月日	天保5年午極月日	天保4年癸巳12月日	天保3年壬辰12月日
帳本喜多長左衛門	帳本富右衛門	帳本喜多長左衛門	帳本幸左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本藤左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本幸左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本又左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本藤左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本喜多長左衛門
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

ア-156	ア-155	ア-93	ア-154	ア-114	ア-377	ア-153	ア-92	ア-152	ア-113	ア-81-14	ア-151	ア-150	ア-149
御宮勘録帖	御宮勘録帳	御宮勘録帳 控	御宮諸勘定覚帳	宮筋覚	御宮諸雑記	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮諸雑記	御宮様 油之通	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳	御宮諸勘定覚帳
*少し大			*少し大			*少し大		*少し大			*美濃判	*少し大	*少し大
嘉永6年癸丑12月日	嘉永5年子12月日	嘉永5年子12月日	嘉永4年亥12月日	嘉永4年亥正月吉日	嘉永3年戌正月吉日	嘉永3年戌12月日	嘉永3年戌12月日	嘉永2年己酉12月日	嘉永2年酉正月吉日	嘉永2年酉正月日	嘉永元年申12月日	弘化4年丁未12月日	弘化3年丙午12月日
帳本喜多長左衛門	箱本富右衛門	村役人富右衛門	帳本喜多長左衛門			箱本富右衛門	箱本富右衛門	帳本喜多長左衛門		平次郎(印)	帳本九兵衛	帳本喜多長左衛門	帳本庄右衛門
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横半帳	横帳	横帳	横帳

II 4 勘定筋

ア-89	ア-81-21	ア-162	ア-161	ア-160	ア-91	ア-159	ア-90	ア-158	ア-378	ア-376	ア-157	ア-375	ア-164
申年 宮勘定下帳	文久三亥年御宮勘録下帳	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮勘録帳	御宮勘録下帳	御宮勘録帳	御宮諸雜記	御宮筋諸雜記	御宮勘録帳	宮筋諸雜記	御宮勘録帖
		*美濃判	*少し大	*美濃判		*少し大		*小破損					*綴紐破損
申年	文久3亥年	文久元年酉師走日	安政6年未12月日	安政5年午極月日	安政5年午極月日	安政4年巳極月日	安政4年巳12月	安政2年乙卯12月日	日 安政2年乙卯正月吉	日 安政2年乙卯孟春吉	日 嘉永7年甲寅12月吉	嘉永7年寅正月日	嘉永6年丑12月
		帳本喜多淳介	帳本喜多淳介	帳本村役人平次郎	帳本村役人平次郎	帳本喜多長左衛門	帳本喜多長左衛門	帳本喜多 <input type="checkbox"/> <small>蔵</small> <input type="checkbox"/> <small>書</small>	帳本喜多長左衛門		帳本治左衛門	喜多	
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

イ-250	イ-248	イ-249	イ-311	ア-259-5	ア-219-3	ア-81-16	ア-81-15	ア-394	ア-395	ア-393	ア-339	ア-163	ア-110
預り申銀子之事 *〔封紙上書〕「手形 新田吉右衛門 天保十三年寅十二月宮寄合より」	預り申銀子之事 *〔封紙上書〕「午ノ年証文 定之丞 天保五年午二月宮寄合衆中」	預り申銀子之事 *〔封紙上書〕「手形老通 定五良 文政二年卯七月日 宮寄合より」	一札(楽頭徳分銀請取につき) *〔封紙上書〕「喜志ノ主善証文」、破損、当村楽頭	覚(代金書上差引勘定) *米代か	御宮勘定(年中世話料・炭代ほか)	〔諸勘定覚書〕 *横折3丁重折	〔年中御膳料世話料ほか書上〕 *途中で二つに破れ	〔金銭出入書上覚帳〕 *宮筋	〔金銭出入書上覚帳〕	〔金銭出入書上覚帳〕	祢キ過料筋	〔御宮勘録帳〕 *表紙白紙	〔御宮諸入用控帳〕
天保13年寅12月	天保5年午ノ2月日	文政2年卯7月日	元禄15年壬午極月15日	い(亥)12月日	り(12月18日受取とあり)	(近世)	戊年	(申)	弘化2乙巳年8月	弘化2巳ノ年8月	(申辰)		(近世)
預り主吉右衛門(印)、請人又左衛門(印)	預り主定之丞(印)、請人熊蔵(印)	預り主定五郎(印)、証人勝次郎(印)	東岸橋口主膳(印)	平次郎	藤左衛門								
宮寄合衆中	宮寄合衆中	宮御寄合衆中	安良見村中	御宮様									
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	横折	状	横帳	横帳	横帳	縦帳	横帳	横帳

II 5 遷宮・普請関係

ア-165	ア-85-4	ア-85-7	イ-503	イ-498	ア-112	ア-111	ア-109	イ-502	ア-105	イ-505	イ-483	イ-491	ア-106
池はせ ^ノ 舞台両庁屋根替御造営ニ付木梅先キ山木挽等人夫諸入用覚帳 *美濃判	〔各人出銭書上覚帳〕 *村内外金持数人	通(出入足) *抹消あり	御宮繕普請諸入用勘録	御宮繕普請諸入用勘録	宮繕普請入用控	御宮繕普請銀払帳	御宮繕普請諸入用帳	御宮御造営日次記 *破損	御造営日並記 ⁽²⁾	九頭大明神遷宮仕方	九頭大明神正遷外遷宮諸式入用勘録	氏神修覆銀預ケ覚帳	宮移シ操入用控
嘉永7甲寅年	(近世)	嘉永3年戊	弘化2乙巳年8月	弘化2乙巳8月	弘化2年巳7月	天保11年子8月日	天保11年子7月日	天保4巳年	天保4巳年	天保4癸巳年	天保4癸巳年	天保4年癸巳12月	天保4巳年8月16日
	大工惣兵衛	大工惣兵衛	世話人喜多長左衛門、村役人富右衛門	世話人喜多長左衛門、同村役人富右衛門						嶋源助 世話人喜多長左衛門、尾	世話人地土喜多長左衛門、村役人尾嵐源助		
横帳	横帳	横半帳	竖帳	竖帳	横帳	横帳	横帳	竖帳	横帳	竖帳	竖帳	竖帳	横帳

ア-81-20	ア-81-8	ア-81-19	ア-81-18	ア-392	ア-212-11	ア-212-12	ア-391	ア-116	イ-504	イ-471	ア-397	ア-171	ア-374
覚(今日持参の旨)	〔大工出ほか覚帳〕 *遷宮につき	覚(かぎ・かすがい代ほか代金勘定)	覚(村払方・瓦代ほか差引勘定)	実 ²⁾ 動操出し(社修繕につき書上覚) *綴紐は紅白水引	覚(檜皮・造用代等差引勘定・受取書)	覚(檜皮代等勘定・受取)・御宮山檜皮覚	〔神社修繕ほかにつき書上帳〕 *反故紙	宮移シ諸入用覚	九頭大明神上葺上下遷宮諸式入用勘定覚帳 *破損	九頭大明神上葺上下遷宮諸式入用勘定覚帳	御宮御造営入用繰出し覚	御宮氏子掛銀集帳(遷宮関係) *美濃判	御宮日履帖
2月29日	(正月21日〜)	巳4月	寅ノ12月日	卯12月	卯4月13日	寅9月13日	(嘉永8年・安政2年)	日 安政3丙辰年8月26日	安政2乙卯年	安政2年乙卯春3月	辰 安政2乙卯年3月吉	安政2年卯ノ2月日	日 安政2年乙卯正月吉
遠方由大夫		かじや義助	清蔵		檜皮屋嘉右衛門(印)	檜皮屋福岡 ²⁾ 嘉右衛門			世話人喜多長左衛門、村役人治左衛門	世話人喜多長左衛門、村役人治左衛門	喜多氏		帳本喜多長左衛門
あらみ三之丞		御宮方	喜多長左衛門		喜多御氏								
状	横帳	状	状	横帳	状	横折状	横帳	横帳	竖帳	竖帳	横帳	横帳	横帳

II 5 遷宮・普請関係

ア-239	ア-86	イ-493	ア-220-7	ア-219-8	ア-219-4	ア-219-10	ア-219-11	ア-219-2	ア-219-7	ア-219-9	ア-219-1	ア-219	ア-88
覚(工料・絵具料書付村方へ披露願ひ)	〔普請金銭書上覚〕 *反故紙裏利用	拜殿材木積方帳	藤左衛門宮取りかへ・キタ取かへ(書上)	〔針金・しゅろ縄ほか代金書上勘定覚〕	覚(杉皮・瓦ほか代金書上・受取)	宮筋宮池繕普請入用取かへ(書上げ)	覚(檜皮・瓦ほか代金書上・受取)	おぼへ(三本物・四本物ほか代金書上)	おぼへ(どつば代金)	覚(瓦代金書上)	覚(御宮本地堂屋根葺直し・寺しころ直しにつき手間賃書上・受取)	【こよりにて束ね一括11通】↓詳細以下へ	砂持中江御神酒寄附人控
3月16日	(近世)戊(以降)	未10月日	(近世)	(近世)	(近世)	11月日	8月5日	8月4日 <small>(カ)</small>	8月3日(の分)	子9月18日	子7月		辰年(近世)
西岡数馬(花)		大工喜兵衛				藤左衛門	コ川正藏 <small>(カ)</small> や店	田なへや見せ	おけや兵次郎	瓦屋新兵衛	かせ田東村左官利兵衛 (印)		
安良見喜多御氏							あらみ藤左衛門			田中藤左衛門	安良見村御宮役人衆中		
状	横帳	縦帳	横折状	状	状	状	状	状	状	状	状		横帳

6 宝暦三年の出入関係

タ-21	ア-225-8	タ-20	ア-27-12	ウ-26-2	ウ-26-1	イ-499	イ-494	ア-221-2	ア-221-1	ア-221	イ-476	
申渡覚(九頭明神修復の件相談不調の件につき)	御下げ願 乍恐奉願口上覚(氏神筋出入和談につき御指留宮山・御取上宮寺)	申渡覚(九頭明神修復の件相談不調の件につき)	氏神筋諸事相談仕候儀数年出入ニ相成候処当月廿五日於御集評古来より仕来之通可仕旨被為仰付候先此度神社及破損候ニ付相定覚	〔宮座一件延宝年中書付に關し吟味願一札写〕 *对喜多の百姓側言分	〔裏〕〔両座出入和済につき御条目受取に關する一札写〕 〔表〕〔神前御祈禱私共取計古来通り仰付願写〕	〔普請人夫掟事につき連判帳〕 *連判は54人ではほとんど押印有	〔社殿造営諸式入用勘定覚帳〕 *表紙なし、後半一部欠損	積り帳(御本社屋根などの寸法)	覚(遷宮につき)	遷宮入用 *幣串竹・傘等、反故紙利用	〔一括2通〕↓詳細以下へ	御本社皆造宮天正十五年也其後屋ねかへ覚 *堅帳の一丁か(綴穴有)
宝暦3酉年2月	宝暦3年酉ノ2月日	宝暦3年酉2月25日	宝暦3癸酉ノ正月日	(申9月27日)~10月日	(裏)延宝5年10月10日	(近世)	(近世)	(近世)			(安永2年以降)	
年預代(印)	惣代西惣左衛門	年預代	喜多長左衛門、新才之進、西十太夫、同惣左衛門、庄屋伴次郎、久米右衛門外同12人、年行事久左衛門・兵五郎		(裏)遠方村勘右衛門、杉原村久左衛門	宰領人東村義三郎外3人・中筋源左衛門外3人・西文右衛門外3人						
安良見村惣村中	御年預代様	喜多長左衛門、新才之進、西十太夫、西惣左衛門										
状	状	状	状	状	状	横帳	堅帳	堅帳	状	横折状	堅折	

II 7 神宮寺・陀羅尼関係

キ-61	ク-7	ク-6
定条々(成福院他要用銀子上げと陀羅尼中への他は停止の旨) *成福院・宝蔵院・賢乗房の三人要用有之銀子2枚宛	年行事預り帳(陀羅尼) *美濃判、一部変色	安良見陀羅尼帳 *美濃判、中央折曲による変色劣化破損あり
寛文3癸卯年6月11日	慶長16年9月21日 (元和9年9月24日)	慶長16年9月□(虫損、21か)日
城花院(花)、筒井坊(花)		
氏人中		
状	横帳	横帳

7 神宮寺・陀羅尼関係

ウ-24	ウ-5 -1-2	キ-36	ア- 176	イ- 313-4	イ- 313-1	イ- 285-8	ア- 23-13	ア- 23-12	ア- 225-4
〔神前筋・宮山等一件につき〕吟味願い、一札〕 *下書か、前欠か、上部破損・変色劣化あり、ウ25と関連か	〔棟札并小札迄紛失につき〕禰宜御吟味願〕 *袖部破損、祭礼時相改させ候処	乍恐口上書(安楽見村氏神筋并井出水関に関する御吟味一件につき) *虫損少、訂正多	覚(お宮寺と宮山木伐取りにつき) *先年御取上宮山此度和談双万書付お願により御許容被成下	神宮寺支配証拠覚 *破損大・劣化あり、イ31311とほぼ同	宮寺支配と奉存候証拠ニも可相成覚 *虫損大、イ31314とほぼ同	〔安良見村九頭大明神まつりにつき書付〕 *〔端裏書〕「神筋」、村中惣氏神住古は新家境内に有、天正頃喜多新相談し五大院宥真社を喜多土地へ遷宮	懸案(九頭大明神前之筋一件につき) *ア2312の前半とほぼ同	覚(我等村神前之筋取捌不構様に相成歎敷につき願書) *安良見村氏神九頭大明神	乍恐奉願口上(氏神造宮相談不調出入につき御吟味願)
(近世)	9月29日	酉4月25日		(宝暦年中か)	(宝暦年中か)	(宝暦年中か)	(宝暦年中か)	(宝暦年中か)	酉ノ2月
喜多長左衛門	あらミ村喜多長左衛門	喜多長左衛門		(喜多)	喜多長左衛門			喜多長左衛門、西右膳	願人新才之進、同喜多長左衛門
	年預代								御年預代様
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

イ-492	ア-396	ア-107	ア-108	ア-103	イ-472	ア-101	キ-60	ア-337	イ-477	ア-344	イ-392	ケ-87	イ-390
本地堂屋根替諸入用勘録	本地堂屋根替(普請・杉苗植等につき書上) *反故紙	薬師堂屋祢繕入用帳	般若堂屋祢かへ諸入用払帳	般若堂普請入用勘定帳	神宮寺台所什物帳	神宮寺屋祢替入用帳	覚(翁料他年々差引ノ書一括) *一括22丁、ア344と同形式、陀羅尼講関係か *(端裏書)「一義(茂力)七」	覚(翁料他年々差引ノ書一括) *一括22丁、ア344と同形式、陀羅尼講関係か	安良見村神宮寺諸道具記	氏人中陀羅尼覚日記 *表紙に恵了旁会所之時相定者也とあり、ア337が同形式	定(カ)陀羅尼入供銀相究につき) *破損、銀12匁	陀羅尼中間出入暖之覚(安良見村陀羅尼入供料争論) *(端裏書)「二宮より」、貞享5 戊	陀羅尼中間出入暖之覚 *破損大扱注意
嘉永3庚戌年	嘉永3戊暮	天保5年午3月日	天保5年午3月日	文政2歳卯4月日	文化14丑年2月21日	文化8年未3月日	寛政8辰年8月日	寛政3年9月ノ文化14年9月(毎年9月)	安永3年午2月日	宝曆6丙子年9月27日	享保18年癸丑9月27日	貞享5年丁9月26日	貞享5年辰9月26日
世話人喜多長左衛門、村役人富右衛門			世話人藤左衛門、喜多	村役世話人森清左衛門			村役人丹下(印)	(当年預)				喜左衛門、西福寺、重兵衛、喜左衛門、左五兵衛	暖人西福寺・同安福寺、同村中惣代十兵衛・喜左衛門・佐五兵衛
							陀羅尼御衆中	後年預				陀羅尼衆中	陀羅尼衆中
豎帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	状	横折一括	豎帳	豎帳	状	状	状

エ-376 -5-11	ケ-81-4	ア-27-3	9 その他	タ-23	エ-389-2	エ-387-20	ア-59-2	ア-59-1	タ-22	ウ-110-8	ウ-95-6	エ-310	エ-306
〔饅頭進上目録〕	〔嘉例御祈禱御祓大麻并御祝儀土産添進上一札〕	定〔諸社神主法度〕 *〔神職人掟書写〕、幕府法令神社条目		〔袋〕 *〔袋上書〕「神社明細帳訂正願ニ関スル添付書類 九頭神社縁起書老通在中 大正三年神社取調ノ節 差出候事有之」那賀郡龍門村大字荒見九頭神社	〔社寺境内地内取調べ雛型〕 *〔第三大区仮議場〕用箋	記〔神官より御請目録早々指出候様取計願〕 *別紙欠	那賀郡龍門村大字荒見御鎮座村社九頭神社屋根替主意書 *1と同文だが手書印刷	那賀郡龍門村大字荒見御鎮座村社九頭神社屋根替主意書 *活字印刷	氏神九頭神社境内并境内外山林御松下ケ御願 第三大区四ノ小区荒見郷 *朱にて寄附の確証判然致ので従前通北 私有地に申付(公印押…2/25)あり	紀伊国那賀郡麻生津五ヶケ九頭神社神宝目録(引渡しにつき)	定(氏神座廃止につき正月参詣仕方)	奉再願口上(悪病流行にて氏神へ三番叟献備日雨天日送り願) *九頭社、5日雨天なので6日7日に、後に朱にて聞届の旨	奉願口上(悪病流行にて付氏神へ三番叟献備日限願) *来5日6日に、後に朱にて聞届の旨書付
*御師	*御師					5月27日	明治41年8月	明治41年8月	明治7年2月7日	明治6年6月	壬申11月(明治5年か)	5日	(明治5年)壬申9月朔日
紀伊国幸福太夫	紀伊国幸福使芳(花)			区役所			社掌杉原集造、氏子惣代 井関安吉同澤、同植野 同左衛門右衛門同植野 又左衛門	社掌杉原集造、氏子惣代 井関安吉同澤、同植野 同左衛門	右村頭百姓香戸定助(印)、 副戸長西物左衛門(印)、 新重三郎(印)、戸長北長 左衛門(印)	旧神官加納川庄左衛門(印)	副戸長、村代		
安楽見村御連中						北長左衛門	出氏子北十郎	出氏子北淳太郎	和歌山県権令神山郡廉	祠掌杉原蒔斎		第三大区四ノ小区荒見村々 代新重三郎(印)、副戸長 北長左衛門(印)、副戸長	第三大区四ノ小区荒見村々 代新重三郎(印)、副戸長 北長左衛門(印)
状	折状	封紙包状		袋	紙	状	状	状	封紙包綴	状	状	状	状

サ-81	〔お札版木〕 *摩滅、蒲鋒型、33・6×6cm			版木
サ-79	〔天照皇太神宮・八幡大菩薩・春日大明神神号〕 *画仙紙、軸装していない		(落款2個あり)	一紙
イ-319	聞書(安良見村神社・国主等来歴につき覚) *粉河寺・丹生大明神・安良見村九頭大明神鎮座ノ次第・紀伊国主代々			縦綴
エ-379-12	〔神社名書上〕 *8社あり			状

Ⅲ 公の仕事に関する文書

1 地土

a 地土(紀州藩関係)

カ-2	当国六十人名前□□(惣六十人継目之御目見申上候次第) *表紙のみ下半分欠、清溪院殿(二代光貞)時	(寛文9年西5月23日)		横帳
カ-92-2	〔大恵慧〕院様尊骨長保寺までの道筋にて拜する件につき通達 *①寺領分御目見等致来方へも達旨、②拜は麻袴着用	①7月19日/②7月24日(宝暦7年)	①(前半)小野藤右衛門/ ②(後半)小野藤右衛門	①奥孫四郎/②奥孫四郎、奥全之助、城万五郎
オ-3-4	【こよりにて一括4点】↓詳細以下へ			
オ-3-4-1	〔年頭并当春御帰国御目見に悴召連罷出度旨願書〕 *下書か、悴右京22歳、内容2点、御帰国節は河辺山口の間へ罷出	3月	寺領安良見村地土喜多長左衛門	状
オ-3-4-2	〔正月御礼席次以前通の取扱願書〕 *写、香殿院様御代から3日で当代も3回は3日、其後15日に交、お願し3日に戻が大いに末席と成以前席へ戻し願	卯5月日(文化4年か)	寺領安良見村地土喜多長左衛門	(鈴木理兵衛)
オ-3-4-3	〔御初入恐悦に罷出時の献上物願書差上る旨書状(雛型あり)〕	3月18日	稲垣平四郎	喜多長左衛門
オ-3-4-4	〔①来年頭御礼申上并席次以前通お戻し願書〕 ②〔病気につき来年頭御礼欠席願書〕 *(封紙上書)「嘉永元末(ママ)四月御初入恐悦申上候節ノ御通シ」	月日	①寺領安良見村地土喜多長左衛門 ②寺領安良見村地土喜多長左衛門	

ア-28-3	ア-28-2	ア-28	ア-31-7	カ-137-8	カ-137-5	カ-137-3	カ-137-9	カ-137-1	カ-137-4	カ-137-7	カ-137-6	カ-137-2	カ-137
〔勘定吟味役より年頭御礼罷出度者書付指出べき旨仰付を申遣一札〕 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 御用早々 稲垣圓三郎」 ④追啓は別紙	〔御発駕日延の旨仰せを知らせる一札〕 左衛門様御用早々 稲垣圓三郎「文化十二亥年」 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 御用早々 稲垣圓三郎」	【こよりにて束ね10点一括】↓詳細以下へ	〔年頭御礼罷出日申遣一札〕 *御用、同十年正月三日御礼申上	〔来年頭御礼日と手筈につき申遣一札〕 *御用、正3五ツ時御城へ揃筈	〔勘定奉行衆より御発駕日申来旨を申遣一札〕 *御用、〔端裏書〕「寺領」、9/15発	〔地土相続願書類につき早々差出すべき旨申遣一札〕 *御用	〔御発駕・着城日延引の旨仰出を申遣一札〕 *3/22発3/27着の所4/7発4/12夕着に延引、御用人中↓勘定奉行衆↓青木↓喜多	〔御発駕・着城日延引の旨仰出を申遣一札〕 *御用、3/22発・4/7着、東海道美濃路、勘定奉行衆↓青木↓喜多	〔当春御国許へ御暇につき御発駕・着城日御用人中より申来旨一札〕 *御用、3/22発・4/7着、御用人中より申来	〔御発駕・江戸着日仰出を申遣一札〕 *御用、3/3発・3/19着	〔当春御参府につき御発駕・江戸着日仰出の旨申遣一札〕 *御用、2/21発・3/7着	〔来年頭御礼請の旨を伝える一札〕 *〔封紙書付〕「文化八乙(ママ)未十二月ニ来同九壬申正月三日御礼申上候」(文化8は辛未)	【紙紐にて束ね一括9点】↓詳細以下へ
霜月19日	①11月18日/②11月13日/③11月11日/④11月19日		(文化9年)12月26日	12月26日(亥暮か)	8月27日	4月9日	3月28日	2月27日	2月26日	2月8日	正月17日	(文化8年か)12月21日	
兵衛	①稲垣圓三郎/②青木六兵衛		青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	青木六兵衛	
兵衛	①喜多長左衛門/②六組大庄屋		(荒見村地土)喜多右京	地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	荒見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	高野寺領地土喜多右京	
封紙包状	封紙包状		封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	

エ-387-14	エ-387-16	ケ-218	カ-135-10	ウ-57-3	ウ-57-5	ウ-57-2	ウ-57-1	ウ-57-4	ウ-57-6	ウ-57	ア-28-5	ア-28-1	ア-28-4
〔御初入御着城につき差上度物書付達すべき旨申遣〕 *御用、もしあればその品書付を今晦日中に達す旨	〔当四月御初入着城御目見不参者は書付差出す旨申遣〕 *御用	〔殿様御帰国の旨仰出を申遣一札〕 *〔封紙差出〕「河口吉郎右衛門」、3/22発4/9着、東海道美濃路	〔前大納言様御位階御祝大御能見物につき日割心得等一札〕 *地土大庄屋へも見物仰付、於西丸、正19・22・27の3日間	〔来年頭御礼罷出日を伝える御用状〕 *封紙に文化十四丑十二月とあり、正/3	〔来年頭御礼筋差上物等問合一札〕 *封紙に文化十四丑十一月とあり	〔此度御焼失に付国許へ御暇のお発駕・着城日申遣一札〕 *来月2日発18日着	〔那賀代官跡役となった旨を伝える一札〕 *〔封紙貼紙〕「鈴木理兵衛名草江入替り二付跡役桜井二相成り候由申来」、御用、田中組より届、青木六兵衛名草代官仰付右跡我等儀今日那賀代官仰付	〔御発駕と江戸お着日変更申遣一札〕 *2/21の所3/4発20日着に	〔御参府につき御発駕・着日申遣一札〕 *2/21発3/7着	〔紙紐束ね一括6通〕↓詳細以下へ *紙紐端書付「青木六兵衛名草へ替り跡役桜井忠次郎へ相成候□□来」	〔年頭御礼罷出度書付期日を知らせる一札〕 *御用	〔勘定吟味役より年頭御礼罷出度者書付指出べき旨仰付を申遣一札〕 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 御用 稲垣圓三郎」	〔勘定吟味役より年頭御礼罷出度者書付指出べき旨仰付を申遣一札〕 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 稲垣圓三郎」
3月18日	2月23日	正月29日	正月5日	12月23日(文化14年か)	11月12日(文化14年か)	9月13日	4月26日	正月28日	正月17日		12月13日	①12月8日/②③11月27日	①午11月27日/②11月26日/③11月22日
佐野仙兵衛	佐野仙兵衛	佐野仙兵衛	佐野仙兵衛	桜井忠次郎	桜井忠次郎	桜井忠次郎	桜井忠次郎	桜井忠次郎	桜井忠次郎		稲垣平四郎	①(稲垣圓三郎)②青木六郎兵衛③勝田七郎右衛門	①稲垣圓三郎②青木六兵衛③渡辺門九郎
高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領荒見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村喜多長左衛門	口六郡代官中	安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門		喜多長左衛門	①(喜多長左衛門)②六組大庄屋、地土年番③青木六兵衛	①喜多長左衛門②六組③口六郡御代官
封紙包状	封紙包状	封紙包状	縦	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状		封紙包状	封紙包状	封紙包状

ア-30 -5-2	ア-30-5	ア-30	キ-64	カ-131-4	カ-92-1	カ-92-3	カ-92	カ-128-3	オ-3-2	オ-3-1	オ-3-3	オ-3	エ-389-35
〔当春御参府御発駕日并道筋申越旨申遣一札〕 *〔端裏書〕「文政十二丑春御発駕」	【封紙包2通】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門殿 御用急々」 「土岐主税」	【こよりにて束ね一括5点】↓詳細以下へ	書①作忍口上賞(大殿様御逝去葬式の節道筋へ拜に付度旨)②例書③御代官御口上(明後十日葬式の節道筋等)に出席旨)④例 *〔端裏書〕「文政十二丑六月大殿様御葬式、8代徳川重倫か、宝曆・明和の例書あり」	〔当春御参府につき御発駕・江戸着座日并道筋仰出を勘定奉行衆より申越の旨申遣一札〕 *〔端裏書〕「天保二卯春 殿様御参府申来写」、2/22発・3/7着、上海道美濃路通、御用人↓勘定奉行衆↑佐野↑喜多・奥	〔御葬式拜に罷出につき場所・時間を伝え夕方迄にお出願書状〕 *〔封紙上書〕「文政十二丑六月二日 大殿様親自在院称ノ事御逝去ニ付御停止申来并御葬式拜ニ罷出候書付入」 明10日4ツ時出棺、拜場所は手平ラ之先	〔大殿様御逝去につき普請鳴物停止の触お申越を伝える一札〕 *〔御勘定衆〕佐野↑喜多	【封紙包み3点】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「文政十二丑六月二日 大殿様親自在院称ノ事御逝去ニ付御停止申来并御葬式拜ニ罷出候書付入」	〔地土・医師等米年頭御礼申上日割を伝える達し勘定吟味役中より来旨一札〕 *〔端裏書〕「文政十一子十二月御廻文 同十二丑正月三日御礼申上ル」、下紙あり	〔御代替御礼申上申者掬刻限遅れざる様勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *御用	〔御初入御礼申上日勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *御用、5/13御初入御礼申上候	〔殿様御初入御目見願書附差出につき添書状〕 *〔端裏書〕「文政八西四月御初入 御代官佐野江遣し候手紙ノ写」	【封紙包み4点一括】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「殿様御初入ニ付御通し式通并差出し候書付ノ写」	〔封紙〕 *中身欠
(文政12年)正月17日			①丑ノ6月	日 (天保2年か)正月17	9日早朝(文政12年)	6月2日(文政12年)	27日	①②(文政11年)12月	5月4日	4月29日	(文政8年)2月26日		
佐野仙兵衛			①奥孫四郎、同左仲、奥四郎右衛門、喜多長左衛門	佐野仙兵衛	奥孫四郎	①佐野仙兵衛②(お触自体)松平六郎右衛門	①佐野仙兵衛②北村伊太夫	佐野仙兵衛	佐野仙兵衛	佐野仙兵衛	喜多長左衛門	佐野仙兵衛	佐野仙兵衛
喜多長左衛門、奥孫四郎、奥四郎右衛門			①佐野仙兵衛	喜多長左衛門、奥孫四郎、奥四郎右衛門	喜多長左衛門	①喜多長左衛門	①奥孫四郎、同佐仲、奥四郎右衛門、喜多長左衛門②佐野仙兵衛	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	寺領安楽見村地土喜多長左衛門	佐野仙兵衛		高野寺領安楽見村喜多長左衛門
状			状	状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状		封紙

イ-401	カ-129-4-2	カ-129-4-1	カ-129-4	カ-129-3	カ-129-2	カ-129-1	カ-129	カ-135-13	ア-30-4	ア-30-2	ア-30-1	ア-30-3	ア-30-5-1
〔大塩平八郎乱につき急御用村継達書控〕 *急ぎ村継順達の旨、人相書あり	〔大井川出水にて御着城日限来十二日夕に変更の旨勘定奉行衆より申越の旨申遣一札〕 *元は明7日の処島田駅で御見合に付	〔大納言様御入国に関する通し教覚書〕 *カ12812と形式同様	〔封紙包2点〕↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「高野寺領喜多長左衛門殿 御用」「四 土岐主税」	〔大納言様当月二日大井川御越立の旨申遣一札〕 *御用、「三」とあり、金谷宿七里の者より申越	〔大雨にて大井川出水留により大納言様島田駅御滞留の旨申遣一札〕 *大急御用、「二」とあり、金谷の七里の者より申来、七里飛脚II紀州家御用飛脚	〔当春国許へ御暇につき御発駕・着城日変更の旨申遣一札〕 *「老」とあり、3/19の所3/21発・4/7着に	【こよりにて東ね一括4点】↓詳細以下へ	〔大御能の件勘定吟味役中より申来につき罷出度者書付差出旨申遣一札〕	〔年頭御礼出府時手筈申遣一札〕 *御用大急キ、天保三年辰二月ニ来ル同四巳正月三日御礼申上候	〔年頭お礼罷出日并差上物につき書付上る旨申遣一札〕 *御用	〔年頭お礼罷出日并差上物につき書付上る旨申遣一札〕 *御用	〔御参府御発駕日を知らせる一札〕 *天保二卯二月御発駕、2/22発	〔別紙勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *内容を書いた別紙は無し
2月23日	4月6日			4月5日	4月4日	2月23日		正月7日	(天保3年)12月27日	閏11月8日(天保3年か)	11月5日	(天保2年)正月28日	12月27日
郎③伊藤八右衛門	土岐主税			土岐主税	土岐主税	土岐主税		土岐主税	土岐主税	土岐主税	土岐主税	土岐主税	土岐主税
①大嶋伴六②西山与七													
屋中	喜多長左衛門			高野寺領喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領喜多長左衛門		喜多長左衛門、奥孫四郎	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村喜多長左衛門	高野寺領喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
①五組・前田・辻・有③粉川組村名有り・右村々庄													
状	状	状		封紙包状	封紙包状	封紙包状		状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状

カ-138-3	〔顕龍院様御遺体道中川支にて着棺一日延引の旨申遣一札〕 *封紙二重(外封紙上書)「高野寺領喜多長左衛門殿 御用急キ」、 (内封紙上書)「奥孫四郎殿・喜多長左衛門殿 御用早々」	(弘化3年)6月6日	松尾藤蔵	喜多長左衛門、 奥孫四郎、同四郎右衛門、 喜多長左衛門	封紙包状
カ-138	【こよりにて束ね一括12点】↓詳細以下へ				
カ-133-3	〔来年頭御礼申上地土等の日割勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *御用、勘定吟味役中↓松尾↓喜多	①12月28日②12月27日③12月26日	①松尾藤蔵③日割本文之 浅野六右衛門 南雲作兵衛	①喜多長左衛門③高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-133-2	〔来年頭御礼罷出度筋は書付差出べき旨申遣一札〕 *御用、勘定吟味役中↓松尾↓喜多	11月13日	松尾藤蔵	寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-133-1	〔当春御参府につき御発駕・江戸着日并道筋仰出の旨申遣一札〕 *御用、2/22発・3/7着、上海道美濃路、内容書付帯紙1点同封	正月17日	松尾藤蔵	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-133-4	〔大納言様御逝去につき諸停止并一位様等忌服・清水中納言様養子等お触申遣一札〕 *老中↓勘定奉行衆・中村↓松尾↓喜多・奥、顕龍院	(弘化3年か)閏5月13日	①松尾藤蔵②中村五郎兵衛	右高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門、奥孫四郎、同安楽見村喜多長左衛門②松尾藤蔵	封紙包状
カ-133	【紙紐にて束ね一括4点】↓詳細以下へ				
カ-131-3	〔別紙名前地土来年頭御礼日を知らせる達し勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *②中にある「別紙」は喜多長左衛門・同右京正/3	12月26日	①湯川八左衛門②前田吉之右衛門	①喜多長左衛門②湯川八左衛門	状
カ-131-1	〔来年頭御礼罷出度筋は書付差出べき旨申遣一札〕 *御用、例年頭御礼出来候地土并在医師当月15日迄	11月13日	松尾藤蔵	寺領安楽見喜多長左衛門	封紙包状
カ-131-5	〔当春御参府につき御発駕・江戸着座日并道筋仰出を勘定吟味役中より申来の旨申遣一札〕 *御用、2/26発・3/11着、上海道美濃路通、御用人中↓勘定吟味役中↓松尾↓喜多	正月23日	松尾藤蔵	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-131-2	〔当春御国許へ御暇につき御発駕・着城日申遣一札(御初入)〕 *御用、御用人中↓勘定奉行衆(憲章院)か 尾↓喜多、12代齊強(憲章院)か	(弘化5年か)2月3日	松尾藤蔵	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-131-8	〔御勘定奉行衆より菊千代様大納言様御養子仰出の旨申遣一札〕 *御用、当月22日上使阿部伊勢守殿・牧野備前守殿以御内意仰出、勘定奉行衆↓松尾↓喜多	(弘化4年)5月3日(仰出は4月22日)	松尾藤蔵	安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-131-7	〔来年は国許への御暇仰出なき事江戸より申来旨申遣一札〕 *御用、当月4日戸田山城守殿御書付仰渡(江戸)↓勘定奉行衆↓松尾↓喜多	(弘化2年か)9月25日	松尾藤蔵	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	封紙包状
カ-131-6	〔来年頭御礼申上地土等の日割勘定吟味役中より申遣旨一札〕 *廻文写、正/3喜多・正/15奥2人	(天保14年)①12月28日②12月27日	①松尾藤蔵②山中篤之助	①喜多長左衛門、奥四郎右衛門、奥孫四郎②松尾藤蔵	状

カ-141	カ-140-1	カ-140-3-2	カ-140-3-1	カ-140-3	カ-140-2	カ-140	カ-138-10	カ-138-5	カ-138-2	カ-138-8	カ-138-9	カ-138-6	カ-138-1
【こよりにて束ね一括5点】↓詳細以下へ * (こより端書付)「観如院様御停止申来ル」	〔大納言様一位様御位階祝儀大御能見物集合時間変更につき達一札〕 *封紙上書「寺領安楽川奥四郎右衛門殿 急々御用」、来21日朝見物之管	〔御通棺拜場所と時間を知らせる書状〕 *場所は川辺村北之端、明7日は山口泊・川辺御通は七ツ頃と承候間明夕方より下拙も川辺へ向罷出申候	〔顕龍院様御遗体御通棺時に拜出度願聞濟の旨を伝える一札〕	〔封紙包み状2点〕↓詳細以下へ * (封紙上書)「高野寺領安楽川村地土奥四郎右衛門殿・同奥孫四郎殿・同安良見村同喜多長左衛門殿」「松尾藤蔵」	〔御遗体江戸より長保寺御着棺までの日限并道筋申来につき差遣一札〕 *来20日発東海道本坂越美濃路通来9日長保寺着御用人中・勘定奉行衆・中村・松尾・奥・喜多	【紙紐にて束ね一括3点】↓詳細以下へ	〔十月朔日から七日昼夜警固人名書付〕 *千田庄助・奥利兵衛・松浦弥三右衛門等の名あるが喜多無し	〔来年頭御礼日割(地土分)勘定吟味役中より仰来につき申遣一札〕 *御用人中・今井勘定吟味役中・鈴木・稲垣・喜多	〔明日御着城の旨申遣一札〕 * (封紙上書)「あら川村地土奥四郎右衛門殿 御用急キ」、明25日	〔旧臘廿一日給宮様御婚姻につき御簾中様と申称事はか仰出廻達一札〕 * (封紙上書)「荒河上野村奥四郎右衛門様 御用□(破損)々々、仰出↓勘定吟味役中・喜多村・稲垣・喜多	〔口六郡地土打裂羽織并三人扶持内存出願造用銀割当・差出の件につき一札〕 * (端裏書)「安政二卯七月 打裂羽織之儀申来、来29日迄取集同日大庄屋元へ差出旨はか	〔お部屋様卒去につき普請鳴物停止老中仰聞の触申越を申遣一札〕 *御用急キ、老中↓勘定奉行衆・太田↓喜多	〔例年頭御目見仕来筋雲蓋院御法事の節拜に罷出〕旨を申遣一札〕 *御用、来17(19)日の三日間、和歌村海士御代官止宿所へ罷出拜出候振合差凶受罷出申旨
	正月14日	6月6日	6月5日		日 (弘化3年か)①閏5月17日/②閏5月14日		(近世・10月)	日 ①12月29日(カ)日/②12月26日/③12月26日	3月24日	10日(安政7年) ①正月17日/②正月	月25日(安政2年か)①②7月27日/③7月27日	日 (嘉永2年か)12月25日	6月12日
	松尾藤蔵	奥孫四郎	松尾藤蔵		①松尾藤蔵/②中村九郎兵衛			兵衛 ①稲垣圓三郎/②鈴木理兵衛/③今井弥右衛門	喜多村進助	進助 ①稲垣平四郎/②喜多村	①田中②稲垣圓三郎/③地土年番千田正輔	太田七三郎	松尾藤蔵
	喜多長左衛門、奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	喜多医師	右領安楽川村地土奥四郎・同安良見村同奥孫四郎・同安良見村地土喜多長左衛門		①奥四郎右衛門、高野寺領安楽川奥孫四郎、同安良見喜多長左衛門/②松尾藤蔵			①喜多長左衛門/②六組宛/③鈴木理兵衛	喜多長左衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門/②稲垣平四郎	②千田庄助/③奥孫四郎、奥四郎右衛門、喜多長左衛門	高野寺領安楽見村喜多長左衛門	高野寺領安楽見地土喜多長左衛門
	封紙包状	状	状		封紙包状		状	状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	封紙包状

カ-132-3	カ-135-18	カ-132-4	カ-132-2	ケ-237-2	ケ-237-1	ケ-237	カ-145	キ-25	カ-141-5	カ-141-4	カ-141-3	カ-141-2	カ-141-1
〔御着城日延引の旨勘定奉行衆より申越の旨申遣一札〕 *御用、6日着予定が道中川支で7日に	〔御初入御着城の節地土大庄屋等恐悦罷出度願書出旨勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *写、当4月御初入	〔当春御国許御暇につき御発駕・着城日仰出を勘定奉行衆より申越の旨一札〕 *3/19発4/6着、御用入↓勘定奉行衆↓松尾↓喜多	〔大納言様一位御位階祝儀大能へ在地地土も見物仰付につき詳細申遣一札〕 *御用、来21日朝見物の筈、於西丸	〔別紙勘定奉行衆よりお申越の旨申遣一札〕 *別紙欠	〔来年頭御礼出引書付差出すべき旨申遣一札〕 *御用	【こよりにて束ね一括2点】↓詳細以下へ *（こより端書）「嘉永元申十一月 来年頭御礼出引申来」	*〔束ね紙紐端書〕 *（紙紐端書付）「嘉永元申十月大御能御通し」	奉願上口上覚（お目見え先格通り願い連印）	〔我々直支配地土共御能拜見罷出日時割并手管申来につき申遣一札〕 *封紙上書は喜多長左衛門宛、端裏上書は奥四郎右衛門宛、勘定奉行衆・西山↓松尾↓奥・喜多	〔御初入等御祝儀大御能拜見日割并諸手管書付申遣一札〕 *長文、口六郡地土大庄屋・町派年寄其外為御替組御扶持人駿河越諸職人御用達町人・町派丁年寄家持之者迄、伊勢熊野大庄屋地土も	〔御初入の節地土・大庄屋恐悦罷出度者書付差出旨申来につき申遣一札〕 *御用、当4月初入御着城、勘定吟味役中↓松尾↓喜多	〔御初入恐悦申上罷出事につき申来旨を申遣一札〕 *28日	〔大御能拜見罷出度者郡々地土・大庄屋姓名取調の旨仰付を申遣一札〕 *御用、当月末頃大御能御付
4月3日	2月29日	27日 ①正月28日/②正月	正月13日	4月10日	11月17日(嘉永元カ)	嘉永元年申10月	嘉永元年	嘉永元年	朔日 ①10月2日/②10月	9月23日	2月29日	4月20日	①9月7日/②9月
松尾藤蔵	松尾藤蔵	①松尾藤蔵	松尾藤蔵	松尾藤蔵	松尾藤蔵			上那賀深田村曾和直之進、粉川村本常五郎、同田、林利兵衛、安楽見村喜多、長左衛門	郎 ①松尾藤蔵/②西山与七	中村九郎兵衛	松尾藤蔵	松尾藤蔵	松尾藤蔵
左衛門 寺領安楽見村地土喜多長	喜多長左衛門	②高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	左衛門 寺領安楽見村地土喜多長	喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門				①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門/②松尾藤蔵	口六郡・南熊野御代官中	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門
封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	紙	紐	状	封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状

カ-135-6	カ-135-9	カ-135-2	カ-135-5	カ-135-7	カ-135-4	カ-130-4-2	カ-130-4-1	カ-130-4	カ-130-3	カ-130-1	カ-130-2	カ-130	カ-135-15
〔御元服并茂承の名頂戴・従三位幸中将任の旨老中仰渡の旨申遣一札〕 *御用、虫損大、老中、勘定奉行衆→吉田→喜多	〔公方様薨御につき普請・鳴物停止老中より仰渡触を申遣一札〕 *御用、老中、御目付、勘定奉行衆・長坂 ↓吉田→喜多ほか直支配医師はか配下	〔公方様薨御につき普請・鳴物停止老中より仰渡触を申遣一札〕 *御用、御目付→勘定奉行衆・長坂→吉田→喜多	〔普請は今日より御免の旨老中仰渡の旨申遣一札〕 *御用、老中、勘定奉行衆→吉田→喜多	〔新待賢門院薨去につき鳴物停止の旨老中仰渡の旨を申遣一札〕 *〔封紙上書〕(寺領荒河地土奥四郎右衛門殿・奥孫四郎殿 御用早々)、老中仰渡→奉行衆→吉田→奥・喜多	〔平次右衛門死去につき鳴物停止の旨老中仰渡の旨申来を申遣一札〕 *〔封紙上書〕(高野寺領安楽見村地土奥四郎左衛門殿 御用急々)、老中仰渡→勘定奉行衆→吉田→奥・喜多	〔別紙通り拜に出度者届出へき旨他御勘定奉行衆より申越につき申遣一札〕 *拜出振等は海士代官所にて差図に及ぶので和歌村同所出張所にて承合すべき旨も伝	〔雲蓋院法事の節地土大庄屋共拜に罷出旨直支配の外各支配へ達す旨一札〕 *来22日より24日迄の3日の内御法式相済迄	〔封紙包み2点〕↓詳細以下へ *〔封紙上書〕(高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門殿 御用早々)「太田七三郎」	〔憲章院様〕長保寺へ御通棺御葬道にて年頭御目見者拜礼の旨につきお達伝え一札〕 *〔封紙上書〕(高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門殿 御用早々)「太田七三郎」	〔別紙勘定奉行衆より申越につき当日は差支なき場所にて拜礼致す旨申遣〕 *御用、封紙日付は12月29日、葬列拜礼か、海士郡手平村より藤田村迄内にて拜礼	〔大納言様〕発駕延引の旨勘定吟味役中より申来旨申遣一札〕 *御用、通シ	〔こよりにて束ね一括6点〕↓詳細以下へ	〔別紙勘定奉行衆よりお申越の旨申遣一札(拜見願の旨)〕 *〔封紙上書〕(喜多長左衛門様 稲垣圓三郎)
(安政5年)10月25日	14日①8月15日/②8月	14日(安政5年か)①8月16日/②8月	9月4日	19日①7月20日/②7月	閏5月13日	4月18日	4月	(嘉永2年)4月10日	4月10日	4月10日	正月28日(封紙)嘉永2年酉2月朔日		9月24日
①吉田元八	①吉田元八/②長坂学弥	①吉田元八/②長坂学弥	吉田元八	①吉田元八	①吉田元八	太田七三郎	西山与七郎	西山与七郎	西山与七郎	太田七三郎	自井坂稲垣東太田七三郎		松尾藤藏
門①荒見村地土喜多長左衛	門①阿見村地土喜多長左衛 門②吉田元八	門①荒見村地土喜多長左衛 門②吉田元八	荒見村地土喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	喜多長左衛門	代官中			高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門		喜多長左衛門
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状		封紙包状	封紙包状	封紙包状		状

カ-127-3	カ-127-2	カ-127-1	ア-182	コ-111	コ-110	コ-109	キ-111	カ-144-5	カ-144-6	カ-144	カ-130-6	カ-130-5	コ-128
〔観如院様御逝去につき普請・鳴物停止の触仰渡を申遣一札〕 *〔端裏書〕「奥氏」	〔公儀より中将様御忌解の触申来旨一札〕 (治宝)正20没、公儀老中、勘定奉行衆・橋本↓太田↓喜多	〔観如院様御逝去につき諸向よりの附届省略のお達し申遣一札〕 *〔封紙上書〕「寺領新(ママ)見村奥四郎左(ママ)衛門殿御用早々」、御用人↓勘定吟味役中↓太田↓奥・喜多	〔公方様薨去につき停止の達を伝える一札〕 *老中↓御目付中↓勘定奉行衆・中村↓太田↓3人	〔菊千代様左京大夫様の名前唱方につき一札〕 *キクチヨ・サキヨウノダイブが正、コ110と対か	〔御勘定奉行衆よりのお申越を申遣一札〕 *中越内容を書いた別紙はコ111か(コ109は紙質違)	〔菊千代様憲章院様御遺領相続の旨お写差遣一札〕 *江戸より申来↓御用人中↓勘定奉行衆↓太田↓喜多	〔此度の藩主御家督相続に差上物無用の旨触れ差遣一札(敵敷取締中につき)〕 *勘定奉行衆↓勘定吟味役中↓太田↓喜多	〔当春御参府につき御発駕・江戸着日仰出旨を申遣一札〕 *2/22発・3/9着	〔菊千代様憲章院様遺領相続仰出につき御祝儀書付早々差出旨申遣一札〕 *〔封紙上書〕「高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門殿御用」「佐野仙兵衛」、菊千代様13代慶福4歳	【こよりにて束ね一括6点】↓詳細以下へ	〔大納言様御逝去につき諸勘定奉行衆より申越の旨申遣一札〕 *御用、憲章院、普請鳴物停止・一位様定式御忌服ほか	〔阿部伊勢守卒去につき鳴物停止の触勘定奉行衆より申越旨申遣一札〕 *老中↓勘定奉行衆・垣屋↓吉田↓奥・喜多	〔御用状封紙〕 *〔封紙上付箋書〕「阿部伊勢守殿卒去申来ル」、中身はカ130-5
3日(嘉永6年)②3月	①3月4日/②3月(触本文)2月7日	(嘉永6年)3月9日	(嘉永6年)7月27日		閏4月22日	閏4月12日	①閏4月12日/②閏4月10日(嘉永2年か)	2月17日	(嘉永2年)閏4月22日		(嘉永2年)3月27日	①7(5は誤)月6日/②③7月5日	
①太田七三郎	①太田七三郎/②橋本六郎	太田七三郎	①太田七三郎/②中村九郎兵衛		太田七三郎	太田七三郎	①太田七三郎	佐野仙兵衛	太田七三郎		①太田七三郎/②中村九郎兵衛	①吉田元八/②垣屋十郎兵衛	吉田元八
①あら川村奥四郎右衛門	①あら見村地土喜多長左衛門/②太田七三郎	喜多長左衛門、奥孫四郎、紀州御領分地土(百姓、御仕入方御仕入町人)	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門/②太田七三郎		喜多長左衛門	喜多長左衛門	①喜多長左衛門/②紀州御領分地土百姓	喜多長左衛門	喜多長左衛門		①高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門/②太田七三郎	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門/②吉田元八	荒河上野村地土奥四郎右衛門
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	状	封紙	

カ-42	カ-143-3	ア-28-6-1	ケ-54	エ-388-6-2	キ-65	カ-128-1	カ-127-8	カ-127-7	カ-127-6	カ-127-5	カ-127-4-2	カ-127-4-1	カ-127-4
乍恐口上(一位様葬式拜に罷出度旨願書) * 憲章院様御葬式、今度者御通シ振り違直ニ姓名肩書ニ致シ届候様との儀ニ付其通り御代官江届ケ罷出候事、如先例此書付持下り候得共出シ不申	〔来年頭御礼申上日等勘定吟味役中より申来につき申遣一札〕 * (端裏書)「清水株より御初入之節御礼御通し」、正/3	〔来年頭御礼申上日等勘定吟味役中より申来につき申遣一札〕 * 勘定吟味役中より申来旨	〔非常につき胡乱者改地土帯刀人等警備の旨吟味役中より申来る旨申遣〕	①〔勘定奉行衆より申越旨申遣〕②〔親如院様御逝去につき普請鳴物停止の触〕 * ①別紙、(封紙上書)「荒川あら見村奥四郎右衛門殿 御用早々」 * ②別紙、(封紙上書)「荒川あら見村奥四郎右衛門殿 御用早々」	〔一位様御逝去につき触留〕 * 正月/20日寅下刻御逝去、10代徳川治宝か	〔峯寺院様御逝去につき鳴物停止の触勘定奉行衆より申越の旨申遣一札〕 * (封紙上書)「あら見村地土奥四郎右衛門殿 御用早々」、老中↓勘定奉行衆・中村↓太田↓奥・喜多	〔雲蓋院法事拜に出振は海士代官所にて指図の旨申遣一札〕 * 和歌村同所出張所ニ照合可申候	〔鳴物差免の触仰来旨申遣一札〕 * (封紙上書)「寺領安楽川上野村地土奥孫四郎殿 急用」、勘定奉行・中村↓太田↓奥・喜多	〔雲蓋院様法事の節拜出度旨届けにつき勘定奉行衆申渡を申遣一札〕 * 山中勘定吟味役↓太田↓喜多	〔一位様御逝去につき諸停止等触勘定奉行衆より申越を申遣一札〕 * (封紙上書)「寺領安楽川庄奥四郎右衛門殿 御用早々」、封紙は反故紙	〔一位様法号仰出を申遣一札〕 * 舜恭院様	〔舜恭院様御発棺道筋にて拜度者届けにつき申遣一札〕 * 来26日発棺、拜希望者は同日迄に出府・肩書を25日迄に差出事	〔封紙包み2点〕↓詳細以下へ * (封紙上書)「寺領安楽川庄奥四郎右衛門殿 御用急キ」 「太田七三郎」
丑正月(嘉永2年より後)	12月28日	12月28日	9月17日	②2月29日	①正月22日午之刻 ②正月20日	(嘉永6年丑)①7月4日②③7月3日	2月4日	①9月26日②(触本文)9月23日	①2月2日②(達本文)正月28日	正月21日	(嘉永6年)正月22日	(嘉永6年)正月22日	
多長左衛門	高野寺領安良見村地土喜多長左衛門	太田七三郎	太田七三郎	①太田七三郎	①松浦政左衛門②太田七三郎	①太田七三郎②中村九郎兵衛	太田七三郎	①太田七三郎②(触本文)中村九郎兵衛	①太田七三郎②(達本文)山中篤之助	太田七三郎	太田七三郎	太田七三郎	
太田七三郎	喜多長左衛門	喜多長左衛門	六組宛口六郡代官中	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、同孫四郎、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	あら見村地土喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門②太田七三郎	①安楽見村地土喜多長左衛門②口六郡代官中	寺領安楽川村地土奥四郎右衛門・同奥孫四郎、同安楽見村地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門
封紙包状	状	状	状	封紙包状	縦 帳	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	

カ-139-6	カ-139-3	カ-139-2	カ-139-1	カ-139-4	カ-139-5	カ-139	ケ-250-13	ケ-250-24	ケ-250-12	イ-266	カ-144-4	カ-138-11	カ-138-12
〔勘定奉行・同吟味役名前并住所書付〕	〔南雲作兵衛・長谷川義右衛門住所書付〕 *和歌山の着到届先か	〔年頭御礼済につき御礼参上一札〕 *下書か、昨日	〔別紙代官所よりの御通し差上状〕 *御用状入	〔御国地土中へ異国船御用仰付承、私へも御用仰付願書(控)〕 *所持の武具品書上あり	〔異国船の儀につき其二元内存承知并稲垣と申合べき旨申遣一札〕 *右段田中組大庄屋稲垣三郎へ罷出諸事差函受旨	【こよりにて束ね一括8点】↓詳細以下へ	請取申米之事(異国船渡来時他領境詰の節御扶持方) *米1升5合、10月2日夕から三日朝迄	〔異国船退帆につき他領境固め地土帯刀人共引払い申越を申遣回達〕 *勘定奉行衆→太田→三組年番・井畑 ↓千田外4人、①喜多以外合点付	覚(異国船渡来時他領境詰節御賄料承知の旨)	①請取申米之事(異国船渡来で他領境詰の節の扶持方) ②覚(異国船渡来時の扶持方につき) *①米1升5合但三人扶持、②銀2匁3分	〔異国船渡来につき他領境組中打廻固に出勤すべき旨一札〕 *鉄砲鑓ご用意にて	覚(御用状持届人賃渡し願)	口述(異国船の件につき指図下され度き旨) *下書か、内存御代官所へ御達申上たがあなたは如何思われるか
(近世)	(近世)	正月16日	10月3日		9月24日(安政元年か)		寅10月	10月7日 ①10月8日午刻②	(9月26日夕→27日朝までの分)	①寅9月、②9月27日より28日朝迄	9月25日	9月25日	9月25日(安政元年か)
		寺領荒見村地土喜多長左衛門	奥四郎右衛門、同孫四郎	(喜多)	那賀代官所		高野寺領あらミ村地土喜多長左衛門	①井畑専助②太田七三郎	高野寺領あらミ村地土喜多長左衛門	①喜多長左衛門	井畑専助	田中組詰所(印)	喜多長左衛門
			あら見村喜多長左衛門		喜多長左衛門		伝法御蔵所	①千田正助、森九兵衛、喜多長左衛門、奥久右衛門・同苗利兵衛②三組年番		①伝法御蔵所	喜多長左衛門	喜多長左衛門	稲垣圓三郎
状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状

カ-142	カ-135-1	イ-457	カ-134-5	カ-134-4	カ-134-3	カ-134-2	カ-134-1	カ-134	ア-32-1	ア-32-2	ア-32-5	カ-128-4	カ-139-7
【紙紐にて束ね一括6点】↓詳細以下へ	〔当春御国許御暇につき御発駕・着城日仰出を申遣一札〕 *御用、封紙に「安政七庚申春御初入申来」とあり、閏3/3発・3/19着	〔病気につき調練は俸代役願状〕 *俸淳介	〔来年頭地士・在医師御礼罷出日并差上物につき各々喜多長左衛門へ申合べき旨申渡一札〕 *高野領荒見村地士へ	〔来年頭御礼罷出度者は書付差出べき旨勘定吟味役中より申来旨達一札〕 *〔端裏書〕「木村平左衛門・小坂九郎左衛門」	〔年頭御礼日割はか勘定吟味役中より申来旨を申遣一札〕 *〔端裏書〕「木村平左衛門・小坂九郎左衛門」	〔殿様御発興日勘定奉行より申来ので道筋へ罷出べき旨一札〕 *来27日発、端裏書は別件か	〔来十日調練へ地士・帯刀人不残罷出旨仰来を申遣一札〕 *〔端裏書〕「安政二卯年御代官所より調練之儀申来写」、同日四ツ時代官所へ出、寺領筋へも申すべき旨、鉄砲所持なら持参の事	【こよりにて束ね一括4点】↓詳細以下へ	〔御帰国御発駕日の仰せ申遣一札〕 *〔封紙上書〕「奥孫四郎殿 御用早々」、江戸↓御勘定奉行衆↓吟味中↓喜多村↓北奥、3/朔発	〔宰相様公方様御養君・賢吉様御家相統の旨仰出を申遣一札〕 *御用、宰相様13代慶福・賢吉様14代茂承	〔口六郡地士一統〕 *〔端裏書〕「安政二卯七月」	〔去年の常服省略の件一部改め仰渡勘定奉行衆より来旨申遣一札〕 *〔端裏書〕「あら川地士奥四郎右衛門殿 御用早々」、仰渡↓勘定奉行衆↓太田↓奥・喜多、封紙貼紙2点有が「弘化三年」は別物か	〔役替の祝儀等につき覚書〕 *カ139-6の続か
	2月7日(安政7年か)	卯8月	10月23日	10月11日	①12月29日②③12月27日	2月4日	(安政2年)①8月6日②8月5日		2月29日	(安政5年)7月10日	(安政2年)①②7月25日③7月27日	①7月14日(安政2年か)	(近世)
	青山五左衛門	高野寺領荒見村地士喜多長左衛門	木村平左衛門、小坂九郎左衛門	木村平左衛門、小坂九郎左衛門	①稲垣圓三郎②木村平左衛門・小坂九郎左衛門	木村平左衛門、小坂九郎左衛門	①稲垣圓三郎②太田七三郎		喜多村進助	吉田元八	①田中②稲垣圓三郎③地士年番千田正輔	①太田七三郎	
	寺領安楽見村地士喜多長左衛門	那賀郡御代官所	稲垣圓三郎	地士	①喜多長左衛門②依谷助四郎③井谷善左衛門④津田大助⑤山本吾兵衛、稲垣圓三郎	喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門、津田九太夫②稲垣圓三郎		奥四郎右衛門、奥孫四郎、北長左衛門	荒見村地士喜多長左衛門	②千田庄助③奥孫四郎、同四郎右衛門、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	
	封紙包状	状	状	状	状	状	状		封紙包状	封紙包状	状	状	状

ア-31-2	ア-31-1	ア-31	カ-145-6	カ-145-5	カ-145-3-2	カ-145-3-1	カ-145-3	カ-142-2	カ-142-1	カ-142-4	カ-142-3	カ-142-5	カ-142-6
〔御簾中様紀州へ御入の旨仰を申遣一札〕 *〔封紙上書〕「あら川地土奥孫四郎殿 御用早々」、当10発・来朔日着。木曾路、江戸↓御用人↓勘定奉行衆↓喜多村↓喜多・奥	〔御国許への御暇仰出の旨達し申遣一札〕 *〔封紙上書〕「荒河地土奥四郎右衛門殿 御用」、江戸↓御用人中↓勘定奉行衆↓喜多村↓喜多・奥	【こよりにて束ね一括7通】↓詳細以下へ	口上(御初人の節恐悦として罷出并献上品仕度旨願書控) *〔端裏書〕「文久三癸亥三月殿様御初入ニ付御目見書附指出し控 那賀御代官喜多村進助殿相勤居候」	口上(御初人の節恐悦として罷出并献上品仕度旨願書難型) *〔封紙上書〕「寺領荒見村喜多長左衛門殿 御用」那賀御代官所、貼紙にて調印の上提出する旨書付	〔来年二月公方様御上洛并御留守心得仰出の旨申渡につき申遣一札〕 *〔端裏書〕「文久二年戊十月三日」、勘定奉行衆↓喜多村↓喜多	〔御三家の参勤緩和の仰江戸より申来旨申渡を申遣一札〕 *勘定奉行衆↓喜多村↓喜多、来子 紀州・来亥 尾州・当戊 水戸、閏8/24江戸より申来	【封紙包み一括2点】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「荒見村地土喜多長左衛門殿 御用早々」「喜多村進助」	〔昨夜到来の代官所よりの御用書差上一札〕 *カ142-1と同手	〔代官よりの御用書持上并御申越の月代の件につき先年の例ほかに付書状〕 *先年時は別之地土は皆雲海寺へ御焼香に罷出候由	〔来年頭御礼日割申遣一札〕 *〔端裏書〕「あら川と一所二廻文ニ申来候写」、喜多 正 3・奥 二人 正 15	〔殿様御着城日代官衆より仰来を申遣一札〕 *〔端裏書〕「十月八日御入国申来」、明後8日、御代官衆↓稲垣↓喜多	〔当春御帰国につき御発駕・着城日等江戸より申来につき達一札〕 *4/6発・4/21着	〔將軍宣下相済表向鳴物不苦旨触申越につき申遣一札〕 *家茂か、老中↓御目付中↓勘定奉行↓太田↓喜多
3月21日	(文久3年)2月8日		3月(文久3年か)	3月	①9月27日/②9月(文久2年か)	(文久2年)9月6日		閏月15日	閏月19日	12月28日	10月6日夜	(春)	①12月8日/②12月6日(安政5年か)
喜多村進助	喜多村進助		高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	喜多村進助	喜多村進助				松尾藤蔵	稲垣圓三郎		①太田七三郎
喜多長左衛門、奥四郎右衛門、奥孫四郎	喜多長左衛門、奥四郎右衛門、奥孫四郎		那賀御代官所	那賀御代官所	喜多長左衛門	喜多長左衛門				喜多長左衛門、奥四郎右衛門、奥孫四郎	喜多長左衛門		①安楽見喜多長左衛門
封紙包状	封紙包状		状	封紙包状	状	状		状	状	状	状	状	状

カ-135-20	カ-135-8-2	カ-135-8-1	カ-135-8	エ-376-5-6	カ-145-26	カ-135-19-4	カ-135-19-3	カ-135-19-2	カ-135-19-1	カ-135-19	ア-31-4	ア-31-3	ア-31-5
〔来正月年頭規式并御日見日割の件につき一通お通し申遣一札〕 *御勘定奉行衆↓木村・小坂↓稲垣↓喜多	〔松栄院御逝去につき宰相様御忌服并忌解につき公儀より仰出旨申遣一札〕	〔松栄院御逝去につき鳴物停止仰来旨申遣一札〕 *〔端裏書〕「巳六月」	*〔封紙上書〕「高野寺領安楽川地士奥四郎右衛門殿 御用早々」「吉田元八」	〔御鳥打札白銀一枚宛遣す旨奉行衆お申を伝える書状〕 *写、(端裏書)「享保年中丑年」	〔若山中納言様へ初御目見の翌日お礼廻り書付の控〕	〔殿様御帰国の節俸召連御目見仕度願書案〕 *〔端裏書〕「俸召連罷出申度旨願候節御代官よりノ草案」 * 袖部虫損抜注意	〔奥四郎右衛門初二人御出入の筋来年頭御礼罷出度旨書付差出旨申遣一札〕	口演(若山表よりの御通し差遣の旨一札)	〔別紙仰来につき宜敷申合旨一札〕 *〔端裏書〕「元治元年十二月申来候ニ付親と入替り願書別紙出ス」	*〔封紙上書〕「奥四郎右衛門様 御用早々 稲垣平四郎」「十二月五日」	〔来年頭御礼出府の節手管申遣一札〕*御用、正月三日出府時御礼 掛中原太郎兵衛・下伴・権太夫方江旅届并姓名認前着到申出	〔御入国の節父子御目見願相済につき御礼勤旨申遣一札〕 *急御用、勘定奉行衆と勘定吟味役中当番へ、俸右京と山口川辺の間にて	〔御初入につき地士等恐悦申上につき手管申遣一札〕 *御用、着到届雛型あり
25日①12月晦日②12月③12月29日	4日①6月8日②6月6日③6月6日	朔日①6月3日②6月6日		9月23日(享保6年か18年)	元治2丑年正月16日	3月	12月3日	極月5日	極月5日		12月25日	4月8日	(文久3年亥)4月27日
①稲垣圓三郎②小坂九郎③木村平左衛門・小坂九郎左衛門	①吉田元八	①稲垣圓三郎		井沢弥惣兵衛	寺領安楽見村地士喜多長左衛門	寺領□□地士喜多長左衛門	下村信五郎	奥孫四郎	稲垣平四郎		佐野仙兵衛	鈴木理兵衛	喜多村進助
①喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門		中弥太夫、城万五郎、奥清藏、喜多源之丞	御勘定奉行・公事方・御代官	鈴木理兵衛	稲垣平四郎	喜多長左衛門	奥四郎右衛門		喜多長左衛門 (高野寺領安楽見村地士)	喜多長左衛門 (寺領安良見村)喜多長左衛門	喜多長左衛門 (高野寺領安楽見村地士)
状	状	状		状	状	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状

カ-136-2	カ-136-1	カ-136	ア-28-6-2	ア-28-6	カ-135-16	カ-135-11	カ-135-12	カ-145-14	カ-145-13	カ-145-12	エ-388-6-3	ア-28-9	ア-28-8
〔喜多長左衛門来年頭御礼申上度書付差出の有無を尋ねる一札〕	〔年頭御礼罷出度者書付差出す旨御代官衆より申来旨達〕	【封紙包み4点】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 急御用 稲垣平四郎」	〔御代替御礼日延引仰付を知らせる一札〕 *寺領へは田中組より申遣	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 御用早々 稲垣平四郎」	〔年頭御礼申上日勘定奉行衆より仰来旨申遣一札〕 *来15日	〔大御能番組書付〕 *カ135-10に添付物か	〔大御能拜見につき罷出度者書付達ほか手管につき一札〕 *御用、右一件に付申合品有下拙より申合べき旨御代官衆被仰聞候事	〔地土等来年頭御礼日割御用人中より申来旨申遣一札〕 *喜多のみ15日、御用人中↓勘定吟味役・今井↓鈴木↓稲垣↓喜多、人数多	〔来年頭御礼に罷出度地土・在医師等書付差出させる旨申来につき申遣一札〕 *勘定吟味役衆↓代官衆・勝田↓稲垣↓喜多	〔来年頭御礼に罷出度地土・在医師等書付差出させる旨申来につき申遣一札〕 *勘定吟味役衆↓代官衆・勝田↓稲垣↓喜多	〔一位様逝去につき御停止御触を伝える一札〕 *御用〔封紙貼紙〕「一位様御逝去ニ付御停止振り申来」	〔年頭御目見急引・欠席時の届につき勘定吟味役の仰せ差遣一札〕 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 稲垣圓三郎」〔勝神村より直届〕	〔本年御参府無き旨御触廻達〕 *御用、近年御領分御損亡多、下・中屋敷御住居向残す類宛為御参府御用捨、御城で青山下野守↓水野飛驒守↓年寄衆↓御用人衆↓海野↓青木↓稲垣↓喜多
12月10日	11月25日		28日 ①5月2日/②4月		9日 ①正月12日/②正月		正月19日	月26日 ①12月29日/②③12	月16日 ①未11月18日/②11	月6日 ①未11月18日/②11	20日 ①正月21日/②正月	16日 ①12月11日/②12月	29日 ①卯月20日/②3月
佐野仙兵衛	稲垣平四郎		進介 ①稲垣平四郎/②喜多村		①稲垣平四郎/②下村信五郎/③公事方役人田井大五郎		稲垣平四郎	兵衛/③今井弥右衛門	①稲垣圓三郎/②勝田七郎右衛門	①稲垣圓三郎/②勝田七郎右衛門	①稲垣圓三郎/②太田七郎	①青木六兵衛/②稲垣圓三郎	①稲垣圓三郎/②海野彦左衛門
稲垣平四郎	喜多長左衛門		①喜多長左衛門/②六組大庄屋		①喜多長左衛門/②稲垣平四郎		安楽見村地土喜多長左衛門	①喜多長左衛門/②六組/③鈴木理兵衛	①喜多長左衛門/②口六郡御代官	①喜多長左衛門/②口六郡御代官	①喜多長左衛門/②稲垣圓三郎	②喜多長左衛門	①喜多長左衛門/②青木六兵衛
状	状		状		状	状	封紙包状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状

ケ-227	ケ-220	ケ-252-1	カ-132-1	イ-341	エ-387-13	ウ-50	ウ-45	ウ-44	ア-28-7-2	ア-28-7-1	ア-28-7	カ-136-4	カ-136-3
〔殿様御帰国日程勘定奉行衆より申越を申遣一札〕 *御用、閏正/15の処2/5発・2/22着へ	〔殿様当春御参府の旨勘定奉行よりお申越を申遣一札〕 *御用、正/15発・2/6着	〔太田七三郎死去につき跡役吉田元八へ仰付を申遣一札〕 *御用、当分那賀代官助	〔当春御参府につき御発駕日并道中日数申遣一札〕 *御用大急キ、来11日発道中17日で江戸着	〔苗字帯刀御免仰付らるる事を知らせる書状〕	〔年賀并御国表よりの御通し一通達を知らせる書状〕	〔殿様御帰国につき江戸御発興・御着城日を伝える一札〕	〔殿様御帰国につき江戸御発興・着日勘定奉行衆より仰出を伝える一札〕	〔江戸御発駕・着城日勘定奉行衆仰出を伝える一札〕	〔年頭御礼につき〕別紙仰来を申遣一札〕	〔年頭御礼請答させらるる旨御勘定吟味役より仰の旨申遣一札〕 *稲垣圓三郎と喜多長左衛門伴喜多右京の二人	【封紙包2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「喜多長左衛門様 急御用 稲垣平次郎」	〔喜多長左衛門来年頭御礼罷出度旨書付御代官所へ差出べき旨申遣一札〕 *明後14日4ツ時迄	〔別紙仰来る旨申遣一札〕
25日	日	17日	閏正月9日	10月16日	正月19日	3月25日	2月27日	4月9日	12月29日	12月27日		12月12日	12月11日
①正月27日/②正月	①正月22日/②正月11	①6月18日/②6月											
①河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	金沢十太夫	落合八左衛門	進 奥四郎右衛門、平野団之	奥孫四郎	小笠原三右衛門	小笠原三右衛門	猪谷三郎兵衛	稲垣平二郎	青木六兵衛		佐野仙兵衛	稲垣平四郎
①高野寺領荒見村地土喜多長左衛門	高野寺領荒見村地土喜多長左衛門	安楽川村地土奥四郎右衛門・奥孫四郎、安楽見村地土喜多長左衛門	高野寺領安楽見村喜多長左衛門	喜多長左衛門、山本角左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	稲垣平二郎		稲垣平四郎	喜多長左衛門
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状		状	状

ケ-223	ケ-221	ケ-219	ケ-212	ケ-226	ケ-222	カ-145-8	ケ-228	ケ-213	ケ-229	ケ-231	ア-25	ケ-232	ケ-217
〔年頭御目見病氣等で急引の節の連絡につき仰の旨申遣さる申合一札〕 *御用、封紙に安政二卯十二月ニ来ルと有、勘定奉行案↓ 勘定吟味役・金沢↓河口↓稲垣↓喜多	〔来年頭御礼日申遣一札〕	〔年頭御礼罷出度者書付差出す旨一札〕	〔来年頭御礼筋書付早々差出す旨各々へ申遣旨一札〕	*〔封紙上書〕「安楽見村喜多長左衛門様 稲垣平四郎、河口↓稲垣↓喜多」	〔来年頭御礼罷出度者書付差出す旨一札〕	〔来年頭御礼に罷出度願書差出旨并雛型一札〕	〔来年頭御礼罷出度旨書付差出旨申越を申遣一札〕	〔年頭御礼罷出度者書付差出す旨一札(附雛型)〕	〔自分が那賀代官助仰付られた旨申遣一札〕	〔桜井忠次郎病死の旨申遣一札〕	*〔こより〕 *〔こより書付〕「桜井忠次郎病死申来」、元ケ231のコヨリか	〔先祖より伝来の拝領品等を書付差出す旨命じ一札〕	〔殿様御帰国の旨勘定奉行衆より申越を申遣一札〕
	*3日	*御用	*御用		*御用		*下部変色破損	*御用		*御用、(端裏書)「多喜」		*急御用、別紙同封	*御用、3ノ27発・4ノ16着、東海道美濃路
政2年か) ①12月20日/②12月15日/③12月5日(安)	12月19日	11月23日	11月20日	10日 ①11月15日/②11月	11月13日	11月10日	11月9日	11月9日	(文政元年か)8月6日	10月7日		9月27日	3月11日
①稲垣平四郎/②河口吉郎右衛門/③金沢弥右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	①稲垣平四郎/②河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門		河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門
①喜多長左衛門/②平四郎/③河口吉郎右衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	①喜多長左衛門/②稲垣平四郎	安楽見村地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門		安楽見村喜多長左衛門	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	こより	封紙包状	封紙包状

カ-145-19	カ-145-10	カ-143-2	カ-145-16	カ-145-7-2	エ-388-6-1	カ-135-3	ウ-39	ケ-224	ケ-230	ケ-225	ケ-215	ケ-214	ケ-216
〔殿様江戸御発駕・着城日等を知らせる一札〕 *御用、当22日は延引当27日発4/15着	〔殿様御帰国道筋にて悴召連御目見仕度願ひ開濟の旨申越一札〕 *御用、山口辺之間ニ而	〔当春御帰国の節山口御止宿につき同所罷出べき旨并日程を知らせる一札〕 *山口御殿、3/21発・4/6着、山口御止宿翌日発輿時御殿少々難御通り筋へ罷出候答、着座日は罷出に及ず	〔当春参府につき御発輿日仰出の旨申越一札〕 *御用、2/22日	〔明日年頭御礼罷出の掬刻限申渡一札〕 *六ツ半時揃候答	〔公方様思召にて中将様御忌解旨勘定奉行衆より申越の旨申遣〕 *封紙上書「寺領荒川庄奥四郎右衛門殿 御用早々」「坂井忠次郎」	〔那賀郡寺領分の村名・旧記はか調べ委細認差出べき旨一札〕 *〔端裏書〕「那賀郡内寺領分村名神社仏閣伽藍等縁起 旧記名所古跡相調へ候様申来 小坂九郎左衛門」	〔御目見御礼送并町役人への文書へ村方役判を願う書状〕 *〔封紙上書〕「安楽見村喜多長左衛門様 粉川や長右衛門」「若山」	〔年頭御礼日につき申遣伝え一札〕 *〔封紙上書〕「喜多長左衛門様 御用 稲垣平四郎」、3日、勘定吟味役衆・原田↓代官、河口↓稲垣↓喜多	〔別紙年頭御礼日割り等申来旨を申遣一札〕 *〔封紙上書〕「高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門殿」「河口吉郎右衛門」、野間↓河口↓喜多	〔年頭御礼申上日揃時間申来る旨申伝一札〕 *御用、勘定吟味役中・野間↓河口↓地土□□・稲垣↓喜多	〔来年頭御礼日申遣一札〕 *御用、正月3日	〔来年頭御礼日申遣一札〕 *御用、正月3日	〔来年頭御礼日申遣一札〕 *御用、(端裏書)「田中」、3日
4月3日	4月3日	2月25日	2月11日	正月14日	①3月19日/②(触本文)3月17日	5月24日	6月19日	27日 ①12月29日/②12月29日/③12月27日	12月25日	①12月29日/②12月27日/③12月27日	12月24日	12月23日	12月21日
鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	①坂井忠次郎	小坂九郎左衛門	小かわ屋長右衛門(印)	幸三郎 ①(稲垣平四郎)/②原田	①河口吉郎右衛門/②野間久左衛門	①稲垣平四郎/②河口吉郎右衛門/③野間久左衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門	河口吉郎右衛門
安楽見村地土喜多長左衛門	寺領安楽見村地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	寺領地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	①奥四郎右衛門、奥四郎兵衛、喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	①(喜多長左衛門)/②河口吉郎右衛門	①喜多長左衛門/②河口吉郎右衛門	①喜多長左衛門/②地土□□、(平四郎)/③河口吉郎右衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	安楽見村地土喜多長左衛門	田中組喜多長左衛門
封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	状	封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状

ウ-48	ウ-49	エ-380-2	イ-317	ケ-84	ケ-85	カ-145-18	カ-145-11	カ-145-7-1	カ-145-7	カ-145-9	カ-145-20	カ-145-17	カ-145-15
〔年頭御礼日割申渡一札〕 *正15、吟味役中より申来	〔御参府につき御発興・着府日勘定奉行衆より仰出を伝える一札〕	〔来年頭御礼日割を伝える書状〕 *15日は代官所誤にて3日に罷出る旨付箋貼付	〔胡乱者改へ水戸藩家来見張・召捕の旨達し写〕 *内容三件あり	〔明日御目見仰付申通し達一札〕 *明15日明六ツを御門ニ而開程に罷出旨	〔御目見日知らせ御通し旨申越一札〕 *来7日	〔来年頭御礼罷出日勘定吟味役中より申来旨申越一札〕 *御用急、15日、御用人中↓勘定吟味役中↓鈴木↓喜多	〔来年頭御礼日并揃時刻申遣一札〕 *3日	〔来年頭御礼出日吟味役中より申来旨申越一札〕 *(端裏書)「三人」、正15、御用人衆↓吟味役中↓鈴木↓喜多用急キ」「封紙上書」「寺領地土喜多長左衛門殿 御用急キ」「鈴木理兵衛 十二月廿七日」	〔来年頭御礼に忝召連罷出度願い御聞濟の旨を伝える一札〕 *御用、御勘定奉行衆お聞濟、忝同苗右京	〔年頭御礼日元々正月三日が十五日に変わった件につき委細書付差出す旨一札〕 *御用、喜多から三日に戻してほしい旨願書出に対する一札	〔来酉年頭御礼罷出度者書付差出す旨相達一札〕 *急御用	〔来年頭御礼罷出度者書付差出す旨勘定奉行衆より申来旨申達一札〕	
12月28日	2月13日	12月26日	①3月20日/②3月25日/③3月27日	正月14日	正月5日	12月27日	12月27日	12月26日		(文化3年か)12月20日/封紙は12月28日	12月13日	(申)12月11日	10月24日
中嶋雄 ⁽²⁾ 左衛門	中嶋雄 ⁽²⁾ 左衛門	北村伊太夫	①②③立石弁太夫	鈴木養敬老、野沢治太夫	鈴木養蒙老、野沢治太夫	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛		鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛	鈴木理兵衛
高野領地土喜多長左衛門	喜多長左衛門	土岐主税	①青山五左衛門/②伊都・那賀・名草・海士御代官中/③口六郡御代官中	喜多長左衛門	喜多長左衛門	寺領地土喜多長左衛門	左衛門、喜多右京	喜多長左衛門		寺領安良見村喜多長左衛門	高野領安楽見村にて喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
封紙包状	状	状	縦綴	状	状	封紙包状	封紙包状	状		封紙包状	封紙包状	封紙包状	状

ア-199	ア-204	ア-205	キ-92	ア-209	ア-208	ア-206	ア-210	ア-203	ア-202	イ-280	カ-145-25	カ-143-1	カ-135-17	
当時御役人姓名記(紀州藩)	若山表指出シ候願書控 *年頭御礼関係多い、最後は隠居届	殿様御目見控帳	若山御家中年頭御礼式 *虫損変色扱注意	中納言様江御目見控	中納言様江御目見家中廻り帳	中納言様江御目見江家中廻り帳	御目見家中廻り帳	御目見家中廻り名付帳	御目見家中廻り控	〔来年頭御礼へ罷出度旨書付差上旨申越伝える一札〕 *一部変色、急御用 田中組より直可届	口上(大御能拜見の節中入後拜見仕度旨) *離型か(カ14515と同形式なので、先達は中入迄拜見したので)	〔年頭御出不被成旨お申越の趣承知の旨一札〕	〔喜多長左衛門・右京年頭御礼日御用人中より申来につき申遣一札〕 *急御用・田中組より直届ケ、3日、御用人中↓勘定吟味役中・前田↓湯川↓喜多	
嘉永5子年4月改	文化3年丙寅3月吉日(同11年3月)	安永5丙申年10月15日	寛延4未年正月吉日	元禄13庚辰年2月15日	元禄13庚辰年2月15日	元禄13庚辰年2月15日	元禄9子年2月朔日	元禄9子年2月朔日	元禄9子年2月朔日	11月28日 ⁽²⁾	9月	正月2日	①②12月26日	
	(高野領安良見村地土喜多長左衛門)	喜多長左衛門忠義								若林弥兵衛	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	南二郎兵衛 ^(幸) ⁽²⁾	①湯川八左衛門②前田吉之右衛門	
										(寺領安良見村)喜多長左衛門	御代官所	喜多長左衛門	①寺領あらみ村地土喜多長左衛門②湯川八左衛門	
横帳	横半帳	横半帳	横帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	横半帳	封紙包状	状	状	封紙包状

コ-26	ケ-86	カ-147	カ-146	カ-145-27	カ-145-23	ア-28-10	カ-145-1	エ-376 -5-9	カ-135-14	エ-380-3	カ-3	ア-201	ア-200
御領内地土姓名所書 *伊都郡から田丸領迄あり	〔御勘定奉行・吟味役・那賀代官名前任所書付〕	②〔奉行・吟味役名前任所覚書〕 *東ね一括の内	〔勘定奉行・同吟味役名前覚書〕	〔掛り人名并住所覚書付〕 *児玉仁右衛門・南雲作兵衛	〔勘定奉行・同吟味役・那賀代官名前任所覚書〕	〔別紙仰付差遣・明朝迄に書付を出す旨伝える一札〕 *内容は不明	〔川上之四人之牢人衆来年御帰城の際は談合いたし埒明度旨につき一札〕 *真中折目虫損、古い、(端裏書)「官九郎太様」「布さ佐五右衛門」、美濃判	〔地土指物につき御書物方より申参を伝える書状〕 *〔端裏書〕「口六郡兩熊野 御代官」、独礼格・小十人格・御勘定奉行直支配隅田六十人は指物着用、平地土は指物無	奉願口上(前大納言様御位階御祝儀大御能拝見願書雛型)	〔銀匁穿鑿したが無き事につき書状〕 *追伸部分別紙、(端裏書)「アラソい」	就切支丹宗門御改一札之事(手形) *訂正あり、写	御順見御道筋下見控	若山御家中年頭御礼式
		②(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	11月22日	霜月20日	閏6月	正月9日	4月9日	弘化3年午3月		(近世)
							□(花)		高野寺領何村地土何之誰	木村清助	木村清兵衛	喜多長左衛門	喜多
										喜多長左衛門	御勘定奉行所		
横帳	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	横半帳	横帳

III 1 b 地土(高野山関係)

イ-535	〔紺地金日丸旗〕 *布製、左上破損欠、六十人者互力仰付時の軍用指物か			旗
ケ-59	御能組(演目と出演者一覽)			状
ケ-58	能組(演目一覽)	戊午9月26日	日吉権太夫	状

b 地土(高野山関係)

一 般

イ-344	【封紙包一括3通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「あら見喜多長左衛門殿 お返事 正智院納所」									
エ-213	壇上焼失之節夜番通夫之写(大塔・金堂・御社・燈堂) *喜多長左衛門始大家の名前あり	(天保14年か)		横折状						
ア-233-4	〔金封〕 *「一樽料 金三百疋」			金封						
ア-233-3	〔金封〕 *「下料 金千貳百疋」			金封						
ア-233-2	〔上り下り掛り金書上〕 *惣ノ25貫46文			状						
ア-233-1	兩御門主御(領)碩学江御礼廻り手札 *表「安良見村地土喜多長左衛門、同新才之進、同西惣左衛門、同西重大夫」			状						
ア-233	【こよりにて束ね一括4通】↓詳細以下へ *(こより端書)「文政二卯正月 江戸行ノ節為御礼被下之」									
ア-1	胡乱者改役之事 *仕事で行う事・守る事	寛政7年卯2月	年預代(印)	状						
ア-329	中間算用(人足掛) *破損大扱注意、米・のり・酒代他、善田・野田原・細野村	正徳3年巳ノ5月		縦帳						

III 1 b 地土(高野山関係)

エ- 377-9	覚(船賃につき) *桑名一宮	12月15日	桑名御定宿銭屋又右衛門 (印)		状
エ- 377-2	覚(弁当代受取)	12月15日	桑名宿銭屋又右衛門(印)		状
エ- 377-10	覚(旅籠代受取) *江州	酉12月13日	草津宿池田屋新七(印)	上	状
エ- 377-4	[印鑑]	文久元年酉12月	紀州高野山学侶方年預坊 役所(印)		封紙包状
エ- 377-12	[御用につき至急登山命じる差紙] *差紙、参府御用之節書附、委曲湯浅利兵衛より承旨 *黒印あり	日 (文久元年)酉12月5	年預代(印)	喜多順祐	封紙包状
エ- 377	【封紙包12点】↓詳細以下へ *(封紙上書)「文久元酉12月日 参府御用相動候路用勘定控」				
ア- 318	人足賃銭帳	文久元年酉12月日	喜多淳祐大乘院役所(印)		横半帳
ア- 317	人馬賃銭帳	文久元年酉12月	東海道伊勢路下里紀州花 王院役人喜多淳祐(印)		横半帳
エ- 9-1	旨) 触状之事(北長左衛門組下並申付・同列夫役筋許容の旨申渡した *(封紙上書)「触状」	弘化4年未正月吉日	正智院代官(印)	荒見組下中	封紙包状
ウ- 2-5	申渡許状之事(夫役筋免除許状) *家柄帯刀の格式故	弘化4年丁未正月吉日	正智院代官(印)	北長左衛門	封紙包状
イ- 339	[源助拝借金返納の件につき差紙] *封紙破損あり	正月25日	正智院代官(印)	喜多長左衛門、九左衛門	封紙包状
イ- 344-3	[源助より差入候質物相御返弁の旨書添状] *破損大、品数多く我等預	弘化3年丙午12月	加判人紋重郎(印)、組庄 屋富右衛門(印)	喜多長左衛門	状
イ- 344-2	[源助拝借筋一件につき書状] *破損大、一部欠損	7月26日	正智院納所	喜多長左衛門	状
イ- 344-1	[源助庄屋退役・跡役の事につき尚々書] *上部破損、イ34412の尚々か				状

イ-270	キ-35	キ-34	イ-466-3	イ-466-2	イ-466-1	ア-333	エ-377-11	エ-377-8	エ-377-5	エ-377-1	エ-377-6	エ-377-3	エ-377-7
〔地士組頭仰付られ達組下へ早々廻達の旨一札〕	①褒賞(浪士乱妨の砌神妙の勤め奇特につき) ②〔金巻両巻朱目録〕 *封紙上書「褒賞」 「天誅組浪士乱妨之節御褒賞」、②は小型	①褒賞(浪士乱妨の砌忠節はげみにつき) ②〔銀式枚目録〕 *封紙上書「褒賞」	〔九月廿五廿六日の覚〕 *イ466-1に挟込	〔天誅組五条代官所攻入り他につき覚書〕 *イ466-1に挟込	文久三亥八月天誅組一揆ニ付高野山騒動并諸藩出陣風説聞取書 *挟込文書2点あり↓以下へ	時服料(金封) *金式千疋、江戸参府御用相務につき御年預集議中より附儀として頂戴	〔土山・坂下宿頼人書付〕	出府意得棟(道中注意事項) *道中用心すべき旨ほか	〔旅費書付〕	〔旅費書付〕 *12/10御山発足	覚(宿泊費請取)	覚(代金受取)	覚(代金受取)
元治元年子10月	①文久3年亥11月	①文久3年亥11月	(9月25日・26日)	(8月17日・22日)	文久3年	(文久2年戌正月)					12月29日	12月29日	12月28日
(年預坊)	①②年預坊(印)	①②年預坊(印)									伊豆屋太兵衛(印)	伊勢屋八十八(印)	永瀬吉兵衛(印)
衛次右衛門、長谷村小藏佐五郎	①喜多淳助										紀州御山役人	上	上
状	封紙・包封状	封紙・包封状	状	状	縦帳	一紙	状	状	重折状	状	状	状	状

III 1 b 地士(高野山関係)

イ-348	ケ-204	ア-322-1	イ-305	ウ-2-7	ウ-2-4	ウ-2-1	ウ-2-3	ウ-27-18	イ-463	ウ-2-10-6	ウ-2-10-5	ウ-2-10-2	イ-269
〔上京し花王院と内談すべき旨書状〕	〔御上様病気につき登山診察願書状〕	〔明日鉄砲正智院へ持参し請取手形取る旨一札〕 *破損大、(封紙上書)「□□物家之□□可相成書物等也」	〔御用につき明日登山(出庁)すべき旨差紙〕 *至急用、堺県出張之節指紙	褒賞(十津川郷中一件出張等出精)	許状(永苗字帯刀免許)	覚(地士御用につき定)	許状(鬩斗目着用免許)	〔安楽川村他各々出金書上〕 平野、津田、興山寺、湯浅、喜多ほか、イ463参照	〔御進発につき上納金差上覚〕 *変色、ウ2718参照	覚(御進発献金受取状)	覚(御進発献金受取状)	〔御衆評詰の旨通達差紙〕*〔端裏書〕「御年預寂靜院十日登山候廻大樹公長州征伐御進発ニ付御用途用の郷免献金ニ付御用金被仰付候事」	廻達(非常手当てとして喜多淳介へ組頭役申付)
*折紙	*明日登山願				*北龍三		*多年御用向出精			*10両	*10両		*写
正月25日	正月15日	辰ノ9月30日	(明治2巳年)11月2日	明治2年巳6月	慶応4年辰6月	慶応4年辰4月	慶応2年寅12月	(近世末)	丑5月	慶応元年丑閏5月	丑閏5月10日(慶応元年か)	元治2丑年閏5月朔日	子10月
長観(花)	正智院凌空(花)、西南院	鉄砲役奉行不動院(印)、同長仙院(印)	総宰庁両役者(印)	高野山総宰庁(印)	年預坊(印)	年預坊(印)	年預坊(印)			年預坊(印)	年預代(印)	年預代(印)	年預代
喜多長左衛門	阿楽見村喜多長右衛門	衛門 安良見村正智院御下長左	安楽見村喜多純助	北孫助	喜多孫助		安楽美村喜多長左衛門			喜多長左衛門	北長左衛門	遠方田中勘右衛門・宇野元五郎、安楽見北長左衛門・湯浅新兵衛	喜多淳介、荒見村新重三郎、西重太夫、西惣左衛門・湯浅新兵衛、杉原村山本角左衛門・宮城官太夫、遠方村田中勘之丞
封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状重折	縦	状	状	状	状

ケ-239-3	カ-120-4	イ-346	イ-342	エ-389-9	ケ-250-30	ケ-250-1	ケ-250-16	イ-338	ケ-250-7	カ-123-1-2	カ-123-1-1	カ-123-1	エ-143
覚(盗賊召取其村番人も立合うべき旨申付) *国領番人駈合、行人方よりも谷之者指下	〔御用につき早々登山の旨差紙〕 *急御用差紙、明後16日4ツ時御衆評へ相詰可申	覚(若山御名代高野登山につき山内警固仰付差紙)	覚(年預坊へ登山の旨差紙) *大破損	〔白麦酢着府・山内双方争論の件并受納品お礼書状〕 *端裏上書「阿らミ喜多市太夫殿 正智院納処」	〔蜜柑購入し差登を頼む書状〕 *封紙に「金式朱在中」と有	〔餅米式斗程急ぎ入用につき早々指登願書状〕	〔此間頼の白麦到着并糯米一割半増でも承知并差登のお世話願書状〕 *今日着	〔座形筋御聞済につき書付印紙依頼書状〕 *封紙破損あり	〔約束の麦登せ頼書状〕 *当春お頼みお約束の麦2石程	〔御用につき早々登山を命じる差紙〕 *喜多氏同道にて	〔御用につき早々登山を命じる差紙〕 *富右衛門同伴にて署中見舞相兼	〔封紙包み状2点〕↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「用書 正智院納所」「安良見富右衛門殿」	〔阿州侯御立寄り定にて頼事有り登山願書状〕
卯7月28日	寅6月14日	丑9月17日	丑5月19日	10月4日(近世)	11月25日	11月13日	11月5日	10月18日	7月21日	6月7日	6月7日		4月11日
年預代(印)	年預代(印)	年預代(印)	年預代(印)	円凌	正智院納所	正智院納所	正智院代官(封印)	正智院納所	正智院内地蔵院(従高野山発)	正智院納所	正智院納所		正智院納所
北長左衛門	あら見村喜多長左衛門	安楽見村北長左衛門	安良見村喜多長左衛門	喜多市太夫	あら見村喜多長左衛門	荒見村長左衛門	安楽見村庄屋喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門	喜多淳輔	庄屋富右衛門	喜多長左衛門		荒見村北長左衛門
状	封紙包状	封紙包状	状	状	封紙包状	状	状	封紙包状	封紙包二状	状	状		封紙包状

III 1 b 地土(高野山関係)

ア-189	イ-337	イ-351	エ-388-19	ケ-250-3-2	ケ-250-3-1	ケ-250-3	イ-343	ウ-2-10-4	ウ-2-10-1	ウ-2-10-3	ウ-2-10	ケ-81-1	ケ-202
〔名所図絵改役人・絵師名書付〕 *名所図絵改役人加納兵部・神野治郎八・木村藤治、絵師菱川雪艇	覚(名所図絵再改掛役人廻村につき廻達写)	覚(京都御内使登山につき年預坊へ相詰るべき旨差紙)	覚(京都御内使登山につき年預坊へ詰める旨)	覚(京都よりの御内使登山の先供働を命じる一札) *麻裱袴羽織用意致し年預坊へ相詰旨	覚(京都よりの御内使登山の先供働を命じる一札) *麻裱袴羽織用意致し年預坊へ相詰旨	【封紙包み一括2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「差紙 年預代」「荒見村北長左衛門」	覚(御巡見筋御用につき相詰べき旨順達触)	〔金封目録〕 *10両	〔大高・米高書上覚〕 *折紙	覚(御内使登山御用ニ付高野詰ほか御用廻文写し) *破損扱注意	【封紙包10通一括】↓詳細以下へ *(封紙上書)「徴 喜多長左衛門」	〔申渡有につき当月中に相詰る旨差紙〕 *差紙	覚(御用につき登山を命じる差紙) *御用指紙、8日9ツ時迄ニ、天野より村次ニ而早々可相届也
	7月25日	6月20日	4月23日	6月3日	4月13日		4月3日			4月朔日		巳10月18日	卯10月5日
	年預代	年預代(印)	年預代(印)	年預代(印)			年預代			年預坊代		年預代(印)	年預代(印)
	荒川より慈尊院迄	荒見村北長左衛門	安楽見村北長左衛門	荒見村北長左衛門			安楽見村喜多長左衛門			安楽見村奥馬之進・同平 主膳・美・同西熊之介・同城 丞・安楽見村北津田作之 野物・美・同西熊之介・同平		安楽見村北長左衛門	あら見村喜多長左衛門
状	状	封紙包状	封紙包状	状	状		状	状	状	状		封紙包状	封紙包状

シー4	コ-66	ケ-250-2	ア-220-10	イ-459	イ-459	イ-459	ア-174	ウ-27-13	コ-3	ア-211	ケ-203	ケ-239-2	ケ-239-1
〔大坂にて切手作成一件書付〕 六兵衛へ頼・最後は切手役人へ頼、居切手・川口切手	道中入用記 *若山〱沼島〱岡崎持明院〱淡州由良〱若山〱大坂〱あらみ〱高野〱三日市〱大坂〱加太〱徳島(郡代官所へ)〱若山、シ4参照	〔差登頼みし綿入・陣笠等の荷物不着の趣につき聞合せ返答書状〕 *問合た処新兵衛公より正智院様御納所へ預置呉候様子	金剛院留守居殿へ不埒ニ付紛失之品嘉兵衛口書 吟味取戻し其節之控	②通切手(一括) *20点、内印有11点・印無9点	①〔通切手送り状〕 *今9日夜8時鷲尾殿五条役所へ御越し：	【包紙包21点一括】↓詳細以下*〔包紙上書〕「高野山学侶印鑑 安楽見村地士北長左衛門 家来佐五郎・八五郎」	覚(使者喜多長左衛門通行手形) *〔封紙上書〕「高野山学侶年預坊役人」、御城下持明院へ向渡海、コ66・シ4参照	〔金封〕 *金500疋	〔差紙封紙〕 *中身欠	〔御集儀につき相詰るべき旨差紙〕 *来26日	覚(御用につき登山を命じる差紙) *差紙着次第早々	覚(夜番日限再確認一札) *〔端裏上書〕「用書 年預代 北長左衛門江」、12日に	覚(壇上勸学院夜番勤日申渡) *〔端裏書〕「用書」、右日限7ツ時迄に登山普門院へ届出旨
	(9月15日〱11月末・近世)	9月8日	(辰年9月〱巳年7月頃)		正月9日		亥9月12日	(近世)		極月23日	10月26日	閏9月8日	閏9月6日
		荒見村村上元亮		(印) 高野山学侶年預坊役所	孫助		(印) 高野山学侶年預坊役人	年預坊	年預代	年預代(印)	年預代(印)	年預代	年預代
		高野山ニ而喜多淳介			父君		河州川々御番所		安楽見村北長左衛門	北源之丞	安楽見村地士喜多長左衛門	山本角左衛門・喜多長左衛門・新才之進	(宇野幸郎・森岡兵左衛門・山本角左衛門・喜多長左衛門)・新才之進・西惣左衛門
縦	横	封筒入状	横半帳	状	状		封紙包状	封紙	封紙	状	封紙包状	状	状

III 1 b 地土(高野山関係)

ウ-3-4	イ-257	ケ-78	イ-380	ケ-250-4	カ-43	タ-12-4	ア-193	エ-34	ク-10	キ-30	キ-29	キ-97	
乍恐奉願口上覚(年頭御礼席順につき)	乍恐奉願口上覚(年頭御礼席順先規通願) *(端裏書)「嘉永酉年御願申上候享」	奉願口上覚(御礼申上時の席元に戻し願) *ケ51・ケ77とはぼ同	乍恐奉願口上覚(御年預御用并年頭御礼の節上席願) *此度御免之地土共より上席願	覚(調月山論に付和歌山罷越苦勞仕にて金子下され受取) *破損大	口上書(喜多長左衛門風邪にて分家善三郎代役願) *案か、虫損・変色劣化一部あり、訂正あり	〔粉川寺にて大納言様へ申上候一件ほかにつき書状〕	御忌節覚書控(三站警固ほか) *胡乱者改の名前書付あり	御巡見(役人名等書付け)	山内非常之節手当株 <small>(之か)</small> 覚 *旗印や袖印の略図も有	乍恐奉願一通(柿・みかん等売人橋本町馬借問屋より口銭仰せ付られ難波の旨) *キ29と同じ事に付	乍恐奉願口上覚(青物売買人橋本町伝馬所にて口銭仰付られ難波の旨) *当春老荷に二分宛口銭取候様申出られ	印鑑	
嘉永4年亥12月	西正月(嘉永2年)	嘉永元年申12月	文政8年酉正月	(年号月日とあり)	月日(近世)	7 <small>(乙)</small> ノ27日		正徳2年12月乙未4月・享保2年12月未4日・延享3年12月16日・天明8年申7月 丙寅12月・庚辰12月・天明8年申7月	(近世後期)		(天保13年以降)		
喜多長左衛門(印)、同淳介(印)	安良見村地土喜多長左衛門、新才之進、西重太夫、西惣左衛門	高野寺領安良見村地土喜多長左衛門	安良見村地土(西重太夫(印)、喜多長左衛門(印)、新才之進(印)、西惣左衛門(印)、杉原村地土山本角左衛門(印))	喜多如閑	西惣左衛門、新才之進	遍照光院(花)			(高野山内)	惣代 (安楽見村新田)山手百姓	役所 (印)・紀州高野山学侶方 麻生津青物商人惣代喜多浦村藤四郎・横谷村定右衛門・中村伝兵衛、北浦村庄屋善治郎、中村庄屋嘉右衛門、横谷村庄屋定之丞	御総分様御使者金那院	
御年預代	御年預代		年預代	御役人中		平四郎右衛門、喜多長左衛門、奥九太夫							
状	状	状	状	状	状	折紙	横帳	横折状	縦	状	状	状	

年頭お礼席順替願い

キ-87	キ-16	キ-15	キ-10	キ-5	キ-14	キ-39	キ-38	キ-24	キ-13	キ-12	キ-41	キ-40	キ-37
乍恐奉願口上覚(年頭御礼等の節此度御免地士共より我々上席に仰付願) *訂正多	〔お礼席順旧に戻し願・附由緒抜書〕	〔お礼席順旧に戻し願・附由緒抜書〕	喜多家由緒略記(年頭御礼の席順旧にお戻し願い一件につき) *下書か、訂正多	奉願内存書(由緒書添え年頭お礼の席順旧へお戻し願) *由緒書あり	〔年頭お礼席順替えにつき御用仰せ付願・附由緒抜書〕	乍恐奉願口上(年頭御礼席順旧にお戻し願) *訂正あり	乍恐奉願口上(年頭御礼席順旧にお戻し願) *訂正あり	奉願口上覚(お目見えのことにつき) *文化4年から53年後とすれば万延元(安政7)年作成だが	内存書(由緒書添え年頭お礼の席順旧へお戻し願い) *詳細キ12に同	内存書(由緒書添え年頭お礼の席順旧へお戻し願) *嘉永元・安政5の席次替に付、最終が安政5年5月で、その翌年正月以降お断り申上候御事	乍恐奉願口上(年頭御礼御目見席次旧にお戻し願) *キ40とほぼ同	乍恐以書附奉願口上(年頭御礼御目見席次旧にお戻し願) *(端裏書)「内存書一冊相添年預智莊殿院年預代智社院様へ指出書附之写」、去安政六未正月御願申上候通	乍恐奉願口上(年頭御礼席順旧にお戻し願)
年号月日			(嘉永2年以降)	(寛政以降)	寅9月	(安政6年未正月日か)	(安政6年未正月日か)	(文化4年以降)	(安政6年か)	(安政6年か)	万延元年申11月日	万延元年申11月	安政6年未正月日
安楽見村地士西才太夫・喜多長左衛門・新才之進・西惣左衛門・杉原村地士・当時山本角右衛門			(喜多長左衛門)	喜多長左衛門	高野領荒見村地士喜多長左衛門			(喜多)	荒見村地士喜多淳介	荒見村地士喜多淳介	喜多淳介	喜多淳介	願人安良見村地士喜多淳介
年預代											年預代	年預代	年預代
縦	帳	帳	帳	帳	帳	状	状	状	帳	帳	状	状	状

III 1 b 地土(高野山関係)

ケ-236-9	エ-26	タ-3	イ-345	カ-59	キ-58	ア-23-9	ア-23-7	ウ-5-9
覚(今般一山協和につき学侶各院預の百姓惣分領百姓と一円に致事につき)	〔寺院僧侶に関し心得べき旨達し写〕 〔寺院僧侶に關し心得べき旨達し写〕	覚(此度高野御吟味により御修理料は公儀御支配に相成公儀直納等の旨) *変色劣化・破損、三千石	〔登山・葉受取礼状〕	遍照尊院與 ^カ *一部変色劣化	〔正徳五年学侶方より訴出一件につき行人方は秘法之勅行の執行を禁ずる旨一札写〕 *如此学侶方へ被為下候写	口上(院の来歴につき)	遺状之事(死後の事につき) *当流地蔵院并兼学他流共	差上申一札之事(修理一件誤申上た旨御容免につき連印請書) *虫損、写
	未11月14日	酉ノ8月	12月17日	延享2丑年閏極月日	享保2丁酉年9月23日	4月21日	正徳6丙申年卯月5日	元禄14年辛巳3月
総宰庁	①高野出庁②荒見村役人		清浄心院内照円	遍照尊院納処	右近江、土伊予、松対馬	藤亀山金剛院(印)	照岩(花)	高野山行人方組頭西明院・赤松院・本願院・金光院・康治寺院・宝積院
院主坊	①村々役人并寺院共②遠方村(印)、杉原村(印)、勝神村(印)御役人中		喜多長左衛門		高野山行人中		圭浄三応、圭照西金 ^カ	寺社御奉行
横折	縦	状	封紙包状	状	状	状	状	状

高野山

カ-10	ケ-77	ケ-51	キ-107
六十人仲間内存書付之事(新田地土の扱い違い不服につき各郡意見纏める旨) *古くからの地土はのし目不許可(新地土は許可)や他行時の道具持ち等、訴出か	奉願口上覚(御礼申上時の席元に戻し願) *ケ51とほぼ同	奉願口上覚(御礼申上時の席を元に戻し願) *元は(同じ)六十五人者だが紀州藩領地土は勅功等でお取立有り我々は無く段々末席に成	奉願口上覚(御礼席順戻し并古き六十人も諸御用仰付願い) *下書、少し長文
戊正月		(寛政以降)	
六郡仲間中		(喜多)	
状	状	状	状

タ-9	野山元禄記 下(高野山行人方一件始末文書の写)	(元禄6年11月28日 が最後)	(蔵書印…「又新堂」)		縦 帳
タ-8	野山元禄記 中(高野山行人方一件に関する文書の写)	(貞享4年4月18日)	(蔵書印…「又新堂」)		縦 帳
タ-7	野山元禄記 上(高野山行人方一件に関する諸文書の写)	(慶安2・貞享3・寛文5年ほか)	(蔵書印…「又新堂」)		縦 帳
コ-51	金剛院市売帳	明治6年3月8日			横 帳

明治初期

イ-461	〔郷士并人別改ニ付認書控(五条県よりの達で)〕 *破損、2通認高野山と五条県へ	明治33年7月2日	荒見村旧神宮北長左衛門、荒見村地土新重三郎清原武近(印)、同西重太夫清原忠良(印)、同西惣左衛門清原忠利(印)、西伴介清原忠成(印)	(五条県)高野山)	縦 綴
エ-220	〔北龍三家経歴書き写〕 *荒見村帯刀人、北長左衛門家分家、一部変色	明治4年未正月	(高野山寺務役所)	(五条県)	状
ケ-48	〔村内地土帯刀人書上〕 *地土…山本角右衛門・山本豊之進・宮城貫治、帯刀人…蓬台小四郎・額田清次郎	明治5年申4月	(那賀郡荒川組杉原村)年寄蓬台貞蔵(印)・宮城貫治(印)、庄屋山本豊之進(印)	荒川組郷役所	縦 帳
エ-177	〔杉原村内地土帯刀人につき書上げ〕 *2丁	明治5年申4月	右村年寄蓬台貞蔵(印)、同宮城貫治(印)、庄屋山本豊之進(印)	荒川組郷役所	縦 綴
エ-311	那賀郡荒見組荒見村地土(姓名書上) *北・北・新・西・西・湯浅の計6家	(近代初頭)			状
ケ-49	四御代官配下村分写(各々の村名書上) *「四冊合帳」、①東根院②報恩院③成就院④無量光院	明治2年巳9月28日	安良見村庄屋許		縦 帳
エ-376-5-3	〔当院敷地面積改め図面書にして至急罷出る旨差紙〕	明治33年10月18日	宝性院代官(印)	荒見村北氏長左衛門	封紙包状
コ-102	宝性院様御敷地改帳 差上候写	明治33年11月1日	安楽見村喜多長左衛門		縦 帳

その他

イ-370	ア-178	イ-369	エ-387-21	ア-212-5	イ-371	イ-402	イ-400	イ-399	イ-316	ア-117-7	イ-320	カ-67
〔中国浪士水井精一・山本誠一郎切腹等につき覚書写〕	前代未聞之珍事(桜田門外の変につき) *「彦根様御届ケ書」写あり	〔幕末状況写(宰相様御養君・異国船渡来・尾張水戸様蟄居等)〕	〔京都御国固め大坂天保山ほか守護大名書上〕 *「嘉永七寅九月十八日より出張」とあり	〔富腰銭屋五兵衛欠所お仕置一件書付〕 *加州様御領分、毒薬にて漁師殺・異国へ取引致居等、一類一門者不残仕置143人	長崎珍事(高島秋帆逮捕一件)	〔大塩平八郎の乱子細覚書〕	大坂表大火次第(大塩平八郎乱覚書)	大塩平八郎一味同心之人数	遠聞惣案内相勤候日並記(御巡見様寺領惣案内一件)	遠聞諸色覚書(松平惣兵衛様五畿内筋巡見につき) *御使番松平惣兵衛(千五百石)、御小姓筆役中根半平(千石)、御書院加番御進物番山岡伝十郎(七百石)、喜多は山岡様の寺領惣案内役	〔田沼意知殿中殺傷事件佐野善左衛門政言口上書付写〕	知行取衆姓名分限色葉寄 百石以上之分 *少し小型、表・裏表紙変色破損
日) (元治甲子年2月26日)	(万延元年3月3日の件)	7月3日から(安政5年夏)	(嘉永7年9月18日)	嘉永6年丑年	天保14年卯3月中旬	録) (天保8年2月の記)	録) (天保8年2月の記)	録) (天保8年2月の記)	天明8年申從6月朔日7月11日迄	天明8年申6月27日より7月9日迄	天明4年辰3月24日 4月日	宝曆七丁丑年
									山本角左衛門(印)	杉原山本角左衛門(印)		
状	状	状	状	状	状	状	状	状	縦帳	横帳	縦帳	横帳

オ-6-12	西勘定(貸銀・講銀等書付) *朱筆あり	従天保9戊年			横帳
オ-6	【袋入一括35点】↓詳細以下へ *(袋上書)「西惣左衛門 諸勘定書入」				
イ-308	取替シ申手形之事(両家算用差引出入済証文) *△	享保10年巳2月吉日	西惣左衛門(印)、喜多長左衛門(印)		封紙包状
ウ-23	乍恐奉願上口上(大川涌頭退役願い) *(端裏書)「安良見井夫頭西惣左衛門退役願書」△	2月25日	西惣左衛門(印)	年預代	状
イ-372	〔西惣左衛門隠居願下書〕				状
イ-374	乍恐内存奉願上口書(悴へ家名譲并困窮につき拝借金願) *破損・変色あり	嘉永元年申9月	西惣左衛門	遍照尊院様御納所	状
イ-373	乍恐奉願口上覚(隠居願) *上部破損	嘉永元年申9月	安良見村西惣左衛門	遍照尊院様御納所	状
ウ-95-7	奉願上口上(西惣左衛門死跡家名地土共相統世話の件につき)	天保10年亥正月	安良見村親類惣代喜多長左衛門(印)	遍照尊院様御納所	封紙包状
ア-316	勘録帳(職務につき) *中飯・高野泊り等	(近世)	西宗左衛門		竖帳
コ-246	〔西惣左衛門先祖覚書〕		紀州那賀郡荒見村地土西惣左衛門清原忠利		状
イ-93	譲り渡シ申家屋敷并田地之事 *(端裏書)「狭間勝五郎」△	宝永6丑年極月16日	譲り主西惣右衛門後家(四印)、遍照尊院庄や西善衛門(印)証人喜多長右	庄右衛門	状
c 西家					
エ-69	〔断簡〕		詰役人三島仙次郎		横折状
コ-7	二ノ手(各人別家来数書上)				横帳

ア-259-2	ア-259-2	キ-83	キ-80	オ-6-31	オ-6-30	ケ-82	オ-6-21	カ-48	オ-6-32	オ-6-29	オ-6-10	オ-6-13	オ-6-2
①借用申銀子之事(田地質入) *銀2貫目	借用申銀子之事(↓内容4件あり、詳細以下へ) *(端裏書)「西惣左衛門より田中元之進中幸江指入有之手形之写 嘉永六丑十二月喜多加判」	借用申銀子之事 *(端裏書)「『猪垣江遣シ借用ノ積り出来不申』嘉永二西十二月 惣左衛門山畑指入一札之写」、印抹消	借用銀子之事 *下書、訂正あり	借用申銀子之事 *写	借用手形之事(米) *△	指入申書付之事(蔽地預につき) *封紙上書「手形 老通 竹屋友治郎同勘兵衛」	覚(惣左衛門勘定書) *元利△	指上申一札之事(不行状退身仰付のところ一年間このままお指置願) *西惣左衛門詫状	〔惣左衛門田地畝高番附〕 *656・634・657番	惣左衛門米代勘定・重次郎勘定 *2丁一綴	〔惣左衛門借り銀等書上覚〕	遠忠分覚(西惣左衛門頼母子筋済につき)	西ノ勘定帳 *返済の為の講のものか
嘉永6丑年12月		嘉永2年西極月	天保14年卯12月	天保14年丑12月	天保6年末12月	天保11年子正月	未ノ12月23日	天保10年亥2月	(近世)	(近世)	(近世)	戌ノ12月24日	(近世・西11月ほか)
本人西宗左衛門、証人喜多長左衛門、太夫庄屋五郎右衛門(奥書) 遍照尊院代官		本人西惣左衛門、証人喜多長左衛門(印)、(奥書) 喜多長左衛門(印)	本人西惣左衛門、引受人喜多長左衛門、田地庄屋紋十郎	本人西惣左衛門、引受人番預り喜多長左衛門	荒見村借り主西惣左衛門(印)、上丹生谷村請人喜右衛門(印)	預り主友治郎(印)・同勘兵衛(印)	重次郎	本人西惣左衛門(印)、引請人喜多長左衛門(印)				遠方忠二郎・□ ^(加) 之丞	
田中元之進		猪垣才次郎	西重太夫	兵吉(山畑兵吉)	喜多長左衛門	西惣左衛門	喜多長左衛門	遍照尊院御納所				喜多長左衛門	
	状	状	状	状	状	封紙包状	状	封紙包状	状	縦綴	横折状	状	横帳

イ-40	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「下川原証文」 「十助」	明和4年亥極月日	謀主西宗左衛門(印)、 役人惣代庄屋彦右衛門(印)、 田地主屋又左衛門(印)、 村	宇太郎	状
イ-36	永代売渡山之事	天和3癸亥年2月15日	西堂講衆中平右衛門(印)、 左五衛門(印)、猪左衛門、 衛門(印)、三右衛門(印)、理右	買主西兵四郎	状
オ-6-16	覚(惣左衛門頼母子懸銀内へ銀子受取済)	寅12月28日	藤田新次良(印)	あら見村久右衛門	状
オ-6-14	覚(西惣左衛門頼母子筋金受取)	12月23日	小玉隆藏	喜多長左衛門	状
エ-387-4	〔宗左衛門金子筋調え銀につき書状〕	12月20日(封筒は21日)	田中元之進(高野山)	荒見喜多長左衛門	封紙包状
エ-387-3	〔今日金調につき証文出来れば明日お越し願書状〕	12月28日夕	遠方田中元之進	阿らみ村喜多長左衛門	状
エ-376-3-1	〔西一件勘弁の件不都合につき御地頭へお届申上る旨伝え書状〕 * 拙方は勘弁之致方無御座候	6月18日	喜多長左衛門	木村伝右衛門	状
エ-376-3-2	〔西惣左衛門方一件勘弁納めを願う書状〕	6月14日	木村伝右衛門	北長左衛門	状
オ-6-22	覚(西惣左衛門取替筋講懸金指引)	5月21日	藤左衛門	喜多御氏	状
エ-387-1	〔宗左衛門借用金の御取計につき承度旨書状〕 * 急々返事下され度旨、追伸別紙	12月11日	田中元之進	喜多長左衛門	封紙包状
エ-387-2	借用申銀子証文之事 * 写、遍照尊院代官による聞届の旨奥書あり	(近世)	本人安榮見村西宗左衛門、 証人西重太夫、請人喜多 長左衛門、年寄、庄屋	田中元之進殿取次	状
ア-259-2	④借用申銀子之事(畑・貸家質入) * 銀2貫目	嘉永6丑年12月	安良見借用主喜多長左衛門、 同地庄屋富右衛門	杉原村幸右衛門	
ア-259-2	③借用申銀子之事(畑質入) * 銀2貫目	嘉永6丑年12月	安良見村借用主西惣左衛門、 同受人喜多長左衛門、 同地庄屋五郎右衛門	杉原村幸右衛門	
ア-259-2	②借用申銀子之事(山地質入) * 銀1貫目	嘉永6丑年極月	本人あらみ西宗左衛門、 証人同村西重太夫、受人 同村喜多長左衛門	田中元之進	

ア-194-2	キ-121	ウ-9-29	ウ-9-23	イ-287	イ-382	イ-67	ウ-3-12	ア-236-1	イ-265	オ-6-33	イ-126	キ-82	イ-183
書加(吉泰和兵衛につき) *前の西重太夫親類、有田郡角村住人	乍恐奉願上口書(上様御下金配分等御下の書付私へも披露願) *破損大扱最注意・開禁止	借用申銀子之事(質物に稲荷講親山指入) *写△	借用申銀子之事(稲荷講銀)	預り申銀子之事(住吉講銀) *源助頼母子へ指入手形加判之控	誤り申一札之事(西家所持田地の水車破損不法仕につき)	譲渡申田地之事 * (端裏書)「民三郎」	一札(西重太夫家家督分につき仰渡され覚) *破損大扱注意 金右衛門江戸から帰宅以降	一札(西十兵衛名跡相続につき)	譲り渡申田地之事 * (封紙上書)「証文 宮地惣左衛門より譲り受」	本銀返譲り証文之事(田地) * (端裏書)「惣左衛門片涌重太夫へ譲証文写」、657番△	譲り渡シ申田地之事 *△	本銀返シ譲り渡ス田地之事 *下書、上部変色△	譲り渡し申田地証文之事
	嘉永6年丑12月	安政3年辰正月	安政3年辰正月	嘉永2酉年	天保3年辰9月	宝暦10辰年12月日	(明和8年以降)	享保6年丑11月21日	嘉永3庚戌年7月日	天保5年午12月	弘化4年丁未12月	天保14年卯12月	慶応4年辰閏4月
	西十太夫	判人喜多長左衛門	講親借用主西重太夫、加判人喜多長左衛門	稲荷講親借用主西重太夫、加判人喜多長左衛門	預り主西重太夫、受人喜多長左衛門、地庄屋平次郎	久五郎(印)、兵吉(印)、儀兵衛(印)	讓主西十太夫(印)、証人庄屋又左衛門(印)、口入新才之進(印)	西十太夫	讓主西惣左衛門(印)、証人西重太夫(印)	喜多長左衛門、証人久兵衛(奥書)村役人藤左衛門	喜多長左衛門、証人久兵衛(奥書)村役人藤左衛門	喜多長左衛門、証人久兵衛(奥書)村役人藤左衛門	讓り主多聞寺(印)、証人平治郎(印)、証人勘兵衛(印)
	遍照尊院様御代官	伊兵衛	伊兵衛	住吉講御衆中	西重太夫	勘右衛門		喜多長左衛門、城方五郎、新源右衛門	喜多長左衛門	西重太夫	重助	重助	西惣左衛門
状	状	状	状	状	封紙包状	状	状	状	封紙包状	状	状	状	状

カ-104	キ-18	イ-318	d 新 家	イ-313-3	エ-391-3	エ-386-45-3	エ-264	エ-389-17-4	イ-229	イ-325-1	イ-325-2	イ-325	エ-221
〔新才之進家来歴と氏神とのかかわりにつき書付〕 *元弘・文禄私方より分家仕、遷宮の際の役割も有	南ノ由緒書写(新家につき)	口上之覚(新家先祖由緒書)		一札之事(神職仰付られ請一札) *一部破損大・取扱注意△	〔延引の手附調金次第参上する旨書状〕	〔借用筋払いの件につき相談書状〕	④約定証書(遠方村川除修繕入費割石代取立委任につき内金渡) *同綴の他3点はV2c項の明治17年にあり	〔金銭借用願一札〕 *変色劣化	譲り渡申畑之事 *〔端裏書〕「山上講譲状」	〔二越氏一件につき明日出頭の依頼文〕 *後欠、金子五千元	〔聞合のため出頭依頼書状〕 *牛瀧山雑色坊ノ周旋人	【封筒入り2通一括】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「紀ノ国ナ賀郡荒見村西伴助様 柳川清五郎」 「和泉国泉郡大沢村より 旧十一月朔日」	〔西伴助家経歴書き写〕 *荒見村帯刀人
					旧10月7日朝7時認	旧2月7日夜認(第3月26日)	明治18年8月2日	11月13日	明治3年午3月日	(近代)	旧11月朔日		明治4年未正月
	新斎之進	新斎之進		西良輔	西大助(従荒見)	西大介(同郡荒見ヨリ)	那賀郡荒見村西大助	於大和五条林平郎 ^(カ)	讓主山上講之親湯茂藤左衛門 (印)証人同講惣代佐八(印)新 (奥書)村役人湯茂代印年寄新 重三郎(印)		柳川清五郎		
				喜多長左衛門	岩出郡役所ニ而北長左衛門ノ北大君	那賀郡役所ニテ北長左衛門ノ北大君	和歌山石塚正春	那賀郡荒見郷西大助	西伴介		西伴助		(五条県)
状	豎帳	豎帳		状	封筒入紙	封筒入状	一綴の内	葉書	状	罫紙	状		豎綴

ア-81-1	檜谷・楨尾池御普 ^{〔様紙〕} □□	＊表紙のみ下半分欠損	明和□□ ^{〔様紙〕} 卯2月□□ ^{〔様紙〕}	喜多源之丞、新才之進		横 帳
ア-254	譲渡中田地之事 ＊東安良見字名西嶋田下畝町、905匁		明和7寅年極月日	讓主新才之進 ^{〔印〕} 、証人又左衛門 ^{〔印〕} 、庄屋半之進 ^{〔印〕}	源右衛門	状
カ-20	覚(水取并車致につき両家取替置一札) ＊喜多が新家屋敷岸より水取・新が喜多屋敷内地に車作旨		明和3年戊12月日	新才之進 ^{〔印〕} 、喜多源之丞 ^{〔印〕}		封紙包状
カ-50	〔檜池・楨尾池・古池等の水支配につき一札〕 新両家支配、楨尾池 全て喜多支配、古池ノ水程 全て喜多支配 ＊檜谷池 喜多・		宝曆13癸未年	喜多市太夫	喜多辰之進	縦 綴
カ-78-2	暖書替シ証文之事(両家水利異論和談につき)		享保9年辰2月日	暖中惣代西兵四郎、新源右衛門、喜多長左衛門		状
カ-70-4	覚(源右衛門垣内の東池につき別紙定置旨)		享保9年辰2月日	新源右衛門、喜多長左衛門		状
カ-70-2	暖書替シ証文之事(池水掛りの件両家異論のところ取暖和談につき) ＊(端裏朱書)「二二、檜谷池、楨尾池支配ほか		享保9年辰2月日	暖中惣代西兵四郎、新源右衛門、喜多長左衛門		状
ア-258-7	暖書替シ証文之事(両家池水論和談につき) ＊両家 新と喜多		享保9辰年2月日	暖中惣代西兵四郎 ^{〔印〕} 、新源右衛門 ^{〔印〕} 、喜多長左衛門 ^{〔印〕}		状
ア-258-4	再書替シ一札(源右衛門垣内東に池築の節互いに相談すべき旨) ＊別紙、一とほとんど同		享保9辰年2月日	新源右衛門 ^{〔印〕} 、喜多長左衛門		状
ア-258-3	再書替シ一札(源右衛門垣内東に池築の節互いに相談すべき旨) ＊別紙、一とほとんど同		享保9辰年2月日	新源右衛門、喜多長左衛門 ^{〔印〕}		状
ア-258-1	覚(源右衛門垣内東に池築節互いに相談すべき旨定置) ＊別紙		享保9辰年2月日	新源右衛門 ^{〔印〕} 、喜多長左衛門 ^{〔印〕}		状
ア-258	【封紙包15通】↓詳細以下へ ＊(封紙上書)「新源右衛門と和談暖ノ□替シ一通 又一通」					
ア-25-1	口上之覚(所持庵室につき) ＊天正年中水帳に名前有、只今無住		寅4月21日	天徳院下新才之進	年預代	状
タ-1	〔新家源介他所罷退につき跡職我々へ上越され候事につき一札〕 ＊(端裏書)「左太夫」、此度新源介方打捨他所罷退候に付		慶長6年11月19日	あらゝ新深齋(花)、御使衆□徳坊、西正善院、小田原西光院	新太夫、重助、源七郎	状

ウ-5-13	ウ-5-10	カ-27	カ-13	イ-383	カ-120-7	ウ-10	エ-138	タ-12-5	カ-26	カ-16	ウ-92-1	イ-389-5	キ-53-2
人別送り一札之事(新妹里恵縁付) *22歳	宗旨送り一札之事(新妹里恵縁付) *下書、里恵22歳・南堀江通五丁目播磨屋太兵衛方へ縁組	下作人数おぼへ	差入一札(所持田畑年貢家賃納支分金頼母子掛銀等引当)	引請申手形之事(才之進田畑水車賃入講積銀借請につき) *引請手形、山中筑後守様講積銀	引受申手形之事(新才之進山中氏講へ賃入講積銀借用につき) *講積金5貫200目借受、当寅3月より来子3月迄講掛金入	本銀返証文之事(田畑車屋渡し)	南勘定覚講・頼母子ほか掛銀書上) *抹消多、朱筆あり	本銀返証文之事(田地渡し) *下書、辰極月迄五ヶ年限、代金空白、喜多名前は西重太夫を消して書	〔新才之進勝手不如意につき質借証文への奥印願書状〕 *文中の「別紙引受証文」がカ16か、私共が引受ので	下受証文之事(新才之進田畑賃入につき不返済時質物引請の旨) *カ26参照、下書の借用証への奥印願書は他領への宛券なのでできない旨仰聞が年限中に返済できなければ質物我々引請他領他村へ支配させない旨	預り申銀子之事(弁天講銀) *△	預り申銀子之事 *封紙上書)「祇園講証文 新才之進 是ハ下地入有之筋」	②(蔽地請所一札再提出を命じる書状)
天保14年卯4月	天保14年卯4月	天保13年寅4月日	天保13年寅ノ4月日	天保13年寅4月	天保13年寅3月	天保13年寅ノ3月	天保13年寅2月ノ	天保10年亥12月	(天保10年)11月16日	天保10年亥11月	天保7年申霜月日	天保7年申霜月日	9月12日
進上那賀郡安良見村新才之	上那賀郡安良見村安福寺	新済之進	本人新才之進(印)、証人西惣左衛門(印)	安良見村引請人喜多長左衛門(印)、 良見村庄屋源助(印)、 同村役人幸左衛門(印)	荒見村引受人喜多長左衛門、 右衛門・同年寄何右衛門	安良見村本人新済之進(印)、 正智院庄屋源助	本人高野領安良見村新才之進、 証人喜多長左衛門、天徳院庄屋新兵衛、正智院同源助、三蔵院同富右衛門、村役人藤左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	引請人喜多長左衛門、同断藤左衛門	預り主新才之進(印)、地庄屋藤左衛門(印)	預り主新才之進(印)、地庄屋藤左衛門(印)	親王院納所
	大坂ざこ場石津丁光明寺		喜多長左衛門、藤左衛門	名手組市場村藤田新次郎	名手組市場藤田新次郎	名手組役所大庄屋御役人衆中		国領名手穴伏村名出庄右衛門	天徳院御納所	天徳院様御納所	弁天講御衆中	祇園講御衆中	新才之進
状	状	横帳	封紙包状	封紙包状	状	状	横帳	状	状	状	状	封紙包状	

カ-76	カ-73-3	イ-283	カ-85	ウ-1-3-2	ウ-1-3-1	ウ-1-3	ウ-84	ウ-96-4	イ-130	ウ-95-4	イ-309	イ-293	ウ-5-14
奉願上口上賞(北長左衛門願書への添翰) *(封紙上書)「添翰 正智院納所」、写	乍恐奉願上口書(才之進不埒水止につき田人召寄お聞札并ご裁許願) *(端裏書)「嘉永六丑六月南与水論願書控」	〔 <small>破損</small> 〕 〔 <small>破損</small> 〕敷車屋畑之事(讓渡) *下書控、破損	差入申一札之事(麻生津赤沼田明神講銀預り車屋質入) *(封紙上書)「南車屋麻生津赤沼田明神講へ差入候銀証請遣シ候ニ付南より下受証文」	送り一札之事(新妹八重縁付) *22歳、岡田浦赤路儀助方へ	送り一札之事(新妹や多縁付)	〔封紙包み一括2点〕↓詳細以下へ *(封紙上書)「送り一札 泉州岡田赤六江当村八重ノ送り遣シ候写」	〔南宝光庵多聞寺へ譲り渡し勘定書〕	本銀返し証文之事 *(端裏書)「南ノ林本銀返しにて平次郎にて三百匁借用手形午より戌迄五ヶ年切」	譲り渡し申田地之事 *(袖端書)「呉橋安兵へ」、弘化3年は午	譲り渡し申田地之事	譲り渡申田地之事	返り証文之事(田地讓請) *(端裏書)「南垣内田地譲り受候節返り手形遣シ候写控」	宗門送り一札之事(新妹里恵縁付) *案文
嘉永6年丑6月日	嘉永6年丑6月	嘉永5年子12月	嘉永4年亥12月日	嘉永元年未6月	嘉永元年6月日		(弘化4未年)	弘化3年午7月日	弘化3未年3月日	弘化3年午2月日	弘化2年巳9月日	弘化2年巳9月	
正智院納所	安良見村喜多長左衛門 (印)	讓主新才之進、証人喜多智左衛門・西亀之介、正智院庄屋富右衛門、天徳院庄屋新兵衛	明神講銀預り主新才之進(印)、地庄屋富右衛門	高野寺領安良見村旧里元新才之進、親類惣代喜多長左衛門	安楽見村安福寺(印)			讓り主新斎之進(印)、証人喜多長左衛門(印)、世話人喜三郎(印)	讓り主新斎之進(印)、蓮金院庄屋・修字院庄屋藤・通照尊院庄屋・西禅院庄屋(全員印)(奥書)村役人三之丞(印)	讓り主新斎之進(印)、証人孫造(印)地庄や源助(印)村役人庄右	讓主新才之進(印)、証人地庄屋尾崎藤左衛門(印)奥書)村役人富右衛門	喜多長左衛門	
年預代	年預代	仙助	喜多長左衛門、西重太夫、湯浅藤左衛門	泉州岡田浦役人御衆中	岡田村安楽寺			平次郎	左介	源太郎	喜多長左衛門	新才之進	
封紙包状	状	状	封紙包状	状	状		状	状	状	状	封紙包状	状	状

カ-121-1	カ-121-1	イ-376	カ-123-2	カ-122-6	カ-120-1	カ-78-3	カ-74-11	カ-74-8	カ-70-5	ア-16	ア-6	ア-5	カ-78-4-2
②奉願上口上覚(才之進お咎の御赦免願い) *写、訂正あり、親類中打寄理解申聞喜多へも不調法誤り一札指入屈伏仕候につき	①誤り申一札之事(妨等を誤り上様への御赦免願い頼み) *写、訂正あり、カ122参照	奉願上候口上覚(才之進御咎ご赦免願) *破損あり	差入申一札之事(才之進誤り御赦免願につき我等暖引受加判願) *北家浦おろし妨・頼尾池水抜放不法強勢働の件	誤り申一札之事(涌下し妨等を誤り上様への御赦免願い頼み) *カ121-1①に同か	〔新才之進・喜多長左衛門双方訴訟一件内済につき一札写〕 *端裏書「丑年水論済状家文認見候所南万福院様御書下見出シ不調」	取暖証文之事(才之進お咎蒙り申論により又六訴出一件和済につき) *〔端裏書〕「丑七月此通二而済状高野へも御達シ可申上ノ所□□(欠損)」	差入申一札之事(才之進ご赦免願書へ加印願につき親類并暖人中託) *南ト水論済口暖人より指入候書付写、カ748とはぼ同	差入申一札之事(才之進ご赦免願書へ加印願につき親類并暖人中託) *写、被害者の喜多の加印が必要で	取暖証文之事(新才之進より又六訴の件につき) *又六訴出の件は暖人入ったが下済せず、後長左衛門方浦おろし筋への不法で才之進は手鏡親類預けとなり又々又六の件内済するよう言われ	*〔封紙〕 *〔封紙上書〕「癸嘉永六丑七月 一札 才之進御咎御赦免願之節村役人暖人親類より此方江指入一札本紙」、中身3点は無関係↓水利の項へ	奉願上口上覚(才之進お咎め赦免願) *〔端裏書〕「才之進御咎御赦免奉願写」、喜多名脇に同意の旨書付あり	差入申一札之事(才之進浦水等妨げ一件お託につき) *〔端裏書〕「才之進御咎御赦免願之節暖人親類村役人より此方江指入一札本紙」	乍恐奉願口上覚(才之進浦おろしに不法仕につき田人中お召寄お聞糺しご裁許願い)
月日	月日	丑7月(嘉永6年か)	嘉永6年丑7月	嘉永6年丑7月日	嘉永6年丑7月	嘉永6年丑7月	嘉永6年丑7月	嘉永6年丑7月	嘉永6年丑7月		嘉永6丑年7月	嘉永6丑年7月	嘉永6年丑6月
西重太夫、西惣左衛門	才之進	西重太夫、西惣左衛門、喜多長左衛門	親類西重太夫・西惣左衛門、村役人富右衛門、暖人惣代勘兵衛	才之進	取暖人久右衛門・勘兵衛、同村役人富右衛門、湯浅藤左衛門、喜多長左衛門、新才之進、西又六	喜多長左衛門・新才之進、西又六、暖人湯浅藤左衛門、外、西又六、西惣左衛門、親類西重太夫	親類西重太夫・西惣左衛門、山田文英、村役人富右衛門、暖人惣代勘兵衛	親類西重太夫・西惣左衛門、山田文英、村役人富右衛門、暖人惣代勘兵衛	喜多長左衛門、新才之進、西又六、暖人組庄屋湯浅藤左衛門、同断山田文英、右衛門、久右衛門、勘兵衛		親類西重太夫、同断西惣左衛門、暖人惣代勘兵衛、喜多長左衛門	親類西重太夫(印)、同断西惣左衛門(印)、同断山田文英(印)、村役人富右衛門(印)、暖人惣代勘兵衛(印)	安良見村喜多長左衛門(印)
年預代	喜多長左衛門	年預代	(喜多)	喜多長左衛門			喜多長左衛門	喜多長左衛門			年預代	喜多長左衛門	年預代
	状	状	状	状	状	状	状	状	状	封紙	状	状	状

カ-120-14	(「楨尾谷池引水につき取曖定書」) *去丑6月楨尾池井おろし節才之進不法：湯浅藤左衛門・村役人富右衛門へ下濟取曖可致様御内意二付	安政3年辰3月			状
カ-19-7	定(池樋分水新才之進と出入の件双方立合得心につき済状) *楨尾谷池西ノ小樋・同池本樋・同池下樋の分水につき、カ19-2に同	安政3年丙辰2月日		田人喜多長左衛門・湯浅藤左衛門(印)外4人、暖世話人富右衛門(印)・久右衛門(印)・村役人治左衛門(印)	状
カ-19-3	定(池樋分水新才之進と出入の件双方立合得心につき済状) *カ19-2に同	安政3年丙辰2月日		田人喜多長左衛門・湯浅藤左衛門(印)外4人、暖世話人富右衛門(印)・久右衛門(印)・村役人治左衛門(印)	状
カ-19-2	定(池樋分水新才之進と出入の件双方立合得心につき済状) *楨尾谷池西ノ小樋・同池本樋・同池下樋の分水につき	安政3年丙辰2月日		田人喜多長左衛門・湯浅藤左衛門(印)外4人、暖世話人富右衛門(印)・久右衛門(印)・村役人治左衛門(印)	状
カ-74-5	乍恐奉願上口書(お咎め新家先祖位牌預け寺替と同家墓参等につき) *端裏書一南關所后御年預へ出ス下書、位牌は安福寺お預に成が善通寺へ引取たい旨	安政2年卯10月		喜多長左衛門	年預代
カ-119-2	乍恐奉申上候委細覚(水利に關する喜多の非道を訴え万福院御条目仰付願い連判状写) *天徳院・正智院・増福院・蓮花三昧院・西禅院・遍昭尊院・丹生院右七ヶ院様御蔵下掛	安政2年卯7月		楨尾池掛り新才之進・湯浅藤左衛門外2人、東戸ノ井出掛り5人、西戸ノ井出掛り6人、二ノ井出掛り8人、新田掛り8人	年預代
カ-86-1	(「新才之進身内に付書上一札」) (近世)				状
カ-86-3	副翰(安楽見村役人井田人共別紙願書差上につき) *写	安政2年乙卯7月		安楽見村地頭年番遍照尊院	年預代
カ-86-4	乍恐奉願上口書(才之進井おろし妨げにつき御上様急度ご異見成下され度旨) *写	安政2年卯6月		安楽見村喜多長左衛門・湯浅藤左衛門・村役人治平次郎・勘兵衛・重左衛門	年預代
カ-86	【こよりにて束ね一括4点】↓詳細以下へ				
カ-19-5	乍恐奉願上口書(井出おろし分水を新才之進妨につき急度ご異見願) *下紙あり△	安政2年卯6月		安楽見村喜多長左衛門(印)・湯浅藤左衛門(印)・田人五郎・右衛門(印)外3人、村役人治左衛門(印)	年預代
ア-85-5	差入申一札之事(お咎御赦免願へ御加印お礼・お詫び)	嘉永7年寅		新才之進	喜多長左衛門
ア-12	暖為取替証文之事(楨尾池水引方につき) *喜多家所持地	嘉永7年寅8月日		喜多長左衛門、新才之進、暖世話人湯浅新兵衛・同勘兵衛・同久右衛門	状
カ-121-1	③奉願上口上覚(才之進お咎御赦免并地土株お預願い) *写、訂正あり、地土株悴成長迄親類中お預け成下願	月日			

カ-73-5	カ-73-2	カ-73-1-2	カ-73-1-4	カ-73-1-1	カ-73-1-3	カ-73-1	カ-73	カ-123-5	カ-74-7	カ-122-8	カ-17	エ-376-2-6	エ-376-2-3
奉願上口上覚(お咎にて預才之進屈伏につきご赦免願) * (端裏書) 「才之進御咎御赦免願書下書」	〔喜多所持島田ほかの水利支配のことと田人につき一札〕 * 所持の嶋田・二ノ井出浦おろし・横尾谷池支配・才之進は田人ではない	乍恐御達シ申上候口上(お咎にてお預の才之進不得心のまま并封印切につき) * (端裏書) 「此願書可出積之処泉州山田氏来指留」	乍恐御達シ申上候口上覚(お咎にてお預の才之進不得心のまま并封印切につき) * (端裏書) 「七月十八日此通り指出シ候控」、カ73-1-1-2と同	乍恐奉願口上(早魃多用につきお預中の才之進の手錠并私共見廻ご免願) * (端裏書) 「七月十五日重太夫登山ノ節」	乍恐奉願口上(早魃多用につきお預中の才之進の手錠・私共見廻ご免願) * (封紙上書) 「上 重太夫・惣左衛門より指出シ候願書写」	【封紙包み一括4点】↓詳細以下へ * (封紙上書) 「上 重太夫・惣左衛門より指出シ候願書写」	【こよりにて束ね一括8点】↓詳細以下へ	覚(御用につき差紙) * 来11日又六同道にて年預坊へ相詰	〔才之進の不行状書上・又六訴え一件双方お召寄せお糺し願一札〕 * 長文	〔新才之進不埒経歴書上・お召寄お聞札を願う一札〕 * 長文、表裏共書付、訂正あり、一部虫損	乍恐以書附奉願上口上覚(新重三郎母山林売の節私山との境目まで刈込際限間違につき) * 案、訂正多、新重三郎母 新才之進妻	〔新才之進ご赦免并忝家名相続願一件談し合い高野山へもお出を願書状〕	〔才之進御赦免願の件につき高野山御地頭納所より地庄屋湯浅への御内意を伝える一札案〕 * 表裏違う内容あり
丑7月	丑6月	7月18日	丑7月	7月	丑7月15日		(嘉永6年か)	丑3月7日	子霜月	子11月	文久3年亥正月12日	(残暑頃、安政4年頃か)	巳7月9日(安政4年か)
西重太夫、西惣左衛門、暖人物代勘兵衛、(同意につき奥書)喜多長左衛門	(喜多)	西重太夫(印)、西惣左衛門	西重太夫、西惣左衛門	安良見村西重太夫・同西惣左衛門	安良見村西重太夫(印)・同西惣左衛門(印)			年預代(印)	安良見村喜多長左衛門、西惣左衛門、西重太夫	喜多長左衛門、西重太夫、西惣左衛門、木村伝右衛門	喜多淳介		(喜多か)
年預代		年預代	年預代	年預代	年預代			荒見村北長左衛門	年預代	年預代	年預代		大坂はり太
状	状	状	状	状	状			封紙包状	状	状	状	状	横折状

カ-49	カ-31	カ-23	カ-21	カ-28	カ-19-6	ア-85-2	カ-120-16	カ-120-6	エ-388-8	ア-258-2	カ-123-4	カ-73-6	カ-73-4
〔新才之進よりの又六・喜多長左衛門についての申立へ答書控〕 *長文、袖部破損	内存書(才之進不行状書上并地士株お預り願につき)	〔才之進水利等不行状につき田人除并地士・帯刀お預り宮座等出勤止お戒願一札〕 *私方は村中一番之早損所持	奉御達申上口書(新才之進不埒の行につき地士株御取上願) *伯父又六の捕縛を非人番に申付他・跡は忤成人後願上、この忤が後の重三郎	〔新才之進忌中に御礼罷出不埒一件につき養父との関係等書付帳〕 *養父才之進(車屋常次郎)死去	乍恐奉敷上口上覚(忌中に年始御礼罷出不埒御察答につきお託)	〔新才之進との一件につき覚書〕 *2枚で一通、喜多との水利・又六一件等	〔訴訟の委細書并願文差上し宜敷頼む旨書状〕	〔新才之進不作略筋済方御達につき先指入書類引替願書状〕	覚(才之進出訴のため安良見村宮山下刃停止の旨)*裁断なき内は	乍恐内存御敷申上候(才之進再不法につき)	覚(喜多・才之進等御用につき相詰る旨差紙) *喜多長左衛門・才之進・右親類惣代・老人・村役人・老人明後23日4ツ時迄に相詰、印形用意	口上覚(槇尾谷池分水の節理不尺樋抜につきお取縮願)	乍恐奉願上口書(才之進樋抜き等不法仕につき急度ご異見成下願い連印状) *〔端裏書〕「願書写」
							12月11日	8月9日	西10月日	卯6月	丑7月21日	7月2日	卯6月
	又六	(喜多長左衛門)			安良見村新才之進		才之進	名出文輔	年預代(印)	喜多長左衛門(印)	年預代(印)	喜多長左衛門	安良見村喜多長左衛門・湯浅藤左衛門、田人五郎、右衛門外3人、村役人治
							兵後	湯浅新兵衛 庄屋中	喜多長左衛門、安良見村	御年預代	荒見村喜多長左衛門、村役人	年預代	年預代
状	縦帳	状	状	縦帳	状	横折状	状	状	状	状	封紙包状	状	状

エ-137	イ-375	カ-103	カ-99	カ-75	カ-74-12	カ-74-9	カ-74-6	カ-74-4	カ-74-3	カ-74-2	カ-74-1	カ-93	カ-69
〔売山の杉木伐取・下草苧ほかに関する苦情書状下書〕 *エ142参照	〔才之進敵科仰付につき才之進入込の山際目一件書付〕 *山論	〔不埒行状書上・地主株上様お預りを願う一札〕 *カ99とはば同内容	〔不埒行状書上・地主株上様お預り願一札〕 *カ103参照、 新才之進の事か、先年善通寺留守居を腰物抜打し大怪我させ他	〔才之進幼年よりの次第書上一札〕 *〔端裏書〕「才之進生立ノ事」 養父と雲泥之氣立故万事氣ニ入不申親子不和	〔才之進より又六訴出ほかの件につき御上様と異見願い一札〕 *〔端裏書〕「発端」	〔才之進への申聞かせ事書付〕 *写、お答蒙りお預け後か	〔敵科を蒙った才之進家位牌預け先寺替等につき願書下書〕 *カ74-5とはば同、後半天地逆別書付	〔榎尾谷池井おろしの節才之進不法法迷惑につき定法書附お下 げ願〕 *下書か	奉差上一札之事(水論の儀添翰なく連判を以願上た旨託状下書)	〔又六并喜多との一件書上才之進急度お取締願〕 *袖部破損注意	〔当新才之進と新家相統一件につき書上〕 *袖上部「老」、幼名三郎・実父内藏進・養父才之進後 車屋常次郎・車屋死後老婆と幼女2人親類又六方世話	上 乍恐願文一通 御内見(又六家財盗取一件埒明ず訴状の写) (内題:乍恐奉願上口上覚) *新才之進による又六訴に到る経緯詳細	〔新才之進不法書上と異見お願一札〕 *〔端裏書〕「川又ヨリ天徳 院内庄太郎江内存書 写」、非人番に伯父又六捕縛命じ他により
		(近世)	(近世)	(近世)		(近世)		(近世)	年号月日	(近世)	(近世)	新才之進	(伯父又六)
		(喜多か)	(喜多か)		(親類一同か)				連名、(奥書)庄や富右衛 門、(聞届の旨)正智院役 人とか代官とか納所とか			御門主様御代官御内見	
横折状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	縦 帳	状

カ-120-2	カ-120-9	カ-122-1	カ-120-15	カ-106	カ-120-12	カ-120-13	ウ-73-5	カ-34	カ-33	カ-32	カ-72	カ-30	カ-29
頼母子筋(祇園講ほか講銀書上差引勘定)	覚(山中氏頼母子掛銀につき書付勘定)	覚(西氏の筋ほか不足借金書上) *その金子お遣し願	奉願口書覚(新才之進借金日限過ぎても返済なく勝手に質山売出しの旨) *端裏書「源左衛門より村方へ願出有之村役人指押へ有之写并勘定書写」、加判人喜多へも頼んだが埒明かず	覚(筑後守講新才之進不掛銀隠済を以済切銀受取) *印なし、用紙青色	覚(山中氏講銀新才之進不作略出銀筋につき勘定書) *尤証文并引受手形共追而此書附引替可申候	覚(山中氏講銀新才之進滞り分書上)	借用申金子之事(祇園講敷銀の内へ受取) *封紙二重(外封紙上書)「大黒講十番預り 豊三郎喜多兩人ノ手形南より此手形祇園講へ入」、(内封紙上書)「手形一通 喜多」△	新家作徳米借用方集	新家作徳米借用方集	上 別紙目録御内見 *新才之進借財方覚・長左衛門加条覚・又六加条覚への才之進言分	〔古き南田畑書付ほか但し借財共〕 *表題は奥書より	〔才之進頼母子銀不掛・売山木柴刈取等不埒の事并御呼出にも不出につき書付〕	〔才之進頼母子銀不掛・売山木柴刈取等不埒の事并御呼出にも不出につき書付〕
辰12月・巳12月	う7月5日	寅12月28日	子7月	子7月9日	子7月9日	子5月20日	天保10年亥11月	(近世)	(近世)		(近世)		
喜多	南	南	源左衛門	名手組大庄屋名出文輔、市場村中人井関庄助	名手組大庄屋名出文輔、市場村中人井関庄助	名出文輔	喜多長左衛門(印)			新才之進		(喜多長左衛門)	
新御氏	喜多	喜多御氏	村方御役人衆中	衛門 安楽見村引受人喜多長左	衛門 安楽見村引受人喜多長左	喜多長左衛門	新才之進						
状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	堅帳	堅帳	堅帳	重巻状	堅帳	堅帳

カ-102	カ-125-7	カ-125-5	カ-65	キ-52-2	カ-121-2	カ-113	カ-125-8	カ-125-10	カ-108	カ-122-12	カ-114	キ-52-1	カ-122-2
覚(西三月より取替掛銀書上)	覚(米清取替等金銭書上勘定)	覚(山中氏講才之進分掛銀等書上勘定)	覚(当戊七月までのノ高)	覚(両家取替銀につき)	覚(質物筋・貸ほか金銭書上差引勘定覚) <small>〔<input type="checkbox"/>〕 〔<input type="checkbox"/>〕</small>	〔山中様講銀才之進分請取〕	〔年々分金銭書上勘定覚〕	覚(山中氏講銀書上勘定書) <small>〔<input type="checkbox"/>〕 〔<input type="checkbox"/>〕</small>	覚(山中家御講銀請取)	覚(大黒講ほか才之進掛不足筋書上)	覚(頼母子掛銀請取)	覚(掛銀受取につき)	覚(辰年分金銭書上勘定)
*講か			*貼紙あり		*袖部虫損、下部変色			*滯分か				*巳11月会	
4月13日	亥9月	亥7月12日	戌10月	戌10月13日	戌2月13日	酉7月12日	(酉3月~亥8月)	申7月	未7月	(午~丑)	午7月12日	巳11月27日	巳7月日
勘定元代平兵衛	山中世話人中	山中様御講勘定元	上中様御講親脇三十郎	米清、布十	南	米屋清兵衛(印)		山中家勘定元	山中御講勘定元	喜多	名手米清代重兵衛	山中様御講布屋重助	南
才之進	南才之進	あら見村齋之進様分御同 請喜多長左衛門	南齋之進、北長左衛門	南才之進、喜多長左衛門	又六	北長左衛門		あら見才之進	才之進		長左衛門	南才之進	喜多
状	状	状	横折状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

キ-114	カ-122-7	カ-98	カ-97	カ-84	キ-52-3	カ-81	カ-80	カ-120-8	カ-125-6	カ-101	カ-120-11	カ-120-5	カ-25
〔山中筑後守殿式百匁掛頼母子才之進掛け戻し銀帯一件につき経過書上覚〕	〔山中氏講銀才之進帯一件につき経過書上一札〕 *長文、訂正あり	〔山中筑後守殿頼母子新才之進掛金不出等につき経過書付申分一札〕(米清出訴につき) *長文、朱筆あり、前半少破損・変色、訂正あり、カ97と同内容	〔山中筑後守殿頼母子新才之進掛金不出等につき経過書付申分一札〕(米清出訴につき) *長文、前半少し破損変色、訂正・貼紙あり	乍恐口上覚(上丹生合村油屋弥右衛門より新三郎相手取証文銀質地取の一件につき) *訂正あり	覚(山中様中へ金銭請取につき) *講	〔別紙式十兩の件願并式百五十兩手形筋お尋の件につき追啓書〕	〔今般指出の内願書へ組下役人奥印取・宛所も地頭間違なく認指出旨伝内意申遣一札〕	〔才之進国領への質入証文へ奥印再願お取成しを願う書状〕 *抹消訂正あり、才之進勝手不如意ニ付先と拜借願たが御地頭様も当時御機合難く当地では調い難く国領に借用積相決、国領は他領と申売券証文奥印出来難由仰聞が何か有れば私が引受る旨	覚(保田屋分米清渡ほか金銭書上差引勘定)	〔山中様講才之進掛銀春より不掛につき難渋を訴え伺い願書状〕	〔山中氏講掛銀一件暖により内済を知らせる書状〕 *藤左衛門内済取扱名手方へ懸合、北・長田観音寺市場村天野屋庄助で事済	〔山中氏講新才之進未納掛銀一件につき喜多氏へ再談合頼み願書状〕 *昨冬以来掛合ったが今少の処で破談若山の沙汰に成候趣(山中氏が家中だからか)	〔新才之進若山表にて借財筋一件につき庄屋同伴登山を求める内々書状〕
(近世)		(喜多か)	(喜多か)		12月26日	12月12日	12月14日	11月16日	10月4日	7月12日	7月11日	7月2日	6月10日
					名手市場米清代十兵衛	才之進	藤井兵庫	喜多長左衛門	保田屋	山中御講勘定元西本三十三郎(名手より)	喜多長左衛門	正智院納所	正智院内小林鹿之助
		(地頭か)			才之進	宝性院様御内兵後	新才之進	天徳院様御納所	喜多	あら見喜多長左衛門	正智院様御納所	湯浅藤左衛門	喜多長左衛門
状	状	状	状	縦帳	状	状	状	状	状	封紙包状	状	状	封紙包状

カ-70-1	カ-70	カ-68	カ-18	カ-15	カ-14	カ-12	エ-142	カ-22	カ-77	カ-19-4	カ-78-1	カ-19-1	タ-12-6
垣内嶋田池水定之事 *一丁、右肩朱筆「一」、檜谷池は喜多・南両家支配、檜尾池は全喜多支配はか井おろし等	【こよりにて東ね一括5通】↓詳細以下へ	定(檜尾谷池西ノ小樋・本樋の水挽につき) *巻込3点、①は 完文「定」、②は後欠「定」、③は前欠、3点の関連不明	〔北家水支配地へ新才之進妨げ仕旨書付一札〕 *既に売払い才之進土地は無い筈なのに	〔池樋水掛り涌下げ等につき現在の様子書付一札〕 *案か、一昨丑年とあり、新才之進一件始末書付あり、北家の水利	〔古来よりの池樋水掛りにつき上様御書下げ願一札〕 *後代に至り争論無之様	〔檜谷池万助田地一件并檜尾池才之進井下の妨げ訴訟につき書付〕 *下書か	〔新才之進と戸ノ井出涌おろしはか出入始末申上書控〕 *一番後の文がエ137と同内容	口上(檜尾池涌おろし分水済後新才之進勝手に喜多水抜き放し の旨) *端裏書「才之進檜尾池水抜き放シ候節御達シ」	〔才之進は田人ではない事并水不足につき御見分願一札〕 *戸ノ井出・二ノ井出筋之田地と立毛の 様子ご見分下されば水の過不足は明白	乍恐内存御敷申上候(荒井戸井おろし戸ノ井筋一件につき往古 通り仰付願)	〔才之進池水ぬき不法仕につき御取締り願書〕 *下書か、(端裏書)「分水隻入候□にて檜尾抜き候」	乍恐御敷申上候口上(新才之進との水論につき趣意書) *(封紙上書)「上 長左衛門内願書 安楽見村水論筋」	本銀返証文之事(妙音講積銀借受) *上部虫損、田地・水車・諸道具本銀返讓
(近世)		(近世)		(卯年か)	(近世)	(近世)	(近世)	7月	卯7月	卯6月	丑6月	丑6月	(近世)
		③田人喜多長左衛門・湯 浅藤左衛門外4人、暖世 人富右衛門・久右衛門、 治左衛門					(北長左衛門)	喜多長左衛門、富右衛門	(喜多)	喜多長左衛門(印)		喜多長左衛門(印)	
					(御上様)					年預代		年預代	(妙音講)
縦		状	状	状	状	状	横	帳	状	状	状	封紙包状	状

キ-32	〔野呂家家譜〕	寛文元年正月日	野呂角左衛門茂隆(花)		状
ウ-67-1	衆評留写(加和村野呂玄一諸士分仰付の旨村役人へ申渡べき旨仰渡) *(内封紙上書)「未年御年預被仰付控書」、二重封紙、野呂玄達子息玄一若山表へ被召出諸士分に仰付	(天明7年未2月25日)	(年預代)	(加和村役人)	封紙包状
カ-123-3	〔才之進家名相統願御聞濟につき忰の所在尋ね親類中へも知らせるべき旨書状〕 *早々招寄：盆前に片付は才之進追善も可相成	6月29日	天徳院役人	尾崎藤左衛門	状
カ-121-3	乍恐奉歎願口上(才之進名跡忰へ相統仕度御赦免願) *兄重三郎20歳・弟右藏16歳当時大坂橋通三丁目播磨屋太七召使		願人喜多淳介、西重太夫、西惣左衛門、はりま屋太七		状
カ-115	乍恐奉歎願口書(新才之進忰へ家名相統御許容願い) *播磨屋太七この忰2人を世話、忰当年20歳・16歳、兩人共親と違甚質直ニ生立候ニ付相応の御用等も為相動申度	月日	願人安良見村地土喜多淳介・西重太夫・西兵四郎、大坂はりまや太七		状
カ-11	〔お咎めの才之進跡目実子相統願につき一札〕 *後半白紙、実子只今大坂播磨屋太七世話	(近世)			状
サ-19-5	此度檜谷側上ヶ上かさ御普請奉願候付相定寛 *(端裏書)「横尾池西ガテへ小樋伏せ□□破損申ノ書付」、檜谷池こふけ池・横尾池共喜多・新両家の田地へ平等に懸り候様に此度相究候事、△	(宝永4年3月17日以降か)	(喜多・新)		状
カ-125-9	奉願上口上(横尾池水路妨一件取暖人により下済のため願書御下願) *小型、下書か、富右衛門・久右衛門兩人下済取暖致し呉	(近世)			状
カ-119-4	乍恐奉願上口上(喜多を訴える新才之進始田人連判の不埒なる願書お下願)	(近世)	安良見村伴次郎・治右衛門・民三郎、村役人治左衛門	御年番様役所	状
カ-119-1	〔才之進譲り証文の不正につき書付〕	(近世)			状
カ-79	〔池水・涌おろしと才之進のことにつき一札〕 *一昨年才之進御答蒙り御赦免奉願候節暖人より私方へ一書指入	(近世)			状
カ-78-4-1	〔所持地水利につき并才之進は田人ではない旨一札〕	(近世)			状
カ-70-3	〔新才之進との嶋田井おろし書付返済一件につき願書〕 *(端裏朱書)「三」、享保年中彼是故障有之達上聞、村中井おろしは両家のみニ両家共井出末にて年々及早損候故之事	(近世)			状

e その他士分家

カ-91-2	カ-91-6	カ-91-5	カ-91-4	カ-91-3	カ-91-1-1	カ-91-1-2	カ-91-1	カ-91	キ-118	エ-388-23	エ-387-9	エ-387-8	エ-387-5
乍恐内存申上候(湯浅清左衛門上庁列席如何会谈決議につき) *訂正あり、決議は所詮加入為致候事相成不申候よって此段断申遣△	覚達儀有之間年預坊へ詰べき旨(差紙) *25日4ツ時迄に藤左衛門と相詰候様、この時湯浅相統申渡か	〔西波田村湯浅清左衛門へ免許の地士株其元へ申渡す旨一札写〕 *〔奥端裏書〕「花押亦順本紙写之」、〔封紙上書〕「添状」、原本田中藤左衛門即湯浅方ニ有之、反故紙使用	許状(西波田村湯浅清左衛門侍士株休相統申渡) *老年迄年預役儀神妙ニ相動且御修理方水損見分之節他方俗役人引出会行届動向実跡ニ被思召褒美として	御請申上一札之事(湯浅清左衛門株地士役相統仰付につき) *破損、藤左衛門波田清左衛門株譲受時親類惣代判被頼致シ遣候書付写	覚(其村藤左衛門勤功により波田村湯浅名跡相統致させる旨) *〔封紙上書〕「口達」、苗字帯刀衆評差許・万事其村外侍士同様相心得	〔安永領内百姓強訴の砌忠勤の褒美として永代帯刀苗字免許写〕 *〔奥端裏書〕「花押順本紙而写之」、安永5申冬領内百姓強訴徒党の砌△	〔封紙包2点〕↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「地士免許状 湯浅清左衛門」「田中藤左衛門湯浅清左衛門地士株譲り請候節御年預ヨリ被仰渡并井役人江御口達ノ書付共控写 嘉永二己酉閏4月」	〔封紙包一括6点〕↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「田中藤左衛門波田村湯浅清左衛門地士株譲り請候節御年預ヨリ被仰渡并井役人江御口達ノ書付共控写 嘉永二己酉閏4月」	〔津田監物本家系図抜書〕*「本書ハ彦太夫より遣シ置申候」とあり	〔安楽川庄神田村津田九太夫へ地士同様御用勤め申渡旨申遣書状〕	〔津田九太夫へ別紙通り地士同様御用勤を命じた旨廻達〕 *〔端裏書〕「安永川津田九太夫紀州江御出入地士ニ相成候回状之写」	〔津田九太夫へ別紙通り地士同様御用勤を命じた旨廻達〕 *〔端裏書〕「安政二卯五月御代官所より廻文写 安楽川津田九太夫江被仰渡ノ趣申来ル」	〔津田九太夫へ別紙通り地士同様御用勤を命じた旨廻達〕 *〔封紙上書〕「安良見喜多長左衛門様 銀子入無事 妻木雅業」 「早々御届ケ」この封紙はエ387-6(N1ld項へ)のものか
嘉永2年西8月	西閏4月18日	嘉永2己酉年4月	嘉永2己酉年閏4月	嘉永2年西後4月	嘉永2年西閏4月	天明3年癸卯3月12日			(天文13年)慶長2年部分)	5月15日	(安政2年)5月15日	(安政2年)5月15日	(安政2年)5月15日
安良見村地士中	年預代(印)	宝亀院良基(花)	年預坊	安良見村湯浅藤左衛門、親類惣代喜多長左衛門(印)、同村庄屋藤次郎	年預代	宝亀院覚道(花)				太田七三郎	太田七三郎	太田七三郎	太田七三郎
	安良見村喜多長左衛門	安良見村湯浅藤左衛門	安良見村湯浅藤左衛門	宝亀院様御役人	安楽見村役人中	湯浅清左衛門				衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門	衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門、奥孫四郎、喜多長左衛門
状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	状			状	状	状	状	封紙包状

ア-212-2	カ-145-4	〔死去の平野四郎兵跡目 ^{ツマ} の事につき書状〕 *同年9/16江戸より跡目相続之儀申越 〔御忌時地土并帯刀人御用の内荒川奥・平野氏大役一件につき願書〕 *〔端裏書〕「一千御忌ノ節指遣候書付下書」、奥四郎右衛門・平野団右衛門	閏霜月18日	布種代五右衛門重次(花)	喜多長左衛門、津田半右衛門、津田九太夫	紙折
				連名印	御忌御掛り	状

f 地土四家と村人出入

ア-263	ア-33-2	ア-33-1	ア-33	ア-319	イ-398	ウ-2-9	ア-228	ア-24-2	ケ-81-3	イ-285-2
寺社御奉行所江書上ケ候下書 江戸ニ而の諸事書付(夫役不働一件訴訟につき) *同村百姓恒右衛門・治兵衛外願人惣百姓114人と相認訴	返答書(私共夫役仕ざる一件につき)	此度私共同村百姓恒右衛門治兵衛其外願人惣百姓百拾四人と相認訴状差上候ニ付右返答書可奉差上旨被為仰付奉畏返答書奉差上候覚(往古より夫役相許さる件につき) *袖部分破損扱注意、平百姓ではないので	〔封筒入封紙包2通〕↓詳細以下へ *(封筒上書)「古 村夫役之公事書」、(封紙上書)「夫役公事」、状態悪い	当时持高帳(平等院・遍照院・三蔵院・龍城院・西禅院・修学院・日□院・正智院) *最後に「右村より願ニ而江戸へ召状参り候ニ付相改書申候」とあり	乍恐以書付御訴訟申上候(四家と夫役出入の件につき) *裏書写(申5月晦日越前・因幡・紀伊・越中・別紙の写(申6月大岡越前守役人)あり	申渡覚(喜多・新・西の夫役等につき衆評定)	乍恐以口上書言上仕候(夫役の件村中と出入につき御吟味願写) *先祖は荒見を領地致、講中と山問題ほか	〔村方非道な振舞い一件につき願書〕 *前欠、対村	覚(免許地来未より年貢上納すべき旨)	覚(三蔵院への夫米断・年貢外は納旨仰出さる旨一札) *破損、代銀子百目
元文5申年7月日		元文5年申7月		元文5年6月吉日	元文5年申5月17日	元文4己未年9月	文元4年未 月日	文元4年未 月日	元文3年午5月28日	正徳4年午霜月日
惣左衛門、喜多長左衛門	(西惣左衛門、西十太夫、新才之進、北長左衛門)	西惣左衛門、西十太夫、新才之進、北長左衛門		喜多七左衛門章親(花)	高野山領紀州那賀郡安良見村惣百姓訴訟人百十四人、右衛門右百姓代次兵衛・恒右衛門	年預坊(印)	西十大夫、同惣左衛門、新才之進、喜多長左衛門	西重太夫、同惣左衛門、新才之進、喜多長左衛門	奉行万勝院(印)	庄屋権兵衛(印)
状	状	奉行所御役人		奉行所	奉行所	喜多長左衛門、新才之進、西十大夫、西惣左衛門	年預代	年預代	安良見村分長左衛門	長左衛門、左平次、万五郎
帳	帳			帳	帳	状	状	状	状	状

III 1 f 地土四家と村人出入

イ-285-21	キ-112	イ-286	ウ-25	ウ-104-3	ウ-104-4	イ-290	シ-3	シ-3	イ-395	サ-2	イ-251	ア-225-2	ア-265
覚(村役人申立に対し安良見村四家神前筋他役目につき書上) *虫損あり	(「帯刀・庄屋役勤・夫役相勤めざる旨お尋ね一札」) *(封紙上書)「安良見村北長左衛門」、返答印形差上る旨	乍恐以書付奉申上口上(長左衛門・才之進・十太夫・惣右衛門の訴状への返答書) *大破損・一部欠損	(「近年私家へ村人足夫代指越ざる旨訴書」) *往古より村人足四人宛毎年私家へ夫役勤近年は夫代にて納、去年の夫割公事より指越さず	奉願覚(小入用割直し・村々祈禱につき)	乍恐奉願口上書(安良見村小入用割直し・氏神修理并祭礼翁料米一件の御裁許願) *翁料は12人庄屋が勝手に減じた	乍恐奉願口上書(安良見村出入の件神前筋当春御吟味願) *破損	②(先祖より夫役免許地等につき書付一札) *内容2件の2	①(所持山林竹林諸役等免許一札) *内容2件の1	申渡覚(地士四家夫の件につき) *裏面に押印あり	(「入用割四家と百姓・庄屋の出入済につき取極連判証」) *長文、前欠、袖始部大損、平百姓140人と庄屋12人が喜多・西・西・新相手取出入	差上申一札之事(喜多ほか三人夫役等不動一件百姓訴訟へ仰渡され(判決)請証) *(端裏貼紙)「地土中江」、一部変色、長文	(「夫役争論裁許につき経過覚書」) *下書、少損	(「百姓と四家の出入訴訟大岡越前守裁断一件始末書付帳」) 7月21日・8月朔日・ほか(元文5年)
	4月5日	酉ノ2月日	酉正月	(近世)	寅10月	寅正月□□ <small>(近世)</small>	宝曆6年子3月	元禄2年11月	宝曆2年申8月12日	寛延2年巳8月	元文5庚申年9月27日	(元文5年申9月)10月	
(喜多・西・新)	年預代(印)	勘兵衛、伝五郎、柳右衛門、札右衛門、祐右衛門、与兵衛外5人	喜多長左衛門		(願人喜多長左衛門、西十太夫・新才之進、西惣左衛門)	喜多長左衛門、(願人喜多・西・新)	喜多長左衛門、新才之進	惣分沙汰所	年預坊	年預代(「承知の旨連印」喜多長左衛門、本基三郎、西右衛門、少庄や惣代与左衛門外3人見)	新証人・高野領地・西那賀郡安良見村・惣代・西惣左衛門外6人、惣代・高野領地・西那賀郡安良見村・惣代・高野領地・西那賀郡安良見村・惣代・高野領地・西那賀郡安良見村	喜多長左衛門、新才之進、西右膳	
状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	縦	状	状	状	状	縦 帳

8 百姓騒動と地主

ウ-5-4	〔村会合参加をめぐる四家対村庄屋・百姓中出入につき有来通仰付を望む一札〕 *虫損・変色・訂正あり、村会合は4家に東西両村より年行司兩人罷出			(新・喜多・西両家の誰か)		状
ウ-2-8	五工夫御赦免ニ付御申請上条々(写) *(端裏書)「御地頭様江差上ル請状之認」、夫役訴訟	延宝3年乙卯11月13日	八左衛門(印)、利兵衛(印)、喜十郎(印)、加右衛門(印)、半十郎(印)、外11衛門(印)、長左衛門(印)	安良見村御地頭中	状	状
ア-266	御裁許証文之写(学侶方領百姓徒党強訴一件始末)	安永7戊戌年閏7月2日ほか	忠直(花)		豎帳	
カ-91-1-2	〔安永領内百姓強訴の御忠勤の褒美として永代帯刀苗字免許写〕 *(奥端裏書)「花押順本紙而写之」、安永5申冬領内百姓強訴徒党の御△	天明3年癸卯3月12日	宝亀院覚道(花)	湯浅清左衛門	状	
ア-29	【封紙包11点一括】↓詳細以下へ*封紙は伐木覚書の反故紙					
ア-29-1	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕 *其節お答蒙なかつた地土内より御願申上候積、山本は杉原村の地土で神主	天明7未年3月日	安楽川清左衛門(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-2	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	安楽川団右衛門(印)、同李之助(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-3	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕 *(封紙上書)「茂田喜太郎 上野孫六」	天明7未年3月日	喜太郎(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-4	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	源兵衛(印)、金右衛門(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-5	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	孫六(印)、徳介(印)、権之丞(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-6	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	儀右衛門(印)、武左衛門(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	状	
ア-29-7	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	真国右近(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	
ア-29-8	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕	天明7未年3月日	鴻四郎(印)	山本角左衛門、喜多長左衛門	封紙包状	

ア-219-5	サ-4	サ-3-2	キ-88	キ-89-1	キ-89-3	キ-89-2	キ-89	サ-3-1	ア-29-11-2	ア-29-11-1	ア-29-11	ア-29-10	ア-29-9
〔荒川筋騒動一件に關し御褒美受取覚書〕 *鳥目1貫文、天保7年凶作	〔村方小入用出入一件取暖につき多聞寺・喜多・新・へ称美の旨通達を申達写〕 *封紙上書 サ3-1-2と同、騒動と成る処3人が鎖・特に多聞寺は老体身分として	〔村方小入用出入一件取暖につき多聞寺・喜多・新・へ称美の旨通達を申達写〕 *騒動になる処、サ3-1に巻込	申渡之事(村方小入用年々増につき儉約并暮勘定に組々平惣代立合べき旨) *封紙上書「村騒動御地頭謝 申渡写 文政三辰年」、地頭年番西神院様に於仰渡さる	乍恐奉届上口上覚(去暮安良見村百姓騒動の内済取扱力及ばざる旨につき) *少損	落し文写 口上覚(近年來困窮につき村方小入用早春まで延引願い) *少損	济状之事(困窮につき当年掛物辰早春まで延引并村方より払筋一件暖) *少損、写、文政12年は丑年、文政2卯年の誤、サ3参照	【封紙包み3通】↓詳細以下へ *封紙上書「上 文政二卯十二月村騒動書付」	济状之事(村方困窮につき小入用等掛り延引願等一件取暖済につき) *去亥の水損以來困窮、キ89-2参照、巻込文あり↓サ3-2へ	奉願口上(安永五年領内騒動加り地土御赦免再願) *苗字帯刀召上られ恐入奉、俊明院様一周忌の天明7には赦免されなかつたが今七周忌に	乍恐書付を以御赦奉願上候(安永五年騒動でお咎を受けた地土御赦免願書写) *初に騒動加りお咎者(学侶方領分西波田村・安楽川庄・真国庄の老)名書上あり	【封紙包二通】↓詳細以下へ *封紙上書「安永年中御取上ノ地土願遣候 願書ノ写」	〔天明七年お咎者お許しを願ひ地土共白紙印形差上一件につき書付〕 *堅折2枚	〔安永五年百姓騒動お咎者お許しを願う印形協力御礼〕
(天保7年大晦日) 天保8年正月12日)	②2月朔日	2月朔日	文政3年辰正月	文政3年辰正月		文政12年卯12月		文政2年卯12月	寛政4年壬子6月日	天明7年丁未年8月日			天明7未年3月
(喜多長左衛門)	安楽見村地頭年番所役人	地頭年番所役人	安楽見村地頭中	多聞寺(印)、西惣左衛門(印)、喜多長左衛門(印)、新才之進(印)	村小前中	暖人多聞寺・西惣左衛門・喜多長左衛門・新才之進、村役人勝次郎外3人		暖人多聞寺・西惣左衛門・喜多長左衛門・新才之進、平村惣代	喜多長左衛門、山本角左衛門	原村山本角左衛門、同安楽見村喜多長左衛門	願人高野山学侶方領分杉		四郎兵衛(印)
	安楽見役人	あらミ村役人中	百姓中	地頭方年番	村惣高百姓衆中				年預代	仏頂(順か)院様願王院様御役僧中			山本角左衛門、喜多長左衛門
状	封紙包状	状	封紙包状	状	状	状		状	封紙包状	状		状	封紙包状

III 2 a 村定・掟

イ-354	定(村中諸事定)	文化15年寅正月日	村役人		状
サ-1	覚(若者色情風儀取締につき) *下書か、破損	寛政7年卯6月日	喜多長左衛門、村役人中	若者中	状
イ-356	申渡覚(公儀御制禁守等仰渡されへ請印控) *表題以外ア21にはほ同、博突・遊芸・浪人者留置禁止	寛政4年子2月19日	喜多長左衛門、西惣左衛門、 天徳院金剛頂院下庄屋12人、 代兵蔵外各院下庄屋10人、 方徳代源左衛門外1人		状
ア-21	申渡写(公儀御制禁守等仰渡されへ請印控) *博突・遊芸・浪人者留置禁止	寛政4年子2月19日	(本文)安楽見村地頭中(請印) 喜多長左衛門、西惣左衛門、 天徳院金剛法院下庄屋12人、 印兵蔵外各院下庄屋12人、 代兵蔵外各院下庄屋12人、 方徳代源左衛門外1人	安楽見村地頭中	状
ア-369	寛政三亥三月御触ノ写(諸事儉約・出精働) *表紙半分破損、触書	寛政3年亥3月	年預代	東郷よりあら川迄	縦帳
ケ-65	起請文前書(博突停止の旨) *附:熊野牛玉宝印(未使用)	享保12丁未年閏正月21日			状

a 村定・掟

2 村政

ウ-11	[惣百姓困窮につき御願い申上一札案文] *全文抹消、破損変色劣化抜注意、去子年大荒より困窮		(荒見村惣百姓)		状
イ-246	[封紙] *中身なし		安良見村惣百姓中	那賀郡御奉行	封紙
ア-259-1	御指図書控写(百姓騒ぎ立て始末)				状
ウ-3-9	乍恐口上(寺領安良見村百姓出入一件につき) *破損	戊10月	如意輪寺、龍光院、無量寿院	寺社御奉行所	状
ケ-53	乍恐御届申上候口上(早魃につき村中騒動し上井関開の旨届) *(端裏書)一紀州領乱□一揆年御届書写、安良見井筋早魃△	未5月28日	喜多長左衛門		状
ウ-3-27	[西に人足勤め不得心割直し算用仰付の旨一札] *未申年様子は口上書に有	巳5月	長左衛門地ノ上文二郎 (印)、同三右衛門(印)		状

ア-324	エ-108	エ-83	イ-262	ア-207	イ-357	イ-359	イ-361	イ-358	ア-19	ア-264	イ-258	ア-368	イ-363
乍恐内存申上候(儉約高札立につき) *下書、ア325とほぼ同	明治四年未正月より三ヶ年之間村惣中示談之上儉約定 *最後に村内各戸を上中下別書上	御触写	村定(昨冬より世上不穩につき村方示談の上定) *12ヶ条	博奕・禁制村中承知印形申渡シ *美濃判、各五人組中1人宛押印	定(五ヶ年之間儉約につき) *長文	定(村中諸事につき) *一部欠損	定(十ヶ年之間儉約につき) *近年続く凶作と昨年早風水害、大破氏神修理延引ほか	定(十ヶ年之間儉約につき)	村方惣取締之儀申渡之覚 *内容3条	〔近年凶作につき質素儉約定め書〕	定(虚無僧等入込取締りにつき)	老朱銀停止之御触書写シ *公儀より仰出	儉約御廻文写 喜多
	明治4年未正月?	(明治元年)辰閏4月 ?5月	慶応4年辰4月日	慶応4年辰正月	万延元年庚申12月日	嘉永6癸丑年	嘉永6癸丑年	嘉永6年丑月日	嘉永6丑年	嘉永6年丑正月	嘉永元年申5月	天保13年寅8月	天保13年寅6月
	(荒見村)	(太政官ほか)	村役人	村役人	村役人	取締方喜多氏、同断村役人中	荒見村取締方役人中	荒見村役人中	地頭年番修学院役人(印)	荒見村取締方役人中	若山宗役	年預代	年預代
									荒見村役人中、喜多長左衛門		庄屋年寄中		神賀野細川、四、東郷村、權手村、天 村、安良見村、杉原村、勝志 遠方村、安楽川/庄
竪帳	横帳	竪帳	状	横半帳	状	状	封紙包状	状	状	竪綴	状	竪帳	竪帳

イ-452	藪之覚(藪預り証文写) *イ451と対応	日 明和3年丙戌極月21	藪庄屋安良見村長左衛門	宝性院様御後見	状
イ-451	藪之覚(藪預け証文) *破損	日 明和3丙戌年極月10	宝性院代官(印)	安良見村長左衛門	状
イ-453	藪之覚(藪預り証文) *(端裏書)「あらみ長左衛門藪受手形」、イ452とはぼ同	日 正徳4甲午年極月10	(印)あらみ村藪庄屋長左衛門	宝性院様御後見	状
ア-282	〔各院懸り高覚〕 *凡3町余、38石程				状
ア-278	覚(各院入高書上) *合3石6斗3升1合				状
イ-468	紀州南賀郡安楽見地詰帳 *割印あり	元和6年閏12月16日	(花)(金剛峰寺)西禅院長弁		豎帳
イ-469	〔安楽見地詰帳〕 *表紙破損文字摩滅、割印あり	元和6年11月吉日	歓喜院		豎帳
イ-467	紀州南賀郡安良見地詰帳 *割印あり	日 元和6庚申年11月吉日	龍城院(印)		豎帳

b 土地・高

イ-355	定(村中諸事につき) *大判				状
イ-362	〔村中定(儉約につき)〕				豎帳
イ-360	定(御改革につき十ヶ年間村中一統諸事儉約取締) *控か	月日	村役人		状
ア-331	内存書(荒見村儉約高札立てにつき) *ア324・325とはぼ同、内題は「乍恐内存申上候」				豎帳
ア-325	乍恐内存申上候(儉約高札立につき)				豎帳

ケ-72	ア-335-1	ア-335-2	カ-89	ア-81-10	ウ-5-11	コ-93	ウ-46	ア-188	ア-187	ア-354	ア-361	ウ-55	エ-388-22
川原畑返増高帳 写	川原島いり帳	川原島畠之畝つもり野帳	〔袋〕 *〔上書〕「安良見水帳 学侶方集議中」〔高野山〕	明治元年村方ニ而野山并悪野地荒起高附売払元帳也	乍恐□□〔破損〕之覚〔百姓共隠田無き旨〕 *虫損変色劣化扱注意、袖部破損大	村中持高控 *ほとんどの人名に姓無、北長左衛門24石1斗4升3合・湯浅藤左衛門20石3斗3升7合5勺・井関義三郎16石1斗8升7合、新重三郎1石4斗5升1合他	正智院下〔高掛り・棟掛り等書上覚〕 *村入用分か	〔各人別家畝高覚書〕 *ノ45軒、各入院名付	〔各人別屋敷畝高覚書〕 *ノ44軒、各入院名付	百姓方高帳	安良見村涌懸増高帳	覚〔各領夫錢書上げ勘定〕 *天分・増分・修分	公事屋覚〔各院下株数書上〕 *2枚、通照院・正智院・天徳院・増福院・蓮華三昧院・修字院・三蔵院の各下〔封紙上書〕一右書付者多聞寺村夫公事ニ付御上より屋敷株御尋ニ付差上申書付之通書写置者也
享保9甲辰年9月日	慶安3年12月2日	慶安3年4月26日 ²⁶		明治元年	〔万治2年以降〕	〔近世末〕近代初期	〔近世〕			享保13申年	元禄11年6月朔日	丑 ^カ 12月	〔寛延4年辛未8月日〕
洞雲院、阿光院	安良見西村中〔印〕									金蔵院納所		藤兵衛 ^{〔左衛門カ〕}	
												喜多御氏	
横帳	横半帳	横半帳	袋	横帳	状	横帳	状	横折状	横折状	縦帳	縦帳	状	封紙包状

ウ-8-7	目録(納米につき・請取済)	宝暦5亥年12月21日	正智院代官(印)	安良見帳元喜多長左衛門	状
ウ-120	〔毛見帳へ書出す書付〕 *上半分変色	寛延3年午ノ年			状
ウ-8-6	目録(納米につき・請取済)	寛延2巳年極月21日	正智院代官(印)	庄屋兵右衛門	状
ウ-8	【紙紐にて束ね一括9点】↓詳細以下へ *紐端に「正智院蔵下皆済目録」の書付				
ア-23-16	覚(年貢皆済手形遣につき)	元文2巳年極月5日	修学院代官良□(印)	荒良見庄屋六助	状

c 年貢・上納

ア-222	新田百坪改帳 *封筒入	文久2年戌3月			横半帳
ウ-35	覚(大川端川原畑所持者の説明) *奉行所へ出控、往古より3ヶ村とせり合の場所	(寛延4年)未8月日	喜多長左衛門	御奉行 丹生院	状
ウ-2-10-8	乍恐奉願口上覚(田畑水入ニ付見分願) *外川原畑内島田畑荒所	子9月	安良見村惣代庄屋恒右衛門	御年預代	状
ア-23-24	〔土砂持込地御見分願控〕				状
ア-23-21	〔遠方杉原両村との溝床引并普請一件につき書状〕 *△	卯月16日	洞雲院	喜多長左衛門、西兵四郎	状
ア-23-20	〔新溝路の件につき書状〕 *近日京都御上の節はご逗留下さい△	卯月14日	洞雲院	喜多如閑	状
ア-23-23	口上(安良見村畑返り御免被成下につき) *年預代の裏書判あり	享保10年巳3月日	遠方村惣代郡平・同藤右衛門、杉原村惣代又三郎・同久兵衛	洞雲院	状
ア-23	【包紙包み一括24通】↓詳細以下へ *(包紙上書)「安良見村川原畑□り 御奉行洞雲院手紙」△				

キ- 125-17	ア- 362	ア- 82-2	ア- 82-1	ア-82	オ-4	ア- 352	ウ- 8-9	ウ- 8-5	ウ- 8-3	ウ- 8-2	ウ- 8-1	ウ- 8-8	ウ- 8-4
戴年貢皆済之事 *99 又 8 分	下作毛見弔附帳 大早魃ニ付不残毛見致シ遺候	植付より早魃ニ付覚帳・島田水釣入用覚 *△	御年貢上納覚帳 但し早損当毛荒引残り上納	【2冊一括】↓詳細以下へ *1の堅帳の表紙袋綴部分に1・2の横帳差込	あら見村敷帳	御年貢勘定帳	目録(納米につき)	〔土免・納ほか書上げ〕	〔土免分など書上〕 *ウ8-1・2と同か	〔安楽見村正智院分土免丑より巳迄の分書上〕	正智院下(安楽見村土免申より子迄の内)	目録(納米につき)	目録(納米につき)
文政13年寅極月22日	文政6癸未年	文政6未年5月	文政6癸未年		天明5巳年	明和元年申12月日		(近世)			(近世)	卯12月	卯12月
悉地院代官(印)	喜多	喜多	喜多長左衛門		悉地院代官							正智院代官(印)	正智院代官(印)
あら見村喜多長左衛門												あらミ村庄屋仁右衛門	あらミ村庄屋仁右衛門
状	豎帳	横帳	豎帳		豎帳	豎帳	状	状	状	状	状	状	状

キ-125-28	キ-125-39	キ-125-35	キ-125-31	キ-125-34	キ-125-32	キ-125-36	キ-125-30	キ-125-27	キ-125-14	キ-125-10-1	キ-125-38	キ-125-20	キ-125-10-4
覚(藪年貢皆済につき)	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢之事(皆済)	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事	藪年貢皆済之事
*140目	*101匁8分	*99匁8分	*140匁	*140匁	*101匁8分	*101匁8分	*140目	*140目	*99匁8分	*140目	*99匁8分	*99匁8分	*140目
日	天保11子ノ年極月20	天保9年戌極月14日	天保7年申極月	天保7年12月日	天保6年未極月日	天保6年未極月日	天保5年午12月19日	天保4年巳極月日	天保4年巳12月	天保3年辰12月日	天保3年辰12月23日	天保2年卯極月23日	天保2年卯極月日
	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)
	安楽見村長左衛門	喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	荒見村長左衛門	安楽見村長左衛門	安楽見村廿一株世話人喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門	喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

ウ-54	イ-470	ウ-52	キ-125-16	ア-310	キ-125-26	キ-125-15	キ-125-29	キ-125-19	キ-125-33	キ-125-23	キ-125-25	キ-125-40	キ-125-13
藪年貢之事(上納)	万年録(御地頭米大年貢覚) *平等院・西禅院・修学院・通照尊院・三蔵院・正智院・天徳院・蓮華三昧院・宝性院・悉地院・親王院・増福院	藪年貢皆済之事	藪年貢之事(受納) *金1両2歩・銀3匁・銭6分	萬年録(年貢他につき) *表紙虫損	請取申藪年貢之事 *140匁	藪年貢皆済之事 *99匁8分	藪年貢皆済之事 *140目	請取申藪年貢之事 *99匁8分	藪年貢皆済之事 *101匁8分内2匁用捨引	受取申藪年貢之事 *140匁	請取申藪年貢之事 *140匁	藪年貢皆済之事 *101匁8分内2匁用捨引	藪年貢皆済之事 *101匁8分
嘉永6年丑12月21日	嘉永6癸丑年始)	嘉永5年子12月	嘉永3年戊12月21日	從弘化4丁未至嘉永5子年止	弘化2年巳12月21日	弘化2年巳12月21日	天保14卯年12月	天保14年卯ノ12月20日	天保13年寅極月20日	天保13寅歳12月20日	天保12丑ノ年	天保12年丑極月日	天保11年子極月
悉地院代官(印)		悉地院代官(印)	悉地院代官(印)	喜多	宝性院納所(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	悉地院代官(印)	宝性院代官(印)	宝性院代官(印)	悉地院代官(印)	悉地院代官(印)
長左衛門		荒見村長左衛門	長左衛門		安楽見村長左衛門	あら見村喜多長左衛門	安楽見村長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	安楽見村喜多長左衛門	安楽見村長左衛門	安楽見村長左衛門	喜多長左衛門 あら見村藪廿一株世話人	安楽見村廿一株世話人喜多長左衛門
状	豎帳	状	状	豎帳	状	状	状	状	状	状	状	状	状

エ-388-24	ア-229	ウ-2-10-7	ウ-9-1-5	ウ-9-1-16	ウ-9-1-11	ウ-9-1-1	ウ-9-1-12	ウ-9-1-4	ウ-9-1-15	ウ-9-9-1	ウ-9	ア-321	ウ-53
覚(大豆不納銀・柴切料ほか請取)	年貢皆済之事 *米高49石5斗6升8合5勺・大高13石8斗8升	年貢皆済之事	〔西・平・正入書付覚〕	覚(白麦・礼銭等渡し)	〔米皆済証〕	〔皆済証〕	口上覚(年貢米皆済につき)	受取申敷年貢之事 *7匁皆済	敷年貢皆済之事	〔紙紐にて一括16通〕↓詳細以下へ	【こよりを縫った紐にて束ね一括29点】↓詳細以下へ	親王院敷年貢請取帳	〔年貢皆済の事〕
安政6未年12月日	安政6未年12月日	安政5年午12月日		安政2年卯 ² 11月22日	安政2歳卯ノ極月日	安政2年卯12月日	安政2年卯12月日	安政2年卯12月	安政2年卯12月22日			安政2卯年12月ヨリ (明治5年末)	嘉永6年丑ノ12月日
正智院代官(印)	正智院代官(印)	正智院代官(印)		悉地院納処(印)	西禅院庄屋(印)	蓮花三昧院庄屋(印)	三藏院庄屋(印)	喜多(印)	悉地院代官(印)			敷地支配湯浅藤左衛門	蓮花三昧院庄屋(印)
荒見村庄屋喜多長左衛門	荒見村庄屋喜多長左衛門	安良見村庄屋喜多長左衛門		あら見村長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多	平兵衛	安楽見村長左衛門				喜多長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状			横半帳	状

ウ-56	コ-245	ア-351	ア-315	ウ-41	ア-350	キ-96	ア-348	ア-314	ケ-250-35	ア-313	ウ-2-6	ア-359	ア-336
請取申戴年貢之事(皆済)	請取申戴年貢之事	正智院下収納帳	正智院下収納帳	年貢皆済之事	正智院下収納帳	年貢皆済之事	正智院下収納帳	正智院下収納帳	戴年貢皆済之事	正智院下収納帳	年貢皆済之事	正智院上下納ニ付年預表長統之写并正智院後見部屋定式帳之写 *万延元年庚申12月指引勘定詰共	正智院下収納帳
子	明治2巳年12月23日	慶応3年卯極月日	慶応2年寅極月日	慶応元年丑12月20日	慶応元年丑極月日	元治元年子12月日	元治元年子極月日	文久2年戌極月日	文久2年戌ノ極月21日	文久元年酉師走日	文久元年酉12月	日 万延元年庚申12月21日	万延元年申12月日
宝性院代官(印)	悉地院代官(印)			正智院代官(印)	庄屋元	正智院代官(印)			宝性院代官(印)	庄屋喜多淳介	正智院代官(印)	荒見村	
安良見村長左衛門	あら見村長左衛門			安楽見村庄屋喜多淳助		安楽見庄屋喜多淳助			庄や長左衛門		門 安楽見村庄屋喜多長左衛		
状	状	縦帳	縦帳	封紙包状	縦帳	封筒入状	縦帳	縦帳	状	縦帳	封紙包状	縦帳	縦帳

ケ- 236-18	ケ- 236- 8	ウ-5 -1-1	コ-29	ケ- 250-5	ウ- 111-2	キ-51	ア- 216	キ- 125-24	ウ-9 -1-3	ウ-9 -1-2	ウ-9 -1-8	ア- 23-22	ウ-51
覚(廻達并上納目録渡す旨)	覚(廻達并上納目録受取)	〔土免之御算用につき書付〕 *変色・カビあり	上納米筋出入控	藪年貢(覚書) *3両1歩	覚(夫料ほか上納金納るべき旨申渡) *18・19両日之内に、年預より地頭中へ被申渡	覚(藪地頭中へも竹持夫年四工宛相勤べき旨)	覚(去年分上納につき)	請取申藪年貢之事 *140匁	覚(藪年貢渡し)	藪年貢皆済之事 *140日	覚(年貢筋金受取)	覚(安良見村畑返り畝はだ免許一件につき) *今度修禪院より畑返し願其通仰渡に付	請取申藪年貢事(皆済)
12月14日早朝(近世)	午12月14日(近世)	(万治2年以降)	(近世)		12月12日	8月15日	亥3月13日	戊12月日	卯12月日	卯ノ12月日	卯12月18日	寅卯月12日	丑年12月日
西脇村役人	杉原村役人				正智院納処	年預代	勢観院(印)、年預代(印)	宝性院代官(印)	重次郎	宝性院代官(印)	新田庄屋	金剛三昧院年預代(印)、 勢観院(印)、清雲院(印)	宝性院代官(印)
あら見村役人中	安良見村役人衆中				庄屋仁右衛門		安良見村中	安楽見村長左衛門	喜多長左衛門	荒見村庄屋長左衛門		安良見村中	荒見村長左衛門
状	状	状	横帳	状	状	状	横折状	状	状	状	状	状	状

エ-309	コ-14	ケ-99	コ-103	エ-14	コ-100-6	コ-100-5	コ-100-3	コ-100-4	コ-100-2	コ-100-1	コ-101	エ-320	ケ-186
覚(壬申納金残納) 第三大区四ノ小区那賀郡荒見村 *写	和歌山県御管轄税納村方小入用共 壬申米大石代並夫錢帳 *朱筆あり、最終頁欠	御租税収納帳 *朱筆あり	御租税収納帳 *割印有	明治四年未暮上納方目安覚	〔上納石代金受取〕 *100-1に挟込	〔上納石代金受取〕 *100-1に挟込	覚(年貢金預り) *100-1に挟込	請取申初納二納之事 *100-1に挟込	請取申石代之事(初二納の内へ) *100-1に挟込	御年貢収納帳 *割印有、挟込文書5点↓詳細以下へ	宝性院下敷地・悉地院下敷地上納帳 *割印有	辛午年御年貢収納見留帳 控帳也 安良見村	御貢租引受江壳払記 *お金の単位より近世か
明治6年1月23日	壬申(明治5年か)	明治5年壬申11月日	明治4年辛未年ト同 5年壬申2月取立ニ 成	(明治四年未暮)	壬申正月8日	未11月11日	未11月4日	辛未10月2日	辛未10月2日	明治3年庚午12月日	明治3年午12月改	明治3年午11月日	(近世)
副戸長北長左衛門	荒見村役許	荒見村役許	村役人		村役人(印)	村役人(印)	村役人	村役人(印)	村役人(印)	村役人	北長左衛門	右村年寄新重三郎、同庄 屋湯浅藤左衛門	
					勘右衛門	勘右衛門	重兵衛	勘右衛門	重兵衛			収納両代官	
状	横帳	縦帳	縦帳	縦綴	状	状	状	状	状	縦帳	縦帳	縦帳	横帳

イ-349-2	イ-349	ア-23-14	エ-317	エ-91	キ-115	エ-379-8	エ-308	エ-131	エ-102	ア-118-12	ウ-110-11	ウ-110-13	ウ-110-12
一札之事(庄右衛門未進銀御用次第急度指上旨) *虫損大	【封紙包一括2通】↓詳細以下へ *封紙上書一金蔵院請取り手形 同院へ庄右衛門借状 二通	請取申銀子之事(河原荒起新田年貢銀) *去戌年分	〔六ヶ年平均納米・大豆ほかにつき差出帳離型〕 *離型作成者が五条県	〔米大豆高書上帳〕(納めか) *未あり	〔霜月に渡管の上納筋等書上覚〕 *前欠か、21石	記(上納につき石数差上の件につき) *下部破損	記(和歌山上納目録) *写か	〔湯浅藤左衛門・中畑熊之助年貢ほか納済金につき書上〕 *元は横帳の1丁か	明治七年貢米納諸入費	明治七年貢米納并取立入費録	山畑検地名寄合記帳 紀伊国那賀郡荒見郎 *両西分のみ	〔荒見村反別・高内訳等書付覚〕 *ウ110-12と一連か	明治六年租税上納割賦帳 紀伊国那賀郡荒見村
日	正徳5年末ノ極月23	宝永4亥年7月10日	(午年か)			15日(近代)	(近世末)	6日(近代、湯浅は3月6日受取)	明治7年	明治7年	明治7年3月	(近代)	明治6年11月
屋権左衛門	未進人庄右衛門(印)、庄	年預代(印)	(五条県)			竹中					副戸長新重三郎(印)、戸長北長左衛門(印)		和歌山県令神山郡廉(印)
	金蔵院様御納所	安良見村				喜多							
状		状	豎帳	横帳	状	状	状	横折状	横帳	横帳	豎帳	重折状	豎帳

エ- 371-7	エ- 371-11	エ- 371-8	エ- 371-10	エ- 371-9	カ-44	ウ- 63-4	キ- 127	キ- 125-37	イ- 352-3	イ- 352-1	イ- 352-2	イ- 352	イ- 349-1
〔正米残分規則通り至急運輸願書状〕 *残りの内60石	〔お預置米当地にて売払のためお回しを願う書状〕 *至急当地にて売払度、100石ばかり	〔正米御積置の旨承知・代金調置を伝える書状〕	賞(米請取)	賞(米請取)	口上(我等請居喜多氏惣請の宝性院藪地藪たえに付年貢御用赦を宝性院へ御願上願)	受取申米之事(正智院為替米)	賞(金銭受取) *17両3歩余	賞(不足銭受取) *銭20文	一札之事(未進銀皆済下され差上の預り家当分お差置下さる事につき) *虫損あり	請取申伊兵衛未進銀之事	伊兵衛未進之覚	【封紙包一括3通】↓詳細以下へ * (封紙上書)「伊兵衛味進銀龍城院請書」、破損	請取申銀子之事(庄右衛門未進銀) *虫損大
3月6日	2月16日	1月13日	戊3月31日	戊3月19日	未12月25日	巳4月24日	安政5年午12月20日	天保5年午12月19日	正徳6年申閏2月日	正徳6年申閏2月4日	正徳6年申2月日		正徳6年申2月25日
蓮花三昧院竟増	蓮花三昧院竟増	蓮花三昧院竟増(花)	津村孫助(印)	津村孫助(印)	増福院下良順(印)	洞雲院納所(印)	正智院代官(印)	悉地院代官(印)	預り主伊兵衛(印)、証人源五郎(印)	龍城院納所(印)	龍城院納所(印)		金藏院納所(印)
北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	蓮花三昧院	蓮花三昧院	喜多長左衛門	喜多長左衛門	安ら見村庄屋長左衛門	あら見村喜多長左衛門	御地本喜多長左衛門	長左衛門	安良見村源五良		北長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状

III 2 d 人別・宗旨送り等

イ-431	イ-407	イ-409	イ-406	イ-422	イ-433	ユ-163
送り一札之事(みよ縁付) *破損大、(端裏書)「平兵衛妻」	寺送り一札之事(みよ縁付) *(端裏書)「平兵衛 清水」、破損大	〔金蔵養子につき宗旨送状〕 *(端裏書)「金蔵」、上部欠損	宗□□之事(るい縁付宗旨送) *(端裏書)「吟蔵妻」、破損大	宗旨御改送り一札之事(こさき縁付) *破損、(端裏書)「繁八妻」	宗門送り一札之事(お美縁付)	〔安楽見村人別・反別改め雛型〕
文化15年寅正月	文化15年寅正月	文化9年申6月晦日	文化9年申正月	文化8未年8月日	安永7年戌8月	
(印)南浦浜方庄屋善太夫(印)、同所肝煎伝之助(印)	日高郡印南浦印定寺(印)	天徳院役僧(印)	黒松村迎福寺(印)、同村庄屋文蔵(印)	遠方村庄屋勘右衛門(印)、同断年寄忠兵衛(印)、同断安福寺(印)	和歌浦性応寺	
安良見村役人衆中	安良見村西福寺	阿良見村西福寺・役人中	あら見村安福寺・御役人衆中	高野領安良見村安福寺		
状	状	状	状	状	状	縦 綴

d 人別・宗旨送り等

カ-145-28	ケ-250-28	エ-371-2	ケ-250-27	ケ-250-25	ケ-81-5
〔各院へ渡す毛綿・白麦・粉書上覚〕	〔先に白麦頼みの件四駄登す由承知の旨一札〕 *(封紙上書)「差紙 正智院代官」	覚(三蔵院下過米等渡し)	〔白麦調えを頼む差紙〕	覚(蔵下中へ雑事老荷登せ申付)	春登せ米皆濟事 *3石1分
		12月27日	10月3日	7月14日	4月11日
	正智院納所	湯浅氏	正智院納処 (封印)	正智院納処	正智院代官(印)
	門 安良見村庄屋喜多長左衛門	喜多御氏	安良見村庄屋長左衛門	荒見村喜多長左衛門	荒見長右衛門
横折状	封紙包状	状	状	状	状

イ-424	イ-444	イ-450-4	イ-450-5	イ-450	イ-417	イ-441	イ-436	イ-420	イ-443	ケ-75	イ-434	イ-428	ケ-57
寺送り一札(惣左衛門養子)	宗旨送り一札之事(直右衛門養子) *破損あり、(端裏書)「直右衛門」	人別引取一札之事(弥三引取) *破損、其元同家弥三当丁内浪花屋勇次郎方へ△	人別送り一札(弥三郎引取) *誰方同家弥三郎其町内浪花屋勇次郎代長谷川屋要蔵方へ引取同家 【封紙包五通一括】↓詳細以下へ、但-2-3は北家項へ *(封紙上書)「宗旨人別送状(異筆インク書)『五通在中』」	宗旨送一札之事(さき縁付) *(端裏書)「甚三郎妻」、破損大	送り一札之事(夏縁付) *破損大、(端裏書)「清蔵妻」	寺送り一札之事(なつ縁付) *破損大	宗旨送り一札之事(よし縁付) *(端裏書)「伊兵衛妻」、破損	寺宗旨贈り一札之事(きよ縁付) *(端裏書)「重左衛門妻」	俗姓請状之事(楠重縁付) *(端裏書)「重太夫妻」	宗門送り状之事(楠恵縁付) *虫損、(端裏書)「西重太夫妻」	宗旨送り手形之事(つね縁付) *破損、(端裏書)「沢五郎右衛門妻」	送り一札之事(小まつ縁付) *(端裏書)「彦右衛門妻」	
天保2卯年8月	文政13年寅3月	文政12丑年5月	文政12年丑正月	文政11年子8月	文政10亥年8月8日	文政10年亥8月	文政7年申3月	文政7甲年申ノ3月	文政6年未8月8日	文政6年未8月	文政□年未7月日	文政2卯年7月日	
(印) 国領上丹生谷村西方寺	名手組平野村林峯、庄屋代肝煎藤五郎(印)、同村観音寺(印)	大坂京町堀式丁目年寄仁和寺屋喜兵衛(印)	紀州那賀郡荒見村庄屋誰		杉原村薬師寺(印)、同村庄屋直助(印)	平沼田村庄屋浅右衛門(印)	平沼田村地福寺(印)	粉川運行寺(印)	御国領名手組池田垣内村瑠璃寺(印)	那賀郡上丹生谷村武右衛門(印)、同親類喜右衛門(印)	上那賀郡名手組□□(上丹生)谷村西方寺(印)	麻生津西之脇成菩提寺(印)、同村庄屋幸右衛門	黒川村安楽寺(印)、同村庄屋弥市郎(印)
寺領安楽見村西福寺	安良見村西福寺、御役人衆中	紀州安良見村新才之進	大坂京町堀式丁目年寄仁和寺屋喜兵衛		安楽見村西福寺・同村御役人衆中	安良見村安福寺	安良見村御役人衆中	あらみむら西福寺	高野山寺領安楽見村安福寺	同郡安楽見村役人衆中	西福寺	安楽見村安福寺・同村役人中	荒見村西福寺、同村役人衆中
封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

ケ-56	イ-423	イ-430	イ-405	イ-404	イ-416	イ-415	イ-419	イ-403	イ-418	イ-442	イ-429	イ-437	イ-412
送一札之事(ふさの縁付)	宗旨送り一札之事(千右衛門住居致) *破損大	寺送り一札之事(せい縁付)* (封紙上書)「送り 勘兵衛妻女」、破損	宗旨送り一札之事(こよし縁付) * (端裏書)「栄次郎妻」、破損大	送り一札之事(ちよ縁付) * (端裏書)「利兵衛□□」、破損・変色あり	宗旨送り一札之事(りん縁付) *破損	宗旨送り一札之事(りん縁付) * (端裏書)「吉次郎妻」、破損大	送り一札之事(しげ縁付) * (端裏書)「重次郎妻」、破損	宗旨送一札之事(其村立越致) * (端裏書)「清次郎」、破損	稼送り一札之事(小かつ稼に参) * (端裏書)「勝左衛門妻」、破損大	宗旨送り一札之事(よし縁付) * (端裏書)「藤次郎妻」	宗門送り一札之事(ちん縁付) * (端裏書)「乙右衛門妻」	宗旨送り一札之事(鶴菊縁付) * (端裏書)「富右衛門妻」	宗旨送り一札之事(佐兵衛養子) * (端裏書)「奥書」同村庄屋吉左衛門(印)
天保15辰年2月	天保14卯年霜月日	天保14年卯8月	天保12丑年8月日	天保12丑年7月日	天保11庚子年8月	天保11庚子年7月	天保8年酉10月	天保8丁酉年8月日	天保8年酉4月	天保7申年7月日	天保6未年8月	天保5年午8月	天保4甲午年8月
打田村法泉寺(印)	勝神村薬師寺(印)、同村庄屋源吾郎(印)	岩手庄西野村寿福寺(印)	三谷邑庄屋長五郎(印)、同村龍谷寺(印)	細野庄中畑村阿弥陀寺(印)、同村庄屋吉五郎(印)	那賀郡友渕組下番村大善寺(印)	那賀郡友渕組下番和田村庄屋庄司勘左衛門(印)	粉川組北志野村庄屋惣兵衛(印)、同村観音寺(印)	麻生津組赤沼田村地藏寺(印)、庄屋黒田久五郎(印)	伊都郡古佐田村庄屋仙蔵(印)、同郡橋本町応其寺(印)	四村庄御所村薬師寺(印)、同庄同村庄屋源吾(印)	田中組久保村医王寺無住同組竹房村代宝性寺(印)	名手組江川中村釈迦寺(印)、同村庄屋原儀平治	名手組上村安養山真勝寺(印)、(奥書)同村庄屋吉左衛門(印)
あらミ西福寺	あらみ村西福寺・御役人衆中	安良見村安福寺	安良見村安福寺・同村御役人衆中	あらミ村安福寺御役僧・同所同村御役人衆中	安良見村安福寺	安良見村御役人衆中	安楽見村御役人衆中	安良見村安福寺・御役人衆中	高野山寺領荒見村御役人衆中	安楽見村西福寺、同村御役人衆中	高野領安楽見村西福寺	高野領分安楽見村御役人中、安福寺主	荒見村安福寺、(奥書宛所)荒見村御役人衆中
状	状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

イ-425	イ-421	イ-411-2	イ-427	ウ-32	イ-414	イ-413	イ-449	イ-438	イ-410	イ-445	イ-432	イ-411-1	イ-411
宗門送り一札之事(千代縁付) 形 久右衛門 是ハ亥十月三日ニ来ル、イ448参照	宗旨寺送り一札之事(文治郎出稼引越)	寺送り一札之事(なを縁付)	寺送り一札之事(たみの縁付) *(封紙上書)「送り手形 千光寺」	送一札之事(良助養子遣)	送り一札之事(亀蔵養子) *破損大	宗門寺手形一札之事(亀蔵養子) *(端裏書)「文次良」、破損大	□ ^(破損) □村送り之事(弥助倅) *破損大(袖上部欠損)	宗門送り一札之事(吉次郎縁付)	宗旨送り手形之事(よし縁付) *破損	宗門一札之事(とめの縁付) *(封紙上書)「宗門送り一札 藤井村」	宗旨送り一札之事(わき縁付) *破損、(封紙上書)「送り一札 中庄右衛門妻」	送り一札之事(りか縁付) *破損	【封紙包一括2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「送り一札入 西志富田村仲次郎姉」、破損大
嘉永4亥年9月	嘉永4亥年7月日	嘉永3戌年9月日	嘉永2年酉7月	嘉永元年申	弘化4年末11月	弘化4年末11月日	弘化4年末8月	弘化4丁未年8月日	弘化3年丙午年8月日	弘化3年午7月	弘化2年巳2月	天保15甲辰年8月	
粉川庄屋半次郎(印)	安楽川小路村宝性寺(印)、 同村田中清右衛門(印)	粉川邑千光寺(印)	吉田円満寺(印)	高野寺領那賀郡荒見村庄 屋・年寄	那賀郡南中村向井定次郎 (印)、同村庄屋市右衛門 (印)	那賀郡□ ^(破損) 中村薬師寺(印)	遠方村庄屋元五郎(印)	友渕下番大善寺(印)、同 庄屋庄司勘左衛門(印)	麻生津西之脇村成菩提寺 (印)、同所庄屋徳三郎 (印)	藤井村庄屋重次郎(印)	田中組窪村庄屋新右衛門 (印)、同村医王寺(印)	西志富田村庄屋治右衛門 (印)、同村地福寺(印)	
安楽見村御役人衆中	荒見むら西福寺	安良見邑安福寺		□□町御役人衆中	高野寺領安楽見村御役人 衆中	高野寺領内安楽見村西福 寺様御納所	安楽見村御役人衆中	あらみ村安福寺上・同御 役人中	あら見村安福寺・同村御 役人衆中	安良見村御役人衆中	同村安福寺	寺領安楽見村役人衆中、 村安福寺	安楽見村御役人衆中・同 村安福寺
封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	

エ- 388-20	ア- 227	ウ- 27-2	ケ-76	イ- 450-1	エ-15	ケ- 73	イ- 447	イ- 426	イ- 408	イ- 446	イ- 440	イ- 435	イ- 448
【封紙包み2点】↓詳細以下へ *（封紙上書）「高野寺領安良見村庄屋元衆中年寄衆中年寄衆中 若山藤上町年寄中」	〔当村岩吉妻の人別送り願ひ〕 *その村善四郎娘はるえ	稼一札之事（長右衛門鍛冶職）	俗姓送り一札之事（雛型）	宗旨人別送状之事（孫助養子） *其御村長左衛門方へ	乍恐奉願上候（弟信之助養子遣につき宗旨人別送へ添翰願）	俗姓送り一札之事（たけ縁付） *池尻又兵衛娘たけ	宗旨送り一札之事（ちよの縁付）	稼往 ^{（原）} □一札之事（かめの稼参） *破損（封紙上書）「稼送り一通 市場村喜兵衛 東文兵衛妻」	宗旨送り一札之事（熊蔵罷越） *封紙上書「宗旨送り一札之事 丑七月 三次郎送り老通」、虫損あり	寺手形之事（つね縁付） *破損大、（封紙上書）「宗旨手形老通 甚左衛門より」	宗旨送り一札之事（ふく乃縁付） *封紙破損、義右衛門より	宗旨寺送一札事（せい縁付） *破損大	宗旨送り一札之事（千代縁付） 事 久右衛門 是ハ亥十月三日ニ来ル」、イ425参照 *（封紙上書）「寺送り一札之
	未8月3日	明治4年未正月	明治3午歳何月	明治3庚午年9月日	明治3午年6月25日	文久2壬戌年9月日	嘉永6年丑8月吉日	嘉永6年丑8月	嘉永6年丑7月	嘉永6丑年7月日	嘉永5壬子年8月日	嘉永5年子8月	嘉永4亥年9月
右衛門	第七拾七区信田村庄屋利	田辺藩南部組西岩代村村長貴志重蔵（印）		九度山村庄屋佐兵衛代年寄兵助（印）、同村遍照寺（印）	那賀郡安良見村庄屋左衛門、右宗左衛門病氣代規類彦治郎（印） 差添庄屋藤左衛門（印）	紀州上那賀郡安楽見村庄屋治左衛門	杉原村薬師寺（印）、同村庄屋直助（印）	喜兵衛且寺安養寺（印）、庄屋文兵衛（印）	友測下番大善寺（印）、（奥書）庄屋庄司勘左衛門（印）	打田村法泉寺（印）、同村庄屋井畑専助（印）	東志富田村現福寺（印）、同村庄屋三宅喜平治（印）	池田垣内村瑠璃寺（印）、庄屋茂兵衛（印）	粉河村福生寺（印）
	荒見村御役人衆中	上那賀郡安楽見村役人湯浅藤左衛門		役人衆中 安楽見村安福寺、同処御役人衆中	五条県御役所	泉州日根野郡岡田浦役人中	西福寺貴納、御役人衆中	あらみ村安福寺、同村庄屋留右衛門	安良見西福寺、（奥書宛所）あらみ村御役人衆中	安福寺知事、御役人中	安楽見村安福寺、同村御役人衆中	高野寺領荒見村安福寺御納所、同御役人衆中	安楽見村安福寺御役僧
	状	封紙包状	状	状	縦 綴	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状

エ-178	ウ-5-7	イ-377	ウ-5-12	キ-68	ア-23-6	エ-313	エ-229	ウ-27-15	エ-386-8	エ-305	コ-127	エ-388-20-2	エ-388-20-1
往来手形之事(安良見村清兵衛西国巡礼につき)	往来手形之事(荒見村専次郎) *神社仏閣拝礼に罷出度	往来手形之事(諸国社寺并四国拜礼のため) *日高郡南谷組立石村百姓親佐吉外俸4人、この年は酉、破損変色あり	往来一札之事(仙次郎妻俸) *四国巡拜	往来一札之事(弟子智禅四国巡拜に付) *(端裏書)「智禅房四国行往来手形写」	往来切手之事 *写	〔村高・家数・人別改書付〕 那賀郡安良見村 *2丁	切支丹宗門御制禁人別相改寺請帳・家数人別増減差引帳(共に雛型) *朱筆あり	〔青物椽につき寄留証(鑑札か)〕 *摂州大阪西天満十壱丁目泉屋伊助方へ	〔人別送り雛型〕 *当村惣左衛門二男良助養子参	指上申御請書之事(今般人別御取調につき猶子ニ貫請人村籍加入願) *下書か、友八	〔当村良助其元丁内へ養子仕のためお尋ねへの返答書〕 *(端裏書)「湊上町町年寄江遣し書状尤控 九兵衛新兵衛印形付」	〔良助養子の為人別送を求める書状〕	〔惣左衛門二男良助山口屋五郎助方養子につき問合せ書状〕 *差障の有無尋、元々外の封紙はこれのみ入か
明治4年未2月末日	安政4己歳7月日	嘉永2年 ^(マ) 戊2月上旬	弘化4年未2月	天保7年申2月日	寛延4辛未歳正月5日	明治3年庚午3月日	7月迄) (辛未6月27日) 戊				申10月(近世)	11月11日	10月28日
右村役人湯浅藤左衛門	荒見村安福寺(印)、同村庄屋富右衛門(印)	同州同郡同村浄土派法連寺(印)	紀州高野寺領安良見村安福寺	紀州那賀郡高野領安良見村安福寺	紀州那賀郡安楽川阿弥陀密寺(奥書)同邑名主津田幸右衛門	紀州那賀郡安楽見村	(公印)・五条県戸籍課)				高野寺領安良見村庄や九兵衛(印)、年寄新兵衛(印)	若山湊上町年寄作兵衛、同伊左衛門	湊上町年寄作兵衛、同伊左衛門
町役人中	国々御番所御役人衆中 衆中村々町々御役人中	宿々村々御役人中	国々御関所御役人衆中、人衆中	国々御関所川々宿々在々御役人衆中	御関所御役人中、御村所御名主中	奈良県出張五条役所	紀州那賀郡安良見村新三郎・父久右衛門・母ちる・俵太助				若山湊上町年寄作兵衛、同伊左衛門	高野寺領安良見村庄屋元衆中・年寄衆中	高野寺領安良見村庄屋衆中・年寄衆中
状	状	状	状	状	状	罫紙縦帳	罫帳	封紙包状	状	状	状	封紙包状	状

e 諸事件に関するもの

ウ-95-8	〔伊勢両宮拝礼につき通行手形〕 *荒見村定右衛門・利三郎の分	明治5壬申年3月8日	右村庄屋北長左衛門(印)	国々所々御役人衆中	状
ア-225-7	一札之事(私家にて銭勝負仕詫び状) *破損あり	宝永7庚寅年2月日	本人藤作(印)、五人組頭彦三郎(印)	喜多長左衛門	状
ケ-62	覚(安福寺訴出一件相済みにつき) *写、安福寺は正智院末寺、以後住職は毘沙門講中より相応之仁琳相定旨	元文2巳年8月5日	北宝院、遍照尊院、蓮金院、高祖院	安良見東村安福寺毘沙門講中	封紙包状
イ-397	覚(持株村懸り重株出入済につき) *イ396とはぼ同	寛政7年卯6月	暖人多聞寺、同喜多長左衛門	助太郎	状
イ-396	覚(持株村懸り重株出入済につき) *破損大、助太郎・清八	寛政7年卯7月	多聞寺、喜多長左衛門	助太郎	状
ウ-34	奉誤一札之事(貴家支配堤敷の箱盗取り捕らえられ) *紙帯に「惣左衛門支配ノ川原敷江粉川ノ者共箱盗候節」と書付	文化6年巳4月日	本人石町甚右衛門、詫言挨拶人健蔵・同茂兵衛	西惣左衛門、喜多長左衛門	状
ウ-38	①乍恐奉願口上書(親お咎蒙時にお取上の屋敷田畑お下げ願) *封紙上書「東吟次郎親久右衛門蒙御咎有之所取暖証文下書」、内容3件の1、喜多挨拶で済	文化7年午2月日	①願人吟次郎、庄屋幸左衛門	①御地頭・御納所	封紙包状
ウ-38	②一札之事(親お咎蒙時の村小入用滞分喜多氏挨拶により済につき) *内容3件の2	文化7年午2月日	吟次郎	幸左衛門	
ウ-38	③一札之事(親お咎蒙時の村小入用滞分喜多氏挨拶により受取につき) *内容3件の3	文化7年午2月日	庄屋幸左衛門	吟次郎	
イ-365	【封紙包み一括3通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「庄右衛門誓紙」				
イ-365-1	誓□□之事(不心得改め誓詞) *一通が上下二片に分割、更に真中部分欠	天保4年巳11月	孝之助	喜多 ^(破損) □左衛門	封紙包状
イ-365-2	指入申一札之事(不心得改) *変色あり、博奕、喜多取暖で親に詫入	□ ^(破損) 化4年未2月日	庄右衛門	喜多長左衛門	状
イ-365-3	誓詞之事(不心得改につき) *変色あり	弘化4年未2月日	庄右衛門	喜多長左衛門、親人	状

イ-332-3	ウ-20	ウ-99	イ-366	イ-350	イ-340	イ-252-2	ウ-26-6	ウ-26-7	ウ-26-5	ウ-26-3	ウ-26-4	ウ-26	イ-273
〔池の名称等聞合せ書状〕 *損大扱注意、ウ20参照、去七月長左衛門角左衛門粉河出合件	去七月粉川ニ而出合一座切と申合候而物語仕候口上(安楽川田中境争論につき) *虫損、いちさぎれ、イ33213参照	市兵衛江申渡候(背き伐木の過錢持参すべき旨)・村中江申渡候(村方は過料を佐五右衛門外三人へ返却し村中過料持参の旨) *虫損変色あり、市兵衛は2貫文・村方は市兵衛を訴出た佐次右衛門不届として不吟味で過料掛た事に対し1貫文	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申一札之事(庄右衛門不心得改につき親類連印状写) *上部欠損、控	〔源助拜借上納一件申渡度旨有り差紙〕*上部欠損、源助同道の上	〔万五郎正智院百姓申付につき申渡一札〕 *破損	乍恐再往奉願口上(年貢米附登す馬方横領一件につき案) *文章前半のみ	〔亥ノ寅年人名覚〕 *ウ2617の続きか	〔未ノ亥年訴え他につき登山人名覚〕 *御裁許状不得心ニ付持参ほか	覚(伝兵衛以下九人棟・夫役につき書上) (近世)	〔未年ノ辰年夫役・棟役高書付け〕 (未ノ年ノ辰ノ年)	〔夫役棟役銀妹奉公給より指引かれ一件訴状写〕 *私妹庄屋源左衛門方へ奉公仕処	【封紙包み状7通】↓詳細以下へ *(封紙上書)〔 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 筋ノ書物〕	奉指上一札之事(博突お咎仰付につき託) *先年身持不埒で村方役人・喜多立合で俸へ名前切替処又々不心得 明治2年巳正月日 本人弥右衛門(印)、親類惣代左八(印)、同断字右衛門(印)
3月17日	3月22日	2月25日		<input type="checkbox"/> 月7日	11月9日		(近世・亥子寅)	(宝暦3年頃か)	(近世)		巳5月		
	角左衛門、長左衛門	年預代	安良見広助、孫市郎、平次郎、重左衛門、五郎右衛門	正智院納所	正智院代官致遠(花)						喜多長左衛門門前伝兵衛(印)		村方役人、証人北長左衛門
状	甘露院		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保伊助	阿良見村喜多長左衛門、九左衛門	左五右衛門、長左衛門、組中								状

エ-33	ア-23-1	ア-23-10	キ-126-1	ケ-236-4
(表紙)上(内題)乍恐奉伺口上覚(お救助米お下げ御沙汰なき者有事につき) 安楽見村 *先般極困者等取調仰付られ書認めたが	〔理不尽に小百姓救棟役銀として没収の家財道具返却仰付願写〕	乍恐奉願上口上書(困窮につき収納勘略願) *下書	救郷筋勘録(控)	救合筋勘録
明治2年巳12月日		戊2月		
安楽見村年寄清水幸左衛門(印)・新重三郎(印)、庄屋湯浅藤左衛門(印)	惣代仁右衛門、幸七	安良見村惣百姓惣代吉次郎、同清左衛門		
堺県出張所御役人		年預代		
縦帳	状	状	横折状	状

f 救

エ-379-2-2	エ-379-2-1	エ-379-2	エ-104	ケ-250-29	エ-376-7-12	エ-376-7-1	ウ-37
覚(金につき喜兵衛・佐吉聞取書)	〔風吹峠辺落失財布の件につき喜兵衛等申立と惣廻り聞取り金子額違いにつき進達〕	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「あら見村にて湯浅藤左衛門様 富松万輔」	〔氏神で粉川村榎坂手先吉兵衛刀にて切入事件一件書付〕 *閏8(11悪病流行で於氏神ご祈禱時、近世後期で閏8月は文化13・文政7・文久2年	〔四国遍路中急死人娘迎一件行違有に付当人召連早々登山申付差紙〕 *当院百姓其村内文左衛門妹智法并同人娘たけ	覚(辰巳源次郎屋敷賃不致分) *御願上	誤一札之事(東村安福寺洗場の岩石を自家石垣に積込んだ旨) *雛型か	〔昨日御地堤敷で笥盗者共御用捨下され御礼并始末を伝える書状〕 *犯行は昨日24日か
4月23日(近代)	4月30日(近代)		(閏8月11日~17日)		巳12月日	月日	4月25日
				正智院代官	平次郎	本人、証人、同	庄屋嘉兵衛
				安楽見村庄屋長左衛門	キタ淳助	安福寺様御旦中	喜多長左衛門
状	状		横帳	封紙包状	状	状	状

エ-89	エ-31	エ-90	コ-94
用捨貸米控帳 明治三午歳三月貸附同歳十月猪子限返納定 *袋綴に挟込文書2点あり	安楽見村難渋人救合仕法控帳 控(お救い願) *救合出米人数救合法立	施粥貫人控	救合掛り小入用控 *午春救合米筋小入用・夫附控
明治3午歳3月	明治3年午2月	明治3年午2月日	明治3年午正月
村方役	安良見村年寄新重三郎・清水幸左衛門・同庄屋湯浅藤左衛門	湯浅藤左衛門、新十三郎、清水幸左衛門	村役人
	地方御奉行		
横帳	竖帳	横帳	横帳

g 巡見

エ-389-15	エ-105	エ-10	ケ-236-21	エ-379-17	エ-387-18	エ-371-13	ア-259-4	ア-198
〔寺領村高・山行列・天野御宿等書付帳〕 *巡見に関するものか	錢帳 明治四辛未正月より四月十五日迄小入用正月二月二ヶ月分者前庄屋湯浅より出ス別帳有外ニ鷺尾殿御巡見諸入用補き共村割夫	鷺尾五条県知事様御巡見ニ付諸事控	記(五条県知事一行朔日登山後村々御巡見につき休泊等仰越の旨達) *写、休泊昼食家名書上	記(鷺尾五条県知事巡村につき休泊・人足勤を命じる書状)	記(鷺尾五条県知事高野山并最寄村々巡見につき先触) *写、奥に書添(休泊は寺務所告触通の旨)未正20 寺務役所↓村々役人中	勘定目録覚(御奉行役人止宿料ほか) *宮座関係あり	覚(御奉行止宿料ほか金銭書上勘定)	御順見宝曆十辰年十二月中旬御通り此夫錢集明巳ノ二月下旬石高二八分ツ、(取集金書上) *64石2斗6合5勺
	明治4辛未正月より4月15日迄	明治4年辛未正月24日中食	正月20日	未正月20日(明治4年か)	辛未(明治4年)正月18日	12月大30日	丑12月29日	
		鷺尾五条県知事様御本陣北長左衛門	①事務役所②喜多長左衛門	寺務役所	五条県	富右衛門	富右衛門	
		村方御役人衆中		花坂村より清水村まで村々役人中	五条村より村々役人	喜多長左衛門	喜多	
横半帳	横帳	横帳	状	状	状	状	状	横帳

h 公儀改め

エ-20	〔小筒持主名前書上押印一札〕 *元複数枚の内の1丁か			豎折状	
キ-57	〔御公儀様武具馬具等改につき連判一札写〕 *〔端裏書〕「百姓共武具馬具停止ノ節書付写」	申ノ8月朔日	物右衛門(印)、平右衛門(印)、伝兵衛(書)彦之丞(印)、平九良(書)外9人 伝兵衛、平九兵衛、半十郎、彦左衛門、彦九郎、利兵衛外8人	庄屋弥兵衛、肝煎清左衛門、同兵右衛門 庄屋弥兵衛、清左衛門、兵右衛門	状
ウ-22	〔公儀より諸武具改につき証文へ判形願一札〕 *一部変色劣化カビあり、袖部破損、(日付横貼紙)「弓鉄砲鎗長刀具足甲鞍証」、キ57参照	申ノ8月朔日		状	

i 庄屋として請証文

ウ-27-14	借用申銀子之事 *質物は畑	慶応2年寅極月日・明治4年未12月日	本人弥三郎(印)、証人久左衛門(印)、地庄屋喜多長左衛門(印)	治右衛門	封紙包状
キ-90	〔12点一綴〕↓詳細以下へ *袖上部二穴コヨリ通し綴				
キ-90-1	本銀返証文之事	明治3年午正月日	本人利兵衛(印)、加判人定介、蔽地支配喜多長左衛門(印)	平次郎	状
キ-90-2	田地差入銀子借用証文之事	明治3年午5月日	借用主利兵衛(印)、親類惣代国領小田村字兵衛(印)、証人善四郎(印)、(奥書)村役人湯浅藤左衛門(印)	幸右衛門	状
キ-90-5	田地差入銀子借用証文之事 *〔端裏書〕「助左衛門」	明治3年午5月日	借用主利兵衛(印)、親類惣代国領小田村字兵衛(印)、証人善四郎(印)、(奥書)村役人湯浅藤左衛門(印)	井関義三郎	状
キ-90-3	田地本銀返証文之事	明治3年午10月日	本人定右衛門(印)、証人甚兵衛(印)、(奥書)村役人湯浅藤左衛門(印)	音右衛門	状
キ-90-4	本銀返し証文之事	明治4年辛未2月日	本人長三郎(印)、証人三次郎(印)、久右衛門(印)、(奥書)庄屋北長左衛門(印)	楠次郎	状
キ-90-6	本銀返証書之事	明治4年辛未4月日	売主荒見村勝兵衛(印)、(奥書)荒見村庄屋北長左衛門(印)	杉原村長左衛門	状
キ-90-7	本銀返証文之事	明治4年辛未4月日	荒見村売主九左衛門(印)、証人喜兵衛(印)、(奥書)村役人北長左衛門(印)	清助	状

ケ- 236-22	ケ- 253	エ- 132	ケ- 250-34	ケ- 250-6	カ-47	カ-46	j その他村政全般（近世）					
おぼへ（取替金等渡し・請取書）	覚（東海道二タ川宿助郷滞金割掛にて納るべき旨） *1石二付1貫138文掛り（今回はこの半分）7/16に村役人へ	〔大工ふさ外五人棟役村扶持金等書付〕 *元は横帳の1丁か	〔夫銭・供料・組下入用等金銭書上勘定覚〕 *不足	〔米方他書上差引勘定覚〕 *内容に二月御奉行御止宿料・役人飯代・御奉行昼飯等あり	覚（高夫せん他書上勘定）	おぼへ（高夫せん他書上勘定）	エ- 248	キ- 90-12	キ- 90-11	キ- 90-10	キ- 90-9	キ- 90-8
②申11月11日	午7月日（明治3年か）	（8年1月帳へ出す）	文久2年戊極月	安政3年辰12月日	安政2年卯12月	嘉永7年寅12月	明治4年未4月日	明治5年壬申3月	明治4年辛未7月日	明治4年辛未7月日	明治4年辛未4月日	明治4年辛未4月日
①勘兵衛（印）②請取勘定済旨（小梅（拇））	村役人		西勝二郎	富右衛門	富右衛門	富右衛門	借用主儀左衛門、（奥書）庄屋北長左衛門	伊勢講地掛り講中惣代佐左衛門（印）外2人、（奥書）庄屋北長左衛門	榎木原伊勢講中惣代文右衛門（印）・定治（印）、（奥書）庄屋北長左衛門	伊勢講中惣代定助（印）・佐八（印）、（奥書）庄屋北長左衛門	見村庄屋北長左衛門（印）人善四郎（印）、（奥書）荒地譲り主清吉（印）、証	本人勝兵衛（印）、証人九左衛門（印）、（奥書）荒見村庄屋北長左衛門（印）
見村役人中			キタ	喜多御氏	喜多御氏	喜多御氏	助左衛門	重左衛門	利八	健助	清助	八之丞
状	状	横折状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

III 2 j その他村政全般（近世）

ア-225-3	エ-345	エ-389-58-13	ケ-250-36	エ-84	ケ-236-12	ケ-236-20-2	ケ-236-20-1	エ-106	ケ-250-22	ケ-250-26-3	ケ-250-26-2	ケ-250-26-1	ケ-250-26
譲り ^{破損} □□（家畑金等譲り渡し） *破損、松之助・兵左衛門へ譲（息子か）	願ひ造用（寺領・国領につき書上覚）	〔各人別金銭書上口数覚〕 *訂正分と清書分、喜多有	正智院分（藪夫ほか出夫名前書上覚）	〔村役人金銭出書上げ帳〕 *表紙白	〔勘定登・手形等につき願出の件承知の旨を伝える一札〕	覚（助郷掛金の内訳書上） *2通紙帯一括の内2	助郷金半納受取之事 *2通紙帯一括の内1	〔松原・勝神・遠方村高掛り・金銭書付〕 *四ヶ村会・郡中会行	正智院下（喜多諸掛り金銭書上差引勘定覚） *地方奉行宿料・役人飯代・当役給等あり	覚（遍照尊院・正智院入他諸掛り書上勘定）	覚（申利不足・酉利他金銭書上）	覚（申・未他金銭書上勘定）	【重ね巻き一括3点】 ↓詳細以下へ
享保4年亥極月15日	（近世か）			（近世）	12月15日		閏10月11日（近世）	（5月21日）～11月27日	酉12月日	酉月日	酉ノ極月日	申極月	
本人源兵衛母、証人左次 右衛門・同加右衛門・同松 右衛門・同喜多源之丞					両代官納処		事務役所役人（印）		村役人	平次郎	平次郎	平次郎	
兵左衛門					安良見村役人湯浅藤右衛門・清水幸左衛門		安良見村役人			キタ淳助	①キタ淳助②③淳助	淳助	
状	状	状	状	横 帳	状	状	状	横 綴	状	状	状	状	

ケ- 236-3	エ-389 -58-19	ウ-42	カ- 145-22	ケ- 236-10	ケ- 236-14	エ-389 -58-18	ケ- 236-7	ウ-36	ケ-47	イ- 255	ア- 27-11	ケ- 252-3
荒見村町間記	おほへ（古木・釜ほか代金受取差引） *各々に人名あり買取人か	〔伝達文書留者より早々順達し村役人へ戻す旨書付〕	口暢（粉川組より来の別紙へ印形の上上組へ廻す旨） *2点で1通、巻込1点には廻人名あり	〔廻文請取り〕	覚（廻達并添書受取）	口述（別紙届書三通送并日付御加筆願）	覚（御用書受取）	〔人名書上げ覚〕 *先祖と子孫名か	うかれふし 書替すくし *来26日27日の両晩於西福寺様各々様方の御極々達し申上候	口上申上候（勘助・大蔵一件内済につき中人の御計頼み） *（封紙上書）「上」、下部劣化破損	請合申一札之事（村太鼓張替につき）	覚（正智院蔵入内より普請のための人足・飯米下遣す旨）
			9月26日	9月10日昼4ツ半着	9月8日	4月22日	午12月17日暮六ツ時 過	（近世か）	正月25日	安政3年辰12月	天保12年丑9月	寛政8辰年3月5日
	勘兵衛元め		喜多長左衛門	杉原村（印）	杉原村役人	湯浅	杉原村役人		勸進元登古孫助、世話人 西大介・定助・吉輔	村役人治左衛門（印）	□□皮田太鼓屋善次郎 （印）、内細工人善四郎 （印）	寂静院（印）、大聖院（印）
			木村孫右衛門		あらみ村役人衆中	北	安良見村役人中			喜多氏	あらみ村役人衆	安良見村長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	縦 帳	封紙包状	封紙包状	状

k 堺県・五条県下

エ-13	エ-198	エ-196	ウ-40	コ-65	エ-11	コ-117	イ-465	イ-284	ア-224	ケ-92	ケ-236-5	ク-35-9
乍恐奉願上候(当村荒所八株御免許切替引続き御免許願) *1頁上部に願書への返答書貼付あり(当年一年は従前通りの旨(五条県公印)庚午七月)	乍恐御届奉申上候 那賀郡安良見村(今般御沙汰の人馬賃銭調べ書につき) *控	乍恐奉願口上 控へ 那賀郡安良見村(①紀ノ川大洪水堤外破損所見分并普請仰付願②今般布告の楠公社造営に当村より寄附の旨)	御触写(帯刀人他行の節願書仕べき旨)	已年米銀小入用割賦小前帳 雛形	乍恐奉願口上覚(支配管轄替風聞有が今の支配管轄を望む連印状下書) *今般寺領内堺県管轄御免五条県江交代に成由付九度山村地土一統より頼越	御免許地・除地取調子帳(安良見村) *全員印あり	御廻文写(酒・醬油造人調べにつき)	〔除地并御免許地・社地内仏堂・寺内神社等取調差出を求める触書写〕 *内容3件	嘆願仕口上覚(不埒岩次郎親類中へ御下げ願) *前半は親類惣代嘆願・後半は北よりの嘆願添文	覚(堺県出張所よりの廻達請取)	回文(堺県出張行触達順達) * (封筒上書)「北長左衛門方ニテ同農夫吉殿 高塚村寄留同長左衛門」「七月七日投函」、封筒と中身連	
明治3年午7月	明治3年午7月	明治3年午7月28日	①庚午6月17日/② 午8月3日	明治3年午4月日	明治3年午4月日	明治3年4月(10日か)	明治3年3月日	庚午3月22日(明治3年)	明治3年3月14日・同4月19日・同3月29日	明治3年午正月日	巳12月10日	3月日
年寄重三郎(印)、同幸左衛門(印)、庄屋藤左衛門(印)	年寄重三郎、同幸左衛門、庄屋藤左衛門	年寄清水幸左衛門・新重三郎、庄屋湯浅藤左衛門	①五条県庁②村役人	和州宇陀郡宇賀志村/惣文治、百姓代源藏、年寄源五郎	安良見村庄屋湯浅藤左衛門、年寄新重三郎、同清水幸左衛門、年寄宮城官治、貞藏、遠方村、宇野元五郎、年寄源吾	安良見村役人(安福寺毘沙門講惣代又七(印)、西福寺阿弥陀講惣代基助(印)、西・西・新・善通寺林兼喜多(奥書)年寄清水幸左衛門(印)、新・庄屋湯浅藤左衛門)	堺県出張行	①弥勒院役人②堺県出張行③丹生惣神主役人	岩次郎親類惣代作左衛門(印)・同斯吉三郎(印)、北長左衛門(印)	杉原村役人	村役人	
五条県御役所	五条県役所	五条県役所	②松山源左衛門、志摩真五郎、北長左衛門、西伴介、井関、湯浅、西、西	奈良県御出張五条御役所	堺県御出張張行御役人	堺県御出張張行御役人	奈良県御出張五条御役所	村々役人	②村々役人中③村々神主役人中	村方役人衆中	あらみ村御役元	清水幸左衛門、西伴介、安福寺、北長左衛門、志摩真五郎、西、西、湯浅、西福寺
縦	縦	縦	状	横	縦	縦	縦	封紙包状	封筒入状	状	状	封筒入状

エ-199	エ-237	エ-293	コ-50	エ-19	ケ-50	ウ-1-19	コ-91	エ-197	エ-99	エ-8	イ-288	ア-332	ケ-74
乍恐奉伺願口上 控へ 那賀郡安良見村(今般社寺境内除地上知仰出につき) *元管轄堺県出張庁より取調	御普請所出夫通	(旧赤穂藩土村上一族仇敵打ち始末書付写綴) *初めの仇打願は明治4年2月晦日に五条県庁に出、仇は今高野山登の旨、最後に敵方不残死スとあり	村方諸雑録(庄屋役引受より日々) *日々の出来事と出納金を記す	乍恐奉伺願口上 紀州那賀郡安良見村(今般社寺地一般上知之儀仰せ出さるにつき)	(船御印鑑頂戴願) *5艘、北・西持船あり	(船印鑑願い状)(写) *3艘(北・嘉兵衛・西伴助所持)	(八歳以下之者・八歳之者ほか書上帳)	①乍恐奉嘆願口上 上控へ 那賀郡安良見村(紀ノ川大洪水破損所早々見分并普請仰付再願)②乍恐奉申上候(小物成運上冥加の類拾番組には無い旨)	御上御積上諸破損所目論見帳写(当九月荒)	於荒見村旧正智院様御組下株附 *是ハ正智院様江差上候写	(院下地取調差出旨命じる一札) *差紙	(安良見村内寺院境内調査報告書控) *西福寺・安福寺・多聞寺・金剛院・地藏寺・普遍寺	(長光寺人別の内覚書)
明治4年未2月	明治4年未2月	(明治4年2月晦日以降)	明治4年辛未2月26日より(12月6日まであり)	明治4年未2月27日	未2月16日	明治4年未2月16日	(明治3年か)	庚午(明治3年)	明治3年午11月日(2)明治4辛未年6月27日)	明治3年午11月改	明治3年午10月19日	明治3年午9月8日	明治3庚午年8月日
庄屋湯浅藤左衛門(印)、年寄新・清水、安福寺毘沙門講中 当番年行司志摩真五郎、西福寺阿弥陀講中当番年行司彦三郎	新左衛門		喜多氏	庄屋湯浅藤左衛門(印)、年寄新(印)・清水(印)・安福寺毘沙門講中当番年行司志摩真五郎(印)、西福寺阿弥陀講中当番年行司彦三郎(印)	(安楽見村)右村役人惣代新重三郎(印)	右村役人惣代新重三郎		重三郎、庄屋湯浅藤左衛門	村役人(2)(最後に目論見書に米金御下願書)庄屋北長左衛門、百姓代(水幸左衛門、百姓代)	元正智院様御組下庄屋喜多長左衛門	正智院代官		
五条県役所			五条県御役所	五条県御役所	五条県役人衆中	五条県御役人		五条県役所	②五条県御役所		荒見村北長左衛門	(高野山寺務御役所)	
縦	横半帳	縦	横帳	縦	状	状	横帳	縦	横帳	縦	封紙包状	縦	状

エ-201	エ-25	エ-24	エ-194	ケ-120	エ-100	エ-200	エ-302	コ-164	エ-316	ケ-41	エ-86	コ-32	エ-22
乍恐奉願上口上 那賀郡麻生津組・荒見組(上納金調兼ねにつき隣接和歌山県下銭札を同県へ行き両替仕度願) *最後に承認の旨	乍恐奉願上口上 控 紀州那賀郡荒見村・杉原村(こ上納米替石代にて上納許容願) *願書御留置	乍恐御届奉申上口上覚 紀州那賀郡荒見村・杉原村(先般御布令の八拾八歳以上并棄児等無き旨) *堅折	(戸籍法改正につき麻生津組より再組替願一札控) *荒見組は戸籍法で麻生津組に再組入は不便の村もある旨	(反別再調査につき天明ほかの証文相違なき旨一札) *天明六丙午年間10月高野山御改節書附・天正年中検地帳・元和年中水帳共	辛未ノ歳半季分郡中惣勘定割記 麻生津組合下四ヶ村 *「五条県会処話惣代」の文字有	乍恐奉願上口上 控 那賀郡安良見村(村水帳持参仰付だが近日御見分につき済後まで延引願)	安良見村 (大坂民部省役人并五条県役人見分の節并側取調之控) 那賀郡 *2丁以降は「第三大区」用箋	(安良見村未進地反別書上覚) *最後に「右ハ秋山少属様村上様御見分之節相済候而御請印形差上御座候写」とあり	(県役所への諸願書雛型控綴) *養子・出稼・同居等	乍恐奉願上覚(年限切継御免許荒地当未より御控入高仰付につき) *袖に聞届の旨	村方勘定前庄屋昨冬已来取替并上納勘定違諸指引録 *最後の頁のみ差出宛名あり	午年米銭小入用割賦小前帳 下帳 *裏から利用有	(表紙)紀州那賀郡安良見村役人御願 控 那賀郡安良見村(庄屋退役并新庄屋北長左衛門へ仰付願につき小前連署) *病氣ニ付退役、入札仕北長左衛門落札一同承知
辛未10月4日	明治4年辛未10月4日	未10月4日(明治4年)	辛未10月2日(明治4年か)	明治4年辛未10月朔日	①未ノ7月7日②未7月12日	明治4年辛未6月	(明治4年)辛未6月26日	辛未6月6日(明治4年か)	明治4年4月7日	明治4年未4月27日	明治4年未4月23日	明治4年辛未3月日	明治4年辛未2月
アラミ、北長左衛門、杉原(被領)衛門、遠方田中勘湯浅嘉十郎	荒見村庄屋北長左衛門、杉原村庄屋、本豊代定助、年寄宮城貫治、本豊代俊蔵	右村惣代荒見村庄屋北長左衛門、杉原村年寄宮城貫治	右組惣代荒見村百姓代定助、庄屋北長左衛門、杉原村年寄、遠方村庄屋田中勘湯浅、山本豊代進	那賀郡荒見組荒見村右村百姓代定助、庄屋北長左衛門	①麻生津年寄湯浅加右衛門(郡中勘湯浅を差越)②北長左衛門(勘定違い有ので返却)	庄屋北長左衛門、年寄新重三郎、百姓惣代定助		(安良見村庄屋北長左衛門、年寄清水幸左衛門(又は)新重三郎)	村役人	紀州那賀郡安良見村	年寄清水幸左衛門・新重三郎、庄屋退役願人湯浅藤左衛門		五条県御役所
状	状	状	状	縦帳	横帳	状	縦罫紙	横綴	縦綴	縦綴	横帳	横帳	縦帳

コ-31	ケ-236-2	エ-107	エ-205	エ-21	ケ-121	エ-95	エ-94	ア-309-1	ア-309-2	ア-309	エ-202	エ-203	エ-18
〔村方米銀小入用につき書上連印の控〕	寛(五条県庁よりの差紙) *この差紙着次第急登山し役所相詰旨	〔役所出諸費用書上げ帳〕 *表紙白、「五条県庁割旧寺領分割合掛り」の文字あり	乍恐奉願上口上寛 願紙幣上納か昨七月十四日相場にてお引換のどちらからお取扱	乍恐奉願口上控 紀州那賀郡荒見組荒見村(当村多聞寺より 高野山旧学侶年預坊へ永祠堂に指上金につき) *豎折	紀伊国未貢米大豆石代直段(那賀郡中への通達写廻しにつき)	割落落浚控帳 *未あり	村中夫銭帳 *少し厚い	御普請箇所取調差上候処駒木様山中様御出張御検査ニ而御改丁 問敷書控 那賀郡荒見村 *二冊一綴の上	御普請箇所取調差上帳 控 紀州那賀郡荒見村 *二冊一綴の下、朱書込、右之通県庁江差出候処東 京江差出し候上追而御沙汰ニ相成候御趣ニ御座候	〔豎帳2冊一綴〕 ↓詳細以下へ	乍恐奉願上口上控へ、那賀郡荒見組荒見村・杉原村・勝神村・ 遠方村(①上納米検査の上輸送先等差願)②戸籍法改正にて麻 生津組入組につき再引分願③御布令により職人作料・日雇賃等 定守るべき旨)	乍恐奉願上口上 控 那賀郡荒見村・杉原村(貢米石代で御上納 仕度段につき)	乍恐奉願上口上 紀州那賀郡荒見村(和歌山銭札引換方法につ き) *8月御布令は諸藩藩札(紙幣は廢藩に より7月14日相場にて追って引換の旨
(近代初期か)	3月12日夜9ツ時	(1月12日~12月) (近代の1年分)	明治5年壬申2月15日	明治5年壬申正月	壬申正月8日	明治4辛未年12月	明治4稔辛未師走日	明治4年辛未12月6日	明治4年辛未10月		明治4年辛未11月	明治4辛未年10月	明治4年辛未10月23日
惣百姓、百姓代、年寄、庄屋	事務役所両役者		右組村々惣代荒見村庄屋 北長左衛門、中村庄屋湯 浅加一郎	右村庄屋北長左衛門、年 寄新重三郎、百姓代定助	荒見村北長左衛門(印)	荒見村役中	村役人中	庄屋北長左衛門・年寄新 重三郎・百姓代定助	百姓代定助・年寄新重三 郎・庄屋北長左衛門		右組惣代荒見村庄屋北長左衛 門・杉原村庄屋山本豊之進外 各村年寄百姓代	右村惣代荒見村年寄新重 三郎、庄屋北長左衛門	百姓代定助(印)、年寄新 重三郎(印)、庄屋北長左 衛門(印)
五条県御役所	荒見村喜多長左衛門、同 所湯浅藤左衛門		奈良県五条役所	奈良県御役所	遠方村(印)、杉原村(印)、 勝神村(印)役人中			五条県御役所	五条県御役所		(五条県)		五条県御役所
横帳	状	横帳	縦	状	縦	横帳	横帳	縦	縦		縦	状	縦

Ⅰ 荒見村（和歌山県下）

エ-304	乍恐奉願口上(新非人番採用願写) *先非人番昨年退役、此度徒刑掛役久吉より差越	明治5年壬申3月	那賀郡荒見村年寄清水幸左衛門・新重三郎、庄屋北長左衛門	伊都出張役所	状
エ-312	乍恐奉願口上(大風雨で倒壊の非人番宅普請に手踊狂言興行寄銭で助力仕度旨) *抹消済、来21日頃より晴5日間	明治5年壬申3月	那賀郡荒見村(百姓代定助(印)・同嘉人(印)・清水幸左衛門(印)・庄屋北長左衛門(印))	伊都郡出張役所	縦綴
エ-206	乍恐御届奉申上覚 那賀郡荒見組荒見村(村内に八八歳の者無き旨) 御免許地取調書上帳 那賀郡荒見組荒見村 *文禄2年の惣分沙汰↓北源七郎宛免許状写あり	明治5年壬申3月	庄屋北長左衛門、年寄新重三郎・清水幸左衛門	和歌山県出張所	状
エ-207	〔田畑の内永定免願い〕	明治5年壬申3月	年寄清水幸左衛門(印)・新重三郎(印)、庄屋北長左衛門(印)	伊都出張役所	縦綴
ケ-122	高反別書上帳 那賀郡荒見組四ヶ村控 *荒見・杉原・遠方・勝神	明治5年壬申4月	那賀郡荒見組荒見村(百姓代定助、年寄新重三郎、清水幸左衛門、庄屋北長左衛門)	那賀御出張役所	縦綴
ケ-125	高反別書上帳・古荒并有用荒高反別書上帳・年季荒高反別書上帳 荒見組四ヶ村分控	明治5年壬申4月	右組村々惣代荒見村庄屋北長左衛門、遠方村庄屋田中勘右衛門	那賀御出張役所	縦綴
ケ-126	地券ニ付村中下調帳 *朱筆あり	明治5年壬申4月	右組村々惣代荒見村庄屋北長左衛門、遠方村庄屋田中勘右衛門	那賀御出張役所	縦綴
コ-19	村中惣棟「夫」帳 *慶応3年から10年限でその村利八方へ差入地	明治5年壬申10月21日	中之嶋村池田善右衛門(印)、山本甚助(印)	安楽見村御役人衆中	横帳
コ-92	奉願口上(本銀返に差入土地の地券調につき)	明治5年申11月日	山本健助(印)、植田安左衛門(印)、まき谷勘二郎(印)	惣廻り中井清吉	横帳
ウ-95-3	尾嶋源助屋舗壁土市売帳	明治6年3月9日			横帳
イ-384	差上申一札之事(品物預りにつき)	明治6年酉5月26日			状
コ-44	多聞寺壁土市(売帳か) *コ46参照	明治6年5月			横半帳

エ-319	エ-275	エ-182	エ-115	エ-113	イ-462	オ-16	コ-210	エ-242	ケ-118	ケ-119	エ-356	エ-97	コ-67
〔荒見村と近隣村の境・道路巾と間数表〕	〔お認めのことにつき返答書状〕 *後欠か、戸毎三二字名乗候様伺出…とあり苗字決定につきか	〔荒見村につき覚書〕 *後欠、「第三大区 小区」用箋	〔普請掛り金書上げ帳〕 *表紙白	〔田側高并掛り書上げ覚帳〕 *朱あり	〔村中連印綴〕 *一六六人、全員姓あり	〔大字惣代からの通知書〕 *ガリ刷（青インク）	証（荒見婦人会へ寄附奇特につき表彰） *大火鉢1個	証（荒見村宿之米売却代金受取） *30円	〔那賀郡荒見村旧公有地ノ内民有地エ編入之分地価取調表綴〕 *朱筆あり、題箋貼紙あり	公有地ノ内民有地江編入ノ分段別地価一筆限帳 紀伊国那賀郡荒見村 *朱筆あり	〔明治十三年分税金書付け覚〕 *朱筆	記（荒見村懸合修繕郡中割区入費共賦課金請求書） *横折	村中持地入札売払勘定帳
（近代か）		（近代）	（近代）	（近代）	（近代）	（昭和14年末頃）	明治44年2月8日	25年4月19日	明治20年月日	明治18年	（明治13年分）	9年8月8日	明治7年12月
						大字荒見総代	那賀郡荒見婦人会役員山本千代子・北ナカ子外7人	和歌山市杉ノ馬場三丁目原田忠長（印）	右村持主惣代新重三郎（印）外2人、右戸長桜井信太郎（印）	右村持主総代新重三郎（印）・矢半田秀助（印）・松本定浩（印）、右戸長桜井信太郎		第三大区四五六小区区会議所（印）	
						大字一般各位	井関庄四郎	矢半田秀助	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎			
状	縦帳	罫紙	横帳	横帳	縦綴	状	状	罫紙	縦綴	縦帳	状	状	横帳

III 2 m 村絵図

キ-154	ウ-96-5	ウ-96	キ-153	キ-150	キ-149	ア-25-4	コ-99	キ-152	ウ-30
那賀郡荒見村 地引図面 *地番あり、大判164.7×160.5cm、彩色	覚(国絵図作成に関する)	*〔封紙〕 *(封紙上書)「安良見村国絵図之写」、中身は15以外無関係で別項目へ	〔山絵図〕 *字名有、安良見村か、カビ跡、袖上部穴、墨・緑・赤・青、50.6cm×99.55cm、	〔安良見村周辺略絵図〕 *一部彩色	紀州那賀郡安楽見村絵図(略図) *付紙あり、付紙外34.85×47.75cm、墨・朱・青・茶色使用	〔あらみ村新開絵図〕 *彩色、紀ノ川沿	社寺除地高反別四方間数木員絵図面代金取調ノ上帳ノ控 紀州那賀郡安楽見村 *氏神九頭大明神・西福寺・安福寺・殿島神社善通寺に付、各社寺略図有、寺は住職も署名押印	紀州那賀郡荒見村耕地絵図 *彩色、33.2×47.6cm	野絵図 南賀郡安良見村絵図 *彩色、(端裏書)「里江下置之」、29.6cm×41.5cm
(近代)	寅5月日		(近代か)				明治4年辛未3月	明治4年辛未8月	元禄11寅年6月日
副戸長新重三郎(印)、戸長北長左衛門(印)							右村庄屋北長左衛門(印)、年寄清水幸左衛門、同新重三郎(印)	右村百姓代文右衛門(印)、年寄新重三郎(印)、庄屋北長左衛門(印)	国絵図奉行修禪院(改之)(印)
絵 図	状	封 紙	絵 図	絵 図	絵 図	絵 図	豎 帳	絵 図	絵 図

m 村絵図

ケ-154	キ-126-3	エ-352
〔荒見村田畑高等級他書上〕 *「和歌山県」用箋	〔村役場各員出費等書上綴〕 *一綴、租税筋并徴兵之示談等あり	乍恐奉伺口上(正米納御下知書面に村名石数等無き村の上納仕方につき)
	(明治初期か)	(近代)
		那賀郡惣代中西、伊都郡惣代杉山
		奈良県
昇紙縦綴	横 綴	状

キ-145-1	キ-145	ア-238	ア-330	イ-282	キ-139	イ-296	イ-301	ウ-1-24	キ-143-8	n 源次郎株相続一件					
願う書状 〔喜多と五郎右衛門との山林差縫筋一件につき思召承度お出を願う書状〕	【封紙包み6点】↓詳細以下へ *封紙書付は別件	申渡済状之事(源次郎家相続致し難き一件済につき取替) *(端裏書)「村方済状□」、源次郎は家出とし家督田地残らず玉泉院へ譲り戻、玉泉院以下は親類	乍恐奉御願申上候口上(源次郎借用金方出訴他の件につき) *(端裏書)「孫右衛門願書写書」、不返済で田地で返済すべき処文政13年12月不相続し私弟僧知明へ譲渡、下書 *下書	乍恐奉御願申上候口上(源次郎借用金方出訴他の件につき) *(端裏書)「孫右衛門願書写書」、不返済で田地で返済すべき処文政13年12月不相続し私弟僧知明へ譲渡、下書	譲り渡し申田地之事 *写、(端裏書)「五郎右衛門より出願□」 □印証文と申ハ是敷、智明Ⅱ玉泉院	譲り渡し申証文之事(家督譲り渡し) *(端裏書)「五郎右衛門知明譲り渡し下書」	借用申銀子之事 *(端裏書)「多門寺ニ有之五郎右衛門之かり添手形うつし」	譲り渡山之事 *(端裏書)「遠方名葉屋江譲り候山証文ノ写」	譲り渡申田地之事 *写、(端裏書)「五郎右衛門所持宝曆年中古証文ノ写」				コ-113	ケ-171	エ-373
5月6日		日 天保2年卯ノ2月11	(天保2年卯ノ2月以降)	(文政13年寅12月以降)	文政13年寅12月	文政13年とら12月	日 文化15年とら正月17	文化11年戌12月日	宝曆3酉12月日						(近代)
進 遍照尊院内於遠方村元之		村役人藤左衛門、同源助、玉泉院、要三郎、重兵衛、伊右衛門			(裏書)遍照尊院代官	譲り主智明、証人三三之丞、藤左衛門、地庄屋又左衛門	源次郎	譲り主喜多長左衛門	譲り主札右衛門、証人衆右衛門、田地庄屋伴次郎						
安楽見村富右衛門					要三郎	知明	多門寺	嘉蔵	平次郎						
状		状	縦帳	封紙包状	状	状	状	状	状				絵図	絵図	図一括

エ-389 -58-16	エ-389 -58-16	キ-138	キ-137	キ-133	キ-140	キ-131	キ-130	キ-145-5	キ-145-4	キ-145-3-2	キ-145-3-1	キ-145-3	キ-145-2
①乍恐奉指上口上覚(御免許山祖父代に嘉藏へ譲一件お慈悲願) *後嘉永3年12月遠方村孫七郎より譲戻、源次郎株相統一件五郎右衛門へ断りなく進退の段不届	【こよりにて束ね一括2通】↓詳細以下へ	指入置候書付之事(源次郎株の安福寺菩提料孫七郎へお戻しにつき) *キ1337参照	差入申一札之事(源次郎株出入済につき同株香花料安福寺へ寄附致すべき旨仰付御取扱につき後鑑一札) *詳細はキ138へ	①(前半)譲り渡証文之事(安楽見新田の源次郎株につき)②(後半)源次郎株五郎右衛門へ譲渡旨申渡并奥書③(申渡并奥書の旨仰渡につき承知の旨連印) *写、②が相続出入一件の最終的な決着か	乍恐奉願上口上覚(源次郎借用筋一件出入訴えにつき) *写	乍恐御願申上候口上(源次郎借用筋訴につき自分并弟株相統一前の借用である旨) *キ130と正反対の言い分	乍恐奉願上口上覚(源次郎株相統一始末并孫七郎借金一件共済につき) *源次郎株相統一始末有、孫七郎弟僧侶玉泉院、私が16年相統一して来が、孫七郎と遠方村へお構の身	〔長左衛門源次郎株へ譲り山林譲り戻しの旨書付〕	〔源次郎株相統一始末と論地所持のことにつき書付け〕 *源次郎と五郎右衛門の關係詳細	〔山・田地并古証文譲り戻し証〕 *写、遍照尊院様御藏入奥山田710番・713番	覚(譲り受山林譲り戻しにつき古証文戻) *一部変色、写、(端裏書)「遠方孫七郎より戻り候証文添手形ノ写」	【封紙包2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「遠方孫七郎より返り候証文并添手形」	〔今日五郎右衛門罷出るが喜多の言分不承知・双方不納得につき問合せ書状〕
嘉永7年寅6月24日		弘化4年未ノ11月日	弘化4年未6月	①月日 ②天保11年子ノ8月日	天保11年子2月	天保11年子2月		(近世)	(近世)	天保3年辰3月	天保3年辰3月		5月10日
喜多淳介		沢五郎右衛門	遠方村孫七郎	①源次郎株兼帯遠方村孫七郎、組庄屋・地庄屋、(奥書)村役人藤左衛門②正智院、遍照尊院納所③五郎右衛門、孫七郎	安良見村役人惣代藤左衛門、同紋重郎、同源助	安良見村源次郎株当時後見孫七郎、(奥書)同村組庄屋源助	(五郎右衛門)			遠方村孫七郎	遠方村孫七郎		於遠方元之進
年預代		安福寺寄合衆中	安楽見村御役人衆尾崎藤左衛門・三之丞・富右衛門	①五郎右衛門②(五郎右衛門・孫七郎)	遍照尊院様御代官、正智院様御代官	正智院様御代官所				喜多長左衛門	喜多長左衛門		安楽見富右衛門
状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状

キ-144	キ-143-2	キ-143-1	キ-143-5-2	キ-143-5-1	キ-143-9	キ-143-6	キ-143-7	キ-143-4	キ-143-3	キ-143	キ-134	キ-56	エ-389-58-16
沢五郎右衛門与奥山田争論五郎右衛門御年預江出願ニ付返答之趣ヲ記ス *元禄2年11月からの関連文書あり	〔五郎右衛門所持之奥山田等略図〕 *墨書、嘉永3年に嘉蔵より譲戻地有	乍恐口上(五郎右衛門より訴訟の一件御裁許の趣仰聞双方和順済届)	〔五郎右衛門指上の古証文役人より委細お聞札願〕 *キ143-5-1の追伸部分か、1に挟込	乍恐奉願上候口上覚(五郎右衛門訴出の私所持地との一件につき御見分願) *上部変色、挟込文書あり1・2とし次へ、奥山田新田	乍恐言上(五郎右衛門より喜多相手取出訴一件への返答書) *訂正あり、やや長文	〔孫七郎跡佐七郎印形紛失につき替印一札〕 *封紙上書(五郎右衛門より印形相違ノ様申上候付遠方相知らへ候印鑑)	乍恐奉申上候口上覚(五郎右衛門より喜多相手取出訴の土地一件につき言上) *端裏書(五郎右衛門より申上候写御取上ケ私へ返答書可差出様申ニ付別紙言上書指上候)、710番・713番土地	乍恐言上(五郎右衛門訴訟一件差紙につき返答書) *長文、奥山田新田一件	〔五郎右衛門より出訴の喜多山林境界につき返答書〕	【こより束ね一括9点】↓詳細以下へ	乍恐奉書上口上覚(源次郎株当時所持人孫七郎よりの願書面への返答書) *袖部破損扱注意、端裏書あるが天地逆・別件か	乍恐奉願上候口上(私所持地の内旧孫七郎所持地の現所有につき喜多氏手出し無き様) *端裏書(五郎右衛門御年預表江出願之写)、私は先年源次郎株相続で譲受	②乍恐奉言上(免許地嘉蔵へ譲渡の件託状)
		月日			寅6月	嘉永7年寅6月21日	寅6月19日	寅6月	嘉永7年寅6月日		3月12日	嘉永7年寅ノ6月日	
(喜多)		安良見村役人中惣代治左衛門、五郎右衛門、喜多長左衛門		(喜多)	喜多淳介	遠方村佐七郎(印)、庄屋字野元五郎(印)	願人五郎右衛門	喜多淳介	あらミ村湯浅藤左衛門		安良見村五郎右衛門、(奥書)安良見村組庄屋紋十郎	願人安良見村遍照尊院様庄屋五郎右衛門(奥書)村役人次左衛門	喜多淳介(印)
		年預代			正智院様御納所		年預代	正智院様御納所	年預代		遍照尊院様御代官所	年預代	年預代
横	綴	絵	図	状	状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状

イ-315-1	イ-315	ア-24-1	ウ-74	キ-142	キ-136	キ-135	キ-132	キ-59	イ-313-2	イ-302	エ-144	エ-389-58-14
今度長田山出入ニ付御地頭衆被仰付由ニ而安良見衆起請文書上ケ申由左候ハ、我々も偽無御座段起請文を以書上ケ申御事 *（端裏書）「長田庄返答書」	【封紙包一括3通】↓詳細以下へ *（封紙上書）「長田山公事出入書付」、破損大	乍恐言上（長田庄・安良見村伐木等出入につき） *那賀郡池普請御用杭木30〜40本伐出旨大庄屋より申越、長田山、写	安楽見村ト長田庄ト上草刈取取換証ノ写シ 荒見村（山野出入ニ付） *写	〔五郎右衛門源次郎株相続一件并水利関係一件につき書付〕 *重折	〔五郎右衛門下男笥盗み一件始末書下書〕 *七日朝の分迄、キ135の始末部分とはぼ同	〔五郎右衛門下男笥盗み一件上様へ訴出にあたり始末書上控〕 *手控、双方の言分有	〔土地所有に関する出入につき言い分書付〕 *これも孫七郎一件関係のよう	乍恐奉御願上候口上覚（喜多氏差構ある私所持田地お戻し願） *キ56に關連、前半早魁時の引水出入等一件に付	内々（先祖の家督売払訴訟等一件につき）下書 *イ302とはぼ同文	内々（先祖の家督売払訴訟等一件につき） *イ302とイ303は2枚で一点の為併せてイ302番とし、イ303は欠番とする	蔵下五郎右衛門申条聞取手控（孫七・喜多氏土地出入につき） *土地関係出入、14・15年以前喜多出席の燈明講で孫七より戻来：天保11の出入済証文と孫七印形引合御札願	〔喜多山地所不法売払一件に関する口上覚書〕
寛文元年丑8月21日		万治4年丑卯月	寛永元丑年	（近世）	（近世）	（近世）					（嘉永4年以降）	
新在家村新兵衛外2人、島村 外深田山喜兵衛外4人、別所村外 長田村義兵衛外1人		長田之庄惣百姓中	長田庄中嶋村亦右衛門・深田 村喜兵衛・新在家村新兵衛・別 所村亦十郎・中村久左衛門・北 長田村茂兵衛、安良見村中		（喜多か）	（喜多か）		願主荒見村五郎右衛門、 （奥書）庄屋富右衛門			遍照尊院納所	
郎 木村七太夫、戸田九郎次		荒見村御地頭衆中						御地頭正智院様代官				
状		状	豎 帳	状一括	状	状	横 綴	状	状	状	横 帳	状

○ 山関係

ア-338	イ-475	イ-474	ア-17-1	ア-17-2	ア-17-3	ア-17	エ-1	エ-5	イ-353	イ-291	ケ-94	イ-315-3	イ-315-2
御宮外山池之上杉檜植諸入用并人夫控	奥山杉植録 キタ控	奥山杉植録	口述(願筋先例通り衆評仰出につき) *虫損、(端裏書)「明和六丑年山之儀願筋ニ付南院様より被下候」	覚(アライト谷新池樋普請時伐木代二百疋受取につき) *私所持山で伐木、万福院様より御下	乍恐口上覚(東村新池樋取替普請につき所持山より樋木伐一件) *私山先規通に	【こよりにて束ね一括3通】↓詳細以下へ *封紙上書「明和六年丑年 山之儀願筋ニ付南院殿より喜多源之丞被下候書付并其節之訳留書」	覚(安良見と六ヶ村立会場南山境限相談以改につき連判状写)	*〔袋〕 *エ1以下関係書類が入っていた袋か、(朱筆上書)「旧長田庄ト諸色及取換書入」	〔杉原村座論登山訴えの件下にて存寄できない事書付一札〕 *〔端裏書〕「享保十巳年杉原村座論山へ上セ候下書」	一札(山境変更につき礼銀請取) *堂山と其元所持山	〔安良見村と長田之庄山之出入済につき取替証文〕	長田衆起請文之前書ニ付申上条々(山林出入につき)	乍恐返答言上(長田庄との山林出入につき)
安政6年未2月日	嘉永3戊年春	嘉永3戊年春	13日 (明和6年)丑ノ7月	明和6丑年5月12日 済	丑卯月日		宝曆13未ノ年12月日		(享保10年)8月21日	享保4亥年正月吉日	日 寛文元辛丑年10月18日	寛文元年10月日	寛文元年丑8月日
喜多	世話人喜多長左衛門、村役人富右衛門	世話人喜多長左衛門、村役人富右衛門	南院納所(印)	(源之丞)	安良見村喜多源之丞		六ヶ村庄屋連判		喜多如閑	(印)、同兵九郎(印) 西堂講衆中左次右衛門	長田庄中嶋村弥右衛門(印)、深田村喜兵衛(印)、新在家村新兵衛(印)、別所村弥三郎(印)、中村久左衛門(印)、北長田村茂兵衛(印)	安良見村百姓中(印)	安良見村惣百姓中(印)
			喜多源之丞				安良見村役人衆中		久左衛門、加左衛門、小十郎、六右衛門、林右衛門	西兵四郎	安良見村中	安良見村御地頭衆中	那賀郡御奉行
横半帳	縦帳	縦帳	状	状	状		状	袋	状	状	状	状	状

ウ-70	エ-6	エ-4	エ-7	エ-3	エ-2	ウ-104-6	ウ-104-2	ウ-104-1	ウ-104-5	ウ-104	コ-6	ウ-107	ウ-29
<p>確書預り証(弁天山願下に必要書類類預) <small>(封紙上書) 明治十八年三月二十八日旧荒見村総代江貨遺書類ノ 受取書 上林伊右衛門植野又左衛門兩人ワリ、旧長田庄トノ関 係書類一通・旧新田弁天ニ関スル証書五通・大字荒見惣図面一通</small></p>	<p>〔委員中差支有につき出頭日延引願一札〕*明24日を来3月3日へ</p>	<p>〔当日午后三時においてを願う回答書〕</p> <p>*罫紙左半分</p>	<p>届(立会山掛合委員断りの旨)*今般委員仰付だが役場事務多忙中に付</p>	<p>為取換証(上草立会の草山旧長田庄六ヶ村所有であることを証明する連署)</p> <p>*荒見村内1310番字龍門草山</p>	<p>為取換証(上草立会と申立の草山荒見村所有であることを証明する連署)</p> <p>*荒見村内1306番字龍門草山・1307番字龍門草山</p>	<p>為取替証(上草立会と申立の草山は荒見村の所有地であることを旨總代連署下書)</p> <p>*荒見村内1306番字龍門草山75町12歩・1307番字龍門草山49町4反23歩</p>	<p>為取換証(上草立会と申立の草山は旧長田庄六ヶ村の所有地である旨總代連署)</p> <p>*ウ10411と同内容</p>	<p>為取換証(上草立会と申立の草山は旧長田庄六ヶ村の所有地である旨總代連署)</p> <p>*荒見村第1310番字龍門草山40町3反3畝歩</p>	<p>条約書(杉原・上田井立会い山を共有山とすることにつき)</p> <p>*杉原村内字龍門山第1017番ノ内乙部草山31町2反4畝2歩、今回官民有区別調査に際し所有権争を曾和震十郎仲裁</p>	<p>【封紙包み一括6点】↓詳細以下へ</p> <p>* (封紙上書) 「長田村書付(カ)」</p>	<p>〔山入入れにつき書上げ帳〕</p> <p>*後に入れの「定」書付</p>	<p>〔長田山安良見領・田中山善田領および近隣村絵図〕</p> <p>*横からの図、彩色、縦43×横60・1cm</p>	<p>〔文書目録覚〕</p> <p>*山関係か、標題のみ8件あり</p>
明治28年3月23日	(2月23日)	2月22日	明治22年2月23日	明治15年12月22日	明治15年12月22日	明治15年12月22日	明治15年12月22日	明治15年12月22日	明治14年7月18日		12月10日	(近世)	(近世か)
(印)・植野又左衛門	荒見山林委員新重三郎	長田庄委員	荒見村新重三郎(印)	荒見村総代北淳太郎、同香戸定助、同新重三郎	旧長田庄島村初メ六ヶ村總代曾和震十郎、矢半田秀助、塚田定五郎	旧長田庄島村初メ六ヶ村總代曾和震十郎、矢半田秀助、塚田定五郎	荒見村惣代北淳太郎(印)、同香戸定輔、同新重三郎	荒見村惣代北淳太郎、同香戸定輔、同新重三郎	杉原村總代宮城貫治、蓬台源七・山本角左衛門外3人、上田井村總代藤本伊助外3人、杉原村戸長新重三郎、上田井村戸長野口幸助		□屋		
北淳太郎	深田村山林委員三氏名宛	荒見村新貴兄	村方諸君御中	旧長田庄島村初メ六ヶ村總代矢半田秀助、塚田定五郎、曾和震十郎	荒見村總代北淳太郎、同新重三郎、同香戸定助	荒見村總代新重三郎・香戸定助・北淳太郎	旧長田庄島村初メ六ヶ村總代矢半田秀輔、塚田定五郎、曾和震十郎	旧長田庄島村初メ六ヶ村總代矢半田秀輔、塚田定五郎、曾和震十郎					
封紙包状	罫紙	罫紙	罫紙	状	状	罫紙	状	状	状		豎帳	絵図	豎折状

エ-371-4	エ-371-5
〔荒見・杉原・遠方村取分金銭割ほか酒肴代金書上等一綴〕	証(各村私有山掛り金書上) *荒見・杉原・勝神・遠方・高野の各村
(近代)	(近代)
綴	紙

P 水利関係

大川

エ-40	コ-25	コ-24	エ-74	ア-340	エ-321	コ-22	ウ-23	ア-269	エ-388-21
紀伊国那賀郡杉原村内大川除堤根囲ひ蛇籠伏去壬申当積官営所 営繕御入用竹木伐ケ所書帳	大川除営繕人足通 市右衛門	大川除営繕人夫通 保五郎	大川除営繕人夫通 八五郎・佐八	紀伊国那賀郡荒見村内大川除根囲破損所当□□官費営繕目論見帳(控) *表紙に旧寺領とあり	乍恐奉届口上(大洪水川堤切等大被害につき御見分の上御手当願) 那賀郡荒見村 *控か、当月18日夜大洪水、差出定助のみ文字簿	〔大川除ほか水利普請等につき書付〕	乍恐奉願上口上(大川涌頭退役願い) *〔端裏書〕「安良見井夫頭西惣左衛門退役願書」△	茶わかし触事(人足他) *エ388-21参照	差上ケ申口上(大川端普請につき新法の茶わかし夫不指出の件お尋への返答) *控
明治6年4月日	明治6年3月	明治6年3月	明治6年3月	明治6年2月			2月25日	(近世)	(寛延4年)未8月日
第三大区四ノ小区詰役人 坂田仲輔				第三大区四ノ小区戸長松山管吾	右村百姓代定助外2人、年寄清水幸左衛門・新重三郎、庄屋湯浅藤左衛門	あらみ村	西惣左衛門(印)		喜多長左衛門
				(租税課・出納課)	五条県役所		年預代		御奉行丹生院
横 帳	横半帳	横半帳	横半帳	縦 帳	縦 帳	横半帳	状	状	状

コ-43-3	コ-43-3	コ-43-2	コ-43-2	コ-43-1	コ-42	コ-41	コ-40	コ-39	コ-38	コ-37	コ-35	コ-34	エ-68
<p>②請取申金永<small>永</small>之事(杉原村内大川除堤根蛇籠伏去壬申暮積官営所営繕人夫木材竹官費請取写)</p> <p>*内容2件の左面</p>	<p>①請取申金銭之事(荒見村内大川除堤根去壬申暮積官営所営繕人夫竹木材大工作料等請取写)</p> <p>*1に挟込、内容2件の右面</p>	<p>②請取申金之事控(荒見村内大川除堤根破損所当毛附前官営所営繕人夫木材大工作料等受取)</p> <p>*内容2件の左面</p>	<p>①請取申金之事(荒見村内大川除堤根破損所当毛附前官営所へ詰日当受取写)</p> <p>*1に挟込、内容2件の右面</p>	<p>紀伊国那賀郡荒見内大川除堤根営繕ニ付小入用帳控</p> <p>*挟込文書堅折紙2点あり↓詳細以下へ</p>	<p>那賀郡荒見村内大川除堤根破損所当毛附前官費営繕人夫木材諸作料出来ケ所書帳</p>	<p>紀伊国那賀郡荒見村内大川除堤根去壬申暮積官営所営繕出来竹木材大工ケ所書帳</p>	<p>紀伊国那賀郡荒見内大川除堤根営繕ニ付小入用帳</p>	<p>那賀郡荒見内大川除当毛附前官費営繕所日々人夫着則帳<small>(マ)</small></p>	<p>紀伊国那賀郡杉原村内大川除堤根営繕所小入用帖</p>	<p>紀伊国那賀郡杉原村内大川除堤根蛇籠伏去壬申暮積官営所営繕出来ケ所書帳</p>	<p>紀伊国那賀郡荒見村内大川除堤根去壬申暮積官営所営繕出来ケ所書帳</p>	<p>紀伊国那賀郡荒見村内大川除堤根去壬申暮積官営所営繕人夫着到帳</p>	<p>大川除営繕人足通</p>
明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月日	明治6年4月日	明治6年4月	明治6年4月	明治6年4月
長左衛門	詰役人坂田仲助、戸長北長左衛門	詰役人西村秀次郎、戸長北長左衛門	詰役人西村秀次郎、戸長北長左衛門	詰役人西村秀次郎	第三大区四ノ小区詰役人西村秀次郎	第三大区四ノ小区詰役人吉村幸次郎	第三大区四ノ小区荒見内	第三大区四ノ小区詰役人西村秀治郎	第三大区四ノ小区杉原村詰役人坂田仲輔	第三大区四ノ小区詰役人坂田仲輔	第三大区四ノ小区詰役人吉村幸次郎	第三大区四ノ小区詰役人吉村幸次郎(印)	喜助
和歌山県令北嶋秀朝	和歌山県令北嶋秀朝	和歌山県令北嶋秀朝	和歌山県令北嶋秀朝										
	豎折状		豎折状	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横半帳

安楽見井

エ-122	明治九年八月池方大川除払	明治九年8月			横帳
エ-297	安楽見井筋并井関共当三辰毛附前本斗土方とも御普請御入用積帳 安楽見井下(夫頭富右衛門控)	安政3年辰2月	前島勘左衛門、東源六、(申付の旨知らせる奥書、4月)松尾藤蔵		竖帳
コ-10	安楽見井口并 <small>(縦)</small> □□(普請人足書上帳)	嘉永□□(最終記述が西4月12年か)	安楽見井夫頭勘右衛門、同国領夫頭善太夫		横帳
エ-109	安楽見井口并井筋共御普請小入用帳 *見分積り役人山中忠次郎、柳室雄次郎、再見分役人三木喜三兵衛、坂本利兵衛、藤崎井口詰役間鍋禎助	嘉永2年酉4月	夫頭勘右衛門、国領夫頭善太夫		横帳
ア-327	御寺領・御国領御立合安楽見井筋御普請目録帳	嘉永2年酉4月	三ヶ村番夫頭遠方村田中勘右衛門、御奉行下代安楽見村喜多長左衛門	地方両奉行	竖帳
ア-118-7	安楽見井口并井筋共御□□(普)請ニ付□□(小入用立人夫帳) *表紙と1丁目のみ下半分欠損	嘉永2年酉4月	安楽見井夫頭勘右衛門、同国領夫頭善太夫		横帳
ア-328	安良見村井口并井筋共当西毛附前御普請人夫御入用積り帳 在家村・高野寺領立合	嘉永2年酉2月	山中忠次郎、柳室祐次郎、(奥書)山中篤之助		竖帳
エ-45-4	御寺領御国領御立合荒見井口以伏替目論帳 上帳控 上帳控 詰庄屋安楽見村新兵衛	弘化4年丁未4月	三ヶ村総代安楽見村新兵衛、下代遠方村勘右衛門	御普請御奉行東南院・千蔵院	竖帳
エ-45-1	安楽見以ノ図(控)	弘化4年丁未2月日	大工遠方村根来丈右衛門		図面
エ-45-2	文政三辰年安楽見村以伏替ノ時絵図面(控)	文政3辰年	三ヶ村総代詰庄屋藤左衛門		図面
エ-45-3	御寺領御国領御立合安楽見井口以伏替目論帳 児玉平四郎控	文政3年庚辰4月	三ヶ村役人物代安楽見村藤左衛門、下代杉原村勇治	御普請御奉行自性院・大乘院	竖帳
エ-45	【袋入4点一括】↓詳細以下へ *袋上書、明治十□□□十月謄写 伏替之箇田□□新帳等之控 再写 四小区第二番組 御之会議所(印) (一印)十月廿日、虫破損致注意		遠方村惣代、杉原村惣代、安楽見村惣代、杉原村通頭2人、遠方村通頭2人、安楽見地土所快道、西重太夫、西重左衛門、安楽見左衛門、杉原村地土山本角左衛門、喜多長左衛門		竖帳
ウ-97	噺証文之事(安楽見込伏替小入用算勘帳不得心出入につき)	天明6年午2月			状
エ-122	明治九年八月池方大川除払	明治9年8月			横帳

*全て抹消、朱筆あり

檜原・檜谷と檜尾谷

ア-258-14	ア-258-6	ア-258-5	ア-281	ア-281	ア-281	ア-16-3	ア-16-2	ア-16-1	カ-86-2	ア-13	エ-301	エ-59
安良見村長左衛門願 池普請積 *〔端裏書〕「享保九辰年檜谷檜尾ハセ入」、高四拾石程	覚(檜原・檜尾谷両池普請方法につき下書き)	乍恐口上を以奉願候(両池当春御普請仰付願) *〔端裏書〕「あらミニ而洞雲院愛光様へ差上ケ申候控」	①差紙(池普請自村夫遣のため)	②乍恐口上書を以奉願候(檜尾谷池ほか当春普請仰付願)	〔内容2件写〕↓詳細以下へ	〔長左衛門持米高書上覚〕 *7件	覚(檜原之池・檜尾谷之池普請につき) *檜原池延宝8築・宝永4上かさ普請、檜尾谷池享保2上かさ普請	我等池床替地証文之事 *檜原池床成り替地渡↓島口之畑	定(檜谷新池ほか涌水引につき) 安良見東村 *檜谷新池定書写	定(島田引水難儀につき檜谷新池築仰付の定書) *〔封紙上書〕「檜谷新規池御築被下候節宝泉院様より之御制禁書 喜多長左衛門所持」	〔荒見村井口字川岸修繕工事につき書付一綴〕	〔荒見井筋等につき書上げ帳〕 *厚長横等、エ58の続きか
享保9辰年3月日	辰2月3日	享保9辰年正月12日	辰3月	享保9年辰正月12日			享保9辰年2月5日	日 延宝8庚申年4月13日	日 延宝8庚申年卯月16日	日 延宝庚申(8)年卯月16日	(近代)	
洞雲院(印)、阿光院(印)		安良見村喜多長左衛門(印)	年預代	安良見村喜多長左衛門			喜多長左衛門	長左衛門	奉行宝泉院	奉行宝泉院(印)	(荒見村)	
		御年預代		御年預代			花王院様年預代	市兵衛		安良見東村		
状	状	状			状	状	状	状	状	封紙包状	縦綴罫紙	横半帳

ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3	ア-240-3
⑭奉願 一檜谷池樋取替 *御奉行 右御兩人様・大乘院様・五智院様といふことか)	⑬奉願(檜尾池樋取替) *御奉行 大乘院様・五智院様	⑫〔小ぶけ池樋取替〕 *夫人御下ケ・御奉行様へ東南院様・桜池院様	⑪〔檜尾池上口はせ切普請奉願〕	⑩〔池普請自村夫飯米御遣わし一札〕	⑮此度檜谷洲上ケ上重御普請奉願候付相定 *檜谷池・小泓池・檜尾池とも喜多・新両家の田地江平等に懸り候様此度相究候事	⑨〔喜多長左衛門所持池漏留普請自村夫御遣の件につき一札〕	③覚(池普請銀余銀受取につき)	⑧〔池普請仰付と自村夫出につき一札〕 *336工	⑦〔池漏留普請につき御前言上の旨差上一札〕	⑥安良見村長左衛門願 *檜原池・檜尾谷池普請人夫につき	⑤〔両池水漏普請につき源右衛門申上候趣につき言上〕	①覚(檜原池・檜尾谷上かさ普請につき書付)	④〔御積之四分一之人夫日用人足ニ而長左衛門宮ミ〕 *内容これのみ
嘉永8寅年11月(嘉永は7年寅まで)	嘉永5亥年正月(本当は子年)	弘化5申年3月	文政7申年	寛政8年辰3月5日	天明8卯年	享保12年未2月5日	巳5月6日	辰3月	辰3月4日	享保9年辰3月日	辰2月3日	享保9年辰2月5日	享保6辛丑年6月
			長左衛門、才之進	寂静院、大聖院		年預代	修善院年預代	年預代	源右衛門	洞雲院、阿光院	喜多長左衛門	喜多長左衛門	願人長左衛門、源右衛門
				安良見村長左衛門		安良見村役人中	安良見村喜多長左衛門	安良見村役人中	洞雲院、阿光院		洞雲院、阿光院	花王院様御年預代	

ア-294	ア-271	ア-272-2	ア-272	ア-274-3	ア-274-2	ア-274-1	ア-268	ア-293	ア-240-9	ア-240-8	ア-240-7	ア-240-1	ア-240-6
安楽見村榎尾池樋伏替御普請下積帳 上控	榎尾谷池樋伏替御普請人足着倒帳 ^(マ)	〔榎尾池樋尻取替普請の覚〕	【重折り一括4点】↓詳細以下へ	〔池之積書請取〕 *ア274-1に挟込	榎尾谷樋尻取替積り書覚 *ア274-1に挟込	榎尾池普請覚帳	安楽見村榎尾谷積り書写	乍恐奉願上口上覚(榎尾池ご見分普請仰付願) *抹消あり、下書	乍恐奉願口上(樋普請につき所持山林より伐木御赦免願)	此度榎尾池側上ケ上かさ御普請奉願候ニ付相定覚 *榎尾池・こふけ池・榎尾池共喜多新両家の田地へ平等に懸り候様此度相究候事ほか	〔池普請につき写〕 *宝永4・享保9・巳5月ほか	〔明神山谷落合から風呂ノ谷筋井手略図〕	〔池樋取替・普請ほかにつき写〕 *文政7・嘉永8・延宝年中(これのみ氏神修復)ほか
嘉永4年辛亥正月日	嘉永4年亥正月	文政7年申12月		11月20日	文政7甲申年12月	文政7申年11月吉日	文政7年申11月	文政7年申10月					辰2月3日ほか
安楽見村役人惣代富右衛門、湯浅藤左衛門					新才之進、喜多長左衛門		新才之進、喜多長左衛門	新才之進、喜多長左衛門					
地方両御奉行					両地方御奉行		両地方御奉行	両地方御奉行					
縦帳	横帳	状		状	横折状	横帳	横半帳	状	状	状	状	絵図	状

ア-14	ア-11-2	ア-11-1	ア-11	カ-119-3	カ-119-2	エ-362	ア-295	ア-270	ア-272-4	ア-272-1	ア-273-1	ア-273-2	ア-299
為取替証文之事(横尾池新分水取決めにつき) 政三辰三月横尾池 為取替証文、聞届の旨年預坊奥書印あり	〔横尾池水論濟につき万福院下ヶ書御取揚心得べき旨一札〕 *ア11-1に同	〔横尾池水論濟につき万福院下ヶ書御取揚心得べき旨一札〕	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「横尾水論二付從御年預御書下ヶ」	有来通檜谷池上樋水蓋切ニテ涌下し相初候事(手順書上)	乍恐奉申上候委細覚(水利に關する喜多の非道を訴え万福院御条目仰付願い連判状写) *天徳院・正智院・増福院・蓮花三昧院・西禅院・遍昭尊院・丹生院右七ヶ院様御蔵下掛	定(檜谷池樋伏替につき立会定書写)*後に本文聞届の旨年預代書付	檜木谷池樋伏替御普請小入用帳	檜谷池普請入用	安良見村檜谷池樋伏替御普請下積帳	乍恐奉願口上覚(檜谷池樋ほかご見分普請仰付願)	横尾谷池樋伏替御普請銀払	横尾谷池樋取替覚 *ア273-1に挟込	横尾池樋伏替御普請小入用帳
安政3辰年3月	安政3辰年3月5日	安政3辰年3月5日		(近世)	安政2年卯7月	嘉永7年寅11月	嘉永7年寅8月ヨリ	嘉永7年寅9月	嘉永7年寅8月日	嘉永7年寅8月日	嘉永4年亥3月	亥3月15日	嘉永4年辛亥正月より
田人喜多長左衛門(印)・湯茂藤左衛門(印)・次右衛門(印)・外久右衛門(印)・村役人治左衛門(印)	年預代	年預代(印)			横尾池掛り新才之進・湯茂藤左衛門外2人、東戸ノ井出掛り5人、西戸ノ井出掛り6人、二ノ井出掛り8人、新田掛り8人	池持喜多長左衛門、戸ノ井出惣右衛門、右衛門、正智院庄屋村役人治左衛門			安良見村役人物代治左衛門・平次郎	安良見村役人物代治左衛門・平次郎		地方奉行	
(年預坊)	横尾池田人中	横尾池田人中			年預代	年預代			地方両御奉行	地方両御奉行		安良見村役人	
封紙包状	状	状		状	状	状	豎帳	横帳	豎帳	状	横帳	状	豎帳

ア-2	ア-7	ア-253-3	島田	ア-253	ア-192	サ-19-5	ア-279	カ-74-10	ア-291	ア-286	ア-277	ア-237	ア-283
〔封紙包み4通〕↓詳細以下へ 丙午八月十七日 東村三ノ井出水之儀二付指纏レ和談ノ為取替	〔浦おろし出入一件理不尽の旨言上〕 *前欠、下書、対田人か	定(島田池引水・水路番水等につき取決め) *虫損注意		*〔封紙〕 *〔封紙上書〕「安良見東村檜谷新池之法度書」	〔付箋〕 *「檜谷池樋伏替積り書控」とのみあり	此度檜谷側上ヶ上かさ御普請奉願候付相定覚 *〔端裏書〕「檜尾池西方テへ小樋伏セ□□(破損)申ノ書付」、檜谷池・こふけ池・檜尾池共喜多・新両家の田地へ平等に懸り候様此度相究候事△	積り書(檜ノ尾池ほか普請積書)	〔檜谷池樋普請時の上重置の事につき一札〕 嵩むが必要な事であり上様の御利益でもある(なので入用負担願か) (近世)	〔檜尾谷池普請自村夫積書差出旨一札〕 *〔封紙上書〕「檜尾池ふしん願候節差紙 地方」「安良見村喜多長左衛門」	差紙(池普請自村夫遣のため) *ア281の①と同、336工遣す旨	〔長左衛門方より願出池漏留普請につき一札〕 *私も有難い	今度源右衛門御前江罷出色々と横道成儀申上候ニ付書付を以申上候覚(両池水引につき) *洞雲院は元治元年焼失、檜原池・檜尾谷池	覚(檜谷池起等出精につき心付)
	乙丑ノ8月12日	延宝8庚申年卯月16日				(宝永4年3月17日以降か)			11月12日	辰ノ3月	辰3月4日	辰2月3日	卯3月23日
	弥兵衛	奉行宝泉院				(喜多・新)	新		地方	年預代	源右衛門	喜多長左衛門	地方奉行
		安良見東村					喜多		新才之進、喜多長左衛門	安良見村役人中	洞雲院・阿光院	洞雲院尊衲、阿光院考分 <small>(カニカ)</small>	荒見村役人中
	状	状		封紙	片	状	状	状	封紙包状	状	状	状	状

ア-258-9	ア-82-2	ア-275	ア-118-10	ア-4	ア-3	ア-231-1	ア-231-5	ア-231-3	ア-231	ア-2-4	ア-2-3	ア-2-2	ア-2-1
〔文政六年早魃時の島田水上道具・人夫につき覚〕 *破損あり	植付より早魃ニ付 覚帳・島田水釣入用覚 *△	島田水鈎諸入用帳	島田水つり入用覚 *7/17/7/29・8/8/8/14	〔島田涌おろしにつき差紙写〕 *端裏書「寛延元年七月晦日二ノ井出之□水路ニ付及難候故相訴候処 田人中へ御差紙被下早速渡し候而勘石之関口より下し申候御差紙之写」	奉願口上覚(島田涌おろし一件訴) *端裏書「寛延元年七月廿八日」	〔付箋〕 *「新涌出来ノ頃か 天和三年癸亥ト有」のみ書付	〔井おろしに関し荒砥新池・小泓池・檜尾池水の状況書付〕 *訴状添付書類の下書か	差紙(安良見村嶋田涌をろし先規通仕るべき旨) *奥書付「享保十一年七月廿二日喜多長左衛門源六申上仕申請候写」	〔封紙包み5通〕↓詳細以下へ *封紙上書「享保十一年七月二ノ井出涌下し 故障有之御訴訟申上先規之通被仰付候書付」	御訴訟(島田二之井出涌おろし争論につき) *印なし(印判持参不仕)、大乗院様御年預時年預代は谷上印城院	取替シ申一札之事(東村三之井手水一件和談につき) *水番等迄相定候覚	乍恐奉願上御訴訟(池再興人夫下され度御見分仰付願) *端裏書「享保六年池上重願之下書尤地頭之添書無之証」	相定事(弥兵衛と島田涌水おろし出入和済につき) *端裏書「貞享二丑年涌下シノ出入暖二相成爲取替証文写」
(文政6未年5月)	文政6未年5月	文化11年戊7月日	寛政11年戊未7月吉日	(寛延元年)7月晦日	(寛延元年)辰7月29日			(享保11)午年7月		未8月12日	享保11丙午年8月17日	享保6年辛丑年6月	貞享2乙丑年9月3日
	喜多		喜多長左衛門	年預代	喜多長左衛門			年預代		安良見村喜多長左衛門	(印) 長八(印)、伝五郎(印)、善通寺代喜多長左衛門	喜多長左衛門、(源人安良見村長左衛門・源右衛門)	村年寄中平右衛門・清左衛門・總右衛門・甚右衛門・半左衛門・八左衛門・(本人)弥兵衛
				二ノ井出田人太兵衛・助右衛門・遍照院・新七・万五郎・字兵衛	年預代			安良見村庄屋中、同東村田人中		年預代		年預代	
状	横帳	横帳	横帳	状	状	片	状	状	状	状	状	状	状

ア-8-2	覚(清水谷井手土俵杭上り関等普請につき印形取替証文) *(封紙上書)「清水谷西井出懸り田人と為取替証文」	寛保元年酉 6月5日	(源左)衛門(印)、(富右)衛門(印)、(恒右)衛門(印)、(富右)衛門(印)、(恒右)衛門(印)		封紙包状
ア-8-1	申渡覚(争論の清水谷井手杭上り関吟味にて) *年預代裏判あり	寛保元酉年 6月5日		年預代	状
ア-8-3	〔清水谷井出公事につき御見分御役人食費書上げ〕 *御見分御役人青蓮院様・法林院様、御宿安福寺	寛保元酉ノ5月29日 より6月3日迄			横折綴
ア-8	【封紙包み4点】↓詳細以下へ * (封紙上書)「寛保元酉年清水谷井出杭上り関就争論御条目 先規通被仰付候」				

清水

ア-307	〔封紙〕 *(封紙上書)「当島田井おろし筋先年ヨリ出入等願書済状之写」				封紙
ア-280	〔二ノ井出水漏下しの件水通させる旨一札〕 *其村長左衛門所持島田江懸二ノ井手	7月晦日	年預代		状
ア-258-15	〔二之井出水訴訟一件につき水下さ旨指示一札〕 *長左衛門が訴	未8月12日	年預代(印)	安良見村二之井出田人中	状
ア-285	乍恐奉願上候口上覚(島田への涌下しにつき) *ア284とはほぼ同、抹消・訂正あり	(享保12年8月5日以降)			状
ア-284	乍恐以書附奉願上候(島田への涌下しにつき) *抹消・訂正あり	(享保12年8月5日以降)			状
ア-258-11	〔島田之坪池再上かさ普請願下書き〕 *懸り高凡40石程	(宝永年中以降)			状
ア-232	乍恐再度奉願上口上覚(嶋田養水早越につき涌おろし願) *荒砥谷筋井下しニ付年預表へ差出控外、去る巳年より下してくれぬないので	文久元年酉8月5日	あらミ村喜多淳介		封紙包状
ア-305	嘉永六癸丑年早越ニ付島田車踏尤東井出西井出共 日次人夫并雑費録	嘉永6癸丑年(6月11日夜)8月2日)			横帳
ア-303	早 島田中井手ノ下モ井溝江踏車三丁相掛初免諸入用并人足覚	嘉永5年子5月21日			横帳

ア-300	清水谷大関普請日並記	嘉永7年甲寅3月吉日	喜多		横帳
ア-302	清水谷関井出普請覚帳	文政5壬午年閏正月日	安良見村喜多長左衛門・田人中		縦帳
ア-8-4-3	清水谷井出杭土俵上り関此度所詮ニ付御見分御吟味之上申上ル口書之覚		喜多長左衛門	見分御役人青蓮院・同法林院	状
ア-8-4-7	乍恐口上書(清水谷井関切落し一件御見分願) *(封紙上書)「清水谷関切落し候ニ付願書写」	酉6月	喜多長左衛門	年預代	封紙包状
ア-8-4-4	②乍恐奉願口上(清水谷井出杭一件) *前半前項にあり	酉6月2日	安良見村喜多長左衛門	御奉行青蓮院・法林院	状(後半)
ア-8-4-4	①清水谷井出杭土俵上り関此度所論ニ付御見分御吟味之上申上ル口書之覚 *長文↓後半次項へ	酉6月朔日	喜多長左衛門	御見分御役人青蓮院・法林院	状(前半)
ア-8-4-5	乍恐奉願口上書(次井出者理不尽切明につき訴え) *ア4-1に同文	申5月26日	あらミ村喜多長左衛門	年預代	状
ア-8-4-1	乍恐奉願口上之覚(次井出者理不尽切明につき訴え) *去年6月5日	申5月26日	あらミ村喜多長左衛門	年預代	状
ア-8-4-6	乍恐奉願口上書(下ノ井出の者理不尽切明につき訴え)	未6月8日	荒見村喜多長左衛門	年預代	状
ア-8-4-2	覚(此方より人足出角田へ大涌より水かすりの旨) *島田へ懸候井出之番水角田へ引候分	午ノ8月2日	孫太郎(花)	善六	状
ア-8-4	【封紙包み7通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「清水谷ノ書物」				

その他

ア-15-1	一札(所持の島田岸ノ下田地へ涌おろし水引につき差入) *虫損あり	明和2酉年6月9日	又八(印)、証人新平(印)	喜多専太夫、新才之進	状
ア-15	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「明和二年分 明和七年分 又八所持岸ノ下田地へ涌おろし水引遣シ之節差入候書付巻通」				

エ-330	エ-290-4	エ-290-1	エ-290-7	エ-290-6	エ-290-5	エ-290	エ-44	エ-64	エ-39	エ-38	ア-18	ア-272-3	ア-15-2	
字荒井戸中池重置ニ付仮目論見帳 第三大区四ノ小区荒見邨	三等箇所 紀伊国那賀郡荒見村内荒井戸溜池打手樋七月五日新 破損修繕目論見帳(写) 第三大区四ノ小区 *「第三大区四五六小区」用箋	三等箇所 紀伊国那賀郡荒見村内荒井戸溜池打手樋七月五日新 破損修繕目論見帳(写) 第三大区四ノ小区 *写、「第三大区 小区」用箋	紀伊国那賀郡荒見村内荒井戸溜池破損当毛附前營繕人夫着到帳 (筆)「村方控」 第三大区四ノ小区	東荒井戸中溜池普請後不修理直シニ付毛附前營繕人夫払方帳	紀伊国那賀郡荒見村内荒井戸溜池破損当毛附前營繕人夫着到帳 (筆)「村方払帳」 第三大区四ノ小区	*帯紙で一括(帯紙上書)「明治九年七月 東荒井戸中溜池打手溝欠崩レ并ニ破損ニ付營繕諸帳面入り 詰役人中島権右衛門・副戸長北淳太郎」	荒井戸掛り金取替長(写)	明治八年十二月荒井中溜池營繕ニ付人夫并諸勘定指引帳	荒井戸中溜池營繕ニ付小入用 *逆(裏)方向から書付頁有綴もその部分だけ変	紀伊国那賀郡荒見村字荒井戸中溜池堤ミ重置營繕ニ付小入用帳 上帳控 *2丁	涌下シ為取替一札之事(双方納得につき荒井戸掛涌水下し定書) *荒井戸谷井出筋ト出入ニ相成御年預表へ願地方御奉行宝塔院様より御取扱ニ相成下済、取替状本紙	安良見村東堂山池もり留・荒井戸下池もり留御普請下積帳	一札(干水にて下ノ田地へ槇尾池并戸ノ井出涌おろし水引下は後例としない旨) *虫損あり	
(近代)	明治9年7月	明治9年7月	明治9年5月	明治9年5月	明治9年5月		明治8年	明治8年12月	明治8年12月	明治8年11月	文久元年酉9月日	嘉永7年寅8月日	明和7寅年6月27日	
第三大区四ノ小区荒見邨	小区长北長左衛門(印)・副戸長北淳太郎(印)・奥書 相違なき旨(奥書)田佐三外 1人(目論見金額にて修繕申付)県令神山郡廉	小区长北長左衛門(印)・副戸長北淳太郎(印)・奥書 相違なき旨(奥書)田佐三外 1人(目論見金額にて修繕申付)県令神山郡廉	詰役人丸山浅蔵(印)、副戸長北淳太郎(印)	詰役人丸山浅蔵、副戸長北淳太郎	詰役人丸山浅蔵(印)、副戸長北淳太郎(印)、(奥書)小区长北長左衛門		井関儀三郎	副戸長許	田人中	第三大区四小区荒見村副戸長北淳太郎、(奥書)畑村半二郎、和田権太夫	小隊長掛り田人孫多(印)・荒井戸出筋(印)・井出筋(印)・下済取次(印)・新兵衛(印)地方西奉行(印)	安良見村役人物代治左衛門・平次郎	地方両御奉行	喜多源之丞
縦	縦	縦	横	横	横		横	横	横	横	封紙包状	縦	状	

ケ-53	ア-258-10	コ-107	ア-292	ア-240-11	ア-253-4	ア-253-1	ア-253-2	ア-23-21	ア-23-20	ア-23	ケ-72	ア-322-3	ア-322
乍恐御届申上候口上(早魃につき村中騒動し上井関開の旨届) * (端裏書)「紀州領乱□一揆年御届書写」、安良見井筋早魃、△	嘉永5子年早魃ニ付涌下ケ之覚 * 7/21ヨリ雨降・22日洪水大川堤切大荒	定(涌下し普請儉約につき) * 袖部破損扱注意、近年村々困窮ニ付	覚(早魃につき御見分の上少々補御下げ願) * (端裏書)「寛政十一未ノ九月 上候下書」	〔早損年の人足数覚〕 * 此年も早損にて御用捨に預り	奉誤口上書(井おろし水盗み取り一件につき) * 佗言状写	覚(宝暦十一年夏の番水につき) * (端裏書)「涌下し控書」	覚(寛延三年涌下し一件の始末等書上) * 写、(端裏書)「寛延四未七月」、本紙寺ニ有之	〔遠方杉原両村との溝床引并普請一件につき書状〕 * △	〔新溝路の件につき書状〕 * 近日京都御上の節はご逗留下さい△	〔包紙包み一括24通〕 * (包紙上書)「安楽見村川原畑□り 御奉行洞雲院手紙」△	川原畑返增高帳 写 * 上納△	風呂之谷筋井出々々之絵図 * 一部彩色、退色・付箋あり	〔封紙包み一括3点〕↓詳細以下へ * (封紙上書)「井出井出ノ絵図」
未5月28日	嘉永5子年5月16日 7月22日	文化8年未ノ閏2月24日	(寛政11年)未9月日	寛政11年未7月	寛政6寅年6月14日	(宝暦11巳年)7月23日 8月5日の事	寛延4未年7月日	卯月16日	卯月14日		享保9甲辰年9月日		
喜多長左衛門		(涌下役人中)	喜多長左衛門(印)		東村庄藏		新才之進忠慶(花)	洞雲院	洞雲院		洞雲院、阿光院		
			地方御奉行		新内藏進、内藏進様御留 主中ニ付喜多長左衛門			喜多長左衛門、西兵四郎	喜多如閑				
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		横帳	絵図	

ア- 258-8	ア- 258-13	コ- 27-2	コ- 27-1	ア- 213	ア- 248	キ- 104	タ-4	エ- 251	ケ- 238	ケ- 235	ア- 190	ア- 306	エ- 360
覚(池普請に渡内余り銀請取)	〔去冬衆評で仰付られた証文等披見の旨申遣〕 *25日	〔又四郎分覚〕 *1の紐に括付	御普請人足米出入覚 *紐に括付文1点↓詳細-2へ	乍恐奉願口上覚(前半)安良見村字こふ池伏樋普請につき(後半)安良見村上川原乱杭許容願)	暖証文(護摩田井手より谷筋ノ水割につき)	〔彦五郎井出先規之通埒明べき旨他につき返し書状〕 *彦五郎井の他に大川浦筋に付も有	当春宮□□普請造用ニ付出入有之候故暖申覚(荒堀田・池普請につき) *虫損・破損、裏に「表書之通暖相済候留」と有	本郡上三毛村内紀ノ川通字笑松川添修繕間数法高示取調帳 *鉛筆書あり	目録(白銀五枚) *一部変色・虫損、ケ235と一連か	〔浦筋内済調い御取扱出精挨拶銀送る旨切紙〕 *銀五枚、ケ238参照	〔手跡・浦おろしにつき覚〕(封紙か) *元は封紙か	〔浦割方ニ付郷中連印・覚帳控〕 *但し押印なし	浦下村々組割并郡中割共(書上覚) *重折
巳5月6日	子正月5日	(19日・20日の分)	明治4年未2月日	月(前半)弘化5年申2	享保16年亥7月日	5月3日	元禄15年午極月12日	(近代)		3月25日		閏2月21日	7月11日(内容は正月の分)
修理院年預代(印)	年預代(印)	喜多	喜多	(前半)喜多長左衛門(後半)村役人九兵衛	喜多院正屋梁人八右衛門(印)、蓮金 院正屋平次(印)、正智院正屋源五右衛門 之印(印)、喜多長左衛門(印)正智院下菊	西南院納所(花)	西兵四郎、喜多源之丞、 一井出中(書)、東村二井 出中(印)		三ヶ村地頭中	三ヶ村地頭中			
安良見村喜多長左衛門	安良見村喜多源兵衛			(前半)地方両御奉行様		喜多源之丞			両村地主中				
状	状	状	横帳	状	状	状	状	横半帳	状	状	状	横帳	横折状

エ-121	エ-228	コ-20	エ-129	キ-126-5	エ-252	ア-288	ウ-94	ア-241	エ-376 -2-1	ア-289	ア-180	キ-36	ア-301
〔明治六年三月廿七日夕方榮繕方入込一件書付〕	〔明治元年から三年營繕に相成候分書上写し〕 *池・川堤はか官費・田人自費につき、エ252参照	三味浦堤破損所御普請人夫帳	〔明治二・三年川堤・樋等普請入用御下書付〕	〔水利関係普請入用書上〕	〔明治元年營繕ケ所書付〕 *破損・カビ変色あり、エ228初め部分と同	覚〔長左衛門所持以より水門迄井溝掘上見付願〕 *〔封紙上書〕「以より石水門迄井溝掘上ケ見付高被仰付候書付 宝永四亥三月十二日」	安楽見分悪水川床証文写〔御吟味上普請仰付〕 *虫損・袖部破損扱注意	指上申一札之事〔池床替地涌堤につき訴訟しない旨〕 *破損、「本紙は杉原久左衛門殿ニ有」とあり	②〔槍谷池上樋干上時の井おろしにつき御書付再作成願書写〕 *田人は本証文を見せろと言が才之進所持で今は無いので、①はN2 a項にあり△	〔井下しの件につき書状〕	口上之覚〔他行につき惣川普請時の御願〕 *私所持田地への溝路、土砂浚願ほか	乍恐口上書〔安楽見村氏神筋井井出水関に關する御吟味一件につき〕 *虫損少、訂正多△	覚〔池普請渡し銀受取〕 *虫損
明治6年3月27日	壬申4月〔明治5年〕 日より23日止	明治4年辛未2月3日	明治2巳年・3午年	明治元辰年・明治2巳年	(明治元年)	子3月	天和3年4月24日	天和3年癸亥卯月22日	(近世)		3月日	酉4月25日	巳5月6日
	那賀郡荒川組荒見村				那賀郡荒川組荒見村	正智院庄屋仁右衛門	三ヶ村庄屋年寄〔裏書〕 奉行法泉院	あらミ市兵衛、証人彦左衛門	安良見村喜多淳介	同〔喜多〕長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	修善院年預代
						御奉行		御執次杉原久左衛門・荒見十兵衛		喜多淳介	萬勝院		安良見村喜多長左衛門
横綴	縦帳	横帳	横折状	横折状	状	封紙包状	状	状	状の内	状	状	状	状

エ-73	エ-72	エ-49	エ-51	ケ-236-11	ア-236-3	ウ-106	エ-408	ウ-110-9	コ-88	エ-300	ウ-93	コ-121	エ-70
〔普請人足杭等覚書付〕 *3丁重折	〔人足覚書〕	〔宇八ほか造用直払い金書付綴〕 *宇八・亀吉・勘之丞の三人分	〔荒見松太郎池方営繕見廻り人夫札〕	覚(井筋役人落物受取)	<input type="checkbox"/> ^(縦) より奉願諸賄造 <input type="checkbox"/> ^(縦) (普請につき惣村割符のこと) *破損大	御普請所控(池川につき) *ほとんど池	〔新田広芝村外一ヶ村と北大池始め五ヶ村池水引田争論につき取暖依頼書状〕	手続上申(小作人溜池水勝手引取出入につき暖人による示談一件控) *荒川分配所へ差出ス控	明治九年暮払帖	紀伊国那賀郡荒見村溜池来春営繕目論見帳 第三大区四ノ小区	式番中寿し 明治七年一月石代夫銭帳	溝床川成古荒取調指出シ帳 控	御普請人足通
		11月(近代)	日 5月13日・14	2月17日	子ノ6月	(近世)	明治14年5月6日	明治10年10月8日	明治9年	明治7年12月	明治7年1月	明治6年5月6日	明治6年3月
			(印:三田)	上田井向嶋年行司			堂本謙一郎	第三大区四小区荒見村西惣左衛門	井筋井堰取締	第三大区四ノ小区		第三大区四ノ小区 <input type="checkbox"/> ^(次換) <input type="checkbox"/>	八木源次郎
					御奉行								
横折状	横綴	横綴	状綴	状	状	横半帳	状	罫紙罫綴	横帳	罫綴	横帳	罫帳	横半帳

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

b 第三大区四小区戸長・小区長		ケ-123	コ-21	エ-386-3	エ-379-13	エ-371-6	エ-212	エ-389-40	ケ-112	コ-48	コ-72	コ-33
コ-36	コ-47	御礼奉申上口上(地券お下げ永代売買お指許につき)	検地名寄合記帳改替并地券下調指出し帳拵ニ付諸入費下帳	〔車賃宿泊料等経費書付〕	〔御繕掛高田様調月村破損所再見日時を尋ねる書状〕	〔山林原野検査官諸入用各村割伺書類〕	〔絵図面落手并最初の分返却の旨書状〕 * (封筒上書) 「第三大区四ノ小区荒見村戸長北長左衛門 庶務課」 「第八月十三日発」	証(金銭請取)	明細取調指上帳 第三大区四ノ小区荒見郷	年中村方出夫帳	村中夫平帳	割後落并小入用控帳
明治6年7月日	り 明治6年7月4日よ	(近代)	(近代)(1月3日) 2月23日)	(6日) 9日につき)	11月22日	9月2日	5月8日 (1日か)	1月27日	明治6年2月	明治6年1月日	明治6年癸酉1月16日	(明治6年) 癸酉 1月13日
荒見郷戸長許	戸長許	荒見村惣代(空白)、副戸長新重三郎、戸長北長左衛門			区役所	遠方村戸長役場(印) 吉岡)	野際以推、坂田元隆	区役所(印)	右村々代新重三郎(印)、副戸長北長左衛門(印)	八木源次郎	荒見村副戸長	荒見村副戸長
					北長左衛門	荒見村戸長役場	北長左衛門	あら見戸長北長左衛門	和歌山県令北嶋秀朝			
横帳	横帳	罫紙	横帳	状	状	罫紙重折	封筒入状	状	罫帳	横帳	横帳	横帳

コ-69	コ-96	エ-88	ケ-187	コ-74	コ-2	コ-1	ケ-161	ケ-107	イ-473	エ-163	ケ-180-1	エ-299	コ-49
村中棟数ス帳 *丸棟157軒	村落学校謝儀控	小入用割符帳(役人使い金) *朱あり	三番西村 明治七年一月石代夫銭帳 *朱筆あり	宍番東村 明治七年一月石代夫銭帳 *朱筆あり、綴紐損扱注意、後欠か	貳番中筋 収納帳	一番東村 収納帳	三番西村 収納帳	奉職中諸願届届 *朱筆あり、「第三大区 小区」用箋多い	祠掌入込ニ付諸雜記 *2丁	〔第三大区四五六小区書記依願差免証〕 *手書△	斃牛取調帳 第三大区六ノ小区 *「第三大区 小区」用箋、1と12で一綴	鮎川殺生御届 控 第三大区四ノ小区荒見郎 *友釣あり	道路宮繕荒地指引帳 *略図帳
明治7年2月	り 明治7年2月16日よ	明治7年2月10日	明治7年1月	明治7年1月	明治7年1月24日	明治7年1月24日	明治7年1月24日	迄 明治6年ヨリ同9年	明治6年	明治6年30日 ^こ	18日 (表紙)明治7年12月 (中身)明治6年12月	明治6年12月18日	明治6年
戸長許	戸長許		戸長		戸長許	戸長許	戸長許	北氏執事	戸長許			右戸長北長左衛門	
										北長左衛門			
横帳	横半帳	横帳	横帳	横帳	縦帳	縦帳	縦帳	昇紙縦帳	横帳	状	昇紙縦帳	縦綴	横帳

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

ウ-61	エ-278	エ-153	ア-32-7	コ-124	コ-226	コ-152	コ-225	コ-224	エ-324	コ-57	コ-120	ケ-179	コ-30
【一括6点】↓詳細以下へ	進退伺 *朱筆あり、後に県返事(朱筆)「贖罪金七十五銭」 明治8年2/28 県令神山郡廉(印)↓新重三郎	〔第三大区四小区荒見村副戸長申付証〕 *手書△	覚(杉檜代金書上勘定受取) *戊7/19~8/12分	三番 明治7年八月夫銭帳 *縦直しにて逆綴部分あり	〔幹事任命書〕 *大区内ノ公議ヲ以テ△	〔封紙〕 *コ226の封紙か	〔第三大区四五六小区副区長任命書〕 *△	〔特選議員任命書〕 *大区内ノ公議ヲ以テ△	〔明治7年分自普請所營繕宛積置米代金取立上納書(四五六小区村々につき)〕 *〔第三大区 小区〕用箋	荒見村西堂山宮繕ニ付小入用田人割符帳	大繩場山畑地所指出帳(地券御下のため) *北・西・西・新の分	山検地名寄合記帳 紀伊国那賀郡荒見郷	先平帳 *役所での出人足代等か、北・新・西・八木ほか
	明治7年10月3日	明治7年9月3日	(近代)第8月12日	明治7年8月	明治7年8月24日	8月24日発	明治7年8月15日	明治7年6月4日	明治7年5月8日	明治7年4月分、同年5月分 弍ヶ年	明治7年3月	明治7年3月	明治7年2月
	第三大区四ノ小区荒見村戸長新重三郎(印)	和歌山県	中いふり鉄屋勘助(印)	戸長許	和歌山県	議事係	和歌山県	議長	第三大区四五六小区副区長松山管吾		第三大区四ノ小区 _{次換}	副戸長新重三郎(印)、戸長北長左衛門(印)	戸長許
	和歌山県令神山郡廉	北淳太郎	荒見郷戸長北長左衛門		第三大区四五六小区副区長北長左衛門	第三大区四五六小区副区長北長左衛門	第三大区四小区荒見村兼杉原村戸長北長左衛門	第三大区四小区戸長北長左衛門	租税課土木掛り				
	縦綴罫紙	状	状	横帳	状	封紙	状	状	縦綴罫紙	横帳	縦帳	縦帳	横帳

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

コ-137-2	コ-137-1	コ-136-2	コ-136-1	コ-135-2	コ-135-1	コ-134-2	コ-134-1	コ-133-2	コ-133-1	ケ-135	ケ-100	エ-187	コ-77
〔宮邨試験量地図〕 *鉛筆書多	試験量地記 第三大区六ノ小区宮邨 *1・1・2で紙丸紐で一括に束ね	〔神戸邨試験量地図〕 *鉛筆書多	試験量地記 第三大区六ノ小区神戸邨 *1・1・2でコヨリで綴じ更に一括に束ね	〔高尾邨試験量地図〕 *鉛筆書	試験量地記 第三大区六ノ小区高尾邨 *1・1・2でコヨリで一括に束ね	〔尼寺村試験量地図〕 *鉛筆書	試験量地記 第三大区六ノ小区尼寺村 *1・1・2でコヨリで一括に束ね	〔国主村試験量地図〕 *鉛筆書	試験量地記 第三大区六ノ小区国主村 *1・1・2でコヨリで一括に束ね	〔地位等級調査に関する細則一綴〕 *前後欠、「第三大区 小区」用箋	御願伺届并ニ諸来状とも着込 *「第三大区 小区」用箋多い	嘆願書(地所争場所諸目録勘定等旧副戸長作成分は間違齟齬多い為実地作成仰付願) *旧副戸長 松尾民右衛門	老ばん 明治八年夏割夫銭帳
(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	明治8年10月	明治8年9月分	明治8年9月	明治8年夏
門 米田長九郎・中西宗右衛門	小区長北長左衛門、戸長 米田長九郎・中西宗右衛門		門 小区長北長左衛門、戸長 津田作之丞・中西宗右衛門		小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門		小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之丞		小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門	県令神山郡廉代理和歌山 県参事河野通	小区長北長左衛門	第三大区五小区調月村西支 郷鏡子ノ口村前總代西 浦善兵衛・奥沢平五郎 (印)	副戸長許
方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	罫紙罫綴	罫紙罫帳	罫紙罫綴	横 帳

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

コ-146-2	コ-146-1	コ-145-2	コ-145-1	コ-143	コ-142-2	コ-142-1	コ-141-2	コ-141-1	コ-140-2	コ-140-1	コ-139-2	コ-139-1	コ-138
〔北山邨試験量地図〕 *鉛筆書多	試験量地記 第三大区六ノ小区北山邨 *1:1・2でコヨリで綴じ更に一括に束ね	〔西山邨試験量地図〕 *鉛筆書有	試験量地記 第三大区六ノ小区西山邨 *1:1・2で紙紐で一括に束ね	〔前田村試験量地図〕 *重折を紙紐で束ね、鉛筆書多	〔丸柄村試験量地図〕 *鉛筆書	試験量地記 第三大区六小区丸柄村 *1:1・2でコヨリで一括に束ね	〔上野邨試験量地図〕 *鉛筆書	試験量地記 第三大区六ノ小区上野山邨 *1:1・2でコヨリで綴じ更に一括に束ね	〔長原邨試験量地図〕 *鉛筆書多	試験量地記 第三大区六ノ小区長原邨 *1:1・2でコヨリで綴じ更に一括に束ね	〔鳥居邨試験量地図〕 *鉛筆書多	試験量地記 第三大区六ノ小区鳥居邨 *1:1・2でコヨリで一括に束ね	〔長山村試験量地図〕 *重折をコヨリで束ね、鉛筆書多
(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	改(明治8年)10月18日	(明治8年)10月18日	明治8年	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))	明治8年(10月)	(明治8年(10月))
	丞 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之		郎 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・米田長九				丞 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之		門 小区長北長左衛門、戸長 米田長九郎・中西宗右衛	丞 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之	丞 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之	丞 小区長北長左衛門、戸長 中西宗右衛門・津田作之	
方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙綴	横半帳	方眼紙

ケ-206	ア-35	コ-60	ケ-109	カ-151	エ-79	エ-60	エ-57	コ-16	ケ-153	ア-81-11	コ-59	エ-81	コ-147
〔今夕内密集会(改正につき)致す旨伝え書状〕 *「第三大区四五六小区」用箋、改正ニ付テノ總代 岩城休左衛門、小林楠次郎、岡野重次郎外老式名	〔今日中に区会議所へ出頭依頼書簡〕 *明27日9時第四課へ出頭達し来、心得言いたい旨	明治八年夏割小入用帳	奉職中諸願伺届 着込 *「第三大区 小区」用箋	備忘録(公的な諸事書付) *小型、役場関係か	紀伊国那賀郡荒見井筋来春営繕目論見帳 第三大区四小区 *写	紀伊国那賀郡荒見井堰来春営繕目論見帳 第三大区四小区	紀伊国那賀郡荒見井堰并井筋に來春営繕目論見帳 第三大区四小区	収穫米并ニ地価下調帳	〔第三大区四ノ小区拾壹ヶ村土地改正反別書上げ〕 *「第三大区 小区」用箋	地租改正ニ付丈量反別調帳	地租御改正ニ付丈量日当	紀伊国那賀郡荒見村大川除來春営繕目論見帳 第三大区四小区	〔試験量地図一括〕 *4枚一綴と1枚
9月28日	4月26日(明治7年9月以降か)	明治8年	明治8年分	(明治8年頃)	明治8年12月(実地調査結果相違無き旨(明治9年9月)修繕申付旨)同	明治8年12月	明治8年12月	明治8年12月20日	明治8年12月5日	明治8年12月1日	明治8年11月	明治8年11月	(明治8年(10月))
同長左衛門(印)	同長左衛門		小区長北長左衛門		小区長北長左衛門(実地調査相違なき旨)当分願津田半右衛門外1人(目論見金額にて修繕申付)県令神山郡廉代理	小区長北長左衛門(実地調査相違なき旨)立石野太田外無通人(明治9年4月)目論見額にて修繕申付)県令神山郡廉代理		戸長許	第三大区四小区々々長代理 戸長蓬台貞蔵	北氏	戸長許		
荒見村北淳太郎	アラミ北淳太郎								和歌山県令神山郡廉				
封筒入紙	状	横帳	昇紙堅帳	横帳	堅帳	堅帳	横半帳	横帳	昇紙堅帳	横帳	横帳	堅帳	方眼紙綴

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

コ-75	コ-123	キ-147	ケ-163	エ-127-2	エ-127-1	エ-127	エ-27	エ-67	ア-55	エ-78	エ-389-1	コ-82	ケ-132
〔石代夫銭帳部分〕 *前後欠、綴紐欠	〔耕地・地価等級書上綴〕 *岡野・小林分、荒見村にて	那賀郡荒見村之内字番附反別地価等書抜記 (近代)	〔土地等級地価地租等書上帳〕 *付箋多い、改正部分か (近代)	覚(字大岩五一〇番地)面積・高等書付)	〔地番別土地面積・高・耕作者等書上帳〕 *表紙なし、紐に括付文書あり2とする	【2点一綴】↓詳細以下へ	〔地番壹番から十九番土地等級高ほか書上〕 *抹消訂正多、朱筆有	〔土地調査につき書付帳〕 *各々略図付	〔地価地租覚書〕 *「和歌山県」用箋	〔荒見村墓地につき書上控〕 *2ヶ所、袖端区役所へ指出す旨あり、略図付	〔遠方村へ派出につき学区人民喚起お取計并御出張願〕 *「和歌山県」用箋、第五課巡視係六等属勝浦柄雄	〔地租御改正ニ付反別丈量入費書付〕 *1丁	改正取調手続上申(地租改正時の宅地傍敷取扱等につき) *後欠、「第三大区四五六小区」用箋
				(彦三郎)				(11月14日)(近代)	(近代)	明治7年6月12日	5月9日午後第4時		
										戸長北長左衛門・新重三郎	第三大区三小区穴伏村ニテ第五課係補六等属(印)		
										(区役所)	北小区長		
横	縦綴罫紙	縦帳	縦帳	状	横帳		縦綴	横半帳	罫紙	縦綴	封筒入紙	横折	罫紙

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

エ-66	エ-56	エ-80	エ-61	エ-55	カ-148	ウ-110-4	ケ-155	コ-83	コ-55	エ-111-1	エ-111-2	エ-111	コ-80
那賀郡荒見井堰営繕出来立帳	荒見井石松通	紀伊国那賀郡荒見井堰本月十九日出水ニ而破損増営繕目論見帳 第三大区四ノ小区 *写、表紙に「見積り不用再見目論見替」とあり	第三大区四小区荒見村井筋井口関着倒帳(マ) 并ニ井堰石船とも	第三大区四小区荒見邨南北小溝堀着倒帳(マ)	雑記(戸長役場関係諸事書付) *小型、日記・県法令写・諸文書雜型・諸税金額書上・各村税金ほか	地位等級調査書控 第三大区四小区那賀郡荒見村 *貼紙・朱筆あり、挟込1点あり↓〔金銭書上〕状(近代)	〔地租改正調査中該小区総代人任命書・請書〕	地租改正ニ付收穫等級調ニ付并ニ年中小入用下帳	村方勘定指引帳	記(公務等に関する金銭書上・勘定目録) *朱あり	明治九年一月夫米帳(公用につき人夫出教書上げ)	【2点一綴】↓詳細以下へ	〔石代夫錢帳部分々〕 *前後欠、綴紐欠、コ79と同書式
明治9年6月	明治9年6月10日	9年6月日 明治9年5月/明治	り 明治9年5月23日よ	明治9年5月16日	明治9年5月(3日)	明治9年2月	明治9年2月4日/日 (請)明治9年2月6日	夏割迄 明治9年1月ヨリ同	明治9年1月	8年8月28日・29日	明治9年1月		(明治)
締 第三大区四小区荒見井取	取締	右小区代理戸長蓬台貞蔵(実地調査相違なき旨)等外二等立石亦太郎(1人)目論見金額にて修繕申付)和歌山県令	取締北淳太郎		北淳太郎	徳代香戸定助(印)、湯浅藤左衛門(印)、副戸長北淳太郎(印)、新十三郎(印)、戸長蓬台貞蔵(印)、小区長北長左衛門(印)	和歌山県(請)第三大区六小区前田村前田謙祐(印)			蓬台貞蔵(印)			
						和歌山県令神山郡廉	第三大区六小区前田村前田謙祐(請)和歌山県令神山郡廉			北淳太郎			
横帳	横半帳	縦帳	横半帳	横半帳	横帳	縦帳	罫紙	横帳	横帳	横綴	横帳		横帳

エ-216	ケ-243	ケ-127	コ-85	ケ-114	コ-64	エ-152	コ-62	コ-61	エ-65	コ-15	エ-87	エ-236	エ-303
①式番 明治九年石代先銭帳 *一冊中に2冊ある上	〔其区内の九月水害被害とそれによる本年貢の不足に関する金額等内密開申依頼状〕 *「和歌山県」用箋2枚	上申(不便につき新道御建築願) *ほぼ同文7点、「第三大区四五六小区」用箋、元々狭道の上大洪水で大破損、営繕費で岩出小学校南より東式軒家迄新道建築願	地租改正ニ付増租并ニ新租四分書抜	地租改正ニ付等級并ニ反別地価地租等記 *名前脇に「心得ノタメ」と有、「第三大区仮議場」用箋	明治九年九月村方小入用取立之節拡方	〔第三大区四小区副戸長依頼差免証〕 *手書△	明治九年九月廿二日廿三日取立ニ付上納并ニ増租指引帳 明治9年 9月22日・23日	明治九年九月廿二日廿三日取立後落帳 *表紙右隅異筆「人民」 明治9年 9月22日・23日	荒見井筋新破損営繕願 控 *3枚で1通	第三番 明治九年夏割夫銭帳	井堰井筋 明治九年八月三十日払方帳 *全て抹消	明治九年八月より正副戸長病氣引并除服伺願指込(人事関係) *厚い、「第三大区 小区」「和歌山県」用箋 (同10年3月)	③荒見井堰新破損営繕願 *実地見分上沙汰の旨朱筆(7)17日県令代理県七等出仕五月女由証(印)、他の綴は明治15年6月にあり
明治9年	明治9年12月28日	明治9年11月20日	明治9年10月日	明治9年9月改	明治9年9月	明治9年9月29日	明治9年9月22日・23日	明治9年9月19日	明治9年夏	明治9年8月30日	明治9年8月21日 (同10年3月)	明治9年7月8日	明治9年7月8日
副戸長	和歌山県令神山郡廉(印)	第三大区四五六小区長北左衛門	副戸長	北淳太郎	北淳太郎	和歌山県(印)	副戸長	副戸長 第三大区四小区荒見井取 締北淳太郎・宮城貫治	副戸長		小区長	第三大区四小区荒見井取 締北淳太郎(印)、小区長 代理戸長林謙之輔(印)	第三大区四小区荒見井取 締北淳太郎(印)、小区長 代理戸長林謙之輔(印)
	第三大区四五六小区長北左衛門	和歌山県令神山郡廉				北淳太郎		和歌山県令神山郡廉					和歌山県令神山郡廉
横 帳	封筒入紙	罫紙縦綴	横 帳	罫紙縦帳	横 帳	状	横 帳	横 帳	罫紙重折	横 帳	横 帳	縦綴罫紙	一綴の内

ケ-139	エ-227	エ-179	エ-233	ケ-150	ケ-143	ケ-103	コ-73	コ-71	コ-70	ケ-110	ケ-101	エ-217	エ-216
山林原野丈量延期願 *内容三件だが標題・作成者同、3/28迄延期願	〔洪水後の事につき内達写〕 *朱筆あり	四小区第壹番組 明治十年一月ヨリ十二月中 民費取調表 *罫紙豎置横書	〔地租改正に関し申達写〕 *「第三大区 小区」用箋、朱筆あり	〔地位等級再調査約定書外関係書類〕 *「第三大区四五六小区」用箋多	〔地租改正再調査歎願連印・開申後後の心得として同書返却一札〕 *「第三大区四五六小区」用箋 疲弊するので再調査しないてほしい旨、「嘆願」は荒見村28人連名	那賀郡第三大区四五六小区長中ノ書 *「第三大区 小区」用箋多い	第四番 明治九年夏割夫銭帳	第壹番 明治九年夏割夫銭帳	第貳番 明治九年夏割夫銭帳	諸願伺届 *「第三大区 小区」用箋	諸願伺届并ニ諸記 *「第三大区 小区」用箋多い	壹番 明治九年石代先銭帳	②三番 明治九年石代夫銭帳 *一冊中に2冊ある下
10年2月22日・23日	明治10年2月12日	明治10年1月~12月中	明治10年1月23日	明治10年1月17日・同8月6日他	第8月18日/明治10年1月16日	明治13年12月改(内容は明治9年)同12年頃まで)	明治9年	明治9年	明治9年	明治9年分	明治9年分	明治9年	明治9年
第三大区四小区荒見村総 代林楠次郎(印)・岩城 野左衛門(印) 副戸長植	令神山郡廉		渡辺四等属、稲葉二等属	(いろいろあり)	第三大区四小区戸長湯浅 (連印)第三大区四小区荒 見村辻清祐(印)外27人	北長左衛門	副戸長	副戸長	副戸長	小区長北長左衛門	小区長北長左衛門	副戸長	副戸長
	第三大区四小区長伊藤八右衛 門、第三大区三小区長西光三郎 区長左衛門、第三大区七小区長北		第三大区四五六小区長北 長左衛門、第三大区十 一十二小区長榊新之助	和歌山県令神山郡廉	大村六等属								
縦 綴	縦綴罫紙	罫 紙	縦綴罫紙	罫紙縦綴	罫紙縦綴	罫紙縦綴	横 帳	横 帳	横 帳	罫紙縦帳	罫紙縦帳	横 帳	

ウー 110-5	ウー 110-5	ウー 110-5	ケー 134	エー 232	エー-28	ケー 178	エー 176	エー 183	エー 174	エー 173	ケー 116	ケー 115	エー 235
③村内ヨリ惣代人地位等級再調願ニ付意存上申(連署)	①荒見村三名惣代ヨリ地位等級再調査願異議ニ付見込上申	〔荒見村三名惣代ヨリ地位等級再調査願につき異議一件書類および連署綴〕 *6点一綴↓詳細以下へ	〔地所改正取調の件につき上申ほか一件書類一綴〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋もあり、ケ132・133と関連	四小区荒見村地位等級再調願ニ付手続開申 *〔第三大区四五六小区〕用箋、朱にて訂正あり	荒見村三名惣代ヨリ地位等級再調願異議ニ付見込上申 控 *二丁・五丁のみ〔第三大区四五六〕用箋だが両方共前後との続き方変	鉱山開業云々ニ付嘆願書(鉱山開業反対につき村惣代連署) *鉱山は安政年間兩三度の開山以来甚敷悪水絶間なく溜池(下流△)	〔荒見井堰管轄各村割費一件従前通りを願う文ほか綴〕 *〔第三大区四五六小区〕〔第三大区 小区〕用箋	〔第三大区四五六小区小学世話係差免辞令書伝達すべき旨申達綴ほか〕 *〔第三大区四五六小区〕〔和歌山県〕用箋	〔第三大区議會書類一綴〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋	建議(反復審議の末更正決議となった時の件につき各議員同意者の答議を乞う旨) *〔第三大区仮議場〕用箋	〔明治九年第二期納地租金ノ内延期願い一括〕 *全に県令神山(公印)の朱筆聞届旨あり、〔第三大区五小区〕用箋多い	〔明治九年第二期納地租金ノ内延期願い一括〕 *全に県令神山(公印)の朱筆聞届旨あり、〔第三大区五小区〕用箋多い	〔各村第二期上納取立・仮議場開設ほかにつき依頼文書控綴〕 *〔第三大区 小区〕用箋、訂正あり
明治10年8月17日	明治10年8月10日	明治10年8月~11月	明治10年8月ほか	明治10年8月17日	明治10年8月10日	明治10年7月11日	明治10年5月13日	①(明治)10年4月23日 ②明治10年4月28日ほか	(明治10年3月)	明治10年3月5日	明治10年2月26日	明治10年2月26日	明治10年2月25日・26日ほか
第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体 第三大区四小区荒見村岩城体													
和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉	地租改正係大□六等属	和歌山県令神山郡廉	第三大区六小区長北長左衛門	第三大区六小区長北長左衛門	第三大区六小区長北長左衛門	第三大区六小区長北長左衛門	議長	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉
昇綴昇紙	昇綴昇紙												

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	エ-389-6	コ-150	ケ-159	ケ-158	ケ-142	ケ-140	エ-390-2	エ-390-32	ケ-136
⑳徴兵出役人御下ケ願	⑲徴兵出役人御下ケ願	⑱徴兵出役人御下ケ願	⑰徴兵出役人御下ケ願	〔第三大区五小区役場文書綴〕↓詳細以下へ *表紙なし、内容22件あり、一部明治10年あり	〔十年地租等取立帳書抜〕	〔当村地位等級の件につき一札〕	〔地位等級再調願一件につき一札下書〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋	〔地位等級再調願一件につき上申書下書〕 *2枚で1通、〔第三大区四五六小区〕用箋	〔地位等級再調査願い一件につき願書案〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋	荒見村地位等級之儀ニ付〔再調査一件につき下書〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋、抹消有	〔地等調査につき戸長喚起督促・回送依頼書状〕	〔地価修正につき状況を伝える書状案〕 *破損・訂正あり	〔荒見村より地位等級再調査嘆願関係一件書類綴〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋多
明治10年10月	明治10年10月	明治10年10月	明治10年10月	明治11年	(明治10年)						14日	10月26日	明治10年
宮山本嘉伊右衛門(印)親類伍惣村長	第三大区七小区善田親類伍惣村長	第三大区七小区善田親類伍惣村長	第三大区七小区善田親類伍惣村長	第三大区五小区善田親類伍惣村長								北長左衛門	
					状	紙	紙	紙	紙	綴	紙	状	状
					紙	綴							綴

ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261	ア-261
④伺(警察分署新築のため所有地買上げ願)	③〔両警部出張につき明日会議所へ出頭依頼〕 *「第三大区四五六小区」用箋	⑩〔北南小学生徒試験優等者照会返答下書〕 *「第三大区四五六小区」用箋	⑤〔別紙届書は役所より直に本庁へ届ける旨につき願書〕	⑨鮎漁営業人惣代届 *第三大区五小区市場村室谷利助を惣代に	①②免租再御願	⑩取調(木村春太家族につき)	⑫〔免職再願〕	⑪免職願(副戸長職)	⑬免職願(副戸長職)	⑫〔副戸長職免職願〕	⑮徴兵免役願(兄父死亡につき) *当村木邨伊七次男春太	⑭徴兵免役願(兄父死亡につき) *当村木邨伊七次男春太	⑰〔木村春松徴兵免役願添書〕 *「第三大区五小区」用箋
明治11年12月25日	11年11月3日	12月10日	11月18日	明治11年9月21日	明治11年8月24日	明治11年6月21日	11年5月14日	明治11年2月	明治11年2月28日	明治11年2月7日	明治11年1月	明治11年1月	11月10日
第三大区五小区元村片山 宗太郎(印)	北小区長(印)	北長左衛門	神田小学校(印)	第三大区五小区市場村室 谷利助、差出室溪周輔 (印)・堀内仙右衛門(印)	第三大区五小区善田村堂 本文兵衛(印)	五ノ式番組村会議所(印)	善田村中谷萬次(印)	第三大区四小区新在家邨 安田源右エ門(印)	第三大区四小区新在家邨 安田源右エ門(印)	安田源右エ門	第三大区五小区善田村用 係り中谷萬治	第三大区五小区善田村用 係り中谷萬治(印)	戸長片山善四郎(印)
和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉 道地西磯内戸長、室平野野戸長、片山中戸長、橋中 本戸長、田村戸長、土橋戸長、		区会議所				村会議所詰正副戸長	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉	北小区長	区会議所	区会議所	五小区区会議所

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

ケ-208	エ-389 -21-5	ウ-100	エ-329	ケ-128	ケ-181	エ-295	ケ-148	エ-294	コ-106	エ-30	ア-61	エ-188	エ-195
〔お尋ねの丸栖村田村龍之助生年月日・地番知らせ書状〕 *就職等の世話か	〔旧四小区への取換金返還を求める書状〕 *エ389-17-3参照	〔第三大区各小区代議員公選につき問題人に関する書付綴〕 *一部算紙〔第三大区仮議場〕用箋、訂正あり	〔耕地中央の岩石割のためフードル使用願書類一綴〕 *②の後に朱にて聞届の旨あり(12/6県令神山郡廉)	〔新道御建築上申一件朱書下され助成有志をつのる文〕 *ほぼ同文2点、〔第三大区四五六小区〕用箋、ケ127に関連	④⑤〔荒見村殿島神社存置願いと米麦永遠奉納の旨約定書〕 *④⑤はほぼ同文	御預り米開封ニ付啓申(昨年地租四期納金抵当お預り米赤沼田・横谷・中・北涌・西脇村分) *〔第三大区四五六小区〕用箋	上申(昨年分地租第四期納内御預り米開封御許可につき)	御預り米開封ニ付啓申(昨年地租四期納金抵当お預り米井ノ口・小野・高尾・北村分) *〔第三大区四五六小区〕用箋	御預米売却ニ付開封御渡願(控) *赤あり	和歌山県第三大区四五六小区長中ノ書(小区長時県への提出書類等控帳) *全て写、〔第三大区四五六小区〕用箋	〔本月廿一日番外土木仮例規中乙部修繕箇所に関する写〕 *〔第三大区四五六小区〕用箋、綴紐なし	〔四五六小区内村会議所并学校用地調査報告書綴〕 *付箋・朱筆あり△	〔警察本分署遠隔の地に捕卒設置につき関係手続・規則等写綴〕 *丙第五十一号、捕卒選挙手続・捕卒給与規則・捕卒懲罰例・捕卒職務規則
4月3日	3月29日	同2年4月21日ほか (明治12年1月14日・ 明治12年12月9日、 ②同年12月1日)	①明治11年12月9日、 ②同年12月1日	明治11年11月	明治11年8月	明治11年5月18日	明治11年5月13日	明治11年5月10日	明治11年4月30日	明治13年12月改(内容は明治11年3月)5月)	明治11年3月27日	(明治11年3月14日)	明治11年3月8日
林謙之輔	道本孫右衛門		①第三大区四小区荒見村西惣左衛門(印)②第三大区四小区荒見村西惣左衛門(印)	北生	第三大区四小区荒見村内文左衛門(印)、平林喜之右衛門(印)外5人	第三大区四小区戸長湯浅加一郎(印)、小区長北長左衛門(印)	右(第三大区六小区丸栖・前田・北山村)戸長道本孫右衛門(印)	第三大区六小区戸長津田作之丞(印)、小区長北長左衛門(印)	第三大区六小区長山代右衛門(印)外3人、用係野原右衛門(印)山代右衛門(印)長左衛門(印)長左衛門(印)	北長左衛門	松山管吾、中西光三郎、榑新之助、岡文一郎、久田昇昇	(各々各組村の村会議所(印)ほか)	滋賀県権令節手田安定
衛門 北小区長(上書)北長左	山本弥市右衛門		①荒川警察分署②和歌山県令神山郡廉			県令神山郡廉殿代理和歌山県大書記官河野通	県令神山郡廉殿代理和歌山県大書記官河野通	県令神山郡廉殿代理和歌山県大書記官河野通	県令神山郡廉殿代理和歌山県大書記官河野通			所 第三大区四五六小区会議	区長 ²⁾
状	状	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦	縦

III 3 b 第三大区四小区戸長・小区長

コ-159	コ-158	コ-157	ケ-260	ケ-162	ケ-124	ケ-113	エ-389-20	エ-296	エ-186	エ-175	エ-128	エ-17	ケ-181
〔宅地村別新旧反別改書付〕 *「第三大区 小区」用箋、朱あり	〔田畑新旧反別書付〕 *「第三大区 小区」用箋、朱・抹消あり	〔村別新旧反別改総計書付〕 *「第三大区 小区」用箋、朱あり	〔第三大区四五六小区野紙一括〕 *野田原村・脇谷村・調月村の名のみ有	〔小区役所員・井筋掛ほか氏名と拜命日書付一覽〕 *四五六小区役所書記・郷学所教授・社会掛・営繕掛・安楽川井筋掛・荒見井筋掛・惣廻代・同助	記(小林楠次郎持田畑高地価などにつき) *同文2点、「第三大区四小区」用箋	田畑屋敷段別收穫地価合計書上帳(地租改正につき調査) 第三大区四小区那賀郡荒見村	〔第三大区四小区長之印押印野紙〕 *「第三大区 小区」用箋	御預米請書控(第三大区五小区段新田・段・市場・かわ小路村) *「第三大区五小区」用箋、朱筆・付箋あり	〔第三大区根来大伝法院議場某議員会議案の件につき書付〕 *「第三大区仮議場」用箋、後欠	民費賦課取調書 第三大区六小区井之口村・小野村 *「第三大区六小区」用箋	〔第三大区四五六小区各村別新旧租稅書上〕 *旧が墨書・新が朱書	地位等級調書 第三大区四小区那賀郡荒見村 *抹消多、朱書あり、「古帳当時不用」とあり	③伺(今般社寺係より達の件につき)
(明治)	(明治)	(明治)	(近代)	(近代)	(近代)				(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	8月12日
						右村持主物代							蓬台
													北小区長
野紙綴	野紙綴	野紙綴	野紙一括	状	野紙	野紙	重折野紙	野紙	野紙	野紙	野紙	野紙	野紙

コ-168	エ-249	ケ-104	ケ-102	エ-326	エ-192	エ-191	エ-160
〔明治十三年度県庁保管学資金歳入ほか役場書付〕 *1丁のみ綴外	〔明治十二年度村協議にて支弁すべき経費予算算定規則写書覚〕 *印刷物の裏面利用、内容不完全	和歌山県会議員ニ関スル書 *〔和歌山県会〕用箋多い	和歌山県会議員中ノ書 *〔和歌山県会〕用箋多い	〔明後日県会開場につき明日議員参集の通知書〕 *〔和歌山県那賀郡役所〕用箋	〔県会日限延期願ひ開申下書〕 *歙山営業に付無抛3日延期願	当撰請書(当郡県会議員) *写△	〔県会議員当選通達(証)〕 *二九四四票△
か	明治13年6月29日は (明治12年度)	明治13年12月改(内 容は明治12年頃)	明治13年12月改(内 容は明治12年8月9 月中心)	明治12年5月3日	(明治)	明治12年4月29日	明治12年4月28日
		議員北長左衛門	北長左衛門	那賀郡長菅沼政経(印)	北長左衛門	北長左衛門	那賀郡長菅沼政経(印)
				那賀議員北長左衛門		那賀郡長菅沼政経	北長左衛門
横	縦	縦	縦	縦	紙	紙	紙

C 県会議員

コ-167	コ-166	コ-162	コ-161	コ-160
改正 区事務所詰 ^留 □□(各小区員月給書付) *〔第三大区六小区〕用箋	〔人足賃ほか支出書上げ〕(役場関係か) *〔第三大区ノ小区〕用箋	〔村別新開・大縄場・山券等金銭書上〕 *〔第三大区 小区役所〕用箋、反別改関係か	〔畑地村別新旧反別改書付〕 *〔第三大区 小区〕用箋、朱あり	〔田方村別新旧反別改書付〕 *〔第三大区 小区〕用箋、朱あり
(明治)	(明治)	(明治)	(明治)	(明治)
縦	縦	縦	縦	縦

III 3 d 衛生会委員

エ-208	エ-389-23	コ-155	エ-386-7	コ-154	エ-389-19	エ-389-17-10	エ-156
衛生委員ニ関ル書	記(地方衛生会出場旅費日当渡し)	〔第二和歌山県地方衛生会議決議〕(附)鉱泉湯治場取締規則(案) *「和歌山県」用箋と印刷物	〔急面会致度県庁までお越を願う書状〕	〔衛生会開場の通知書〕	〔本日衛生会不開通知〕	〔地方衛生会開催につき出席すべき旨達〕 *「和歌山県」用箋、戊第19号	〔衛生会委員申付証〕 *手書、県会の公選を以△
*一部罫紙	*「和歌山県」用箋			*「和歌山県」用箋	*「和歌山県」用箋		
明治13年12月改	明治13年11月30日	明治13年11月10日	11月2日	明治13年10月27日	明治13年10月1日	明治13年8月16日	明治13年5月27日
衛生委員北長左衛門	和歌山県衛生課(印)	会長神山郡廉	庶務課長林英吉	和歌山県衛生課(印)	会長神山郡廉	和歌山県令神山郡廉(印)	和歌山県(印)
	北長左衛門	北長左衛門	衛生会議員北長左衛門	門 那賀郡安楽見村北長左衛	北長左衛門	和歌山県衛生会委員	県会議員北長左衛門
縦 帳	封筒入紙	縦 綴	封筒入紙	封筒入紙	罫 紙	罫 紙	状

d 衛生会委員

エ-389-45-2	エ-389-45-1	エ-389-45	エ-389-44	コ-169
〔議案に対する同議異議覚書〕 *「端裏書」「急再議件」	〔変死一件に係る河境の確定法・立会に関する費用支出につき回答〕 【封筒入2点一括】↓詳細以下へ *「封筒上書」「那賀郡荒見村北長左衛門殿」「和歌山県衛生課長千田干治 明治十三年九月四日」		〔県会出県中の御厚情への礼状〕	〔村会議記録覚〕 *綴外重折あり
	(明治13年)9月4日	千田干治	8月8日	31日
			(印) 有田郡北湊村山本弥太郎	13年8月26日~30日・
状	状		葉 書	横 綴

e 那賀郡長

エ-389-24	エ-390-48-14	エ-386-20	エ-389-21-17	ケ-4	エ-349	エ-386-36	エ-386-4	コ-232	エ-159	エ-389-17-2	エ-389-17-1	エ-389-17
〔辞表差出処今日免官になりお礼伝え書状〕	〔電報〕 *内容なし	〔別紙郡区衛生会規則地方衛生会議案として如何旨書状〕	〔掛合の所米下値だが売払度旨承知願并和歌山伊勢平等催促状 参り至急御報知願書状〕	亡父郡役所ニテ雑記 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、挟込有	〔お達につき県出庁の処お尋の件不結了につき明日又出庁し結了する旨上申〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋	〔三木喜十郎昇級具申書〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋	〔山崎村地租延納出願ほかにつき書状〕	〔月俸辞令〕 *月40円△	〔那賀郡長任命証〕 *手書△	〔本日辞令書下附計難につき暫時猶予願書一札〕	〔御用につき登庁すべき旨一札〕 *「和歌山県」用箋、礼服用用即時参庁上記録科へ届出べし	〔金紅水引にて束ね一括12点〕↓詳細以下へ
日 (明治14年か)4月5	明治14年3月19日 ⁽²⁾	明治14年2月4日	(明治13年)12月7日	(明治13年11月)同 15年5月	明治13年11月26日	(明治)13年11月8日	(明治13年)11月8日	明治13年11月4日	明治13年11月4日	11月4日	(明治)13年11月4日	
(印) 和歌山県衛生課千田干治	ヲサカナンハニテ□□□ ハンソウ	千田干治(印)	香戸定助(従荒見村)	(那賀郡長北長左衛門・郡 区長北長左衛門)	那賀郡書記貴志千之丞 (印)、同楠見節(印)	出納係郡書記前島義三 (印)	岩谷熊輔	和歌山県(印)	和歌山県大書記官河野通 (印)	林生(英吉) ⁽²⁾	和歌山県庁	
那賀郡長北長左衛門	キシウナカコウリクンチ ヨウキタ	北長左衛門	那賀郡役所北長左衛門 北大君		郡長北長左衛門	北郡長	北郡長	那賀郡長北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門/北先生	北長左衛門	
封筒入状	専用紙	状	封筒入状	罫紙綴	封筒入紙	封筒入紙	封筒入状	状	状	封筒入状	封筒入紙	

エ-390-27	エ-386-5	エ-180-2	エ-180-1	エ-180	ウ-110-10	エ-390-33	エ-383	エ-386-14	エ-390-29	エ-389-17-5	エ-390-35	ア-58	エ-386-16
〔地価修正一条につき伊都郡内状を伝える書状〕	〔公有金立用云々伺書携帯し明日伺う旨ほか書状〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、書留・別配達・公用、二百十号	処分書類之写(区村費徴収処分取消訴訟に関する一連文書) *朱で訂正あり、原告最上村奥静夫代人	区村費徴収処分取消ノ答書 *朱で訂正あり、原告最上村奥静夫代人大阪府下東区北浜寄留菊池侃二	【縦帳2冊一綴】↓詳細以下へ	委任状(区村費徴収処分取消訴訟につき) *「和歌山県那賀郡役所」用箋、最上村奥静夫代言人菊池侃二より拙者相手取大坂上等裁判所へ出訴の事件、那賀郡書記楠見節を代人と定	〔山村藤吉那賀郡書記任用願并同願取消申出につき返却書〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋・「和歌山県」用箋	〔新溜池水引紛議の節出張の郡書記等姓名問合せ〕 *第三百一号	〔山村之儀お取調べ至急御報知を願う書状〕	〔郵便取扱役更撰につき現任高瀬松之助の希望聞取報知の旨内牒〕 *「和歌山県」用箋	〔丙第百廿号・百廿三号県達し写〕 *全て朱筆、123号は衛生会委員増量の件、120号は郡区長へ分任条件中改正・増加	〔出水で舟なく延滞の記録科からの別封文書届ける旨書状〕 *「封筒上書」「北那賀郡長殿」「藩郡書記」 明治十四年五月八日午前第六時二十分	〔旧池田庄との山論につき上申書〕 *綴紐なし、後欠、当両村と旧池田庄19ヶ村との山論	〔明朝の御帰庁を願う書状〕
(明治14年)10月21日	明治14年10月17日	明治14年10月7日 (明治12年1月28日)	明治14年10月7日		明治14年10月3日	明治14年8月23日 14年9月7日	明治14年7月19日	(明治14年)7月13日	14年7月2日	明治14年6月3日・ 同日ほか	明治14年5月8日	明治14年5月7日正 午12時	明治14年4月22日
伊都郡長松山管吾	那賀郡役所楠見節(印)	被告代人楠見節	那賀郡長北長左衛門代人 被告人那賀郡書記楠見節		和歌山県那賀郡長北長左 衛門	那賀郡長北長左衛門(印) 和歌山県令神山郡廉(印)	和歌山県岩手警察署長七 等警部荒尾梁造(印)	大坂新町通老丁目荒木方 菅沢友吉、布目弥七	庶務課長林一等属(印)	和歌山県令神山郡廉	新之助	南北志野村戸長千田軍之 助(印)	那賀郡役所ニ而田端郡書 記
那賀郡長北長左衛門	和歌山区御堂筋本町北町 別院様方ニテ那賀郡長北 長左衛門ノ北郡長	大坂上等裁判所長判事小 畑美稲	大坂上等裁判所長判事小 畑美稲			和歌山県令神山郡廉ノ 賀郡長北長左衛門	北那賀郡長	和歌山県岩手郡役所那賀 郡長北長左衛門	北那賀郡長	(123号)郡区長(12 0号)郡区役所	北様閣下	北那賀郡長	県庁ニ而北那賀郡長
封筒入状	封筒入紙	縦帳	縦帳		紙	封筒入紙	封筒入紙	封筒入状	封筒入紙綴	状	封筒入状	縦帳	状

エ-386-48	エ-386-52	エ-190-1	エ-190-4	エ-190-3	エ-190	エ-386-29	エ-386-21	エ-390-31	エ-155	エ-76	エ-226	エ-225	エ-379-23
①〔郵便局取扱役変更の照会状への回答稟議書〕②〔岩出清水郵便局取扱役変更につき後役照会書〕*〔封紙上書〕「那賀郡長北長左衛門殿 書留 公用」「庶務課長林一等属」、①は②への回答	〔報告書の進達方法につき通知〕 親展ではなく通常の公用書類の送込に準じる旨 *「和歌山県」用箋、長官宛	〔金封〕 *〔封筒上書〕「金八円」△	〔事務勉励手当金給与証〕 *八円△	御受〔事務勉励手当八円ご給与につき〕 *前半に「辞令」写あり△	【封紙包み4通】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「金八円」△	〔欠勤・一大事業創立の件につき書状〕	〔山崎村地価修正願ほかの取計願書状〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、	第弐号報告書〔山野改租につき旧二小区の進捗状況報告〕 *〔封筒上書〕「和歌山県庁在内北那賀郡長殿」「從那賀郡粉川村堂本部書記」、「和歌山県那賀郡役所」用箋	〔月俸辞令〕 *手書、45円△	明治十五年一月一日より雑誌(公私共) *公文書の写あり(明治12~14年)、「和歌山県那賀郡役所」「和歌山県」用箋△	那賀郡長之節書類 *「和歌山県那賀郡役所」用箋多、綴紐破損・朱筆あり	〔那賀郡役所人事関係文書綴〕 *各人履歴書・辞令写あり	口述(石代納銭札両替筋につき尋) *小前米弘方
②明治15年3月23日	明治15年3月6日	(近代)	明治15年2月16日	明治15年2月16日		(明治15年)2月15日	明治15年2月13日	明治15年1月16日	明治15年1月4日	明治15年1月1日	(明治14年)	(明治14・15年)	20日
②庶務課長林一等属	曾野四等属(印)		和歌山県(印)	右北長左衛門		中勝助	郡書記田端健三(印)	福井郡書記(印)、堂本部書記(印)	和歌山県(印)	(那賀郡長北長左衛門)	(那賀郡長北長左衛門) / (公印・印あり)	(那賀郡長北長左衛門)	宮城貫治
①庶務課長林英吉 ②那賀郡長北長左衛門	北那賀郡長		那賀郡長北長左衛門	和歌山県令神山郡廉		高塚村寓北長左衛門/北郡長	在県庁北那賀郡長	北郡長	那賀郡長北長左衛門				北長左衛門
封紙包綴	封筒入紙	封筒	状	状		封筒入紙	封筒入紙	封筒入紙	状	縦帳罫紙	縦帳罫紙	縦帳罫紙	状

エ-386-47	エ-303	エ-303	エ-303	エ-386-22	エ-389-17-9	エ-327	ア-49	ア-48	ア-47	エ-389-17-7	エ-353	コ-248	エ-390-48-5
〔裁判経過報告書状〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、原告菊池侃二・奥静夫	②〔洋方産科開業開届書并鑑札写〕 *全て朱筆	①紀伊ノ川筋鮎漁業鑑札御下ケ願 *後に朱にて聴届旨あり(6/23那賀郡長北長左衛門(印))	【3通一綴】↓詳細以下へ *③はIII 3 b項にあり	記(病氣にて出頭致しかねる旨届)	〔過日巡視時の礼書状〕	〔中谷彦次郎へ那賀郡県会議員当選状賞の為郡役所出頭の旨伝達につき回答書〕 *「和歌山県会」用箋	当撰状(練習) 途中まで書付	当撰状(県会議員)	当撰状(県会議員)	〔清水郵便取扱役辞意に關し跡役につき一札〕*エ386-48参照	〔退辞願お聞届お礼書状〕	〔封筒〕 *エ353の封筒か	〔業務振分けにつき意見一札〕
明治15年7月3日午後4時	明治15年6月20日	明治15年6月		明治15年5月27日	(明治15年)5月22日	明治15年5月4日		明治15年5月2日	明治15年5月2日	日(明治か)15年 ^(15日) 4月24日	4月16日	明治15年4月16日	明治15年4月15日 ⁽²⁾
郡書記楠見節(印)	和歌山県令神山郡廉	那賀郡荒見村北泰次郎(印)、新重三郎(印)		長田中村地村文吾(印)	平田綱一郎(海草郡長)	和歌山県会議長中西光三郎(印)		那賀郡長北長左衛門	那賀郡長北長左衛門	林英吉(印)	中勝助	在大坂中勝助	田端郡書記
北郡長	那賀郡荒見村長左衛門長 男北淳太郎	那賀郡長北長左衛門		那賀郡長北長左衛門	那賀郡役所北那賀郡長 北長左衛門	那賀郡長北長左衛門		中谷彦次郎	中谷彦次郎	北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	北郡長
封筒入 罫紙綴			縦罫紙	封筒入 罫紙	封筒入 罫紙	封筒入 罫紙	状	状	状	状	状	封筒	状

ケ-175	ケ-169	ケ-170	エ-386-13	エ-386-17	エ-389-17-8	エ-389-17-6	イ-367	エ-386-11	エ-386-25	エ-390-9	エ-389-17-3	エ-382	エ-390-10
〔尋問のための召喚者村内に不存在につき別紙共返戻し一札〕 *道本平右衛門、ケ169・170と一連書類、罫紙同色だが銘無	〔別紙召喚状本人へ達す旨一札〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、ケ170が別紙か	〔尋問につき当庁へ出頭すべき旨一札(召喚状)〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、ケ169の別紙か、ケ175参照	告発書(丸栖村戸長改選の不正につき)	〔西牟婁郡長就任につき挨拶状〕 *秋山の就任は明治15年8月4日	〔郡書記への採用願う書状〕	〔別紙の伺の採用裁断願う書状〕 *別紙欠、イ367はこの封筒か	〔封筒〕 *エ3891716の封紙か	〔裁判の状況を伝える書状〕 *7日控訴裁判所出頭	〔封筒〕	〔控訴事件の対審延引并当地の事につき書状〕 *原告代言人権病	〔貸渡の旧六区地租過金返すべき様説諭を願う書状〕 *山本弥市右衛門・旧四区戸長逢台貞蔵へ	〔裁判の件近況報告と一先帰県の旨を伝える書状〕 *〔封筒上書〕「和歌山県那賀郡長北長左衛門殿」「大坂西区江戸堀大通二丁目橋木ニテ桶見節(印)」、奥静夫控訴事件につき	〔安楽川井筋費用六ヶ村分掛の件再願仕置度至急御下附願〕 *△
明治15年8月26日午後5時20分		明治15年8月26日午後3時30分発	明治15年8月24日	(明治15年)8月23日	明治15年8月17日	8月16日	8月16日	(明治)15年8月9日	8月9日	8月5日	明治15年7月13日	明治15年7月11日	明治15年7月10日
左衛門(印)	那賀郡役所(印)	那賀郡役所(印)	丸栖村道本平右衛門(印)	同県西牟婁郡役所秋山徳隣	那賀郡荒川市場村津田作之丞(印)	河野秀貞	河野秀貞(自本郷神野市場邸)	(桶見)節	在阪桶見節	節	那賀郡丸栖村道本孫右衛門(印)	郡書記桶見節(印)	那賀郡市場村竹中龍祐(印)
那賀郡役所	丸栖戸長役場	那賀郡丸栖村道本平右衛門	那賀郡長北長左衛門	和歌山県那賀郡役所北長左衛門	在那賀郡高塚村北長左衛門(北大君)	北郡長	北郡長	北	北郡長	北明府	那賀郡長北長左衛門	北郡長	那賀郡長北長左衛門
罫紙	罫紙	罫紙	封紙包状	封筒入紙	封筒入紙	状	封筒	状	封筒	状	封筒入紙	封筒入紙	封筒入紙

エ-390-20	エ-389-22	エ-390-47	エ-391-1	エ-389-27	エ-36	コ-249	コ-156	ケ-167	エ-162	エ-158	エ-390-15-2	ケ-244	ア-212-9
〔養成所入学試験合格并十三日開業へ臨場願書状〕 *〔封筒上書〕「郡長北長左衛門殿」「那賀郡役所辻村郡書記」	〔其役所用掛を郡書記任用の御書面云々の件につき返書〕 *〔封筒上書〕「北那賀郡長殿」「近藤和歌山県主ホシ職」	〔封筒〕 *中身欠	〔年賀書状〕	〔年賀書状〕	日乗(役場日記) *「和歌山県那賀郡役所」用箋、全て野紙裏再利用、裏は明治13年役場文書	〔封筒〕 *北長左衛門死去関連か	御請(故北長左衛門下賜金につき) *「和歌山県那賀郡役所」用箋、月俸半額22円50銭下賜△	御請(郡長奉職中勳励につき金七円給与・請取) *前半は給与状写、後半が御請部分、「和歌山県那賀郡役所」用箋△ 同8日	〔死去につき月俸半額金下賜証〕 *手書、22円50銭、満一年以上奉職に付△	〔那賀郡長奉職中格別勳励につき給与証〕 *手書、7円△	〔御親父様役印・小印拝借願書状〕 *北郡長死去により、1511に巻込△	〔勸業医員巡回旅費金取扱事件一件につき拝謁願〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋、過刻御下命ノ趣モ有之	〔辞職願一札〕
2月7日	1月27日	1月20日	1月15日	1月6日	(3月14日)~7月18日 日・明治14年か15年)	15年9月8日	明治15年9月7日・9日	明治15年9月7日・同8日	明治15年9月7日	明治15年9月7日	(明治15年)9月6日	15年8月28日	明治15年末8月27日
辻村得一	近藤美(印)	和歌山県記録科	高野山教議所(印)	三宅弁三郎	(北)	那賀郡役所	①和歌山県②故北長左衛門長男北淳太郎(印)	和歌山県(後半署名なし)	和歌山県(印)	和歌山県(印)	柳新之助(印)	(那賀郡役所)郡書記三木喜十郎(印)	津田政之
北郡長	北那賀郡長	那賀郡長北長左衛門	那賀郡長	北那賀郡長		荒見村北淳太郎	①故和歌山県那賀郡長北長左衛門②和歌山県令神山郡廉	故北長左衛門(後半は宛名なし)	故和歌山県那賀郡長北長左衛門	故北長左衛門	北淳太郎	郡長北長左衛門	北郡長
封筒入状	封筒入状	封筒	封筒入紙	封筒入紙	縦帳野紙	封筒	野紙	野紙	状	状	状	封筒入紙	状

エ-386-19	エ-386-51	エ-389-21-11	エ-386-18	エ-381	エ-390-6	エ-389-21-12	コ-153	エ-379-11	エ-389-56	エ-390-48-1	エ-384	エ-390-36	エ-390-37
〔奥安上谷村山林の件再周旋願書状〕 *追伸別紙	〔お願いした地誌落掌の旨書状〕	〔杉原宮城氏より安田・蓬台氏へ売渡し田地代価受取につき書状〕	〔御達書発達一両日延期の件につき書状〕	〔別院□□明日野山参詣に同道を願う書状〕	〔地方税につき協議仕度出張願〕 *本紙・封筒共全て朱筆	〔小林宅金の都合の件并広島辺まで下り度件等書状〕	〔御内議の趣了承につき別紙送り書状下書〕 *清水村郵便取扱人と郡役所小使佐谷の一件	記(書通一箱中村行請取)	〔北氏書状不着につき再送付を勧める書状〕	〔事件につき別紙願書願出につき一旦該地引払い小字巡回仕度旨書状〕 *何の事件か不明、別紙も欠	〔閣下の御駐在所を尋ねられた旨を伝える書状〕	〔相談あり本課へ立寄願書状〕	〔会議につき明一日出頭依頼回章〕 * (封筒上書)「那賀郡長北長左衛門殿」「三月一日 日高郡長古田庸」、「和歌山県」用箋
7月8日	7月8日	6月4日	5月14日	5月11日	5月7日	第5月3日	5月3日	5月3日	4月26日	4月26日	2月28日	2月28日	2月28日
大阪府新町通り一丁目荒木内菅沼友吉	大阪鎮台伏見分員□ニ而陸軍少尉勝賀瀬元	香戸定助	(楠見)節	那賀郡役所郡書記吉村博	名草郡秋月村海草郡役所平田綱一郎	香戸定助	北長左衛門(印)	西脇村副戸長	近藤美	辻村得一	榊新之助(印)	山根租税課長	記録科長(印)
那賀郡長北長左衛門	和歌山県下那賀郡岩手駅ニ而那賀郡長北長左衛門	北郡長	北明府	□川村出張先ニテ北那賀郡長(北尊大人)	那賀郡清水村郡役所北長左衛門	那賀郡長北長左衛門	林英吉	荒見村喜多御氏	北郡長 那賀郡役所長北長左衛門	北郡長	北郡長殿(北明府)	北那賀郡長	各郡区長御中(各印)
封筒入状	封筒入状	状	状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	状	状	封筒入状	状	封筒入状	状	封筒入紙

エ-386-41	エ-390-39	エ-390-5	エ-389-39	エ-390-18	エ-386-23	コ-148	エ-386-37	エ-389-30	エ-390-45	エ-390-41	ケ-249	エ-386-39	エ-390-48-8
〔徴兵引まとめ当郡役所吏員出坂につき宿泊願書状下書〕*2枚	〔飯盛山成蹟等調査の公開願への副申案并その送状〕 *封筒上書「那賀郡役所北長左衛門様 小山日穆」「和歌山区北中間町」	〔本日の当役所受付進達書類等御覽調印願并明日御滞県伺書状〕	〔西阪本村道巾につき戸長・総代等協議中の旨伝書状〕 *村は在来儘据置・各村戸長等は一定巾に致度と主張	〔其郡書記昇等の処理状況を伝える書状〕 *封筒上書「那賀郡長北長左衛門殿」「和歌山県近藤五等風」、具状書差出により	〔紀ノ川筋水理につき熟議仕度本庁出頭時に報知を願う書状〕	〔郡役所地借用料物価高につき引上願書状〕 *月3円を6円に県庁へ上申願	〔坂部俊治郎採用依頼書状〕	〔説論一件明日より出発着手の旨を伝える書状〕 *封筒上書「和歌山県那賀郡役所北郡長殿」「日高郡役所古田郡長」	〔荒川井筋一件并西山田村山論一件で人民を解散させた旨上申書状〕 *地価修正関連か	〔大坂にて親類死亡につき休暇願状〕	〔別紙解職願提出につき至急御進達方願い書状〕	〔内務省達し送付依頼書状〕	〔御尊父帰庁予定不明を伝える書状〕*旧池田庄人民と南北志野両村が桜池養水引用につき紛議で夜前より旧池田庄北勢田村延命寺へ出張
	9日	12月16日	12月4日	11月24日	11月22日	11月17日	11月16日	10月10日	9月7日	8月30日夜認	8月念7日	8月8日	7月26日
	日穆(案文…郡長名)	榊新之助(印)	野本郡書記	近藤美	伴土木課長	曾根政縫	政健(印)	庸	榊郡書記(印)	榊郡書記/新之助	清原文雄	和歌山小人町南ノ丁藪町 寄留地□□足下	
	北尊台(案文…県令)	和歌山御坊北町北順太郎 様方ニテ北長左衛門ノ北 郡長閣下	北郡長	北長左衛門	北郡長	北郡長	北那賀郡長	北老台	北郡長	北郡長/北明台	北那賀郡長	那賀郡役所ニ而北九阜大 人	
状	封筒入状	封筒入状	封筒入紙 封筒	封筒入状	封筒入状	封紙包状	状	封筒入状	状	封筒入状	状	葉書	状

エ-379-3	エ-358	エ-165	コ-129	コ-116	コ-115	コ-114	エ-390-48-15	エ-390-48-7	エ-390-48-6	エ-389-46	エ-389-31	エ-389-26	エ-386-49
〔丁杭調べ頼み書状〕 *或は個人に頼んでいるのか	〔用係ほか人員等級別割金書付〕	〔杉原村はじめ三ヶ村郡中割掛金は役場業務取替金書付覚〕	年々上納スル地租及ヒ地方税村税等ノ表(内容なし) *元はコ114、コ116の表紙か	和歌山県第三大区那賀郡田方村等表 *朱あり	和歌山県第三大区那賀郡宅地村等表 *朱あり	和歌山県第三大区那賀郡畑方村等表 *朱あり	記(郡役所事務につき)	〔協議不調・養水引用一件等覚書〕 *朱筆	謹書(時間外稟議の事) *旧池田戸長持参別帳を本日決判し本庁へ提帶致度旨申出につき	〔紀ノ川岩出架橋に対する意見書草稿〕 *清水村と上三毛村との間の架橋	〔租税係職員名書付〕	〔郡書記辞表につき三毛栄次郎へ山林原野顧問人も申付成度旨一札〕	〔郡役所吏員昇等具陳書の処理状況尋ね書状〕 *後に朱にて回答書付あり(4/17近藤五等属(印))、 (封筒上書)「那賀郡長北長左衛門 和歌山県庁近藤美」
(近代)	(近代)	(近代)											
高野村上筋万右衛門									福井栄				那賀郡長北長左衛門(印)
荒見村北長左衛門									郡長				記録科長近藤五等属
封紙包状	状	横折状	一紙	一紙	一紙	一紙	状	状	状	状	状	状	封筒入紙

エ-386-55	エ-386-2	エ-389-50	ア-185	エ-389-58-2	エ-390-4	エ-386-44	ウ-5-5
〔評決の草案へ御指授願等書状〕 *〔封筒上書〕「北様 小上花洲」	検査日割 *10/26 神戸市場・10/28 九度山・10/29 高野・10/31 粉川・11/2 上三毛	〔検見帳指出につき明夕頃迄にお越を願う書状〕 *租税課より晦日迄に起地等申出べき旨状来右起地内見の上	〔村議別筵案内状〕 *裏打済	〔岩出区兼務辞職を伝える書状〕 *〔封筒上書〕「北長左衛門様 桑山茂平治」、辞表差出今般願之通御免	〔上三毛村へ出頭日延引願書〕 *6日まで	〔津右衛門悴某検事へ告訴の件につき内報告状〕	〔庁中事務渋滞の件ほかにつき書状〕 *〔端裏書〕「北久保寺町一丁目四十二番地」
22日	10月6日～11月2日	8月30日(近代)	8月18日	8月3日	6月3日	5月28日	3月16日(明治13年末以前)
日穆及委員中		書記中	通	桑山区生	奥静夫	津田(印)	中勝助
北大君		北御氏	<input type="checkbox"/> (縦横) <input type="checkbox"/>	北大君	北長左衛門	北大君	北 ^(横) <input type="checkbox"/> 左衛門
封筒入状	状	状	状	封筒入状	封筒入状	状	状

f その他・年不明分等

エ-391-5	エ-390-16	エ-389-58-15	エ-351	コ-17
〔封筒一括〕 *83点、中身欠、大部分が郡長北長左衛門宛	〔封紙〕 *中身欠	〔封筒〕 *中身欠、裏面に人名書上あり	〔封筒〕 (近代)	〔小入用物ほか金銭書上げ〕 *重ね折 (近代)
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 県庁田中徳太郎	庶務係(印)(印)	租税係	
	(印) 那賀郡役所北長左衛門殿	北郡長	北郡長	
封筒	封紙	封筒	封筒	横折

III 3 g 学校世話掛り

g 学校世話掛り

ケ-12	ケ-12	エ-243	コ-126	エ-389-58-3	エ-389-58-1	ケ-157	コ-170	コ-4	エ-390-48-16	エ-389-10	エ-389-12	エ-386-10
②〔学問奨励に関する県布達〕	①〔学問奨励の布告〕	〔県民の務めにつき案文〕	府県判任官以下月給表	〔諸税額書上・請取差引〕	〔十五ヶ年限願い継・取調帳面差上お取成し願書状〕	〔健助・岩城他につき書付控〕	〔役場関係書類綴はずれ一括〕	〔村別高反別書上〕	〔荒見杉原村金額書付〕	〔麻生津分金額書上覚〕	〔中村議官随行巡回時の渡船払済かお調べ依頼書状〕	〔荒川井筋の件につき和歌山北町旅宿まで御光来を願う書状〕
* 継紙の内左側、印刷	* 継紙の内右側、大判、印刷	* 大判39×52cm、途中迄	* 手書	* 綴穴あり、野口又四郎・堀浅右衛門分	* (封紙上書)「安楽見村北長左衛門様 野田原村戸長西谷民右衛門」 「5月26日」	* 土地関係か	* 様々な文書の部分	* 麻生津・荒見組・荒川組・井ノ口組等、落書あり	* 258円46銭1厘			* 下書か、各郡区長集会で出県中なので
壬申11月	明治5年壬申7月	(近代)	(明治か)	(近代)	(近代・5月26日)	1月18日指出	(明治)	(近代初期か)	(近代)	(近代)		(近代)
和歌山県令北島	太政官				野田原村戸長西谷民右衛門		(印あるものもあり)				近藤美	
					満屋村三木熊右衛門						平田綱一郎、北長左衛門、山口義啓	
	状	状	状	横折	封筒入状	罫紙	縦	縦綴	状	状	状	状

コ-81	コ-56	コ-89	コ-52	ケ-11	ケ-5	ケ-105	ケ-8	コ-228	ケ-7	ケ-15	ケ-14	コ-84	ケ-10
明治九年九月北預り取かへ分指引帳 *小学校関係の費用	学校資金村地売払代 明治九年九月夏割ニ付北預り分書出し帳	安楽見小学校設立ニ付村地売払勘定帳	小学校資金計算帳 此分違算ニ付不用 *3丁、(内題)小学校資金貸シ渡し計算表	明治九年九月学校開設入費下帳	安楽見学校開設ニ付入費帳	学校資本金別割当テ帳并ニ勘定帳 *当時不用と有、この標題は裏表紙より	学校開業ニ付人足并ニ諸入費記	〔第二十番中学区取締兼務任命書〕 *△	明治八年学校設立ニ付人夫控	学校資本金家別配当記 但東分	第三大区四ノ小区学校入費記	明治六年十月開校同七年十二月迄月謝記	明治六年十月開校ヨリ月謝記
明治9年9月	明治9年9月	明治9年9月夏割之節	明治9年9月	明治9年9月	明治9年9月夏割之節	9年8月調	明治9年7月1日ヨリ	明治8年1月24日	明治8年	明治7年戊9月	明治7年7月迄	明治6年10月ヨリ同7年12月	明治6年10月ヨリ7年12月迄
北知事	(北)						セ話掛り中	和歌山県	惣右衛門	セ話掛り井関義三郎、清水幸左衛門		学校世話掛り	学校セ話掛り
								第三大区四五六小区長北左衛門					
横帳	横帳	横帳	横綴	横帳	横帳	算紙綴帳	横帳	状	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

キ-3	キ-2
清原系図	〔北家系図〕
*朱線あり	*左衛門尉信定より長左衛門忠章迄
状	状

a 系図・由緒

1 家

IV 北家に関する文書

ケ-97	ケ-13	ケ-9	ケ-6	エ-389 -21-9	エ- 389-7	エ- 188	エ- 262	ケ- 181
学校取立集金仮控 尾島分	〔出金書上げ〕 *寄附金か、額多(10円)~1円)	〔学校設立ニ付諸品代金書上げ〕	荒見・杉原生徒之教	〔学舎開設につき趣意書〕 *和歌山区自脩 <small>(カ)</small> 私学校か	口上(杉原校より来た廻達送り) *達し書本文欠	〔四五六小区内村会議所并学校用地調査報告書綴〕 *付箋・朱筆あり△	〔五小区調月小学世話係免職願并跡職務者関係書類一綴〕 *願者 金澤治兵衛、跡 辻本雲晴、〔第三大区四五六小区〕用箋	②副申(六小区前田小学世話係前田謙祐辞職につき) *跡職は同村前田勝兵衛へ願
(近代)			(酉・戌)		7月17日	(明治11年3月14日)	明治10年8月25日	明治10年2月27日
			荒見村村落小学	発起人惣代	遠方校より西丘貫 <small>(カ)</small>	(印)ほか (各々各組村の村会議所	第三大区五小区長北長左衛門	第三大区六小区長兼学区 取締北長左衛門(印)
					阿楽見小学在勤喜多雅兄	所 第三大区四五六小区会議	和歌山県令神山郡廉	
縦綴	横帳	横帳	横帳	状	状	昇紙縦綴	縦綴昇紙	

キ-20	カ-121-4	カ-87	エ-376 -7-13	チ-4	タ-37	ク-1	キ-11	ア-326	キ-9	キ-8	キ-7	キ-6	キ-4
乍恐由緒書大略口上 *後半朱筆	②就御尋申上候覚(喜多家の帯刀・庄屋役・夫役無動につき) *VI 3項の①に巻込	〔喜多家の出入・先祖ほかにつき書付帳〕 *下書か、下綴紐欠	〔北家由緒書覚〕 *罫紙裏面利用、忠政・忠晴の頃	荒見家系図	清原家譜 全 *一部変色劣化、朱筆あり	稲垣家系図・北家系図断簡	家系抜書	内存書(荒見・喜多家系図大略につき) *天武天皇(安政6年迄)	荒見家系図 *天武天皇(長左衛門忠英迄)	家系略記 *最後の記述は元禄5年	家系略記 *最後の記述は元禄5年	家系略記 *最後の記述は元禄5年の高野行人崩	〔清原氏系図〕
	申4月8日	(文政6年以降、近世)			(天正16年12月まで)	(表装日は大正13年8月10日)		(安政6年末正月以降)		(元禄5年以降)	(元禄5年以降)	(元禄5年以降)	
紀州那賀郡荒見村地土北長左衛門清原忠鶴(印)	喜多長左衛門	(喜多)				(後半・神戸市須磨武岡豊太)(表装者・北喜久子)	(喜多長左衛門)	荒見村地土喜多淳介		喜多長左衛門	(喜多長左衛門)	(喜多長左衛門)	
	年預代												
竪綴	状	竪帳	罫紙	卷子	竪帳	卷子	竪帳	竪帳	竪帳	竪帳	竪帳	竪帳	状

IV 1 b 家族関係(近世)

タ-29	キ-123	キ-99	ケ-81-2	キ-71	エ-9-2-3	エ-9-2-4	ケ-93	キ-23	キ-69	タ-33	タ-6	キ-22
喜多忠親遺書記 紀州那賀郡安良見村 *虫損	〔書き置〕 *破損大扱注意、愚息長左衛門	喜多家定事(財産分けの禁止につき)	畑返安良見長左衛門分*〔封紙上書〕「安楽見村長左衛門」 「万勝院」	為後鏡留置候覚(宝永五年紀川洪水後の川・堤・堰等始末につき) *破損虫損多、宝永5年は戊子で干支と年号全く違	〔喜多家付之諸一跡子息へ附属の書付院家承知の旨一札〕 *子息辰之進へ附属	讓状(喜多家督之田畑山林家来共先祖代々帳面・記録等)	安良見村源之丞地頭違背ニ付急度被仰付可被下之旨奉願候条々(新開地の件地頭を輕しめ我儘仕につき) *長文、此迄の各々のやりとり書付、太郎三垣内上之山内新開仕	〔六十人お暇下され時に差上た所持道具書上の写〕 *前欠、作成・宛名・年月日は写の内容	申渡候条々(其方養子に致すにあたり) *劣化破損大扱注意	〔家跡につき起請文〕 *変色劣化大扱注意、後欠、(封紙上書)「五大院ノ書附」、五大院家は喜多より所持仕筋目、喜多に跡継無く平野殿子息	〔御短冊自今他見を止め秘箱に収める事を勧める書状〕	覚(六十人者仰付切米頂戴・花色地日ノ丸指物拝領につき)
享保14年己酉9月日	享保8年卯卯月9日	正徳元年8月吉日	丑10月(丑)「宝永6年力」	宝永5酉年7月3日	元禄16年5月17日	元禄16辛未年5月11日	元禄12年2月25日	(元禄5年8月4日の書付の写し)	日 万治3年子ノ12月晦	日 慶長19年甲寅2月吉日	3日(天正)元和の頃か)	午9月
同如閑(印)忠親(花)	喜多如閑忠親(花)	喜多松陰忠晴(花)	支配中	喜多長左衛門忠親(印)	正智院納所覚印(印)	喜多長左衛門(印)忠親(花)	西禅院	(喜多長左衛門)	同名市太夫忠晴(花)	中賀兵衛秀(花)	稲垣新丞(花)	喜多長左衛門
喜多長左衛門	城宗映老、同孫之信、中助之進、光明院、戒光寺、孫左衛門手下留守故除之	喜多長左衛門、同辰之進		喜多辰之進	喜多長左衛門	喜多辰之進	年預代	(紀州大納言殿御家来的場紋左衛門)	喜多長左衛門	安良見喜多	四郎□□ _摩	
豎帳	状	状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	折紙	状

b 家族関係(近世)

ア-68-6	ア-68	サ-20	チ-3	チ-3	チ-3	チ-3	チ-3	チ-3	エ-116	ウ-5-6	タ-34	ア-22	ウ-4-5	イ-530
栄寿院速証妙覚入用帳	【こよりにて束ね横帳一括8冊】↓詳細以下へ *こよりに結付箋「香奠帳」	所考判形口伝之事(花押につき) *万事大吉の判形也と有	④〔年賀状お礼并江戸での事・親類等の消息につき書状〕	③〔親類等の消息につき述べ上京を望む書状〕 *源之丞・吉左衛門は相変らず、お千恵は和歌山御城内奉公、おふん才之進と不縁の由ほか	②〔お悔み書状〕	①〔男子出生祝詞并お鷹法泉寺へ貰受の話し決まり上京を促す書状〕 *お鷹は奉公に上京	月耕大和尚書状 ↓詳細以下へ *(袖部貼紙)「京都泉涌寺戒光寺月耕長老 書翰四通」、安永8己亥年12月27日示寂78歳、喜多忠親次男	祝儀帳 婚調 *綴欠・虫損大扱注意、水引で綴	〔江戸より帰着并江戸での一件・山之首尾調べ依頼ほかにつき書状〕 *虫損、上部少欠損、高野山五大院ハ数代々喜多家持寺之依因縁喜多源四郎家長と申者 *袖部分破損、一部劣化	先祖并如閑一生之勤書 *虫損、上部少欠損、高野山五大院ハ数代々喜多家持寺之依因縁喜多源四郎家長と申者	喜多先祖家長并如閑勤書(写)	覚(屋敷居住と株持者につき書上)	北如閑居士送別詞集 *一卷九点	
寛政4年子2月29日	天明元歳次辛丑陽復吉旦	2月9日	臘月10日	3月7日	6月23日	(安永8年末以前)	安永4未正月23日婚姻	11月12日(22)	同如閑	喜多如閑七十三	喜多如閑	同如閑	同如閑	(享保17年孟春)
	密乗勤息真恵(印)	月こ(印)	月耕(花)	月耕(花)	月耕(印)(花)				同如閑	喜多如閑七十三	喜多如閑	同如閑	同如閑	羅隠山見、佐野高野、納木圓通、清野、賢堅、紀龍宗、雙峰、亮
	喜多長左衛門	小婦人	喜多市太夫	喜多如閑	喜多長左衛門				喜多長左衛門		(年預代)	喜多長左衛門		
横帳		状	状	状	状	卷子	横帳	状	状	状	状	状	状	卷子

IV 1 b 家族関係(近世)

ア-235 -10-1	ア- 235-10	ケ-79	ア- 71-4	ア- 71-3	ア- 68-5	ア- 68-4	ア- 68-2	ア- 68-1	ア- 71-2	ア- 71-1	ウ- 132	ア- 68-3	イ- 364
寺送り一札之事(せい喜多へ縁入) *切畑村林周藏娘せい24歳	【封紙包み一括4通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「送り一札 おせい送り 切畑より来」	寺送り一札之事(せい喜多へ縁付) *(端裏書)「喜多」、林周藏娘	お慶初節句祝儀帳	祝儀おぼへ(お慶誕生につき)	法輪院香奠帳 *俗名沖健道(忠英弟河州狭山家臣沖家養子)	保寿院浄智蓮生大師 葬式諸入用記 *62歳、喜多長左衛門忠英母、(裏表紙)法輪院転生寛英居士 文政三辰十一月十五日俗名沖健道廿四歳、了意童女 文政三辰年十一月廿一日喜多長左衛門忠英娘志願行年二歳、後半はこの2人死亡時諸入用記録	随願院即往得生居士入用帳 *68歳、俗名前長左衛門喜多市太夫忠義	随願院香奠帳 *出棺23日8ツ時	お勢以引越之節土産餅配り折敷	お勢以引越シ婚礼祝儀到来帳 *破損あり	〔法名書付〕 *虫損変色あり、付箋か、「文化十一戊年十月三十日 寒月妙清信女」	雲峯勇心童女入用帳 *俗名千賀	差入申一札之事(不心得改めにつき) *上部欠損
文政5午年8月日		文政5午年8月日	文政5午年	文政5年壬午正月晦日誕生	文政3辰年11月15日	文政3辰年11月7日	文政元寅年6月21日寂	文政元寅年6月21日寂	(文化14年丑11月)	文化14年丑11月3日		文化3年丙寅4月25日	文化3年寅2月日
切畑村醫王寺		切畑村醫正寺(印)											悴吉兵衛(印)
荒見村安福寺		荒見村安福寺											親人喜多長左衛門
状		状	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	断簡	横帳	状

イ-450-3	イ-450-2	ア-68-7	ア-68-8	オ-1	サ-23	コ-68	ア-69	ア-73	サ-24	ア-235-11	ア-235-10-2	ア-235-10-3	ア-235-10-4
俗姓送り一札之事(雛型)	送り一札之事(写)(猶子岡田文英同家に参) *其浦平兵衛組嘉兵衛方へ同家に参り、喜多の娘聲	龍寛無量童子香奠帳 *俗名喜多虎次郎、8歳	玉惜曙空童子香奠帳 *俗名宦三郎	〔諸願書控一括〕(年頭御礼罷出・大御能拜見・異国船渡来時・大納言様葬式拜出等) *一括約27件、カ箱に同内容一紙多、弘化4年仲淳介川辺村出療治願は医学館執事宛	おかの誕生祝儀覚 *1丁目大損、紐は水引(金朱)	お総初節句祝儀覚 *真中部破損変色	お総誕生祝儀覚	除厄祝儀到来控	祝儀おほ多(大太郎) *誕生・初節句・破魔弓覚	口演(御茶料受納につき) *黒朱木版刷、金50疋	〔お清村送り差越ざる一件につき書付〕 *切畑、当家は直支配故村送りハ不出サ寺送り計指出し候	送り一札之事(せい喜多長左衛門方へ縁付) *娘せい26歳	送り一札之事(せい喜多長左衛門方へ縁付) *せい24歳
天保12年辛丑9月	天保12年丑9月	天保8酉年6月29日	天保7丙申年9月15日	(天保4年)嘉永2年頃・年不明も沢山あり	文政12年己丑2月5日(誕生)	文政11年子ノ春	文政10丁亥年12月9日出生	文政9戌年2月朔日	文政8年乙酉2月25日	月日		文政6年未8月	文政5年午8月日
門	紀州何郡何村庄屋何右衛門	高野寺領安良見村喜多長左衛門		(喜多長左衛門)						扇子屋七兵衛		切畑村林周蔵(印)	切畑村肝煎助三郎(印)、同村庄屋隆左衛門(印)
市次郎	泉州日根野郡岡田浦庄屋			(色々だが代官所宛多)						御旦那様		荒見村役人衆中	荒見村御役人衆中
状	状	横帳	横帳	竖折	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	状	状	状	状

IV 1 b 家族関係(近世)

イ-439-1	イ-439	キ-102	ウ-5-2-4	ウ-5-2-2	ウ-5-2-3	ウ-5-2-1	ウ-5-2	ア-118-14	ア-71-7	ア-70	キ-103	ア-71-6	ア-71-5
送り一札之事(徳兵衛喜多へ養子) *破損	【封紙包一括2点】↓詳細以下へ *破損大、(封紙上書)「宗旨寺送り一札書入 喜多□若山江引受送り」	〔喜多氏先祖来歴と子孫へのいましめ書〕	〔喜多長左衛門弟送り証文章案通届一札〕 *小さい	送り一札之事(喜多長左衛門弟養子行につき) *弟平兵衛44歳、その丁内つる方養子	〔喜多長左衛門弟につき聞合せへの返答書案〕 *弟平兵衛44歳、その丁内つる方養子	〔喜多長左衛門弟当丁内智養子願出につき聞合せ書状〕 *弟平兵衛当丁内つる方智養子に貰受度	【封紙包み一括4点】↓詳細以下へ *封紙上書「高野寺領安楽見村御役人衆中 和歌山本町式丁目年寄中」	所持之田地畝高番附控	祝儀帳 *おハナか	おぼ多 おハナ引越シ諸事控書	正名(玄鶴) *ハルツル、字九阜(花)、喜多淳助の事	おけい引越シ之節祝儀控	元服祝儀控 喜多淳輔
嘉永3戊辰4月		嘉永3年春正月		弘化5年申3月	申2月何日	申2月		弘化4年丁未年改之	弘化2年乙3月吉祥日	弘化2乙巳年3月18日	弘化乙巳嘉平月穀旦(2年12月)	天保13年寅11月	天保13年壬寅孟春17日
日高郡土生村庄屋源右衛門(印)、同村肝煎幸右衛門(印)		阿陽陰士井出勅(識)		高野寺領安楽見村庄屋誰、肝煎誰	高野寺領安楽見村庄屋誰、肝煎誰	和歌山本町式丁目年寄源之右衛門(印)、佐兵衛(印)、五兵衛(印)					岡田亀撰(印)		
安良見村御役人中				和歌山本町式丁目年寄源之右衛門、佐兵衛、五兵衛	和歌山本町式丁目年寄源之右衛門、佐兵衛、五兵衛	高野寺領安楽見村御役人衆中							
状		横折状	状	状	状	状		横帳	横帳	横帳	状	横帳	横帳

ア-71-13	ア-71-12	ス-1	ア-71-11	キ-63-2	キ-63-1	キ-63	イ-259	ア-75	サ-22	ア-71-10	ア-71-9	ア-71-8	イ-439-2
淳太郎新誕賀儀帖	阿謙節句始免祝儀 控	平時 嘉永七稔甲寅初夏十日癸駕ニ而伊勢參宮日記并道法名所 旧跡吾所見聞記之 *同行9人、4/10癸↓14日伊勢着↓28日帰着	於謙新誕祝儀帖	寺送り一札之事(喜多淳介へ縁付に付) *野口喜兵衛娘お文	送り一札之事(喜多淳介方へ縁付に付) *野口喜兵衛娘お文23歳	*【封紙包一括2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「宗旨送り 喜多長左衛門妻野口お文宗旨送り一札」	奉誤一札之事(横尾谷池より田地水引込一件下済につき) *破損大	萬覚帳(家内諸事につき) *毎日の買物や出来事等覚書	お直引越祝儀帳 *紐は水引(金朱)、裏から大破有扱注意	姻儀諸雑記	おふみ引越シ祝儀帖	婚礼祝儀帳 於歌野 *綴紐なし	寺送り一札之事(徳兵衛喜多へ養子) *破損
安政2年卯7月6日	日 安政2年乙卯2月23日	嘉永7年甲寅初夏(4月)10日	日 嘉永6年癸丑10月晦	嘉永6年丑8月	嘉永6年丑8月		嘉永6年丑ノ7月日	日 嘉永6年癸丑正月吉	日 嘉永5壬子年11月18日	嘉永4年亥霜月	嘉永4年亥霜月	日 嘉永3年庚戌極月23日	嘉永3年戊4月
		喜多淳介	喜多性	上田井村極楽寺(印)	上那賀粉川組上田井村庄屋喜左衛門(印)		本人甚左衛門(印)、証人 栄蔵(印)	喜多氏厨下					同村来迎寺(印)
				あら見村安福寺	あら見村役人衆中		喜多長左衛門						(貼紙)「寺号」
横 帳	横 帳	横半帳	横 帳	状	状		状	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横半帳	封紙包状

IV 1 b 家族関係(近世)

ア-67-2	チ-11	ア-71-16	ア-67-5	ア-67-4	ア-67-1	ア-67	カ-139-8	ア-231-2	ア-72	ア-71-15	コ-18	ア-71-14	キ-17
翠峯院臨水貞節大姉香奠帳 *七冊一綴の2	龍嶺北君墓志 (北家墓表) *拓本、161.9×71.5cm	厄祝儀控	龍嶺院娛山忠英居士諸入用帳 *七冊一綴の5	龍嶺院娛山忠英大居士香奠帳 *七冊一綴の4、北長左衛門忠英	龍嶺院娛山忠英居士諸買物帳 *七冊一綴の1(一番上より)	【横帳7点一綴】↓詳細以下へ	〔親長左衛門老衰につき改名家督入替願文〕 *下書か(端裏書)「内存」、父長左衛門73歳老衰仕・ 一昨年異国船米時田中組固場所出張打廻等も私勤仕	文久三亥十二月勘定(覚) *天誅人足御下銀の書付あり	餞送人別控 *天地逆向	誕生祝儀録(信吉) *「信吉ト名附」	ホノケ谷柴山諸事控	喜多淳太郎初節句祝儀控	奉願口上(先規通三人扶持下置かれ願・附由緒抜書)
寂 慶応4辰閏4月9日	丙寅春3月	日 慶応2年丙寅孟陽吉	日 元治2年乙丑3月29	日 元治2乙丑年3月27 日 命終・29日葬送			(近世末)	文久3亥年12月	文久元年酉ノ極月	15日誕生 安政6年己未ノ10月	山初 安政4年巳霜月3日	安政3年辰5月24日	安政2卯年
	大和節齋居士森田益撰 青木文武書	喜多長左衛門清原玄鶴					(喜多淳介)				山東小ノ田山仕留吉		
横 帳	拓本軸	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳		状	横折状	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	豎 綴

ウ-1-5	贈り一札之事(ふみ北へ縁付) *忠鶴妻	明治3年午2月	上那賀上田井村庄屋北林 文右衛門(印)	高野寺領荒見村御役人衆 中	封紙包状
エ-214	喜多什物類 *茶碗・皿・膳・碗等食器書上	明治2己巳八月改			縦 帳
コ-97	畝高番附帳 *挟込あり	明治2年己巳初夏相改	北長左衛門清原忠鶴		縦 帳
ウ-1-23	宗旨送り一札之事(ふみ北へ縁付) *封紙上書「稼手形 嘉蔵」、野口喜左衛門妹	明治2年巳3月	上那賀郡上田井村極楽寺 (印)	高野寺領荒見村安福寺	封紙包状
イ-263	宗旨村送り之事(長左衛門弟) *北長左衛門弟元良・妻が内畑村へ出稼	明治元年辰12月	紀州那賀郡安楽見村安福寺(印)、同村庄屋清水幸左衛門(印)	泉州内畑村東光寺、同村御役人衆中	状
キ-19	奉願口上(北家由緒大略并維新时期新西北家分家の苗字帯刀につき書付) *下書か、訂正多	(慶応4年辰9月以降)	紀州那賀郡荒見村地土北長左衛門清原忠鶴		縦 綴
エ-325	〔北孫助経歴書〕 *重折3通一括	慶応4年辰6月・明治2年巳6月	北孫助当時龍三ト改清原忠治(印)		状一括
C 家族関係(近代以降)					
ア-81-26	〔諸道具書上〕 *道具名と数。最後に不足物書付あり				横 帳
ア-9-3	〔盗まれた品覚書〕 *(端裏書)「安政五年大小持走ニ付御代官へ願出候写」				状
ア-9-2	覚(盗まれた品) *大小老腰				状
ア-9-1	口上(盗まれた品発見につき返却再願) *(端裏書)「控へ置すじ」、下総国坊主医業修業に泊持出	7月2日	高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	那賀御代官所	状
ア-9	【こよりにて束ね一括3通】↓詳細以下へ				
ア-67-3	翠峯院臨水貞節大姉入費録 *七冊一綴の3、北長左衛門忠英妻せい71歳、10日8ツ時葬送	(慶応4年閏4月9日)			横 帳

IV 1 c 家族関係(近代以降)

コ-230	コ-229	コ-228	エ-161	コ-227	エ-153	コ-226	コ-225	コ-224	ウ-110-1	エ-163	イ-386	コ-223	エ-222
〔小学世話係任命書〕	〔地租改正取調兼務任命書〕	〔第二十番中学区取締兼務任命書〕	〔第三大区四五六小区長申付証〕 *手書、準15等官△	〔第三大区四小区副戸長任命書〕 *△	〔第三大区四小区荒見村副戸長申付証〕 *手書△	〔幹事任命書〕 *大区内ノ公議ヲ以テ△	〔第三大区四五六小区副区長任命書〕 *△	〔特選議員任命書〕 *大区内ノ公議ヲ以テ△	誓紙之事(身持濫墮にて村方よりご教諭につき)	〔第三大区四五六小区書記依願差免証〕 *手書△	誤り一札之事(不調法内済につき)	〔荒川組郷書記任命書〕*〔封紙上書〕〔明治五年壬申四月廿日拜命〕△	〔北長左衛門家経歴書き写し〕 *荒見村地主
明治9年3月17日	明治8年3月19日	明治8年1月24日	明治7年11月5日	明治7年10月30日	明治7年9月3日	明治7年8月24日	明治7年8月15日	明治7年6月4日	明治7年4月21日	明治6年30日 ^(マ)	明治6年酉6月6日	(明治5年)4月20日	明治4年末正月
和歌山県	和歌山県	和歌山県	和歌山県(印)	和歌山県	和歌山県	和歌山県	和歌山県	議長	第三大区四小区杉原村 ^(印) 助(印)奥(書)伍組惣代 ^(印) 藤左衛門(印)荒見村親類惣 代志摩真五郎(印)外1人		本人東野亀右衛門(印)、 家主榎谷勘次郎(印)、 香親山本健助(印)、 香戸定助(印) 唆人		(高野山寺務役所)
北淳太郎	第三大区四五六小区長北 長左衛門	第三大区四五六小区長北 長左衛門	北長左衛門	北淳太郎	北淳太郎	第三大区四五六小区副区 長北長左衛門	第三大区四小区荒見村兼 杉原村戸長北長左衛門	第三大区四小区戸長北長 左衛門	正副戸長	北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	(五条県)
状	状	状	状	状	状	状	状	状	紙	状	封紙包状	封紙包状	縦

ウ-89	ウ-77	ア-39	ケ-2	エ-154	エ-149	ウ-85	コ-239	コ-238	エ-148	ウ-90	エ-152	エ-151	エ-150
証(下等小学第六級卒業)	証(下等小学第七級卒業)	証(下等小学第七級卒業)	備忘録 ^(メモ) (小学教員職時) *小型、18・7×6・4cm	〔小学世話係依願差免証〕 *手書	〔四等助教申付証〕 *印刷	証(下等小学第七級卒業)	〔小学七等教員任命書〕	〔安楽見小学勤務辞令〕	〔小学九等教員申付証〕 *印刷	証(下等小学第八級卒業)	〔第三大区四小区副戸長依願差免証〕 *手書△	〔第廿番中学区安楽見小学在勤申付証〕 *手書	〔小学八等教員申付証〕 *手書
明治10年9月23日	明治10年9月23日	明治10年9月23日	明治10年3月～同11年5月	明治10年3月12日	明治10年8月3日	明治10年3月9日	明治9年12月20日	明治9年12月16日	明治9年12月16日	明治9年10月31日	明治9年9月29日	明治9年3月25日	明治9年3月25日
和歌山県第廿番中学区第 五拾一番安楽見学校(印)	和歌山県第廿番中学区第 五拾老番安楽見学校(印)	和歌山県第廿番中学区第 五拾一番安楽見学校(印)	北農夫	和歌山県	和歌山県	和歌山県下第拾番中学 区第五拾老番安楽見学校 (印)	和歌山県	和歌山県	和歌山県	和歌山県第廿番中学区第 五拾老番安楽見学校(印)	和歌山県(印)	和歌山県	和歌山県
北長左衛門五男北九郎	北長左衛門七男北素一良	北長左衛門六男北十郎		北淳太郎	北農夫吉	長左衛門五男北九郎	小学八等教員北農夫吉	小学九等教員北阿廂三郎	北阿廂三郎	北長左衛門五男北九郎	北淳太郎	小学八等教員北農夫吉	北農夫吉
状	状	状	横 帳	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

IV 1 c 家族関係(近代以降)

エ-191	エ-160	ア-41	ウ-88	ケ-43	エ-389-18	ウ-87	コ-231	ケ-1	ケ-42	ウ-75	ア-40	ケ-241	エ-157
当撰請書(当郡県会議員)	〔県会議員当選通達(証)〕	〔下等小学第三級卒業証〕	〔下等小学第二級卒業証〕	〔下等小学第三級卒業証〕	辞職願 *医学修行のため	〔下等小学第二級卒業証〕	〔三等助教任命書〕	私記(日々書付) *小型、15×7・25cm	〔下等小学第六級卒業証〕	〔下等小学第五級卒業証〕	〔下等小学第六級卒業証〕	〔過日御礼と品物送り書状〕	〔準十六等官任命証〕
*写△	*二九四四票△												*手書△
明治12年4月29日	明治12年4月28日	明治12年2月12日	明治12年2月12日	明治12年2月2日	明治11年11月15日	明治11年8月20日	明治11年5月22日	明治11年5月16日)	明治11年3月	明治11年3月日	明治11年3月日	(明治)11年1月27日	明治11年1月7日
北長左衛門	那賀郡長菅沼政経(印)	第三大学区和歌山県管内 第廿番中学区那賀郡安楽 見小学(印)	第三大学区和歌山県管内 第廿番中学区那賀郡安楽 見小学(印)	第廿番中学区那賀郡安楽 見小学(印)	第二十中学区五十一番安 楽見小学在勤三等助教北 農夫吉(印)	第三大学区和歌山県管内 第二十中学区那賀郡安楽 見小学(印)	和歌山県(印)		第廿番中学区那賀郡安楽 見小学	第三大学区和歌山県管内 第二十番中学区那賀郡安 楽見小学(印)	第三大学区和歌山県管内 第廿番中学区那賀郡安楽 見小学(印)	丸栖田村龍之助	和歌山県(印)
那賀郡長菅沼政経	北長左衛門	北十郎	長左衛門五男北九郎	安楽見村長左衛門七男北 素一郎	和歌山県令神山郡廉	北九郎	四等助教北農夫吉		安楽見郎長左衛門七男北 素一郎	北長左衛門五男北九郎	北長左衛門六男北十郎	北長左衛門	第三大区四五六小区長準 十七等官北長左衛門
状	状	状	状	状	罫紙	状	状	横帳	状	状	状	状	状

ア-44	エ-386-35	エ-390-42	エ-348	コ-232	エ-159	エ-389-17-12	ア-43	ケ-44	エ-156	ウ-91	ア-42	コ-244	ウ-83
〔上等六級卒業証〕	〔年賀状〕	〔年賀一札〕	〔郡長拜命祝并祝品送り状〕	〔月俸辞令〕	〔那賀郡長任命証〕	〔荒川分署新築補費寄附褒状〕	〔下等小学第一級卒業証〕	〔下等小学第一級卒業証〕	〔衛生会委員申付証〕	〔下等小学第二級卒業証〕	〔下等小学第二級卒業証〕	〔千百番神風講社副社長任命書〕 *〔封筒差出〕〔和歌山県記録科〕	〔下等小学第一級卒業証〕
				*月40円△	*手書△				*手書、県会の公選を以△				
明治14年4月10日	明治14年1月3日	明治14年1月1日	(明治13年)11月14日	明治13年11月4日	明治13年11月4日	明治13年8月23日	明治13年6月4日	明治13年6月4日	明治13年5月27日	明治12年12月23日	明治12年12月23日	明治12年12月17日	明治12年10月25日
荒見小学(印)	那賀郡粉川村筆生増田岩治郎、同橋本重四郎、戸長戸口善四郎	那賀郡市場村元村筆生津田正太郎、右戸長津田作之丞	善田村戸長中谷萬次	和歌山県(印)	和歌山県大書記官河野通(印)	和歌山県(印)	第三大学区和歌山県管下第廿番中学区安楽見小学(印)	第廿番中学区安楽見小学	和歌山県(印)	第三大学区和歌山県管下第二十中学区安楽見小学(印)	第三大学区和歌山県管下第二十中学区安楽見小学(印)	神宮寺大教正田中頼庸(印)・神官教院教長)	和歌山県師範学校(印)
長左衛門六男北十郎		那賀郡長北長左衛門	岩出清水村ニテ北郡長	那賀郡長北長左衛門	北長左衛門	那賀郡荒見村北長左衛門	北長左衛門六男北拾郎	安楽見邸北長左衛門七男北素一郎	県会議員北長左衛門	北素一郎	北十郎	那賀郡長北長左衛門	長左衛門五男北九郎
状	状	状	封筒入状	状	状	状	状	状	状	状	状	封筒入状	状

IV 1 c 家族関係(近代以降)

エ-386-38	エ-76	エ-386-45-2	エ-389-38	エ-386-45-1	エ-386-45-1	エ-386-45-1	エ-386-45-1	エ-390-23	エ-389-29	エ-386-24	ア-37	コ-125	ウ-79
〔年賀一札〕	明治十五年一月一日より雑誌(公私共) *公文書の写あり(明治12~14年)、「和歌山県那賀郡役所」・「和歌山県」用箋△	〔農夫吉の病状を尋ねる書状〕	〔明治法律学校教師への贈物につき報告書・収支計算書〕 *印刷、生徒名あり	-2 〔金子落手使途説明并近況を伝える書状〕 *写真1枚同封の旨あり	-1 〔アッヘル君へ贈る漆器講入のための寄付金を募る趣意書〕 *印刷、仏人教師	〔封筒入2点〕↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「和歌山区御坊前北町別院つね様内北長左衛門様」写真一枚在中、「一月廿九日 東京麴町区有楽町三丁目明治法律学校同苗阿席三郎」	【封筒入3点】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「東京麴町区有楽町三丁目明治法律学校ニテ北阿席三郎殿 和歌山県在那賀郡役所同長左衛門」 「明治十五年三月廿八日」	〔転属祝賀送り書状〕	〔過日來の御厚配への礼状〕	〔船曳氏病氣の様子・送來る新聞の事等につき書状〕 *3枚、至急	証(中学科第八級卒業) *印刷	〔荒見小学校修繕へ寄付につき褒状〕	〔試験優等につき賞与〕 *白紙一帖
明治15年1月1日	明治15年1月1日?	2月19日午前11時	(明治15年1月)	明治15年1月29日	明治14年11月			明治14年11月21日	明治14年11月10日	(明治14年)8月19日	明治14年7月28日	明治14年6月3日	明治14年4月10日
那賀郡井ノ口村戸長中西宗右衛門	(那賀郡長北長左衛門)	麴町区有楽町明治法律学校同阿席三郎		北阿席三郎	斎藤孝治、大田鏡吉、依田銚次郎、河村藤四郎、阿部遜、桑田房吉			田端健三(印)	貴志千之丞(印)	東京麴町区有楽町三丁目一番地明治法律学校同阿虎三郎	和歌山中学校(印)	和歌山県(印)	荒見小学(印)
		和歌山県下和歌山区御坊前北町別院様方ニ到ル北長左衛門		(北長左衛門)	(北阿席三郎)			高塚村ニ而北長左衛門ノ北大君	北長左衛門	和歌山県那賀郡役所ニ到ル北長左衛門	北九朗	那賀郡長北長左衛門	北長左衛門七男北素一郎
状	縦帳罫紙	封筒入状	小冊子	罫紙	状			封筒入状	封筒入状	封筒入状	専用用紙	状	状

エ-393	エ-389-14	エ-386-57	ウ-78	キ-94	エ-386-43	ア-38	エ-190-1	エ-190-4	エ-190-3	エ-190	エ-110	エ-390-22	エ-155
〔農夫吉へ授業及卒業証送り来旨葉書〕	〔授業証につき書状〕 *「和歌山県那賀郡役所」用箋	〔厩烈刺流行ほか近況報告〕	〔学業勉励につき賞与〕 *初学文軌	口述(板垣退助昨日梅田駅着の様子につき) *この約10日前に岐阜で暗殺未遂事件起る	〔西大助との金銭問題につき釈明書状〕	証(中学科第七級卒業) *印刷	〔金封〕 *(封筒上書)「金八円」△	〔事務勉励手当金給与証〕 *八円△	御受(事務勉励手当八円ご給与につき)*写か、前半に辞令写あり△	【封紙包み4通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「金八円」△	明治十五年費用目録 *小型	〔阿厩三郎の学校・所在を尋ねる書状〕	〔月俸辞令〕 *手書、45円△
15年7月31日	明治15年7月18日	明治15年6月29日	明治15年6月5日	明治15年4月18日	明治15年4月5日	明治15年3月1日	(近代)	明治15年2月16日	明治15年2月16日		明治15年(2月11日)7月1日まで)	15年1月27日	明治15年1月4日
淳	同淳太郎	東京麴町区有楽町三丁目明治法律学校ヨリ同厩三郎	(印)・和歌山県学務課)	大阪北久宝寺町壱丁目四拾二番地中勝助	麴町区有楽町三丁目明治法律学校同阿厩三郎(従東京)	和歌山中学校(印)		和歌山県(印)	右北長左衛門			同郡調月村旧千田津田弁次郎	和歌山県(印)
左衛門様方北農夫吉	当県下那賀郡荒見村北長左衛門	那賀郡那賀郡役所ニ到ル北長左衛門	北素一郎	和歌山県那賀郡役所ニテ郡長北長左衛門	和歌山県下那賀郡役所ニ到ル北長左衛門	北九朗		那賀郡長北長左衛門	和歌山県令神山郡廉			那賀郡役所御内北長左衛門	那賀郡長北長左衛門
葉書	封筒入紙	葉書	状	封筒入紙	封紙包状	専用紙	封筒	状	状		縦帳罫紙	封筒入状	状

IV 1 c 家族関係(近代以降)

エ-158	エ-390-19	エ-390-15-1	エ-390-15-4	エ-390-15-3	エ-390-15	エ-389-58-7	ア-67-7	ア-67-6	ケ-209-2	ケ-209-1	ケ-209	エ-404	ケ-262
〔那賀郡長奉職中格別勉勵につき給与証〕 *手書、7円△	〔尊父様逝去悔み状〕	〔尊父様逝去悔み状〕 *〔端裏書〕「北様 榊拜」、北長左衛門死去につき	〔お悔み并為替につき書状〕	〔お悔み并東京令弟へ電信の旨書状〕 *北長左衛門死去につき、15-1に巻込	〔二重封筒入4点〕↓詳細以下へ *〔外封筒上書〕「本郡荒見村北淳太郎殿」 書記 明治十五年九月六日 北淳太郎様 「那賀郡同所查戸国松 十五年九月六日」	〔岱二郎病死悔み状〕	清光院法念自照居士香料受取帳 *七冊一綴の7、俗名北岱三郎	岱次郎死亡ニ関スル諸入費及手伝人足控 *七冊一綴の6	〔死去実母への供物・墓参お礼と葬儀案内書状〕 *実母改名秋芳恵光信女、泰三郎君以墳参	〔実母死去を知らせる書状〕 *53歳	【封筒入2通】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「紀州安良見村北乃婦吉様 自泉州」 「旧七月十日 内畑村同苗道太郎拜」	〔泉州内畑叔母死去報知来を伝える書状〕	〔ご来阪時お目にかかれず残念であった旨書簡〕 *年は消印による
明治15年9月7日	(明治15年9月6日)	(明治15年)9月6日	(明治15年)9月5日	(明治15年)9月4日		9月4日投函	明治15年午8月29日	明治15年8月29日	日 (明治15年)旧7月10日	日 (明治)15年旧7月7日		8月20日	(明治15年)8月5日
和歌山県(印)	(和歌山医学校坂口貫造)	新之助		内田□□		泉州日根郡岡田村不肖姪 山田貫一妻	北		道太郎	泉州内畑村喜多道太郎		同郡安楽見村北農夫吉	大坂高麗橋三丁目廿六番 地彈舜平
故北長左衛門	那賀郡荒見村北淳太郎	北君先生	□旦那衆中	北淳太郎		那賀郡岩出村郡役所ニテ 北長左衛門			喜多大兄	紀州荒見村喜多長左衛門		左衛門 県下岩手郡役所ニテ北長	和歌山県紀伊国北岩手那 賀郡長北長左衛門
状	封筒入紙	状	状	状		葉書	横帳	横帳	状	状		葉書	葉書

イ-455	挽北郡長	〔封紙上書〕「挽詩」	(明治15年9月)	近藤美敬筭		封紙包状
ケ-3	〔尊父・泰次郎死去につき悔み状〕	*②は追啓、変色劣化	9月30日(明治15年)	①稲垣善次郎②善次郎	①北順太郎②野夫吉	封筒入状
エ-403	〔広告代請求葉書〕	*父死亡広告の代金か	9月21日	奎文社	那賀荒見村北淳太郎	葉書
エ-401	〔帰省後の様子を尋ねる葉書〕	*父北長左衛門死去の帰省か	15年9月20日投函	自東京明治法律学校坂田固太郎	那賀郡荒見村二到ル北阿三郎	葉書
エ-400	〔御尊父死去悔状〕		(消印…9・18)	那賀郡切畑村林周郎	那賀郡荒見村北淳太郎	葉書
エ-394	〔親父様死去悔状〕		(消印…9・18)	和歌山湊北町目良正郎	当県下那賀郡阿良見村北淳太郎	葉書
エ-399	〔24日の大人葬式出欠につき葉書〕		9月17日	同郡フケダ曾和震十郎	那賀郡荒見村北淳太郎	葉書
エ-396	〔御尊父死去悔状〕		15年9月11日	日高郡蘭浦寓古田庸	県下那賀郡安楽見村北淳太郎	葉書
エ-395	〔御尊父死去悔状〕		9月10日	□町長井	那賀郡阿良見村北淳太郎	葉書
エ-398	〔御尊父死去悔状〕		9月7日	田辺四十三銀行支店上田嘉十郎	県下那賀郡荒見村北純太郎	葉書
コ-156	御請(故北長左衛門下賜金につき) *「和歌山県那賀郡役所」用箋、月俸半額22円50銭下賜△		9日	衛門長男北淳太郎(印)	①故和歌山県那賀郡長北左衛門②和歌山県令神山郡廉	紙
ケ-167	御請(郡長奉職中勉勵につき金七円給与・請取) *前半は給与状写・後半が御請部分、「和歌山県那賀郡役所」用箋△		明治15年9月7日・同8日	和歌山県(後半署名なし)	故北長左衛門(後半は宛名なし)	紙
エ-390-15-2	〔御親父様役印・小印拝借願書状〕 *北郡長死去により、15-1に巻込△		(明治15年)9月6日	榊新之助(印)	北淳太郎	状
エ-162	〔死去につき月俸半額金下賜証〕 *手書、22円50銭、満一年以上奉職に付△		明治15年9月7日	和歌山県(印)	故和歌山県那賀郡長北長左衛門	状

IV 1 c 家族関係(近代以降)

コ-28	コ-118	ウ-110-2	ウ-110-7	ウ-110-6	ウ-110-3	エ-37	エ-258	ケ-45	コ-9	ケ-211-2	ケ-211-1	ケ-211	エ-402
明治拾八年三月愚忠山開人夫 *用紙は印刷紙裏利用	第二号 公私諸記 *前半は医学関係、「和歌山医学校」用箋	〔原告北淳太郎訊問につき出頭通達照会〕 *「和歌山県」用箋、原告本郡荒見村北淳太郎、被告□□貫之助	手続書(貫之助乱暴并同人残し品届一件) *ウ1103と一連	告訴書(官之助深夜乱暴につき) *ウ1103と一連、弟阿席三郎に対し乱暴	手続書(貫之助夜間乱暴一件届け書) *ウ1106と一連	第壹号明治十六年改 公私諸記(北家に関する文書綴帳) *北から公へ諸届出書類と公の失書許可書類多、「和歌山医学」放、「和歌山県」・「北又新堂蔵(カ)」・「和歌山医学郡役所」・「第三大区四五六小区」・「和歌山病院」用箋等	明治十五年旧十二月年暮祝儀配 *「北又新堂蔵」用箋	〔学業勉勵賞与証〕 *作文軌範	金銭出入記 *印刷紙の裏利用	〔公務の暇に医学研究致したく書籍拝借願い書状〕	〔当地大宮祭典招待と同僚親の葬送時の志等につき書状〕 *追日参堂時厄介お礼	【封筒入2通】↓詳細以下へ *(封筒上書)「荒見村北淳太郎様 吉村博」「託香戸若君 十五年十月七日」	〔三十五日法要不参の旨葉書〕
明治18年3月	明治17年改	明治17年6月15日	明治17年6月12日	明治17年6月12日	明治17年6月12日	明治16年	明治15年旧12月	明治15年11月17日	明治15年第10月12日			明治15年10月5日	10月3日
	北執事	荒川市場分署(印)	那賀郡荒見村北阿席三郎(印)	右原告人北淳太郎(印)	那賀郡荒見村北阿席三郎(印)	北執事(印・公印有もの多い)		(印)	北執事		吉村博		切畑村林周郎
		当郡荒見村戸長役場	荒川市場分署長巡查中川達	荒川市場分署長巡查中川達	荒川市場分署長巡查中川達			北素一郎			北三兄		那賀郡荒見村北淳太郎
横帳	縦綴罫紙	罫紙	罫紙縦綴	罫紙縦綴	罫紙縦綴	縦帳罫紙	罫紙	状	横帳	状	状		葉書

ア-54	エ-240	エ-238	エ-239	ケ-165	ウ-101	ケ-199	エ-123-2	エ-123-3	ア-46	エ-370	ア-45	エ-185	エ-282
〔淳太郎長女命名につき書簡〕 *1が書簡、12が命名書「阿碓輝」	〔西成郡道路新設費中へ寄附褒状〕 *印刷	〔評議員推薦委嘱証〕	〔義捐金謝状〕 *印刷、1円5銭	〔寄附金褒状〕 *専用紙、金1円	〔予備徴員編入証〕 *乙種歩兵第参番	日乗 明治25年8月吉日 (8月19日) 明治26 年2月27日	〔覚書〕 *1と13の間に挟込、3行のみ	日記帳 *後半大きさ違	〔入学許可証〕 *「医学校」用箋、第三学年後期へ編入	委任状(県会議員選挙投票に関する事弟素一郎へ) *作成は北淳太郎か	退校御願 *聞届の旨朱筆押印あり(6/4)	〔北阿市三郎・北操送籍願書類3通一綴〕 *3通共朱にて承認の旨書付(戸長代理)	戸主書換願(戸主譲り隠居の旨) *最後に承認の旨(朱筆)「明治18年7月10日 戸長桜井信太郎(印)」
午	明治32年2月19日正	明治30年3月30日	明治29年4月	明治28年12月15日	明治28年9月15日	明治27年7月17日	明治30年2月11日	明治24年旧5月23日	明治23年6月2日	明治21年2月20日	明治19年5月21日	明治19年2月20日・22日	明治18年7月10日
紀伊粉川町兒玉仲兒	大阪府知事内海忠勝(印)	同朋会(印)	難波村報国義会長日下重左衛門(印)、同副長倭伊兵衛(印)	難波村報国義会長日下重左衛門(印)、同副長倭伊兵衛(印)	第八旅管徴兵署(印)	北のぶ		□□	愛知医学校長熊谷幸之輔(印)	那賀郡荒見村当時大坂府下西成郡難波村□□(大坂府)	北十郎(印)	①荒見村北阿市三郎(印)・親戚總代人同素一郎(印)・同十郎(印)②北素一郎(印)・北阿市三郎(印)③北素一郎(印)・北阿市三郎(印)	右戸主北淳太郎(印)、戸主親戚總代人同素一郎(印)・同十郎(印)
大坂南区難波大念仏寺町 医士北淳太郎	西成郡難波村北淳太郎	北淳太郎	喜多淳太郎	北淳太郎	第八旅管神戸大隊区大阪府西成郡難波村戸主北十郎				北十郎		和歌山医学校長半井英輔	井信太郎	那賀郡荒見村戸長桜井信太郎
封紙包状	状	状	専用紙	状	状	横半帳	横折状	横帳	罫紙	状	罫紙	罫紙	罫紙

IV 1 c 家族関係(近代以降)

オ-11	エ-284	コ-188-1	エ-247	エ-172	エ-272	エ-270	エ-268	エ-169	エ-168	エ-119	ウ-86	コ-198	コ-197
〔荒見・北家小作米名前勘定等関係書類一綴〕 *横帳・地番入略図(小作地か)9点等一綴、横帳裏に「井関常棟(涼か)君へ依頼ス」とあり	土地所有者名義異動付(控) *酸性劣化あり、北淳子へ異動	〔愛国婦人会会員証〕	〔難波第一尋常高等小学校へ古割石寄附褒状〕 *127個	〔賛助会員加盟并出金謝状〕 *印刷、3円	委任状(難波銀行破産管財人より第一回配当金受取の件) *印刷、代理人名無	委任状(難波銀行破産事件につき)	〔難波銀行破産事件債権調査会・債権者集会案内〕 *同物4点(呼出番号のみ違)、印刷	証(寄附金領収謝す旨) *5円25銭	〔金員寄附謝状〕 *印刷	〔五ヶ年間年釀金義捐により賛助会員に列する証書〕*専用紙	〔御用済職務を免ずる証〕	〔教育品展覧会寄附ご快諾・完結につき挨拶状〕 *印刷	〔事業拡張につき寄附願〕 *印刷
明治38年1月17日	明治37年	明治37年6月10日	明治36年5月15日	明治35年11月	明治35年月日	明治35年2月28日	(明治34年11月1日・12月2日)	明治33年12月	明治33年10月日	明治33年10月20日	明治33年8月11日	明治32年10月	明治32年2月
北執事(北淳介)	北淳太郎	愛国婦人会総裁載仁親王妃智恵子(印)、愛国婦人会会長岩倉久子(印)	大阪府知事高崎親章(印)	第五回内国勸業博覧会協賛会々長住友吉左衛門(印)	北順太郎(印)、北ナカ、北俊	大阪市西区幸町三丁目三谷秀珉方三谷カズ(印)	大阪地方裁判所破産主任官判事森彦逸	大阪南区医会(印)	八阪神社(印)、社司(印)、氏子総代(印)	弔魂会長男爵小川又次(印)	大阪府	大阪市教育会仁徳天皇千五百周年祭教育品展覧会委員長桜井義起、大阪市教育局会長森作太郎	大阪私立衛生会会頭菊池侃二
	岩出税務署長田中英輔 妙寺区才判所粉川出張所	北なか子	大阪市南区難波元町三丁目北淳太郎	北淳太郎				北淳太郎	喜多淳太郎	北淳太郎	検疫官北素一郎	喜多淳太郎	喜多淳次郎
綴	横半綴	専用紙	状	状	状	折重紙	状	状	状	状	状	状	状

サ-42	サ-41	エ-171	ク-33	イ-378	エ-266	ア-62	オ-5	エ-244	エ-277	エ-170	エ-167	コ-188-2	ア-66
精勤証	賞(学力優等につき賞与)	推薦状(特別会員として)	開院広告(産科・婦人科・小児科)	開院広告	〔先日の歓迎お礼文回章〕	〔北帰郷歓迎につき挨拶文案〕 帰郷開院歓迎会、ア56と同意文と北又新堂医院優待券図あり	北淳太郎君歓迎名簿	報国義会趣意書并ニ会費受取通	〔日本赤十字社正社員に列する証〕	謝状(龍門村分会へ金銭寄贈につき)	〔金銭寄贈謝状〕	〔愛国婦人会案内書〕	明治三十八年五月一日午後十一時三十分誕生 北什共(誕生時 来物等記録) *紙酸化
*印刷	*印刷、尋常小学読本一冊	*印刷	*濃い桃色用紙に印刷	*印刷、産科・婦人科・小児科	*回章人名219人あり	*「大阪府」用箋、25年ぶり	*計220人		*印刷	*印刷、10円	*2円	*印刷	
大正7年3月26日	大正7年3月26日	大正2年4月1日	(近代)	(近代)	4月16日	(明治43年)	明治43年3月	(近代、6、12月分)	明治42年11月30日	明治42年3月6日	明治40年12月1日	明治38年5月	明治38年5月1日)
校長中西熊楠(印)	那賀郡龍門尋常高等小学 校長中西熊楠(印)	帝国在郷軍人会龍門村分 会長蓬台駿太郎(印)	紀伊那賀郡龍門村北又新 堂本院北淳太郎	那賀龍門村北又新堂本院 北淳太郎	北淳太郎		発起人、世話人	西成郡難波村兵事委員 (印)	日本赤十字社総裁載仁親 王(印)、社長松方正義 (印)	帝国在郷軍人会和歌山支 部長小島米三郎(印)	大日本武徳会大阪地方委 員長高崎親章(印)	愛国婦人会大阪支部	
尋常科第一学年北喜久子	尋常科第一学年北喜久子	北淳太郎						難波村大字難波会員喜多 淳太郎	北淳太郎	北淳太郎	北淳太郎		
専用用紙	専用用紙	状	状	状	縦綴罫紙	罫紙	縦帳	横半折	専用用紙	状	状	状	横帳

IV 1 c 家族関係(近代以降)

サ-37	サ-39	サ-53	サ-50	サ-49	サ-48	ウ-134	サ-45	サ-44	サ-51	サ-43	サ-46	サ-47	ウ-112
賞状(精勤勉励)	〔副級長任命書〕	卒業証書	賞状(在学中成績優等につき)	精勤証	賞状(成績優等)	祭詞(尊祖北龍嶺大人の霊を祭る)	賞状(成績優等につき賞与)	精勤証	賞状(成績優等)	精勤証	賞状(成績優等につき賞与)	褒状(当校学術展覧会成績優等につき)	〔息子の縁談断りの書状〕
*印刷	*印刷	*印刷	*印刷	*印刷	*印刷	*大正11年か	*印刷、修身書一冊	*印刷	*印刷	*印刷	*印刷、読本一冊	*印刷、綴方・図画	
大正14年3月20日	大正14年1月10日	大正12年3月25日	大正12年3月25日	大正12年3月25日	大正12年3月25日	(大正戊午4月5日)	大正11年3月24日	大正11年3月24日	大正10年3月25日	大正10年3月25日	大正9年3月25日	大正9年3月6日	大正8年5月7日
和歌山県立粉河高等女学校(印)	和歌山県立粉河高等女学校長平松得一(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校長稲田正太郎(印)	南葵育英会(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校長稲田正太郎(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校(印)	(矢半田)安朗	那賀郡龍門尋常高等小学校校長稲田正太郎(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校校長稲田正太郎(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校校長稲田正太郎(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校校長稲田正太郎(印)	那賀郡龍門尋常高等小学校校長稲田正太郎(印)	東京市外板橋町堯光舎牧場内松下龍之助
本科第二学年北喜久子	子 本科第二学年甲組北喜久子	北喜久子	龍門尋常高等小学校尋常科卒業児童北喜久子	尋常科第六学年北喜久子	尋常科第六学年北喜久子		尋常科第五学年北喜久子	尋常科第五学年北喜久子	尋常科第四学年北喜久子	尋常科第四学年北喜久子	尋常科第三学年北喜久子	尋常科第三学年北喜久子	和歌山県那賀郡龍門村北淳太郎
専用用紙	紙	専用用紙	専用用紙	専用用紙	専用用紙	封紙包状	専用用紙	専用用紙	専用用紙	専用用紙	専用用紙	専用用紙	封筒入状

カ-37	サ-52	ク-5	サ-29	オ-15	オ-14	ツ-7	ツ-6	サ-28	キ-26	サ-27	サ-38	サ-40	サ-36
決議文(県下教職員異動は日本民主化の教育復興に逆行するや) *「和歌山県」用箋、カーボンが青インク、回答は4) 20迄和歌山市会事務局気付筒井貞三へ提出の事	〔分会副長嘱託証〕 *印刷、帝国在郷軍人会泉南郡川崎重工業泉州工場分会副長	中央協議会ニ関スル件 *速達、大政翼賛会	〔会葬者芳名録ほか北仲子葬儀関係諸書類一綴〕 *「北仲子葬儀ニ関スル支出控」「埋葬認許証」「買物帳」等	北仲刀自略暦	故北仲子葬儀執行順序 *司式者 児玉充次郎、印刷、青色用紙	〔北淳太郎葬儀写真2〕 *大型、台紙に貼付、モノクロセピア色、門前	〔北淳太郎葬儀写真1〕 *大型、台紙に貼付、モノクロセピア色、座敷	香奠帳(淳太郎葬儀時)	故北淳太郎略歴 *弔文か	買物帳(淳太郎死去時) *紫スタンプ・青インクあり、裏からも書付有	賞状(精勤勉勵) *印刷	卒業証書 *印刷	賞状(卒業成績優良) *印刷
昭和23年4月16日	昭和18年1月21日	昭和17年10月26日	昭和15年3月1日	昭和15年3月1日	昭和15年3月1日午後1時	昭和5年	昭和5年	昭和5年8月22日	昭和5年8月22日	昭和5年8月21日	昭和2年3月23日	昭和2年3月22日	昭和2年3月22日
自由新生同盟	帝国在郷軍人会総裁元帥 陸軍大将大勲位功一級載 仁親王(印)	財団法人同和奉公会和歌 山県本部長広瀬永造	北家	(北一夫)						荒見北氏	和歌山県立粉河高等女学 校(印)	和歌山県立粉河高等女学 校長平松得一(印)	和歌山県立粉河高等女学 校長平松得一(印)
(北)	正会員陸軍少尉北一夫	北一夫									本科第四学年北喜久子	北喜久子	本科第四学年北喜久子
罫紙	専用用紙	封筒入紙	横帳と綴	罫紙綴	状	写真	写真	横帳	状	横帳	専用用紙	専用用紙	専用用紙

IV 1 d 書状・その他(個人別)

カ-63	エ-379-25	エ-389-53	イ-328	カ-144-3	キ-122	サ-17	ウ-111-1	タ-2	ケ-234
[封紙]	[女子誕生を伝える書状]	[おとき殿出産祝詞・金三十円入用につき送り願書状]	[貴地へ罷越た□齋につき書状]	[在京借家并猪飼家へ入塾一件等につき書状] *これから祇園祭り等有し私が居る間に上京して	[系図写指添一紙遣旨一札] *前欠か、南大池村居住被致候□□	[年賀祝書状]	[其許樹松の件御集議結果を伝える一札] *念入伐採不申様番致させ申様仰付られ候間	賞(銀子出入取扱銀不渡し一件お取扱にて埒明済銀子受取の旨) *小太郎印なく「判」と書、元禄5年より兵四郎と銀出入有、源之丞・四郎五郎・次郎左衛門・彦太郎の4人扱	[あらみ源之丞訴訟一件のことにつき返し書状] *端裏書「元十一月江戸無門主より 北源之事返書」
*中身欠	6月13日	12月10日	10月20日	5月25日	(年号月日とあり)	正月4日	6月4日(近世か)	①元禄13年3月11日 ②辰3月23日	5月21日
奥 ^カ 利兵衛	稲葉徳助	稲葉りく	京師山崎天三	(京都鍵 ^カ 小路榎木町下ル八木宗有内)健司改山崎天三	喜多市太夫	西南院(花)	義圓(花)	④小太郎②(右の通手形取置旨)義円(花)増心(花)	無量寿院□□(花)
喜多長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	南紀阿ら見喜多長左衛門	南紀あら見喜多長左衛門	登助左衛門	喜多市太夫	喜多源之丞	①義円房	修禅院
封紙	状	状	状	状	状	状	状	状	状

d 書状・その他(個人別)

カ-157	ツ-5	キ-33
[葉書等一括] *明治15年頃の葉書7点・未記述の備忘録(明治十一年)1点	[北喜久子水墨画美術館・北家歴史古文書資料館案内書] *カラー印刷	[和歌山県教育委員会委員当選通知書] *「和歌山県」用紙、和選管第663号、封筒は後年の物
		昭和25年11月14日
		和歌山県選挙管理委員会 委員長小滝徳五郎
		北一夫
一括	リフト レット	封筒入状

エ-387-15	エ-388-1	エ-380-7	サ-5	エ-376-7-15	カ-60	エ-379-26	エ-380-8	エ-376-7-4	イ-322	エ-387-6	ア-212-14	イ-331	エ-389-34
〔畑宅地等の売買につき書状〕	〔東京見物并当地近況・帰国予定等につき書状〕	〔親死去を知らせる書状〕 * (端裏書)「金谷主税病死申来」、17日病死、追伸部分別紙	〔久兵衛夫婦養子者選びに協力依頼書状〕 * 長文、前欠、袖部大損、端裏文字有、自分は老身遠方の為見てほしい	〔腫物の具合を尋ねる書状〕	〔祇園会见物誘いほかにつき書状〕	〔牛玉お礼ほか書状〕	〔祖母十七回忌法事仕につき寸志呈上の旨書状〕	〔返書遅滞を詫び近日罷越し答る旨伝え書状〕	〔約束の史記の入手遅れ詫び書状〕	〔粉川祭礼見物不参の旨ほかにつき書状〕 * 封紙はエ387-6(III 1 e項)の封紙か	〔同人病氣にて参館できない事を詫びる書状〕 * 節齋先生一事件の後、岡本氏	〔孝之助の近況等につき書状〕 * (端裏書)「あらミ」、最真は長左衛門忠英弟の僧、別紙堺の八百屋住所書あり	〔横浜に居る旨書状〕
3月22日	3月21日午前8時出ス(近代)	正月20日	11月12日	3月18日	5月15日	4月5日	4月9日	季秋念5(25)日	5月24日	7月20日	8月4日(近代)	4月晦日	4月17日夜
香戸定助	東京神田区通り新石丁青木や(内か)幸助宅ニテ香戸定助	金谷主税	近藤宗 ² □	近藤健安(從釋山)	京都新町榎木町下ル□調敬所塾林大蔵	吉野山平木香左衛門改名池田嘉平治	寒川健輔	崖達之助	崖達之助	雅楽	花村喜多の	河州狭山池尻邑金蔵□ ⁵ (花)最真	横浜堺町式丁目(丸善内)良蔵
北長左衛門	和歌山県紀伊国那賀郡長北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	紀州寺領あら見村喜多長左衛門	紀州安楽見村北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	長左衛門	喜多長左衛門	紀州荒見邑喜多長左衛門	紀州那賀郡荒見村喜多長左衛門
状	封筒入状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	封紙包状	状	状	封紙包状	封筒入状

IV 1 d 書状・その他(個人別)

キ-125-21	キ-125-12	キ-125-41-2	キ-125-41-1	キ-125-41	ケ-68	イ-254	イ-252-1	イ-252	ケ-233	サ-21	エ-386-50	エ-378-1	エ-389-21-15
<p>【封紙上書】「喜多長左衛門様 山田善左衛門」 「天保十四卯年受取書入」</p> <p>【封紙包2通】 ↓詳細以下へ</p>	<p>〔過日お頼みの金子調達一件延引につき説明書状〕</p> <p>*キ125-41よりこれは泉州岡田浦</p>	<p>〔ご馳走お礼と川辺お頼み筋一条并結納不足銀一件につき書状〕</p>	<p>〔有井おろし一件と川辺金子一条のことにつき書状〕</p>	<p>【封紙包2通】 ↓詳細以下へ</p> <p>*〔封紙上書〕「荒見喜多長左衛門様 山田文英」 「從泉州岡田浦」、キ125-12参照</p>	<p>奉公人請状之事(音次郎)</p> <p>*仙次郎俸</p>	<p>奉公人請状之事(仙次郎俸音次郎)</p> <p>*4ケ年間</p>	<p>奉公人請状之事(音次郎)</p> <p>*10ケ年間</p>	<p>【封紙包み状2通】 ↓詳細以下へ</p> <p>*〔封紙上書〕「請状巻通 仙次郎」、1・2は無関係文書</p>	<p>〔年賦筋の件再願い書状〕</p> <p>*御用書遣し、催促</p>	<p>〔御内示の趣拝諾の旨を伝える書状〕</p> <p>*山根はケ98に名前</p>	<p>〔達生病氣回復を伝える書状〕</p>	<p>〔見合い返事行違につき書状〕</p> <p>霜月11日</p>	<p>〔をてふ様病氣見舞・旧一小区大事件の件ほかにつき書状〕</p> <p>5月23日</p>
	極月25日	極月14日(近世)	7月11日		安政5午年霜月日	安政5午年霜月	嘉永8年卯正月日		12月18日	6月16日(近代か)	4月18日	霜月11日	5月23日
	山田文英(從岡田浦)	山田文英	山田文英	(山田文英)	本人音次郎、紀州粉川組中之才受人安兵衛、安菜見加判人喜多淳介	本人音次郎、中ノ才受人安兵衛、加判人喜多淳介	本人親仙次郎(印)、請人中ノ才安兵衛(印)、(安良見村引請人茂兵衛(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)		山田左近(わか山より)	山根光友	三井銀行伏山敏文	黒江村清兵衛	荒見村香戸定助
	荒見喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門		英 泉州信達庄岡田浦山田文	山田文英	民三郎		あらミニ而喜多長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	門 那賀郡役所ニテ北長左衛
	封紙包状	状	状		状	状	状		封紙包状	状	封筒入状	状	封筒入状

エ-379-15	キ-109	エ-376-4-3	エ-376-4-2	エ-387-12	エ-376-7-6	イ-333	エ-390-24	イ-323	ア-32-10	サ-11	キ-125-22	キ-125-21-2	キ-125-21-1
〔年賀書状〕	〔鵬庵の出奔を知らせる書状〕	〔病氣説明と示談のこと・返書出す旨につき書状〕 *今多聞院様迄返事差上置度・其上親心寺まで返事仕置…返書は私より差出度旨	〔当地八幡宮新馬場出来駟馬大寄開催の案内書状〕 *来15日	〔和歌山鳥井茂一郎麻生津辺へ縁談開合来につき頼み書状〕	〔当季は帰宿しない旨并歳末嘉儀はかにつき書状〕	〔病氣見舞いのお礼伝言書状〕	〔内藤有慶就職幹旋願書状〕	〔新春挨拶書状〕	〔交観会案内書簡〕 *粉川すし辰にて	〔歳末祝儀金請取お礼状〕 *南嶽老封	〔約束の金子お差越し依頼書状〕	〔年賀書状〕	覚(金子受取) *1両
*エ37914と同じ手													
酉1月28日	2月29日	6月8日	(寒冷日増)	2月22日	12月24日	12月26日	10月28日	正月2日	(近代)6月30日	辰ノ極月28日	12月14日	正月15日	卯12月27日
正智院執事	森田老	城主膳	城主膳	松山管吾	松井静一	小野良助(従平山)	勝浦鞆雄	従江戸山辺健司	児玉仲児、千田軍之助 (中山村より)	児玉恭安(中山より)	山田善左衛門	山田善左衛門	山田善左衛門(印)
北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門、同淳介	あら見喜多長左衛門	荒見村北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	北長左衛門/北君	荒見喜多長左衛門	あら見北長左衛門	あらミ喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
状	状	状	状	封筒入状	状	封紙包状	封筒入紙	封紙包状	状	封紙包状	状	状	状

カ-121-6	エ-380-4	エ-390-11	ウ-9-2	サ-13	カ-145-21	エ-387-11	コ-144	キ-110	カ-64	ケ-248	エ-379-24	ウ-5-3	エ-379-14
〔黒江村一条の件貴志三郎兵衛よりお断りの返事有を伝える書状〕	〔俣彦三郎訪問予定并妹縁付等を伝える書状〕	〔封筒〕 *中身欠	〔約定の迎人足大雪にて日延につき書状〕	〔滞留中のお礼書状〕	〔伺うので都合良い日問合せ書状〕 *5日・6日の内	〔荷物送りにつき添状〕 *歌あり、返歌がVI2項の387-10か	〔結納品送り并媒人の件等につき書簡〕 *媒人猪飼先生の積り	〔年賀書状〕	〔年賀一札〕 *(端裏書)「荒見」、一部変色	〔御光来と御祝儀お礼書状〕	〔挨拶延引詫び状〕	〔年始祝詞并年玉お礼書状〕 *年玉Ⅱ氷豆腐	追加(年貢納めにつき) *エ379-15の追伸か
11月6日	3月19日		蠟月21日	5月20日	3月3日		9月11日	正月5日	正月5日	5月10日	4月30日	正月12日	
彦助	尾谷所左衛門	田中徳五郎	中岡源左衛門(自河州狄山)	倉田俊輔行(花)	曾和直之進(ふけだより)	船曳□□(破損)	船曳紋六	船曳紋吉尚約(花)	船曳紋吉(花)	西口新兵衛	正平	正智院納所	(正智院執事か)
長左衛門	喜多長左衛門	北長左衛門	紀州あらみ村喜多長左衛門	喜多長左衛門	荒見村北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	
状	封紙包状	封筒	封紙包状	状	封紙包状	状	状	横折状	状	封筒入状	状	封紙包状	状

エ-390-34	ケ-245	エ-386-1	ウ-111-4	ウ-111	エ-376-6-6	カ-121-7	カ-96	サ-12	サ-14	エ-390-48-3	エ-390-38	エ-390-17	エ-347
〔榊依頼の縁談につき今日御入来願ひ書状〕 *田端妹	〔書面委曲承知并証文仕替の年号の事につき書状〕 *一部変色、享保12未極月16日と有之候間	〔暑中見舞書状〕	〔ハガキのお礼并三十巻銘ご入宿お礼書状〕	【封筒入一括4点】↓詳細以下へ *(封筒上書)「那賀郡御役所ニテ 北長左衛門様 川内屋又六拜」(印…大黒橋川又)五月九日	〔魚恵贈お礼并咽喉風邪の治療法につき書状〕	〔当塾先生立腹塾中一統退去お申付一件につき今日おいで願ひ書状〕	〔奉公より帰宅の徳藏今後の身の振方につき願書状〕 *淳亮も浪華御遊学中、切畑の林か	〔浪花斎藤方栄塾在・西洋医学勉強等のことにつき書状〕 *旧臘の御婚禮	〔年賀并婚禮御祝儀送り書状〕	〔漢学読書人紹介願ひ書状案〕 *訂正あり、田端氏が雇入度旨	〔持山に松木のない旨回答一札〕 *全て朱筆	〔内ノ畑妹死去につき葬送出席の用意と次第を伝える書状〕	〔封筒〕
6月16日	霜月18日	8月3日	5月9日	9月14日	3月12日	1月30日 ^カ	3月10日	3月3日	4月24日	9月27日	8月27日	未7月27日	
長左衛門	森敬 ²⁾	和歌山第四十三国立銀行 愛宕直三郎、後藤栄蔵	又六	林周蔵	堀主英、林□蔵、松浦文達	林周郎	良泰	林良泰	北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	福田屋喜兵衛	
文朗	長左衛門	那賀郡長北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	阿ら見北長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	倉田先生	名草郡山口北野村平田仙之丞	荒見村北長左衛門宿元中	あら見北長左衛門	
罫紙	状	封筒入状	状	状	状	封紙包状	状	状	状	封筒入紙	封筒入状	封筒	

IV 1 d 書状・その他(個人別)

エ-376 -6-5	エ-376 -5-17	エ-376 -5-10	エ-376 -1-2	エ-376 -1-4	エ-376 -1-3	エ-376 -1-1	ウ- 111-3	ア- 32-8	エ- 380-6	エ-46	イ- 327	イ- 326	ウ-43
〔周平病状を伝える書状〕	〔ご入来日時を尋ねる書状〕	〔御来駕を願う書状〕 *〔奥上書〕「目貫屋ニ於て喜多淳介様 西修吉」	〔頼み事につき書状〕	〔法事案内書状〕 *明日徳貞院一周忌	〔親共役免ぜられし事并地土筋に付急お願につき御出を願う書状〕	〔年賀書状〕	〔過月のおいでと品物お礼并奈良晒足袋贈りにつき書状〕 *〔封紙上書〕「南紀あらミ喜多淳助様 河内屋又六」〔自浪華〕	〔再婚を知らせる書簡〕 *船曳紋吉娘お竹様妹	〔品物御恵投への礼書状〕	〔御恵贈品お礼書状〕	〔男児誕生祝礼状〕	〔恵贈品お礼書状〕 *焼鮎	〔おなをの件につき善十郎様へ示談を願う書状〕 *下書か
3月20日9ツ昼過	卯20	卯月念日(20日)	6月28 ² 日	6月2日	2月29日	正月6日	師走13日	4月念六日	閏6月13日			9月3日	11月19日
同長左衛門(観心寺より)	船曳修吉	西修吉	木村善十郎	善十郎	善十郎	木村清兵衛(花)	又六	西修吉(京都より)	喜多右京	今井随庵	今井随庵	随庵	喜多長左衛門
喜多淳介	喜多淳介	喜多淳介	喜多長左衛門、同淳輔	淳介	淳介	喜多長左衛門、同淳輔	喜多淳助	喜多淳介	茂田十右衛門	喜多右京	喜多右京	右京	大蓮寺
状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状

キ-95	エ-397	エ-389 -21-21	エ-376 -5-8	ウ-66	エ-376 -5-4	ケ-66	エ-390-30	ア-219-6	ア-184	カ-123 -6-1	カ-123-6	カ-94	エ-378-8
〔柑類お贈りへのお礼書状〕	〔偏入学を伝える葉書〕 *〔付紙〕「葉書回送依頼状」和歌山郵便局↓麻生津北浦郵便局中(下紙)北淳太郎者和歌山県那賀郡荒見村へ帰ル内田氏書状(カ)	〔稲葉氏一件・藤田氏の件の様子を尋ねる書状〕 *至急	〔自分の病状説明回復に向う旨并眼科診察を乞う書状〕	〔絵葉書〕「嶋古丹市街之景(磯合風景)」 *当時の町風景写真、北海道補欠選挙応援のため各所で演説会開催の旨	〔金三円落手拝借・京州近況ほかにつき書状〕 *此節大分穩に成が辻斬など有り四条通も夜中は往来無	〔令嬢様方ご来坂お礼并皆様ご来坂を乞う書状〕	〔お礼并楠見君宿泊時の事等につき書状〕	〔信夫見舞いほか消息書状〕	〔品物お礼并ご来坂を望む書状〕	〔年賀品お礼書状〕 *金百疋・名産凍(豆)腐巻箱	【封筒入状3点】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「紀州喜多淳助様 京師岡田六蔵」、1・2・3は無関係文書	〔年賀・年玉品お礼書状〕	〔黒江の方縁談の件并名附進物礼書状〕 *エ37811(前の長左衛門宛にあり)に關係有
(消印)14・6・19	9月9日朝	9月14日	10月12日	6月20日(消印…7・6・21)	4月13日朝認	8月12日(近代)	10月13日朝		10月27日	正月25日		正月25日	極月6日
義乘 海草郡雜賀崎村田野静木	大阪舟越町二丁目天野皎氏北川議録	杉ノ馬場原田阿庸三郎	長左衛門	(絵葉書発行者)今西商店、(葉書送付者)北海道にて児玉亮太郎	山田貫一	猪木邦介	猪木邦介	猪木邦介	猪木新介	岡田六蔵		こう野木太一郎	山田文呉(従岡田)
那賀郡龍門村荒見北淳太郎	和歌山区小野町三丁目浜側寄留北淳太郎	那賀郡荒見村北淳太郎	淳太郎	(葉書あて先)和歌山県那賀郡龍門村北淳太郎	九阜喜多大叔父	九阜先生	九阜先生	北九阜先生	九阜北先生			喜多淳介	喜多淳助
封筒入状	葉書	封筒入状	状	葉書	状	状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	状		状	封紙包状

ア-179	エ-389 -21-8	ケ-61	ア-215	エ-386-46	エ-389-11	エ-378-12	イ-332-5	エ-386-6	エ-392	エ-389 -21-3	ケ-205	コ-247	ケ-210
〔御母公様おいで願并品物お礼書状〕	〔縁談承知を頼む書状〕	〔中元送り并大学・中庸等書籍拝借願う書状〕 *二枚で一通、郷学校開館	〔国公病状・拙者学校退職等につき書状〕 *国公昨10月以来大患	〔又郎への指導を頼む書状〕 *〔封筒上書〕「北大叔父 不省娘山田貫一妻」〔六月四日夜認 母持参〕	〔竹中先生の高書御恵送への礼状〕 *旬日 10日間	〔まず荒約諾の旨書状〕 *下部虫損	〔年玉氷腐ご恵贈の礼状〕	〔鹿菓進呈につき書状〕	〔都合つく時期知らせ葉書〕	〔金子受納のお礼并金子無心につき書状〕	〔泉州へ老人見舞・内畑よりの報知間違いの旨と法帖二冊借り送の旨書状〕*封筒上書に法帖式添と有、「第三大区四五六小区」用箋	〔本代請求はがき〕 *全て朱筆	〔両親参堂の節叔母様同道を願う書状〕
9月12日		(堺県の頃・夏)	19日	6月4日	6月旬日		3月10日	3月28日	1月15日	5月18日	5月6日(近代)	5月30日	5月16日 ⁽²⁾
淳蔵	山田内	山田貫一	山田貫一	愚姪山田貫一妻	桜井(印)	健之 ^(三六)	岡田六蔵	芦川	泉州信達大谷市十郎	いなばりく	北長左衛門	助 和歌山本町二丁目平井文	丸栖村山田文郎
先生公	北	北大人	北大伯父	北大叔父	北御尊人	喜多	喜多	北	南紀岩出村大宮神主様宅 二而喜多御氏	北御主人	北淳太郎	那賀郡荒見村北淳太郎	荒見北淳太郎
状	状	状	状	封筒入状	状	状	状	封筒入状	葉書	封筒入状	封筒入紙 封筒	葉書	状

ケ-246	ア-212-7-1	ア-212-13	エ-378-3	ケ-36	エ-389-21-13	エ-379-6	エ-389-51	エ-379-9	エ-354	サ-16	ウ-96-2	エ-389-47	ア-32-9
〔野宅借替につき引受人を頼む書状〕	〔年賀并年賀品送り書状〕	〔雨天続きにて俣がまだ伺えない旨を謝す書状〕 *21日に厄介になるはずが	〔お祠申上并御光来を願う書状〕	〔大阪へ引越の経過と近況を伝える書状〕	〔金銭借用を願う書状〕	〔豚送り状〕	〔諸鳥打減御免許并紀ノ川大橋普請処 ^ち 後除等につき書状〕	〔高札納め・小間利送籍一件につき書状〕	〔日光山東照宮仏事の事等につき書状〕	〔先日使いに渡した舟急ぎお返し願書状〕 *善四郎より毎々催促	〔逗留・老僧厄介お礼書状〕	〔先達て御話し的一件で泉州へ参る旨につき尋ね書状〕	〔息子秀伯の塾脱走をあやまる書簡〕 *再塾お願
9月8日	正月5日	3月22日	3月9日	8月18日			8月2日夕	26日(近代)	5月24日	12月31日 ^(ち)	4月8日	12月3日	4月2日早天
林仙齡	木村淳蔵(花)	木村	又六	保休	同淳	湯浅屋	湯浅	湯浅	渡辺浅一 ^(ち)	忠太夫	中蔵院	西大助(従荒見)	仁庵
喜多大人	喜先生公	喜多先生	喜多御伯父	喜多御氏	北大人	北	北	北尊君	北	喜多御氏	喜多御氏	岩出大宮様ニ而北大君	喜多老国手
状	状	状	封紙包状	状	罫紙	状	状	状	状	状	封筒入状	封筒入紙	状

IV 1 d 書状・その他(個人別)

エ-378-11	エ-378-2	エ-378-9	エ-378-5	エ-378-13	エ-378-7	エ-378-14	エ-124	ア-186-4	カ-123-7	エ-120	エ-389-21-22	エ-389-33	エ-389-21-1
〔北島の方の件・迎えにつき問う書状〕 *文英様は…	〔病気回復・お出にお礼書状〕 *〔封紙上書〕〔紀州荒見村喜多長左衛門様 同直より〕〔四月朔日 より大坂〕	〔近況・衣類依頼等書状〕	〔ほうき二本いただきたい旨書状〕	〔おなを縁談につき書状〕 *下部水損・虫損	〔手紙・進物の礼書状〕	〔進物お礼・長崎泉屋万治郎夫婦旅宿等の旨を伝える書状〕 *〔封紙上書〕〔高野領荒見村之内喜多長左衛門様 若山より内田龍助〕、尚々書別紙	誕生祝儀覚	〔長逗留お礼并安楽川で弓術砲術稽古逗留時お会いしたき旨書状〕 *前欠、15日若山表出立	〔農夫吉病気経過并看病を願う書状〕	〔弟中等お取り計らい願ひ〕 *弟十郎中学校か自修学校へ	〔封筒〕	〔山田文朗子病気につき見舞遣しを頼む書状〕 *丸栖村山田	〔酒一献差上度おいでを願う書状〕
	3月29日	2月19日	3月晦日			10月19日	(近世か)	10月11日	(近代)	(近代)		24日	8月12日
直	直	直	しう	いそ	いそ	磯	(名金蔵ト改)	早川八介		同農夫	郡役所同長左衛門	長左衛門	鷺田
御姉	御母	御母	御おば	おせい	おせい	おせい		喜多順蔵		北大人	北農夫吉 船戸三木梅太郎殿裏二面	農夫吉	北大君
状	封紙包状	状	状	状	状	封紙包状	横帳	状	罫紙	状	封筒	罫紙	封筒入紙

ア-32-4	エ-405	エ-389-21-10	ア-220-1	カ-8	キ-159	エ-376-5-7	カ-95	イ-332-4	ア-71-18	ケ-184	エ-389-21-2	エ-376-4-1	エ-378-10
〔川上筋北長左衛門へも聞合せ至急返事をもらってほしい旨頼み書状〕	〔過日依頼の件早々お遣し願書〕 *本文抹消	〔急な相談事につき帰宅を願う書状〕 *〔封紙上書〕「高塚村ニテ別院□弟様 別院宅より」 「第六月廿六日」	〔過日ご馳走預等のお礼書状下書〕	〔家族 <small>(カ)</small> の身の振り方につき書状〕 *カ-7の後半か	〔消息を尋ねる書状〕 *上部端墨シミあり	〔千枚漬礼并梅本氏伝言を伝える書状〕	〔中尾町亭主病快癒の事ほかにつき書状〕	〔新春挨拶・返金の件ほかにつき書状〕	〔娘初節句祝儀帳〕 *表紙なし、一部破損	祝儀控 *何の祝儀か不明	〔縁談の断りを願う書状〕 *麻生津村よりの縁談	〔縁談をすすめる書状〕 *喜多娘への縁談か、名手出身岸和田紺屋31歳男	〔お祝受取礼書状〕
8月7日	7月1日	6月26日	(薄暑の節)	3月10日	3月5日	立春後日	(1月)22日	旧正月3日		申9月7日	10月12日	9月25日	けふ
柳瀬権右衛門	北新伝方町林惣助			山口七兵衛(花)		二郎	中谷□達	小野駒五郎		世話人	同そう	けい	けい
大連寺	那賀郡荒見村小林楠次郎					辻大君閣下	奥八郎	惣右衛門			北父上(岩出舟戸二而)	御母殿	御母
状	葉書	封筒入状	状	状	状	状	状	状	横帳	横帳	封筒入状	状	状

IV 1 d 書状・その他(個人別)

エ-276	ア-212-7-2	ア-212-7-3	ア-212-7	サ-15	コ-63	ケ-236-19	カ-7	エ-389-28	エ-389-25	ア-71-17	エ-385	イ-332-1	カ-6
記(葬式につき)	別啓(御館中様方へ宜敷)	〔お礼并若府表寒気帳附の事につき一札〕	【こよりにて束ね一括3通】↓詳細以下へ	〔喜多君古稀の祝辞〕	抱瘡見舞請覚帳 虎次郎・おなを	覚(兩人分手寄給他渡し米につき)	〔初午時のお礼并他国への儀奉公人成事などにつき書状〕 *後欠、変色劣化・破損、この後半はカ8か	〔丸栖村山田氏と内田娘縁談不整の旨書状〕	〔追啓書〕	祝儀帳 *何の祝儀か不明	二白(森田勝蔵よりの手紙写后便で返却願旨)	〔中元御祝添拝受礼状〕 *下書か	〔昨日お出のお礼書状〕 *変色劣化
(近代)				(近代か)		(近世)				(近世)		月日	10月13日
													下村伝右衛門 ^カ
横折状	状	状		状	横帳	状	状	状	状	横帳	状	状	状

ア-373	ケ-185	ケ-81-6	カ-144-2	エ-390-46	エ-389-58-10	エ-378-6	エ-376-7-2	ウ-121	ウ-3-16	ア-194-6	ア-194-5	ク-12	エ-389-36
【袋入17点】↓詳細以下へ * (袋上書)「献立」、破損	〔衣類道具書上〕	〔大坂・堺送り方と住所書付〕 *大坂屋源蔵方又ハ堺目口東八百屋源兵衛、年貢関係か	〔下和佐伊右衛門 <small>（か）</small> ほか七人住所覚書〕	〔堀田恒夫住所等書付〕	下紙(道具持帰りにつき・源太郎の件言上) *本紙欠で詳細不明	〔返事を求める書状〕	〔小紋・袴・羽織等衣類書上〕 *他に脇指・紙入も有	〔発起人名書付〕 *2組の名あり、北長左衛門名あり	俗姓送り一札之事(雛型) *同家引越	〔京都の住所覚書〕 *船曳紋吉住所も有	〔枚方・京都など住所覚書〕 *美濃屋平八・近江屋長右衛門ほか	四月七日観桜会招待人覚 *十郎・素一郎・喜久子・淳子の名有	〔備忘録〕 *会議集会・受米俵数と金額・反物値段他
			(近世か)		(近世か)							(近代)	
						9月11日	いづみや伝兵衛 <small>(より大坂)</small>						
						山田文英			中 泉州日根郡岡田浦御役人				
	横 綴	状	状	状	下 紙	状	状	状	状	状	状	罫 紙	横半帳

IV 1 d 書状・その他(個人別)

ア- 373-14	ア- 373-13	ア- 373-12	ア- 373-11	ア- 373-10	ア- 373-9	ア- 373-8	ア- 373-7	ア- 373-6	ア- 373-5	ア- 373-4	ア- 373-3	ア- 373-2	ア- 373-1
聳入献立	廿六日聳入座布献立	舅入(献立)	献立 *上部変色あり	[献立]	田中紋二泉州江引越 舅人物人数	廿七日夜 舅酒献立 *人数60人	[献立]	[献立]	献立	曾和氏献立	[献立]	廿七日昼後女座布 献立 *人数55人	[料理方法書きとめ]
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

ア-373-17	ア-373-16	ア-373-15
〔献立〕	〔鶏卵素麵ほか料理法書付帳〕	秘事万控書(料理方法につき)
*3丁		
		野呂隆信
横帳	横帳	横帳

e 北家と寺

ア-23-4	キ-1-3-9	イ-335	タ-39	ア-246	ア-23-8	イ-285-3	ウ-14	エ-388-9
〔吉宗朱印状写(安堵につき)〕 *山城国乙訓郡石見上里兩村内百六石・境内竹木諸役等免除、誠光寺関連	〔愚中大通禪師名前書〕 *〔当寺中興愚中大通禪師〕とのみ有	〔愚中庵拝借依頼書状〕	愚中大通禪師伝 *朱筆・変色あり	覚(住職仰付られ引き受証文)	指入申一札(寺留主居引き受につき) *堯識房嵯峨へ引越ニ付	譲り渡シ申田地之事 *東荒見坂口	□□(欠損)田地之事(善通寺修理為寄進証文) *虫損・変色劣化あり、附に彦左衛門預り3所の内とあり、ウ15に關連か	覚(北家墓寺之善通寺来歴) *明德心永頃愚中大通禪師住居
享保3年7月11日		3月12日	宝曆9卯歳夷則穀旦(写)	享保18癸丑年11月1日	享保2酉年3月14日	宝永7年寅ノ2月21日	宝永4年丁亥極月15日	寅4月25日
(吉宗)		宝亀院	濃州盛徳禪師沙門師蛮撰(現住善通麗松模写(印))	善通寺義鳳円理(花)、証人神宮寺(印)	知雲(印)、新平兵衛(奥書)堯識心全(印)	譲り主西兵四郎(印)、同新源右衛門(印)	西兵四郎、新源右衛門	安良見村喜多源之丞(印)
		北長左衛門		寺本喜多長左衛門	喜多長左衛門、堯識房(奥書宛所)喜多長左衛門	持主堯識房	善通寺、喜多長左衛門	
状	状	封筒入状	竖帳	状	状	状	状	状

f 自由民権運動

エ-386-40	エ-389-57	コ-119	ケ-90	ケ-88	エ-386-34	エ-386-31	エ-350-3	エ-391-2	ケ-91	エ-390-3	エ-390-44	エ-211
〔懇親会不参書状〕	〔懇親会不参通知書状〕	木国同友会仮規則 *同物12枚重折、印刷	木国同友会仮規則(下書か) *手書、訂正あり	木国同友会仮規則 *同物10点重折、印刷	〔封筒〕 *鈴木寛兵衛ニ托ス、エ386-31の封筒か	〔木国同友会員募集尽力感謝・同会各郡区委員選挙等につき書状〕 *エ386-34はこの封筒か	申述(ご依頼の木国同友会入社人につき)	〔新聞株主周旋お礼・木国同友会入会証用紙送書状〕 *同友会入会証用紙添	請開設国会議(写)	〔国会開設建言への連署押印願い書状〕	〔国会開設嘆願書〕 *印刷	〔国会開設請求文〕 *印刷、同文2点
15年4月8日	3月31日		(近代)	(近代)	12月9日	12月9日	10月12日	14年1月25日	(近代)	2月11日朝	明治13年2月	明治13年2月
作之丞(印)	近藤美				中西光三郎	中西光三郎	中勝助(印)	中西光三郎		児玉仲児	等 和歌山県下有志者総代某	和歌山県下有志者総代某
北大兄	北老台 那賀役所長北長左衛門				北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	門 那賀郡役所ニテ北長左衛		北長左衛門、前野善太郎	(三条太政大臣)	
状	封筒入状	状	状	状	封筒	状	罫紙	封筒入状	状	状	状	状重折

エ-390-43	エ-376-5-1	エ-376-5-5	ア-52	エ-210	エ-209	ア-51	ケ-89	エ-390-48-13	エ-390-14	エ-389-59	エ-386-53	エ-390-8	エ-390-48-4
証(和歌山戦死者紀念碑建設寄附受取)	[記念碑につき中西よりの書状差上る旨書状] *エ376-5-5に關連	[記念碑建立委員よりの広告添依頼書二通順送の旨書状]	[和歌山記念碑建立の件につき別紙広告送る旨書簡] *(端裏書)「中西君」	[県内四役戦死者記念碑建立につき寄附広告] *印刷、同文3点	[県内人士四役戦死者記念碑有志者にて建立につき広告] *酸性劣化、印刷物、佐賀・台湾・熊本・鹿児島 <small>の4役</small>	[神風講社役員撰挙の件につき書簡] *ご承諾願	第一期和歌山懇親会々集人名 *印刷、48・9×34・4cm、酸性劣化、北長左衛門の名有	[懇親会開設につき御來会願状] *来4/3根來寺にて	[懇親会券の売捌き方につき書状] *「和歌山新聞 奎文社」原稿用紙	[懇親会礼并郡書記辻村につき書状] *(封筒上書)「那賀郡高塚村寄留北長左衛門様 小上篤郎内」「和歌山区北中間町篤郎内小上日穆」、長文	[懇親会入会者無く紙刺・入会券返却書状]	[懇親会切符売捌周旋の状況伝え書状]	[懇親会入会券売捌状況につき和歌山下村君外三人よりの通知送り書状]
明治12年9月25日	9月10日	12年7月25日(明治か)	(近代)7月12日	明治12年7月	明治12年2月20日	(明治)12年12月23日	(近代)			(4月)22日夜9時	4月8日	4月6日	4月6日
(印)各地戦死者紀念碑寄附金受取所印)	児玉仲児	中西光三郎	委員總代林英吉、長屋喜弥太	記念碑建立委員	和歌山区七番町老番地神山郡廉	中西光三郎	北長左衛門	北長左衛門		花洲生 <small>(カ)</small>	辻田彦左衛門	辻田彦左衛門	新之助
北長左衛門	北	北	津村(印)、山田、児玉、北長左衛門、林田重兵衛	児玉仲児、山田万三郎、北長左衛門、林田重兵衛		北長左衛門		松山管吾	楠見	北尊公	北長左衛門	北長左衛門	北
専用紙	状	状	状	状重折	縦	状	状	状	原稿用紙	封筒入状	状	封筒入状	状

2 家経営

a 土地・高関係

キ-27 -2-5	口上(自分林内の木売り渡し旨写)		寅9月3日	喜多源之丞	西禅院様御代官	状
キ-27 -2-4	〔登山の旨再差紙〕		8月24日	(花)、西禅院後見	喜多源之丞	状
キ-27 -2-3	〔用事につき差紙〕 *端裏書「此状之時右おこり相乱為窺同三日ニ半書右ニ遣申候」、両日の内登山すべき旨		寅8月朔日	(花)、西禅院後見	□見村喜多源之丞	状
キ-27 -2-2	〔私所持田畠屋敷地の旨一札下書〕 *端裏書「御下書ノ写御佗言申上判形不得候」		丑11月26日	(喜多か)		状
キ-27 -2-1	〔尋ね事有につき差紙〕 *端裏書「是ハ用事ニ付山ニ家々も内々記□□」		霜月25日	西禅院代官	喜多源之丞	状
キ-27 27-2	【状5通継ぎ】 ↓詳細以下へ *袖部から奥へ11~5の番号を付す					
キ-27 27-1	〔包紙包み一括〕 ↓詳細以下へ *端裏書「西禅院ト山出入ノ書物」 乍恐奉願口上覚(喜多山林へ西禅院かまひ無き旨証文作成願い高野山在番へ仰付願) *写か、(端裏書)「飛騨守様へ差上候次加、地頭西禅院より横道成儀共被仰掛他		未6月	紀州安良見村喜多長左衛門	寺社奉行所役人中	状
キ-55	〔安楽見村元高并新開出入等につき古証文写〕 *川原嶋作出入・長田庄喜多山田出入・新田関係等 今度西禅院様より御願書御上ケ被成候付乍恐返答書(新開地は太郎三垣内ではなく喜多家付山内である旨) *端裏書「本証書下書」		元禄12年卯10月29日	喜多源之丞	年預代	状
オ-2	〔三藏院様知行下田畠売り一件につき一札〕 *カ26と同		承応3年2月27日	(喜多) 喜多長左衛門、わひこと人喜介、久右衛門、九郎兵衛	三藏院	横半帳
ウ-28-3	〔三藏院様知行下地父取売曲事一件詫証文写〕 *虫損、(端裏書)「御多分様ニも一通有之候」		承応3年2月27日	喜多長左衛門、わひこと人喜介、同久右衛門、同九郎兵衛	三藏院	状

キ-62	キ-27 -3-12	キ-27 -3-11	キ-27 -3-10	キ-27 -3-9	キ-27 -3-8	キ-27 -3-7	キ-27 -3-6	キ-27 -3-5	キ-27 -3-4	キ-27 -3-3	キ-27 -3-2	キ-27 -3-1	キ-27-3
一札(安良見杉原両村土手外御自院様新田普請仕につき) *虫損	旨差紙 〔入作の事につきお尋ね有り水帳持参にて来る二日登山すべき旨差紙〕	〔再三の太郎左垣内上ノ山領有尋ね書状へ返答無につき書付登すべき旨伝え書状〕 *2/28・3月末方に出したが返事無為	覚(田畑広さ高につき書上写) *端裏書「高野書上ケ申候写 半十郎ニ渡ス 但半十郎にも一通遣ス」、小字名する原・嶋田・屋敷ノ上畑	西禅院より高之儀尋ニ付書上ケ申候写 覚 *小字名する原・嶋田	〔所持田畑注文書を詳細に書直し登すべき旨一札〕 *受取文に鹿々しい部分有為、八朔に登す旨	〔喜多家所持の当院領分田畑山林につき字名と米高大高書付登すべき旨院主よりの仰せ伝え一札〕	口上(太良左垣内上ノ山内林は喜多家所持米旨写) *この春三度手紙頂たが舅姑兩人煩で返事出せず	有尋ね書状 〔先の再尋書状への返事無きにつき再々度太郎左垣内上ノ山領有尋ね書状〕 *去2/28に申下したのにその後一円返事無	口上(自分内林新開納所は正智院の旨写) *(奥裏書)「此通西禅院へ書上ケ候下書正ニ」	〔太良左垣内上ノ山は誰領分か再尋ね書状〕 *先に受取の口上書(キ27-3-4のことか)にはこの旨書付無に付	口上(太良左垣内とその近辺山・新開地等につき)	〔太良左垣内内新田につき尋ねたき旨有り差紙〕	〔状12通継ぎ〕↓詳細以下へ *袖部から奥へ并下から上へ11~12の番号を付す
日	元禄15壬午年極月11	無神月晦日	5月4日	亥ノ7月27日	亥ノ7月18日	亥ノ7月19日	亥ノ6月12日	亥ノ3月28日	2月23日	亥2月28日	亥ノ正月29日	亥ノ正月27日	
門、源之丞	彦九郎、兵四郎、角左衛	西禅院後見(花)	西禅院代官(花)	喜多源之丞	喜多源之丞	西禅院代官(花)	喜多源之丞忠□(花)	西禅院代官	喜多長左衛門	西禅院納所(花)	(喜多)	西禅院納所(花)	
高野山一心院、谷阿弥陀院	安良見村源之丞	あらミ村源之丞	西禅院後見	西禅院後見	喜多源之丞	安良見村喜多源之丞	西禅院様後見	あらミ源之丞		喜多源之丞		安良見村源之丞	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	

ケ-80	エ-388-4	ウ-103-3	ウ-103-2	ウ-103-7	ウ-103-8	ウ-103-5	ウ-103-6	ウ-103	カ-40	ウ-4-9	カ-88	ア-225-6	ア-244
口上(内林に高の有無お尋ねにつき返答) *指上候下書	口上(内林に高の有無お尋ねにつき返答) *下書	一札之事(喜多林での盗取過料ご容赦につき詫)	一札之事(喜多林で下刈盗取の過料お延しにつき詫)	一札(喜多林で柴盗刈の過料お指延につき詫) *更に山盗人見付引渡したら過料は免除	一札(喜多山で俵が柴盗刈した過料ご容赦につき詫)	一札(喜多林で松木盗伐の過料ご免につき詫) *虫損	一札(喜多山で薪盗刈につき詫)	【封紙包み一括8点】↓詳細以下へ *(封紙上書)「山盗人書付入」	一札(地替につき新規竹木植禁止や毎年の枝打の旨) *虫損	一札之事(屋敷地替証)	定之事(新田につき仲間連判) * (端裏書)「□□□□新田之書付」、劣化大フケ・変色・破損大抜注意、前半部分真中大部分欠	請状之事(預り作仕につき) *少損、未了子で6年切	請状(安良見杉原両村にて新田普請につき) *阿弥陀院新田開白、土手外之場所
宝暦6年子ノ3月	日 (宝暦6年)子ノ3月	日 宝暦3年酉ノ2月晦	延享3年卯7月19日	日 寛保元年酉ノ8月22	享保19年寅ノ12月日	日 享保18年丑ノ4月朔	享保17年子正月日		享保15年11月日	享保7寅年3月日	正徳6年丙申正月日	日 正徳5未ノ年2月25	日 元禄15壬午年極月11
喜多長左衛門、新才之進	喜多長左衛門、新才之進	東平兵衛(印)	長六(印)、楠(拇)	吉助(印)	新田源兵衛(印)	喜兵衛(印)、三之助(花)	清兵衛(印)、勘七(花)、三十郎(印)		忠次郎(印)	次郎四郎(印)	安良見杉原九郎(印)、兵四郎(印)、源右衛門(印)、長左衛門(印)、新田源兵衛(印)、加左衛門(印)、角助(印)、角左衛門(印)	作人政右衛門(花)、証人武左衛門(印)	彦九郎、小十郎、兵四郎、角左衛門、源之丞
御奉行東光院	御奉行東光院	喜多左重郎	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門		喜多長左衛門	喜多長左衛門		喜多長左衛門	高野山一心院谷阿弥陀院
状	封紙包状	状	状	状	状	状	状		封紙包状	状	状	状	封紙包状

ケ-181	ケ-173	ウ-27-4	ク-2	カ-117	エ-376-2-5	カ-73-8	エ-376-2-4	エ-376-2-2	カ-73-7	ウ-103-4	ア-225-9	ウ-103-1	ア-235-1
①〔北長左衛門山林新開につき地価地租御減少願ひ〕 *後半は野紙	定(山林売払い入札に關し) *長文、略図有、(端裏書)「ホノケ谷新田原柴山入札定書」、包紙は元別文書封紙か	替地为取替証文之事(田地) *田地2枚	島畝高帳(内題…字島田御高番附地側覽) *この土地々々の水掛に付ての書付最後に有、冊子作成にあたり処々に押印有	乍恐奉願上口書(お召上げ免許地お下げ願ひ) *去文化年間祖父代ニ私家持御免許山内宮ノ東ニ有之所昨寅年五郎右衛門と出入の御御召上	乍恐奉願上口書(お召上げ免許地お下げ願ひ) *祖父代嘉藏へ譲り親長左衛門讓戻たが嘉藏跡五郎右衛門と出入・去寅6月お召上村方預山	乍恐奉願上口書(召上村役人預の喜多持山元通り長左衛門へ御下願) *喜多持御免許山の内宮之東の山去寅年五郎右衛門と出入御裁許時召上村役人預	〔お取上の御免許山お下置願文案〕 *袖端部破損扱注意、昨丑年五郎右衛門と出入時お取上お叱り蒙	乍恐奉歎願口上賞(お召上の御免許山これまで通り下置願写) *去寅年五郎右衛門と出入の裁許時召上られお叱り蒙	奉指上御預り一札之事(召上の長左衛門御免許地内山一ヶ所村役人へお預につき) *(封紙上書)「沢与争論奥山田之山被召上村役人江御預ケ被成則御預り一札指上候写」	差入申一札之事(喜多山での下刈盗み詫)	十年切二預り申蜜柑畑之事 *当己、寅迄10年	一札(喜多山で松木盗切の過料ご免につき詫) *村定で銀1枚の処	一札(御所持堀上堤荒所に無空御差置下さる請状)
明治9年12月	(明治4年)9月13日	慶応3年卯7月日	文久元年酉12月改		安政4年巳7月	安政2年卯11月	(安政2年か)	安政2年卯11月	嘉永7甲寅年	寛政3年亥7月	天明5年巳正月日	明和7年寅正月日	宝暦8年寅4月24日
第三大区四小区那賀郡荒見村 總代小林橋次郎(印)、副戸長 藤野勘兵衛(印)、戸長蓬台貞 藏(印)、小区長北長左衛門 (印)	北執事	本人萬助(印)、証人久右衛門(印)	喜多氏	喜多長左衛門	荒見村喜多淳介、(奥書)庄屋富右衛門	安良見村庄屋富右衛門		荒見村喜多長左衛門	安良見村庄屋富右衛門	(扨)、証人吉五郎(印) 本人新平(印)、同伴新次	預り主新平(印)	右兵衛子品之助(書)、伝 右兵衛(印)、伝右衛門(印)	無空兄楠右衛門(印)、請人左八(印)
和歌山県令神山郡廉	各様	喜多長左衛門		年預代	年預代	年預代		年預代	年預代	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多源之丞	喜多長左衛門
縦	包紙包状	状	縦帳	状	状	状	状	状	封紙包状	状	状	状	状

エ-263	ケ-152	キ-146	キ-148	ウ-124	エ-376 -2-1	エ-376 -2-1	ウ-137	ケ-168	エ-374	エ-366	ウ-136	ケ-174	コ-53
土地所有権ノ保存ニ付登記申請	地券書換願(山林売渡につき)	明治廿年度更訂表 田畑宅地山林段別一筆限帳(北分のみ) *表紙に「写及役場へ上納セシ控帳」「那賀郡役所ニテ廿年九月手入済也」とあり、後に「明治廿年度田畑宅地山林地租割控」付	地価帳写 北氏控(北家分のみ) *「北又新堂蔵」用箋	〔地所裂地売買地券書換願控一綴〕 *6丁一綴、「那賀郡荒見村外十ヶ村戸長役場」用箋あり	②〔檜谷池上樋干上時の井おろしにつき御書付再作成願写〕 *田人は本証文を見せろと言が才之進所持で今は無いので△	①〔村役人預中の長左衛門持御免許山返還願い書写〕 *喜多先祖遠方村孫七へ譲一件で村役人預の山	地券(7点) *荒見村458・242ノ内八号・988・ 222・446・446ノ内老号・221番	別紙(北長左衛門持地反別地価等につき) *袖上部朱印(始審裁判所判事見玉 明治二十一年五月十六日)	〔田畑地価・等級等書付書類一括〕	約定証書之事(土地売買につき雛型ほか) *朱書あり、案文ほか	地券(13点) *荒見村461・459・184・460・445・462・ 466・463・465・825・296・493・295番	〔新規御券状御下願書類一綴(旧善通寺跡地につき)〕 *「第三大区四五六小区」用箋多	村方畑田山林売払記 但シ北長左衛門方江預り分書抜
明治34年月日	明治21年	明治21年9月22日	明治21年第1月	明治19年4月30日	(近世)	月日	明治17年7月1日	明治15~同17年頃	(明治14年・15年)	明治10年12月28日	明治10年7月・同年5月21日	明治9年7月調	
那賀郡龍門村大字荒見北淳太郎	那賀郡荒見村売渡人(空白)、同村買受人岡野市蔵	那賀郡荒見村北執事(廿老年一月廿式日北素市郎調査之)	北氏	旧持主北淳太郎	安良見村喜多淳介	安良見村其節之村役人富右衛門、(奥書)喜多淳介	①④和歌山県(印)⑤ ⑦和歌山県(印)、主事 那賀郡長見玉仲児(印)	那賀郡荒見村戸長新重三郎(印)		和歌山県(印)	第三大区四小区荒見村總代(空白)戸長安田源次郎、 右主北長左衛門、 左衛門	(北)	
妙寺区裁判所粉川出張所				那賀郡長松山管吾		年預代	同郡同村持主北淳太郎			同村持主北長左衛門	和歌山県令神山郡廉		
縦綴罫紙	罫紙	縦帳	縦帳罫紙	縦綴罫紙		状	専用用紙	罫紙縦綴	一括	罫紙縦綴	専用用紙	罫紙縦綴	横帳

エ-98	ア-360	ア-312	ケ-160	エ-389 -58-9	エ-331	エ-389-3	コ-95	エ-29	コ-105	ウ-28-1	エ-386-9	エ-126	エ-254
田地勘定覚	地側高并下作預ケ控	田地畝高番附 *車屋屋敷ほか、米高合15石3斗9升2合、地側合73石4斗側	〔反別書上げ覚〕 *古検北源四郎の記述あり	覚(地所手付金受取)	〔北長左衛門所持地書上帳〕	嶋田小泓懸り田地畝高番附下作勘定	嶋田御高地側番附 *表紙左下に「児玉江遣し下書」と有	土地抵当権設定ニ付登記申請	〔反別地価地租改帳〕 *朱筆あり、表紙欠損、ノ14町8反4畝4歩	地所売買地券書換裂地願(書付) *北淳太郎分につき	御受書(林こと耕地云々の回答書落掌)	〔土地境よりの距離書上覚帳〕 *表紙白、一部略図あり、井堰・土地関係か	〔土地所有者名義異動届け書類一綴〕 *「土地台帳謄本」用紙と野紙
(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	寅7月(近代)	(近代)	(近世か)		明治34年月日	(明治9年以降)	(近代)19年3月	日 (明治か)14年1月19	(近世か)	(明治37年・38年)
				遣手屋清助(印)			喜多氏所持	那賀郡龍門村大字荒見四六二番地抵当権設定者北淳太郎			那賀郡元村林こと代言人吉本久隆(印)		(贈与者北淳太郎(印)・贈受者北淳子(印)ほか)
				安ら見村北長左衛門							北長左衛門		(岩出税務署長田中英輔)妙寺区才判所粉河出張所ほか)
横帳	縦帳	縦帳	状	状	縦帳	状	縦帳	縦綴紙	縦綴	縦折状	封筒入状	横帳	縦綴

キ-151	オ-17	エ-285	ウ-118	ウ-117	ウ-115	ウ-114	ウ-113	ウ-82	キ-117	キ-116	カ-122-3	エ-134
〔北・新・西家等御免許山林之図綴〕 *13枚、一部彩色、第三大区四ノ小区荒見村北長左衛門×2枚・新重三郎×2枚・西惣左衛門×2枚・西重大夫×2枚・その他	〔地番・坪書付略図〕 *広さと高あり	〔北家および小作地略図〕 *朱筆あり	〔田畑略図面〕 *ウ114と同所	〔小字内新屋敷ほか略図〕 *下作人惣兵衛、同干場仙助、同喜三郎の書付あり、車屋建物あり	〔田畑略図面(下書か)〕 *高少し書付あり	〔田畑略図面〕 *地番と一部高あり	字澤山凡略図面 旧持主北氏 山二百四十番山二百四十二番 式番内切分	〔土地坪数書付け略図〕 *黒・朱にて書く	〔地番別高并作者書付〕	〔地番別高并納先書付覚〕 *前欠か	〔田畑につき書付〕 *218番・221番の土地	〔高書上覚帳〕
(近代)	(近代か)	(近代)							(近世)			
図綴	図	図	略図	略図	略図	略図	略図	状	横折状	状	状	横帳

b 家財政

高・納め

ア-347	喜多家米大豆高帳(譲り書か) *後に「垣内島田池水之事」あり	日	宝暦13年癸未正月吉日	喜多市太夫章親(花)	喜多辰之進	豎帳
ア-311	下書 喜多家米大豆高帳 *最後に「垣内島田池水之事」「賞(宝永4)」写あり	日	宝暦13年癸未正月吉日	同市太夫章親(花)	喜多辰之進	豎帳
ア-355	当家持地入畝高并字付帳 *于時61歳	日	宝暦7年丁丑正月吉日	喜多市太夫章親(花)(印)		豎帳
ア-357	喜多家所持米大豆高帳	日	宝暦7年丁丑正月吉日	喜多市太夫章親(花)		豎帳
ア-364	従天正元和売残米大豆持高帳		享保9年極月吉日	同名如閑忠親(花)	喜多長左衛門	豎帳
ア-356	喜多家今改畝高帳	日	享保6年辛丑霜月吉日	同如閑(印)	当時喜多長左衛門	豎帳
キ-105	享保六辛丑九月三日より改 公儀より畝高御改村々書出シ高付 *付箋・訂正あり	日	享保6辛丑年9月3日			横綴
ア-363	只今持高御尋ニ付書上ル留		宝永3戊年6月			豎帳
ア-366	米大豆高帳	日	延宝8庚申年霜月吉日	安良見村喜多長左衛門尉		豎帳
ア-371	喜多面庭分米大豆高帳 *後に「東島田水ノ定之事」あり		万治4年丑ノとし 2月吉日			豎帳
シ-1	喜多面屋分米大豆高帳 *(最後附)水之定之事 万治3 霜吉 同名市太夫忠晴→喜多長左衛門尉	日	万治3庚子年霜月吉日	紀州那賀郡安良見村(喜多市太夫)		豎帳
ア-346	喜多家米大豆高帳(譲り書か) *後に「水之定之事」あり		慶安弍年3月吉日	喜多源兵衛忠政(花)・(印)	喜多長左衛門	豎帳

ウ-135	ウ-130	ウ-129	ウ-71	エ-265	ア-223-6	ア-223-5	エ-407	カ-61	ア-367	コ-122	ア-358	ア-353	ア-349
①記(地租等渡す旨)②記(地租金勘定書) *①虫損抜注意、桜色	証(地方税受取りにつき)	[地税受取り外関係書類一綴]	[地租受取]	[村入費・税等金銭書上勘定書綴]	[明治十四年分地券税証]	[明治十一年分地券税証]	[明治九年より十七年まで北納分山野地価仮納内訳書上] *「山税取かへ」添付	<input type="checkbox"/> 畝高番附地側帳 *大破損抜注意、表紙上半分欠、各池掛りの田地	家高帳 *一部破損	雑助控(耕地并地価書上覚) *小林・西・香戸・北分	持高并田地番附帳 *写し年干支違	田畑番附帳	家之高帳
立 明治19年4月12日取	明治18年12月1日	明治18年(1点のみ19年)	明治18年4月13日(明治17年分)	(17年・18年)	明治10年	明治12年5月31日			(近世)		天明6年丙午ノとし改	天明4辰年	明和年中
②北淳太郎	那賀郡荒見村外十ヶ村戸長役場(印)	那賀郡荒見村外十ヶ村戸長役場(印)ほか	荒見村外十ヶ村戸長役場(印)	新/村用係り	右(荒見村)戸長役場	右戸長会議所(印)・和歌山県那賀郡荒見村杉原村役場)					(文化)12年丑正月に写したのが同苗市太夫忠義(花)	喜多長左衛門	
②新松本両兄	北淳太郎、北阿甝三郎	(納入北淳太郎)	北淳太郎	北淳太郎	荒見村北長左衛門	地主荒見村北長左衛門					喜多長左衛門		
状重ね折	専用用紙	綴	綴	横 綴	専用用箋	専用用箋	罫紙綴	罫 帳	罫 帳	罫綴罫紙	罫 帳	罫 帳	罫 帳

ア-83-6	ア-118-17	ア-167	エ-145	ア-385-3	ア-385-2	ア-385-1	ア-118-6	ア-81-22	ア-166	ア-87	ア-370	エ-372
繰出し帳	弘化四丁未六月勘定改	萬覚帳	〔講掛け銀ほか金銭書上げ勘定覚〕	覚(取替金差引書上勘定) *(端裏書)「三千歳勘定書」、ア385-1に挟込	覚(金銭受取差引)	大宝恵	〔受取金銭差引書上〕(講関係か)	天保四年巳十二月改(金銭勘定) *破損、灯明講より神宮寺へ渡し他につき	萬覚帳 *美濃判、御立直、村方他個人名別記載、天保8年頃迄	伊勢参留主見廻同中下向之節私儀覚	江府ニ而旁江音物帳	〔廿三年から廿八年の税金書付表〕 *堅折紙を横に使用
*大黒講・宮筋あり	*嶋田下作勘定・残り之下作勘定ほか	*個人名別	*朱筆アリ、重折		*ア385-1に挟込	*挟込文書2点あり↓2:3へ	*反故紙利用					
嘉永元年申7月	弘化4年丁未6月	日 弘化3年丙午正月吉	(天保13寅年ほか)		12月15日	天保13年壬寅正月吉 祥日	天保11年子11月14日	天保4年巳12月	従文政6癸未年	寛政8年辰卯月	宝永3年卯月吉日	(明治か)23年~28年
					□□(喜多か)	喜多			喜多			
				(三千歳)	孝之助							
横帳	横帳	横帳	横折一括	状	状	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	縦帳	状重折

金銭出入

ア-380	ア-83-9	ア-83-7	ア-83-8	ア-83-16	ア-84	ア-381	ア-83-14	ア-382	ア-118-8	ア-115	ア-383	ア-384	ア-117-5-1
大宝 ^(竪摺) □□(金銭出納ほか書付帳) *厚い、表紙破損	操出し払方帳并金銀出入 *反故紙裏利用	諸払方出入控 *反故紙裏利用	諸操出し帳 *反故紙裏利用	諸払方帳	歳々金銀出入其外年貢作徳貸借店下帳	勘定帳	諸勘定操出し帳 *抹消あり	勘定簿	店おろし帳 *表紙少損	萬貫帳 *反故紙裏利用	勘定帖	勘定簿	勘定簿 *抹消あり、紐に括付文書3通あり↓以下12〜4へ
万延元庚申年〜	安政6年未極月	安政6年未7月	安政5年午12月	安政4年巳極月	安政3年辰12月吉日 (慶応2年)	安政3・4年丙辰丁巳孟陽吉日	安政2年卯12月	壬子・癸丑・甲寅(嘉永5〜7か)	嘉永5子年	嘉永5年壬子孟陽吉日	嘉永4稔辛亥孟陽吉日	嘉永3稔戌孟陽日	嘉永2稔巳酉孟陽吉日
								喜多		喜多厨下	喜多氏	喜多氏	喜多氏
横半帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

カ-83	ア- 81-24	ア-74	エ- 215	ア- 83-12	ア- 83-18	ア- 83-11	ア- 83-13	ア- 83-1	ア- 83-4	ア- 81-7	ア- 83-3	ア- 117-3	ア- 83-19
〔子年諸講掛銀ほか書上帳〕	諸払方覚	勝手取締勘定簿(下作勘定・下男下女給ほか)	現銀買物通	払方帳	諸勘録并払方操出し帳	諸払方并金銀出入帳	諸払方操出し帳	金銀出入并諸払方	払方帳	文久三亥七月出入払方帳	払方帳	参府土産控	払方帳
*一部変色	*表紙下部分欠損			*反故紙利用	*抹消あり	*抹消あり	*抹消あり	*頼母子筋の記述もあり			*講・頼母子ほか		
子年	子7月	壬子暮改(近世)	慶応4年辰7月より	慶応3年卯極月	慶応3年卯7月	慶応2年寅極月日	慶応2年丙寅7月	元治元年子12月	文久3年亥12月	文久3年亥7月	文久2年戌極月	文久2年戊正月	文久元年酉12月
		喜多	荒見村喜多(印)										
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横半帳	横帳	横帳

IV 2 b 家財政

ア-117-6	ア-81-25	ア-81-23	ア-81-6	ア-80	ア-118-15	ア-118-13	ア-83-17	ア-83-15	ア-77	ア-85-1	ア-83-2	ア-83-10-1	ア-118-2
操ニ而入用かり物控	頼母子筋□□□ 払方筋□□□ 宮□□□ 日□□□(諸勘定覚) *表紙大部分欠損	喜多取かへ筋 *重折2枚、禰宜・神子・喜多等の名前と金額あり	〔宮ほか講に関する金銭等覚〕 *宮・粟嶋講・ギロン講ほか	〔金銭覚帳〕 *前欠、綴直し紐は罫紙利用	年々指引勘定控 *反故紙利用、講・頼母子ほか	〔講他につき金銭覚帳〕 *大黒講・ギロン講・頼母子他	払方	諸払方 *反故紙裏利用あり	卯七月前 諸払方	大惣勘定控 *抹消あり	寅極月書出シ帳 *金銭につき、頼母子筋記述あり	払方帖 *反故紙利用、紐に括付文書あり→2へ	〔諸品代金書上差引勘定帳〕 *真粉・油・糸・かた炭ほか
(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	未6月改(従当未) 辰年迄)	未6月)	辰12月	卯12月	卯7月前(近世)	寅年〜午年(近世)	寅極月(近世)	寅七月	丑8月(亥)次の亥・ 子・丑8月迄)
				又新金調合所									□村車や
													荒見喜多
横帳	横帳	状重折	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

エ-123 -1-1	エ- 274	エ- 369	エ- 92-2	コ-54	エ- 103	エ- 92-1	エ- 92-6	エ- 92-5	エ- 112	キ- 126-4	エ-389 -21-20	ア- 85-3	エ- 164
万覚金銀出入帳	記(代金書上借用勘定覚)	金円出入控 *一綴2冊	貨幣出入録并ニ払方 *反故紙利用	明治九年一月八年貢租引受米出入并ニ運賃諸記 *反故紙利用	新米出入諸雜記 北氏蔵内江(印) *朱あり	金銭出入帳 *挟込数点あり、付箋有扱注意、厚い、大判	諸払方并金銭出入之控	金銭出入并操出し払方帳 *抹消多	〔小入用ほか金銭書上げ一括〕 *内1点は村財政か	〔出人夫代米ほか渡し米書上〕 *一綴	覚(安楽川中尾・山田氏渡金差引)	〔金銭勘定覚帳〕 *旅中費用か	覚(講掛ほか金銭書上指引勘定)
明治22年10月吉日	(13年5月分・14年1月分・15年6月分の書付あり、近代)	明治12年卯旧12月29日・明治7年8年	明治10年暮ヨリ新11年1月ヨリ	明治9年1月	明治4年辛未年10月より	明治4辛未年孟冬吉辰	明治4年辛未7月季	明治3午暮		(近世か)	(近世)	(近世)	(近世か)
		(稲葉りく?)	北	北知事	北氏蔵内江(印)	北氏							
横帳	横折状	横半帳綴	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横折一括	横綴	状	横半帳	状

IV 2 b 家財政

キ-125 -5-2	キ-125 -5-4	キ-125 -5-3	キ- 125-5
①(前半)〔年賦金昨年分お差越受取お礼書状〕 〔年賦金受取〕 *1両	覚(金子受取) *1両、「亥年受取」	覚(昨年の金子受取并受取書大延引お詫び状) *1両、「天保九 戌年受取」	【封紙包み4通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「喜多長左衛門様 □□ _印 山田善左衛門」 「巳」
①7月27日/②7月7日	亥12月26日	天保9年戌12月	
②山田善左衛門(印)	山田善左衛門(印)	山田善左衛門(印)	
②喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	
状	状	状	

賦金・貸借

エ-389 -21-18	エ- 361	エ- 184	エ-35	エ- 271	ウ-33	ウ-58	サ-25	カ- 152
〔金の札・手形等の内訳書上〕	〔車賃ほか出金書上〕 *鉛筆書	〔松下安吉分金銭等書付〕 *印刷紙裏利用、元は横帳の1丁か	古勘定書 (内題)出納日記 *綴はずれ一穴のみヨリ綴	〔頼母子引ほか金銭書上覚〕	〔郵便・小包代金書付け〕	〔出金書付帳(部分)〕 *前後欠、綴欠、小型	不許他見 極秘勘定覚 *一部変色、表紙に「不用」と有、泉州川辺・頼母子・祇園講他	卯 日家恵(金銭払方書付) *金額が金使い
(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	(近代)(1月~7月迄分)	(明治7年ほか)	未6月改(末年~子年)	(近世末~明治初頃)
状	横折状	横折状	横半帳	横折状	横折状	横帳	横帳	横帳

イ-308	エ-389-5	カ-90-1	カ-90-2	エ-380-1-2	エ-380-1-1	エ-380-1-3	エ-380-1	エ-379-10	キ-125-4	キ-125-1	キ-125-3	キ-125-2	キ-125-5-1
取替シ申手形之事(両家算用差引出入済証文)	〔一期より七期までの金額差引勘定覚〕	覚(お預け銀内金銭書上差引勘定) *裏面に「中尾請取証文」とあり	〔年々金銭書上覚〕	〔早々の御差越を求める書状〕	〔年賦筋につき書状〕	〔年賦筋差越催促書状〕	【こよりにて束ね一括3点】 ↓詳細以下へ	〔年賦筋催促書状〕	①(前半)〔年賀并お差越し金受取お礼書状〕/②(後半)覚(金子受取) *1両、「山田氏年賦金受取」	〔年賦金差越なく早々差越願書状〕	①(前半)〔金子お差越御礼并受取書状〕/②(後半)覚(金子受取) *1両、「丑年受取」	①(前半)〔金子お差越御礼并受取書状〕/②(後半)覚(金子受取) *1両、「子年受取」	覚(金子受取) *1両
*△										*1両			
享保10年巳2月吉日	(近代)	(近世)	(近世)	3月13日認	2月6日	正月18日		6月18日	①正月14日/②寅12月26日	12月29日	①12月21日/②丑12月18日	①12月15日/②子12月11日	12月27日
西惣左衛門(印)、喜多長左衛門(印)				山田左近(若山より)	山田左近(若山より)	山田左近(わか山より)		山田左近(若山より)	①②山田善左衛門(②のみ印)	山田善左衛門(従若山)	①善左衛門/②山田善左衛門(印)	①②山田善左衛門(②のみ印)	山田善左衛門
				あらみニ而喜多長左衛門	安楽見ニ而喜多長左衛門	あらみニ而喜多長左衛門		あらみニ而喜多長左衛門	①②喜多長左衛門	あらみニ而喜多長左衛門	衛門 ①長左衛門/②喜多長左衛門	①②喜多長左衛門	岡や次右衛門
封紙包状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状		封紙包状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状

ウ-9 -1-13	ウ-9 -1-10	イ- 329	ウ- 126	エ- 364	エ- 92-3	エ- 117	ウ- 27-8	ウ-9 -1-14	ウ-9 -1-9	ウ- 63-3	ウ- 63-5	ウ- 63-1	ウ-63
〔当季返金期日までに返納すべき旨頼み書状〕	〔かねて約定の返金筋延引出来難き旨書状〕 * 24日迄に残金返納す可き旨	【こよりにて束ね一括2通】↓詳細以下へ	記(利子金等請求并受取書綴)	金子立換借用証文之事(借用主父長左衛門病死につき) * 紙上に「荒見村役場」の公印あり	雇人下方ニ金米貸控 * 印刷物(明治11年の県法令)の裏面利用	〔元金利足等書上差引書付け帳〕 * 綴欠注意	覚(銀子借用証)	目録(金銭渡しにつき)	覚(請取・戻金書付)	覚(金銭請取済)	〔已ノ八月質物筋書上勘定覚〕	覚(元銀年々返済方につき書上げ勘定) * 享保九辰ノ二月勘定の文字あり	〔包紙包み6通〕↓詳細以下へ *(包紙上書)「新左衛門古借状四通 凡三貫五百程ハ返弁致度候」 覚(元銀年々返済方につき書上げ勘定) * 享保九辰ノ二月勘定の文字あり
卯12月13日	12月22日		明治18年8月・明治1714年 1月2日・明治1714年 西2月15日・明治 18年西2月14日	明治16年12月15日	明治11年(10月ヨリ)	(明治6年〜9年)	元治元年甲子12月日	安政2年卯12月25日	安政2年卯12月日	3月19日	申ノ3月	(享保12年か)未ノ極 月勘定詰・(享保13年 か)申ノ3月10日	
正智院納所(封印あり)	正智院納所(封印あり)		(全て)麻生津中村藤田彦 兵衛	和歌山県那賀郡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>(蔵印)</small>			内ノ畑半左衛門(印)	杉原村甚助	熊蔵	中助之進(印)			
荒見村喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門		(3点は)北淳太郎(1点 は)北長左衛門				紀州あらミ喜多長左衛門	安楽見村源左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門			
状	状		状 綴	状	横 帳	横 帳	状	状	状	状	状	状	

オ-6-21	カ-122-4	エ-387-4	エ-387-3	イ-314-8	ア-194-9	エ-166	コ-130	イ-330	イ-329-2	イ-329-1	ケ-250-31	ケ-250-18	ウ-9-1-7
覚(惣左衛門勘定書) *元利△	覚(多聞寺他利金書上)	〔宗左衛門金子筋調え銀につき書状〕 *△	〔今日金調ので証文出来れば明日お越し願ひ書状〕 *△	口上(金銭貸・渡し差引)	覚(仙右衛門利戻勘定) *一部破損、題補足・作成日端裏書より	記(元利金書付請求書)	〔年々元利書上〕	〔金子無心礼状〕	〔借用金の件につき書状〕	〔金子借用を願う書状〕 *金子2両	〔内々金銭借用願ひ書状〕 *〔封紙宛名〕「あら見村 喜多長左衛門様」、借財方より日々催促ニ而甚迷惑致居	〔火急院家方へ納めのため金子借用願書状〕 *〔封紙宛名〕「あら見村喜多長左衛門様」、高野山関係者	覚(金銭書付け) *1貫目
未ノ12月23日	12月23日	12月20日(封筒は21日)	12月28日夕	巳7月20日	(卯3月)	丑旧12月27日(近代)	(子年)	4月朔日	3月12日	後2月23日	6月晦日	8月29日	
重次郎	重次郎	田中元之進(高野山)	遠方田中元之進	岡半		藤田		山崎天三(京都室町榎通り上ル兩替屋清次)	京師山崎天三	従京師山崎天三	(高野山)正智院内斎藤達次郎(印)	斎藤達次郎(於左野村)	
喜多長左衛門	長左衛門	荒見喜多長左衛門	阿らみ村喜多長左衛門	喜多長左衛門		北尊君		紀州寺領阿ら見村喜多長左衛門	南紀荒見喜多長左衛門	河二而喜多長左衛門	喜多淳介	喜多淳助	
状	状	封紙包状	状	状	状	状	横折	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状

エ- 371-1	ウ- 131	ア-36	エ- 389-13	エ- 371-16	ケ- 255	エ-77	ア- 83-5	ア-76	ア- 117-1	ア- 117-4	ア- 117-2	ア- 118-3	ア- 118-5
記(正米代受取差引勘定)	記(学校修繕につき寄附米受取) *2升	溜池不用水売渡証改正 *昔年仙助へ売渡たが此度貴殿仙助水車譲受につき	記(渡し金)	記(正米受取) *1銭印紙貼付	〔大工弥助出入金等書上〕 *反故紙利用	日雇払方 諸方払方 葉屋払方	日雇并田草取賃其外諸払方帳	日雇田草取賃 田雑日雇 大工日雇 繰り出し払方	日雇帳	本家普請ニ付諸掛人日雇日記	本家普請諸人用記	木材積り帳 *保田屋分か	〔金銭覚書〕(日雇賃か) *総計1貫65匁御宮ニ而、14貫文、50貫文
(近代)	明治24年12月15日	明治17年9月	(近代)	明治7年2月21日	(近世)	辰7月前	慶応4年辰7月前	同12月前 万延元年申7月前・	安政4丁巳年	慶応2年丙寅春より	慶応2年丙寅春	(近世)	(近世)
	学校掛り(印)	荒見村本人北淳太郎、保証人新重三郎(印)	喜多	蓮花三昧院(印)									
	北淳太郎	西讓助		北長左衛門									
状	状	状	状	状	横 綴	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳

仕切・受取り

イ-314-4	イ-314-5	イ-314-7	イ-314-6	ア-194-4	ア-220-4	ケ-250-33	ケ-250-9	ア-194-7	エ-379-28	ウ-9-17	ア-23-2	ア-247
覚(酒代受取差引)	覚(酒代残銀返済)	覚(酒代差引)	仕切覚(酒買取代金)	覚(瓦代書付)	覚(瓦代銀書上勘定) *裏面に受取の旨「覚」	覚(つくりい賃等代金書上勘定)	覚(金銭受取)	覚(金銭書上) *全文抹消	覚(品物渡し・代金受取)	送り状之事(白粕・塩)	覚(般若経渡し代金受納につき)	奉寄進仕蜜柑山之事(永代普通寺灯明料として)
	5月6日	3月19日	3月7日仕切	亥7月5日	戌12月	酉7月	未12月29日	午12月7日	卯3月3日	寅6月13日(近世)	壬辰4月5日	享保6辛丑年12月21日
	鶴原屋又七	鶴原屋又七	泉岸和田魚屋町鶴原屋又七(印)、合人岡田屋半兵衛	田辺屋店(印)	コ川瓦屋久兵衛	新右衛門	杉原村幸右衛門(印)	ちか深右 <small>(印)</small>	金もの屋勘四郎(金受取)代伊助	古市代伊兵衛(印)	一切院卯房(印)	寄進人左五之丞(印)
	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	あらミ喜多氏	あら見喜多長左衛門	キタ御旦那	あらみ村喜多氏	阿らみ村喜多氏	喜多御氏	あらみ長左衛門	紀州那賀郡粉川喜多長左衛門、住吉光明院御取次	善通寺、寺本喜多長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

オ-6-19	ア-191	ア-83-10-2	エ-376-7-11	エ-376-7-11	カ-107	カ-110	エ-343	エ-376-5-16	エ-376-5-15	エ-376-5-14	エ-390-48-10	エ-376-5-13	エ-376-5-12
〔個人別金銭書上〕	覚(代金書上げ・受取)	覚(金銭受取につき)	②おほへ(借金元利差引)	①おほ多(米代)	覚(金銭受取)	覚(金銭受取)	覚(代金書上勘定)	覚(飯・泊り代等書上)	〔上京費用書上〕	〔買物代銀等覚書〕	記(反物・仕立代)	覚(代銀受取)	覚(代銀受取)
*講銀か、喜多のみ様が付く	* 15 匁 5 分		* ① に 巻 込	* 巻 込 文 書 あり ② へ						* 7 点			
(近世)	12月	12月29日		12月19日	12月17日(近世)	10月13日(近世)	8月23日	4月26日	(近世)		4月26日	4月26日	4月25日
	おけ吉	長三郎(印)		川俣屋新右衛門(印)	小畑村藤兵衛	布屋重助	平市	かわ又			道津喜屋代和助(印)	大風屋勘次郎(印)・大坂しんざいばし南へ二丁目かど かど下むら)	大屋助七(印)・大坂しんざいばし南へ二丁目かど 下むら)
	中喜多	喜多		喜多長左衛門			喜多	上			喜多	上	上
横折状	状	状	状	状	状	状	状	状	横綴	重折状	状	状	状

ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	エ-389-8	イ-279	イ-278	イ-277	イ-276	ア-194-8	ケ-250-21	オ-6-20
⑨〔荷物送り状〕	⑧〔荷物送り状〕	⑦記(年々返済金書上げ)	⑫記(金銭書上差引覚)	⑥証(金銭借用)	〔金銭関係文書一綴〕↓詳細以下へ	記(木材代金書上)	〔金銭書上げ覚〕 *大仁ほか店別	〔金銭書上げ覚〕	〔金銭書上げ覚〕	〔金銭書上げ覚〕 *重折	紋十郎勘定覚 *祇園講掛銀ほか、子暮の残り	おほへ(代銀受取)	米や分覚(掛銀書上差引)
明治15年12月17日	明治15年12月3日	明治15年午ノ12月日	(明治)15年旧11月	明治12年旧8月4日	(明治12年ノ17年頃)	11年8月18日(近代)					年分(近世ノ西・戌・亥・子)	(近世)	(近世)
三河屋忠次郎(印) 横濱 万代老 境町同店 三河 屋忠次郎	三河屋忠次郎(印) 横濱 万代老 境町同店 三河 屋忠次郎	西脇村志野伊兵へ ^あ	湯浅太一郎	近□邨木下英之助(印)		九度山材新	大仁	まつ源	①あら善②材安			二川絹ぜん	
北淳太郎	北淳太郎	喜多御氏	北御氏	北淳太郎								あらみ喜多御氏	
					綴	状	横折状	木版状	木版状	横折状	横折状	状	状

エ- 350-1	エ- 287	エ- 245	エ- 273	ウ- 122	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59	ウ-59
覚(呉服代金書上勘定) *袖上穴にこより有但し綴物無	記(金銭書付け) *少損	[運送代金請求書] *1)15粉川駅迄	証(石瑞垣小一本代金領収) *2)40銭	記(米受取につき) *米25俵	⑭ [東西南北間数覚]	⑬ 記(紺浅黄の代金書付)	⑪ 記(金銭書付け)	⑩ 記(瓦代金書上覚) *破損	④ [拝借金残割分出願一札]	③ 記(西・北・平山・沢各氏の六ヶ月分新紙代等書付総計)	② [松尾助左衛門・前田文五郎住所覚]	① 記(柴代につき)	⑯ 記(元利金差引勘定)
卯7月前(近代)	申極月前(近代)	明治43年3月分	明治30年月日	24年12月29日		旧12月	未極月		1月28日			旧12月27日	旧17年12月25日
打田こん菊	□□や	大阪湊町駅前入栄組運送合資会社	(印)大阪市南区難波テツゲン寺丁瑞龍寺)発起人	矢半田信之助		井田紺菊	沢		杉原村中清市二郎			平山	沢治右衛門
荒見中筋喜多氏	中筋北長左衛門	北	北淳太郎	荒見北		正宅	喜多氏		あら見北氏			北於らう	北淳太郎
状	状	状	状	状									

エ-189	ア-220-3	ウ-81	コ-250	エ-281	エ-289	エ-288	エ-389-58-5	エ-406	エ-387-17	コ-151	エ-388-3	エ-350-2
〔地租・教育費ほか金銭書上差引覚〕	記〔個人別金銭書上〕 *長文、単位が円	記〔学校費受取差引勘定書〕 *3円35銭不足	〔金銭書上覚〕	〔かま・桶ほか代金書付〕	〔北あて金銭書上勘定覚書綴〕	〔代金書付〕	記〔鍛冶代書上〕	〔新聞代督促状〕 *東京日々新聞代	記〔鮎川殺生鑑札手数料受取〕	覚〔神農祭献備銀受取〕 *ほとんど木版	〔檜杉木売払いにつき書状〕 *消印は六・一二	覚〔金銭書付〕
(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	(近代)	旧12月	8月24日	5月29日	未正月(近代)	□□月7日出	18日(の分)(近代)
(北か)		村用係り(公印…荒見村用係)					鍛冶彦	和歌山本町式丁目平井新聞舖(印)	区役所(印)	医学館(印)	柴屋 ^(カ)	新三郎
		北淳太郎			(北長左衛門)		荒見北氏	那賀郡荒見村北長左衛門	北長左衛門	喜多長左衛門	阿良見村御出張高塚村北長左衛門	井口
横折状	状	状	状	状	横綴	状	状	葉書	状	状	封筒入状	状

その他

エ- 388-2	エ- 388-14	エ- 388-16	エ- 255	エ- 388-17	エ- 357-2	エ- 357-1	エ- 357	ウ- 9-6	カ-45	ア- 334	ア- 379	ウ- 28-2
〔借入金等につき明日午後より出頭致度旨書状〕	〔北荷物延着で値段下落他も延着・博覧会等につき書状〕 *虫損、3/8横浜着・12日東京着・13日売捌	〔山本弥市右衛門荒見村へ出頭につき照会状〕 *同日の御足労と蓬台・植野両家への報知願	瓦売却証書	〔杉原村・上田井村の原野一件筋和済を伝える書状〕 *〔封筒上書〕「那賀郡役所北長左衛門殿」 「一月十五日 あらミ村新重三郎(印)」、封筒連	〔立木代金日限延引を願う一札〕 *エ357-1に添付	〔山代残金神谷村平岡の金取立まで延引を願う書状〕 *附…神谷村平岡よりの書状写1・2へ	【封筒入2点】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「岩出高塚村御出張所阿良見村北御氏様 深田村潰瀧浅治郎」 「一月廿五日出」	〔植付け状況書付覚〕 *少損	喜多より十太夫様江越銀富右衛門取次(書上)	田畑作徳并金銀  用覚	所持之田地側并預ケ覚	年数十年切ニ買請申役儀事 *一役を銀子150目に請取
第5月29日(近代)	3月15日午後5時認	2月9日	明治18年3月5日	明治14年2月16日	旧12月4日	1月25日	(近代)	寅5月	(近世)	文政4年辛巳9月改之	文化14年丁丑11月日	元禄3庚午年極月23日
香戸定助(従荒見村)	東京神田区通り新石丁青木や幸助宅ニテ香戸定助	あらミ村新重三郎(印)	売主香戸定助、北淳太郎	杉原村宮城貫治	神谷平岡藤助	ふけた杉忠				喜多	喜多長左衛門	喜多源之丞(印)、左次右衛門(印)、甚左衛門(書)、伊兵衛(書)
高塚村ニテ北長左衛門	郡役所北長左衛門	那賀郡役所北長左衛門 北御先生	奥弥三左衛門	北大君	深田村潰瀧浅治良	北御氏						売主兵右衛門
状	封筒入状	封筒入紙	紙	封筒入紙	紙	状		状	状	横帳	縦帳	状

エ-389 -21-23	エ-389 -21-16	エ-389 -21-7	エ-389 -21-6	エ- 388-10	エ- 388-13	エ- 388-7	エ- 388-15	エ- 388-12	エ- 388-18	エ-388 -11-2	エ-388 -11-3	エ-388 -11-1	エ- 388-11
〔名手天庄行の金額残金持参の有無を尋ね掛合を頼む旨等につき書状〕	〔辻角様段々催促につき御片付願并小林ほかの借米筋一件ほかにつき書状〕	〔山藪の件八九人程寄り入札払いの是非を求める書状〕 *〔端裏上書〕「郡役所ニテ北長左衛門様 香戸定助」	〔銀行行金額新氏手元不足につき延引願い頼書状〕*〔封紙上書〕「那賀郡役所ニテ北長左衛門様香戸定助」「第一月廿九日 従粉川村」	〔南方弥兵衛方借用筋延期につき延期副証へ印形願一札〕	〔小作米積下しのところ相場にて売渡しの如何尋ね書状〕	〔嶋村甚助方金一件調い・井溝畑木船積ほかにつき書状〕	〔瀧山一条檜川出し船積下し延期の旨書状〕 *公用	〔檜木尾谷の木材代価・木材出しにつき書状〕 *虫損	〔入札の経過を知らせる書状〕 *谷尻畑・西之上・惣左衛門宅地…	〔山本氏よりの書面御送の旨書状〕	〔先方より書面参り内金御渡し願書状〕	〔川上一件金不調いにつき先方へ再掛合願書状〕	【封筒入3点】↓詳細以下へ *〔封筒上書〕「那賀郡長 北長左衛門殿」六月六日 荒見村新重三郎、封筒破損
旧9月10日	旧5月9日	第2月15日	旧12月大晦日午後	旧12月9日	今月(12月)3日	10月12日	10月10日	10月2日	7月18日	6月6日	6月3日	6月3日	
香戸定助(従荒見村)	香戸定助(従荒見村)	角定	角定	香戸定助(従荒見村)	北町ニテ角定(香戸定助)	角助(香戸定助)	香戸定助(従荒見村)	か下(香戸定助)	香戸定助(従荒見村)	新(印)	山本弥市右衛門(印)	三木国助	
門 岩出郡役所ニテ北長左衛	岩出大宮ニテ北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門	高塚村ニテ北長左衛門(北郡長)	那賀郡高塚村ニテ北長左衛門(北郡長)	北郡長	北郡長	北長左衛門(岩出祝慶ニテ)	門 岩出郡役所ニテ北長左衛	北大君	中 新戸長御中、蓬台教師御	山本弥市右衛門	
封筒入状	封筒入状	状	封紙包状	封紙包状	状	状	封紙包状	状	封紙包状	状	状	状	

エ-92-7	サ-34-3	サ-34-2	ウ-28-7	ウ-28-5	ウ-28-4	ウ-69	ア-117-5-4	ア-117-5-3	ア-117-5-2	カ-147	エ-390-12	エ-389-21-24
〔付箋〕	郵便貯金案内	御大典紀念勤儉貯金組合規約案 *ガリ印刷、2枚で一通、龍門村ニ居住スル戸主及其家族ヲ以テ組織ス	請人弁償金約定書之事(返済期限切れにつき証人が抵当売却の上返済の旨) *写、ウ28-4・ウ28-7と同	請人弁償金約定書之事(返済期限切れにつき証人が抵当売却の上返済の旨) *写、ウ28-4・ウ28-7と同	請人弁償金約定書之事(返済期限切れにつき証人が抵当売却の上返済の旨) *ウ28-5・ウ28-7と同、元は北の借金	太政官百八十七号 平民身代限抵償トシテ差押フ不カラサル品 *負債者財産付立之義ニ付同、土地質入書入売買之義同、公証猶予之義同外	相場(一覽) *状態悪い、木版、大坂金106匁2分5厘ほか	相場(一覽) *木版、大坂金103匁1分ほか	相場(一覽) *木版、大坂金102匁7分5厘ほか	①〔湯浅取替分ほか金銭書付一括〕 *束ね一括の内	〔立用金返金催促書状〕	〔金不調払い手詰につき片付頼み書状〕
*2点	*印刷					(明治16年以降)	4月9日	4月6日	4月2日	①(近代)	6月20日	12月31日夜12時(アツマ)日認め
	大阪通信局	(昭和3年11月より)	明治18年8月30日	明治18年8月	明治18年8月30日		川嘉	川嘉	川嘉		井関庄左衛門(印)	香戸定助從荒見村
			素引受証人井関儀三郎、証人植野又左衛門	素引請証人井関儀三郎、証人植野又左衛門	素引受証人井関儀三郎、証人植野又左衛門							那賀郡役所ニテ北長左衛門
			藤田彦兵衛	藤田彦兵衛	ふじ田彦兵衛						下	北長左衛門/北御先生閣
片	状	状	状	状	状	縦	状	状	状	一括	封紙包紙封	状

c 商業(酒造・鉱山ほか)

キ-54	ケ-24	ケ-22	ケ-37	エ-92-4	イ-312-2	イ-312-1	イ-312	ア-50	ア-195	ウ-27-5-2	ケ-36	ア-320
〔荷船紀ノ川筋通船許可願并許可書〕 *袖上部に「書面之荷船差免候事(割印・五条県)」との許可貼紙	乍恐奉願上候口上(造酒積出願) *ケ22の朱筆(書入)を受けて書、千樽	乍恐奉願上口上(酒千樽積出願) * (朱筆)「書面千樽積出シ之儀承届候条積出シ節々切手差出可之事」、但3斗5升入樽	結繩(造酒につき諸文書覚)	金銀出入帳	譲渡申酒造株之事 *酒造高12石5斗	覚(酒造株譲渡・酒料受取) *(封紙上書)「酒造株料請証」	【封紙包2通一括】↓詳細以下へ *(封紙上書)「証文 二通」	奉願口上(川船通船焼印頂戴願) *川船老艘、若山表折々通船致させ度	覚(定宿河内屋又六方への荷受請取送り) *ゞ九品	〔公儀造酒改めにつき造酒株印形差上一札〕 *御年預房様江差上候印形	酒造株控 *各々の名前が北ではない	車屋普請諸入用帳 *正月11日普請初
日	明治3年午12月	明治2年巳3月日	明治元戊辰年(・明治3年)	明治元年巳孟春日	慶応4年戊辰7月	慶応4年戊辰7月		元治元年子11月	嘉永5子年7月9日	天保8酉年	享和2戊年2月	宝永元年甲申卯月10日
(安楽見村願人喜多長左衛門・西惣左衛門・西伴助・嘉兵衛・定助)右村役人惣代年寄新重三郎(印)	寺領荒見村喜多長左衛門	高野寺領荒見村喜多長左衛門(印)	北長左衛門	荒見邨北酒肆(印)	桜池院様御蔵庄屋証人佐兵衛、渋田村株主佐近	東波田村佐近(印)		高野寺領安楽見村地土喜多長左衛門	奈良南門堂前たるい町河内屋吉兵衛(印)	東志富田村宮前神主別家佐兵衛(印)		
五条県役所	伊都郡民政役所	那賀民政局			喜多長左衛門	喜多長左衛門		那賀御代官所	信州更料郡丹波嶋与十郎・森之助、ゞ御同行拾五人組			
状	状	状	縦帳	横帳	状	封紙包状		状	状	状	縦帳	縦帳

ケ-21-4	ケ-21-2	ケ-21-1	ケ-21-3	ケ-21	ケ-33	ケ-33	ケ-38	ケ-28	エ-322	ケ-27	ケ-29	ケ-30	ケ-26
〔造酒免許鑑札願書〕 *当6年造高60石	記(生酒税・造醸税請取) *9円95銭・5円	記(沽酒税請取) *金6円	〔造酒免許鑑札願書〕 *当6年造高60石	【封紙包み4通】↓詳細以下へ 八月 造酒願石数書控并ニ税金上納シ請取書共在中 *(封紙上書)「明治七年	①記(壬申御免許酒造高につき) *一綴の1	②記(辛未御免許酒造高につき) *一綴の2	記(辛未御免許酒造高につき) *豎	〔酒造高并に同租税金関係文書一括〕 *重折	記(辛未の御免許酒造高届書) *御免許元石60石、酒造高51石	記(御免許酒造高書綴) 4月・8月	酒造其外取締并税則御布告 *筆写	酒造株筋御布令之写并願書製造願鑑札願等書上之控 辛未8月18日ほか	乍恐酒造株高奉御届口上 明治4辛未年①3月 29日②同年4月
明治7年	明治7年8月29日	明治7年4月20日	明治6年	明治6年3月	壬申9月	明治5年壬申8月	壬申8月・明治6年9月	明治5年壬申8月	明治5年壬申8月	明治5年壬申正月・4月・8月	辛未9月13日ほか	辛未8月18日ほか	明治4辛未年①3月 29日②同年4月
和歌山県支配紀伊国那賀郡荒見村北長左衛門(印)	五ノ区役所(印)第三大区五小区役所	五ノ区役所(印)第三大区五小区役所	和歌山県支配紀伊国那賀郡荒見村北長左衛門(印)	第三大区四ノ小区荒見村北長左衛門(印)	第三大区四ノ小区荒見村副戸長酒造人北長左衛門、	第三大区四ノ小区副戸長酒造人荒見村北長左衛門	(第三大区四ノ小区荒見村副戸長酒造人北長左衛門(印)ほか) 第三大区四ノ小区副戸長酒造人荒見村北長左衛門	第三大区四ノ小区副戸長酒造人荒見村北長左衛門	第三大区四ノ小区副戸長酒造人荒見村北長左衛門	第三大区四ノ小区副戸長酒造人荒見村北長左衛門	太政官ノ民部省・大蔵省ノ五条県詰会所惣代	(五条県ほか)	①右村北長左衛門(印)、久右衛門(印)庄屋・年寄 ②庄屋造酒人北長左衛門(印)年寄 新重三郎(印)
	北長左衛門	北長左衛門			同村々代新重三郎					造酒掛り役人	麻生津組、荒川組、喜志組、調月組、真国組、小川組、猪川組、毛瀧組、兵ノ谷組、細野組、友瀧組		五条県役所
状	状	状	状		豎 綴		状	豎折状	状	豎 綴	豎 帳	豎 綴	豎 帳

ケ-19	ケ-16-2	ケ-16-1	ケ-17	ケ-20	ア-223-4	エ-376-7-3	ケ-25	エ-389-16	ウ-27-5-1	ケ-23	ケ-16	ウ-65	ケ-39
〔積出の件岩出民政局より返事無き件につき書状〕 *玉川彦十郎へ催促申遣	覚(御免許酒高書雛形) *(端裏書)「岩出局試補玉川彦十郎より出候ヒナ形」	〔申聞旨有につき出頭依頼〕	〔積出民政局一条・国内積出のことにつき書状〕 *追啓は別紙で岩出民政局員紹介	〔御書付一条田村氏の件につき至急金子依頼書状〕	酒之通 *書付一頁のみ、一綴の4、-1~-3はV3項・-5-6はIV2b項にあり	覚(代金書上)	〔巳午未年別樽数覚書〕 *下書、ケ24と一連か	覚(御免高千樽の内酒百樽) * (裏書①)「表書之通改者也 那賀民政局(印) 巳十一月廿日」(裏書②)「表書之通改者也(印) 漢川口御番所 巳十一月廿日」(裏書③)「巳十一月廿一日(印) 紀伊国名草郡民政局」(下紙)「大坂堀江橋通播磨屋太七行」	覚(太政官への酒造上納金受取) *酒造12石5斗株	覚(酒積出し願ひ雛型) *ケ24文中の田中又左衛門の雛型はこれか、袖に「大谷仁兵衛」と有、若山湊川岸川上酒水揚所継三而大坂中嶋南詰なだ屋安四郎方へ積出	【封紙包2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「安楽見村 喜多長左衛門殿」 「那賀民政局」	明治拾八年新四月廿日酒蔵出売	記(明治七年御免許酒租税金上納) *罫
4月8日	月日	4月12日	3月29日(明治)	3月3日	午とし(近世)	午12月	(巳未)	巳11月20日	辰7月19日	卯10月21日		明治18年新4月20日	明治7年8月
津田九太夫	高野何村何ノ誰	民政局	津田九太夫	津田九太夫	北酒店(印)	北酒屋		寺領荒見村喜多長左衛門(印)	年預代(印)	寺領慈尊院村田村又左衛門			第三大区四ノ小区荒見村酒造人北長左衛門、副戸長新重三郎
喜多長左衛門		喜多長左衛門	あら見喜多長左衛門	喜多長左衛門	志磨真五郎	勇次郎			北長左衛門	岩出御役所			
状	状	状	封紙包状	状	横半帳	状	状	状	状	状		横帳	状

ア- 194-12	エ-390 -48-9	エ- 379-5	キ- 125-9	コ-8	エ- 379-4	ア- 212-8	ケ- 172	ケ-35	ケ-34	ケ-32	ケ- 252-2	ケ-31	ケ-18
【2点一巻き】↓詳細以下へ	〔米相場を知らせる書状〕	覚(大坂白米・酒等値段につき) *相場か	〔お預り紅花売払并代銀差上につき書状〕	覚(割木・木・桑ほか荷数書上げ) *ノ13又4分	〔塩売買・出帆等につき書状〕	〔他国切手百五拾樽分持上の書状〕	〔船にて酒出荷につき金銭等書上覚〕 *酒百挺川舟積出↓湊川岸滞船・海船へ移	酒造桶所持御届	〔高野山への酒造上金御下げ願関係文書綴〕 *下書か、造酒株規則も相立鑑札・免許税等外に上納	酒造桶所持御届 *「第三大区 小区」用箋、下書か	〔他所積造酒送り切手の品につき当局へ至急出頭すべき旨一札〕 *去る二日相通したが今以罷り出不申	〔醸造税金納させ差出旨の達し伝達〕 *清酒・味醂酒・紫蘇酒・醤油	〔御手製酒積出・民政局返答等につき書状〕
	11月25日	8月18日	7月6日	(4月4日)同13日)	旧2月19日(3月14日出)		(11月20日)		(近代)	(近代)	12月4日	8月27日	4月20日
	香戸定助	保□	木村善十郎		長州下ノ関ニ而香戸定助	毛綿屋清兵衛代竹之輔		紀伊国那賀郡荒見村第三大区四ノ小区清酒造営業人北長左衛門(印)	第三大区四五六ノ小区造酒人中	紀伊国那賀郡荒見郷第三大区四ノ小区清酒造営業人北長左衛門	伊都民政局	租税課	津田九太夫
		喜多御氏	喜多淳介		氏 荒見村北長左衛門ノ北御	喜多雅君					喜多長左衛門	各大区副区長	喜多長左衛門
	状	状	状	横 状	封紙包状	状	状	罫紙罫綴	罫 綴	罫紙罫綴	状	状	状

カ-124-7	カ-124-5	カ-124-1	カ-124	オ-18	ア-118-9	エ-389-4	ケ-177	ケ-177	ケ-177	ケ-178	ケ-250-15	ア-194-12-2	ア-194-12-1
<p>礦山讓渡願(荒見村北九郎へ)</p> <p>*「和歌山県那賀郡役所」用箋</p>	<p>鉱石分析</p> <p>*「北又新堂蔵」用箋</p>	<p>仮書取替証書之事(鉱山讓渡につき)</p> <p>*「証券界紙」用箋、字長栄鉱山</p>	<p>【封筒入8点一括】↓詳細以下へ</p> <p>城鉱山ニ関スル書類入(以下抹消)湯浅加一郎殿「和歌山県記録科」</p> <p>*「封筒上書」「長谷新</p>	<p>〔借区坑業明細表等銅坑税金に關し進達書類控一綴〕</p> <p>*荒見郷字澤・西新田・下新田・ハコヤ谷、坑名喜多山</p>	<p>諸色買物帖 *反故紙利用、中に垣内善八↓北長左衛門宛金銭請求書有</p> <p>〔明治12年卯3月日〕</p>	<p>〔鉱山の鉱石近々溶解すとの事につき至急帰宅を願う書状〕</p> <p>*書有との事で</p>	<p>③〔彩色絵図〕</p>	<p>②借区開坑願(赤沼田村内銅鉱開坑の旨)</p>	<p>①鉱山開業ニ付副証</p> <p>*赤沼田村領字宮之原ニ於テ銅鉱含有致候見込</p>	<p>鉱山開業云々ニ付嘆願書(鉱山開業反対につき村惣代連署)</p> <p>*鉱山は安政年間兩三度の開山以來甚敷悪水絶間なく溜池へ下流△</p>	<p>〔木につき覚書〕</p> <p>*桐・柿、ケ25011と関連か</p>	<p>〔八百屋源兵衛ほか覚書〕</p> <p>*堺目口東八百や源兵衛 右河州狭山江日々通候者</p>	<p>〔船出所・船宿引札〕</p> <p>*木版、三十石早船出所(河内屋)・下り船宿伏見あわどの橋東詰(八百屋)</p>
明治14年1月	明治13年11月5日	明治13年10月31日	(明治12年)同16年)	(明治12年卯3月日)	午前5時	(明治)11年7月15日	明治11年6月28日	明治11年6月	明治10年7月11日				
伊都郡新城村願人小藪朝三郎、右戸長	和歌山病院ニテ同淳	伊都郡新城村小藪朝三郎(印)、同村証人木下平造(印)	北長左衛門(明治16年のもののみ死亡で代理北淳太郎、一部印有)	(印)喜多山鉱山諸□□章)	同阿市三郎	和歌山県紀伊国名草郡寄合町住伊非常太郎(印)	(名草郡寄合町住)願主伊非常太郎(印)	第三大区四小区赤沼田村右衛門(印)・中前常次郎(印)	第三大区六小区西山村總代利右衛門(印)・外6人田係り西川佐七(印)				河内屋六兵衛・八百屋佐右衛門
	北九阜大人				和歌山北町ニテ北長左衛門		和歌山県令神山郡廉	第三大区六小区長北長左衛門					
罫紙	罫紙	罫紙	綴	横帳	封筒入状			罫紙綴	罫紙綴	状	状	状	状

オ-9	オ-8	ケ-182	オ-21	オ-20	オ-19	エ-390-21	ア-261	カ-124-6	カ-124-4	カ-124-3	カ-124-2	カ-124-8
農産物売上帳 *内容鉛筆書(赤・青あり)	農産物売上帳 *内容鉛筆書(赤・青あり)	〔養蚕・製糸につき諸費用書上帳〕 *内容3件、控	〔土地坪書付略図〕 *オ17・19・20と同所	〔土地坪書付略図〕 *オ17・19と同所、坪で広さ書付、地番無	〔鉱山地等土地坪書付略図〕 *2点、オ17と同所、①のみ朱筆あり	〔鞆ほか諸道具器械借用願書状〕(鉱山につき) 15年3月13日	⑥〔勸業課より礦山明細表記載につき伺覚〕 *喜多山産珀石	〔鉱山譲り渡し約定案文〕 *訂正あり	伊都郡新城村拾八番字垣内平露谷(絵図面) *略図・彩色あり、小藪朝三郎他2人持地	仮為取替証書之事(鉱山) *字長栄鉱山、片面墨書・片面鉛筆書	①〔前半〕鉱山譲り請約定為取替証書之事②〔後半〕鉱山条約定書 *綴穴無、新城村字垣内平露谷之内其許私有地之山林ニ於て鉱氣発見致官許受其元試掘為致有之所、代金500円	鉱山譲受願(新城村小藪朝三郎より) *「和歌山県那賀郡役所」用箋、カ1247と同手、案文か
昭和23年1月1日 (12月分)	自昭和21年4月1日 至昭和22年12月30日	①袖に明治13年11月15日勸業課へ出スと有)			②昭和15年12月15日 丈量ス	15年3月13日			(近代)		明治14年3月	(明治14年1月)
北農園	北農園		(北)	(北)	(北)	高松左武郎(伊都郡河根 邨ヨリ)					那賀郡荒見村本人北長左衛門・石城休左衛門、伊都郡新城村証人木下平蔵・萩山佐五右衛門	那賀郡荒見村願人北九郎、右新城村戸長中俵幸右衛門
						北長左衛門					①伊都郡新城村小藪朝三郎②伊都郡新城村村役人御中	
罫ノ一ト	罫ノ一ト	罫紙罫帳	図	図	図重折	封筒入紙		状	絵	罫	紙	罫

d 医業(私的文書・医学修行関係も含む)

コ-240	コ-233	コ-212	コ-176	エ-323	カ-149	ウ-80	ケ-189	ケ-40	ウ-102	キ-160	カ-57-1	カ-53
〔生徒寄宿舎室監任命書〕	〔衛生委員任命書〕 *印刷、那賀郡荒見村・杉原村衛生委員	〔式等通学生徒舎室長申付状〕	〔式等通学生徒舎副室長申付証〕	辞職願(医学修行仕度につき) *和歌山病院へ通学、「第三大区四五六小区」用箋	雑記(入学検査願・金銭払方書付ほか) *小型、和歌山病院本科教場	洋方産科医療免許仮鑑札 *第一八七号	履歴明細書 *50歳7ヶ月	履歴明細書 *日根郡岡田村生の医学修業者	〔北長左衛門履歴綴〕 *〔和歌山県那賀郡役所〕用箋あり、公務履歴・医者職履歴 (明治6年7月31日・同13年11月)	春風発育図解序(写) *2点一通重ね巻	〔医師施業講加入者へ医学館神農祭執行案内の通達〕 *〔端裏書〕「天保九戌十一月医学館より申来候写」、高野寺領医師へは各より御達可有之	定(医師医療従事につき) *袖部破損
明治14年2月14日	明治13年6月7日	明治12年10月21日	明治12年9月3日	明治11年11月15日	(明治11年5月)	明治9年12月8日	明治8年8月	明治8年8月29日	同13年11月)	天保辛丑嘉平月	10月晦日(天保9年か)	天保3年辰閏霜月
和歌山病院(印)	和歌山県(印)	和歌山病院(印)	和歌山病院(印)	第二十中学区五十一番安楽見小学在勤三等助教北農夫吉(印)	(印)北淳	和歌山県(印)	(荒見郡)本人北長左衛門、戸長蓬台貞蔵	本人山田文郎(印)(第三大区四小区荒見村北長左衛門同居)戸長蓬台貞蔵(印)	北長左衛門	月洲□士、(喜多淳介写之)	早瀬健哲、小原八三郎	取締方(印)
北農夫吉	北長左衛門	北淳太郎	北農夫吉	和歌山県令神山郡廉		第三大区四小区荒見村北長左衛門	和歌山県令神山郡廉	和歌山県令神山郡廉			奥孫四郎、喜多長左衛門	
状	状	状	状	紙	横	状	状	状	縦	状	状	状

ア-63	コ-172	エ-256	エ-259	エ-260	コ-243	ケ-190	ア-60	コ-234	コ-235	エ-389-58-8	ケ-263	コ-237	コ-241	
〔庶診者病後の治亡届書提出依頼〕 * 「和歌山県那賀郡役所」用箋	〔那賀郡医辞令〕 * 年俸10円	〔臨時医事会延期通知〕 * 「和歌山県那賀郡役所」用箋	記(明治十七年後半期分年俸及筆紙墨料受取)	記(明治十七年後半期分年俸及筆紙墨料受取廻送依頼) * 専用紙	〔那賀郡医任命書〕 * 年俸10円	〔医術開業願書類一綴〕 * ①医術開業願②履歴明細書(24歳1ヶ月)③授業及卒業証之写	入学願 * 「北又新堂蔵」用箋、開届の旨朱筆押印(10/12)	〔種痘施術免許証〕	〔那賀郡医任命書〕 * 年俸10円	〔印形幸便に託す旨并医学修業の状況等につき書状〕	〔今日着書面の旨承知并製薬振り知らせ願ひ書簡〕	洋方産科医術免許仮鑑札 * 専用紙	〔生徒寄宿舎室監依頼差免書〕	
(近代)18年6月24日	明治18年4月9日	明治18年3月10日	明治18年2月14日	明治18年2月13日	明治17年4月7日	明治16年10月24日	明治16年8月20日	明治16年5月21日	明治16年4月20日	明治15年7月6日認 メ発ス	明治15年7月5日 5時	明治15年6月20日	明治14年2月22日	
衛生係(印)・那賀郡役所 (衛生係)	和歌山県(印)	那賀郡役所衛生係(印)	那賀郡医北淳太郎(印)	那賀郡役所会計係(印)	和歌山県(印)	荒見村北農夫吉(印)、戸 長新重三郎(印)	北九郎(印)、戸長新重三 郎	和歌山県(印)	和歌山県(印)	港北野町三丁目北淳太郎	北淳太郎	和歌山区港小野町三丁目 北淳太郎	和歌山県(印)	和歌山病院(印)
荒見村北淳太郎	北淳太郎	北淳太郎	和歌山県令 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>(縦)</small>	荒見村郡医北淳太郎	北淳太郎		和歌山県医学校	北淳太郎	北淳太郎	那賀郡阿良見村北長左衛 門様方ニ而北農夫吉	那賀郡岩出ノ近辺高塚村 寄留北長左衛門、吉村博 三、北農夫吉	那賀郡荒見村長左衛門長 男北淳太郎	北農夫吉	
罫紙	状	罫紙	状	状	状	罫帳	罫紙	状	状	葉書	葉書	専用紙	状	

コ-214	学説合格承認証													
コ-220	〔湊町駅検疫出張所詰辞令〕													
コ-178	〔検疫委員辞令〕													
コ-222	〔医員依願免職辞令〕													
コ-242	〔和歌山県病院医員辞令〕 *月8円、年俸10円、(封筒差出)「和歌山県病院」													
コ-183	〔幼稚園医兼務辞令〕													
コ-177	〔第三大試験及第証〕													
コ-175	〔第二大試験及第証〕													
コ-174	〔第一大試験及第証〕													
コ-185	〔拡張委員委嘱〕													
コ-187	〔難波第一尋常高等小学校学校医委嘱状〕													
ケ-191	医術開業前期試験及第之証													
コ-211	〔理科試業及第証〕													
コ-173	〔依願免職辞令〕													
	*大阪にて受験													
明治32年11月23日	明治32年11月22日	明治32年11月22日	明治32年9月29日	明治32年7月19日	明治32年6月7日	明治32年4月19日	明治32年4月4日	明治32年3月6日	明治32年2月	明治31年9月15日	明治29年5月23日	明治19年12月25日	明治19年2月6日	
軍医監立足立寛(印)	大阪府	大阪府	和歌山県	(朱印)・和歌山県	大阪府役所	試験委員教諭賀古桃次(印)・同小川三之助(印)・同熊谷幸之輔(印)	試験委員教諭高橋伝吾(印)・同賀古桃次(印)・同多田学三郎(印)・同大西克孝(印)	試験委員教諭高橋伝吾(印)・同賀古桃次(印)・同奈良坂源一郎(印)	大阪私立衛生会会頭菊池侃二	大阪府	省衛生局長後藤新平(印)	和歌山医学校長医学博士半井英輔(印)・和歌山医学外3人校試業委員西郷正義(印)	和歌山県	和歌山県
北素一郎	検疫委員北十郎	北十郎	和歌山県病院医員北十郎	北十郎	難波第一尋常高等小学校医北淳太郎	北十郎	北十郎	北十郎	喜多淳次郎	北淳太郎	和歌山県北素一郎	北素一郎	那賀郡医北淳太郎	
状	状	状	状	封筒入状	状	状	状	状	状	状	状	専用紙	状	

コ-216	〔ベスト予防特別勤労につき賞与証〕	*7円	明治33年2月12日	大阪府	検疫委員北淳太郎	状
コ-182	〔検疫官手当辞令〕	*1日2円70銭	明治33年2月12日	大阪府	検疫官北十郎	状
コ-194	〔免職辞令〕		明治33年2月12日	大阪府	検疫委員北淳太郎	状
コ-192	〔日給辞令〕	*日給2円70銭	明治33年1月16日	大阪府	検疫委員北淳太郎	状
コ-205	〔日給辞令〕	*日給3円	明治33年1月16日	大阪府	検疫官北十郎	状
コ-208	〔南検疫委員事務所詰辞令〕		明治32年12月31日	大阪府	検疫委員北淳太郎	状
コ-219	〔伝染病予防従事につき手当金給与状〕	*4円50銭	明治32年12月25日	大阪府	検疫官北十郎	状
コ-195	〔ベスト病予防健康診断尽力につき別紙目録贈進につき一札〕 *印刷、(封筒差出部菊蕪版)「大阪府知事菊池侃二」		明治32年12月20日	大阪府知事菊池侃二	北淳太郎	封筒入状
コ-193	〔難波駅検疫出張所詰辞令〕		明治32年12月12日	大阪府	検疫委員北淳太郎	状
コ-191	〔検疫委員辞令〕	*月60円	明治32年12月12日	大阪府	北淳太郎	状
コ-190	〔月給辞令〕	*月65円	明治32年12月12日	大阪府	検疫官北十郎	状
コ-186	〔検疫官辞令〕		明治32年12月12日	大阪府	検疫委員北十郎	状
コ-184	〔難波駅検疫出張所詰辞令〕		明治32年12月6日	大阪府	検疫委員北十郎	状
コ-221	〔月給辞令〕	*月60円	明治32年12月3日	大阪府	検疫委員北十郎	状

コ-181	目録(袴料) *金5円、コ180と対													
コ-180	〔職務勉勵につき贈与証〕 *別紙目録がコ181	明治33年7月26日	大阪府 大阪市南区长井上正陽 (印)	難波第一尋常高等小学校 元学校医北淳太郎	状									
コ-204	〔難波検疫委員事務所詰辞令〕	明治33年7月3日	大阪府	検疫委員北素一郎	状									
コ-203	〔検疫委員辞令〕 *日給2円30銭	明治33年7月3日	大阪府	検疫官北素一郎	状									
コ-209	〔検疫官辞令〕 *日給2円	明治33年6月23日	大阪府	北素一郎	状									
コ-201	〔難波幼稚園医兼務辞令〕	明治33年6月21日	大阪府役所	難波第一尋常高等小学校 校医北十郎	状									
コ-200	〔難波第一尋常高等小学校学校医辞令〕 *月8円	明治33年6月21日	大阪府	北十郎	状									
コ-202	〔日給辞令〕 *日給3円	明治33年6月15日	大阪府	検疫官北十郎	状									
コ-207	〔依願解職辞令〕	明治33年6月5日	大阪府	難波第一尋常高等小学校 学校医北淳太郎	状									
コ-189	〔兼務嘱託解任辞令〕	明治33年6月5日	大阪府役所	淳太郎	状									
コ-213	医術開業後期試験及第之証	明治33年6月3日	軍医監足立寛(印) 医術開業試験委員長陸軍	難波第一尋常高等小学校 学校医兼難波幼稚園医北 淳太郎	状									
コ-218	〔検疫官辞令〕 *日給2円70銭	明治33年4月1日	大阪府	北素一郎	状									
コ-199	〔ベスト予防勤労慰労金証〕 *金5円	明治33年3月28日	大阪府	検疫官北十郎	状									
コ-217	〔ベスト防疫功労表彰〕	明治33年2月12日	大阪府知事菊池侃二(印)	元検疫委員北淳太郎	状									

ア-56	エ-267	ケ-194	ケ-193	エ-280	イ-379	エ-246	ア-57	エ-241	サ-32	コ-215	コ-206	コ-179	コ-196
挨拶(帰郷につき案文) *「大阪府」用箋、25年ぶり帰郷開院、ア62参照	〔医院開業広告下書〕 *エ246参照	〔帰郷開業挨拶文〕 *ケ193とほぼ同	〔帰郷開業挨拶文〕	広告(医院開院につき) *案文、訂正あり、産科・婦人科・小児科の三科を専務とし内科・眼科一般を治療	〔病院開業通知書〕	広告(開院案内) *案文、訂正あり	〔喜多医院広告文案〕	大阪私立衛生会之員証 *印刷、名刺判、(封筒上書)「北淳太郎殿」	〔北淳太郎・十郎・素一郎医術に関する履歴等書類一綴〕	〔ベスト防疫功労表彰〕 *4月以来大阪府で発生が終息し職を解	〔ベスト予防特別勤労賞与証〕 *金8円	〔検疫官辞令〕	〔検疫委員辞令〕 *日給3円10銭
(明治43年4月1日以前)		4月10日	4月10日		(近代)4月10日	明治43年3月日	明治43年	明治41年10月24日入会	(明治後・末期頃)	明治33年8月31日	明治33年8月31日	明治33年8月31日	明治33年8月2日
(北淳太郎)	(北淳太郎)	北淳太郎	北又新堂本院院主北淳太郎	龍門山紀川南喜多医院	北又新堂本院院主北淳太郎	那賀龍門山下紀ノ河南喜多産科医院	龍門山下紀川ノ南喜多医院院主北淳太郎	大阪西区土佐堀通三丁目大阪私立衛生会(印)		大阪府知事菊池侃二(印)	大阪府	大阪府	大阪府
								北淳太郎		元検疫官北素一郎	検疫官北素一郎	検疫委員北十郎	検疫官北十郎
罫紙	状	罫紙	状	状	状	罫綴	罫折状	封筒入札	罫紙罫綴	状	状	状	状

エ-387-7	〔別紙医学館よりの通達廻達の旨一札〕 *別紙医学館よりの本文は欠	閏4月3日	瀧口元瑞 [㊟]	荒見喜多長左衛門	封紙包状
エ-341	〔下女流産の後腰痛につきお世話を願う書状〕	卯月14日(封紙は卯月4日)	とよた準助	あら見喜多長左衛門/喜多御氏	封紙包状
ア-220-9	〔調銀出来難き事につき書状〕	4月13日	矢半田長三郎	荒見村喜多淳助	状
エ-387-19	〔産後の大妙薬頂戴依頼書状〕	3月8日	柴野内邦三郎	荒見村喜多御氏	封筒入状
ケ-207	舌撰(麻生津谷重兵衛妻出産につき薬草依頼)	3月6日	自麻生津爺より	北淳太郎	状
ア-212-3	〔薬依頼書状〕 *淳蔵と息子2人まだ薬必要	3月6日	(手紙上)木村淳蔵、(封筒上)花村喜多の	喜多長左衛門	封筒入状
カ-121-5	〔貴家お召抱を望む者の紹介書状〕 *左近 男性・医者か、僻地牛痘治療	3月5日	左近事河野木川	喜多長左衛門	封筒入状
ア-212-10	〔薬依頼のためお容体書〕	2月17日	木村淳蔵	喜多先生公	状
ウ-27-5-3	奉願上口上(弟子岩出組宮村へ開業の旨) *弟子城主膳	卯9月	林周蔵	取締衆中	状
ウ-27-5-4	奉願候口上(弟子岩出組宮村へ開業の旨) *弟子城主膳	卯7月	林敬輔(印)周蔵	取締衆中	状
ウ-27-5	【封紙包み4通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「伊都郡名手組切畑村 林周蔵」				
ウ-27	【包紙包み一括18点】↓詳細以下へ *(包紙上書)「諸入費 金貳兩貳歩」				
ア-220-6	覚(神農祭献備銀受取) *銀貳銭	卯正月	医学館(印)	喜多淳介	状
ウ-62	属托書(龍門村尋常高等小学校校医)	大正9年3月日	龍門村長柑本政太郎(印)	北淳太郎	状

キ-113-1	キ-113	ア-214	ア-183	ア-186-3	ア-186-2	ア-186-1	ア-186	ア-257	エ-388-5	ア-259-9-3	ア-173	エ-389-21-19	ケ-242
〔役所より喜多淳介への達状送り書状〕 *文中の「別紙」が次のキ113-2か、創業相済	【封紙包2通】↓詳細以下へ 喜多長左衛門様御用書入口 三木俊道 「自若山」 *(封紙上書)「荒見村	別ニ奉願候(葉選出願と淳蔵容体書)	容躰(容体悪いのでおいでを願う) *八月十七日頃より風邪	別啓(山口源吾悴病死の知らせ) *山口源吾悴柳瀬勝次郎	〔吉兵衛悴浅次郎容体書〕	〔悴の容体を知らせる書状〕	【封紙包み一括4通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「喜多淳介様 木村淳蔵拜 七月廿六日夜認」	容体 吉兵衛小児(容体書き)	〔三男悴・自分容体書 診察依頼書状〕 *追伸2点別紙	おぼへ(葉につき)	口上ニ而申上候(病気妻の葉願) *日付横に「志賀村より」とあり	〔葉調合等の礼状〕	口述書(自家病人の容体を尋ねる書状) *今朝お見舞下さったが病人傍では詳しく尋ねられず
11月13日	(夏)					7月26日夜		7月23日夜	7月21日	(7月15日)霜月13日	7月13日	7月2日	5月22日
三木俊道						淳蔵		淳蔵	木村淳蔵		福田屋喜兵衛	保田むら柴屋忠三郎	新在家熊五郎
喜多長左衛門	(先生公)					先生公		先生公	喜多淳介/喜先生		あら見むら北御氏	北御氏	あらみ御先生
状		状	状	状	状	状		状	封紙包状	状	状	封筒入紙 封野	状

ア-220-2	イ-324	ア-53	サ-18	エ-344	ア-220-8	ア-177	イ-332-2	ア-31-6	カ-57-4	カ-57-3	カ-57-2	カ-57	キ-113-2
〔薬依頼のため浅二郎容体書〕 *2枚、藤兵衛仲	〔痘苗のことにつき書状〕 *〔端裏上書〕「南紀荒見村にて佐々木勲勇様 今村文吾」	記(栄吉妻へ薬調合依頼) *荒川上村英吉	〔容体快方向を悦并薬「月華丸」送り書状〕 *この症状にはこの薬に勝るものなし	〔悴病気につき診察を願う書状〕	〔容体を知らせ薬を依頼する書状〕 *2枚	〔薬貰い度自分の容体を知らせる書状〕 *もはや十日になるが全快せず	〔往診依頼書状〕 *虫損、一部変色	〔薬料送り書状〕	〔御用人衆より医師施薬講加入者へ医学館神農祭執行案内の通知〕 *来正月17日執行、高野寺領医師へは各より御達可有之	口演(馳走お礼并医学館より申来別紙達順達願) *虫損大、(封紙上書)「あら見村喜多長左衛門」 奥孫四郎	〔御用人衆より医師施薬講加入者へ医学館神農祭執行案内の通知〕 *来17日執行、高野寺領医師へは各より御達可有之	【封紙包み一括4点】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「医学館よりノ御通シ」	〔淳祐川辺村へ出張療治致度願い聞届の旨一札〕
		31日	28日	14日	7日	5日	臘月30日	12月23日	12月22日	霜月4日	11月4日		11月13日
	宗伝	長左衛門	野間玄達	木村	淳蔵	淳蔵	長東玄珪 ⁽²⁾	淳蔵	早瀬健哲、小原八三郎	奥孫四郎	早瀬健哲、小原八三郎		医学館執事
	上 信教大人	淳太郎	奥八郎	先生公	先生公	先生公	喜多大国手	先生公	奥孫四郎、喜多長左衛門、田尻円次郎	喜多医師	奥孫四郎、喜多長左衛門、田尻円次郎		喜多長左衛門
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	状		状

ケ-200	エ-375	カ-54	カ-52	エ-342	サ-56	サ-55	カ-56	カ-153	カ-55	エ-389-54	エ-389-41	ア-260	ア-220-5
〔北又新堂本院領収書〕 *印刷、未使用	〔インヂゴカルミン製法ほか薬品製法書付〕 *小型	〔喘息ノ奇方ほか治療法・漢方薬名書付〕 *小型	〔薬の効能書覚〕	益寿糖(薬引札) *印刷	医伝 *初め特に大損、軸・紐なし	剤分(漢方薬による) *紐無	丸散(薬調合品書上値段付) *袖部破損、「松陰医丈」とあり	江馬 春齡先生経験方(漢方処方につき写本) *小型、裏表紙に九阜外史とあり	医家勲誠 *印刷	〔医たる者につき一札〕	〔菅野氏の病状投薬につき一札〕	〔薬代金封〕 *白銀沓包	〔民間療法書覚〕 *内容①溺死ヲ救②湯火傷薬③不亀手方
明治	(近代)								天保壬辰孟春(3年)		(近代)		
北又新堂本院				御用御香具同京中立売通室町東入所濟生堂(印)、出店大坂島之内心齋橋通三津寺筋北入田村太兵衛(印)	松陰医丈岡本方安(印)	松陰医丈岡本方安(印)	岡本方安(印)	門人西脇典秀 ²⁾ 撰、男江馬孫信成校	中川故其徳(印)	矢半田		杉原村久七	
										北			
横 帳	横折状	横折状	状	状	卷 子	卷 子	卷 子	横 帳	状	状	状	封 紙	状

IV 3 a 家来筋出入

ウ-4-11	キ-49	ア-230	ウ-16-10	ウ-16-1	キ-50	ウ-2-2	ア-23-18
【封紙包み2点】↓詳細以下へ *(封紙上書)「惣右衛門親長作大岩を預り候節証文」	請状之事(貴様領分我等申請につき) *虫損・劣化破損大抜注意	謹而御請申上條々(御役儀請につき) *写文2点、(封紙上書)「遍照尊へ上候写 吉兵衛と御座候証文之写し 一件」 「先年出入ノ刻遍照尊院より此書付被□来」、北殿家老筋家	御請状之事(我等所持地と彦右衛門所持地替えにつき) *下書、虫損、家来	御請状申上条々(田島家屋敷預り) *虫損、伝右衛門へお預の家屋敷田島我らに又お預け下さり	〔北家田地作人未進あり迷惑の旨一札〕 *寛永17年は庚辰、破損有特に袖部	連判ニ而相定書物之事(屋敷つきのせう一件につき) *(封紙上書)「喜多内衆書物」	紀州南賀郡安良見地詰帳龍城院元和六庚申年十一月吉日年預坊御判 *惣合18石4斗8合 (元和6年11月)
	寛文9年12月23日	寛文9年2月2日	寛文7年未5月16日	26日 万治4年ウシノ3月	日 寛永17年辛巳 ^{ツゴ} 2月7日	日 寛永13年丙子2月26日	
	善太郎(印)、吉左衛門(花)	吉兵衛	主長左衛門(印)、口入十兵衛(花)	証人伝右衛門(書)、預り主伝(三書)	正龍院覚進(花)	あらゝ喜多ノ内衆久兵衛(書)・郎左衛門尉(書)・善四郎(書)・二助(書)・五郎左(書)外23人	
	長左衛門	遍照尊院様御代官	遍照尊院様御後見様	喜多長左衛門	安良見村北長左衛門	喜多長左衛門尉、喜多三太郎	
	状	封紙包状	状	状	状	封紙包状	状

a 家来筋出入

3 家来筋・雇人

エ-386-32	サ-57	エ-130	ア-20
〔医学論説名書付〕	口伝(胎児略図) *軸・紐なし	〔人体ツボ略絵図〕	〔人体の内臓とツボにつき写書〕 *前欠、絵・朱筆あり
状	卷子	状重折	状

ア-243	ウ-7	ウ-109-1	ウ-109-3	ウ-109-2	ウ-109	イ-285-10	イ-285-6	ウ-16-4	ア-27-9	エ-9-2-2	エ-9-2	ウ-4-11-2	ウ-4-11-1
一札之事(御立腹御取上の喜多名前家屋敷永々申請につき) *(封紙裏書)「次右衛門屋敷遣候節ノ証文」	安良見村喜多源之丞同村彦五郎就諍論双方へ加異見内証ニ而相 濟候一札之事 *虫損多、此通り曖ニて候へ共彦兵衛方合迄上申し候故訴	〔土地仕法につき書付〕	一札(預り田畑返却し家来役も仕らない旨手形) *親次郎助代より田畑お預け下され家来役動	乍恐口上書(畠預作人違儀迷惑につき訴) *彦兵衛と左五兵衛	【こよりにて束ね一括3点】↓詳細以下へ	永代売渡し申畑之事	永代売渡し申畑之事 *写、西安良見、本紙はイ24か	請状之事(屋敷畑につき前々の如く相勤むべき旨) *ア27-9参照	一札(家へ召帰らざるにつき) へ先年の如く礼を失する事無く仕る旨、虫損、ウ16-4参照 *追放を許されか、喜多家	〔自今正智院下入作夫料本百姓へ下ざる旨一札〕 *(端裏書)「荒見村正智院下夫料書物」	【封紙包み状4点】↓詳細以下へ *(封紙上書)「讓状 正智院より添状有」	〔中元渡し覚〕	御預ヶ被下候田地一札之事(屋敷・田預り)
元禄10年丑2月11日	元禄9丙子年正月29日	(近世)	元禄10年丑8月朔日	元禄8亥年極月5日		元禄6年酉ノ極月21日	元禄3庚午年極月23日	延宝7己未年4月	延宝 ^{ていご} 年正月8日	寛文13年3月2日		(7月~8月)	寛文11年3月11日
本人治右衛門(花)、請人半左衛門(印)	本人彦五郎、彦兵衛		次郎右衛門(花)	喜多長左衛門		りり主孫三郎(花)、庄屋彦十郎(花)、口入清九郎(花)、同権兵衛(印)	売主市郎兵衛、口入理右衛門、証人二郎左衛門、同平右衛門	金藏院様御下太郎吉、同証人惣右衛門	太郎吉、請人権左衛門、同惣左衛門	正智院後見(印)			預り主長作(書)、証人伝三(書)
喜多長左衛門	喜多源之丞		喜多長左衛門	年預代		左五之丞	喜多源之丞	喜多長左衛門		長左衛門并百姓中			喜多長左衛門
封紙包状	状	横折状	状	状		状	状	状	状	状		状	状

IV 3 a 家来筋出入

イ-460-2	イ-460-1	イ-460	ウ-16-3	ウ-18	ウ-17	ウ-4-3	イ-285-23	イ-285-25	ウ-3-26	ウ-4-2	ア-24-3	ア-24	ア-27-5
乍恐以書付御訴訟申上候(屋敷・田畑等所持につき源之丞詮議願) *一部破損大、(端裏書)「安良見村市兵衛仲藤兵衛 三宅備前守殿へ差上候訴訟之写」、相手正智院下源之丞(喜多)	乍恐奉願口上(家来彦左衛門再詮議願) *破損大、写	【封紙包み2点一括】↓詳細以下へ *(封紙上書)「金剛三昧院様御年預坊ノ時以御意写之」	一札(彦左衛門居申候垣内お預けいただき請) *虫損	乍恐御會議奉願候口上之覚(北源之丞家来筋か否か出入訴状写) *長文、虫損、「右之書付於御席多聞院様御口上ニ而御渡し被遊候」とあり、裏書は返答書差上旨 *ウ17とはぼ同	乍恐御會議奉願候口上之覚(北源之丞家来筋か否か出入訴状写) *長文、虫損、「右之書付於御席多聞院様御口上ニ而御渡し被遊候」とあり、裏書は返答書差上旨 *これを6、23付で喜多源之丞へ吟味すべき旨書付あり	作五郎書物下書案文指上申一札事(喜多源之丞被官はなれの旨) *大破損	証文(彦兵衛・彦五郎下作畑出入下済につき) *虫損、最後に承知の旨書き西へ修禪院へ返、先年喜多より彦六へ下作申渡その子孫2人喜多へ不届で年預坊へ地論	一札之事(彦五郎作地地論止め銀子請取につき) *大破損	一札之事(喜多との嶋畑地論済につき) *裏書あり(丑十月廿五日修禪院(印)、銀子10枚受取修禪院へ進上)	〔喜多家家来筋他お尋につき返答書控〕 *彦六は1人・喜多源之丞家来筋善四郎伴惣右衛門は今も家来役勤 *年預坊の裏判あり	覚(寛政十三年の古証文名前前者の子孫につき) *年預坊の裏判あり	【封紙包み3通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「家来連判ノ書物」	一札之事(父子で不調法御立腹へお詫びし神職そのまま仰付につき) *△
宝永2年10月	未6月		元禄17甲申年3月8日	(元禄15年)午5月12日(裏書)元禄16年未3月12日	(元禄15年)午5月12日(裏書)元禄16年未3月12日	元禄11年6月18日	元禄10丁丑年霜月日	元禄10丑年10月日	元禄10丑年10月25日	元禄10年9月日	丑8月朔日/元禄10丑年10月25日		元禄10丑年閏2月17日
(高野学侶三藏院下)訴訟人藤兵衛	喜多長左衛門(印)		預り主九郎兵衛(拇印か)、請人松右衛門(印)	安良見村彦左衛門(裏書)年預坊)	安良見村彦左衛門(裏書)年預坊)	あらみ村作五郎、証人清左衛門	修禪院快意(花)	源之丞	安良見村彦五郎(印)	安良見村庄屋中連判	(右書)付之人数字右衛門(書)宗右衛門(印)喜多源之丞(印)郎左衛門外8人		禰宜主水(花)、証人子治右衛門(花)
寺社奉行所	寺社奉行所御役人		喜多長左衛門	年預代(裏書)安良見村源之丞)	年預代(裏書)安良見村源之丞)	御奉行修禪院	安良見村西重兵衛	修禪院	修禪院	年預代			喜多長左衛門
状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状

キ-28	ウ-3-7	ウ-3-5	ウ-3-3	ウ-3-1	イ-285-19	エ-9-2-1	ウ-3-19	ウ-15	ウ-96-3	ウ-3-11	ウ-3-8	イ-285-24	ウ-3-17
	指上申一札之事(家来筋彦左衛門一件訴訟済裁許請証文写) * (端裏書)「喜多長左衛門差上候一札之写」	筋出入済申渡請証 * (端裏書)「九左衛門裁許証文写」	差上申一札之事(家来筋彦左衛門一件訴訟判決仰渡され写) * 破損、(端裏書)「市兵衛藤兵衛差上候一札ノ写」、ウ311とはほ同	□ ^宛 一札之事(家来筋彦左衛門一件訴訟判決仰渡され写) * 袖上部欠損	差上申一札之事(喜多家との主従関係につき彦左衛門訴訟裁許請証文写) * 虫損、彦左衛門は江戸十里四方・京・大坂・東海・道筋・日光・日光街道筋・紀州一國追放、市兵衛・藤兵衛は江戸十里四方・紀州一國追放	一札(北家より田地家屋敷預り家来役地奉公仕承知の旨) * 虫損、親彦左衛門	賞(帳面名前未切替人書上)	一札之事(以前彦左衛門喜多家地奉公家来役勤を承知の旨連印写)	指上申一札之事(彦左衛門家が従来長左衛門家へ地奉公の儀承知の旨連署写)	指上申一札之事(彦左衛門家来役勤証明連判写) * ウ318と同文但封紙なし	指上申一札之事(彦左衛門家来役勤証明庄屋連判写) * 庄屋12人連判6ノ8芝高野寺江着同10日三宅備前守様御役人矢木仁右衛門殿へ渡写	乍恐返答書(家来筋彦左衛門等一件訴訟吟味願) * (端裏書)「紀州南賀郡安良見村源之丞 組頭 庄屋」、戌3ノ21備前・弾正・左京・播磨よりこの訴状へ返答書差出す旨裏書	乍恐以書付御訴訟申上候(源之丞家来筋一件につき写) * (端裏書)「紀州南賀郡安良見村源之丞 組頭 庄屋」、戌3ノ21備前・弾正・左京・播磨よりこの訴状へ返答書差出す旨裏書
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年8月8日	宝永3年7月朔日	宝永3年5月25日	宝永3年5月8日	宝永3年5月8日	宝永3年5月8日	宝永3年4月	宝永2年酉10月
	正智院下喜多長左衛門	南賀郡高野山領安良見村 高野山領安良見村蓮花三 味院下元庄屋九左衛門下 庄屋庄屋惣名代久右衛門	南賀郡高野山領安良見村 三蔵院下元百姓市兵衛・ 藤兵衛	高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門 外大屋町五久兵衛 高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門 高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門	高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門 高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門 高野山領安良見村三蔵院下元百姓 左衛門久右衛門	門三郎(書)	安良見村役人兵四郎(印)、 同村役人久右衛門(印)、 同村役人彦之丞(印)	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門	安良見村通照尊院下庄屋兵四 門外各院下庄屋惣右衛門
	寺社奉行所	寺社奉行所	寺社奉行所	寺社奉行所	寺社奉行所	喜多長左衛門	年預代	長左衛門	年預坊	年預坊	年預坊	奉行所御役人	寺社奉行所
	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	状	状

ウ-19	ア-345	ウ-3-18	ウ-4-8	イ-285-7	キ-31	イ-285-5	ウ-16-5	ウ-16-7	イ-285-4	キ-28-4	キ-28-3	キ-28-2	キ-28-1	
乍恐口上(彦左衛門が北家家来筋か否か今一往のご詮議願) *写、彦左衛門は去々年まで私家来役并地奉公等勤来候処去年以来其届ケ不仕	寛文年中享保迄売地控 *家来	寛(田畑名前替につき) *元来は喜多所持地	寛(西から巳の村方并組下勘定済書替し)	返り証文(買得畑につき) *来亥暮迄に右銀子相立候ハ、畑相戻	〔封紙〕 *(上書)「寺社御奉行所ニ而此通紙ニ書付被成御下ケ被下候書付等喜多長左衛門差出候書付」	一札(下作預り畑年貢につき) *年貢未進一件もあり	一札之事(未進銀皆済下され畠屋敷お差置お礼并地奉公仕旨) *庄右衛門未進	一札之事(庄右衛門お預ケ地の内畑お預りにつき) *貴様御地本	譲り渡申畑ケ之事 *東安良見島田畑	指上申一札之事(彦左衛門は喜多家家来筋か否か訴訟裁許請書) *(端裏貼紙)「四 喜多長左衛門裁許証文写」	差上申一札之事(彦左衛門訴訟一件で虚偽証抛差出の旨)吟味裁許請書 *(端裏貼紙)「三 九左衛門裁許証文」	差上申一札之事(彦左衛門へ荷担につき吟味裁許請書) *(端裏貼紙)「二 市兵衛藤兵衛裁許証文 写」	差上申一札之事(彦左衛門は喜多家家来筋か否か訴訟裁許請書) *封紙に朱で六十四と有、差上一札本紙	
丑9月5日	(寛文(享保))	宝曆2年甲ノ11月日	寛延3年午3月日	寛保2年戊3月28日	(元文5年申ノ10月)	享保18年丑7月21日	正徳6年閏2月日	宝永8辛卯年3月日	宝永5戊子年霜月18日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	宝永3丙戌年12月9日	
喜多源之丞		勘七(印)、証人数馬(印)	蔵庄屋兵右衛門頼代兼右衛門(印)	明光院隠居智教、証人忝音(印)	(喜多長左衛門)	畑預り主勘六(印)	預り主庄右衛門(印)、預り主又三郎(印)	預り作人又三郎(印)	譲り主賀兵衛(印)、証人庄屋西兵四郎(印)、口入久右衛門(印)	見村正智院下喜多長左衛門	紀州南賀郡高野山領安良(印)、(奥書)安良見村運金院下庄屋庄屋惣代名代久右衛門(印)	見村三藏院下元百姓市兵衛・藤兵衛	紀州南賀郡高野山領安良見村(印)、(奥書)安良見村運金院下庄屋庄屋惣代名代久右衛門(印)	下配元南賀郡高野山領安良見村三藏院下元百姓市兵衛(印)、(奥書)安良見村運金院下庄屋庄屋惣代名代久右衛門(印)
年預代		喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	(寺社奉行所)	喜多長左衛門	御地本喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	寺社奉行所	寺社奉行所	寺社奉行所	寺社奉行所	
状	縦帳	状	状	状	封紙	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	

イ- 285-15	イ- 285-18	イ- 285-16	イ- 285-14	イ- 285	ア- 23-19	ア- 23-17	ケ-63	ウ- 4-7	ア- 259-3	ア- 235-9	キ-98	タ-26	キ- 124
〔封紙〕 *〔封紙上書〕「御奉行所へ差上候下書 未ノ年 阿部飛騨守様へ」、イ285-17の封紙	寅三月十二日留書 あら見源之丞・彦左衛門事(訴訟の集議一決 写) *大虫損、文中の「彦兵衛」を全て「彦左衛門」に訂正している	〔集議のため年預房へ詰る旨達一札〕 *一部欠損	〔源之丞訴訟の件につき登山命じる一札〕 *本紙ハ彦兵衛方へ遣ス写改筋ニ遣シ申候	【封紙包み25点一括】↓詳細以下へ *〔包紙上書〕「家来彦左衛門出入書付」	〔龍城院下百姓につき覚書〕 *控か	〔龍城院下百姓につき覚書〕 *元和地詰時は無↓私家来3人遣↓その子孫恒右衛門・八右衛門・五兵衛	藤兵衛段々偽を申上ニ付為心得覚(田畑支配に關し喜多家来筋 出入一件書上) *長文、九兵衛以前喜多家来分者	〔長左衛門訴訟の件につき登山の旨差紙写〕 *先方へ渡た写	あら見村兵四郎方へ市兵衛子藤兵衛一人召寄可申渡口上(畑方 吟味で我儘口上不屈きにつき)	差上申口上書覚(玄雪仲主計喜多遣土地不埒売一件と神職勤さ せ候事等につき御披露願一札) *〔端裏書〕「十月廿五日ニ源之丞□□候下書」	覚(家来筋彦左衛門皆済直に取らせ地の所有権出入につき) *長文、少損、私方より指上候証拠書付有	家来共作法之覚(家来ノ書物) 候而□木仁右衛門殿へ一通差上ケ置候、虫損多 *〔端裏書〕「此書付請書いたし	〔来五月之集議に内々の出入ご穿鑿仰出の旨を伝える一札〕 *虫損・抜注意、相手ニ彦左衛門
	寅3月12日	丑ノ9月20日	丑ノ7月25日					極月5日	7月15日	戌10月日	戌6月日	未5月12日	寅3月2日
		年預代	年預代					如意輪寺年預代	修禪院	喜多長左衛門	喜多長左衛門	源之丞事喜多長左衛門	年預代(印)
		安良見村彦五郎	安良見村彦兵衛					兵衛 安良見村彦兵衛、同左五		宝性院様御代官		(□□仁右衛門)	安良見村北源之丞
封紙	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	状

IV 3 a 家来筋出入

ウ-3-25	ウ-3-21	ウ-3-10	ウ-3-22	ウ-3-20	ウ-3-23	ウ-3	イ-285-13	イ-285-12	イ-285-1	イ-285-9	イ-285-22	イ-285-20	イ-285-17
覚(家来筋出入につきお尋ねへの返答下書)	口上(当盆吊念仏両家家来除く旨の理由問合せ) *仏事なので偏願有間敷旨	口上覚(市兵衛の所行訴え下書) *破損、奥に飛驒守様御役人矢田殿へ渡す旨あり	乍恐奉願口上(家来彦左衛門詮議願) *訴訟人 喜多長左衛門、相手 彦左衛門	乍恐返答書(家来筋訴訟につき) *(端裏書)「多分さへ差上候下書ノ本紙」、訂正あり	〔差上済の物以外証文等無き旨一札〕	【こよりにて束ね一括27通】↓詳細以下へ	〔登山仕後の事につき書付〕 *イ28518とはほぼ同、喜多・新・西の神役由緒ほか	〔安良見村九頭大明神まつりにつき書付〕	元和地詰帳ノ写 *内容一件、下晶川きし 自宗二郎	御普請下入用之事 *虫損あり	覚(彦左衛門皆済の件につき申上) 衛門様へ一通入在番龍光江御持参被成候其段左右衛門殿ニ有 *此書付弾正様御役人山本左右	乍恐奉願口上(彦左衛門理不尽の行い訴状写) *虫損、同所家来相手彦左衛門	口上(市兵衛の悪事につき) *大虫損、(端裏書)「未ノ六月阿部飛驒守様へ上ケ申候下書」
戊正月5日	申8月3日	未6月	未5月	未4月12日	丑9月5日					(近世)	(戌6月以降)	未6月	未6月
喜多長左衛門	新源右衛門、喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多源之丞(印)	喜多源之丞					山本孫三郎(印) 原村久右衛門(印)外3人、安 山見九郎右衛門(花)外2人、新	(喜多長左衛門)	喜多長左衛門	喜多長左衛門
年預代	安福寺講衆中		寺社御奉行所	年預代	年預代					あら見金蔵		寺社奉行所御役人	(飛驒守様御役人)
状	状	状	状	状	状		状	状	片	状	状	状	状

ア- 235-3	一札之事(やす奉公につき請状) *一年切、給銀70匁	宝永6年丑正月日	<input type="checkbox"/> 本人やす(印)、勘左衛門 <input type="checkbox"/> 請人角兵衛(印)	安良見村喜多長左衛門様 御支配人敬助	状
ウ- 96-1	〔飛驒守様よりの仰付伝旨等につき書状〕 *飛驒守様関係、ウ3参照	7月10日	矢田濱書	森門 ^②	状
ウ- 16-9	〔各々の子孫名前書付覚〕 *ウ16+8の続きか	(近世)			状
ウ- 16-8	〔各々の子孫名前書付覚〕 *家来筋又は下作人か	(近世)			状
ウ- 16-6	今般私家頼 ^① 筋目之内御地頭役相勤候者有之候哉就御尋申上候(彦左衛門一件) *〔端裏書〕「高野山年預坊江差上ケ申候写 安楽院 ^② 年預坊ノ時ニ」、虫損	酉10月日	安良見村喜多長左衛門	御年預代	状
ウ- 16-2	口上(家来彦左衛門家へ預け地出入一件につき傍示地間違いの旨) *〔端裏書〕「年預房へ差上ケ申候写」、訂正あり、対市兵衛	寅6月18日	喜多源之丞	御奉行修禅院	状
ウ-16	【こよりにて束ね10通一括】↓詳細以下へ				
ウ- 4-4	口上覚(家来筋沢と申者我儘仕一件につき) *沢の兄弟坊主御地頭遍照尊院様に代官を致罷在候が遍照尊院様を色々騙し込喜多家来役義其届仕不申		紀州寺領喜多長左衛門		状
ウ- 4-6	立願状(彦左衛門他との訴訟私理運願かけ)	戌5月	願主長左衛門		状
ウ- 4-1	覚(喜多家家来筋子孫につき書上下書) *〔端裏書〕「年預坊江差上ケ申候下書」	丑8月朔日	右書付之人数字右衛門、宗右衛門、次郎左衛門、庄右衛門外7人	(年預坊)	状
ウ-4	【封紙包み一括11点】↓詳細以下へ *〔封紙上書〕「家来筋書付」				
ウ- 3-14	口上(彦二郎他の田畑屋敷長左衛門支配について御尋への返答書上控) *10件あり				状
ウ- 3-24	〔彦兵衛嶋島出入詮議任せ自分は登山断り一札〕	9月5日	多聞寺	年預代	状

b 雇人

ア-389	ア-390	ウ-9-9	ウ-1-4	ウ-1-21	ウ-1-11	ウ-1-8	タ-15	ア-235-7	ア-235-5	ア-235-8	ア-235-4	ア-235-6	ア-235-2
日雇帳	日雇帖	奉公人請状之事 * (端裏書) 「安政四巳年平助請状」、本人のみ印ナシ	奉公人請状之事 * よし、寅極月25日〜卯12月25日の1年間給銀60目	奉公人差入一札の事(柔弱常蔵拜借奉公) * ウ1-6 参照	奉公人受状之事 * (端裏書) 「馬宿留蔵 <small>(ウ)</small> 召抱候節受状」	稼手形之事 * 御村方へ稼に参り貴家借家住居仕	奉公人掟書之事	年切奉公人請状之事(悴万次郎) * 七年間、給銀150匁・内60匁請取	奉公人請状之事 * 一ヶ年、給銀80匁・内前銀40匁請取	請状之事(市兵衛奉公につき) * 給銀新65匁	一札之事(奉公人楠松託び状) * 車屋留守預り時入口戸閉申さず	一札之事(奉公人よし不義の託び状)	請状之事(悴楠松奉公につき) * 八年切、二季の仕着と銀子86匁
安政6己未年	安政5戊午歳	安政3年辰12月日	嘉永7年寅極月	嘉永元年申7月	文政11年子極月	文政8年酉8月	寛政3年亥11月	宝暦4年戊7月日	享保7年寅ノ極月27日	享保6辛丑年正月日	宝永8辛卯年2月	宝永7年寅10月日	宝永7年寅9月日
		本人平助、引請人嘉右衛門(印)、判人藤兵衛(印)	竹房村奉公人親兵三郎(印)、荒見村役人米次郎(印)、竹房村庄屋兵右衛門(印)	豊田村常蔵兄伊兵衛(印)、同村本人常蔵(印)、(奥書)豊田村庄屋楠左衛門(印)	馬宿村奉公人留委(印)、同村親受人定八(印)、野上村右世話人駒之助(印)、(奥書)名手組馬宿村庄屋直之丞(印)	有田郡石垣組垣倉村親類幸次郎(印)、庄屋千右衛門(印)		万次郎親池田垣内村仁兵衛(印)、請人麻生津村又之丞(印)	崎村市助(印)	本人市兵衛、請人歌山あさし町居宅さいかや三郎うら棚五兵衛(印)	本人楠松(書)、(奥書)楠松親九右衛門(花)	よし兄左兵衛、よし親作兵衛(印)	楠松親九右衛門(印)、請人彦右衛門(印)、同左小兵衛(印) 証人家主次右衛門(印)
		喜多長左衛門	荒見村喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	高野寺領安良見村喜多長左衛門		喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
横帳	横帳	状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

カ- 123-8	イ- 385	イ- 381-1	イ- 381-2	イ- 381	ウ- 1-10	ア- 118-4	ウ- 5-8	ウ- 27-9	ア- 387	ウ- 1-12	ア- 388	ウ- 27-6	ア- 386
奉公人請証書之事	奉公人請証書之事 * 1 銭印紙貼	奉公人請状之事	奉公人請状之事	【封紙包み一括2通】 ↓詳細以下へ *(封紙上書)「奉公人請状一札」	奉公人請状之事	大工左官尾張百姓方 日雇帳	奉公人受状之事(おみえ)	奉公人請状之事 * 後田村重兵衛	年中日雇帖 * 反故紙	奉公人請状之事	日雇帳 * 反故紙	奉公人請状之事 * 当戊12月ノ亥極月迄	日雇帳
明治11年1月	明治8年1月	明治5年申極月	明治4年未正月日		明治2年巳12月日	慶応3年卯立春吉日	元治2年丑正月日	元次 ^(子) 元年子ノ6月	文久4年甲子正月吉日	文久3亥年12月日	文久3年癸亥孟春日	文久2年戌12月日	万延2辛酉年
第三大区三小区後田村重 藏(印)、同村名出佐右衛 門(印)、同村徳松(印)	第三大区三小区下丹生谷村奉 公人親三宅藤四郎(印)、同請 人兄玉吉兵衛(印)、同副戸長 半田兼助(印)	奉公人上田井村善右衛門 (印)、同村受人常次郎 (印)、(奥書)肝煎清原要 次郎(印)	新在家村奉公人親定次郎 (印)、受人(空白)		引受人松之丞兄勝三郎 (印)、同断久左衛門(印)		麻生津横谷村清助(印)、 同所受人糸右衛門(印)	本人重兵衛(印)、請人東 吉次郎(印)	喜多氏知事	東野村奉公人常松親安次 郎(印)、あらミ村引受人 勘四郎(印)	喜多氏知事	下丹生谷奉公人作右衛門親彦 兵衛(印)、同所引受人文之右 村庄屋兼帯利輔(印)	
第三大区四小区北淳太郎	荒見村北長左衛門	北長左衛門	北長左衛門		喜多長左衛門		喜多長左衛門	喜多長左衛門		喜多長左衛門		安楽見村喜多長左衛門	
罫紙	状	状	状		状	横帳	状	封紙包状	横帳	状	横帳	状	横帳

IV 3 c 小作・下作預りほか

エ-269	ケ-55	ア-225-1	ア-225-5	ケ-60	イ-292	ア-245	ウ-4-10
〔直吉・久吉ほか小作米等書付覚〕 *4丁	〔助作人の件につき書状〕 *虫損大抜注意	一札(所持地老年切に預り作仕につき) *破損あり	一札之事(預り作仕につき) *川原嶋一ヶ所	差入申一札之事(下作金延引御承知下され請合手形)	一札(藪預証)	一札(私前ノ畑蜜柑ノ木共十年間御預りの旨) *破レ垣内	指上申一札之事(屋敷お預りにつき)
	□ ^(裏) 月27日(近代)	寅ノ2月2日 ^(裏)	丑ノ3月21日	享和元年酉霜月9日	日 延享3年寅ノ3月12日	享保11年午ノ3月日	享保10年巳正月16日
	□□安兵衛	伝左衛門(印)	預り人又次郎(印)、請人 武左衛門(印)	(印) 杉原村本人文右衛門(印)、 同請人喜市(印)・安次郎	五兵衛(印)	彦五郎(印)	佐兵衛(印)
	喜長左	喜多長左衛門	喜多長左衛門	門 喜多長左衛門、西惣左衛	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
横折状	折紙	状	状	状	状	封紙包状	状

c 小作・下作預りほか

オ-13	ウ-1-6-1	ウ-1-6-2	ウ-1-6	ウ-1-7
やとひ人のひかへ(仕事内容食事泊ほかにつき) *横帳の様だが綴穴無く角をクリップで一括	〔常蔵お召使お礼と別紙文書確認・銀子借用願書状〕	〔常蔵お召使一件謝り銀子返済時期延引願い書状〕	【封紙包一括2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「請状 常蔵」	〔常蔵奉公給銀借用願を伝える書状〕
昭和13年盆前盆後	8月8日	8月5日		7月8日
北仲	とよ田村佐野楠左衛門	佐野楠左衛門		(トヨダ)佐野楠左衛門
	喜多長左衛門	喜多御氏		喜多長左衛門
横折一括	状	状		封紙包状

ウー 63-2	ア- 32-3	ター13	エ- 292	イ- 281	イ- 267	ター 12-2	イ- 297	イ- 294	ウー 1-2	イ- 298	ウー 72-4	オー 6-30	ウー47
預り申新銀之事	〔借用金返済延引他につき書状〕	御拝借申金子之事 *銀425匁、田地質入にて	〔地所書入質証文ほか藤田氏との借用金関係書類綴〕 *返済関係一紙と借用証文複数一綴32点	借用申銀子之事	借用申銀子之事 *(封紙上書)「大黒講不掛筋酉年より子年迄四ヶ年ニ元り返済ノ管孫逸受人之書付手形 吉右衛門」	借用申金子之事 *上部大損、30両、質地書付有	預り申銀子之事	借用申銀子之事	借用申銀子事	預り申金子之事	請合申一札之事(宮講差入証文借用)	借用手形之事(米) *△	差入申一札之事(良敬方より預り銀子下拙方受取) *然上は当方より良敬後家へ返済
辰 3月9日	4月 18日	イノ極月吉日	(明治11年〜16年頃)	嘉永4年亥正月日	嘉永2年酉ノ7月日	弘化3年午極月	天保15年辰ノ正月日	天保14年卯12月日	天保11子年極月	天保11年子ノ正月日	天保8酉年12月	天保6年末12月	文化5年辰7月日
喜多如閑(印)	江戸在中山辺文礼	花坂拜借主備前屋文治(印)、請人有田屋金兵衛(印)、藏庄屋茶屋重平(印)	(荒見村借主北長左衛門)麻生津藤田彦兵衛(一部印あり)	借用主西惣左衛門(印)、加判人西十太夫(印)	本人吉右衛門(印)、受人孫逸(印)	借用本人源助(印)、引受親類惣代紋重郎(印)、組庄屋富右衛門(印)	安田屋久右衛門(印)	本人久右衛門(印)、証人重右衛門(印)、平等院庄屋富右衛門(印)	借用主利右衛門(印)、証人藤左衛門(印)	くるまや久右衛門(印)・荒車久)	本人孫市(印)、請人幸次郎(印)	荒見村借り主西惣左衛門(印)、上丹生谷村請人喜右衛門(印)	古林良説(印)
三上喜八郎	南紀北長左衛門	あらミ北長左衛門	(荒見村借主北長左衛門)麻生津藤田彦兵衛)	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多御新造	喜多長左衛門殿宮講御衆	喜多長左衛門	喜多長左衛門
状	封紙包状	状	綴	封紙包状	封紙包状	状	状	状	封紙包状	状	封紙包状	状	封紙包状

ウ-9-27	ウ-9-21	ウ-9-24	ウ-9-22	ウ-9-7	ウ-9-4	ウ-9-8	ウ-3-15	ウ-3-13	タ-14	タ-27	ウ-9-19	タ-12-1	キ-120
借用申銀子之事 *喜多の印抹消	借用申銀子之事 * (端裏書) 「嘉永七寅十二月 田中江指入候手形二通之控」	借用申銀子之事 *卯暮返済	借用申銀子之事 *此分ハ卯暮返済、全文抹消	借用申銀子之事 *印は×で抹消	借用申銀子之事 *印は×で抹消	借用申銀子之事 *印は×で抹消	借用申銀子之事 *内容ウ3-13に同	借用申銀子之事	乍恐奉願口上(金子再拜借願) * (端裏書) 「御地頭拜借願書控」、 本文はタ27に同だが月のみ違、昨年百兩願が不都合で50兩拜借し 当暮返納予定だがもう50兩拜借し都合百兩積にて5ヶ年限拜借願	乍恐奉願口上(金子再拜借願) *本文はタ14に同、月のみ違	借用申銀子之事 *印は×等で抹消	拜借仕金子之事(写) *上部大損、30兩	借用申銀子之事 *破損大扱最注意・開禁止
嘉永7年寅12月	嘉永7年寅12月	嘉永7年寅12月日	嘉永7年寅12月	嘉永7年寅12月日	嘉永7年寅12月日	嘉永7年寅7月		嘉永6年丑極月日	嘉永4年亥極月	嘉永4年亥霜月	嘉永元年申7月	弘化3年午極月	寛文8年6月21日
衛門・麻生津中村油屋彦兵衛	借用主安良見村喜多長左衛門(印)、加判人久右衛門、田地庄屋熊蔵	借用主喜多長左衛門、田地庄屋熊蔵	本人喜多長左衛門、証人久右衛門	本人安良見村喜多長左衛門(印)、加判人保田や久彦兵衛(印)、麻生津油屋	借用主喜多長左衛門(印)、証人久右衛門(印)	安良見村借り主喜多長左衛門(印)、受人保田屋久彦兵衛(印)、麻生津油屋		(奥書) 高野寺領安良見村借用主喜多長左衛門、西兵四郎(印) 証人西重太夫(印) 村役人富右衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	借用主喜多長左衛門(印)、証人保田屋久右衛門(印)	拜借人喜多長左衛門、加判人富右衛門	喜多市太夫(花)
麻生津中村平野屋吉兵衛	湯浅藤左衛門	重左衛門	湯浅藤左衛門	平野屋吉兵衛	湯浅藤左衛門	麻生津中村平野屋吉兵衛		池田組豊田村佐野楠左衛門	正智院様御納所	正智院様御納所	尾崎藤左衛門	正智院様御納所	金谷 ²⁾ 二郎四郎
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

ウ-98-2	ウ-98-1	ウ-98	ケ-176	ケ-183	ア-23-11	ウ-95-1	ウ-59	イ-253	ア-34-1	キ-72	ウ-9-12	ウ-9-11	ウ-9-28
証書之事(父死去につき支払い期日延期願) *昨年9月父病死、印抹消	金子借用証書之事 *印抹消	【重ね折り2通】↓詳細以下へ	〔地所書入金銭借用関係文書一綴〕 *形態様々、父長左衛門死亡により	〔耕地抵当にて借用金書類一綴〕 *「第三大区四小区」用箋、(表紙朱筆)「第百十五号」、印抹消	乍恐奉願上口書(金子村借願) *三百両	本銀返証文之事	⑤借用申銭之事	奉拝借金子之事 *少損	預り申銀子之事(質物引受返り証文)	借用申銀子之事 *印抹消	借用申銀子之事 *印抹消	借用申銀子之事 *端裏書「麻生津平吉江来辰七月迄済之積ニ而借用手形控」	借用申銀子之事 *端裏書「安政二年卯二月 杉原中垣内幸右衛門江指入手形ノ控」
明治16年11月28日	明治15年第8月日		明治14年〜同16年頃	明治12年3月1日	(近世)	(丑極月、近世)	明治3年午12月/明治16年末12月	慶応4年辰11月日	慶応4年辰3月日	慶応2年寅12月日	安政2年卯極月日	安政2年卯12月	安政2年卯2月日
北淳太郎(印)	借主北淳太郎(印)、証人香戸定助(印)		(借主北長左衛門)北淳太郎)ほか	那賀郡荒見村借主北長左衛門(印)、麻生津中村引受証人湯浅加一郎(印)(承認の旨奥書)戸長蓬台貞藤(印)、副戸長安田源右衛門(印)	(長左衛門控)	西惣左衛門、(奥書)安らミ村役人富右衛門	荒見村借主喜多長左衛門、加判人西伴介、(奥書)安良見村役人湯浅藤左衛門	安楽見村借主喜多長左衛門(印)、湯浅新兵衛(印)、庄屋治左衛門(印)	喜多長左衛門(印)、証人八五郎(印)	安楽見村借主正智院庄屋喜多長左衛門(印)、証人久右衛門(印)	借用主喜多長左衛門、証人久右衛門	本人安良見村喜多長左衛門、加判人保田屋久右衛門・麻生津油屋彦兵衛	蔵地庄屋本人喜多長左衛門、加判人富右衛門
小林楠次郎	小林楠次郎		(いろいろあり)	第四拾三国立銀行頭取・支配人御中		佐野伝左衛門	西之脇村八条□之丞	御仕法講御掛ケ中様お役人衆中	源次郎	麻生津油屋彦兵衛	湯浅藤左衛門	平野屋吉兵衛	杉原村幸右衛門
状	状		綴	異紙縦帳	状	状		状	状	状	状	状	状

ウ-27-17	イ-295	イ-310	イ-314-3	ウ-1-14	ケ-250-19	ケ-250-17	ケ-250-10	ウ-116	ウ-28-6	ウ-64-1	ウ-64-2	ウ-64
借用申銀子之事	請合申手形之事(金子預り証へ請印預りにつき) 花院ニ而金30兩借用へ此方致受判付下受伝右衛門又六より取置	借用申金子之事 *(封紙上書)「手形 良助」	借用申銀子之事 *お宮御修復銀の内より	借用申銀子之事 *杉原幸右衛門方ニ而伊三郎老貫目借用筋親幸左衛門へ内々ノ事ニ付伊三郎死後及彼是取暖双方得心ニ而此書付通り相済写	賞(末年支分金請取)	賞(支分・頼母子筋ほか金銭受取)	賞(御仕法金支分受取)	地所書入借用金証書 *写か、質地は242番ノ内山5反余、ウ113と一連	借用金副書証事 *写、元は明治13年12月限の亡父長左衛門の借用金、900円、抵当地3ヶ所	記(北・新わりかし分金銭書上帳)	金子立換借用証文之事 *父長左衛門病死につき	【重折り2点】↓詳細以下へ
子12月	寅正月	嘉永元年申10月日	弘化2年巳12月	天保14年卯7月	未12月29日	未極月日	未12月15日	明治19年3月20日	明治17年6月1日	(12年~17年分)近代)	明治16年12月15日	
借用主大工惣兵衛(印)、 加判人喜多淳介	小畑村本人木村三千蔵 (印)、同村証人木村伝右 衛門(印)、あら見証人西 又六(印)	借用人良助、受人喜多長 左衛門	本人借用(主惣兵衛(印)、加判 人喜多長左衛門(印)、西重太 夫(印)、西惣左衛門(印)、尾崎 藤左衛門(印))	安良見村本人地庄屋幸左 衛門、請人喜多長左衛門、左 久右衛門、同村役人富右	杉原村甚助	湯浅	湯浅	那賀郡荒見村借主北淳太 郎、同村請人新重三郎	那賀郡荒見村本人北淳太 郎、引請人香戸定助・井 関儀三郎		那賀郡荒見村北淳太郎	
平次郎	安楽見喜多長左衛門	藤左衛門	御宮寄合衆中	杉原村幸右衛門	安楽見村喜多御氏	喜多御氏	喜多御氏	那賀郡島村矢半田秀介	藤田彦兵衛		那賀郡島村矢半田秀助	
状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	横帳	状	

b 北家が請人・庄屋の分

ウ-27-17	イ-295	イ-310	イ-314-3	ウ-1-14	ケ-250-19	ケ-250-17	ケ-250-10	ウ-116	ウ-28-6	ウ-64-1	ウ-64-2	ウ-64
借用申銀子之事	請合申手形之事(金子預り証へ請印預りにつき) 花院ニ而金30兩借用へ此方致受判付下受伝右衛門又六より取置	借用申金子之事 *(封紙上書)「手形 良助」	借用申銀子之事 *お宮御修復銀の内より	借用申銀子之事 *杉原幸右衛門方ニ而伊三郎老貫目借用筋親幸左衛門へ内々ノ事ニ付伊三郎死後及彼是取暖双方得心ニ而此書付通り相済写	賞(末年支分金請取)	賞(支分・頼母子筋ほか金銭受取)	賞(御仕法金支分受取)	地所書入借用金証書 *写か、質地は242番ノ内山5反余、ウ113と一連	借用金副書証事 *写、元は明治13年12月限の亡父長左衛門の借用金、900円、抵当地3ヶ所	記(北・新わりかし分金銭書上帳)	金子立換借用証文之事 *父長左衛門病死につき	【重折り2点】↓詳細以下へ
子12月	寅正月	嘉永元年申10月日	弘化2年巳12月	天保14年卯7月	未12月29日	未極月日	未12月15日	明治19年3月20日	明治17年6月1日	(12年~17年分)近代)	明治16年12月15日	
借用主大工惣兵衛(印)、 加判人喜多淳介	小畑村本人木村三千蔵 (印)、同村証人木村伝右 衛門(印)、あら見証人西 又六(印)	借用人良助、受人喜多長 左衛門	本人借用(主惣兵衛(印)、加判 人喜多長左衛門(印)、西重太 夫(印)、西惣左衛門(印)、尾崎 藤左衛門(印))	安良見村本人地庄屋幸左 衛門、請人喜多長左衛門、左 久右衛門、同村役人富右	杉原村甚助	湯浅	湯浅	那賀郡荒見村借主北淳太 郎、同村請人新重三郎	那賀郡荒見村本人北淳太 郎、引請人香戸定助・井 関儀三郎		那賀郡荒見村北淳太郎	
平次郎	安楽見喜多長左衛門	藤左衛門	御宮寄合衆中	杉原村幸右衛門	安楽見村喜多御氏	喜多御氏	喜多御氏	那賀郡島村矢半田秀介	藤田彦兵衛		那賀郡島村矢半田秀助	
状	封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	横帳	状	

ア-372-1	ア-372-5	ア-372-6	ア-372-3	ア-372	イ-261	イ-256	イ-275	ケ-250-32	ケ-250-23	イ-274-2	イ-274-1	イ-274	ア-10
弥右衛門筋(過米・掛銀ほか金銭書付)	通(渡し米之事)	弥右衛門家取締控 *家諸道具・借用・田地等書上	借用申銀子之事	【束ね一括8点】↓詳細以下へ *横帳を外・状を中にして巻込	借用申金子之事 *上部欠損、印抹消	証書(銀子借用田地指入証文へ御加印願) *(端裏書)「田中健次郎より指入」	口上(五ヶ年限切替拜借証文へ加印願)	覚(富右衛門返済筋金子受取) *10両	富右衛門一落ニ付諸払方帳	差入申証文之事(拜借証文へ加判願)	奉拜借金子之事 *(袖端書)「下書控御預り置可被下候」	*「封紙上書」証文二通 喜多御氏様江富右衛門安政二正月預り候証文 【封紙包み一括2通】↓詳細以下へ	差入申一札之事(御地頭様より銀子拜借証文へ加判御願) *質物ニ我等所持之弁天講
	慶応4年辰春より	慶応2年寅12月日	寅2月日(慶応2年か)		□ ₍₂₎ 応2年2月日	万延元年申12月日	正月27日	安政6年未7月	安政6年未4月28日	安政2年卯正月日	安政2年卯正月日		嘉永2年戌正月日
	喜多		かり文 _(マ) 弥右衛門(印)		借用人久右衛門 借入主弥右衛門(印)、 喜多長左衛門(印)、 院庄屋湯浅新兵衛(印)	安楽見村健治郎(印)、 類引受人伊右衛門(印)、 証人久右衛門	富右衛門	正智院納所(印)		富右衛門(印)	拜借本人富右衛門(印)、 加判人喜多長左衛門(印)		本人富右衛門(印)
	弥右衛門		重左衛門		重左衛門	淳助	喜多御氏	荒見組庄屋長左衛門		喜多長左衛門	正智院様御納所		喜多長左衛門
状	横半帳	横帳	状		状	状	状	状	横帳	状	状		封紙包状

ウ-9-10	エ-181	イ-393	ウ-95-9	イ-300	ア-365	キ-75	タ-28
借用申銀子之事(下書) *杉原村甚助より来ル下書	借用証書(金銭) *印部分破取	〔銀子借用証文〕 *(封紙上書)「源次郎より紺屋へ頼母子指入候証文」	十ヶ年本銀返(写) *後に関連書状写あり	差入申書附之事(米借用手形)	御地頭江拝借願出シ候節書上候帳面之写 *喜多か	借用申銀子之事 *少損	靈社起請文端書之事・天壽靈社起請文之事(泉州中左近への返金滞り質流れの処拜借銀につき) *後に牛玉宝印貼付起請文あり
(近世)	明治14年5月30日	慶応3年卯7月日	万延2年酉正月	安政6年未12月日	文政3年辰6月	元禄10年丑ノ極月22日	元和3年12月14日
(杉原村甚助、加判引受源左衛門・伴助・富右衛門・熊蔵)	馬喰町四丁目老番地借主服部徳右衛門(印)	借用主源次郎(印)	嘉左衛門、証人弥兵衛、世話人久右衛門、庄屋	本人健治郎(拇印)、請人池田垣内村伊右衛門(印)、藤兵衛(印)、武兵衛(印)		仁兵衛(書)、証人平兵衛(印)	五大院長田(花)
	志賀拳六	勘兵衛		源左衛門		藏本文右衛門	安養院泉秀
状	状	封紙包状	状	封紙包状	縦帳	状	状

C 北家以外分

カ-120-10	ア-372-8	ア-372-7	ア-372-4	ア-372-2
〔頼母子証文入替につき宜敷取計を願う書状〕 *銀900目にて入替ニ致遣候間△	〔入用金他書あげ帳〕	古道具市帳 *裏に「弥右衛門勘定」とあり	〔弥右衛門分・キタ分金銭書上〕	〔弥右衛門筋平次郎勘定書上〕
4月1日(近世後期)				
油屋弥右衛門				
喜多長左衛門				
状	横帳	横帳	状	状

d 借金返しほか

ア-226	ウ-67	ウ-67	カ-90-10	カ-90-12	カ-90-3	カ-90-11	カ-90-8	カ-90-7	カ-90-9	カ-90-6	カ-90-4	カ-90-5
本銀返し証文之事	預り申銀子之事	【封紙二重包み一括5点】↓詳細以下へ *〔外封紙上書〕「手形四通入 野呂ノ帳 〔面〕、〔内封紙上書〕「野呂ノ書付入」	受取申銀子之事(御預け銀之内) *銀363匁7分	受取申銀子之事(御預け銀之内にて) *銀700目	受取申銀子之事(御預け銀之内) *銀100目	預り申銀子之事 *銀115匁	覚(御預け銀之内受取) *銀200目	覚(御預け銀之内受取) *金1両3歩代115匁5分	覚(御預け銀之内申受) *銀60目	受取申銀子之事(御預け銀之内) *銀300目	受取申銀子之事(御預け申在銀子之内) *銀60目	受取申銀子之事(御預け銀之内にて) *銀60目
文化7午年霜月日	文化4年卯正月日		文化7午年ノ7月	文化6年己巳12月	文化5年戊辰ノ7月	文化4年卯ノ12月	文化4年丁卯7月	文化4年丁卯7月	文化3年丙寅ノ7月	文化2年乙丑ノ12月	文化2年乙丑ノ12月	享和4年子ノ正月
加和村本人忠七郎(印)、 市村諸人佐七(印)裏 奥書)庄屋津田健助(印)	市場村本人恒次郎、請人 清助		奥孫四郎(印)	奥孫四郎(印)	奥熊鶴(印)	奥主膳(印)	奥熊鶴(印)	奥主膳(印)	奥熊鶴(印)	奥主膳(印)	奥熊鶴(印)	奥熊鶴(印)
野呂玄達	野呂玄達		喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

キ-125 -10-3	キ-125 -10-6	キ-125 -10-7	キ-125 -10-9	キ-125 -10-5	キ-125 -10-10	キ-125 -10-8	キ- 125-10	キ- 125-7	キ- 125-8	キ- 125-6	ウ- 67-5	ウ- 67-3	ウ- 67-4
覚(支分金受取)	覚(支分金受取)	覚(金子受取)	覚(支分金受取)	覚(二株の支分金受取)	覚(当申の支分金受取)	覚(当已の支分金受取)	【巻き込一括10通】↓詳細以下へ *1で12~10を挟み巻	覚(立元百兩之支分金受取并百兩の内半分返納証文指戻の旨) *百兩の内へ7兩受取・又此度その百兩の内50兩ご返納	覚(支分金受取)	〔寒中見舞い品受取お礼并支分金受取り残金渡しの旨書状〕	〔野呂家預銀書上〕	乍恐奉願上口書(貸銀返済の旨仰付願) *文化4年市場村常次郎へ預置残金養父玄達死後返済されない、私〓医業	野呂家預ケ銀不残書出し候
*3兩2歩	*3兩	*7兩	*6兩	*4兩2歩3朱と7匁5厘	*3兩2歩	*3兩2歩			*7兩		*折		
酉12月21日 ^(カ)	未12月13日	巳12月21日	天保10年亥12月16日	天保9戊年12月14日	天保7年申12月	天保4年巳12月21日		天保3年辰12月	卯12月23日	12月22日	卯霜月日	(文化4年以降で丑2月下旬以降)	6月 ^(カ)
正智院納処(印)	正智院納所(印)	正智院納所(印)	正智院納所(印)	正智院納所(印)	正智院納所(印)	正智院納所(印)		正智院納所(印)	正智院納所(印)	正智院納所	野呂玄達(朱印)	(野呂玄達養子)	玄達隆信(野呂)
喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門		喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	奥主膳、喜多長左衛門		御兩人
状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	横帳

ウ-6	イ-5	イ-3
永代買請申屋敷畠之事 * 200目	永代売渡申田地之事 * (端裏書)「西島田喜右衛門」	永代売渡申山之事 * (端裏書)「ほのけ谷山」
寛文11年4月25日	慶長辛亥16年極月19日	慶長甲辰9年2月吉日
買主八郎兵衛(花)、証人半左衛門(花)	売主喜右衛門尉(花)	東アラミ徳兵衛(書)、口入宗覚
喜多長左衛門	喜多源兵衛	喜多源兵衛
状	状	状

a 北家関連

2 売券

エ-389 -58-12	エ-261	キ-125-11	ケ-64	カ-120-17	キ-125-18	ア-81-9	ケ-240	キ-125-10-2
〔取金・元利差引等書付綴〕 *綴を疊みこよりで束	約定証書(買受蜜柑代残額返済につき) *「和歌山医学校」用箋、10円	〔喜多取締一条礼并調銀今暫お取替願ひ書状〕	〔年々差引勘定書上覚〕 *横、元銀8朱、一午年〱十九丑年迄	〔午七月から子七月まで元利共年々書上覚〕	覚(源助拜借金返納の内へ受取) * 20両	質物覚 *表紙なし	〔源助・仙助質入につき覚書〕 *頼母子からも借用有	覚(金子受取) * 1両
(近代初期か)	明治17年 ^{7か} 6月24日	12月16日		(近世)	弘化4年未9月朔日	天保4年巳11月〱同13年	(天保4巳年11月・同5午年11月質入)	8月12日
上林	借主岡野重三郎、証人	木村善十郎			正智院代官(印)		(後半)本人源助、証人紋十郎	弁才天丁山田(印)
北御氏	柑本芳助	あらミ尾崎藤左衛門			あら見村庄屋富右衛門			喜多長左衛門
綴	罫紙	封紙包状	状	状	状	横帳	横折	状

V 2 売券 b 北家が請人・庄屋の分

b 北家が請人・庄屋の分		エー 257	ウー 27-3	ウー 1-22	アー 34-2	ウー 27-16	アー 34-3	イー 306	アー64	イー 271	イー 265	イー 148
イー93	譲り渡し申家屋敷并田地之事 * (端裏書) 「狭間勝五郎」△	地所売渡証文之事(山)	譲り渡し申証文之事(村中入込山) *△	譲り渡し申証文之事(村方惣入込野山譲り) *△	譲り渡し申証文之事(屋敷譲り)	証文之事(我等借金のため天神講へ其許田地指入)	譲り渡し申田地証文之事	譲り渡し申証文之事(畑・建物売り) *控	暑中溜池用水ヲ除クノ外壳渡証(写) *金4両	譲り渡し申田地之事 * (封紙上書) 「証文 宮地惣左衛門より譲り受」	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「源助より譲り証文」	譲り渡し申田地之事
イー23	永代ニ売渡申屋敷事 * 端裏書 「源左衛門」 日 元禄3庚午年極月21	明治18年7月日	慶応4年辰4月日	慶応4年辰4月日	慶応4年辰3月日	慶応3年卯4月日	慶応3年卯4月日	文久3年亥7月日	安政5年9月	嘉永6年丑霜月日	嘉永3庚戌年7月日	嘉永2年酉3月日
	譲り主西弥惣右衛門後家 (四郎)(印)、遍照尊院庄や西善 衛門(印)、証人喜多長右	譲り主源次郎(印)、証人八 五郎(印)、地庄屋長左 衛門(印)	村役人惣代治左衛門(印)、 新兵衛(印)、長左衛門(印)、 平方惣代嘉八(印)	村役人惣代治左衛門(印)、 平次郎(印)、長左衛門(印)、 平方惣代定介(印)	那賀郡荒見村売渡人北淳 太郎(印)、証人香戸定助	荒見村北長左衛門	譲り主喜多淳介、証人久 右衛門、平等院庄屋富右 衛門	譲り主嘉左衛門(印)、地庄 屋新兵衛(印)、(奥書)村 役人富右衛門(印)	譲り主西惣左衛門(印)、証 人西重太夫(印)	譲り主源助(印・水島)、 証人久右衛門(印)、地庄 屋富右衛門(印)	湯浅健二郎	喜多長左衛門
	賣主半九郎、口入忠兵衛、 証人喜多源之丞	喜多長左衛門	喜多長左衛門殿御取次与 次郎	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	(車屋)仙助	仙助	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門
	買主兵右衛門	状	状	状	状	状	状	状	状	封紙包状	封紙包状	状

c 北家以外分

イ-14	イ-12	永代売渡申田地之事	永代売渡申田地之事	元和4年霜月29日	売主か兵へ(花)、口入得左衛門(書)、同久二郎(書)	三郎右衛門	状
		* (端裏書)「安良見甚二郎」	* (端裏書)「坂仙文右衛門」			甚二郎	状
イ-232	イ-231	〔仮証文之事(畑譲渡)〕	〔仮譲り渡申屋敷之事〕	明治6年1月3日	湯浅彦次郎(印)、(奥書)副戸長北長左衛門(印)	島治兵衛	状
		* (端裏書)「島治兵衛」				掘浅吉	状
イ-219	イ-218	譲り渡申田地之事	譲り渡し家屋敷田地之事	明治2年己未7月	譲り主利兵衛(印)、証人北長左衛門(印)、(奥書)村役人湯浅藤左衛門(印)	幸右衛門	状
		* (端裏書)「利兵衛」	* (端裏書)「助左衛門」、一部欠損・変色あり			平次郎	状
イ-217	イ-214	譲り渡申敷地之事	譲り渡申証文之事	明治2年己未7月	惣代定介(印)、組庄屋重長左衛門(印)、敷地支配喜多	新右衛門	状
			* 虫損あり			文右衛門	状
イ-213	キ-81	譲り渡申田地証文之事	譲り渡申畑之事	明治元年辰12月	譲り主久右衛門(印)、証人北長左衛門(印)、湯浅健治郎(印)、田地主屋兼之介(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	健祐	状
				慶応4年辰7月	譲主弥三郎(印)、証人佐兵衛(印)、地庄屋喜多長左衛門(印)	定五郎	状
イ-181	ウ-27-7	譲り渡申家屋舗敷地之事	差入申質物之事(田地)	慶応3年卯3月	右衛門(印)、地庄屋又左衛門(印)、(裏面奥書)村役人平次郎(印)	弥介	状
		* (端裏書)「中川弥助」		慶応3年卯正月	借用人源次郎(印)、地庄屋喜多淳助		状
イ-174		譲り渡申田地証文之事		慶応2年寅極月	譲り主弥右衛門(印)、証人佐八(印)、地庄屋喜多長左衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	弥兵衛	状
		* (端裏書)「□□伊三郎」					状

イ-27	ア-23-5	イ-26	イ-25	キ-1-2	イ-37	イ-35	イ-34	イ-33	イ-32	イ-31	イ-20	イ-19	イ-13
永代売渡申家屋敷事	多たいにうりわたす川らはたの事	永代売渡申ス田地之事 * (端裏書) 「当山治兵衛」	永代譲り渡申屋敷田畑之事 * (端裏書) 「等西萬之分」	当村大明神横為燈明料面々支配仕候山田永代ニ売渡シ申田地之事 * (端裏書) 「△」	永代売渡申田地之事 * 左肩切取あり	永代ニ売渡シ申田地之事	永代売渡新田之事	左助分之田畑売買之事	永代売渡し申田地之事 * (端裏書) 「茂七」	永代売渡田地之事	永代売渡シ申あへ屋事 <small>(くか)</small>	永代売渡し山田地之事	永代売渡申田地之事 * (端裏書) 「□坊田地ノ」
日 元禄12年卯ノ12月21日	月 けん六11年とらの12月18日	日 元禄7いぬ年12月21日	日 元禄4辛未年2月28日	貞享5年2月16日	酉天和元年12月21日	日 延宝9年酉ノ霜月29日	日 延宝5年巳ノ12月26日	延宝5年12月26日	12月26日 延宝4ひのあたつ年	延宝2年12月28日	29日 寛文8年さるノ極月	21日 万治4天辛丑ノ2月	元和7年12月15日
衛(書) 兵衛(印) 屋兵右衛門(印) 主孫兵衛後家(書)、庄 兵衛(印)、証文、仁兵衛(書)	五兵衛(花) 入喜三郎(印)、しう人 うり主仁右衛門(書)、口 入喜三郎(印)、しう人 五兵衛(花)	源五郎(花) 売主半左衛門(印)、証人	利兵衛(花) 譲り主助次郎(花)、証人 太左衛門(書)、庄屋証人	同伝吉、証人喜兵衛	半左衛門(花) うり主喜右衛門(花)、庄 屋証人助二郎(印)、口入	兵衛(花) うり主四郎大夫(花)、請 人四郎五郎(印)、請人 兵衛(花)、口入角兵衛 (花)	や喜十良(印) 売主伊兵衛(書)、証人庄	庄や喜十良(印) 伊兵衛(書)、喜兵衛(書)、	四郎(書)、庄屋太左衛門 (書)	新兵衛(花) うり主伊兵衛(書)、請人	主七兵衛、証人作蔵(印) 売主孫右衛門(書)、同売	正吉(書) うり主伝十郎(書)、口入	(花) 喜源五(花)、口入喜兵へ
買主六右衛門	かい主五郎兵衛	買主喜兵衛	新左衛門	講中	買主八左衛門	買主喜兵衛	買主喜兵衛		買主庄兵衛	蔵本左五兵衛	かい主左大夫	かい主喜平	総一郎
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

イ-163	譲売渡申家屋敷之事 * (奥端裏書) 「大岩宇右衛門」	享保20卯年12月28日	売主伊兵衛(印)、証人佐次右衛門(印)、証人作之丞(書)	買主勘兵衛	状
イ-164	譲売渡申田地畑ヶ屋敷之事	享保16辛亥年12月26日	売主花坂左五兵衛(印)、証人八右衛門(印)、証人八右衛門(印)	又兵衛	状
イ-165	譲状之事(悴へ譲り) * (端裏書) 「定助」	享保13戊申年4月14日	親荒良見村与五兵衛(花)、証人太兵衛(印)、杉原村証人眞藏院順尚(印)	荒良見村弥兵衛	状
イ-166	売渡申畑之事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」	享保12年未ノ正月19日	売主長兵衛(印)、口入左五兵衛(印)、庄や佐五右衛門(印)	買主左次兵衛	状
イ-167	譲売渡申田地之事 * (奥端裏書) 「狭間勝三郎」	享保3戊年10月16日	売主平九郎(印)、庄屋西兵四郎(印)	庄左衛門	状
イ-168	譲申畑之事	享保元丙申歳極月24日	売主喜右衛門(印)、庄屋佐次右衛門(印)、証人孫右衛門	弥右衛門	状
イ-64	譲り渡ス畑之事	正徳3年巳霜月26日	売り主作之丞(印)、証人庄屋佐次右衛門(印)	持主伊兵衛	状
イ-63	売渡申藪之事	正徳元年卯ノ霜月29日	売主仁兵衛(印)、口入孫右衛門(印)、証人庄屋佐次右衛門(印)	買主弥右衛門	状
イ-92	売渡申田地之事	宝永7年寅ノ12月17日	売主伊兵衛(印)、証人佐次右衛門(印)、証人作之丞(書)	買主弥右衛門	状
イ-91	譲渡シ申田地之事	宝永5年子ノ3月13日	売主伊兵衛(印)	買主文右衛門	状
イ-90	譲渡シ申畑之事	宝永4年丁亥12月29日	売主太郎左衛門(印)、証人伝左衛門(印)、証人庄屋西兵四郎(印)、組親清九郎(印)	買主源太良	状
イ-89	売渡申畑之事	宝永3年戊極月23日	売主仁兵衛(書)、口入孫八(印)、証人庄屋源左衛門(印)	買主弥右衛門	状
イ-29	永代売渡シ申蜜柑畑之事	元禄16年未ノ2月5日	売主六良兵衛(書)、証人庄兵衛(印)	愛宕講衆中講親伊左衛門	状
イ-28	永代売渡シ申山田之事	元禄13年辰ノ霜月8日	売主文右衛門(花)・儀右衛門(花)	重兵衛	状

イ-65	ウ-95-5	イ-60	イ-59	イ-74	イ-73	イ-72	イ-71	イ-62	イ-61	イ-81	イ-79	イ-80	イ-82
譲売渡ス畑之事	譲渡申畑之事	譲り渡し申山田之事 * (端裏書) 「茂七」	譲り渡シ申畑之事 * (端裏書) 「久左衛門」	譲り渡シ申田地之事	譲り申田地之事	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「久左衛門」	譲り渡シ申ミかん畑之事 * (端裏書) 「久右衛門」	譲り渡ス田地之事	譲り渡シ申畑ケ之事 * (端裏書) 「辻角助」	譲り渡ス畑之事 * (端裏書) 「勘右衛門」	譲り渡シ申田地之事 * (端裏書) 「源左衛門」	譲り渡ス畑之事 * (端裏書) 「勘右衛門」	譲渡申蜜柑畑之事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」
宝曆8寅年12月日	宝曆7年丑ノ12月	寛延3年午ノ2月日	寛延元年辰ノ極月日	延享4卯年極月吉日	延享3丙寅年12月13日	延享3丙寅年正月吉日	延享2年丑霜月晦日	寛保3亥年12月吉日	寛保3亥年3月日	元文4未年12月日	元文4年未ノ12月27日	元文2丁巳年12月日	元文2年巳12月朔日
譲り主六兵衛(印)、証人庄や文次郎(印)、口入仁右衛門(印)	譲主貞右衛門(印)、証人西惣左衛門(印)、庄屋新太郎(奥書)譲り主定右衛門(印)	譲り主甚右衛門(印)、証人善三郎(印)、庄屋彦右衛門(印)	譲り主平次郎(印)、証人宇兵衛(印)、庄屋新太郎(印)	譲り主長三郎(印)、日光院下証人善四郎(印)、庄屋札右衛門(印)	譲り主安楽見村長三郎(印)、証人伝五郎(印)、田地庄や札右衛門(印)	地主清兵衛(印)、庄屋伴次郎(印)	譲り主源左衛門(印)、田地庄屋兵右衛門(印)、口入紋兵衛(印)	譲り主長三郎(印)、証人介次郎(印)、庄屋札右衛門(印)	譲り主京右衛門(印)、田地庄屋恒右衛門(印)、証人善兵衛(印)	譲り主春任母(印)、庄屋生々津治右衛門(印)、証人組庄屋札右衛門(印)	譲主佐次右衛門(印)、証人太右衛門(印)、同兵右衛門(印)	譲り主次郎右衛門(印)、証人庄屋与左衛門(印)、証人新右衛門(印)	売主伊勢講中惣代講屋幸助(印)、証人次郎右衛門(印)、庄屋源左衛門(印)
源太郎	源太郎	惣兵衛	吉右衛門	伊右衛門	伊右衛門	吉右衛門	善九郎	伊右衛門	五兵衛	太右衛門	源左衛門	春任房	買主佐次兵衛
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

イ-200	譲渡田地之事 * (奥端裏書) 「久左衛門」	安永2年巳極月日	譲り主源太郎(印)、証人善之右衛門(印)、田地庄屋藤市(印)	嘉六	状
イ-199	譲渡申田地之事	安永2年巳12月日	譲主清吉(印)、証人音右衛門(印)、庄屋亦左衛門(印)	又八	状
イ-198	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「片涌」	安永元年辰極月日	譲主彦兵衛(印)、証人丹下(印)、庄屋亦左衛門(印)	九兵衛	状
イ-42	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「平野弁助 (異筆) 正下」、差出上に「水通シ定」あり	明和8年卯12月	譲り主梅松(印)、証人勘右衛門(印)、田地庄屋源助(印)・水島	駒市	状
イ-41	譲り渡し申畑之事 * (端裏書) 「島治兵衛」	明和6年丑極月	譲り主新右衛門(印)、証人角右衛門(印)、庄屋源助(印)・水島	徳次郎	状
イ-39	一札(田畑譲渡)	明和4年亥12月日	譲り主清左衛門(印)、証人又左衛門(印)	勘右衛門	状
キ-86	譲渡申田地之事 * (封紙上書) 「陀羅講(ママ) 会所料積銀預ケ証文入」、変色△	明和2年酉極月	譲主善三郎(印)、証人長三郎(印)、庄屋又左衛門(印)	陀羅尼講御衆中	封紙包状
イ-38	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「弥三郎」	明和元年申極月	譲主善九郎(印)、証人吉右衛門(印)、庄屋又左衛門(印)	左次兵衛	状
キ-1-3-5	売渡シ申畑之事 * 燈明講仲間へ売渡△	宝暦12年午ノ12月日	売主彦右衛門(印)、証人庄屋仁右衛門(印)	燈明講衆中	状
イ-70	譲り渡し申田地之事	宝暦12年午ノ12月	譲り主弁蔵(印)、証人楠太郎(印)、庄屋半之進(印)	又八	状
イ-68-2	(裏) 覚(米・大豆等取替高につき) * ア6811の裏に貼付	(天明3年、寛政5年分)			状
イ-68-1	(表) 売渡申屋敷畑之事 * (端裏書) 「中畑熊之助」、裏面に文書貼付あり→2へ	宝暦11年巳12月17日	売主小とめ(印)、証人庄屋仁右衛門(印)、口入浅右衛門(印)	庄兵衛	状
イ-69	譲り売渡申屋舗之事 * (裏書) 金剛頂院納所(印)、(端裏書) 「五兵衛」	宝暦11年巳ノ11月日	譲り主重右衛門(印)、証人秀八(印)、庄屋宇兵衛(印)	甚右衛門	状
イ-66	譲り売渡申蜜柑畑之事 * (端裏書) 「久左衛門」	宝暦8年寅ノ12月日	売り主伝兵衛(印)、証人勘七(印)、庄屋仁右衛門(印)	吉右衛門	状

イ-78	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」	天明2年寅3月日	譲主新六跡おやつ (印)、証人磯右衛門 (印)、庄屋亦左衛門 (印)	惣右衛門	状
イ-76	譲渡申畑之事	天明元年丑12月日 (印)	譲主四郎兵衛 (印)、証人浅右衛門 (印)、地庄屋留右衛門 (印)	藤蔵	状
イ-75	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「的ハ文右衛門」	天明元年丑6月日	譲り主熊右衛門 (印)、証人源五郎 (印)、庄屋源介 (印) 水島	磯八	状
イ-211	譲渡申田地之事	安永10年丑3月日	譲主清六 (印)、庄屋亦左衛門 (印)	又八	状
イ-210	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「久左衛門」	安永7年戊極月日	譲り主善右衛門 (印)、証人源太郎 (印)、庄屋亦左衛門 (印)	新平	状
イ-208	譲渡川原畑之事 * (端裏書) 「上川原証文」	安永7年戊12月日	譲り主磯兵衛 (印)、証人九兵衛 (印)、村役人庄七 (印)	四郎兵衛	状
イ-209	譲り申山田之事	安永7年いぬノ8月	譲り主吉兵衛 (印)、庄屋重蔵 (印)、庄屋彦右衛門 (印)	留右衛門	状
イ-206	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「久左衛門」	安永6年酉ノ極月日	譲り主善右衛門 (印)、証人善之右衛門 (印)、田地庄屋藤市 (印)	久次郎	状
イ-205	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「一ノ関ノ」 「異筆」平野弁助	安永6年酉ノ極月日	譲り主源五郎 (印)、証人藤市 (印)、田地庄屋庄七 (印)	元八	状
イ-207	譲渡申田地之事	安永6年酉2月日	譲り主善三郎 (印)、証人庄屋亦左衛門 (印)	源右衛門	状
イ-204	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「北田以」	安永5丙申年12月日	譲り主万之助 (印)、証人亀次郎 (印)、庄屋彦右衛門 (印)	九兵衛	状
イ-203	譲渡畑之事	安永5年申ノ3月日	譲主源太郎 (印)、証人角右衛門 (印)、庄屋九兵衛 (印)	又八	状
イ-202	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「一ノ関戸」 「異筆」平野弁助	安永4年未ノ閏極月日	譲り主源五郎 (印)、証人吉次郎 (印)、田地庄屋庄七 (印)	元八	状
イ-201	譲渡申田地之事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」	安永3年午ノ正月日	譲主庄屋亦左衛門 (印)	惣右衛門	状

イ-50	譲り渡申畑之事	文化3年寅12月日	平七(印)、楠之丞(印)、庄屋直之進(印・水鳥)	源右衛門	状
イ-49	譲り渡申田地之事 * (端裏書) 「利右衛門」	文化3丙寅年極月日	譲主多聞寺(印)、証人又兵衛(印)、田地庄や九兵衛(印)、村役人左門(印)	善兵衛	状
イ-48	譲り渡ス田地之事 * (端裏書) 「島治郎」	文化3年寅ノ12月	譲り主彦五郎(印)、証人恒次郎(印)庄屋吉三郎(印)、村役人左門(印)	勘右衛門	状
イ-46	譲り渡申畑之事 * (裏書) 修学院代官(印)、(端裏書) 「谷五郎治」、(端裏貼紙) 「たかつか」(貼紙下「西三石川」)	文化2年丑ノ12月日	譲り主長右衛門後家(印)、証人弁藏(印)、村役人九兵衛(印)	勘右衛門	状
イ-47	譲り渡申田地之事 * (裏書) 御庵室納所(印)、(端裏書) 「 <small>市二郎</small> 」	文化2乙丑年霜月日	譲主多聞寺(印)、証人源三郎(印)、村役人并田地庄屋九兵衛(印)	又兵衛	状
イ-43	譲り渡申田地之事 * (端裏書) 「平野弁助」	文化元年子12月日	譲り主繁次郎(印)、証人善右衛門(印)、田地庄屋直之進(印)水鳥、村役人清左衛門(印)	伊勢講御衆中	状
イ-44	譲り渡申田地之事	文化元年子ノ3月日	譲り主庄藏(印)、田地庄屋彦九郎(印)、村役人清左衛門(印)	茂七(母へ譲りおなか	状
イ-88	譲り渡申畑之事	寛政12年申極月日	譲り主龜太郎(印)、証人直之進(印)水鳥、村役人丹下(印)	源右衛門	状
イ-87	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「今西彦右衛門」	寛政10年霜月	譲り主銀右衛門(印)、証人藤藏(印)、地庄屋九兵衛(印)	磯兵衛	状
イ-86	譲渡申畑之事 * (端裏書) 「林之証文」	寛政9年巳ノ霜月日	譲主源兵衛(印)、証人忠助(印)、庄屋甚助(印)、村役人丹下(印)	重助	状
イ-85	譲り渡山之事	寛政3亥年極月日	譲主佐市(印)	九兵衛	状
イ-84	譲り渡ス畑之事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」	寛政2庚戌年	譲り主角左衛門(印)、証人庄七(印)右衛門(印)赤左衛門(印)右衛門(印)水鳥、村役人半之進(印)	惣右衛門	状
イ-83	譲り渡シ申田地事 * (端裏書) 「吉田弥三郎」	寛政元年酉12月日	譲り主平七(印)、証人勘右衛門(印)庄屋丹下(印)村役人半之進(印)	惣右衛門	状
イ-77	譲渡家屋敷之事 * (裏書) 増福院代官(印)、(端裏書) 「小林嘉八」	天明5年巳12月日	譲り主弥兵衛(印)、口入平右衛門(印)証人勘右衛門(印)庄屋丹下(印)村役人半之進(印)	嘉八	状

イ-102	イ-103	イ-104	イ-105	イ-108	イ-109	イ-45	イ-57	イ-56	イ-55	イ-54	イ-53	イ-52	イ-51	
譲り渡申畑之事	譲り渡川原畑之事	譲り渡申田地之事	譲り渡申畑之事	譲り渡申山畑之事	譲渡畑毛之事	本銀返り証文之事	譲り渡申畑之事	本銀返シ証文之事	譲り渡申家屋敷田地之事	譲り渡申畑ケ之事	譲り渡申田地之事	譲渡申田地之事	譲り渡申山之事	
		* (端裏書) 「義左衛門」	* (端裏書) 「吉田弥三郎」		* (端裏書) 「二通 小嶋佐八」 「家敷」	* (端裏書) 「吉田弥三郎」	* (端裏書) 「一郎右衛門」			* (端裏書) 「徳左衛門」	* (端裏書) 「勘右衛門」			
文政6未年9月日	文政4年巳11月	文政4巳年2月日	文政2年卯ノ霜月日	文政元寅ノ年12月日	文政元年寅ノ霜月日	文化14年丑極月日	文化13年子12月日	文化10年酉極月日	文化10酉年霜月日	文化8年未ノ極月日	文化6巳年2月18日	文化5辰年12月日	文化4卯年4月日	
儀助(印) 水島(印) 地庄屋源 人藤左衛門(印)	譲り主重次郎(印)、証人 藤次郎(印) (奥書) 村役人 之丞(印) (奥書) 村役人	譲り主多門寺(印)、証人 林兵衛(印) 地庄屋重治 治郎(印) (奥書) 村役人藤	伊右衛門(印) 庄屋源助 屋勝次郎(印) (奥書) 村庄	本人重左衛門(印)、証人 次郎(印) (奥書) 村役人勝	譲り主重左衛門(印)、証人 太郎(印) 地庄や茂左衛 門(印) (奥書) 村役人勝	売主彦五郎(印)、口入証 人茂左衛門(印) (奥書)	佐平次(印) 文末(奥書) 村役人直之進(印) 水島	譲り主久左衛門(印)、証 人三右衛門(印) 地庄屋 村役人直之進(印) 奥書	譲り主幸左衛門(印)、証 人茂左衛門(印) (奥書) 証 人庄屋地庄(印) 兼役清左 衛門(印)	譲り主忠蔵(印)、証人久 左衛門(印) (奥書) 村役 人直之進(印) 水島	幸左衛門(印) 村役人直 之進(印) 水島	譲り主源三郎(印)、証人 幸左衛門(印) 地庄屋九 門兵衛(印) 村役人藤左衛	譲り主繁次郎(印)、証人安 左衛門(印) 村役人與兵 衛、田地庄屋左門(印)	譲り主利右衛門(印)、証 人西重太夫(印) 地庄進 甚助(印) 水島 村役人直之
楠之丞	重助	平吉	定右衛門跡	源次郎	八五郎	武右衛門	左兵衛	林右衛門	弥三郎	新次	勘助	重助	重助	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	

イ-120	指入申一札之事(屋敷畑譲請証文)		天保7丙申年極月29日	譲り請主民三郎(印)、地庄屋茂左衛門(印)	五郎右衛門	状
イ-119	譲り申渡屋敷畑之事		天保7丙申年12月29日	譲り主五郎右衛門(印)、証人熊藏(印)、地庄屋茂左衛門(印)、奥書村役人幸左衛門(印)	民三郎	状
イ-121	譲り渡シ申畑之事	* (端裏書)「岩垣清助」、但此畑喜多兵部頼母子質物ニ差入有明神講満講迄	天保7年申8月日	譲り主吉右衛門(印)、証人藤五郎(印)、地庄や三左衛門(印)、奥書村役人之丞(印)	伊兵衛	状
イ-122	譲り渡シ申林之事		天保6未年12月日	譲り主織之助(印)、証人重次郎(印)	平次郎	状
イ-123	譲り渡シ申畑之事	* (端裏書)「(貼紙)」「はたけだ」谷慶治	天保5年午ノ極月日	譲り主弁藏(印)、証人三之丞(印)、(奥書)村役人地庄屋新兵衛(印)	兵吉	状
イ-124	譲り渡シ申田地之事	* (端裏書)「辻角助」	天保4年巳ノ12月日	譲り主清兵衛(印)、証人善太郎(印)、地庄屋又左次郎(印)、(奥書)箱本藤次郎(印)	角左衛門	状
イ-125	譲り渡申畑之事	* (端裏書)「こし慶治」	天保元年寅極月日	譲り主弥代藏、証人久左衛門(印)、庄屋源助(印)水島	兵吉	状
イ-94	譲り渡申畑之事	* (端裏書)「久左衛門」	文政13年寅12月日	譲り主八重藏(印)、証人源七(印)、庄屋藤次郎(印)、(奥書)村役人東藤次郎(印)	久左衛門	状
イ-95	譲り渡申畑之事		文政10年亥正月12日	譲り主久左衛門(印)、証人千右衛門(印)、地庄屋久兵衛(印)	源右衛門	状
イ-97	譲り渡申田地之事	* (端裏書)「五兵へ」	文政9年戌極月日	譲り主佐兵衛(印)、証人平兵衛(印)、地庄屋源助人源助(印)水島、(奥書)村役人源助(印)水島	豊三郎	状
イ-96	譲り渡シ申田地之事	* (端裏書)「義左衛門」	文政9年戌12月日	譲り主伊兵衛(印)、証人平右衛門(印)、地庄屋藤次郎(印)、(奥書)村役人源助(印)水島	儀助	状
イ-98	譲り渡申田地之事	* (端裏書)「植田安右衛門」	文政8年酉極月日	譲り主三右衛門(印)、証人榮次郎(印)、(奥書)村役人藤次郎(印)	専右衛門	状
イ-100	譲り渡シ申田地之事	* (端裏書)「市右衛門」	文政7年申極月日	譲り主文治郎(印)、証人平兵衛(印)、地庄屋源助(印)水島、(奥書)村役人藤次郎(印)	佐兵衛	状
イ-101	譲り渡シ申畑家之事		文政6年未霜月日	譲り主親類惣代方右衛門(印)、証人藤右衛門(印)、(奥書)村役人藤左衛門(印)、(奥書)村役人藤	楠之丞	状

イ-133	譲り渡申田地之事	弘化2年巳3月日	譲り主久右衛門(印)、証人重右衛門(印)、地庄屋紋十郎(印)、富右衛門(印)、奥書、村役人西ノ富右衛門(印)	佐兵衛	状
イ-110	譲り証文之事 * (端裏書) 「竹中十兵へ」	天保15年辰7月日	譲り主勝藏(印)、証人久人富右衛門(印)、奥書、村役人富右衛門(印)	源七	状
ター12-3	譲り渡シ申田地之事 * 上部虫損、3貫310匁	天保14年卯12月日	譲り主庄屋源助(印)、証人親類惣代紋重郎(印)、地庄屋新兵衛(印)、奥書、村役人富右衛門(印)	九左衛門	状
ター12	【封紙包み6点一括の内】↓詳細以下へ * (封紙上書) 「三紙之内 譲り渡し証文之事 源助」				
キ-84	譲り申田地之事 * 上部破損	天保14年卯12月日	譲り主源助(印)、証人親類惣代紋重郎(印)、地庄屋新兵衛(印)、奥書、村役人富右衛門(印)	九左衛門	封紙包状
キ-78	譲り渡シ申田地之事 * 上部大損抜注意、	天保14年卯12月日	譲り主源助(印)、証人親類惣代紋重郎(印)、地庄屋新兵衛(印)、奥書、村役人富右衛門(印)	九左衛門	封紙包状
イ-111	譲り渡シ申証文之事	天保12年丑正月日	譲り主又左衛門(印)、証人新兵衛(印)、地庄屋重右衛門(印)、奥書、村役人幸左衛門(印)	重介	状
イ-114	譲り渡申山之事 * 日付部分虫損	天保11子年12月日	譲り主清兵衛(印)、証人重治郎(印)、庄屋紋重郎(印)	平治郎	状
イ-112	譲り渡畑之事 * (端裏書) 「五兵衛」	天保11年庚子霜月日	譲り主彦兵衛(印)、証人清兵衛(印)、奥書、村役人藤左衛門(印)	豊三郎	状
イ-113	譲渡し申田地之事	天保11年子8月日	譲り主専之丞(印)、証人孫市郎(印)、地庄屋重次郎(印)	平次郎	状
イ-115	譲り渡シ申畑之事 * (端裏書) 「辻角助」	天保9年戌7月日	譲り主岩蔵(印)、地庄屋源助(印)、水島、証人亀助(印)	角左衛門	状
イ-117	譲り渡し蜜柑畑之事 * (端裏書) 「植田安右衛門」	天保8丁酉年極月日	麻生津西之脇村譲り主その見村地方庄屋久兵衛(印)、奥書、村役人幸左衛門(印)	安楽見村仙右衛門	状
イ-118	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「垣内文左衛門」	天保8年酉ノ3月	譲り主孫市(印)、証人次郎(印)、地庄屋直右衛門(裏面奥書)、村役人幸左衛門(印)	平三郎	状
イ-116	譲り渡し申畑之事	天保8年酉3月日	譲り主安太郎(印)、証人専次郎(印)、畑地庄屋源助(印)、水島、	五郎右衛門	状

イ-140	譲渡申田地之事	* (端裏書) 「西伴助」	嘉永5年子ノ6月日	譲り主善四郎(印)、証人九兵衛(印)、地庄屋幸左衛門(印)	伴助	状
イ-147	譲り渡し申畑之事		嘉永3年戊11月日	譲り主藤四郎(印)、証人又兵衛(印)、(奥書) 村役人富右衛門(印)	重左衛門	状
イ-145	譲り渡し申畑ケ之事		嘉永3年戊2月日	譲り主勝右衛門(印)、証人三谷村清藏(印)、世話人久右衛門(印)、地庄屋次左衛門(印)、(奥書) 村役人留(富の誤か) 右衛門(印)	十左衛門	状
イ-144	譲り渡し申田地之事		嘉永3年戊2月日	譲り主武兵衛(印)、証人清兵衛(印)、(奥書) 村役人富右衛門(印)	磯兵衛	状
イ-143	譲り渡し申畑之事		嘉永3年戊2月日	譲り主三之丞(印)、証人孫市(印)、村役人地庄屋留(富の誤か) 右衛門(印)	弥兵衛	状
イ-146	譲り渡し申畑之事		嘉永3年戊正月日	譲り主佐吉(印)、証人清兵衛(印)、(奥書) 村役人富右衛門(印)	市右衛門	状
イ-149	譲り渡し申田地之事	* (端裏書) 「辻清助」	嘉永2年酉ノ6月日	譲り主弥市郎(印)、証人右左衛門(印)、(奥書) 村役人九兵衛(印)	源右衛門	状
イ-127	譲り渡し申田地之事	* (端裏書) 「義三郎」	弘化4年未4月日	譲り主宇兵衛、証人清次郎(印)、(奥書) 村役人庄右衛門(印)	平次郎	状
イ-128	譲り渡し申田地之事		弘化4年丁未正月日	譲り主熊蔵(印)、地庄屋富人庄右衛門(印)、(奥書) 村役	尾崎藤左衛門	状
イ-132	譲り渡し申田地之事	* (端裏書) 「岩垣清助」	弘化3年午霜月日	譲り主桑助(印)、証人啓造(印)、(奥書) 村役人庄右衛門(印)	伊兵衛	状
イ-129	譲り渡し申田地之事		弘化3年午霜月日	譲り主三三五郎(印)、証人十左衛門(印)、(奥書) 村役人富右衛門(印)	平次郎	状
イ-131	譲り渡し申田地之事	* (端裏書) 「岩垣清助」	弘化3年午正月日	譲り主幸次郎(印)、証人啓造(印)、(奥書) 村役人庄右衛門(印)	伊兵衛	状
イ-134	譲り渡し申畑之事 * (端裏書) 「金尾彦治」、五郎右衛門署名上に 「二添質除キ質流シニ相成加判可致候」とあり		弘化2年巳極月日	譲り主古右衛門(印)、証人熊次郎(印)、田地庄屋源助(印)、水島(印)、五郎右衛門(印)、(奥書) 村役人留(富の誤か) 右衛門(印)	栄治郎	状
イ-135	譲り渡し申山林之事	* (端裏書) 「源左衛門」	弘化2年巳3月日	譲り主鹿治郎(印)、証人村役人富右衛門(印)、(奥書)	源左衛門	状

イ-151	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「辻角之助」	安政5年午ノ正月日	譲り主善太郎(印)、証人利兵衛、地庄屋重次郎	角左衛門	状
イ-157	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「定右衛門」	安政4年巳極月日	譲り主安左衛門(印)、証人久右衛門(印)、地庄屋役人平次郎(印)、(奥書)村	勝左衛門	状
イ-156	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「定右衛門」	安政4年巳極月日	譲り主安左衛門(印)、証人久右衛門(印)、地庄屋役人平次郎(印)、(奥書)村	勝左衛門	状
キ-141	譲り渡し申田地之事 * 破損大・変色劣化抜注意、西荒見の田地	安政3年辰12月日	譲り主藤兵衛(印)、証人破損(左衛門)外1人、(奥書)村役人次左衛門(印)	儀兵衛	状
イ-158	譲り申水地之事(水通し) * 係市所持地譲り受につき嘉八田地より其地へ水通水床料60匁払	安政3年辰ノ正月日	譲り主嘉八(印)	平治郎	状
イ-160	譲り渡し申畑之事 * (端裏書) 「中野弥右衛門」	安政2年卯正月日	譲り主源左衛門(印)、証人重左衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	儀兵衛	状
イ-137	譲り渡し申田地之事	嘉永7寅年12月16日	譲り主金藏(印)、請人伊兵衛(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	平次郎	状
イ-136	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「源左衛門」	嘉永7歳寅霜月日	譲り主熊之助(印)、証人嘉八(印)、地庄屋直右衛門(印)、(奥書)村役人次左衛門(印)	源左衛門	状
イ-138	譲り渡し申田地之事	嘉永7年寅ノ6月日	譲り主藤四郎(印)、証人林兵衛(印)、田地庄屋五郎右衛門(印)	同村伴助	状
イ-142	譲り渡し申畑山之事 * (端裏書) 「利右衛門」	嘉永6年丑ノ12月日	譲り主藤四郎(印)、証人林右衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	利右衛門	状
イ-141	譲り渡し申畑之事	嘉永6年丑12月日	譲り主藤兵衛(印)、証人右衛門(印)、地庄屋富右衛門(印)、(奥書)村役人富右衛門(印)	重左衛門	状
イ-139	譲り渡し申田地之事	嘉永6年丑ノ3月日	譲り主五郎右衛門(印)、村役人地庄屋富右衛門(印)、(奥書)村役人富右衛門(印)	勝左衛門	状
ア-25-3	譲り渡し申田地之事 * (裏書) 「此田地隠居両親附 但本家之屋敷之右蔵共安政七年申二月村役人治左衛門、証人作左衛門」	嘉永6年丑ノ2月日	譲り主庄右衛門(印)、証人平次郎(印)、(奥書)村役人久右衛門(印)、(奥書)村役人富右衛門(印)	広助	状
ウ-3-2	譲り渡し申田地之事 * 破損、(端裏書) 「松ノ本ノ山林田地伊介買受候証文認遣候下書」	嘉永5年子6月日	譲り主善四郎、証人九兵衛、地庄屋幸左衛門	伊助	状

イ-244	譲り渡申田地之事	文久3年亥3月日	譲り主作左衛門(印)、地庄屋治左衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	平次郎	状
イ-243	譲り渡申田地之事	文久2年戌12月日	本人栄三郎(印)、証人助(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	吉右衛門	状
イ-242	譲り渡申証文之事(田地譲・替地受取)	文久2年戌12月日	譲り主嘉左衛門(印)、地庄屋淳助(印)、(裏奥書)村役人治左衛門(印)	弥兵衛	状
イ-240	譲渡申畑之事 *(端裏書)「辻角助」	文久2年戌3月日	譲り主儀右衛門(印)、証人吉三郎(印)、地庄屋富右衛門(印)	角左衛門	状
イ-239	譲り渡し申畑之事 *(端裏書)「坂上吉兵衛」	文久2年戌2月日	譲り人吉三郎(印)、せわ人佐右衛門(印)、地庄屋平次郎(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	吉兵衛	状
イ-238	譲り渡申畑之事 *(端裏書)「辻角助」	文久元年酉極月日	譲主保右衛門(印)、証人新右衛門(印)、地庄屋富右衛門(印)	角左衛門	状
イ-237	譲渡申畑之事	文久元年酉12月日	譲主弥三郎(印)、証人左衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	健助(印)	状
イ-236	譲り渡申証文之事(土地・建物) *(端裏書)「助右衛門」、土地・居屋敷建物・畑・藪	万延元年申12月日	門配同人、(奥書)村役人治左衛門(印)、仙助(印)、証人1人、正智院庄屋淳介(印)、悉地院藏地支	平次郎	状
イ-234	譲り渡申田地之事	万延元年申10月日	譲り主藤四郎(印)、親類惣代人治左衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	同村磯兵衛	状
イ-233	譲り渡し申畑地之事	万延元年申9月日	人吟右衛門(印)、地庄屋平次郎(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	喜右衛門	状
イ-152	譲り渡し申家屋敷之事	安政5年午11月日	譲り主常右衛門(印)、証人磯兵衛(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	重左衛門	状
イ-155	譲り渡し申証文之事	安政5年午7月日	譲り主三次郎(印)、証人吉次郎(印)、(奥書)村役人平兵衛(印)	伴助	状
イ-154	譲り渡し申畑地之事 *虫損・変色あり	安政5年午7月日	譲り人勘四郎(印)、加判人新右衛門(印)、地庄屋富右衛門(印)	伴助	状
イ-153	譲り渡し申田地之事 *(端裏書)「谷安二郎」	安政5年午4月日	本人勘四郎、加判人新右衛門、地庄屋富右衛門	ふじの	状

ウー 1-20	譲り渡シ中山之事	慶応4年辰ノ4月日	譲り主民三郎(印)、村役人治左衛門(印)	新右衛門	状
イー 182	譲り渡申証文之事 *譲主・地庄屋・仲は皆同印	慶応4年辰3月日	譲り主直治良(印)、証人又七(印)抹消、地庄屋勝平次郎(印)、(奥書)村役人平治左衛門(印)、(奥書)村役人新右衛門(印)	重左衛門	状
イー 180	譲り渡申屋敷之事 * (端裏書)「金尾新治」	慶応3年卯3月日	譲り主直治良(印)、証人又七(印)抹消、地庄屋勝平次郎(印)、(奥書)村役人平治左衛門(印)、(奥書)村役人新右衛門(印)	新治	状
イー 179	譲り渡し申敷地之事	慶応3年卯正月日	本人多聞寺(印)、証人久右衛門(印)、同嘉兵衛	平次郎	状
イー 177	譲り渡申田地証文之事	慶応2年寅極月日	譲り主弥右衛門(印)、証人佐八(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	勘兵衛	状
イー 176	譲り渡申畑証文之事	慶応2年寅極月日	類惣代佐八(印)、地庄屋新兵衛(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	市右衛門	状
イー 175	譲り渡申畑之事 * (端裏書)「源左衛門」	慶応2年寅12月日	譲り主勝助(印)、地庄屋庄右衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	源左衛門	状
イー 173	譲り渡し申田地之事 * (端裏書)「源左衛門」	慶応2年寅8月	譲り主多聞寺(印)、証人勘兵衛(印)、地庄屋勝平次郎(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	源左衛門	状
キ-79	譲り渡シ申田地之事	慶応2年卯5月日	譲主地庄屋庄右衛門(印)、証人重左衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	定五郎	状
イー 178	譲り渡シ申畑之事	慶応2年卯5月日	譲り主庄右衛門(印)、証人重左衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	又七	状
イー 162	譲り渡申畑之事	元次 ^(マ) 2年丑ノ4月日	譲り主多聞寺(印)、証人久右衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	重左衛門	状
イー 161	譲り渡申田地之事 * (端裏書)「小島佐八」	元治2年乙丑3月日	譲り主弥右衛門(印)、証人宇右衛門(印)、(奥書)村役人平次郎(印)	佐八	状
ウー 1-25	譲り渡申証文之事(田地譲り) * 貼紙訂正あり、村方納の所	元治元年甲子12月日	同断新兵衛(印)、同断淳介(印)	磯右衛門、幸右衛門	状
イー 245	譲り渡申田地之事 * (端裏書)「義左衛門」	文久3年亥ノ12月日	譲り主重左衛門(印)、証人佐左衛門(印)、(奥書)村役人治左衛門(印)	儀左衛門	状

イ-228	譲り渡申畑之事 * (端裏書) 「民三郎行」	明治3年午3月日	譲り主伊勢講親民三郎 治左衛門(印)、証人同講惣代清水 役人湯浅藤左衛門(奥書)村	常右衛門	状
イ-227	譲り渡申畑之事 * (端裏書) 「清水氏行(異筆)『利右衛門』」	明治3年午3月日	山上講惣代清水治左衛門 藤左衛門(奥書)村役人湯浅	利右衛門	状
イ-226	譲り渡申屋敷畑地之事 * 貼紙あり、継ぎ跡不自然	明治2年	譲り主彦治郎(印)、証人西惣左 衛門(印)、湯浅健治郎(印)、 井平治郎(印)、湯浅院下庄 衛門(奥書)村役人清水治左	井関平治郎	状
イ-225	譲り渡申田地之事	明治2年巳	譲り主平治郎(印)、証人 又七(印)、湯浅藤左衛門(印)	関平治郎 (貼紙)清水(貼紙下..井)	状
イ-222	譲り渡申屋敷株之事 * (袖端書) 「上村伊三郎」	明治2年巳12月日	湯浅藤左衛門(印)村役人	伊右衛門	状
イ-221	譲り渡申悪野并家建物之事	明治2年巳12月日	譲り主作右衛門(印)、証人 役人又四郎(奥書)村	長右衛門	状
イ-220	譲り渡シ申家屋敷田畑之事	明治2年巳12月日	湯浅院下庄(印)、湯浅健治郎(印)、 証人湯浅藤左衛門(奥書)村役人	鉄蔵	状
イ-224	譲り渡申畑之事 * (端裏書) 「慶助行」	明治2巳年霜月日	譲り主慶助、証人文左衛 門(印)、奥書)村役人湯	弥助	状
イ-223	譲り渡シ申畑之事 * (端裏書) 「慶助行」	明治2巳年霜月日	人湯浅藤左衛門(印)村役 左衛門(印)、証人文	林右衛門	状
イ-216	譲り渡申田地之事	明治2年巳ノ5月日	譲り主長三郎(印)、地庄 役人清水治左衛門(奥書)村	民三郎	状
イ-215	譲り渡し申田地之事 * (端裏書) 「金尾新治」	明治2年巳5月日	譲り主徳左衛門(印)、証人 健助、地庄や文右衛門 衛門(印)、奥書)村役人治左	新治	状
イ-212	譲り渡し申山畑之事 * (端裏書) 「源左衛門」	明治元年辰12月日	譲り主久右衛門(印)、証 村役人治左衛門(奥書)	松山源左衛門	状
ア-25-2	譲り渡シ申家屋敷田地之事	明治元年辰12月日	譲り主幸右衛門(印)、証人嘉 八(印)同新健治郎(印)、 村役人治左衛門(奥書)	久右衛門	状
イ-197	譲り渡申田地之事 * (端裏書) 「市右衛門」	慶応4年辰8月	譲り主儀右衛門(印)、証 人文右衛門(印)、地庄屋 平治郎(印)	市右衛門	状

ウ-9-15	譲り渡し申地所之事									
イ-30	譲り渡し申地之事									
ア-34	*〔封紙〕 *〔封紙上書〕「中筋源次郎家屋敷譲受証文巻通 同人所持コマ田譲受証文巻通 本紙也」									封紙
ア-23-15	一札(田地譲り証文焼失につき) *今般徳之丞方へ譲遣			卯12月22日	円光院仙算(印)					正智院庄や仁右衛門
エ-264	①②〔金銭書付断簡〕									
エ-264	③地所売渡証文之事 *北土地か			17年12月23日	郡村売人、同証人定助					同同奥谷民吉
エ-264	【4点一綴】↓詳細以下へ *上から①④とする、④はIIIICの項にあり									
イ-230	譲り渡し申地之事			明治3年午3月3日	譲主安楽見村久右衛門(印)、証人杉原村宮城官太夫(印)、(奥書)安良見村役人湯浅藤左衛門(印)					杉原村長左衛門

d 村土地売り

イ-184	譲り渡し申証文之事(村方惣入込野山) *〔端裏書〕「助左衛門」			慶応4年辰4月4日	村役人惣代治左衛門(印)、同断平次郎(印)、平方惣代介(印)					熊左衛門
イ-172	譲り渡し申証文之事 *〔奥端裏書〕「岩城久左衛門」			慶応2年寅3月3日	村役人惣代治左衛門(印)、新兵衛(印)、長左衛門(印)、平方惣代介(印)					久左衛門
イ-171	譲り渡し申山地之事 *〔端裏書〕「久左衛門」			慶応2年寅3月3日	村役人平次郎(印)、同新兵衛(印)、同長左衛門(印)					久左衛門
イ-170	譲り渡し申村山之事 *〔奥端裏書〕「定助」			慶応2年寅ノ3月3日	村役人平次郎(印)、新兵衛(印)、長左衛門(印)					定助
イ-169	譲り渡し申村山之事			慶応2年寅3月3日	村役人平次郎(印)、同新兵衛(印)、同長左衛門(印)、平惣代清兵衛(印)					重左衛門

ウー 1-27	譲り渡申証文之事(山譲り)	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 新兵衛(印)・長左衛門(印)、 平惣代嘉八(印)	幸右衛門	状
ウー 1-22	譲り渡申証文之事(村方惣入込野山) *△	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 新兵衛(印)・長左衛門(印)、 平方惣代嘉八(印)	喜多長左衛門殿御取次与 次郎	状
イー 196	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (奥端裏書)「久左衛門」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	久左衛門	状
イー 195	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (端裏書)「久左衛門」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	久左衛門	状
イー 194	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (端裏書)「源左衛門」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	源左衛門	状
イー 193	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (端裏書)「源左衛門」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	源左衛門	状
イー 192	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (端裏書)「垣内文左衛門」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	文左衛門	状
イー 191	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * 虫損あり	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	角次郎	状
イー 190	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * 署名後半部分書懸	①慶応4年辰4月日 ②明治2巳年12月	①長左衛門(印)、平方惣代嘉 八(印) ②山(奥書)村役人 源左衛門(印)	①西福寺講中②民三郎	状
イー 189	譲り渡申証文之事(村中入込野山) * (端裏書)「民三郎」	慶応4年辰4月日	村役惣代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	伊勢講衆中	状
イー 188	譲り渡申証文之事(村方惣入込野山) * (端裏書)「奥谷民三郎」	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	民三郎	状
イー 187	譲り渡申証文之事(村方支配敷)	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	治兵衛	状
イー 186	譲り渡申証文之事(村方惣入込野山)	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断平次郎(印)、平方惣代定 介(印)	幸左衛門	状
イー 185	譲り渡申証文之事(村方惣入込野山)	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)、 同断新兵衛(印)、平方惣代嘉 八(印)	茂七	状

3 講・頼母子関係

ウー 27-11	讓里渡申証文之事(村方惣入込山)		慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)・平次郎(印)・長左衛門(印)・平方惣代定介(印)	貞二郎	状
ウー 27-3	讓里渡申証文之事(村中入込山)	*△	慶応4年辰4月日	村役人物代治左衛門(印)・平次郎(印)・長左衛門(印)・平方惣代(印)・新兵衛(印)・長左衛門(印)・平方惣代嘉八(印)	喜多長左衛門	状
ウー 9-25	預り申銀子之事(愛宕講銀)	*全文抹消、金額欠	嘉永6年丑霜月	預り主喜多長左衛門(印)、田地庄屋富右衛門(印)	愛宕講衆中	状
ウー 9-3	預り申銀子之事(愛宕講銀)		嘉永6年丑霜月	預り主喜多長左衛門、田地庄屋富右衛門	愛宕講衆中	状
キ-85	預り申銀子之事(講銀預り居屋敷質入) *端裏書「惣左衛門 粟島講取受候加判之控」		弘化2年乙巳11月	預り主西惣左衛門、受人喜多長左衛門、田地庄屋紋十郎	粟島講御衆中	状
キ-70	伊勢講定書 *講親は両家の内替り合相動		元文2丁巳年9月16日	二口新才之新(花)、新太郎(書)門四郎(書)七(書)外六(書)人二口喜多長左衛門(印)	状	状
ア-308-1	稲荷講請定 *講人数計21人、最終頁袋綴内に状3通と片一点あり↓2↑4へ		天保11子年11月19日	親山二口西重太夫、親請喜多長左衛門	縦帳	状
ウー 1-1	預申銀子之事(稲荷講銀)		天保13寅年11月日	預主勝左衛門(印)、請人紋治郎(印)証人西惣左衛門(印)・源助(印)・田地庄屋藤左衛門(印)	稲荷講講中	封紙包状
ウー 9-23	借用申銀子之事(稲荷講銀)		安政3年辰正月日	稲荷講親借用主西重太夫、加判人喜多長左衛門	伊兵衛	状
ウー 9-29	借用申銀子之事(質物に稲荷講親山指入)	*写△	安政3年辰正月	講親借用主西重太夫、加判人喜多長左衛門	伊兵衛	状
カ-118	稲荷講六月落札(書上勘定覚)		(6月)			横折状
ウ-59	⑮記(講掛不足金受取)		明治16年旧7月12日	栄統講噯人香戸定助	井関助左衛門	
エ-390-40	〔永統講出席依頼状〕		11月3日	丸栖村山本弥市右衛門	那賀郡長北長左衛門	封筒入紙

ウ-73-7	ウ-73-5	イ-389-3	ウ-73-8	ウ-73-10	イ-389-1	ウ-73-2-2	ウ-73-2-1	ウ-73-2	ウ-73-4	ウ-73	イ-389	エ-96	ウ-108
預り申銀子之事(祇園講銀)	借用申金子之事(祇園講敷銀の内へ受取) *封紙二重、(外封紙上書)「大黒講十番預り 豊三郎喜多兩人ノ手形 南より此手形祇園講へ入」、(内封紙上書)「手形一通 喜多」△	預り申銀子之事	預り申銀子之事(祇園講銀)	預り申銀子之事(祇園講銀)	預り申銀子之事	預り申銀子之事(祇園講銀預り引請)	預り申銀子之事(祇園講預り)	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「手形彦通 源助」	預り申銀子之事(祇園講銀) *内容も明神講と書いてあるのを貼紙で祇園講に直している	【袋入一括10点】↓詳細以下へ *(袋上書)「天保三年壬辰十一月 祇園講証文入」「別玉」	*【封紙上書】「祇園講関係銀子借用手形五通 昭和卅二年九月三日 北一夫調 手形彦通 喜多兵部」	祇園講不懸控	祇園講請定
天保10年亥11月	天保10年亥11月	天保9年戌11月	天保9年戌11月日	天保8年酉霜月日	天保6年末11月	天保11歳子極月	天保5歳午12月日		天保5年午霜月日			天保3壬辰霜月	天保3年壬辰霜月日
預り主亦(左衛門(印)、 請人新兵衛(印)、地庄屋 紋十郎(印))	喜多長左衛門(印)	預り主岡屋治右衛門、証 人喜多長左衛門(印)、祇 園講四口持主林周蔵(印)	預り主角左衛門(印)、田 地庄屋門重郎(印)	預主地庄屋藤左衛門(印)、 証人藤次郎(印)	預主喜多兵部(印)、受人 喜多長左衛門(印)・藤左 衛門(印)、久右衛門(印)	預り主源助(印)、請人紋 十郎(印)、同断富右衛門 (印)	預り主源助(印)、証人紋 重郎(印)		預主久五郎(印)、地庄屋 源助(印)			講親喜多氏、親受西氏・ 新氏	親山六〇喜多長左衛門、親請 西重太夫・新才之進・西惣 門外7人、喜多兵部・西惣 門外7人、其外合計63口 証人藤左衛門
祇園講御衆中	新才之進	祇園講御衆中	祇園講御衆中	祇園講御衆中	祇園講御衆中	御衆中(講銀預部分のみ)・ 喜多長左衛門(引請状ま で)	喜多長左衛門		祇園講御衆中(「明神講」 を抹消訂正)				
封紙包状	封紙包状	状	状	状	状	状	状		封紙包状		封紙	横帳	縦帳

オ-6-9	カ-122-5	エ-136	ア-194-10	ア-81-5	ア-81-4	イ-389-2	カ-38	カ-39	ウ-73-3	イ-389-4	ウ-73-1	ウ-73-9	ウ-73-6
〔祇園講年々掛銀元利差引書上〕	祇園講利モトキ(巳十二月〜子年済講迄分書上)	祇園講利モドキ勘定	〔祇園講年々かけぎん書上〕	祇園講掛銀受取帳	祇園講掛銀受取控	預り申銀子之事	預り申銀子事(祇園講銀)	預り申銀子之事(祇園講銀・要用につき質物借用)	預り申銀子之事(祇園講銀)	預り申銀子之事	預り申銀子之事(祇園講銀)	預申銀子之事(祇園講銀)	預り申銀子之事(祇園講銀)
(戌〜子まで15年間)	(巳12月〜子年)	(午年)	(辰年〜丑年まで)	(近世)酉11月14日	弘化4未年(〜同5申年12月迄)	弘化3年午11月	弘化元年辰ノ11月日(貼紙下は嘉永3戊)	天保15年辰11月日	天保15年辰ノ霜月日	天保15年辰11月	天保13年寅霜月日	天保12年丑霜月日	天保11年子霜月日
		南				預り主林周蔵(印)、祇園講親喜多長左衛門(印)	預り主藤四郎(印)、地庄屋五郎右衛門(印)	本人源助(印)、受人九左衛門(印)・紋十郎(印)・千兵衛(印)・富右衛門(印)・平兵衛(印)	預り主庄右衛門(印)、地庄屋熊蔵(印)	預主西惣左衛門(印)、受人林周蔵(印)、講親喜多長左衛門(印)	預り主伊兵衛(印)、地庄屋幸左衛門(印)	預り主紋重郎(印)、質主藤左衛門(印)、地庄屋直右衛門(印)	預り主藤次郎(印)、地庄屋幸左衛門(印)・源助(印)・藤左衛門(印)
						祇園講御衆中	祇園講御衆中	喜多長左衛門	祇園講御衆中	祇園講御衆中	祇園(文字は園遠となっているが祇園のつもりであらう)講御衆中	祇園講御衆中	祇園講御衆中
横折状	横折状	横帳	状	横帳	横帳	状	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	封紙包状	状	封紙包状

ア- 259-7	ア- 259-8	エ- 389-52	エ- 390-28	エ- 386-42	エ- 386-54	ウ- 95-2	タ-25	ケ- 201	エ- 368	エ-389 -58-17	エ- 365	エ-390 -48-11	ケ- 164
【2点巻き込み一括】↓詳細以下へ	助民講取人名前書 *木版、ア259-7-1に類似	〔松栄講掛金取替願書状〕	〔松栄講掛金申受ほかにつき本日伺いたく都合尋ね書状〕	〔松栄講一口半受持掛金郵送願書状〕 *エ386-54はこの封筒か	〔封筒〕	預り申銀子之事(修復講頼母子銀) *変色劣化破損あり、銀高空白	奉拝借金子之事(講金) *変色劣化、150両、来辰霜月御講会の節返納の旨	奉拝借金子之事(講金) *135両、来未霜月御講会の節返納	〔協和社掛金書付〕 *一頁目に貼紙あり(記 明治14/旧3/20)	口上(協助融通講半口加入願)	協助融通講勘定記	記(講金受取)	〔協助融通講・頼母子関係文書一綴〕 *形態様々のもの一綴
	いノ11月10日会	1月31日(近代)	(明治15年)1月11日	15年1月6日	明治15年1月6日	慶応元年丑11月		明治3年午霜月日	明治10年旧6月(同9年6月)	5月20日	明治16年12月	14年2月21日	明治7年~16年頃
	那賀郡打田村勘定元	津田作之丞	市場村津田作之丞(印)	作之丞(印)	津田作之丞	(西庄三郎 西福寺頼母子取請ニ付質物有之)	安楽見村拝借人喜多長左衛門、加判人湯浅新兵衛、同村役人平次郎	安良見村拝借人北長左衛門(印)、庄屋湯浅藤左衛門(印)		湯浅	世話人	協助融通講世話人(印)	(いろいろ)
		北長左衛門	那賀郡長北長左衛門	北大君	那賀郡長北長左衛門		御仕法御講御掛り中様御役人衆中	仕法講掛中様役人衆中		北様外御三人衆中		ヲ、ツ中村御中・湯浅	(いろいろ)
	状	状	封筒入状	状	封筒	状	状	封紙包状	横半帳	状	横帳	状	綴

キ-93-7	キ-93-5	キ-93-4-2	キ-93-4-1	キ-93-4	イ-264	キ-93-1	タ-31	ア-323	オ-6-14	オ-6-22	オ-6-16	ア-259-7-2	ア-259-7-1
預り申銀子之事(大黒講銀預)	預り申銀子之事(大黒講銀預) *九番預り	預り申銀子之事(大黒講銀預) *(封紙上書)「又左衛門敷銀ノ受 久右衛門」	預り申銀子之事(大黒講銀預) *銀高空欄	【封紙包み2通】↓詳細以下へ *(封紙上書)「八番預り 証文 又左衛門」	預り申銀子之事(大黒講銀)	預り申銀子之事(大黒講銀預) *五番預り	大黒講請定 *大型	相統講頼母子帳 名手組上丹生谷村	覚(西惣左衛門頼母子筋金受取) *△	覚(西惣左衛門取替筋講懸金指引) *△	覚(惣左衛門頼母子懸銀内へ銀子受取済) *△	助民講牛頼母子之通 *木版、朱印あり、裏に「鳥印」とあり	〔講金書上〕 *木版か、番号印字され並、標題はア259-8による
天保15年辰11月	天保5年午6月	天保14年卯7月	天保4年巳霜月日		天保3年辰霜月日	天保3年辰6月日	文政13年寅3月吉日		12月23日	5月21日	寅12月28日	9月25日会	
預り主平次郎、大黒講親受喜多長左衛門	預り主西惣左衛門(印)、受人喜多長左衛門、証人西重太夫(印)	預り主久右衛門(印)	地庄屋預り主亦左衛門(印)		預り主慶蔵(印)、庄屋藤治郎(印)	預り主久五郎(印)、田地庄屋又左衛門(印)、請人要蔵(印)	(講親山式口西亦六、親脇受人喜多長左衛門、新才之進、西重太夫) 西惣左衛門外総計48人	上丹生谷村親龜(右衛門(印)、親請山中喜平治(印)、東河原村同高井熊五郎(印)、市場村親脇米屋清兵衛(印)外2人	小玉隆蔵	藤左衛門	藤田新次良(印)	(朱印)	
大黒講衆中	大黒講衆中	大黒講親受喜多長左衛門	大黒講衆中		大黒講衆中	大黒講衆中			喜多長左衛門	喜多御氏	あら見村久右衛門	那賀郡打田邑仁兵工組三百三拾番	
状	封紙包状	封紙包状	状		状	封紙包状	堅 帳	堅 帳	状	状	状	札	状

キ-1-1	定	安良見大明神御宝前燈明料之事・人数之覚 *奥に継紙「覚」あり、会所日は霜月十六日ニ相極者也	元禄三庚午年正月吉日	宮寺(印)、喜多源之丞(印)、 喜右衛門(印)、文右衛門(花)、 喜左衛門(印)、猪兵衛(印)、 孫市(力)郎(書)	状
キ-1	【木箱入り文書】↓詳細以下へ *33×8×4.4cm、(箱上書)「燈明講書物箱 講中」、蓋破損				
ウ-9-26	預り申銀子之事(天神講銀)	*全文抹消、金額欠	嘉永6年丑霜月	預り主喜多長左衛門、田 地庄屋富右衛門	天神講衆中
ウ-9-16	預り申銀子之事(天神講銀)	*印は×等で抹消	天保7年申11月	預り主喜多長左衛門(印)、 田地庄屋熊蔵(印)	天神講衆中
ウ-9-13	預り申銀子之事(天神講銀) *(端裏書)「キタ 戻り手形」、喜多と藤左衛門のみ印を×で抹消		天保6年末11月	預り主喜多兵部(印)、受 人喜多長左衛門(印)、藤 左衛門(印)、久右衛門(印)	天神講衆中
エ-389-42	積立講仕法おほへ		(近世)		状
カ-109	積立講掛銀受取通		天保7申年	勘定元(印)	喜多長左衛門
ク-3	長者講各組 *定・各番の掛銀割合手取銀等書付あり		(近世)		横 帳 縦 帳
イ-391	覚(多羅尼講銀勘定書) *上部破損		文久3年亥12月23日	多聞寺代嘉兵衛(印)(印)	喜多
キ-86	讓渡申田地之事 *(封紙上書)「陀羅講 ^{つた} 会所料積銀預ヶ証文入」、変色△		明和2年酉極月	讓主善三郎(印)、証人長 三郎(印)、庄屋又左衛門 (印)	封紙包状
キ-93-2	預り申銀子之事(大黒講銀預)		(近世)	預り主利兵衛(印)、加判 人藤四郎(印)、地庄屋富 右衛門(印)	封紙包状
ア-118-1	大黒講掛銀受取帳		巳6月	講親	横 帳
ア-81-3	大黒講掛銀受取おほえ		辰6月13日		横 帳
キ-93-3	預り申銀子之事(大黒講銀預) *(封紙上書)「証文巻 半次郎様代久右衛門」		嘉永元年申6月日	預り主半次郎(印)、引受 人尾崎新兵衛、組庄屋富 右衛門(印)	封紙包状

エ-230	シ-2	イ-456	イ-394	エ-123 -1-2	ア-81-12	キ-1 -3-1	キ-1 -3-7	キ-1 -3-4	キ-1 -3-5	キ-1 -3-2	キ-1 -3-6	キ-1 1-3	キ-1 1-2
定(催合講につき)	毘沙門講仕法帳	為取替済状之事(安福寺毘沙門講中・平方檀中指縫一件唆済証文) *(封紙上書)「安福寺講中と平檀中及彼是取唆為取替証文」	〔燈明講地所得并新嘗祭実行ほかにつき一札〕 *カーボン(印刷か)	証(協議費地租割り金請取) *11の紐に括付	燈明講勘定帳	覚(燈明畑耆ヶ所預りにつき) *下書か、10年切に預	〔年貢米夫賃済につき銭受取〕	預り申銀子之事(燈明講銀預りにつき)	売渡シ申畑之事 *燈明講仲間へ売渡△	一札(新田燈明田預りにつき) *5年切	譲り渡し申田地之事 *燈明講中へ譲渡	〔包紙包み9通〕↓詳細以下へ *(包紙上書)「幾(義カ)右衛門証文二通 燈明講仲間」	当村大明神横 ^ニ 為燈明料面々支配仕候山田永代ニ売渡シ申田地之事 *△
巳6月	嘉永4辛亥年	天保7申年12月	大正6年10月1日	明治28年30 ^ニ 日	文政元年戊寅霜月吉日(慶応元五年迄)		申ノ12月	文政5年午ノ正月日	宝暦12年午ノ12月日	宝暦10年辰ノ正月日	宝暦8年戊寅12月日		貞享5年2月16日
講元観心寺世話方中	講元観心寺蓮蔵院	暖人喜多長左衛門(印)・藤左衛門(印)・講中惣代・三之丞(印)外2人平檀中惣代勇蔵(印)外3人	九頭神社々掌杉原清治(印)	燈明講地代納人大字荒見総代(印)	燈明講中喜多氏・源次郎・喜三郎・伊右衛門・源左衛門		日光院庄屋(印)	預り主甚三郎(印)	売主彦右衛門(印)、証人庄屋仁右衛門(印)	預り主清介(筆)	譲り主幾右衛門(印)後家(印)、証人清兵衛(印)、同庄屋仁右衛門(印)		うり主猪兵衛・同作兵衛・同伝吉、証人喜兵衛
			九頭神社燈明講員北淳太郎	燈明講地代納人北淳太郎			燈明講中	燈明講衆中	燈明講衆中	燈明講衆中	燈明講衆中		講中
縦	縦	封紙包状	封筒入状	状	横帳	状	状	封紙包状	状	状	状		状

キ-74-2	賞(午年より卯年まで掛引書上勘定書)	(午年7月)卯年)		状
キ-74-1	預り申銀子之事(明見講銀預) *但この質所は姪子講へも指入有	嘉永7年寅6月	預り主西伴助、田地庄屋五郎右衛門(印)、引受人平次郎	明見講衆中
キ-74	*一紙目二紙目は袖上部で糊貼合、三紙目は不貼合だが三紙通の綴穴有 【重ね折一括3点】↓詳細以下へ			
キ-73	引受一札之事(土地・水車質入頼母子一株取受につき) *満講まで36会の間銀200目宛会毎に相懸	□□(破損・安政か)2年卯の5月日	本人西惣左衛門、引受人喜多長左衛門	妙音講頼母子親脇乙八
ウ-9-18	預り申銀子之事(宮講銀) *(封紙上書)「宮講指入証文 入替ニ相成 喜多」、印は×等で抹消	弘化2年巳3月	本人喜多長左衛門(印)、村役人三之丞(印)	宮講衆中
ウ-72-6	預り申銀子之事(宮講銀) *(封紙上書)「清三郎田地かり受差入有之惣当年同人祇園講銀 取受候付(面か)右質物戻シ 尤右田地少々余分有之此頼母子 者最早未短く相なり候付清三郎受判ニ而抜替候也 惣五郎」	天保9年戌11月	預り主惣五郎(印)、請人清三郎(印)	宮講御衆中
ウ-72-4	請合申一札之事(宮講差入証文借用) *△	天保8酉年12月	本人孫市(印)、請人幸次郎(印)	喜多長左衛門殿宮講御衆中
ウ-72-1	預り申銀子之事(宮講銀式口分) *西又六	文政10年亥11月日	預り主西赤六(印)、西惣左衛門代請人新才之進(印)、請人喜多長左衛門	宮講御衆中
ウ-72	【袋入一括6点】↓詳細以下へ *(袋表貼紙上書)「惣左衛門宮講質字辻畑六百五十六番大高式斗八升地 側式石かき通入」又六二口ノ質 蜜柑山と象八頼母子老口掛込と質入」 *(袋裏上書)「文政六未年十一月吉日 宮講頼母子証文入(九)」			
ウ-92-2	預り申銀子之事(弁天講銀)	天保9年戌11月	預り主喜多長左衛門(印)	弁天講御衆中
ウ-92-1	預り申銀子之事(弁天講銀) *△	天保7年申霜月日	預り主新才之進(印)、地庄屋藤左衛門(印)	弁天講御衆中
ウ-92	【袋入2通】↓詳細以下へ *(袋上書)「天保五年午二月 弁天講証文入」			
ク-4	弁天講請定 *挟込あり、講親利右衛門・証文預り喜多長左衛門外23人	天保5年午2月吉日		堅帳
キ-76	預り申銀子之事(昆沙門講銀預) *本文後ろ破取、(端裏書)「今西茂右衛門」			状

カ-125	オ-6-17	ウ-9-1-6	オ-6-18	ウ-9-5	キ-66	オ-6-1	ア-262	ウ-72-3	ウ-72-5	ウ-72-2	キ-1-3-3	キ-1-3-8	キ-74-3
【袋入10点】↓詳細以下へ *(袋上書)「山中勘定 通 安楽見喜多長左衛門殿」	〔名手米清筋金久右衛門より受取〕	〔金毘羅講・薬師講入地番書付覚〕	覚(重次郎薬師講勘定書) *上に被せる形で付紙あり	預り申銀子之事(薬師講銀)	明神講仕法帳	明神講掛銀控 *金使い	明神講加入名前記 安楽見村 *仕法講、加入者20人	預り申銀子之事(明神講銀)	預り申銀子之事(明神講銀)	預申銀子之事(明神講銀)	譲り渡シ申田地之事	大明神様燈明料田預り申一札之事 *辰ノ申まで5年の内	預り申銀子之事(恵毘須講銀預) *但この質所は妙見講へも指入有
	辰6月		子ノ正月9日	弘化2年乙巳11月	(近世)	晦日 (近世・申4月ノ11月)	文久3年癸亥2月日	天保7申年6月日	天保3辰年2月日	文政8酉年2月	延享4年卯12月朔日	貞享5辰年2月16日	嘉永7年寅6月
			重次郎	預り主喜多長左衛門(印)、 地庄屋富右衛門(印)	掛中		村役人物代喜多淳介(印)・ 湯浅新兵衛(印)・治左衛 門(印)	預り主広介(印)、地庄屋 熊蔵(印)	預り主鹿次郎(印)、地庄 屋藤左衛門(印)	預り主久五郎(印)、田地 庄屋請人源助(印)	譲り主善十郎(印)、証人 庄や善四郎(印)、口入源 之右衛門(印)	預り主八郎右衛門(筆)	預主西伴助、田地庄屋五 郎右衛門(印)、引受人平 次郎
			喜多長左衛門	薬師講衆中				明神講御衆中	明神講御衆中	明神講御衆中	明神燈明講仲間中	明神様燈明講中	蛭子講御中
	状	状	状	状	縦帳	横帳	縦帳	封紙包状	封紙包状	封紙包状	状	状	状

オ-6-23	イ-268	イ-393	ウ-9-20	ア-223-1	ア-223-2	ア-223-3	ア-223	カ-105	カ-112	カ-125-1	カ-125-3	カ-125-4	カ-125-2
頼母子敷銀筋覚(年々書上差引)	〔頼母子入札札渡し願書状〕	〔銀子借用証文〕 * (封紙上書) 「源次郎より紺屋へ頼母子指入候証文」	預り申銀子之事(若宮講銀) * 印は×で抹消、預り銀額欠	勘定帳(金銭出入につき) * 一綴の上1	志广真五郎(頼母子掛金につき書上) * 一綴の2	証(融通講取金渡勘定済につき) * 一綴の3	【封筒入5点を2綴一括】↓詳細以下へ * (封筒上書) 「講勘定書 領収書類」-4はV2c項・-5-6はV2b項へ	〔山中筑後守講不参残念并御意を得度今明中役所へおいでを願う書状〕	覚(山中様講銀当月分請取)	〔頼母子取受質物証文差上につきその返済方等お願書状〕	覚(山中講銀等書上差引)	覚(山中講掛銀等請求)	山中御講筋(掛銀等書上差引勘定覚)
午12月	10月26日	慶応3年卯7月日	天保10年亥11月	(近世)午ノ12月日	明治12年8月29日	明治12年旧8月3日		4月3日	戊12月3日	12月17日	申11月12日	申3月日	(未3月)申11月)
キタ	(なや)油定	借用主源次郎(印)	預り人喜多長左衛門(印)、 地庄屋富右衛門(印)	(印)・紀州那賀郡荒重)		融通講親協常番志摩重介 ⁽²⁾		名出文輔(名手より)	米屋清兵衛(印)	油屋亀右衛門	米屋清蔵	米屋清蔵	
西御氏	(あら見)紺屋勘兵衛	勘兵衛	若宮講衆中			香戸定介		喜多長左衛門	北長左衛門	あら見村喜多長左衛門	久右衛門、喜多長左衛門	車屋久右衛門	
状	状	封紙包状	状	横帳	横二丁	状		封紙包状	状	状	状	状	状

エ-139	エ-133	エ-135	キ-93-6	オ-6-6	ア-259-6	ケ-52	キ-108	カ-120-10	エ-371-15	エ-371-14	エ-371-12	エ-380-5	オ-6-34
〔講・頼母子ほか掛銀書上勘定帳〕 *朱筆あり	〔講・頼母子掛け銀ほか書上勘定帳〕 *抹消多、宮講大黒講天神講祇園講名手頼母子常威頼母子左兵衛頼母子	南引受筋覚〔講・頼母子掛銀ほか書上〕 *祇園頼母子稲荷講・小勘定筋・下作米覚	〔十一番預り兵部筋につき一札〕 *〔端裏書〕〔十一番預り兵部〕	〔大黒講・弁天講・宮講掛銀等書上覚〕 *4丁一綴	覚〔懸金等につき〕	一札〔高野山正智院様御納所御聞継之頼母子取受宇野源治兵衛の請人頼み〕	〔式分五厘加入仕度につき懸銀持上の旨伝える書状〕 *講か、北家の医者関係項に長束書状有	〔頼母子証文入替につき宜敷取計を願う書状〕 *銀900目にて入替ニ致遣候間△	覚〔頼母子差上銀につき〕	覚〔講掛銀ほか書上指引勘定済につき〕	覚〔講掛銀ほか書上勘定渡につき〕	〔頼母子加入依頼書状〕	〔頼母子掛銀受取状〕
天保13年寅ヨリ	天保13年寅2月ノ	天保11年庚子11月日	天保6年未6月	文政13寅年ノ		文化12年亥ノ6月日	霜月5日	4月1日〔近世後期〕	丑大晦日	丑12月25日	12月	5月27日	7月13日
					夕	木村喜右衛門〔印〕、西惣左衛門〔印〕、新才之進〔印〕	長束玄珪 ^三	油屋弥右衛門	湯浅	藤左衛門	藤左衛門	山田善左衛門〔従若山〕	遠方庄兵衛
					淳印	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多長左衛門	喜多御氏	喜多御氏	喜多御氏	あらミニ而喜多長左衛門	あらみ村北長左衛門
横帳	横帳	横帳	状	横綴	状	封紙包状	状	状	状	状	状	封紙包状	状

オ-6-11	オ-6-3	オ-6-7	エ-141	エ-140	カ-122-10	カ-120-3	ケ-98	イ-304	ア-79	エ-389-49	エ-379-7	エ-389-21-4	カ-122-11
おほ多(借金并頼母子筋金銭書上)	〔半期ごとの元利差引金額書上〕 *3丁一綴	未十二月米代受取勘定覚・重次郎へ勘定 *講銀内：米申春迄長左衛門引受借用等の記述有るので西関係講か	午年ヨリ祇園講ハ引分ケ(大黒講ほか書上勘定) *内容エ-140とはぼ同	午年ヨリ祇園講ハ引分ケ 大黒講之勘定	〔頼母子・講掛銀書上覚〕 *抹消あり	〔祇園講ほか講銀書上差引勘定・受取覚〕 *抹消済	辰十二月頼母子不掛筋操出し	〔掛銀等書上げ覚〕	頼母子四口江渡し方帳 *祇園講×3と大黒講で四口	〔頼母子勧誘を宮城氏へ依頼してほしい旨書状〕	〔講加入印形申請ほかにつき書状〕 *西・新重三郎へもお話し願	〔遠方村の頼母子加入者数尋ね書状〕	〔宮講・大黒講ほか掛銀書上帳〕
(酉ほか・近世)	(子年)	未12月(近世)	午六月)	午六月)	卯	卯年	辰12月	(卯2月・辰2月分)	癸丑11月	8日	5月15日	明治18年7月24日	天保13年寅より
							北忠雀			竹中	竹中龍祐	安田主税	
										北大君	北御姓	荒見村北淳太郎(北御氏)	
横帳	横綴	横折状	横帳	横帳	横折状	横折状	横半帳	状	横帳	封紙包状	状	封筒入紙	横帳

ア-308-2	ア-81-2	ア-78	ア-259-9-4	ア-259-9-4	ア-259-9-2	ア-259-9-1	ア-259-9	カ-4	ア-85-6	オ-6-15	オ-6-8	オ-6-5	オ-6-4
覚(講銀勘定につき)	〔講に関する金銭覚帳〕 *大黒講・祇園講・弁天講・天神講・葉師講・金剛山講・若宮講 ・岩垣内・宮講・稻荷講・尾嶋・愛宕講・金毘羅講・粟嶋講	頼母子筋覚 *祇園・大黒・天神・蛭子・弁天・金剛・若宮・山中殿ほか	-2 〔本数・金額につき書上げ〕 *入札か	-1 〔本数・金額につき書上げ〕 *木版、1・2を巻込、入札か	おぼへ(掛金書き加入願)	〔掛金書上げ〕	【こよりにて束ね一括4点】↓詳細以下へ	〔頼母子の件承知世話致十人揃を伝える書状〕 *変色劣化	利右衛門勘定 *弁天講・祇園講ほか	久米八頼母子勘定	〔講銀等書上覚〕	〔諸講掛銀書上差引覚〕	覚(掛銀・落札額ほか書上) *2丁一綴
	(近世)	(近世)			11月18日			卯月14日	(近世..戊12月以降)		(近世)	(近世)	(近世)
				大仁									
状	横帳	横帳	横折状	状	状	状		状	状	横折状	横折状	横折状	横綴

VI 1 森田節齋関係

VI 1 森田節齋関係
VI その他文書

チ-2	節齋先生書翰 *「森田節齋先生淡路ヨリノ書翰」、小楠公碑文	5月念3日	節翁 ^(弟)	北長左衛門、林敬蔵、泉文英	状巻子
コ-131	〔封紙〕 *〔上書〕「地頭より廻照尊院東村講中と□書付享」				封紙
エ-389-58-6	〔講金差引覚〕 *2点	(明治10年12月~明治11年12月)			重折状
ケ-250-38	〔講他金銭書上げ帳〕 *掛金と人名書上	(近世)			横帳
キ-129	〔年々掛金利息書上勘定覚〕 *子霜月満講				横折状括一
カ-122-13	〔天神講・弁天講ほか掛銀書上覚〕 *豎折、綴穴有、元豎帳の1丁か	(近世)			状
カ-122-9	覚(講掛并不足銀につき書付) *2丁重折				横折状
エ-279	覚(大黒講・祇園講金勘定)	(近世か)			状
エ-101	頼母子仕方 *表裏両方から書	(近世か)			横綴
ア-308-5	〔講銀勘定につき覚書〕				片
ア-308-4	銀子懸勘定				状
ア-308-3	〔徳左衛門分銀覚書〕				状

エ-386-33	エ-386-56	エ-346	コ-171	エ-204	タ-44	タ-43	ウ-1-15-2	ウ-1-15-1	チ-9	チ-8	タ-42	タ-40	カ-41
〔司馬先生不在につき御帰宅次第出板願度義御尽力願書状〕	〔年賀一札〕	〔転職務に関する依頼書状〕	〔依頼免職辞令〕	乍恐奉願上覚 那賀郡荒見村(故森田節齋妻子村戸籍加入のため)元神宮寺御供所を教学所に仕度旨 *今般戸籍改に付、北長左衛門方同居し村中近村者へ教授仕	森田節齋先生文稿 *朱筆あり	尋 ^{タカ} 梓景賢録 森田節齋先生文稿 *朱筆あり	目録(支出金書上) *葬送関係につき	支証(金子預り) *52両、巻込文書あり↓2へ	〔節齋愚改〕	〔節齋唯故真新〕	愚庵放言・偶然亭記	愚庵放言・偶然亭記	〔無券人入込取調の厳しき旨等を伝える書状〕 *(端裏書)「森田先生淡州藩在中之書」
(明治15年)6月念6(26)日	明治15年1月1日	明治12年12月3日	明治9年3月19日	明治4年辛未8月14日	明治3庚午年初秋(写)	明治3年夏4月某日(写)		明治元年辰7月日	丙寅10月朔	丙寅之夏	慶応丙寅仲春	(丙寅春2月念4日)	7月2日
本荘治梓賢三(印)	大和国平群郡法隆寺村岡 那賀郡荒見村小学校生徒七拾五 人總代高岡亀太郎外4人、学 務委員津田友衛	荒川市場村寄寓森田司馬 太郎	和歌山県	右村百姓代文右衛門(印)、 年寄新重三郎(印)、庄屋 北長左衛門(印)	北淳太郎写之又新堂	於森田簡塾写之北淳太郎		預り主北長左衛門(印)、 証人西惣左衛門	節翁	山外節翁(印)	山外節翁森田益謙蔵撰	山外節翁森田益謙蔵撰	淡島福井社中
信吉	荒見村ニテ北御賢息ノ北	那賀郡岩出寓北長左衛門	小学校教員森田無絃	五条県役所			森田司馬太郎	北生	北生				北長左衛門
封筒入状	状	封筒入状	状	縦	縦和本	縦和本	状	状	軸装	軸装	縦	縦	状

ク-35-20	〔節齋遺墨拝観お礼書状〕 *名刺2点付(紙谷重良・粉河女学校長平松得一)	30日(大正13年11月30日夜)	粉河ニテ平松得一	龍門村北淳太郎	封筒入状
ク-35-8	〔節齋遺墨等拝観願書状〕 *原稿用紙	大正13年11月29日	粉河高等女学校内史蹟名勝天然記念物調査委員重田重一	北淳太郎	封筒入状
ク-15	〔先日の講演ねぎらいと新聞記事の事につき書状案〕 *森田節齋先生碑文中：拙宅祖先調査成下され候由	大正13年8月11日	那賀郡龍門村荒見北淳太郎	武岡豊太	封筒入状
ク-35-3	①〔書籍返却につき書状〕②〔森田先生建碑の状況と拝借書物返却を伝える書状〕 *状2枚で一枚は「奈良県宇智郡教育会」用箋、封筒差出は奈良県宇智郡教育会長河田正道	①大正元年12月29日 ②大正2年1月9日	①宇智郡教育会②奈良県宇智郡教育会長河田正道(印)	那賀郡龍門村アラム北淳太郎	封筒入状
ク-25	贈従四位節齋森田先生碑銘	明治44年3月	東宮侍講正四位勲二等文学博士三島毅		封筒入状
ク-23	贈従四位節齋森田先生碑銘 *朱筆あり、方眼紙	明治44年3月	東宮侍講正四位勲二等文学博士三島毅(撰)		封筒入状
ク-26	〔森田節齋先生につき〕	明治44年2月10日	紀伊臥龍門人山本新(謹識)		封筒入状
ク-35-27	〔森田節齋先生建碑義捐金募集につき郵便振替口座通知状〕 *印刷、振替用紙あり	明治43年3月26日	奈良県宇智郡教育会(会長辻萬三)	大阪南区難波元町三丁目北淳太郎	封筒入状
ク-35-10	〔森田節齋先生建碑につき義捐金募集案内〕 *印刷、3点	明治43年1月25日・大正3年10月	奈良県宇智郡教育会長辻萬三	大阪市南区難波元町三丁目北淳太郎	封筒入状
ク-24	節齋森田先生碑 *朱筆あり、中に貼込状1点あり(碑文につき)	明治42年5月	撰) 正五位勲五等土屋弘(謹撰)		封筒入状
ク-46	無絃女史遺稿 詩 *表紙のみ厚紙、一部変色	明治40年3月中流	(姪孫)豊田七郎		封筒入状
ク-17	無絃女子碑陰記 *漢文・漢詩あり	明治33年10月	倉田績撰		封筒入状
ク-28	記(森田無絃女史より東行お断りにつき取計願) *「和歌山県」用箋	(明治20年前後か)			封筒入状
エ-386-30	〔至急出版仕度御尽力願ひ書状〕	(明治15年)7月6日	大和国平群郡法隆寺村岡本莊治(印)	紀伊国那賀郡岩手郡役所長北長左衛門	封筒入状

ク-35-12	ク-35-15	ク-35-7	ク-35-26	ク-35-6	ク-22	ク-21	ク-18	ク-35-30	ク-35-21	ク-35-22	ク-35-16	ク-35-23	ク-35-25
〔粉河講演筆記の印刷について書状〕 *「節齋先生の生涯」と題して印刷、巻首に北家門前写真を入	〔柑橘・乾柿等ご惠贈の礼状〕	①〔節齋遺墨出品依頼書状〕②〔森田節齋先生事跡講演会案内状〕 *2点重折①は裏紙「和歌山県立粉河高等女学校」用箋②はガリ刷、7/5粉河高女で開催、講演は神戸史談会長武岡豊太氏	〔安楽川市場へ引越の旨并武岡氏講演お礼等書状〕	〔講演会のため節翁の軸借用依頼書状〕 *7/5の講演会演題「森田節齋先生事蹟」	節齋森田先生碑 *ガリ版、書込あり、年号・年この通	節齋森田先生碑 *ガリ版	森田節齋先生遺墨展覧会出陳目録 *ガリ版、ワラ紙、武岡豊太氏ほか北も有	〔節齋会遺墨展覧目録一部贈呈書状・目録〕 *ガリ版、贈呈状と目録(綴)	〔森田翁追慕会開催通知〕 *ガリ版、本月15日開	〔観桜宴礼状〕 *原稿用紙	①〔碑文を御覧入れ・建碑計画相談仕、粉河にて講演致べき旨書状〕②〔藤崎古岳庵探勝等につき計画を依頼する書状〕 *封筒上書「東京京橋区采女町十七番地 島元豊太郎様」「神戸市須磨武岡豊太」	〔遺墨拜見お礼状〕 *「和歌山県立粉河高等女学校」用箋 *カーボン複写、「宇智郡教員組合」用箋	〔武岡先生講演会案内状〕 *カーボン複写、「宇智郡教員組合」用箋
14・12・18)	乙丑7月初7日(大正14年)	大正14年7月1日	6月29日(消印14年か)	乙丑6月27日(大正14年か)	月(明治42)大正14年5	大正14年5月	(近代)	(大正14年)4月17日・(目録は同月15日)	(大正14年)4月11日	(大正14年)4月8日	①大正乙丑新年第9日②大正14年1月2日	(大正13年)12月2日	大正13年11月30日
武岡豊太	武岡豊太	平松得一②主催那賀郡教育会・粉河史談会、後援大毎和歌山通信部	那賀郡安楽川村市場西竹次郎様方森田敬	神戸市須磨武岡豊太	撰) 正五位勲五等土屋弘(謹撰)	撰) 正五位勲五等土屋弘(謹撰)		和歌山県立粉河高等女学校史談会(校長平松得一)	粉河高等女学校校史談会	和歌山県立粉河高等女学校重田重一	①武岡豊太②伊都郡笠田村松山誠一	和歌山県立粉河高等女学校重田重一	宇智郡教員組合会長吉村磯吉(印)
北淳太郎	北淳太郎	北淳太郎	那賀郡龍門村荒見北淳太郎(北先生・奥様)	紀州那賀郡龍門村荒見北淳太郎				龍門村荒見北淳太郎	龍門村北淳太郎	龍門村北淳太郎	①島元豊太郎②島元豊太郎	龍門村北淳太郎	那賀郡荒見北
封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入状	縦 綴	縦 綴	綴	封筒入状・綴	封筒入状	封筒入状	封筒入状	封筒入紙	封筒入紙

ク-35-31	〔節齋事蹟・同門人乾十郎の遺筆逸事等尋ね書状〕 *近日脱稿	3月6日(消印は6年)	兵庫西出町武岡豊太	那賀郡龍門村北淳太郎	封筒入状
ク-14	節翁会趣□□	昭和2年(き)6月12日		和歌山葛葎会人々	状
ク-32	〔節齋会関係書類一揃〕 *印刷、未使用分一揃、趣意書・申入書等	昭和2年2月	那賀郡龍門村役場内節齋会		封筒入状
ク-45	節齋遺稿 卷上・下 *写本、題箋無	大正15年初夏(写)	大和森田益謙蔵著(武蔵野寓居ニ於て浪骨謹写)		縦和本
ク-35-33	〔昨日帰宅の旨并過日のお礼書状〕	10月22日(消印は15年)	岡山市下石井三一七小山鉄同居森田弘道	和歌山県竜門村北淳太郎	封筒入状
ク-31	〔森田節齋生涯配布并同先生墳墓地へ道案内石作り等書類一綴〕	大正15年8月			綴
ク-35-29	〔高野登山後貴家宿泊願書状〕 *21日登山・23日貴家二泊・25日和歌山へ	8月9日(大正15年)	武岡豊太	北淳太郎	封筒入状
ク-35-14	〔高野山登山後粉河へ立寄旨書状〕 *現ク35-13の封筒は元こちらの封筒か	丙寅8月2日(大正15年)	武岡豊太	北淳太郎	封筒入状
ク-35-13	〔節齋会の設立に関する書状〕 *本部を龍門村役場に置(封筒差出)「八月二日 神戸市須磨武岡豊太」	丙寅7月24日(大正15年)	武岡豊太	那賀郡龍門村荒見北淳太郎	封筒入状
ク-35-18	〔ご惠贈品ほか礼状〕	印・15・4・30)	敬	那賀郡龍門村荒見北淳太郎(北様・奥様)	封筒入状
ク-35-28	〔滞在中の礼・無事帰宅を知らせる書状〕	丙寅4月念9(29)日	武岡豊太	北淳太郎・御令室	封筒入状
ク-35-17	〔節齋先生の生涯〕五十部送り書状〕	4月17日(大正15年)	武岡豊太	北淳太郎	封筒入状
ク-35-11	〔武岡氏の宿泊を頼む書状〕	印・15・4・16)	安楽川村森田敬	那賀郡龍門村荒見北淳太郎、奥様	封筒入状
ク-35-19	〔もてなし礼・節齋先生墓地展する悦びにつき書状〕 *(封筒上書)「那賀郡龍門村北淳太郎様」 「西本文四郎 四月十日」	4月10日(消印・15・4・11)	西本文四郎	北先生	封筒入状

ク-27	ウ-125	エ-386-28	エ-386-27	エ-386-26	ク-35-4	エ-386-12	ウ-31	ア-32-6	ア-212-1	ク-35-34	オ-10	ク-35-32	ク-35-24
〔森田節齋先生会規則起草并本部地の件問合せ状〕	〔中川貞介申辞〕 *3枚で1点	〔節翁先生文集出版につき書状〕 *エ386-12と同-26参照、-12と-26に「別紙」とあるのがこれか	〔封筒〕 *エ386-26・28が入っていたと考えられる	〔文集刻成へ御尽力願ひ書状〕 *エ386-12参照	〔節翁年譜等返納につき書状〕	〔節翁先生文集刻成再願書状〕	〔弟文平お世話礼・時候見舞并切畑の件等につき書状〕 *〔端裏書〕「荒見行」	〔嫁披と文平の件につき書状〕 *近代か	〔姪を頼む旨書状〕 *両3年御教諭願、下僕同様お使い願	維新史蹟顕彰ニ関スル件上申(森田節齋墳墓につき) *タイプ打青インク	受領書(事業資金へ寄附) *印刷	〔節齋先生展の事并遺墨拝見のお礼書状〕	①〔節翁夫婦新婚の詩入手を伝える書状〕/②〔友人購入の節翁軸の出所尋ね書状〕
(近代)	10月28日病死	6月26日	6月26日	6月念6(26)日	(消印…4・5・30、大正か昭和か)	3月5日	5月15日	4月9日晚	正月11日	昭和14年9月14日	昭和12年10月20日	6月18日(消印は2年)	①5月7日/②8月20日(消印…6・8・8)
大阪中之島弁護士田淵知秋林新三郎北十郎法律事務所	中谷庄右衛門(印)	花村喜たの(印)	大和国平群郡法隆寺村岡本荘治(印)	大和国平群郡法隆寺村岡本荘治(印)	兵庫東明町山田松堂	岡本荘治(印)	和州五条駅森田ふさ(カ)	森田益	紀州荒見喜多淳助	陸軍属北一夫(印)	那賀郡龍門村役場内節齋会(印)	兵庫西出町武岡豊太	兵庫武岡豊太
		喜多長左衛門	和歌山県紀伊国那賀郡岩手郡役所長北長左衛門	和歌山県紀伊国那賀郡岩手郡役所長北長左衛門	大阪市南区難波元町三丁目北十郎	北長左衛門	紀州荒見村喜多長左衛門	喜多国手	森田仁庵	大阪鉄道局長	北仲	那賀郡龍門村荒見北淳太郎	那賀郡龍門村北淳太郎
罫紙	重ね折状	封筒入状	封筒	封筒入状	封筒入状	罫紙	封紙包状	状	封筒入状	状	専用用紙	封筒入状	封筒入状

VI 1 森田節齋関係

チ-7	チ-13	チ-6	チ-12	チ-1	タ-41	ク-16	ク-30	ク-20	ク-19	ク-35-35	ク-35-2	ク-35-1	ク-35-5
【封紙包み軸2点】 ↓詳細以下へ *（封紙上書）「節齋先生 弟子 古文書」	節齋勢不遇談 *軸頭右側欠、4文字書、132×56.3cm、北は宛名か	〔節齋筆愚中之図〕 *愚中庵と3本の松・龍門山	楠左衛門尉警塚家碑（「小楠公警塚碑文」拓本） *拓本、チ11と同寸法	正臣建碑由来翰 *碑銘・文稿…、楠公碑か	節齋先生文稿 *楠左衛門尉警塚碑、古岳庵記	〔楠公碑・維新偉勲につき書付〕 *森田節齋関係か	楠左衛門尉警塚碑（碑文写か） *後欠	〔森田節齋事蹟書付〕 *ワラ紙	節齋森田先生年譜 *ガリ版か、系図有	〔節齋年譜案〕 *酸化激、黒インク	〔七日重田君と伺い度旨并節翁先生会十五日開会仕度旨書状〕	〔森田先生撰文ほか三島先生碑銘御覧入等書状〕	〔森田節齋建碑につき書状〕
	丙寅之初夏月		慶応紀元冬10月	26日（近世末か）		（明治44年以降）		（近代）	（明治41年以降）		6日	12日	1月12日
	北長左衛門、山外節翁（印）（印）	山外節翁（印）	大和処士森田益撰、伊勢三井高敏書、東京広群鶴鏤	正臣撰文							和歌山県粉河高等女学校長平松得一	伊都郡五条町辻萬三	在東京島元豊太郎
		北淳太郎		岸水君							北淳太郎	伊都郡荒見村北純太郎 ^{（ママ）}	那賀郡龍門村杉原山本新太夫
	軸装	軸装	拓本軸	状卷子	豎帳	罫紙	綴	綴	豎綴	状	封筒入状	封筒入状	封筒入状

2 学芸・武芸・諸書等

ケ-106	御家秘事 以呂波伝受 (写本)	*写本	建治2年10月	良基公		縦帳
チ-24	〔又新堂の額〕 *額面ガラス入り、本紙30・1×116・2cm		丙寅之春	山外節翁(印)(印)(印)		額装
チ-23	〔所惜名節の額〕 *本紙45・8×135・2cm		丙寅之春	山外節翁(印)(印)(印)	為北生	額装
チ-22	〔有所不為の額〕 *破損、本紙31・9×139cm			老泉(印)(印)(印)	為九阜老兄	額装
チ-21	〔看山臨水樓の額〕 *虫損、本紙29・3×130・5cm		丙寅之秋	山外節翁(印)(印)(印)		額装
チ-20	〔節翁先生読書処の額〕 *虫損、本紙29・4×130・3cm			(印)(印)		額装
ク-11	跋先師節齋先生大説後 *水損、明治25年か、「詩文鈔 後彫館蔵版」用箋		壬辰3月(近代)	門人山田迪		原稿用紙
チ-18	犬説終 森田節翁 *漢文6文字		丙寅之秋	山外節翁森田益(印)(印)		軸装
チ-17	犬説三 森田節翁 *漢文13文字					軸装
チ-16	犬説二 森田節翁 *漢文13文字					軸装
チ-15	犬説ノ巻 森田節翁 *漢文12文字、朱印有、137・2×56・15cm以下同					軸装
チ-7-2	〔犬説〕(漢文) *大型		壬辰3月	門人山田迪(印)		軸装
チ-7-1	〔犬説〕(漢文) *大型			(山田松堂)		軸装

サ-60	イ-529	イ-528	イ-527	イ-526	イ-525	イ-524	イ-523	イ-522	イ-521	イ-520	サ-59	サ-58	イ-519
石火岩 ^(火か)	〔鉄砲・火薬秘伝〕石火矢之卷 * 端裏題箋「石火矢」	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(元来之卷)	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(中之卷)	四星巻(鉄砲・火薬秘伝) * 但し軸欠	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕 □ ^{破損} □鉄砲之卷 * 破損、前欠、写	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(図解) * 図解、破損	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(禪方書) * 図解あり、(端裏書)「禪方」	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(四星之卷) * 図解あり、(端裏書)「四星」	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(元来之卷) * 図解あり、破損、前欠	〔鉄砲・火薬秘伝相伝書〕(安心之卷) * 図解あり	矢倉積之事(鉄炮術につき) * 写本か、黒塗木製表紙付	矢倉積之事(鉄炮術につき) * 写本か、黒塗木製表紙付	鉄砲之上方極意
(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	慶安2年2月日	慶安2年2月日	慶長5年庚子正月25日
	津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	南蛮国袂太郎、津田古監物、津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	南蛮国袂太郎、津田古監物、津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	津田古監物、津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉			奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	津田古監物、津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	南蛮国袂太郎、津田古監物、津田自由齋、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	奥弥兵衛尉、喜多源兵衛尉、尉忠政	奥弥兵衛尉、喜多源兵衛尉、尉忠政	平野隼人(花)
巻	軸装	軸装	軸装	軸装	状(巻)	状(巻)	状(巻)	状(巻)	状(巻)	状(巻)	折本	折本	状(巻)

サ-31	タ-36	チ-19	サ-71	サ-70	サ-69	サ-68	サ-67	サ-66	サ-65	サ-64	サ-63	サ-62	サ-61
当年星(当年星・当年星供旦ノ図) *表題は端裏書より	〔横笛につき略図〕	〔木箱入笛(銘「春山」)〕 *2本人、(箱蓋上書)「青竹一節切 名春山」、蓋内側・箱裏に書付あり、笛長33.7×2.45cm、一本は金文字で「春山」の銘彫	〔元来之巻(内容は積)〕 *小型、軸・包装表紙共欠、写、内容は「元来」と違	古新儀 *小型、軸・包装表紙共欠、後欠	〔古新儀巻〕 *小型、軸有、包装表紙欠	〔薬積之巻〕 *小型、紐欠	〔安心之書(鉄炮火薬か)〕 *小型、題箋部虫損	〔薬積につき卷子(筒に薬込)〕 *小型、題箋部虫損にて読めず、内題無	古新儀(古新儀巻) *小型	禅方(禅方之書) *小型、火薬の調合か、「秘書」と有	矢倉(矢倉之巻) *小型	玉(鉄炮の玉につき) *元は卷子か、軸・包装表紙共欠、表題は端裏書より	元来(鉄炮の歴史につき) *軸・包装表紙共欠、津田古監物?
元禄2己巳歳林鐘月	(近世)	貞享3年丙寅弥生上浣	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)	(近世)
(南嶺西院谷教王院ニ而書之)春栄良雲		喜多松隠六十歳而造之	津田自由斎、奥弥兵衛、喜多長左衛門、同金藏		津田自由斎、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	南蛮国袂太郎、津田古監物、津田自由斎、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	津田自由斎、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	津田自由斎、奥古弥兵衛尉	奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉	南蛮国袂太郎、津田古監物、津田自由斎、奥古弥兵衛尉、奥弥兵衛尉		
一紙	状	笛	巻	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	状	巻

イ-336	ア-194-11	ア-212-15	ケ-96	カ-9	ク-35-36	イ-321	カ-58	イ-511	イ-506	イ-507	イ-518	ア-212-6	キ-161-2
穀砂洵(引札)	穀砂洵(引札)	江左連(句集)	高野山細見大絵図 全	〔漢文手蹟〕	詩文鈔 正四位下檢非遣使兼河内守楠公碑(写) * 堅折・綴穴有、「詩文鈔 後彫館蔵版」用箋	正四位下檢非遣使兼河内守楠公碑(楠木正行顕彰碑文写)	稀痘祖方(写)・稀痘神方和解(写) * 漢文とその和訳	幻華消息 * 和綴本、木版、「北又新堂蔵書」	誹解豊水 全部(俳諧集) * 堅、手書	はいかい 空の□□ * 綴破損注意、手書	〔文字秒妙相伝書〕 * 破損大、前欠、五十音表あり	浅野内匠頭家来口上 * 写	〔菩薩像のいわれにつき一札(漢文)〕 * 少損
* 代価老姪ニ付金五十疋、木版、図あり、一部変色	* (朱印)・代価老姪ニ付金五十疋也、木版、図あり	* 印刷	* 木版、彩色	* 変色劣化・破損扱注意									
(文政11年より考へ、天保8年世間へ流布す)	(文政11年より考へ、天保8年世間へ流布す)	(内容は文化13丙子年、印刷は近代か)	文化10癸酉年7月吉辰	文化9年歳次于壬申春2月	文化4年3月	(文化4年3月)	①壬辰仲夏(訳刊)・②文化2年乙丑仲冬(写之)	(序)・明和己丑秋9月望日・(明和6)	宝曆12壬午年黄鐘(11月)既望夜	宝曆11辛巳年臘月上旬	宝曆8戊寅年5月吉日	元禄15年極月14日	元禄10歳次丁丑臘月18日
住森田勝蔵兼晴	南紀若山藩中湊御中間町住森田勝蔵兼晴	紀府江左連	板元高野山山本平六、同経師八左衛門、名倉市場寄屋喜兵衛、浪華橋保春	石與鎮翁雪斎(印)	平安源之熙撰 男脩書		①桂香集敬②訳司長崎林魁梅郷	幻華南谷(印)	於日方浦		泉斎艘湖(花)(印)		泉涌退衲湛慧、戒光丈室(印)
											東泉斎可候丈		
状	状	豎半帳	絵 図	絹布重折	原稿用紙	豎 綴	状	豎 帳	和綴本	和綴本	卷子	状	状

エ-363	サ-35	サ-33	ク-35-39	エ-147	コ-236	コ-104	ク-9	キ-155	サ-9	サ-8	キ-156	キ-157	ア-267
皇朝史略暗記(写本) *朱筆あり	中外 広問新報(第七十号~七十八号) *印刷、綴穴有紐無、毎月10回発兌	〔今朝の国権維持等につき再明決を促す書〕 *印刷物、鉄道・軍隊・郵便船の整備	漁夫辞 九阜尊大人御筆	広告(内科学ほか医学書) *印刷、袖破損	〔婦省願済証写〕 *和歌山県在住の父病気に付看護の為	①鉄道犯罪罰例・②鉄道略則 *墨にて手書写	文久四甲子曆 *印刷(木版)	詩文稿(写本)	御即位ニ付 雲州行列 *長文	雲州行列書 御即位ニ付 *長文	緋青偶和草稿上(写本) *上綴紐はずれ	〔漢文写本〕 *題箋・下綴紐はずれ、虫損・一部変色、裏に「禁他見」とあり	〔拓本〕(楠公銘碑文)
明治15年1月12日 17日写	(明治13年7月22日 発兌) 同年8月15日 発兌)	明治13年2月	明治13年9月22日	明治12年9月	明治10年5月19日	①壬申5月/②来ル 5月7日ヨリ施行	文久4年甲子(文久 3年出)	弘化5戊申年	弘化4年丁未9月23 日	弘化4年丁未9月23 日	弘化3年丙午年正月	弘化2年春	(碑面・弘化2年乙 巳春正月)
和歌山中学校第七級生	東京京橋区南金六町六番 地四通社(印)	(和歌山県下有志者総代 某)	北九阜書、同十郎所有	東京医学社出版書籍完 成所日本橋区通三丁目丸 屋善七、同区馬喰町二丁 目島村利助	元老院	①太政官	伊勢度会郡山田飛鳥帯刀	財満氏(財満鉄三郎蔵書)			財満氏/財満鉄三郎蔵書	財満鉄三郎	(碑面・浪華篠崎弼)
		(三条太政大臣)			元老院御用掛奏任官取扱 山本弘								
紙帳 縦横半	一括	状	縦帳	状	状	縦罫紙	折本	縦帳罫紙	状	状	縦帳罫紙	縦帳罫紙	拓本

コ-108	サ-34-1	ケ-188	ウ-128	ウ-76	コ-132	エ-32	ウ-133	ウ-142	カ-154	エ-286	エ-367	ウ-139	ク-8
木曾海道宿々名よせ文章 (印刷)「五国三要中みちの記」 *木版、真中で分離	事業計画説明書(河南電気鉄道株式会社創立にあたり) *印刷物・線路図あり、挟込2点↓詳細次へ	〔楠公碑石摺碑文〕 *内容4点	南紀美術展覧会出品目録 *印刷物、会場 和歌山師範学校内、保田龍門出品あり	高野山霊宝展覧目録 *印刷物	単騎遠征の福島将軍(写真) *印刷、実業之日本社	和歌山県那賀郡龍門村名勝旧跡記 *写本か、編者識 明治41年11/5、前半大判	神武天皇御伝略記 全 *印刷、非売品	〔書〕 *手蹟	美術織奥義録	〔婦郷軍人弓場君への祝辞祝詞〕 *大判51.6×69.4cm	〔水分析用薬製法ほか書付帳〕 *水損あり、鉛筆・赤インクあり	山東山田翁墓碑銘 *拓本、(封筒上書)「泉岡田浦山田文英 山東翁石碑」、122.5×44cm	〔第二回懇心会ノ際書画展覧会併開場出品一覽〕 *於根来山大伝法院
乙巳	昭和3年	大正11年6月16日	大正9年自4月13日 至4月27日	大正8年8月	大正4年6月1日発行	大正4年2月	明治41年11月29日訂 正発行(初版は明治 31年8月16日印刷)	明治36年初冬	明治33年旧正月	明治28年11月13日	(明治18年か)	明治18年1月	明治15年
桮峯亭遊子	和歌山市本町三丁目三番 地河南電気鉄道株式会社 創立事務所	奈良県宇智郡牧野尋常高 等小学校辻本直吉	南紀美術会	金剛峯寺	日本少年(第十卷第七号 附録)	北姓蔵	著作兼発行者菊井惣鐵、 発行所皇恩社	北医伯一榮(亮)中山生(印)	和歌山県下那賀郡龍門村 大字荒見北阿起所持	北淳太郎		大阪府一等教諭兼堺師範 学校長土屋弘、忘年友備 後五十川淵書	
	和歌山県那賀郡荒見村北 淳太郎												
状	縦帳	封紙包	状	状折	一紙	縦帳罫紙	縦和本	一紙	横半帳	状	横半帳	封筒入紙 封一	横帳

イ-510	イ-509	イ-508	イ-454	イ-289	ア-217	ア-217	ア-217	ア-65	サ-6	カ-120-18	コ-112	カ-1	オ-7
古今和歌集序(写本)	女用文章(写本)	〔和歌〕	□妙国寺遺文	〔天草四郎通状写書〕	②〔梵字の曼荼羅〕 *朱にて印刷、木版、この中に喜多忠親の様々な願文入	①〔不動明王図〕 *朱にて印刷、木版	大随求守護(お守り) *破損、↓詳細以下へ	真為政者之弁 *何をか真の役人と云につき論ず	九月十二日黒田といふところよりかりてしるす(昔話写本) *長文、袖部破損	〔学問等につき一考書付〕	〔天誅趣意書に関する覚書〕	南紀地土学分略記(写本) *朱筆あり	蒙求標題(写本か) *罫紙
*和綴本、綴破損	*和綴本、大判	*破損	*裏打済	*破損									
									9月12日 <small>(22かき)</small>	7月10日夜12時(近代以降)	亥8月	癸未春半中旬	癸巳3月
おせい	切はた村おせい					宝山湛海(七十五歳画之)	(所有者)喜多忠親		郁子(写す)			武仲舎載番	喜多玄鶴
堅帳	堅帳	状	状	状				罫紙	状	状	状	堅帳	堅帳

ウ-140	ウ-138	ウ-123	ウ-119	イ-533	イ-534	イ-531	イ-517	イ-516	イ-532	イ-515	イ-514	イ-513	イ-512
林南溪先生墓碑碣銘 *拓本、117×44.5cm、文中に「慶応丁卯歳建石」とあるが明治以降か	〔楮木熊山墓碣銘〕 *拓本、(封筒上書)「楮木邦介 碑銘石」、149×42cm	うどん打法	〔仁徳帝等につき書付〕	朗詠詩歌抜書 *破損あり	〔瀧湘八景詞集〕	〔瀧湘八景詞集〕	国尽八海道部分(写本) *裏表紙に「紀州安良見村喜多能次郎・稲垣 <small>（近世）</small> 」とあり	教訓書(写本) *安永五歳 紀州安良見村喜多辰之進求之	〔文章集〕(書状用例) *二分割	〔文章集〕(写本) *女文字	文章集(写本)	〔文章集〕(写本)	〔文章集〕(写本)
								(近世)					
巖谷 <small>□</small> 書 大和森田子名益字謙蔵、	銘者山田迪、大邨屯書					(入木末葉勝親王)	山田八左衛門手本／又右衛門書／喜多定吉・同辰之進 いながき安兵衛かく／喜多長左衛門			れを	いながき安兵衛	稲垣安兵衛	西大助(写)
一紙	封筒入紙	横折状	状	軸装	卷子	軸装	折本	折本	軸装	折本	折本	折本	折本

エ-376 -6-7	エ-376 -6-4	エ-376 -6-3	エ-376 -6-1	エ- 340	エ- 339	エ- 338	エ- 337	エ- 336	エ- 335	エ- 334	エ- 333	エ- 332	ウ- 141
投玉之法(調合法)	〔詠草〕	〔東都医師儒者詩人書家画家書上〕	〔草烏散材料書付〕	未定稿(漢文の論文)	〔於加和校為大試験之盛書感〕(漢詩か)	〔問答ほか写本〕	商売往来(手習い写本)	〔漢詩添削帳〕 正削伏乞	法帖(手習い手本)	〔新定三礼晚服図巻第一写本(初めの部分)〕	〔医術書写〕	〔漢詩〕	天覧の鐵筆
*火薬か				*伏乞斧付	*「第三大区 小区」用箋			*劣化変色・破損・朱筆あり	*変型、縦40・5×横13・9cm	*後欠、朱筆あり	*前欠、3丁	*縦長、洗心館自由党员新年宴会席上 ² 次横田某韻	*拓本、講入物か、朱印あり
				(近代)	7月18日(近代)					(近代か)	(近代か)	(新年)	
				山田連(鑽謹識)			北 ^{〔横田〕} 次郎(印)	門下生徒	北淳太郎			(横田某韻)、山田連	
状	状	状	状	縦帳	昇紙	縦折状	縦帳	縦帳	縦長帳	縦綴	状	状	封紙 包紙

カ-126	エ-391-4	エ-389-58-4	エ-389-55	エ-389-43	エ-389-37	エ-389-21-14	エ-387-10	エ-376-7-14	エ-376-7-10	エ-376-7-9	エ-376-7-8	エ-376-7-5	エ-376-6-8
(表)鉄砲諸道具定之事 (裏)角之定之事 *写本か	かつはうり(狂歌) *訂正あり	[那須与一説話部分書付] *破損	[汽車時刻表] *印刷	[草字心経極札] *封紙上書「江戸島山牛庵付札」	[現行類聚法規部分] *書籍崩の5枚分、印刷	[海外の状況について問答形式の覚書] *崩れ一部分	[詠草] *IV 1 b項のエ38711への返歌か	[以村新大師の瑞奇書付]	[漢詩]	[十二支尽しざれ歌]	[相州江島上宮下宮神護符] *木版10点、大黒天・弁才天	[浄瑠璃番組書] *木版(袖部墨書)「のし 豊竹楨尾太夫」、座摩社内裏門ニ而	[和歌浦名所見物次第書付]
			(近代)									(戊ノ8月より(興行か))	
		北アキ	編集兼出版人大阪府下西成郡福島村浅尾延太郎、印刷大坂明宣社	弘法大師(印・牛庵)									
折本	状	状	状	封紙包札	書籍部分	手帳部分	状	状	状	状	絵重折	状	状

キ-161-7	キ-161-6	キ-161-5	キ-161-4	キ-161-3	キ-161-1	キ-161	キ-158	キ-128	キ-119	キ-21	カ-156	カ-155	カ-150
〔漢詩文〕	〔漢詩文〕 *袖部大損抜注意	奉和〔漢詩文〕 *袖部破損	賓〔漢詩文〕	寄〔漢詩文〕 *寂躰隠士之座居…	賓韵拝謝〔漢詩カ〕 *紫雲和尚来訪…	【巻き込み一括7点】↓詳細以下へ *1文書で以下文書を巻	耕作往来〔手習い手本〕 *一部変色劣化・下部ボロボロ	〔染色除色并銀銅焼付け方法等書付〕 *〔端裏書〕朱色鉛筆〔除色秘伝〕	〔南山乗如漢詩の写し〕 *七言絶句か・28文字	〔北家古書画目録〕	難波津古風一篇之事〔漢詩・手習本か〕 *こちらが前半	難波津古風一篇之事〔漢詩・手習本か〕 *こちらが後半	実学社人名簿 *小型、印刷、各郡別、住村と個人名一覽 〔近代〕
甲戌蕪賓〔5月〕			丁丑夷則	孟春念五	甲戌孟冬18日		卯之3月書	〔近世か〕					
〔印〕 東山圓通峰主湛慧艸書	湛慧艸具〔印〕	湛恵 ^(マ) 拜具	圓通峰主湛慧艸具〔印〕	湛慧艸具	泉涌禁衲湛慧草具				南山乗如〔印〕		藤位高諧朝臣	藤位高諧朝臣	
状	状	状	状	状	状		豎帳	状	状	状	折本	折本	横帳

キ-172	キ-171	キ-170	キ-169	キ-168	キ-167-2	キ-167-1	キ-167	キ-166	キ-165	キ-164	キ-163	キ-162-2	キ-162-1
〔白紙〕	〔兵法口伝書断簡〕 落書か、文中に「于時延宝二歳中村氏尚勝謹序跋焉…」と有 *前後欠、全体変色、少し長い、裏面書付は	柏肩□□(摩滅)(源氏絵下書き) *軸欠・後欠、一部彩色、長い	〔文字手本〕 *書状の形式、初と後に署名有・初めは「喜多長左衛門尉」か	秋日同詠三首和歌 *萩上露・月下鹿・窓中燈	〔短歌短冊〕 *表は紅色地に金模様短冊	〔俳句・短歌短冊〕 *表裏共利用、白地金縁短冊	【紙箱入和歌用短冊2点】↓詳細以下へ	〔かな手本〕 *〔端裏書〕「かな手本忠清藏 花鶴」	〔かな手本〕 *〔端裏書〕「かな手本」 「寺端甚之右衛門筆」	〔文字手本〕 *〔端裏書〕「喜多長左衛門手本」	〔和歌(君か代)〕 *いわゆる君が代	〔和歌(天川…)〕	〔和歌(うつろはん…)〕 *1・1・2で重折
										2月23日			
		長多川野屋所持	喜多長左衛門	権中納言藤原基茂	和子	(表)龍峰(印)(裏)龍子		源之丞		喜多長左衛門(所有者) / 監物丞源(内容)		興禱堂(印)	
										彈正忠			
状	状	元は卷子	卷子	状	短冊	短冊		折本	折本	折本	状	状	状

ケ-259	ケ-198	ケ-197	ケ-196	ケ-195	ケ-192	ケ-108	ケ-67	ク-35-40	ク-35-38	ク-35-37	ク-34	ク-29	ク-13
〔和歌山中学生時代の書付一括〕 *紅金の水引で一括、野紙他	論語折衷四終 *写本、虫損変色	論語折衷三 *写本、虫損変色	論語折衷二 *写本、虫損変色	論語折衷一 *写本、虫損変色	文論 先師安井息軒先生撰 *全て漢文	南遊覆髻稿 *漢文、写本か、「第三大区四五六小区」用箋	桑名 良種桑苗販売広告 *印刷、上部一部欠損	〔漢詩推敲帳〕 *表紙破損、朱筆あり	鶴梁文鈔(写本か) *綴無、「和歌山県那賀郡役所」用箋	国史略聞記(写本) *「又新堂」蔵書印	〔男子学生集合写真〕 *セピア色、破れ有、衣類は3人が洋装その他は着物と袴	〔孟子研究書付〕	〔閣下求士の参考意見書(部分)〕 *前欠、7枚目、「和歌山県那賀郡役所」用箋
(近代)							(近代)	卯 ²			(近代)		(近代)
						老泉熊谷忍先生作	上京二条城北馬場京都養蚕場浅田豹作	喜多淳介	江戸林長孺	喜多雀			桜井小陵
一括	縦帳	縦帳	縦帳	縦帳	野紙	野紙縦帳	状	野紙縦帳	野紙縦折		写真	縦綴	野紙

ス-3	ス-2	シ-5	サ-80	サ-78	サ-77	サ-76	サ-75	サ-74	サ-73	サ-72	サ-54	コ-149	ケ-261
〔手跡〕	〔八幡・天照皇・春日神名掛軸〕 *軸小口「三社」、大損	〔歌断簡〕	丸散(外題のみ) *虫損、内容欠	〔和歌・漢詩等手蹟一括〕 *12点一括	〔手蹟手本断簡一括〕 *断簡一括、吉田九左衛門・喜多金蔵の手跡有	御手本 *表紙に「宝曆十□□」の異筆文字・小口に「享保□□□」の文字	〔手蹟手本〕 *内容は書状等	妙法蓮華経 嵯峨本巻第一 *木版、表紙見返しに「憲称房秀印」と書付	妙法蓮華経 観世音菩薩普門品第二十五 *木版	妙法蓮華経 観世音菩薩普門品第二十五 *木版、表紙欠	〔図書名・定価書上覚帳〕 *鉛筆書	〔紫蘇酒説明書〕 *木版	〔西郷隆盛を談而〕 *左半分
			(近世)		(近世)	(近世)	(近世)				(近現代)		
	南紀草奔之臣源隆春識					高野山無量寿院内源兵衛書/喜多源之丞手本						南紀和歌山新通二丁目岡崎屋源四郎	
状	軸	断簡	軸断簡	断簡	折本断簡	折本	折本	折本	折本	折本	横半帳	状	罫紙半分

ツ-4	ツ-3	ツ-2	ツ-1	チ-14	チ-10	チ-5	タ-38	タ-35	タ-32	タ-30	タ-11	タ-10	ス-5
北九臯書(其ノ手ヲ情ニシテ) *ソロモン箴言	北家伝来寂蓮法師真筆 *12行、(題下貼紙)「源氏物語の一節」	野行幸(和歌色紙)(題箋「諸平色紙」)	伊藤蘭隅筆山静太古 *漢文10文字、題箋横別紙に「紀州徳川侯に仕へし儒者」と有、軸頭竹製	栗山書 *129・7×51・65cm、漢詩20文字	〔喜多忠親(如閑)・同妻於満肖像画〕 *彩色、壽願齋著如閑法師・林光妙英大姉、(裏貼紙)「忠親 享保十年乙巳五月廿七日於泉涌寺塔頭戒光寺道場剃髮 寛延二己巳正月廿日寂 于時行年八十七歳」妙英 正徳五年乙未六月念九日遷死	〔暢堂作山水図〕	草稿(漢詩) *「伏乞削正」とあり朱にて添削	ぐんぢんあふき(略図) *虫損	今川状(手習写本)	〔百人一首〕 *木版、前後欠	智與暮久礼(写本) *ちよぼくれ、井伊大老暗殺事件	魯西亜国漂流人記 全(写本) *美濃判、勢州白子住神島丸幸太夫、女帝エカテリナ	〔手鏡〕 *直径7・35〜7・4cm、下部破損(元は柄付か)
							(近代か)	(近世)	(永享元年9月日)				
九臯生書(印)(印)		諸平	蘭隅(印)(印)	栗山(印)(印)			北淳年十六載之時						小泉山城任藤原光房 ²⁾
軸装	軸装	軸装	卷子	軸装	軸装	軸装	罫紙縦帳	状	縦帳	縦帳	縦帳	縦帳	鏡

カ-100	カ-5	オ-12	エ-379-22	エ-376-6-2	ア-212-4	ア-194-3	イ-388	イ-347	ウ-143	ウ-144
〔上杉家系図写し〕 *写、右系図一軸当寺二有之	〔年賀ほかにつき書状〕 *変色劣化抜注意	住所氏名のひかへ *藤本・山崎・奥田・平松・水田・湯川・高野文雅堂・四方・金田・志磨・永岡・児玉・桃谷・吉村・山下・三谷・川崎	〔中村福蔵院より無火鉄砲并薬製法致し方伝手致度旨書状来伝え状〕	〔注文の黒焼を飛脚にて送った旨并代銀差引の旨書状〕	〔日の決定につき返事を乞う書状〕	〔定法寺につき書付〕 *下野壬生在橋本村	〔風折烏帽子狩衣着用神道裁許状〕 *大判	あら川氏神御遷宮荘内請取家之目録(お供え渡し家) *聞届の旨裏書あり	大般若波羅密多經卷第三百四十八 *「四国阿州クラ波トノ十入以心ノためニ」、虫損大、紙幅482、紙縦241、紙数19枚、紙27行、一行17字、界高198.7、界幅118、天界19、地界23、界線淡墨、表紙エンジ色、裏打有	大般若波羅密多經卷第五百三十二 *虫損大、紙幅481、紙縦233.5、紙数18枚、紙27行、一行17字、界高99、界幅18、天界15、地界20、界線淡墨、表紙エンジ色、裏打有
宝永元年8月10日 (写日)	正月12日	(近代)	7月5日	8月26日	旧7月10日(近代)		宝永7庚寅年10月20日	宝永6年丑11月5日	天正7年5月20日	寛治4年歳次庚午10月日
高野山清浄心院有恵(印) (写し人)	楠本甚左衛門(花)		田中勘重郎	島屋市兵衛	ヲ、ツ中村藤田彦兵衛		神祇管領長上從二位侍從 卜部朝臣(花)(印)	あら川上野村新太郎、若 右衛門		蜂田寺行心
	鈴木五郎四郎		あら見湯浅健次郎	若山新通 宅丁目岡野次右 衛門	植野又衛門、上中伊三郎、 香戸定助		東之村若一王子権現神主 杉原出雲守橋雅味	年預代		
状	状	横帳	状	状	状	状	状	状	折本	折本

3 北家外文書

ソ	エ-75
〔和歌短冊〕 *木箱入り83点	〔刑法関係文書写〕(部分) *横折重折で綴らない横半帳
	(近代)
短冊	(横半帳か)

4 分類不明文書

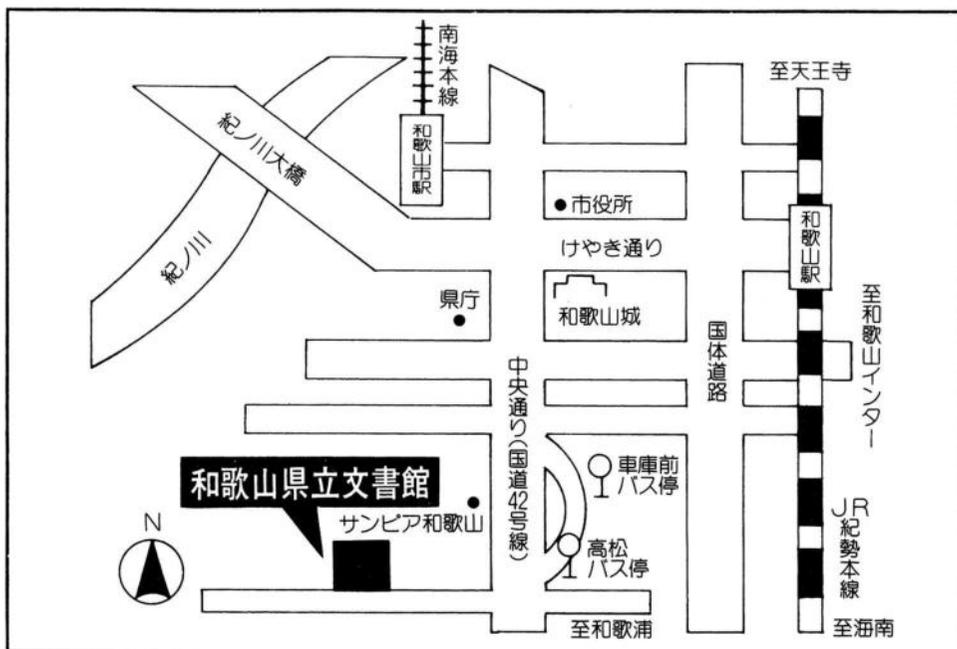
エ-379-1	エ-371-3	エ-355	ウ-5-1-3
〔材木寸法書上〕	覚(新米受取)	〔金銭名前書上覚〕 *名望家寄附金か、エ389148にはぼ同	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (破損にて不開) *激損取扱注意
*水利か	3月18日	(近代)	
	岩井屋孫助(印)		
	定助		
重折状	状	状	状

ア-194	キ-126-6	エ-409	ケ-71	ケ-70	カ-144-1	カ-121-4	カ-116	カ-111
*〔袋〕 *〔袋上書…木版〕「本家 御茶用菓子煎餅 大坂 嶋之内心斎橋通②より一すじ南西がわ 広嶋屋 仙蔵製」、中身は無関係↓金銭受取等へ	〔高書付片〕 *〔□三斗式升七合〕とのみ有	〔断簡一括〕	〔桑山姓覚〕 *桑山五右衛門・内匠頭・与惣右衛門の三人	覚(城孫右衛門家につき) *喜多氏へ被仰越候故書付進申候	〔御尊父病氣見舞并愚妻への見舞状御礼書状〕 *古いか	①〔借用金子のことにつき書状〕 *巻込文書Ⅳ1a項の②とは無関係か、カ14413参照	〔藤之右衛門病牀につき書状〕 *今暫名手之療治ニ預り度存候	覚(金銭渡し)
				3月3日	弥生12日	5月19日	4月2日	7月9日(近世)
				城祝道 ²⁾	河野修理	山辺健司	湯浅藤左衛門	湯浅
				津田森右衛門	奥主膳	京師林大藏(江戸本材木町六丁目□□)	山田文英	井関
袋	状	一括	状	状	状	状	状	状

VI 4 分類不明文書

ケ-256	ケ-254	ケ-250-20	ケ-250-11	ケ-250-8	ケ-247	ケ-236-13	ケ-236-6	ケ-236-1	エ-390-48-12	エ-390-48-2	エ-390-1	エ-389-48	エ-359
〔湯浅氏書送り預・送り米等につき書付〕	〔山内田畑所在略絵図〕	〔金銭并米・大豆代ほか書上覚〕	安政六己未七月四日夜掘絶シ候木数之覚 *〔封紙上書〕「新田孫逸」、桐・柿	〔金銭書上覚〕	覚〔字川きし〕下畠高につき *下部欠損大、〔端裏書〕「弁財天 <small>（印）</small> 」	〔米限高差引勘定覚書〕	〔字尻丸五ヶ所高覚書〕	〔組内より此度は荒目番人お断りの旨御伝え書状〕	〔人名書付〕	〔計算書付〕	〔番号人名書上〕	記〔各人別金銭書上〕	〔黒米・白米・人名書付〕
*反故紙利用	*欠損あり			*3両1歩		*370石3斗1升5合3勺			*長山村花田源助・同村秦野源之丞	*朱筆	*20名、北長左衛門・児玉仲児の名あり、木国同友会か	*エ355にほぼ同、216円定額	*税関係か、名は作人か
(近世)	(近世か)	(近世)	(安政6己未年7月4日夜)	(近世)				未8月22日				(近代)	(近世か)
			五人組親治兵衛、地主孫逸(印)					市原久吉					
								喜多長左衛門					
横 状	絵 図	横 折	封紙包状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	横 綴

コ-165	ケ-251	ア-194-1	ス-4	サ-10	コ-13	コ-12	コ-11	コ-5	ケ-258	ケ-257
〔高野村本田新田歟先荒地書上〕	〔租税収穫日一件書断片〕 *後欠	〔佐々木左京尋場所ほか書付〕	請状箱 *中身無、革紐少残	〔お礼とお出を願う書状〕 *袖部大損、元何かに貼付か、劣化変色	〔入高書上〕 *85人分	〔米高書上〕 *44人分、2丁、朱筆あり	〔出銭書上帳〕 *128人分	〔仕法帳表紙〕 *表紙に「二啓」の貼紙あり	〔金銭書付一括覚〕	〔西暮より八朱利戻につき年々差引覚〕 *反放紙利用、内側別文書↓〔午御改帳の一頁〕午6月 上野村庄屋基太夫(印)・肝煎武兵衛(印)↓木村清兵衛
(明治2巳年以降)	(近代)			仲冬 ^(カ) 29日/10月23日			(近代)			(近世)(西ノ寅)
			喜多	<input type="checkbox"/> ^(カ) 賢了				観心寺		
				<input type="checkbox"/> 賢了/天谷七郎左衛門 ^(カ)						
縦	縦	縦	木製箱	縦	横	横	横	縦	横	横



〈利用案内〉

- ・古文書の一般利用は、現本保護のため、写真版またはマイクロフィルムとします。
- ・一般利用に供している資料は、写真版等から複写できます(有料)。
- ・どうしても原本の閲覧が必要な場合には特別閲覧制度があります。事前に、文書館所定の用紙に申請の目的など必要事項を記入し、捺印のうえ申請してください。
- ・利用の際に資料破損のおそれがある場合など特別閲覧できないことがあります。
- ・資料原本からの複写は一切できません。

所在地

〒六四一-〇〇五一 和歌山市西高松一七-三八

(TEL 073143619540)

開館時間

平日 午前10時～午後6時

土・日曜日 午前10時～午後5時(5月5日・11月3日を含む)

休館日

月曜日・国民の祝日(5月5日・11月3日)をのぞく

年末年始(12月28日～1月4日)

館内整理日(1月5日・2月から12月は月の初日)

特別整理期間(毎年6月中旬に十日間)

交通

和歌山バス高松バス停下車徒歩約三分

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅より二〇分

収蔵史料目録六 北一夫氏旧蔵北家文書目録

平成十六年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館
発行 和歌山県
印刷 ㈱高木プリント